

さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟
施設管理・運營業務民間競争入札実施要項（案）

平成25年●月

国土交通省関東地方整備局

さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 施設管理・運營業務民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定されたさいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟（以下、「2号館等」という。）の施設管理・運營業務（以下、「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象 公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

（1）対象施設の概要

【施設概要】

施設名称：さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟

所在地：さいたま市中央区新都心2-1

入居官署：関東地方整備局、関東管区警察局、北関東防衛局、東京矯正管区、
関東農政局、関東地方更生保護委員会、独立行政法人農林水産消費
安全技術センター

敷地面積：23,633.32㎡

①庁舎（さいたま新都心合同庁舎2号館）

構造規模：S造一部SRC造 地上26階（地下3階、塔屋2階）

建築面積：5,216.94㎡

延べ面積：101,405.76㎡

②庁舎（検査棟）

構造規模：SRC造一部RC造 地上7階（地下3階、塔屋2階）

建築面積：5,962.33㎡

延べ面積：32,800.33㎡

③庁舎（厚生棟）

構造規模：RC造一部S造 地上1階

建築面積：986.34㎡

延べ面積：937.84㎡

管理・運営業務の範囲：2号館等内及び構内

利用者：職員約2,500人、外来者1日約700人

テナント施設：飲食3件（食堂1件、蕎麦屋1件、弁当販売店1件）、コンビニエンスストア1件、靴屋1件、理容室1件、診療所2件

（テナントの運営については本業務の対象外とする。）

（2）業務の対象と業務内容

以下の対象業務について、2号館等の職員及び2号館等を利用する全ての者が快適に業務及び営業を行えるよう適切に行うこととする。

【対象業務】

①機械電気設備運転管理業務

1) 2号館等に設置してある機械設備（空調・衛生設備等）、電気設備（受変電・照明設備）などの運転監視・日常点検と、機械設備（空調・衛生設備等）の定期点検等及び保守を行う。

2) 水槽等清掃点検・執務環境測定・水質管理を行う。

②受変電設備等点検整備業務

2号館等に設置してある受変電設備・発電設備等の定期点検等及び保守を行う。

③2号館エレベータ等点検整備業務

2号館に設置してある昇降機設備（エレベータ全16機、エスカレータ全2機）の定期点検等及び保守を行う。

④検査棟他エレベータ点検整備業務

検査棟等に設置してある昇降機設備（エレベータ全8機）の定期点検等及び保守を行う。

⑤防災設備点検整備業務

2号館等に設置してある消火器・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・誘導灯設備・泡消火設備・放送設備・防火扉・シャッター設備等の定期点検等及び保守を行う。

⑥通信設備等点検整備業務

2号館等に設置してある電話交換設備・構内情報網設備、電力監視制御設備・照明制御設備・防犯設備等の定期点検等及び保守を行う。

⑦保安警備業務

2号館等における警備及び庁舎利用者並びに勤務職員の庁舎利用における手続等を行う。

⑧清掃業務

2号館等の良好な環境衛生を維持するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」その他関係法令に基づき、庁舎清掃を行う。

⑨緑地管理業務

2号館等の敷地内にある植栽について、植栽の徒長が歩行者の安全確保や植栽維持管理の妨げにならないように剪定を行う。

また、緑化環境維持のために、植え込み地の除草・施肥・点検・清掃・害虫防除を行う。

⑩害虫・ねずみ防除業務

2号館等の害虫及びねずみ等の生息状況・環境の調査並びに調査に基づいた防除及び防除の効果判定を併せて行う。

効果判定を行った結果、2号館等の害虫及びねずみ等の生息実態を把握し、環境負荷の少ない効率的な防除と、大量発生を抑制を図る。

⑪入退館管理システム保守業務

2号館等に設置されているICゲート・電子錠及びそれに関する各種機器の定期点検・保守等を行う。

⑫ゴンドラ設備等点検業務

2号館等に設置されているゴンドラ、走行ブリッジ、移動梯子の定期点検等及び保守を行う。

(3) 用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」（（一財）建築保全センター発行（以下「共通仕様書」という。））第1編一般共通事項、第1章一般事項、1.1.2用語の定義による。

なお、本業務は原則共通仕様書を適用する。

1.1.1 管理運營業務全般に係る業務

本業務の実施にあたっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。

(1) 入札参加グループの管理について

本業務を実施するにあたり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、管理・運營業務を包括的に管理すること。

(2) 発注者との連携（打合せ）について

代表企業及びグループ企業は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運營業務を実施すること。

(3) 代表者の権限

代表企業は、本業務の履行に関し、入札参加グループを代表して発注者及び施設管理担当者と折衝する権限並びに自己の名義を持って請負代金の請求、受領及び入札参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(4) 統轄管理責任者

①落札事業者は、統轄管理責任者を社内から選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統轄管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統轄管理責任者は業務責任者を兼務することができる。

②統轄管理責任者は、常駐し、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。

③施設管理担当者から指示があった場合は、統轄管理責任者は速やかに各業務責任者を通じ実行すること。

④業務途中において統括管理責任者の交代を行う場合には、十分な業務引継期間を確保すること。また、特別な理由による場合を除き、不選任期間を生じさせないこと。

(5) 副統轄管理責任者

①統轄管理責任者は、副統轄管理責任者を置くことができる。

②副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を選出した事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。

③副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を補助し、統轄管理責任者が不在の際は、これに代わる。

1.1.2 機械電気設備運転管理業務（点検等及び保守）

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は、共通仕様書第2編定期点検等及び保守、第1章一般事項、第1節一般事項による。

①対象設備、点検内容及び実施時期

詳細は、別紙3のとおり。

(2) 運転監視及び日常点検・保守

一般事項は共通仕様書第3編運転・監視日常点検・保守、第1章一般事項第1節一般事項による。

①運転・監視及び日常点検・保守の内容

詳細は、別紙3のとおり。

1.1.3 受変電設備等点検整備業務

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は共通仕様書第2編定期点検及び保守、第1章一般事項第1節一般事項による。

(2) 対象設備、点検の内容と実施時期

受変電設備等点検整備業務の詳細は、別紙4のとおり。

1.1.4 2号館エレベータ等点検整備業務

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は共通仕様書第2編定期点検及び保守、第1章一般事項第1節一般事項による。

(2) 対象設備、点検の内容と実施時期

エレベータ等点検整備業務の詳細は、別紙5のとおり

1.1.5 検査棟他エレベータ点検整備業務

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は共通仕様書第2編定期点検及び保守、第1章一般事項第1節一般事項による。

(2) 対象設備、点検の内容と実施時期

エレベータ等点検整備業務の詳細は、別紙6のとおり

1.1.6 防災設備点検整備業務

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は共通仕様書第2編定期点検及び保守、第1章一般事項第1節一般事項による。

(2) 対象設備、点検の内容と実施時期

防災設備点検整備業務の詳細は、別紙7のとおり

1.1.7 通信設備等点検整備業務

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は共通仕様書第2編定期点検及び保守、第1章一般事項第1節一般事項による。

(2) 対象設備、点検の内容と実施時期

通信設備等点検整備業務の詳細は、別紙8のとおり

1.1.8 保安警備業務

(1) 警備業務

一般事項は、共通仕様書第6編警備、第1章一般事項、第1節一般事項による。

(2) 窓口業務

- ① 会議室鍵貸出
- ② 会議室備品貸出
- ③ 情報機器貸出
- ④ 他省庁会議室受付
- ⑤ ICカード貸出
- ⑥ 庁舎管理業務に係る申請等の受付
- ⑦ 庁舎不具合窓口
- ⑧ 外来者一時対応
- ⑨ 庁舎管理業務各局アナウンス

(3) 業務内容及び周期

別紙9のとおり

1.1.9 清掃業務

(1) 業務内容及び周期

一般事項は、共通仕様書第4編清掃、第1章一般事項、第1節一般事項による。清掃等業務の詳細は、別紙10のとおり

1.1.10 緑地管理業務

(1) 植栽管理業務

- ① 構内植栽管理
- ② 屋上植栽管理

(2) 業務内容及び周期

別紙11のとおり

1.1.11 害虫・ねずみ防除業務

(1) 害虫及びねずみ防除業務

- ① 生息調査
- ② 全館防除
- ③ 食堂防除

(2) 業務内容及び周期

別紙 12 のとおり

1.1.12 入退館管理システム保守業務

(1) 入退館管理システム保守業務

- ①定期メンテナンス
- ②定期クリーニング
- ②定期調整及び確認

(2) 業務内容及び周期

別紙 13 のとおり

1.1.13 ゴンドラ設備等点検業務

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は共通仕様書第 2 編定期点検及び保守、第 1 章一般事項第 1 節一般事項による。

(2) 対象設備、点検の内容と実施時期

ゴンドラ設備等点検業務の詳細は、別紙 14 のとおり

1.1.14 その他

- (1) 対象施設・設備の一覧は別紙 1 及び別図 1・2 のとおりとする。
- (2) 業務毎の必要な資格等は別紙 2-1 のとおりとする。
- (3) 業務責任者等については、別紙 2-2 のとおりとする。
- (4) 法令に定められた作業は、別紙 2-3 のとおりとする。
- (5) 発注者が用意するものは別紙 2-4 のとおりとする。
- (6) 落札事業者が用意するものは別紙 2-5 のとおりとする。
- (7) 業務日、業務時間は別紙 2-6 のとおりとする。
- (8) 報告書等については別紙 2-7 のとおりとする。
- (9) 共通事項は別紙 2-8 のとおりとする。

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1.2.1 管理・運営業務の質

(1) 管理・運営業務に関する包括的な質

【基本方針】

管理・運営業務を通して、2号館等における業務の円滑な実施を可能とす

ること。

① 確実性の確保

1) 管理・運營業務の不備に起因する 2 号館等における執務及び営業の中断回数 (0 回)

※ 執務及び営業の中断とは、執務及び営業が中断することにより著しく 2 号館等を利用する全ての者の利益を損なった場合をいう。

2) 管理・運營業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数 (0 回)

② 安全性の確保

管理・運營業務の不備に起因する職員及び 2 号館等を利用する全ての者の怪我の回数 (0 回)

※ 怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

③ 環境への配慮

省エネ法及び環境確保条例を遵守し本業務遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。ただし、利用者の業務に支障の無いよう配慮すること。

※ 関東地方整備局では、平成 14～16 年度温室効果ガス総排出量の平均を基準として、平成 26～28 年度平均で 6%削減を目標とする。

1.2.2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として別紙 3～14 で開示する情報に定める内容とする。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、管理・運營業務の実施全般に対して民間競争入札に参加する者 (以下「入札参加者」という。) の創意工夫を反映し、管理・運營業務の質の確保 (包括的な質の確保、コスト削減等) に努めるものとする。

(1) 管理・運營業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

入札参加者は、別途定める業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等 (以下、「業務の質等」という。) に関する書類 (以下「企画書」という。) に従い、管理・運營業務の実施全般に係る質の確保の観点から取り組むべき事項等の提示・表明すること。

(2) 管理・運營業務のコスト削減に関する提案

入札参加者は、コスト削減に関する提案について、別途定める企画書に従い、具体的な方法等を示すとともに、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を提示・表明すること。

(3) 共通仕様書・その他質の確保に関する具体的な提案

共通仕様書に関する提案がある場合、仕様書の趣旨・目的に準拠し、同等または、それ以上の水準を確保するとともに、その根拠等を提示・表明すること。

1.2.4 請負代金の支払い方法

関東地方整備局は、検査職員及び施設管理担当者が事業期間中の検査・監督を行い、質、最低水準の確保の状況及び企画書の提案事項実施状況を報告書、目視等により確認した上で、請負代金を支払うものとする。検査・監督の結果、質、最低水準及び企画書の提案事項（管理・運營業務全般に係る業務に関する提案を除く）の確保がなされていない場合は、施設管理担当者は再度業務を履行するように指示を行い、落札事業者は、すみやかに業務改善計画書を施設管理担当者へ提出する。履行の確認ができない限りの請負代金の支払いは行わないものとする。

請負代金の支払いにあたっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後、関東地方整備局との間で予め定める書面により当該月分の支払い請求を行い、関東地方整備局は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

保守点検に伴う部品の交換代金については当初請負代金に含まれるものとするが、詳細については別紙3～別紙14の業務毎の特記仕様書によるものとする。

1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品

本業務を実施するにあたり、本実施要項等において各業務で使用する材料等の消耗品は、別に定める落札事業者が負担するものを除き、全額関東地方整備局の負担とし、落札事業者からの請求に応じ支給するものとする。

(2) 光熱水料

関東地方整備局は、落札事業者が本業務を実施するのに必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償で提供する。

(3) 法令等の変更による増加費又は損害の負担

法令等の変更により落札事業者に生じた合理的な増加費用又は損害は、以下の①から③のいずれかに該当する場合には、関東地方整備局が負担し、それ以外の変更については落札事業者が負担するものとする。

- ① 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- ② 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第9条第2項第3号及び第3項、第14条第2項第3号及び第3項）

- (1) 法第10条各号（入札参加者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例がないときは、第11号を除く）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、Aの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- (5) 国土交通省関東地方整備局長より指名停止を受けている期間中のものでないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (8) 企画書において、業務の実施に必要な要件が満たされていることが確認できること。
- (9) 入札参加グループでの入札について
本業務の実施あたっては、一企業とすることも、入札参加グループとすることも可能とする。
 - ① 単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができるものとする。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及びグループ企業として参加するものとする。
なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若

しくは単独で入札に参加することはできないものとし、また代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、提出することとする。

- ② 代表企業は上記（１）から（６）及び（１１）から（１２）のすべての要件を満たすこととし、グループ企業は上記（１）及び（２）並びに（４）から（６）のすべての要件を満たすとともに、平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級のいずれかに格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

なお、警備業務を担当する者は、（７）の要件を満たしていること。

（１０）事業協同組合での入札について

入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することはできないものとする。

- （１１）電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

- （１２）入札説明書の交付（官報公示により定めた方法）を直接受けた者であること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

（１）入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| ①官報公示 | : 平成 25 年 11 月下旬 |
| ②入札等に関する質疑応答 | : 平成 25 年 11 月下旬
~平成 25 年 12 月下旬 |
| ③入札及び現場説明会 | : 平成 25 年 11 月下旬
~平成 25 年 12 月中旬 |
| ④申請書及び企画書の提出期限 | : 平成 26 年 01 月中旬 |
| ⑤申請書及び企画書の確認通知 | : 平成 26 年 01 月下旬 |
| ⑥入札書の提出期限 | : 平成 26 年 01 月下旬 |
| ⑦入札書の評価 | : 平成 26 年 01 月下旬
~平成 26 年 02 月上旬 |
| ⑧開札 | : 平成 26 年 02 月上旬 |
| ⑨契約締結 | : 平成 26 年 4 月 1 日 |

（２）入札実施手続

①提出書類

民間競争入札に参加する者は、本業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）、競争参加資格確認申請書（以下「申請

書」という。)及び企画書を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類をあわせて提出すること。

②申請書及び資料の内容

申請書の内容及び作成については、入札説明書による。

③企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5で示す審査を受けるために、次の1)～5)に掲げる事項を記載すること。必要に応じ、企画書提出期限前に質問を行うことができる。質問を求められた関東地方整備局は、当該者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

1) 企業の代表責任者及び本業務担当者(提出様式1)

※複数の企業で参加する場合

・参加企業の一覧、代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者

2) 業務実績(提出様式2及び提出様式6)

本実施要項1で示した業務ごとの過去3年間の業務実績(実績を証明する書類の添付:契約書その他の実績を証明する書類の写し)

3) 業務に対する認識(提出様式3)

ア) 本業務の目的を理解した計画的な実施

イ) 本業務を確実に実施するための基本的なポイント等

4) 実施体制(提出様式4)

ア) 各業務体制

(グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。)

イ) 緊急時等への対応について

(具体的な事態を想定した体制、対策及び業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。)

ウ) 質の確保に寄与する資格・経験の有無

(証明する書類の添付:実績、認定等を証明する書類の写し)

5) 管理・運営業務全般に係る業務に関する提案(提出様式5)

ア) 本業務の包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の確保に関する提案

イ) 本業務のコスト削減に関する提案

ウ) 共通仕様書・その他質の確保に関する具体的な提案

(提案がある場合、その具体的な方法、計画、実施可能な体制等)

④開札にあたっての留意事項

- 1) 開札は、紙入札方式による入札者、(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ)を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2) 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3) 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限委任状を提示しなければならない。
- 4) 紙入札方式による入札者は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか開札場を退場することができない。
- 5) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子入札システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子入札システムによる入札者(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。)は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

- 6) 上記5)で、当初入札又は再度入札(入札執行回数は、原則2回)で落札事業者がない場合は、再度公告入札を行う。

⑤通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項(法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号)

落札事業者の決定は、一般競争入札方式により行う。

また、入札参加資格の確認は、関東地方整備局に設置する「物品等調達契約審査委員会」において行うものとする。

- (1)入札参加資格確認にあたっての質の評価事項の設定(別紙15)

入札参加資格を確認するための企画書の評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか、また、提案内容が具体的かつ効果的なものであるかについて行う。

審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の1)～3)に示す事項を満たしていることを確認する。すべてを満たした場合は業務の実施に必要な要件が満たされている企画書とし、1つでも満たしていない場合は入札参加資格を認めない。

1) 業務に対する認識

- ア) 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。
- イ) 本業務を確実に実施するための基本的なポイント等が明確となっているか。

2) 実施体制

- ア) 各業務の業務水準が維持される体制であるか。
(グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。)
- イ) 緊急時等への対応について
(具体的な事態を想定した体制、対策及び業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。)
- ウ) 業務で必要とする資格者が適正に配置されているか。
- エ) 質の確保に寄与する資格・経験を有しているか。

3) 管理・運營業務全般に係る業務に関する提案

- ア) 本業務の包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の確保に資する提案がなされているか。
- イ) 本業務のコスト削減に資する提案がなされているか。

(2) 落札事業者決定にあたっての方法

①落札事業者の決定方法

本実施要項3に規定する入札参加資格をすべて満たした者について、入札価格(予定価格の範囲内のものに限る。)の最も低い者を落札予定事業者とする。

②留意事項

1) 当該落札予定事業者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合

その価格によって契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当する恐れがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると

認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定事業者として決定することがある。

ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性

- ・ 当該単価で適切な人材が確保されているか
- ・ 就任予定の者に支払われる賃金額など

イ) 当該契約の履行体制

- ・ 常駐者の有無
- ・ 人数
- ・ 経歴
- ・ 勤務時間
- ・ 専任兼任の別
- ・ 業務分担等

ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

エ) 手持ち機械その他固定資産の状況

オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する履行状況

カ) 経営状況

キ) 信用状況

2) 落札予定事業者となるべき者が二人以上あるとき

直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札予定事業者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札予定事業者を決定するものとする。

3) 落札事業者が決定したとき

遅滞なく、落札事業者の氏名若しくは名称、落札金額、落札事業者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札事業者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札事業者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できないなど、やむを得ない場合は、関東地

方整備局が自ら当該業務を実施すること等としその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項
従来の実施に関する情報は、別紙16のとおり。

7. 落札事業者が使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 使用施設

2号館等の関東地方整備局が所管する施設

(2) 使用国有財産

使用できる設備については、2号館等の管理・運營業務に係る国有財産全てとする。

8. 落札事業者が対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項。

(1) 報告等について

①作業計画書の作成と提出

落札事業者は、本実施要項1で示した業務において業務を行うにあたり各年度の事業開始日までに年度毎の作業計画書を作成し、施設管理担当者へ2部提出すること。

②業務従事者名簿の作成と提出

1) 落札事業者は、本実施要項1で示した業務を行うにあたり、業務に従事する者の名簿を作成し、施設管理担当者に提出すること。別紙2-1及び2-2で示す資格を有する業務については、その資格を証明する書類（資格書の写し等）を併せて2部提出すること。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。

2) 施設管理担当者は、業務従事者が不適格であると認める場合には、その理由を明らかにし、落札事業者に当該業務従事者への指導を求めることができる。その場合、落札事業者は不適格である理由を確認し、当該業務従事者の改善又は交替を行うものとする。

③業務報告書の作成と提出

落札事業者は、本実施要項1で示した業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

なお、様式は、仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保

全業務報告書作成の手引き（平成 20 年版）」を参考に施設管理担当者と協議のうえ、決定し、提出については別紙 2-7 に則ること。

- 1) 落札事業者は、業務開始前に全ての業務報告書の様式を施設管理担当者へ 2 部提出し、承諾を得ること。
 - 2) 落札事業者は、業務期間中、業務日報を毎日作成し、施設管理担当者へ 2 部提出すること。
 - 3) 落札事業者は、業務期間中、業務月報を当月分業務完了後速やかに施設管理担当者へ 2 部提出すること。
 - 4) 落札事業者は、各事業年度終了後速やかに当該事業年度に係る管理業務に関する年間総括報告書を施設管理担当者へ 2 部提出すること。
- ※提出にあたっては、施設管理担当者 8. (2) ①ア)～ウ) のいずれか 1 名とする。

(2) 関東地方整備局の検査・監督体制

落札事業者からの報告を受けるにあたり、関東地方整備局における施設管理責任者等、検査・監督体制は次のとおりとする。

①施設管理責任者及び施設管理担当者

- 1) 施設管理責任者
総務部長
- 2) 検査職員
総務部総務課長
- 3) 監督職員（施設管理担当者）
 - ア) 総務部総務課長補佐（庁舎管理担当）
 - イ) 総務部総務課合同庁舎管理第一係長
 - ウ) 総務部総務課合同庁舎管理第二係長

②検査・監督体制

- 1) 落札事業者は、業務終了後に施設管理担当者へ連絡すること。
- 2) 落札事業者からの連絡を受けた場合には、検査職員は業務履行の検査を行うものとする。

(3) 関東地方整備局による調査への協力

関東地方整備局は、落札事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、落札事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は落札事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする者は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条 1 項に基づくものであることを落札事業者に明示するとともに、その身分

を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(4) 指示について

監督職員は、次に掲げる事態が発生した場合は、落札事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・本業務の不備により職員等から苦情が多数寄せられた場合
- ・本業務の不備による設備の停止
- ・本業務の不備による職員及び2号館等を利用する全ての者とのトラブルの発生等

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

(5) 秘密の保持

落札事業者は、本業務に関して施設管理担当者が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

落札事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(6) 個人情報の取り扱い

① 基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③ 利用及び提供の制限

落札事業者は、施設管理者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

④ 複写等の禁止

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務

による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報
が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

⑤事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

⑥管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦業務従事者への周知

落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(7) 契約に基づき落札事業者が講ずべき措置

①業務の開始及び中止

- 1) 落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとする時は、2ヶ月前までに施設管理担当者の承認を受けなければならない。

②公正な取り扱い

- 1) 落札事業者は、本業務の実施にあたって、職員及び2号館等を利用する全ての者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 落札事業者は、当該施設利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

落札事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守

しなければならない。

⑥安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・調書類等

落札事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、関東地方整備局の承諾を受けた場合はこの限りではない。

⑨権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と接触する時は、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、予め、施設管理担当者の承認を受けなければならない。

⑩一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9に記載した損害を除く）については、落札事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、関東地方整備局の責めに帰すべき事由により生じたものについては、関東地方整備局が負担する。

⑪契約によらない自らの事業の禁止

落札事業者は、本業務の対象施設において、施設管理担当者の許可を得ることなく自ら行う事業又は本契約者以外のものとの契約（本契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑫再委託の取り扱い

- 1) 入札事業者（入札参加グループを含む）は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- 2) 入札事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。（提出様式7）
- 3) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で、施設管理担当者

の承認を受けなければならない。

- 4) 落札事業者は、上記2) 及び3) により再委託を行う場合には、落札事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(5) 秘密の保持」及び「(6) 個人情報の取り扱い」並びに「(7) 契約に基づき事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から履行確認に必要な報告を徴収することとする。
- 5) 上記2) から4) までに基づき、落札事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて落札事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、落札事業者の責めに帰すべき事由とみなして、落札事業者が責任を負うものとする。

⑫契約の解除

関東地方整備局は、落札事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき
- 2) 法第 10 条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- 4) 上記3) に掲げる場合のほか、検査・監督の結果、質、最低水準の確保がなされていない場合において、施設管理者による再度業務の履行指示に従わない場合等契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- 7) 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- 8) 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑬契約解除時の取り扱い

- 1) 上記⑫に該当し、本契約を解除した場合には、関東地方整備局は落札

事業者に対し、当該解除の日まで当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間にかかる請負代金を支給する。

- 2) この場合、落札事業者は、契約金額の 105 分の 100 に相当する金額から上記 1) の請負代金を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として関東地方整備局の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 落札事業者は上記 2) の規定による金額を関東地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。
- 4) 関東地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑭業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑮業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、関東地方整備局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

⑯談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- 1) 落札事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、落札事業者は関東地方整備局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として関東地方整備局の指定する期間内に支払わなければならない。

ア) 本契約に関し、落札事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は落札事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命

令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

イ) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ) 納付命令又は排除措置命令により、落札事業者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ) 本契約に関し、落札事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2) 落札事業者は上記 1) の規定による金額を関東地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

⑰契約内容の変更

関東地方整備局及び落札事業者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

1) 関東地方整備局は、業務期間中に関東地方整備局の設備機器等が更新されることとなる場合又は実施要項等で関東地方整備局が提示した条件と異なることとなる場合には、民間事業者はその旨を通知するとともに、双方協議のうえ、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

2) 民間事業者及び関東地方整備局は、本業務の更なる質の向上推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれ相手方の承認を受けなければ

ならない。

⑱設備更新等の際における落札事業者への措置

- 1) 実施期間中に設備が更新、撤去又は新設される際は、更新機器について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。
- 2) 実施期間中に法令改正、管理水準の見直し等により業務実施内容を変更する際は、変更内容について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑲契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と施設管理担当者が協議するものとする。

9. 落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該落札事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号）

本契約を履行するにあたり、落札事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 関東地方整備局が行った損害賠償に対する求償

関東地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、関東地方整備局は当該落札事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、関東地方整備局自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 落札事業者が行った損害賠償に対する求償

当該落札事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該落札事業者は関東地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号、第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成28年5月を予定）を踏まえ、本業

務の実施状況については、平成 28 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査方法

施設管理担当者は、落札事業者が実施した管理・運營業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

本実施要項 1.2「サービスの質の設定」により設定した事項。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

施設管理責任者は、落札事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 2号館等の監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8 により行う。

(3) 落札事業者が負う可能性のある主な責務等

①落札事業者が負う可能性のある主な責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②会計検査について

落札事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は関東地方整備局を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受たりすることがある。

**さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟
施設管理・運営業務 実施要項**

別紙・別図一覧

番号	別紙番号	資料内容	ページ
1	別紙1	設備一覧表	26
2	別紙2-1	各種法定資格一覧	131
3	別紙2-2	業務責任者等の条件	133
4	別紙2-3	法令点検作業一覧	137
5	別紙2-4	発注者が用意するもの	138
6	別紙2-5	落札事業者が用意するもの	140
7	別紙2-6	業務日(業務時間)	142
8	別紙2-7	報告書等	145
9	別紙2-8	その他共通事項	149
10	別紙3	機械電気設備運転管理業務 特記仕様書	151
11	別紙4	受変電設備等点検整備業務 特記仕様書	313
12	別紙5	2号館エレベータ等点検整備業務 特記仕様書	361
13	別紙6	検査棟他エレベータ点検整備業務 特記仕様書	388
14	別紙7	防災設備点検整備業務 特記仕様書	410
15	別紙8	通信設備等点検整備業務 特記仕様書	445
16	別紙9	特記仕様書 保安警備業務	475
17	別紙10	特記仕様書 清掃業務	494
18	別紙11	緑地管理業務 特記仕様書	522
19	別紙12	害虫・ねずみ防除業務 特記仕様書	538
20	別紙13	入退館管理システム保守業務 特記仕様書	555
21	別紙14	ゴンドラ設備等点検業務 特記仕様書	569
22	別紙15	審査表	583
23	別紙16	従来の実施状況に関する情報の開示	584
24	別図1	位置図	586
25	別図2	対象施設位置図・区域図	587
26	提出様式1~7	企画書	588

3. 機械電気設備運転管理業務

(1)空調設備

1)高層棟

機器名称	仕様	台数
チリングユニット (空冷) RR-B-B3-1 RR-B-24-1~6	年間冷却型 冷却能力342KW 圧縮機45kW×2 送風機1.7kW×8 クランクケースヒーター 0.15kW×2	7
冷水一次ポンプ (低層系統) PC1-B-B3-1~3	渦巻型 φ150×φ125×4, 100L/min×20m×30.0kW	3
冷水一次ポンプ (高層系統) PC1-B-B3-4~6	渦巻型 φ150×φ125×4, 000L/min×25m×30.0kW	3
冷水一次ポンプ (空冷チラー低層系統) PC1-B-B3-7	渦巻型 φ100×φ80×710L/min×30m可×5.5kW	1
冷水一次ポンプ (空冷チラー高層系統) PC1-B-24-1~6	渦巻型 φ80×φ65×710L/min×25m×7.5kW	6
冷水二次ポンプ (低層系統) PC2-B-B3-1~2	渦巻型 φ150×φ125×3, 100L/min×25m×30.0kW	2
冷水二次ポンプ (低層系統) PC2-B-B3-3~4	渦巻型 φ150×φ125×3, 100L/min×25m×30.0kW	2
冷水二次ポンプ (高層系統) PC2-B-14-1~2	渦巻型 φ150×φ125×3, 200L/min×25m×30.0kW	2
冷水二次ポンプ (高層系統) PC2-B-14-3~4	渦巻型 φ150×φ125×3, 200L/min×25m×30.0kW	2
温水一次ポンプ (高層系統) PH-B-B3-4~6	多段渦巻型 φ150×φ125×2, 100L/min×40m×30.0kW	3
温水一次ポンプ (床暖房系統) PHF-B-B3-1~2	渦巻型 φ65×320L/min×15m×1.5kW	1
	渦巻型 φ50×200L/min×15m×1.5kW	1
温水二次ポンプ (床暖房系統) PHF-B-B3-3~4	渦巻型 φ65×320L/min×20m×2.2kW	1
	渦巻型 φ50×200L/min×20m×1.5kW	1
DHC還水返送ポンプ PHW-B-B3-1~2	多段渦巻型 φ50×φ40×250L/min×60m×7.5kW	2
熱交換器 (冷水低層系統) HEXC-B-B3-1~3	プレート型 (水-水) 交換熱量7,208MJ/h 材質SUS-304	3
熱交換器 (冷水高層系統) HEXC-B-B3-4~6	プレート型 (水-水) 交換熱量7,384MJ/h 材質SUS-304	3
*熱交換器 (温水低層系統) HEXH-B-B3-1~3 第1種圧力容器 ・検査証番号9914 ・検査証番号9915 ・検査証番号9916	多管式型 (蒸気-水) 交換熱量: 4,069MJ/h 材質: 鋼製 容積: 0.393m ³	3
*熱交換器 (温水高層系統) HEXH-B-B3-4~6 第1種圧力容器 ・検査証番号9917 ・検査証番号9918 ・検査証番号9919	多管式型 (蒸気-水) 交換熱量: 3,662MJ/h 材質: 鋼製 容積: 0.376m ³	3
熱交換器 (温水床暖房系統) HEXH-B-B3-11~12	プレート型 (水-水) 交換熱量247~398MJ/h 材質SUS-316	2

機器名称	仕様	台数
膨張水槽（冷水） TEC-B-14-1	開放式（鋼板製） 1,000×1,000×H1,100	1
膨張水槽（冷水） TEC-B-PR-1	開放式（鋼板製） 1,000×1,000×H1,300	1
膨張水槽（温水） TEH-B-PR-1	開放式（鋼板製） 2,000×1,000×H1,200	1
膨張水槽（温水） TEH-B-14-1	開放式（鋼板製） 2,000×1,000×H1,800	1
膨張水槽（床暖房） TEHF-B-3-1~2	開放式（鋼板製） 650×650×H1,150	2
T膨張水槽（床暖房） EHF-D-3-1	開放式（鋼板製） 650×650×H1,250	1
還水タンク HWT-B-B3-1~2	ステンレス製（SUS-316） 2,250×4,000×H2,000	2
フラッシュタンク TFR-B-14-1	ステンレス製（SUS-304） φ600×H1,500	1
フラッシュタンク TFR-B-B3-1	ステンレス製（SUS-304） φ350×L900	1
冷水サプライヘッダー HCS-B-B3-1~3 HCS-B-B3-11 HCS-B-14-11 HCS-B-14-12	鋼管製 φ500×L4,750~5,800 φ350×L5,800	5 1
冷水リターンヘッダー HCR-B-B3-1~2 HCR-B-B3-11 HCR-B-14-11	鋼管製 φ500×L4,250~5,860	4
温水サプライヘッダー HHS-B-B3-1~2	鋼管製 φ450×L5,000~5,450	2
温水サプライヘッダー HHS-B-B3-11 HHS-B-14-11	鋼管製 φ350×L3,600~5,000	2
温水リターンヘッダー HHR-B-B3-1~2	鋼管製 φ450×L4,000~5,450	2
温水リターンヘッダー HHR-B-B3-11 HHR-B-14-11	鋼管製 φ350×L3,600~4,000	2
蒸気ヘッダー HS-B-B3-1	鋼管製 φ350×L4,000	1
蒸気ヘッダー HS-B-14-1	鋼管製 φ150×L1,900	1
脱気装置 D0-B-B3-1~2 D0-B-14-1~2	膜式真空脱気装置 処理水量：1,000L/h 電動機：1.1kW	4
脱気装置 D0-C-B3-1~2 D0-D-B3-1~2	膜式真空脱気装置 処理水量1,000L/h 電動機：2.4kW	4
膨張水槽（冷水） TEC-D-B3-1	密閉式 実容量67L 有効容量33L	1
膨張水槽（温水） TEH-D-B3-1	密閉式 実容量800L 有効容量640L	1
*蒸気発生器（低層系統） HE-B-B3-1 第1種圧力容器 ・検査証番号9926	横型（SUS316L） 発生蒸気量：1,433Kg/h 交換熱量：3,830MJ/h 容積：3.753m ³ 電動機：1.5kW	1

機器名称	仕様	台数
*蒸気発生器（高層系統） HE-B-14-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9920 ・検査証番号9927	横型 発生蒸気量：710Kg/h 交換熱量：1,896MJ/h 容積：2.141m ³ 電動機：1.5kW	2
脱気装置 D0-B-B3-3 D0-B-14-1	膜式真空脱気装置 処理水量2,000L/h 電動機：1.0kW	2
軟水装置 SW-B-B3-1 SW-B-14-1	イオン交換 処理水量2,400L/h 電動機：4.5kW	2
給水加圧ポンプユニット PU-B-B3-1 PU-B-14-1	吐出圧力一定方式 φ32×130L/min×34m 電動機：1.5kW	2
原水槽（水処理装置用） TS-B-B3-1 TS-B-14-1	開放式（SUS316L） 有効容量590L	2
処理水槽（水処理装置用） TS-B-B3-2 TS-B-14-2	開放式（SUS316L） 有効容量1,800L	2
空気清浄機（リフレッシュコーナー） AFE-B-5~13-1 AFE-B-15~26-1 AFE-B-5~23-2	形式：天井カセット 風量：20-18-15m ³ /min 電動機：0.11kW（給気ファン） 5~13-2, 15~23-2, 24-1, 26-1喫煙可能	40
ユニット型空調機 AC-B-B3-2-1~2	形式：立型 冷却能力：2,872MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：11kW（給気ファン）	2
ユニット型空調機 AC-B-B3-7-1~2	形式：立型 冷却能力：348MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：11kW（給気ファン）	2
ユニット型空調機 AC-B-15-6-1~2	形式：フィルタ組込型 冷却能力：444MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：7.5kW（給気ファン）	2
ユニット型空調機 AC-B-B3-6-1~2	形式：立型 冷却能力：1,084MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：22kW×2（給気ファン）	2
ユニット型空調機 AC-B-1-8	形式：立型 冷却能力：916MJ/h 加熱能力：635MJ/h、蒸気加湿 エアフィルタ：折込型 電動機：15kW（給気ファン）	1
ユニット型空調機 AC-B-1-9	形式：立型 冷却能力：446MJ/h 加熱能力：337MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：7.5kW（給気ファン）	1
薄型空調機 AC-B-B3-4-1~2 AC-B-1-6-1~2 AC-B-14-5 AC-B-14-6-1~2 AC-B-P1-2-1~2 AC-B-P1-3-1~2 AC-B-P2-1 AC-B-14-8-1~3 AC-B-18-8-1~2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力：50~197MJ/h エアフィルタ：パネル又は折込型 電動機：1.5~7.5kW（給気ファン）	17

機器名称	仕様	台数
薄型空調機 AC-B-B3-3 AC-B-B1-3 AC-B-1-1 AC-B-1-4 AC-B-1-10~12 AC-B-3-1~7 AC-D-1-2 AC-B-14-7-1~2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力：50~415MJ/h 加熱能力：64~303MJ/h エアフィルタパネル又は折込型 電動機：3.7~7.5kW	17
薄型空調機 AC-B-5-7 AC-B-6-11 AC-B-7-6 AC-B-8~13-2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力：13~253MJ/h 加熱能力：3~125MJ/h エアフィルタパネル型 電動機： ・0.4~7.5kW（給気ファン） ・0.4~3.7kW（還気ファン）	9
薄型空調機 AC-B-B3-1、5、8、9 AC-B-B1-1、2、4 AC-B-1-2、3、5、7 AC-B-5-1~5、8 AC-B-5-9 AC-B-6-1~5、7~10 AC-B-7-1~4 AC-B-7-5 AC-B-7-7 AC-B-8~13-1 AC-B-8~13-3 AC-B-8~13-4 AC-B-8~13-5 AC-B-11-6~7 AC-B-12~13-6 AC-B-12~13-7 AC-B-14-1~3 AC-B-15-1~3、5 AC-B-16~19-1 AC-B-16~22-2 AC-B-16-3、4、5、7 AC-B-17-3~6 AC-B-18-3~5 AC-B-19-3~5 AC-B-20~21-1 AC-B-20~21-3 AC-B-20~22-4 AC-B-20-5~7 AC-B-21-5 AC-B-21-6 AC-B-21-7 AC-B-22-1 AC-B-22-3 AC-B-22-5、6 AC-B-22-7 AC-B-23-1~4 AC-B-24-1~2 AC-B-25-1~2 AC-B-26-1~2 AC-B-P1-1 AC-D-1-1	形式：フィルタ組込立型 冷却能力：27~447MJ/h 加熱能力1：8~267MJ/h、蒸気加湿 エアフィルタ折込型 電動機： ・0.4~11kW（給気ファン） ・0.4~7.5kW（還気ファン）	125

機器名称	仕様	台数
薄型空調機 AC-B-16-6 AC-B-18-6-1~2 AC-B-18-7-1~2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力83~256MJ/h 加熱能力37~66MJ/h、蒸気加湿 エアフィルタ：折込型 電動機：3.7~11kW（給気ファン）	5
薄型空調機（ブースタポンプ室） AC-B-14-9-1~2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力581MJ/h エアフィルタ折込型 電動機：3.7kW（給気ファン）	2
薄型空調機（高負荷対応） OAC-B-10-1 OAC-B-14-1~2 OAC-B-15-1~2 OAC-B-16-1~2 OAC-B-19-1 OAC-B-25-1~2 OAC-B-26-1-1~3 OAC-B-26-2~3 OAC-B-P1-1	形式：床置直吹型 冷却能力16~154MJ/h プレフィルタ 電動機：3.7~37kW（給気ファン）	16
空気清浄装置 AFR-B-B3-1 AFR-B-B3-3~4 AFR-B-B1-1~4	形式：自動巻取型 処理風量2,650~29,600m ³ /h 電動機：0.1kW	7
空気清浄装置 AFP-B-14~15-1 AFP-B-P1-1 AFP-B-15-2~3 AFP-B-16-1~2 AFP-B-24-1~2 AFP-B-25-1 AFP-B-P2-1~2 AFP-B-1-1~2	形式：パネル型 処理風量500~8,800m ³ /h 電動機：0.1kW	14
空冷式パッケージ形空調機（室外機） ACP-G-B2-1(0)	形式：床置型 冷房能力：11.2kW 電動機：屋外0.085kW×2（送風機）	1
空冷式パッケージ形空調機（室内機） ACP-G-B2-1a	形式：床置型 冷房能力：11.2kW 電動機： ・圧縮機3.2kW ・室内0.13kW	1
空冷式パッケージ形空調機（室外機） ACP-B-24-2(0) ACP-B-P2-4(0)	形式：床置型 冷房能力16.0kW 電動機：屋外0.4kW（送風機）	2
空冷式パッケージ形空調機（室内機） ACP-B-24-2 ACP-B-P2-4	形式：床置型 冷房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機5.5kW ・室内1.5kW	2
空冷式パッケージ形空調機（室外機） ACP-B-P2-1(0)	形式：床置型 冷房能力50.0kW 電動機：屋外0.5kW×2（送風機）	1
空冷式パッケージ形空調機（室内機） ACP-B-P2-1	形式：床置型 冷房能力50.0kW 電動機： ・圧縮機7.5kW×2 ・室内3.7kW	1
空冷式パッケージ形空調機（室外機） （EV17・18機械室） ACP-B-B3-10(0)	冷房能力12.5kW 電動機：圧縮機3.75kW	1

機器名称	仕様	台数
空冷式パッケージ形空調機（室内機） （EV17・18機械室） ACP-B-B3-10	形式：天吊いんぺい型 冷房能力12.5kW 電動機：送風機0.095kW	1
空冷式パッケージ形空調機（室外機） （2F喫茶厨房室） ACP-D-2-2(0)	形式：床置型 冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機：圧縮機4.2kW	1
空冷式パッケージ形空調機（室内機） （2F喫茶厨房室） ACP-D-2-2	形式：床置型 冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機：送風機0.12kW	1
ルームエアコン（室外機） ACP-B-B1-3(0)	形式：床置型 電動機： ・圧縮機1.3kW ・送風機0.06kW	1
ルームエアコン（室内機） ACP-B-B1-3	形式：天井カセット 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.05kW	1
ルームエアコン（室外機） ACP-B-1-2~3(0)	形式：床置形 電動機： ・圧縮機1.2kW ・送風機0.06kW	2
ルームエアコン（室内機） ACP-B-1-2~3	形式：天井カセット 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW 電動機：送風機0.04kW	2
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-B1-2(0)	冷房能力22.4kW 暖房能力25.0kW 電動機： ・圧縮機5.5kW ・送風機0.35kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-B1-2(a) ACP-B-B1-2(b) ACP-B-B1-2(c) ACP-B-B1-2(d)	形式：天井カセット型4方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.3kW	4
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-B1-4(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機3.75kW ・送風機0.06kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-B1-4(a)	天井カセット型2方向 冷房能力7.1kW 暖房能力8.0kW 電動機：送風機0.095kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-1-1(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機3.75kW ・送風機0.06kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-1-1(a) ACP-B-1-1(b) ACP-B-1-1(c)	天井カセット型4方向 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW 電動機：送風機0.03kW	3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-1-4(0)	冷房能力8.0kW 暖房能力9.0kW 電動機： ・圧縮機1.1kW ・送風機0.04kW×2	1

機器名称	仕様	台数
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-1-4(a) ACP-B-1-4(b)	天井カセット型 1 方向 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW 電動機：送風機0.022kW	2
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-15-1~2(0)	冷房能力45.0kW 電動機： ・圧縮機7.5kW+4.5kW ・送風機0.38kW×2	2
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-15-1 ACP-B-15-1a ACP-B-15-2 ACP-B-15-2a	床置型 冷房能力22.4kW 電動機：送風機1.5kW	4
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-24-1(0)	冷房能力45.0kW 電動機： ・圧縮機7.5kW+4.5kW ・送風機0.38kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-24-1	床置型 冷房能力22.4kW 電動機：送風機1.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-24-1a	床置型 冷房能力28.0kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-25-1(0)	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW 電動機： ・圧縮機4.1kW ・送風機0.06kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-25-1 ACP-B-25-1a ACP-B-25-1b ACP-B-25-1c	形式：天井カセット型 2 方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.085kW	4
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-25-2(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機3.75kW ・送風機0.06kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-25-2 ACP-B-25-2a ACP-B-25-2b ACP-B-25-2c	形式：天井カセット型 2 方向 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW 電動機：送風機0.085kW	4
ルームエアコン（室内機・高負荷対応） OACP-B-13-1	形式：天井吊 冷房能力12.5kW 電動機：送風機0.15kW	1
ルームエアコン（室外機・高負荷対応） OACP-B-13-1(0)	形式：床置形 電動機： ・圧縮機3.5kW ・送風機0.07kW	1
ルームエアコン（室内機・高負荷対応） OACP-B-13-2 OACP-B-23-1(a)	形式：天井カセット 1 方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.05kW	2
ルームエアコン（室外機・高負荷対応） OACP-B-13-2(0) OACP-B-23-1(0)	形式：床置形 電動機： ・圧縮機1.3kW ・送風機0.06kW	2

機器名称	仕様	台数
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-B1-1(0)	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW 電動機： ・圧縮機4.1kW ・送風機0.05kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-B3-1 ACP-B-B1-1(a) ACP-B-B1-1(b)	形式：天井カセット型4方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.3kW	3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-P2-2(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機3.75kW ・送風機0.06kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-P2-2 ACP-B-P2-2a ACP-B-P2-2b	形式：天井カセット型2方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.085kW	3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-P2-3(0)	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW 電動機： ・圧縮機4.1kW ・送風機0.06kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-P2-3a	形式：天井カセット型2方向 冷房能力11.2kW 暖房能力12.5kW 電動機：送風機0.095kW×2	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-P2-3b	形式：天井カセット型2方向 冷房能力5.6kW 暖房能力6.3kW 電動機：送風機0.085kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機・高負荷対応） OACP-B-26-1(0)	冷房能力11.2kW 電動機：圧縮機3.75kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機・高負荷対応） OACP-B-26-1(a)	形式：天井吊型 冷房能力14.0kW 電動機：送風機0.022kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機・高負荷対応） OACP-B-15-1(0) OACP-B-15-2(0) OACP-B-22-1(0)	冷房能力11.2～14.0kW 暖房能力12.5～16.0kW 電動機：圧縮機3.75～2.7kW	3
マルチパッケージ形空調機（室内機） （高負荷対応） OACP-B-15-1(a) OACP-B-15-1(b) OACP-B-15-2(a) OACP-B-15-2(b) OACP-B-15-2(c) OACP-B-15-2(d) OACP-B-22-1(a) OACP-B-22-1(b) OACP-B-22-1(c)	形式：天井カセット型1方向 冷房能力2.2～4.5kW 暖房能力2.5～5.0kW 電動機：送風機0.022kW	9
◎送風機 FSM-B-3-1	形式：片吸込多翼型（床置） #8 51,500m ³ /h×37.0kW	1
◎送風機 FSM-B-3-2	形式：片吸込多翼型（床置） #5×15.0kW 1/223,500m ³ /h	1

機器名称	仕様	台数
送風機 FSM-B-4-3~4 FE-B-B3-1 FE-B-1-8	形式：片吸込多翼型（床置） # 5 × 15. 0kW 24, 800~30, 400m ³ /h	4
送風機 FS-B-B3-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 5 × 15. 0kW 30, 400m ³ /h	1
送風機 FE-B-B3-4	形式：片吸込多翼型（床置） # 4 1/2 × 3. 7kW~11. 0kW 16, 800~26, 600m ³ /h	1
送風機 FS-B-B3-7 FE-B-B3-7 FS-B-B1-1 FE-B-B1-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 4 1/2 × 3. 7kW~11. 0kW 216, 800~26, 600m ³ /h	4
送風機 FS-B-B3-4 FE-B-B3-5 FE-D-1-14 FSM-B-4-1~2	形式：片吸込多翼型（床置） # 4 × 7. 5kW~11. 0kW 15, 900m~22, 450m ³ /h ×	5
送風機 FS-B-B1-2	形式：片吸込多翼型（天吊） # 3 1/2 × 5. 5kW 12, 800m ³ /h	1
送風機 FE-B-B1-2	形式：片吸込多翼型（床置） # 3 1/2 × 5. 5kW 12, 800m ³ /h	1
送風機（消音ボックス付） FS-B-B3-11 FE-B-B3-11 FS-B-B1-7 FE-B-B1-7	形式：片吸込多翼型（天吊） # 3 × 3. 7kW~5. 5kW 7, 300~10, 700m ³ /h	4
送風機 FS-B-B3-6 FE-B-B3-6	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 1/2 × 2. 2kW~7. 5kW 6, 200m ³ /h	2
送風機 FS-B-B3-9 FE-B-B3-9 FS-B-P1-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 1/2 × 2. 2kW 5, 800m ³ /h	3
送風機（消音ボックス付） FS-B-B1-17 FE-B-B1-17	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 1/2 × 2. 2kW~1. 5kW 3, 700~6, 100m ³ /h	2
送風機 FS-B-B3-2 FS-B-B3-17 FE-B-B3-2 FE-B-B3-17 FS-B-P1-2 FE-B-P1-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 × 1. 5kW~2. 2kW 3, 500~5, 800m ³ /h	6

機器名称	仕様	台数
送風機 (消音ボックス付) FS-B-B3-12 FS-B-B3-14 FS-B-B3-16 FE-B-B3-12 FE-B-B3-14 FE-B-B3-16 FE-B-B3-18 FS-B-B1-5 FS-B-B1-8 FS-B-B1-16 FE-B-B1-5 FE-B-B1-6 FE-B-B1-8 FE-B-B1-16 FE-B-B1-19 FS-B-1-1 FE-B-1-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 × 1.5kW~2.2kW 2,000~4,800m ³ /h	17
送風機 FE-D-1-16 FE-B-1-9	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 1/2 × 0.75kW~2.2kW 2,000~6,200m ³ /h	2
送風機（消音ボックス付） FS-B-B1-6 FS-B-B1-19 FS-B-B3-18	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 1/2 × 1.5kW 2,000~2,500m ³ /h	3
送風機 FS-B-B3-3 FE-B-B3-3	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 1/4 × 1.5kW 1,700m ³ /h	2
送風機（消音ボックス付） FS-B-B3-13	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 1/4 × 0.75kW 1,300m ³ /h	1
送風機（消音ボックス付） FS-B-B3-19 FS-B-B1-9	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 × 0.4kW 600~900m ³ /h	2
送風機 FSM-B-3-3 FSM-B-24-1~2 FSM-B-PH2-1~2	形式：片吸込多翼型（床置） # 7 × 22.0kW~30.0kW 51,500~63,200m ³ /h	5
送風機 FS-B-14-1 FS-B-14-3 FE-B-14-12 FE-B-14-14 FE-B-P1-2 FEAF-B-14-2 FEAF-B-15-2 FEAF-B-18-1	形式：斜流型（天吊） 5,000~2,900m ³ /h 0.9~0.4kW	8

機器名称	仕様	台数
送風機 FE-B-26-8 FEAF-B-5~13-1 FEAF-B-5~13-2 FEAF-B-5~13-3 FEAF-B-5~13-4 FEAF-B-14-1 FEAF-B-14-3 FEAF-B-15~17-1 FEAF-B-19~21-1 FEAF-B-23-1 FEAF-B-16~23-4 FEAF-B-18-3 FEAF-B-22-1 FEAF-B-22-3 FEAF-B-23-5~8 FEAF-B-24-1~4 FEAF-B-25-1~4 FEAF-B-26-1~4 FS-B-B3-8 FE-B-B3-8 FS-B-14-2 FS-B-14-4 FE-B-14-13 FE-B-14-15 FS-B-15-1~3 FE-B-15-14~16 FS-B-16-1~2 FE-B-16-14~15 FS-B-24-1~2 FE-B-24-6~7 FS-B-25-1 FE-B-25-7 FS-B-26-1 FE-B-26-6 FS-B-P1-3 FS-B-P1-5 FE-B-P1-3 FS-B-P2-3~5 FE-B-P2-3 FE-B-P2-5~8 FEAF-B-16~23-2 FEAF-B-15~17-3 FEAF-B-19~21-3 FEAF-B-23-3	形式：斜流型（天吊） 2,600~200m ³ /h 0.3kW~1.5kW	123

機器名称	仕様	台数
送風機（消音ボックス付） FE-B-B3-21~22 FS-B-B2-1 FE-B-B2-1~2 FE-B-B1-21~22 FE-B-B1-24~26 FS-B-1-9 FE-B-1-17~18 FE-B-16-16 FS-B-17-2 FE-B-17-14 FS-B-18-2 FE-B-18-15 FE-B-18-16-1~2 FE-B-18-17-1~2 FE-B-25-6 FE-B-26-9	形式：斜流型（天吊） 2,600~100m ³ /h 0.1~0.75kW	24
送風機（消音ボックス付） FS-B-B3-10 FS-B-B3-15 FS-B-B3-20 FE-B-B3-10 FE-B-B3-15 FE-B-B3-19~20 FE-B-B3-23 FS-B-B1-3~4 FS-B-B1-9 FS-B-B1-11~15 FS-B-B1-18 FS-B-B1-20 FE-B-B1-3~4 FE-B-B1-9 FE-B-B1-11~15 FE-B-B1-18 FE-B-B1-20 FS-B-1-2~3 FS-B-1-6~8 FE-B-1-2~3 FE-B-1-6 FE-B-1-10 FE-B-1-12~16 FS-B-2-1 FE-B-2-1 FE-B-4-1 FE-B-5-1~14	形式：斜流型（天吊） 2,600~100m ³ /h 0.1~0.75kW	321

機器名称	仕様	台数
FE-B-6-1~14 FE-B-7-1~12 FE-B-8-1~12 FE-B-9-1~11 FE-B-10-1~11 FE-B-11-1~11 FE-B-12-1~12 FE-B-13-1~12 FE-B-14-1~11 FE-B-15-1~13 FE-B-16-1~13 FS-B-17-1 FE-B-17-1~13 FE-B-17-15~16 FS-B-18-1 FE-B-18-1~14 FS-B-19-1~2 FE-B-19-1~16 FS-B-20-1~2 FE-B-20-1~12 FS-B-21-1~2 FE-B-21-1~13 FS-B-22-1~2 FE-B-22-1~14 FS-B-23-1~2 FE-B-23-1~12 FE-B-24-1~5 FE-B-25-1~5 FS-B-26-2 FE-B-26-1~5 FE-B-26-7 FS-B-P1-4 FE-B-P1-4~5 FS-B-P2-1~2 FE-B-P2-1~2		
送風機 FSM-B-14-1~4	形式：軸流型（天吊） 63,000m ³ /h 電動機：37kW	4
床暖房設備 HF-1（1Fホール系統）	ヘッダー：16回路	1式
床暖房設備 HF-2（1Fレストラン・カフェ系統）	ヘッダー：14回路	1式
ファンコイルユニット FCU-6-12	形式：隠ぺい床置型 5F~13F：各2台 14F：1台 15F~23F：各2台 24F~26F：各1台	40
ファンコイルユニット FCU-4-8	形式：隠ぺい天吊型 5F:10台 14F:8台	18

機器名称	仕様	台数
ファンコイルユニット FCU-6-12	形式：隠ぺい天吊型 1F～2F：4台 5F～6F：2台 7F：1台 8F～10F：3台 11F～13F：1台 14F：2台 15F：3台 16F：1台 17F：3台 18F～22F：1台 23F：3台 24F～26F：1台	45
ファンコイルユニット FCU-8-16	形式：隠ぺい天吊型 B3F：7台 B1F：7台 3F：1台 4F：1台 5F～13F：4台 14F：6台 15F～18F：4台 19F：6台 20F～22F：4台 23F：3台 24F～26F：1台	98
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-2-4	形式：1方向・カセット型 20F：2台	2
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-3-7.5	形式：1方向・カセット型 15F：2台 19F：1台 26F：1台	4
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-3-6	形式：1方向・カセット型 20F：1台 21F：1台	2
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-4-10	形式：1方向・カセット型 11F：1台	1
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-6-15	形式：1方向・カセット型 11F：2台 12F：4台 14F：2台 16F：2台 19F：2台	12
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-20	形式：カセット型 16F：2台	2
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-16	形式：カセット型 18F：4台 22F：8台	12
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-20	形式：カセット型 22F：3台	3
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-25	形式：カセット型 25F：1台	1
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-15	形式：カセット型 26F：1台	1
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-20	形式：カセット型 PH1F：5台	5
ファンコイルユニット FCU-4-10	形式：1方向・カセット型 6F：1台 7F～13F：1台 15F～23F：1台	17

機器名称	仕様	台数
ファンコイルユニット FCU-6-15	形式：2方向・カセット型 5F～23F：2台	38
ファンコイルユニット FCU-6-12	形式：2方向・カセット型 24F：1台	1
ファンコイルユニット FCU-6-15	形式：2方向・カセット型 25F～26F：1台	2
ファンコイルユニット FCU-4-10	形式：2方向・カセット型 16F～18F：1台 19F：2台 22F：1台 23F：2台 24F：1台 25F：1台	10
ファンコイルユニット FCU-3-6	形式：隠ぺいローボーイ型 5F：5台 6F：5台 7F：5台 11F：5台 12F：5台 13F：5台 16F：5台 17F：5台 18F：5台 20F：5台	50
ファンコイルユニット FCU-3-6	形式：隠ぺいローボーイ型 21F：5台 22F：5台	10
ファンコイルユニット（熱源室）	形式：天井埋込高静型 冷却能力46MJ/h FCU-B-B3-2：1台 FCU-B-B3-3：1台 FCU-B-B3-4：2台 FCU-B-B3-5：2台	6

機器名称	仕様	電動機	台数
空気清浄機(エントランス) AFE-B-1-1	形式：天井カセット 風量：40～30～28m ³ /min	給気ファン 0.21KW	1
空気清浄機	形式：卓上型O A - S C S 106/130W 喫煙可能箇所		2

2) 検査棟系統

機器名称	仕様	電動機	台数
冷水一次ポンプ PC-C-B3-1~3	渦巻型 φ150×φ125×1, 990L/min×45.0m	30.0kW	3
温水一次ポンプ PH-C-B3-1~3	渦巻型 φ125×φ100×1, 400L/min×30.0m	18.5kW	3
熱交換器(冷水) HEXC-C-B3-1~2	プレート型(水-水) 交換熱量5, 241MJ/h 材質SUS-304		2
熱交換器(温水) HEXH-C-B3-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9922 ・検査証番号9923	多管式(蒸気-水) 交換熱量: 3, 685MJ/h 材質: 鋼製 容積: 0.369m ³		2
冷水サプライヘッダー HCS-C-B3-1	鋼管製 φ350×L4, 000		1
冷水リターンヘッダー HCR-C-B3-2	鋼管製 φ350×L4, 000		1
冷水リターンヘッダー HCR-C-B3-1	鋼管製 φ300×L4, 000		1
温水サプライヘッダー HHS-C-B3-1	鋼管製 φ350×L4, 100		1
温水リターンヘッダー HHR-C-B3-1	鋼管製 φ300×L4, 000		1
温水リターンヘッダー HHR-C-B3-2	鋼管製 φ350×L4, 000		1
冷水一次ポンプ PC-D-B3-1~3	多段渦巻型 φ125×φ100×900L/min×35.0m	18.5kW	3
温水一次ポンプ PH-D-B3-1~3	渦巻型 φ125×φ100×1, 110L/min×25.0m	18.5kW	3
温水一次ポンプ PHF-D-B3-1	渦巻型 φ65×φ50×300L/min×15.0m	2.2kW	1
温水二次ポンプ PHF-D-B3-3	多段渦巻型 φ65×φ50×370L/min×30.0m	5.5kW	1
冷水用加圧ポンプユニット PUC-B-B3-1	φ25×φ32×25L/min×20m	0.4kW	1
温水用 加圧ポンプユニット PUC-B-B3-2	φ32×40L/min×20m	0.75kW	1
熱交換器 (冷水) HEXC-D-B3-1~2	プレート型(水-水) 交換熱量2, 373MJ/h 材質SUS-304		2
熱交換器 (温水) HEXH-D-B3-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9924 ・検査証番号9925	多管型(蒸気-水) 交換熱量: 291MJ/h 材質: 鋼製 容積: 0.305m ³		2
熱交換器 (温水) HEXH-D-B3-11	プレート型(水-水) 交換熱量213MJ/h 材質SUS-316		1
冷水サプライヘッダー HCS-D-B3-1~2	鋼管製 φ250×L3, 600 φ300×L3, 000		2
冷水リターンヘッダー HCR-D-B3-1	鋼管製 φ300×L2, 900		1
温水サプライヘッダー HHS-D-B3-1	鋼管製 φ300×L3, 100		1

機器名称	仕様	電動機	台数
温水リターンヘッダー HHR-D-B3-1~2	鋼管製 φ 300×L3, 200 φ 250×L3, 900		2

3) 地下駐車場

機器名称	仕様	電動機	台数
ユニット形空調機 AC-G-B3-1~2	立型 冷却能力42MJ/h エアフィルタ：パネル型	給気ファン0.8kW	2
送風機 FE-G-B1-3	軸流形（床置） #10 40,000m ³ /h	22.0kW	1
送風機 FE-G-B3-3~4 FE-G-B2-3~4 FE-G-B3-1~2 FE-G-B2-1~2 FE-G-B1-1~2	軸流形（床置） #11 54,500~59,500m ³ /h	22.0kW	10
送風機 FE-G-B1-4	軸流形（床置） #13 75,000m ³ /h	30.0kW	1
送風機 FSM-G-B1-2~3	片吸込多翼型（床置） #8 42,600~44,400m ³ /h	30.0kW	2
送風機 FSM-G-B1-1	片吸込多翼型（床置） #7 33,200m ³ /h	18.5kW	1
送風機 FSM-G-B1-4 FSM-G-1-1	片吸込多翼型（床置） #4 14,400m ³ /h	5.5kW~7.5kW	2
送風機 FE-G-B1-15	片吸込多翼型（床置） #3 3,900m ³ /h	0.8kW	1
送風機 FE-G-1-2 FS-G-B1-3 FS-G-1-2	片吸込多翼型（天吊） #2(1/2) 3,900m ³ /h	0.4kW	3
送風機 FS-G-B3-1 FE-G-B3-6	片吸込多翼型（天吊） #2 2,200m ³ /h	0.4kW	2
送風機 FE-G-1-1 FS-G-1-1 FS-G-B1-4~6	片吸込多翼型（天吊） #1(1/2) 1,300~1,500m ³ /h	0.4kW~0.5kW	5
送風機 FE-G-B3-5 FE-G-B2-5 FE-G-B1-13	片吸込多翼型（天吊） #1(1/4) 800~1,000m ³ /h	0.2kW	3
送風機 FE-G-B1-10~12	片吸込多翼型（天吊） #1 500~700m ³ /h	0.2kW~0.4kW	3
送風機（消音ボックス付） DF-G-B3-1~12 DF-G-B2-1~12 DF-G-B1-1~9	高静圧誘引用（天吊） 900~2,700m ³ /h	1.5kW~2.2kW	33

機器名称	仕様	電動機	台数
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-G-B1-1(0) ACP-G-B1-2(0)	冷房能力7.1～10.0kW 暖房能力8.0～10.6kW	圧縮機2.4kW～3.0kW	2
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-G-B1-1(a) ACP-G-B1-2(a)	形式：天井埋込型 冷房能力7.1～10.0kW 暖房能力8.0～10.6kW	送風機0.24kW	2
ルームエアコン ACP-G-B1-3	冷房能力3.6kW 暖房能力5.4kW	圧縮機1.2kW 送風機0.10kW	1

4) 検査・厚生棟

機器名称	仕様	電動機	台数
膨張水槽（冷水） TE-C-PH-2	TE-2000 鋼鉄製 容量 2 m ³		1
膨張水槽（温水） TE-C-PH-1	TE-1000 鋼鉄製 容量 1 m ³		1
蒸気ヘッダー HS-C-B1-1 HS-C-B1-2	鋼管製 φ100×L1, 500 φ250×L1, 650		2
フラッシュタンク TSE-C-B1-1	ステンレス製（SUS-304） φ250		1
蒸気発生器（検査・厚生棟系統） HE-C-B1-1 第1種圧力容器 ・検査証番号9921	横型 発生蒸気量764Kg/h 交換熱量2,042MJ/h 容積：3.135m ³ 電動機：1.5kW		1
脱気装置 D0-C-B2-1	膜式真空脱気装置 処理水量1,000L/h		1
軟水装置 SW-C-B1-1	イオン交換 処理水量2,400L/h		1
給水加圧ポンプユニット PU-C-B1-1	吐出圧力一定方式 φ32×130L/min×34m	1.5kW	1
原水槽（水処理装置用） TS-C-B1-1	開放式（SUS316L） 有効容量590L		1
処理水槽（水処理装置用） TS-C-B1-2	開放式（SUS316L） 有効容量1,800L		1
空気清浄装置 AFU-C-B2-1 AFU-D-B1-1 AFU-D-1-1~6 AFU-D-2-1 AFU-G-B3-1 AFU-G-1-1~2	パネル型 400~3,900m ³ /h		12
薄型空調機 AC-C-B2-1~2 AC-D-B1-1~2	フィルタ組込立型 冷却能力55~137MJ/h エアフィルタ折込型	給気ファン 0.8kW~1.5kW	4
薄型空調機 AC-D-1-7	フィルタ組込立型 冷却能力415MJ/h 加熱能力304MJ/h エアフィルタ折込型	給気ファン7.5kW	1
薄型空調機 AC-D-1-9 AC-D-1-5 AC-D-1-10	フィルタ組込立型 冷却能力142~425MJ/h 加熱能力108~321MJ/h エアフィルタパネル型	給気ファン 1.5kW~5.5kW	3
薄型空調機 AC-D-1-6 AC-C-1-1~2 AC-C-1~7-3 AC-C-2~7-1 AC-C-2~7-2	フィルタ組込立型 冷却能力118~383MJ/h 加熱能力77~251MJ/h 加湿蒸気 エアフィルタ折込型	給気ファン 1.5kW~3.7kW	22
薄型空調機 AC-C-1~7-4 AC-C-1~7-5 AC-D-1-8	フィルタ組込立型 冷却能力123~391MJ/h 加熱能力77~233MJ/h 加湿蒸気 エアフィルタ折込型	給気ファン 3.7kW~7.5kW 還気ファン 1.5kW~5.5kW	15
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-3(0)	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW	圧縮機4.1kW	1

機器名称	仕様	電動機	台数
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-3-1 ACP-D-1-3-1a ACP-D-1-3-1b	天井カセット型4方向 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW	送風機0.03kW	3
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-3-1c ACP-D-1-3-1d	天井カセット型2方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	2
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-4(0)	冷房能力22.4kW 暖房能力25.0kW	圧縮機5.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-4-1 ACP-D-1-4-1a ACP-D-1-4-1b ACP-D-1-4-1c	天井カセット型4方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW	送風機0.03kW	4
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-4-2	天井カセット型2方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-4-3	天井カセット型1方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.02kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-5(0)	冷房能力28.0kW 暖房能力31.5kW	圧縮機7.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-5-1 ACP-D-1-5-1a ACP-D-1-5-1b ACP-D-1-5-2 ACP-D-1-5-3 ACP-D-1-5-4	天井カセット型2方向 冷房能力3.6~7.1kW 暖房能力4.0~8.0kW	送風機0.04kW~0.1kW	6
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-6(0)	冷房能力28.0kW 暖房能力31.5kW	圧縮機7.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-6-1~7	天井カセット型2方向 冷房能力2.2~5.6kW 暖房能力2.5~6.3kW	送風機0.04kW	7
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-6-8	天井ビルトイン 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-7(0)	冷房能力28.0kW 暖房能力31.5kW	圧縮機7.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-7-1 ACP-D-1-7-2 ACP-D-1-7-4-1 ACP-D-1-7-4-1a ACP-D-1-7-4-1b ACP-D-1-7-5 ACP-D-1-7-8-1 ACP-D-1-7-8-1a	天井カセット型2方向 冷房能力2.2~3.6kW 暖房能力2.5~4.0kW	送風機0.04kW	8
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-7-6 ACP-D-1-7-7 ACP-D-1-7-9	天井カセット型1方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	3
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-7-3	天井ビルトイン 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-8(0)	冷房能力28.0kW 暖房能力31.5kW	圧縮機7.5kW	1

機器名称	仕様	電動機	台数
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-8-1 ACP-D-1-8-1a ACP-D-1-8-2~4	天井カセット型2方向 冷房能力2.2~5.6kW 暖房能力2.5~6.3kW	送風機0.04kW	5
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-9(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW	圧縮機3.75kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-9-1	天井カセット型1方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.02kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-9-2 ACP-D-1-9-2a ACP-D-1-9-3	天井カセット型2方向 冷房能力2.2~3.6kW 暖房能力2.5~4.0kW	送風機0.04kW	3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-10(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW	圧縮機3.75kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-10-1~3	天井カセット型2方向 冷房能力3.6~5.6kW 暖房能力4.0~6.3kW	送風機0.02kW	3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-C-1E-1(0) ACP-C-RE-1(0)	冷房能力16.0kW	圧縮機3.8kW	2
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-C-1E-1-1~4 ACP-C-RE-1-1~4	天井埋込型 冷房能力3.6kW	送風機0.1kW	8
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-C-1E-2(0) ACP-C-RE-2(0)	冷房能力16.0kW	圧縮機4.1kW	2
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-C-1E-2-1~3 ACP-C-RE-2-1~3	天井埋込型 冷房能力3.6kW	送風機0.1kW	6
ルームエアコン天井カセット ACP-D-1-1 ACP-C-1-1~2	冷房能力2.8~5.6kW 暖房能力4.2~6.3kW	圧縮機1.2kW~1.7kW 送風機0.1kW~0.2kW	3
ルームエアコン（天井隠ぺい） ACP-D-1-2	冷房能力10.0kW 暖房能力10.6kW	圧縮機3.0kW 送風機0.4kW	1
ルームエアコン（天井隠ぺい） ACP-D-1-11	冷房能力5.6kW	圧縮機1.7kW 送風機0.2kW	1
ルームエアコン（天吊露出） ACP-D-1-12	冷房能力3.6kW	圧縮機1.2kW 送風機0.1kW	1
全熱交換ユニット HEU-G-B1-1~3 HEU-D-1-1 HEU-D-1-4~5 HEU-D-1-7~16	天井隠ぺい静止型 処理風量150~1100m ³ /h	134kW~515kW	16
全熱交換ユニット HEU-C-1-1 HEU-D-1-2~3 HEU-D-1-6	カセット静止型 処理風量100~300m ³ /h	96kW~198kW	4
定風量制御装置（CAV）	全閉機構付 処理風量100~1,300m ³ /h		114
可変風量制御装置（VAV）	全閉機構付風量センサ付 処理風量960~1,384m ³ /h		84
送風機（消音ボックス付） FE-D-1-4	斜流型（床置） #5 10,000m ³ /h	1.5kW	2
送風機 FE-D-1-20	片吸込多翼型（床置） #4(1/2) 22,000m ³ /h	11.0kW	1

機器名称	仕様	電動機	台数
送風機（消音ボックス付） FE-C-2-33-1~2 FE-C-3-17 FE-C-3-18 FE-C-4-33 FE-C-7-17 FE-C-7-23 FE-C-7-26 FE-D-1-22	斜流型（天吊） #4 2,600~3,600m ³ /h	0.4kW~0.9kW	9
送風機 FS-D-B3-1	片吸込多翼型（天吊） #3 5,200m ³ /h	1.5kW	1
送風機（消音ボックス付） FE-C-2-44~45 FE-C-1-3 FE-C-1-6 FE-C-1-9 FE-C-1-19 FE-C-2-3 FE-C-2-32 FE-C-3-3 FE-C-3-13 FE-C-3-19 FE-C-3-27 FE-C-3-31 FE-C-4-3 FE-C-4-13 FE-C-4-18 FE-C-4-26 FE-C-4-28 FE-C-4-31 FE-C-5-3 FE-C-5-9~10 FE-C-5-17~18 FE-C-5-28 FE-C-6-3 FE-C-6-26 FE-C-7-3 FE-C-7-16 FE-C-7-27 FE-D-1-5~6 FE-D-1-11 FE-D-1-28~29	斜流型（天吊） #3 500~2,600m ³ /h	0.2kW~0.3kW	35
送風機 FE-D-1-17~18 FE-D-1-21 FE-D-1-31	片吸込多翼型（床置） #3 6,000~10,000m ³ /h	1.5kW~3.7kW	4
送風機 FS-C-B2-1 FE-C-B2-1 FE-D-B3-1	片吸込多翼型（天吊） #2(1/2) 3,800~4,200m ³ /h	0.8kW	3
送風機 FS-C-B3-1 FE-C-B3-1 FS-D-B1-1 FS-D-B1-2 FS-D-1-4 FE-D-B1-1 FE-D-B1-2 FE-D-1-26	片吸込多翼型（天吊） #2 2,100~3,400m ³ /h	0.4kW~1.5kW	8

機器名称	仕様	電動機	台数
送風機（消音ボックス付） FS-C-1-1 FE-C-1-1~2 FE-C-1-4 FE-C-1-7~8 FE-C-1-10~16 FE-C-1-18 FE-C-2-1~2 FE-C-2-4 FE-C-2-6~8 FE-C-2-26 FE-C-2-28~31 FE-C-2-34 FE-C-2-36 FE-C-2-38~43 FE-C-3-1~2 FE-C-3-4 FE-C-3-6~7 FE-C-3-9~12 FE-C-3-14~16 FE-C-3-20~26 FE-C-3-28~30 FE-C-3-32 FE-C-4-1~2 FE-C-4-4 FE-C-4-6~12 FE-C-4-14~17 FE-C-4-19~25 FE-C-4-27 FE-C-4-29~30 FE-C-4-32 FE-C-5-1~2 FE-C-5-4 FE-C-5-6~8 FE-C-5-11~16 FE-C-5-19~27 FE-C-6-1~2 FE-C-6-4 FE-C-6-6~25 FE-C-7-1~2 FE-C-7-4 FE-C-7-6~15 FE-C-7-20~21 FE-C-7-24~25 FE-C-7-28~30 FE-D-1-7 FE-D-1-12~13 FE-D-1-30 FE-D-1-32~40	斜流型（天吊） #2 100~1,080m ³ /h	0.1kW~0.3kW	158
送風機（消音ボックス付） FE-D-1-10	ラインファン（天吊） #2 100m ³ /h	0.1kW	1
送風機 FE-D-1-24~25 FS-D-1-2~3 FS-D-1-9	片吸込多翼型（天吊） #1(1/2) 1,550~2,600m ³ /h	0.4kW~0.8kW	5
送風機（消音ボックス付） FE-D-1-8~9 FE-D-1-19	斜流型（天吊） #1(1/2) 900~1,400m ³ /h	0.2kW~0.4kW	3

機器名称	仕様	電動機	台数
送風機 FS-D-B2-1	片吸込多翼型(天吊) #1(1/4) 600m ³ /h	0.2kW	1
送風機(消音ボックス付) FS-D-1-3	斜流型(天吊) #1(1/4) 500m ³ /h	0.1kW	1
送風機(消音ボックス付) FE-D-1-27 FS-D-1-8 FS-D-1-5 FE-D-B2-1	片吸込多翼型(天吊) #1 450~1,400m ³ /h	0.2kW~0.8kW	4
換気扇 FV-C-1-1	天井扇 100m ³ /h	0.1kW	1
換気扇 FV-C-PH-1~2	圧力扇 300m ³ /h 2100m ³ /h	0.1kW	2 2
換気扇 FV-C-1-2	2600m ³ /h		1
空気清浄装置 AFE-C-2~7-1 AFE-D-1-1(対象外)	天井カセット型 風量:20-15-10m/min AFE-C-2, 4, 6, 7-1喫煙可能箇所	0.13kW	7
ファンコイルユニット(隠ぺい型・床置型) (検査棟) FCU-4-8	1F:10台 2F:14台 3F:12台 4F:12台 5F:12台 6F:12台 7F:9台		86
ファンコイルユニット(床置型) (厚生棟) FCU-6-15	1F:4台		4
ファンコイルユニット(露出型・天吊型) (検査棟) FCU-6-12	1F:3台		3
ファンコイルユニット(露出型・天吊型) (検査棟) FCU-8-16	1F:3台		3
ファンコイルユニット(隠ぺい型・天吊型) (厚生棟) FCU-6-15	1F:2台		2
ファンコイルユニット(隠ぺい型・天吊型) (検査棟) FCU-6-12	1F:2台 2F:3台 3F:5台 4F:3台 5F:3台 6F:3台 7F:3台		22
ファンコイルユニット(1方向・カセット型)(厚生棟) FCU-6-15	1F:3台		3
ファンコイルユニット(1方向・カセット型)(検査棟) FCU-6-15	2台		2
ファンコイルユニット(2方向・カセット型)(厚生棟) FCU-6-15	1F:4台		4

機器名称	仕様	電動機	台数
ファンコイルユニット(2方向・カセット型) (検査棟) FCU-6-15	1F: 20台 2F: 35台 3F: 52台 4F: 50台 5F: 43台 6F: 51台 7F: 53台		304
ファンコイルユニット(4方向・カセット型)(厚生棟) FCU-4-111F	7台		7
洗浄形フィルタ	W型1500W×1 W型1200W×5		6
洗浄形フィルタ	W型900W×8 W型600W×7		15
排気フード	7850×1100×H600(レストラン) W型900W 1150×1150×H600(レストラン) W型900W 2550×950×H600(麺コーナー) W型1500W 850×950×H600(麺コーナー) W型600W 1350×900×H600(麺コーナー) W型600W 1000×950×H600(麺コーナー) W型600W 1250×950×H600(麺コーナー) W型600W 1300×950×H600(麺コーナー) W型600W 950×950×H600(麺コーナー) W型600W 2850×2050×H600(職員食堂) W型1200W 2150×1500×H600(職員食堂) W型1200W 2900×1400×H600(職員食堂) W型900W 2900×900×H600(レストラン) 洗浄形フィルタなし		5 1 1 1 1 2 1 1 1 1 3 2 2 1
床暖房設備 HF-3(職員レストラン系統)	ヘッダー: 21回路		1式
床暖房設備 HF-4(カフェコーナー系統)	ヘッダー: 12回路		1式

(2)空調機用インバータ

No	建物	階	機器	インバータ規格	盤名
1	高層棟	PH2	AC-B-PH2-1	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-BPH2-7
2	高層棟	PH2	PU-B-PH-1	MiniFRN1. 5C 1 S-2J	
3	高層棟	PH2	PCU-B-PH-1	MiniFRN1. 5C 1 S-2J	
4	高層棟	PH1	AC-B-PH1-1S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BPH1-1
5	高層棟	PH1	AC-B-PH1-1R	FRN3. 7G11S-2	P-BPH1-1
6	高層棟	PH1	AC-B-P1-3-1	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-BPH1-2
7	高層棟	PH1	AC-B-P1-3-2	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-BPH1-2
8	高層棟	PH1	AC-B-P1-2-1	FRN5. 5G11S-2	P-BPH1-3
9	高層棟	PH1	AC-B-P1-2-2	FRN5. 5P9S-2	P-BPH1-3
10	高層棟	26	AC-B-26-1S	FRN7. 5G11S-2	P-B26-1
11	高層棟	26	AC-B-26-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B26-1
12	高層棟	26	AC-B-26-2S	MEGAFRN11G 1 S-2J	P-B26-3
13	高層棟	26	AC-B-26-2R	FRN3. 7G11S-2	P-B26-3
14	高層棟	25	AC-B-25-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B25-1
15	高層棟	25	AC-B-25-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B25-1
16	高層棟	25	AC-B-25-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B25-3
17	高層棟	25	AC-B-25-2R	FRN3. 7G11S-2	P-B25-3
18	高層棟	24	AC-B-24-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B24-1
19	高層棟	24	AC-B-24-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B24-1
20	高層棟	24	AC-B-24-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B24-3
21	高層棟	24	AC-B-24-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B24-3
22	高層棟	23	AC-B-23-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B23-1
23	高層棟	23	AC-B-23-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B23-1
24	高層棟	23	AC-B-23-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B23-2
25	高層棟	23	AC-B-23-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B23-2
26	高層棟	23	AC-B-23-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B23-3
27	高層棟	23	AC-B-23-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B23-3
28	高層棟	23	AC-B-23-4S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B23-4
29	高層棟	23	AC-B-23-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B23-4
30	高層棟	22	AC-B-22-1S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B22-1
31	高層棟	22	AC-B-22-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B22-1
32	高層棟	22	AC-B-22-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B22-2
33	高層棟	22	AC-B-22-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B22-2
34	高層棟	22	AC-B-22-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B22-2
35	高層棟	22	AC-B-22-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B22-2
36	高層棟	22	AC-B-22-3S	MEGAFRN11G 1 S-2J	P-B22-3
37	高層棟	22	AC-B-22-3R	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B22-3
38	高層棟	22	AC-B-22-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B22-4
39	高層棟	22	AC-B-22-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B22-4
40	高層棟	22	AC-B-22-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B22-4
41	高層棟	22	AC-B-22-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B22-4
42	高層棟	22	AC-B-22-7S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B22-4
43	高層棟	22	AC-B-22-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B22-4
44	高層棟	21	AC-B-21-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B21-1
45	高層棟	21	AC-B-21-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B21-1
46	高層棟	21	AC-B-21-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B21-2
47	高層棟	21	AC-B-21-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B21-2
48	高層棟	21	AC-B-21-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B21-2
49	高層棟	21	AC-B-21-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B21-2
50	高層棟	21	AC-B-21-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B21-3
51	高層棟	21	AC-B-21-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B21-3
52	高層棟	21	AC-B-21-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B21-4
53	高層棟	21	AC-B-21-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B21-4
54	高層棟	21	AC-B-21-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B21-4
55	高層棟	21	AC-B-21-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B21-4
56	高層棟	21	AC-B-21-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B21-4
57	高層棟	21	AC-B-21-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B21-4

No	建物	階	機器	インバータ規格	盤名
58	高層棟	20	AC-B-20-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B20-1
59	高層棟	20	AC-B-20-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B20-1
60	高層棟	20	AC-B-20-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B20-2
61	高層棟	20	AC-B-20-2R	FRN3. 7G11S-2	P-B20-2
62	高層棟	20	AC-B-20-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B20-2
63	高層棟	20	AC-B-20-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B20-2
64	高層棟	20	AC-B-20-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B20-3
65	高層棟	20	AC-B-20-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B20-3
66	高層棟	20	AC-B-20-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B20-4
67	高層棟	20	AC-B-20-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B20-4
68	高層棟	20	AC-B-20-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B20-4
69	高層棟	20	AC-B-20-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B20-4
70	高層棟	20	AC-B-20-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B20-4
71	高層棟	20	AC-B-20-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B20-4
72	高層棟	19	AC-B-19-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B19-1
73	高層棟	19	AC-B-19-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B19-1
74	高層棟	19	AC-B-19-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B19-2
75	高層棟	19	AC-B-19-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B19-2
76	高層棟	19	AC-B-19-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B19-2
77	高層棟	19	AC-B-19-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B19-2
78	高層棟	19	AC-B-19-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B19-3
79	高層棟	19	AC-B-19-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B19-3
80	高層棟	19	AC-B-19-4S	FRN7. 5G11S-2	P-B19-4
81	高層棟	19	AC-B-19-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B19-4
82	高層棟	19	OAC-B-19-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B19-4
83	高層棟	18	AC-B-18-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B18-1
84	高層棟	18	AC-B-18-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-1
85	高層棟	18	AC-B-18-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B18-2
86	高層棟	18	AC-B-18-2R	FRN3. 7G11S-2	P-B18-2
87	高層棟	18	AC-B-18-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B18-2
88	高層棟	18	AC-B-18-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B18-2
89	高層棟	18	AC-B-18-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B18-3
90	高層棟	18	AC-B-18-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-3
91	高層棟	18	AC-B-18-8-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-3
92	高層棟	18	AC-B-18-8-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-3
93	高層棟	18	AC-B-18-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B18-4
94	高層棟	18	AC-B-18-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-4
95	高層棟	18	AC-B-18-6-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-4
96	高層棟	18	AC-B-18-6-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-4
97	高層棟	18	AC-B-18-7-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-4
98	高層棟	18	AC-B-18-7-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B18-4
99	高層棟	18	PU-B-18-1	MiniFRN1. 5C 1 S-2J	
100	高層棟	17	AC-B-17-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B17-1
101	高層棟	17	AC-B-17-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B17-1
102	高層棟	17	AC-B-17-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B17-2
103	高層棟	17	AC-B-17-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B17-2
104	高層棟	17	AC-B-17-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B17-2
105	高層棟	17	AC-B-17-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B17-2
106	高層棟	17	AC-B-17-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B17-3
107	高層棟	17	AC-B-17-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B17-3
108	高層棟	17	AC-B-17-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B17-4
109	高層棟	17	AC-B-17-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B17-4
110	高層棟	17	AC-B-17-6S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B17-4
111	高層棟	17	AC-B-17-6R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B17-4
112	高層棟	16	AC-B-16-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B16-1
113	高層棟	16	AC-B-16-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B16-1
114	高層棟	16	AC-B-16-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B16-2
115	高層棟	16	AC-B-16-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B16-2

No	建物	階	機器	インバータ規格	盤名
116	高層棟	16	AC-B-16-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B16-2
117	高層棟	16	AC-B-16-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B16-2
118	高層棟	16	AC-B-16-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B16-3
119	高層棟	16	AC-B-16-3R	FRN3. 7G11S-2	P-B16-3
120	高層棟	16	OAC-B-16-1-1	FRN0. 75G9S-2	P-B16-3
121	高層棟	16	OAC-B-16-1-2	FRN0. 75G9S-2	P-B16-3
122	高層棟	16	AC-B-16-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B16-4
123	高層棟	16	AC-B-16-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B16-4
124	高層棟	16	AC-B-16-6	FRN11G11S-2	P-B16-4
125	高層棟	16	AC-B-16-7S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B16-4
126	高層棟	16	AC-B-16-7R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B16-4
127	高層棟	15	AC-B-15-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B15-1
128	高層棟	15	AC-B-15-1R	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B15-1
129	高層棟	15	AC-B-15-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B15-2
130	高層棟	15	AC-B-15-2R	FRN3. 7G11S-2	P-B15-2
131	高層棟	15	AC-B-15-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B15-3
132	高層棟	15	AC-B-15-3R	FRN5. 5G11S-2	P-B15-3
133	高層棟	15	OAC-B-15-1-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B15-3
134	高層棟	15	OAC-B-15-1-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B15-3
135	高層棟	15	AC-B-15-5S	FRN2. 2G11S-2	P-B15-4
136	高層棟	15	AC-B-15-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B15-4
137	高層棟	15	AC-B-15-6-1	FRN7. 5G11S-2	P-B15-4
138	高層棟	15	AC-B-15-6-2	FRN7. 5G11S-2	P-B15-4
139	高層棟	14	AC-B-14-1S	FRN7. 5G11S-2	P-B14-1
140	高層棟	14	AC-B-14-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B14-1
141	高層棟	14	AC-B-14-8-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B14-1
142	高層棟	14	AC-B-14-8-2	FRN2. 2G11S-2	P-B14-1
143	高層棟	14	AC-B-14-8-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B14-1
144	高層棟	14	AC-B-14-2S	FRN7. 5G11S-2	P-B14-2
145	高層棟	14	AC-B-14-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B14-2
146	高層棟	14	AC-B-14-3S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B14-3-1
147	高層棟	14	AC-B-14-3R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B14-3-1
148	高層棟	14	PC2-B-14-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-B14-3-2
149	高層棟	14	PC2-B-14-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-B14-3-2
150	高層棟	14	PC2-B-14-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-B14-3-2
151	高層棟	14	PC2-B-14-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-B14-3-2
152	高層棟	14	AC-B-14-7-1	FRN1. 5G11S-2	P-B14-4
153	高層棟	14	AC-B-14-7-2	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B14-4
154	高層棟	14	AC-B-14-6-1	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B14-4
155	高層棟	14	AC-B-14-6-2	FRN5. 5G11S-2	P-B14-4
156	高層棟	14	AC-B-14-5	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B14-4
157	高層棟	13	AC-B-13-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B13-1
158	高層棟	13	AC-B-13-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B13-1
159	高層棟	13	AC-B-13-2S	FRN7. 5G11S-2	P-B13-2
160	高層棟	13	AC-B-13-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B13-2
161	高層棟	13	AC-B-13-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B13-2
162	高層棟	13	AC-B-13-5R	FRN1. 5G11S-2	P-B13-2
163	高層棟	13	AC-B-13-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B13-3
164	高層棟	13	AC-B-13-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B13-3
165	高層棟	13	AC-B-13-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B13-4
166	高層棟	13	AC-B-13-4R	FRN3. 7G11S-2	P-B13-4
167	高層棟	13	AC-B-13-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B13-4
168	高層棟	13	AC-B-13-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B13-4
169	高層棟	13	AC-B-13-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B13-4
170	高層棟	13	AC-B-13-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B13-4
171	高層棟	12	AC-B-12-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B12-1
172	高層棟	12	AC-B-12-1R	FRN3. 7G11S-2	P-B12-1
173	高層棟	12	AC-B-12-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B12-2

No	建物	階	機器	インバータ規格	盤名
174	高層棟	12	AC-B-12-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B12-2
175	高層棟	12	AC-B-12-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B12-2
176	高層棟	12	AC-B-12-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B12-2
177	高層棟	12	AC-B-12-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B12-3
178	高層棟	12	AC-B-12-3R	FRN3. 7G11S-2	P-B12-3
179	高層棟	12	AC-B-12-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B12-4
180	高層棟	12	AC-B-12-4R	FRN3. 7G11S-2	P-B12-4
181	高層棟	12	AC-B-12-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B12-4
182	高層棟	12	AC-B-12-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B12-4
183	高層棟	12	AC-B-12-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B12-4
184	高層棟	12	AC-B-12-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B12-4
185	高層棟	11	AC-B-11-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B11-1
186	高層棟	11	AC-B-11-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B11-1
187	高層棟	11	AC-B-11-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B11-2
188	高層棟	11	AC-B-11-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B11-2
189	高層棟	11	AC-B-11-5S	FRN2. 2G11S-2	P-B11-2
190	高層棟	11	AC-B-11-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B11-2
191	高層棟	11	AC-B-11-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B11-3
192	高層棟	11	AC-B-11-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B11-3
193	高層棟	11	AC-B-11-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B11-4
194	高層棟	11	AC-B-11-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B11-4
195	高層棟	11	AC-B-11-6S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B11-4
196	高層棟	11	AC-B-11-6R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B11-4
197	高層棟	11	AC-B-11-7S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B11-4
198	高層棟	11	AC-B-11-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B11-4
199	高層棟	10	AC-B-10-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B10-1
200	高層棟	10	AC-B-10-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B10-1
201	高層棟	10	AC-B-10-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B10-2
202	高層棟	10	AC-B-10-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B10-2
203	高層棟	10	AC-B-10-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B10-2
204	高層棟	10	AC-B-10-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B10-2
205	高層棟	10	AC-B-10-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B10-3
206	高層棟	10	AC-B-10-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B10-3
207	高層棟	10	AC-B-10-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B10-4
208	高層棟	10	AC-B-10-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B10-4
209	高層棟	9	AC-B-9-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B9-1
210	高層棟	9	AC-B-9-1R	FRN3. 7G11S-2	P-B9-1
211	高層棟	9	AC-B-9-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B9-2
212	高層棟	9	AC-B-9-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B9-2
213	高層棟	9	AC-B-9-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B9-2
214	高層棟	9	AC-B-9-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B9-2
215	高層棟	9	AC-B-9-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B9-3
216	高層棟	9	AC-B-9-3R	FRN3. 7G11S-2	P-B9-3
217	高層棟	9	AC-B-9-4S	FRN7. 5G11S-2	P-B9-4
218	高層棟	9	AC-B-9-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B9-4
219	高層棟	8	AC-B-8-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B8-1
220	高層棟	8	AC-B-8-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B8-1
221	高層棟	8	AC-B-8-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B8-2
222	高層棟	8	AC-B-8-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B8-2
223	高層棟	8	AC-B-8-5S	FRN2. 2G11S-2	P-B8-2
224	高層棟	8	AC-B-8-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B8-2
225	高層棟	8	AC-B-8-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B8-3
226	高層棟	8	AC-B-8-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B8-3
227	高層棟	8	AC-B-8-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B8-4
228	高層棟	8	AC-B-8-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B8-4
229	高層棟	7	AC-B-7-1S	FRN5. 5G11S-2	P-B7-1
230	高層棟	7	AC-B-7-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B7-1
231	高層棟	7	AC-B-7-2S	FRN5. 5G11S-2	P-B7-2

No	建物	階	機器	インバータ規格	盤名
232	高層棟	7	AC-B-7-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B7-2
233	高層棟	7	AC-B-7-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B7-2
234	高層棟	7	AC-B-7-5R	FRN1. 5G11S-2	P-B7-2
235	高層棟	7	AC-B-7-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B7-3
236	高層棟	7	AC-B-7-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B7-3
237	高層棟	7	AC-B-7-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B7-4
238	高層棟	7	AC-B-7-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B7-4
239	高層棟	7	AC-B-7-6S	FRNO. 75G9S-2	P-B7-4
240	高層棟	7	AC-B-7-6R	FRNO. 75G9S-2	P-B7-4
241	高層棟	7	AC-B-7-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B7-4
242	高層棟	7	AC-B-7-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B7-4
243	高層棟	6	AC-B-6-1S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-1
244	高層棟	6	AC-B-6-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-1
245	高層棟	6	AC-B-6-2S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-2
246	高層棟	6	AC-B-6-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-2
247	高層棟	6	AC-B-6-5S	FRN5. 5G11S-2	P-B6-2
248	高層棟	6	AC-B-6-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-2
249	高層棟	6	AC-B-6-3S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-3
250	高層棟	6	AC-B-6-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-3
251	高層棟	6	AC-B-6-9S	FRN5. 5G11S-2	P-B6-3
252	高層棟	6	AC-B-6-9R	FRN3. 7G11S-2	P-B6-3
253	高層棟	6	AC-B-6-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-4
254	高層棟	6	AC-B-6-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-4
255	高層棟	6	AC-B-6-7S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B6-4
256	高層棟	6	AC-B-6-7R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B6-4
257	高層棟	6	AC-B-6-8S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-B6-4
258	高層棟	6	AC-B-6-8R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B6-4
259	高層棟	6	AC-B-6-10S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-5
260	高層棟	6	AC-B-6-10R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B6-5
261	高層棟	6	AC-B-6-11S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B6-5
262	高層棟	6	AC-B-6-11R	FRN1. 5G11S-2	P-B6-5
263	高層棟	5	AC-B-5-1S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B5-1
264	高層棟	5	AC-B-5-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B5-1
265	高層棟	5	AC-B-5-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B5-2
266	高層棟	5	AC-B-5-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B5-2
267	高層棟	5	AC-B-5-5S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B5-2
268	高層棟	5	AC-B-5-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B5-2
269	高層棟	5	AC-B-5-3S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B5-3
270	高層棟	5	AC-B-5-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B5-3
271	高層棟	5	AC-B-5-4S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B5-4
272	高層棟	5	AC-B-5-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B5-4
273	高層棟	5	AC-B-5-7S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B5-4
274	高層棟	5	AC-B-5-7R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B5-4
275	高層棟	5	AC-B-5-8S	FRN2. 2G11S-2	P-B5-4
276	高層棟	5	AC-B-5-8R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B5-4
277	高層棟	5	AC-B-5-9S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B5-4
278	高層棟	5	AC-B-5-9R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B5-4
279	高層棟	3	AC-B-3-1	FRN5. 5G11S-2	P-B3-1
280	高層棟	3	AC-B-3-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B3-1
281	高層棟	3	AC-B-3-3	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B3-1
282	高層棟	3	AC-B-3-4	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B3-2
283	高層棟	3	AC-B-3-5	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B3-2
284	高層棟	3	AC-B-3-6	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B3-2
285	高層棟	3	AC-B-3-7	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B3-3
286	高層棟	1	AC-B-1-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B1-1
287	高層棟	1	AC-B-1-11	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B1-1
288	高層棟	1	AC-B-1-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B1-2
289	高層棟	1	AC-B-1-7R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B1-2

No	建物	階	機器	インバータ規格	盤名
290	高層棟	1	AC-B-1-2S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B1-3
291	高層棟	1	AC-B-1-2R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B1-3
292	高層棟	1	AC-B-1-3S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B1-3
293	高層棟	1	AC-B-1-3R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B1-3
294	高層棟	1	AC-B-1-10	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-B1-3
295	高層棟	1	AC-B-1-12	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B1-3
296	高層棟	1	AC-B-1-6-1	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B1-4
297	高層棟	1	AC-B-1-6-2	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-B1-4
298	高層棟	1	AC-B-1-4	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-B1-4
299	高層棟	1	AC-B-1-5S	FRN5. 5G11S-2	P-B1-4
300	高層棟	1	AC-B-1-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B1-4
301	高層棟	1	AC-B-1-9S	FRN7. 5G11S-2	P-B1-4
302	高層棟	1	AC-B-1-9R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-B1-5
303	高層棟	1	AC-B-1-8	MEGAFRN15G 1 S-2J	P-B1-5
304	高層棟	B1	AC-B-B1-2S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-BB1-2
305	高層棟	B1	AC-B-B1-2R	FRN1. 5G11S-2	P-BB1-2
306	高層棟	B1	AC-B-B1-1S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BB1-3
307	高層棟	B1	AC-B-B1-1R	FRN3. 7G11S-2	P-BB1-3
308	高層棟	B1	AC-B-B1-3	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BB1-4
309	高層棟	B1	AC-B-B1-4S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-BB1-5
310	高層棟	B1	AC-B-B1-4R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-BB1-5
311	高層棟	B3	PC1-B-B3-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
312	高層棟	B3	PC1-B-B3-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
313	高層棟	B3	PC1-B-B3-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
314	高層棟	B3	PC1-B-B3-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
315	高層棟	B3	PC1-B-B3-5	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
316	高層棟	B3	PC1-B-B3-6	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
317	高層棟	B3	PC2-B-B3-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
318	高層棟	B3	PC2-B-B3-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
319	高層棟	B3	PC2-B-B3-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
320	高層棟	B3	PC2-B-B3-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-1
321	高層棟	B3	PC-C-B3-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-2
322	高層棟	B3	PC-C-B3-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-2
323	高層棟	B3	PC-C-B3-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-2
324	高層棟	B3	PC-D-B3-1	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-1-2
325	高層棟	B3	PC-D-B3-2	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-1-2
326	高層棟	B3	PC-D-B3-3	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-1-2
327	高層棟	B3	PH-B-B3-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-3
328	高層棟	B3	PH-B-B3-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-3
329	高層棟	B3	PH-B-B3-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-3
330	高層棟	B3	PH-B-B3-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-3
331	高層棟	B3	PH-B-B3-5	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-3
332	高層棟	B3	PH-B-B3-6	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-BB3-1-3
333	高層棟	B3	PH-C-B3-1	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-2-2
334	高層棟	B3	PH-C-B3-2	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-2-2
335	高層棟	B3	PH-C-B3-3	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-2-2
336	高層棟	B3	PH-D-B3-1	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-2-3
337	高層棟	B3	PH-D-B3-2	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-2-3
338	高層棟	B3	PH-D-B3-3	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	P-BB3-2-3
339	高層棟	B3	AC-B-B3-6-1S	MEGAFRN22G 1 S-2J	P-BB3-4
340	高層棟	B3	AC-B-B3-6-1R	MEGAFRN22G 1 S-2J	P-BB3-4
341	高層棟	B3	AC-B-B3-6-2S	MEGAFRN22G 1 S-2J	P-BB3-4
342	高層棟	B3	AC-B-B3-6-2R	FRN22G11S-2	P-BB3-4
343	高層棟	B3	AC-B-B3-7-1	FRN11G11S-2	P-BB3-5
344	高層棟	B3	AC-B-B3-7-2	FRN11G11S-2	P-BB3-5
345	高層棟	B3	AC-B-B3-8S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BB3-6
346	高層棟	B3	AC-B-B3-8R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BB3-6
347	高層棟	B3	PU-B-B3-1	MiniFRN3. 7C 1 S-2J	

No	建物	階	機器	インバータ規格	盤名
348	高層棟	B3	PU-C-B3-1	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	
349	高層棟	B3	PU-D-B3-1	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	
350	高層棟	B3	PCU-B-B3-1	FRN5. 5G11S-2	
351	高層棟	B3	PCU-C-B3-1	FRN5. 5G11S-2	
352	高層棟	B3	PCU-D-B3-1	MiniFRN3. 7C 1 S-2J	
353	高層棟	B3	AC-B-B3-5S	FRN1. 5P9S-2	P-BB3-8
354	高層棟	B3	AC-B-B3-5R	FRN1. 5P9S-2	P-BB3-8
355	高層棟	B3	AC-B-B3-9S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-BB3-8
356	高層棟	B3	AC-B-B3-9R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-BB3-8
357	高層棟	B3	AC-B-B3-4-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BB3-10
358	高層棟	B3	AC-B-B3-4-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BB3-10
359	高層棟	B3	AC-B-B3-2-1	FRN11G11S-2	P-BB3-10
360	高層棟	B3	AC-B-B3-2-2	FRN11G11S-2	P-BB3-10
361	高層棟	B3	AC-B-B3-1S	FRN5. 5G11S-2	P-BB3-11
362	高層棟	B3	AC-B-B3-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BB3-11
363	高層棟	B3	AC-B-B3-3	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-BB3-11
364	検査棟	7	AC-C-7-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C7-1
365	検査棟	7	AC-C-7-2	FRN2. 2G11S-2	P-C7-2
366	検査棟	7	AC-C-7-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C7-3
367	検査棟	7	AC-C-7-4S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-C7-4
368	検査棟	7	AC-C-7-4R	FRN3. 7G11S-2	P-C7-4
369	検査棟	7	AC-C-7-5S	FRN5. 5G11S-2	P-C7-5
370	検査棟	7	AC-C-7-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C7-5
371	検査棟	6	AC-C-6-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C6-1
372	検査棟	6	AC-C-6-2	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C6-2
373	検査棟	6	AC-C-6-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C6-3
374	検査棟	6	AC-C-6-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C6-4
375	検査棟	6	AC-C-6-4R	FRN2. 2G11S-2	P-C6-4
376	検査棟	6	AC-C-6-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C6-5
377	検査棟	6	AC-C-6-5R	FRN2. 2G11S-2	P-C6-5
378	検査棟	5	AC-C-5-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C5-1
379	検査棟	5	AC-C-5-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C5-2
380	検査棟	5	AC-C-5-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C5-3
381	検査棟	5	AC-C-5-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C5-4
382	検査棟	5	AC-C-5-4R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C5-4
383	検査棟	5	AC-C-5-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C5-5
384	検査棟	5	AC-C-5-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C5-5
385	検査棟	4	AC-C-4-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C4-1
386	検査棟	4	AC-C-4-2	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C4-2
387	検査棟	4	AC-C-4-3	FRN2. 2G11S-2	P-C4-3
388	検査棟	4	AC-C-4-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C4-4
389	検査棟	4	AC-C-4-4R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C4-4
390	検査棟	4	AC-C-4-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C4-5
391	検査棟	4	AC-C-4-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C4-5
392	検査棟	3	AC-C-3-1	FRN2. 2G11S-2	P-C3-1
393	検査棟	3	AC-C-3-2	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C3-2
394	検査棟	3	AC-C-3-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C3-3
395	検査棟	3	AC-C-3-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C3-4
396	検査棟	3	AC-C-3-4R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C3-4
397	検査棟	3	AC-C-3-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C3-5
398	検査棟	3	AC-C-3-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C3-5
399	検査棟	2	AC-C-2-1	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-C2-1
400	検査棟	2	AC-C-2-2	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C2-2
401	検査棟	2	AC-C-2-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C2-3
402	検査棟	2	AC-C-2-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C2-4
403	検査棟	2	AC-C-2-4R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C2-4
404	検査棟	2	AC-C-2-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C2-5
405	検査棟	2	AC-C-2-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C2-5

No	建物	階	機器	インバータ規格	盤名
406	検査棟	1	AC-C-1-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C1-1
407	検査棟	1	AC-C-1-2	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-C1-2
408	検査棟	1	AC-C-1-3	FRN2. 2G11S-2	P-C1-3
409	検査棟	1	AC-C-1-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C1-4
410	検査棟	1	AC-C-1-4R	FRN2. 2G11S-2	P-C1-4
411	検査棟	1	AC-C-1-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-C1-5
412	検査棟	1	AC-C-1-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	P-C1-5
413	検査棟	B1	AC-D-B1-1	FRN1. 5G9S-2	P-DB1-1
414	検査棟	B1	AC-D-B1-2	FRN1. 5G9S-2	P-DB1-1
415	検査棟	B2	AC-C-B2-1	FRN1. 5G11S-2	P-CB2-1
416	検査棟	B2	AC-C-B2-2	FRN1. 5G11S-2	P-CB2-1
417	検査棟	B3	AC-G-B3-1	FRN1. 5G9S-2	P-GB3-1
418	検査棟	B3	AC-G-B3-2	FRN1. 5G9S-2	P-GB3-1
419	厚生棟	1	AC-D-1-9	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-D1-3
420	厚生棟	1	AC-D-1-5	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-D1-5-1
421	厚生棟	1	AC-D-1-7	FRN11P11S-2	P-D1-6
422	厚生棟	1	AC-D-1-8S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	P-D1-6
423	厚生棟	1	AC-D-1-8R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	P-D1-6
424	厚生棟	1	AC-D-1-6	FRN11P11S-2	P-D1-7
425	厚生棟	1	AC-D-1-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	P-D1-8
426	厚生棟	1	AC-D-1-1R	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-D1-8
427	厚生棟	1	AC-D-1-2-1	FRN5. 5P11S-2	P-D1-8
428	厚生棟	1	AC-D-1-2-2	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-D1-8
429	厚生棟	1	AC-D-1-10	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	P-D1-9
430	駐車場	B1	FE-G-B1-3	MEGAFRN22G 1 S-2J	P-GB1-21-2
431	駐車場	B1	FE-G-B1-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	P-GB1-21-2
432	駐車場	B1	FE-G-B1-1	MEGAFRN15G 1 S-2J	P-GB1-24-2
433	駐車場	B1	FE-G-B1-2	MEGAFRN15G 1 S-2J	P-GB1-24-2
434	駐車場	B2	FE-G-B2-3	MEGAFRN22G 1 S-2J	P-GB2-21-2
435	駐車場	B2	FE-G-B2-4	MEGAFRN22G 1 S-2J	P-GB2-21-2
436	駐車場	B2	FE-G-B2-1	FRN11P11S-2	P-GB2-24-2
437	駐車場	B2	FE-G-B2-2	FRN11P11S-2	P-GB2-24-2
438	駐車場	B3	FE-G-B3-3	MEGAFRN22G 1 S-2J	P-GB3-21-2
439	駐車場	B3	FE-G-B3-4	MEGAFRN22G 1 S-2J	P-GB3-21-2
440	駐車場	B3	FE-G-B3-1	MEGAFRN15G 1 S-2J	P-GB3-24-2
441	駐車場	B3	FE-G-B3-2	MEGAFRN15G 1 S-2J	P-GB3-24-2

(3).衛生設備

1) 高層棟

機器名称	仕様	台数
上水受水槽 TW-B-B3-1(9月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 6,500×4,000×H3,000(2槽式) 6.5m ³	1
中水受水槽 TCW-B-B3-1(10月点検清掃)	コンクリート製(地下式) 有効容量36.25m ³	4
上水高置水槽(5~14F系統) TWH-B-18-1(9月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 2,000×1,000×H2,000(2槽式) 3m ³	1
上水高置水槽(15~26F系統) TWH-B-PH-1(9月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 2,000×1,000×H2,000(2槽式) 3m ³	1
中水高置水槽(5~14F系統) TWCH-B-18-1(10月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 3,000×1,000×H2,000(2槽式) 4.5m ³	1
中水高置水槽(15~26F系統) TWCH-B-PH-1(10月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 3,000×1,000×H2,000(2槽式) 4.5m ³	1
貯湯槽(5~14F系統、15~26F系統) TVW-B-PH-1~2 TVW-B-17-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9932 ・検査証番号9933 ・検査証番号9935 ・検査証番号9934	立型(SUS-444) 有効容量1,500L 加熱能力345MJ/h 容積:1.700m ³	4
貯湯槽(B3~2F系統) TVW-B3-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9937 ・検査証番号9936	立型(SUS-444) 有効容量1,000L 加熱能力230MJ/h 容積:1.168m ³	2
給湯用補給水槽 TWR-B-18-1 TWR-B-PH-1	鋼板製 1,000×1,000×H1,100	2
中水給水ポンプユニット呼水槽 T-B-B3-1~3	鋼板製 有効容量0.2m ³ (600×600×H600)	3
密閉式膨張水槽 EXT-B-B3-1~2	ダイヤフラム式 容量283L(鋼板製)	2
上水揚水ポンプ(5~14F系統) PW-B-B3-1~2	多段渦巻型 φ40×130L/min×120m×7.5kW	2
上水揚水ポンプ(15~26F系統) PW-B-B3-3~4	多段渦巻型 φ40×110L/min×170m×11.0kW	2
中水揚水ポンプ(5~14F系統) PCW-B-B3-1~2	多段渦巻型 φ40×200L/min×120m×11.0kW	2
中水揚水ポンプ(15~26F系統) PCW-B-B3-3~4	渦巻型 φ40×150L/min×170m×11.0kW	2
雨水移送ポンプ PCW-B-B3-5~6	多段渦巻型 φ50×250L/min×10m×1.5kW	2
池給水ポンプ PCW-B-B3-7~8	多段渦巻型 φ40×100L/min×25m×1.5kW	2
上水給水ポンプユニット(B3~2F系統) PU-B-B3-1	周波数制御方式 φ50×φ50×250L/min×40m×3.75kW×2	1
上水給水ポンプユニット(26~PH-1系統) PU-B-PH-1	周波数制御方式 φ50×φ50×130L/min×25m×1.5kW×2	1
中水給水ポンプユニット(B3~2F系統) PCU-B-B3-1	周波数制御方式 φ65×φ50×300L/min×40m×5.5kW×2	1
中水給水ポンプユニット(26~PH-2系統) PCU-B-PH-1	周波数制御方式 φ40×φ40×100L/min×20m×1.5kW×2	1
上水給水ポンプユニット(給湯用) PU-B-18-1	周波数制御方式 φ32×φ32×50L/min×10m×1.5kW×2	1
上水給水ポンプユニット(検査棟系統) PU-C-B3-1	周波数制御方式 φ65×φ50×300L/min×55m×7.5kW×2	1

機器名称	仕様	台数
上水給水ポンプユニット(厚生棟系統) PU-D-B3-1	周波数制御方式 φ65×φ50×350L/min×40m×5.5kW×2	1
中水給水ポンプユニット(検査棟系統) PCU-C-B3-1	周波数制御方式 φ50×φ50×200L/min×60m×5.5kW×2	1
中水給水ポンプユニット(厚生棟系統) PCU-D-B3-1	周波数制御方式 φ40×φ40×100L/min×40m×3.7kW×2	1
給湯循環ポンプ(B3~2系統) PWH-B-B3-1~2	ライン型(ステンレス製) φ32×20L/min×5m×0.25KW	2
給湯循環ポンプ(5~14F系統) PWH-B-17-1~2	ライン型(ステンレス製) φ25×20L/min×5m×0.15KW	2
給湯循環ポンプ(15~26F系統) PWH-B-PH-1~2	ライン型(ステンレス製) φ25×20L/min×5m×0.15KW	2
汚水雑排ポンプ PDS-B-B3-3~4	汚水汚物用水中ポンプ φ100×1,200L/min×18m×7.5kW	2
汚水雑排ポンプ PDS-B-B3-5~6	汚水汚物用水中ポンプ φ80×700L/min×20m×7.5kW	2
汚水雑排ポンプ PDS-B-B3-1~2	汚水汚物用水中ポンプ φ80×400L/min×19m×5.5kW	2
汚水雑排ポンプ PDS-B-B3-7~8 PDS-B-B3-9~10	雑排水用水中ポンプ φ80×300~400L/min×21~22m×5.5kW	4
汚水雑排ポンプ PDS-C-B3-1~2	雑排水用水中ポンプ φ80×280L/min×20m×3.7kW	2
雨水ポンプ PDR-B-B3-1~4	雑排水用水中ポンプ φ100×1,200L/min×19m×7.5kW	4
雨水ポンプ PDR-B-B3-5~6	雑排水用水中ポンプ φ80×700L/min×22m×5.5kW	2
湧水ポンプ PDW-B-B3-1~4	雑排水用水中ポンプ φ50×300L/min×23~24m×3.7kW	4
電気湯沸器 WHE-B-5~26-1~2 WHE-B-5~23-3~4	壁掛貯湯式 貯湯量45L 電熱容量3.0kW	80
電気湯沸器(飲・雑両用) WHE-B-B3-1	壁掛貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW	1
電気湯沸器 WHE-B-B1-1 WHE-B-1-1	壁掛貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW	2
電気湯沸器 WHE-B-7-6 WHE-B-17-6	床置貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW	2
電気湯沸器 WHE-B-PH-1 WHE-B-7-5 WHE-B-12-5 WHE-B-13-5 WHE-B-17-5 WHE-B-21-5 WHE-B-22-5	床置貯湯式 貯湯量10L 電熱容量1.5kW	7
ガス湯沸器 GH-B-1-1~4	先止式24号	4

2) 駐車場

機器名称	仕様	台数
湧水ポンプ PDW-G-B3-1~8	雑排水用水中ポンプ φ50×100L/min×23m×2.2kW	8
湧水ポンプ PDW-G-B3-9~14	雑排水用水中ポンプ φ50×150L/min×23~27m×2.2kW	6

機器名称	仕様	台数
汚水ポンプ PDS-G-B3-3~4 PDS-G-B3-9~12	雑排水用水中ポンプ φ80×200~300L/min×20~23m×5.5kW	6
汚水ポンプ PDS-G-B3-1~2 PDS-G-B3-5~8	雑排水用水中ポンプ φ50×150~180L/min×20~21m×2.2kW	6
雨水ポンプ PDR-G-B3-3~4	雑排水用水中ポンプ φ65×270L/min×21m×3.7kW	2
雨水ポンプ PDR-G-B3-1~2 PDR-G-B3-5~6	雑排水用水中ポンプ φ50×200~240L/min×20~23m×3.7kW~2.2kW	4

3) 検査・厚生棟

機器名称	仕様	台数
上水高置水槽 TWH-C-R-1(9月点検清掃)	FRP製単板パネルタンク 1,000×1,500×H1,500 1.8m ³	1
中水高置水槽 TWCH-C-R-2(10月点検清掃)	FRP製単板パネルタンク 1,000×1,500×H1,500 1.8m ³	1
貯湯槽(検査棟系統) TVW-C-B1-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9930 ・検査証番号9931	立型(SUS-444) 有効容量1,500L 容積:1.650m ³	2
貯湯槽(厚生棟系統) TVW-D-B1-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9929 ・検査証番号9928	立型(SUS-444) 有効容量800L 容積:0.923m ³	2
密閉式膨張水槽 TE-C-B1-1~2	形式:ダイヤフラム式 有効容量800L(鋼板製)	2
密閉式膨張水槽 TE-D-B1-1~2	形式:ダイヤフラム式 有効容量180L(鋼板製)	2
電気湯沸器 WHE-C-1~7-1	形式:置台貯湯式 貯湯量45L 電熱容量3.0kW	14
電気湯沸器 WHE-G-B1-2	形式:床置貯湯式 貯湯量25L 電熱容量2.0kW	1
電気湯沸器 WHE-D-1-1~4	形式:置台貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW	4
電気湯沸器 WHE-G-B1-1	形式:壁掛貯湯式 貯湯量10L 電熱容量1.5kW	1
電気湯沸器(飲・雑両用) WHE-D-1-3	形式:壁掛貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW	1
ガス湯沸器(対象外) GH-D-1-1-1~15	形式:先止式 24号	15
ガス湯沸器(対象外) GH-D-1-2-1~4	形式:屋外壁掛ガス比例制御 32号	4
上水給水ポンプユニット PU-C-R-1	形式:減圧弁方式 φ25×50L/min×15m×0.4kW×2	1
中水給水ポンプユニット PU-C-R-2	形式:周波数制御方式 φ32×80L/min×15m×0.4kW×2	1
給湯循環ポンプ(検査棟系統) PHW-C-B1-1~2	形式:ライン型(ステンレス製) φ32×20L/min×5m×0.4kW	2
給湯循環ポンプ(厚生棟系統) PHW-D-B1-1~2	形式:ライン型(ステンレス製) φ32×20L/min×5m×0.25kW	2

機器名称	仕様	台数
汚水槽	1,500×5,500×H1,300(10m ³)	1
	2,600×4,500×H1,300(15m ³)	1
	3,500×4,500×H2,100(33m ³)	1
	2,400×5,400×H2,700(35m ³)	1
雑排水槽	2,400×5,600×H1,400(18m ³)	1
	3,000×6,400×H1,800(35m ³)	1
	3,000×6,500×H1,800(35m ³)	1
雑排水槽	2,400×1,500×H2,700(9m ³)	1
	12,500×1,500×H2,700(50m ³)	1
	2,400×1,500×H2,700(9m ³)	1
	2,800×6,500×H2,700(50m ³)	1
	3,000×3,400×H2,100(21m ³)	1
	2,900×5,000×H1,400(20m ³)	1
	2,400×2,400×H2,700(15.5m ³)	2
	2,400×5,400×H2,100(35m ³)	1
排水貯留水槽	3,900×4,800×H1,200(22m ³)	1
	3,200×4,800×H1,200(18m ³)	1
	3,200×4,800×H2,500(38m ³)	1
	2,900×4,800×H1,200(17m ³)	1
	4,300×4,800×H1,200(25m ³)	1

(4)湧水槽

名称	管理 番号	容量 (m ³)
湧水槽	1	23.46
	2	23.46
	3	23.46
	4	23.46
	5	23.46
	6	23.46
	7	23.46
	8	23.46
	9	20.7
	10	31.74
	11	24.6
	12	32.4
	13	48.6
	14	42.12
	15	18.72
	16	21.6
	17	21.6
	18	3.78
	19	12.96
	20	17.64
	21	20.16
	22	15.12
	23	18.9
	24	42.84
	25	21.6
	26	21.6
	27	7.56
	28	29.7
	29	10.08
	30	38.88
	31	70.56
	32	9.72
	33	34.02
	34	59.4
	35	33.39
	36	11.52
	37	15.96
	38	26.6
	39	12.8
	40	20.8
	41	15.7
	42	36.7
	43	23.4
	44	28.2
	45	18
	46	61.1
	47	61.1
	48	28.2
	49	7.5
	50	7.5
	51	30.8
	52	31.7
	53	15.4
	54	15.4
	55	37.8
	56	9.9

名称	管理 番号	容量 (m ³)
	57	49.4
	58	49.4
	59	25
	60	33.4
	61	24.3
	62	25
	63	26.5
	64	18.9
	65	35.6
	66	16.3
	67	35.6
	68	29
	69	29
	70	36
	71	26.5
	72	29.6
	73	29.6
	74	61.5
	75	26.4
	76	14.5
	77	31.3
	78	17.8
	79	42
	80	21
	81	66.6
	82	26.5
	83	38.2
	84	25.2
	85	36
	86	26.5
湧水槽	87	18.5
	88	18.5
	89	18.5
	90	18.5
	91	19.8
	92	19.8
	93	21.5
	94	18.5
	95	21.5
	96	21.5
	97	21.5
	98	21.5
	99	21.5
	100	21.5
	101	21.5
	102	21.5
	103	35.3
	104	22.6
	105	35.3
	106	81.3
	107	38.2
	108	38.2
	109	31.4
	110	38.2
	111	38.2
	112	14.7
	113	24.6

名称	管理 番号	容量 (m ³)
	114	19.8
	115	20.4
	116	21
	117	21
	118	21
	119	21
	120	16.2
	121	66.6
	122	65.6
	123	65.6
湧水槽	124	79.4
	125	9.2
	126	9.5
	127	63.7
	128	18.4
	129	65.7
	130	63.7
	131	18.4
	132	63.7
	133	62.7
	134	38.2
	135	38.2
	136	15.6
	137	22.8
	138	9.9
	139	79.4
	140	34.5
	141	9.5
	142	19.4
	143	11.9
	144	8
	145	30.4
	146	27.6
	147	39.4
	148	39.4
	149	21.6
	150	21.6
	151	6.2
	152	3.1
	153	27.4
	154	13
	155	15.6
	156	6
	157	30.4
	158	38.2
	159	16.9
	160	32.3
	161	23.4

(5)池循環ろ過設備、灌水設備

1) 池循環ろ過設備

設備名称	設備内容
滝循環ポンプ	水中ポンプ φ150×2,000L/min×15m×11.0kW×1台
滝循環ポンプ	水中ポンプ φ150×2,000L/min×11.5m×7.5kW×1台
ろ過循環ポンプ 水槽排水ポンプ	水中ポンプ φ80×500L/min×26~22m ×3.7kW×2台
蓮噴水ポンプ	φ40×91L/min×10m×0.75kW×1台
全自動ろ過機	処理能力30m ³ /h×1台
カスケードノズル	150 (SUS304) 1個 65 (SUS304) 2個
整流装置	多孔管式ノズルSUS製 100×L4,000×1個 150×L9,000×1個
塩素滅菌装置	1台
制御盤	1面
滝循環水層	1槽

2) 灌水設備

設備名称	設備内容
散水制御盤	5面 (高層棟8階、14階、23階を含む)
雨量センサ	2台
灌水ホース	φ21
電磁弁	17台
中水給水ポンプユニット (外構系統) PCU-G-1-1	形式：周波数制御方式 φ40×75L/min×38m×3.7kW×1台 灌水用
雨水移送ポンプ	雑排水用水中ポンプ2台 φ125×1,500L/min×10m×5.5kW
雨水沈砂槽	1槽

(6)中央監視制御設備

名称	設備内容
主処理装置ユニット (MCU)	3台 (1台は防災センター内設置) 管理点数 ・ 操作: 9,216点 ・ 表示: 8,160点 ・ 計測: 4,098点 ・ 計量: 620点 ※将来全撤去予定
カラーディスプレイ	3台 (1台は防災センター内設置) ・ 表示画面: 21インチ ・ 表示色: 256色 ・ 表示文字数: 12,000文字 ※将来全撤去予定
メッセージプリンター	2台 ・ 印字数: 136文字/行 ・ 印字用紙: 15インチ ・ 方式: ドットマトリックス ※将来全撤去予定
ロギングプリンター	1台 ・ 印字用紙: A3 ・ 印字速度: 6ページ/分 ・ 半導体レーザービーム送査+磁性トナー電子写真方式 ※将来全撤去予定
ハードコピー装置	1台 ・ 印字用紙: A4サイズカット (指定紙) ・ 印字速度: 55秒/A4版 ※将来全撤去予定
副処理ユニット (AIC)	※H23年度に厚生棟系統、H24年度に高層棟系統を機能停止。 30台 (H25年度当初予定は4台) ・ 主処理装置: 32ビットCPU ・ 主記憶容量: 2メガバイト ・ 最大管理点数: 1,000点 (1台当たり) ※将来全撤去予定
通信制御装置 (ACM)	※H23年度に厚生棟系統、H24年度に高層棟系統を機能停止。 10台 (H25年度当初予定は4台) ・ 主処理装置: 32ビットCPU ・ 主記憶容量: 10メガバイト ・ 最大管理点数: 5,000点 ※将来全撤去予定
アナンシェーター処理ユニット	1式 ・ 主処理装置: 32ビットCPU ・ 主記憶容量: 10メガバイト ・ ANN操作台数: 8台
無停電電源装置	1台 ・ 容量: 30KVA ・ バックアップ時間: 10分 ・ 蓄電池: 40Ah25個150セル
監視端末	3台 (1台は防災センター内設置) ・ 機能: ブラウザ監視 ・ OS: Windows7 ・ ウェブブラウザ: Internet Explorer8
システム制御装置 (SMS)	2台 ・ 機能: 監視端末で表示、設定、操作を行う情報の一元管理 ・ CPU: 32bit ・ OS: Linux

情報管理装置 (DSS)	2台 ・機能：システム全体の管理、データ収集、蓄積、加工、データ入出力 ・CPU：32bit ・OS：Linux
副処理装置 (SCS)	27台 ・機能：DSS、RS等との通信、ポイントデータ及びスケジュール制御 ・CPU：32bit ・OS：Linux
印字装置	1台 ・カラーレーザープリンタ (A4)

(7)自動制御設備

名称	設備内容
制御盤	自動制御盤 170面
冷熱源制御(高層棟系統)	1組 温度検出器(配管用) 40個 電磁流量計 8個 積算熱量計 7個 差圧発信器 5個 流量指示調節器 8個 デジタル指示調節器(熱源用) 4個 電動調節弁 6個 空気式調節弁 1個 偏心軸回転形調節弁 3個
温熱源制御(高層棟系統)	1組 温度検出器(配管用) 16個 電磁流量計 5個 積算熱量計 4個 蒸気流量計 1個 差圧発信器 4個 流量指示調節器 4個 デジタル式指示調節器(熱源用) 3個 空気式調節弁 4個
冷熱源制御(高層棟系統)	1組 温度検出器(配管用) 26個 電磁流量計 6個 積算熱量計 5個 差圧発信器 5個 流量指示調節器 6個 デジタル式指示調節器(熱源用) 4個 空気式調節弁 4個 偏心軸回転形調節弁 3個
温熱源制御(高層棟系統)	1組 温度検出器(配管用) 12個 電磁流量計 3個 積算熱量計 2個 蒸気流量計 1個 差圧発信器 4個 流量指示調節器 3個 デジタル式指示調節器(熱源用) 3個 空気式調節弁 4個
冷熱源制御(検査棟系統)	1組 温度検出器(配管用) 12個 電磁流量計 3個 積算熱量計 2個 差圧発信器 2個 流量指示調節器 2個 デジタル式指示調節器(熱源用) 2個 電動調節弁 2個 空気式調節弁 1個 偏心軸回転形調節弁 2個
温熱源制御(検査棟系統)	1組 温度検出器(配管用) 8個 電磁流量計 2個 積算熱量計 1個 蒸気流量計 1個 差圧発信器 2個 流量指示調節器 2個 デジタル式指示調節器(熱源用) 2個 電動調節弁 2個 空気式調節弁 3個

名称	設備内容
冷熱源制御（厚生棟系統）	1組 温度検出器（配管用）12個 電磁流量計3個 積算熱量計2個 差圧発信器2個 流量指示調節器2個 デジタル式指示調節器（熱源用）2個 電動調節弁2個 電気式調節弁1個 偏心軸回転形調節弁2個
温熱源制御（厚生棟系統）	1組 温度検出器（配管用）8個 電磁流量計2個 積算熱量計1個 蒸気流量計1個 差圧発信器2個 流量指示調節器2個 デジタル式指示調節器（熱源用）2個 電動調節弁2個 空気式調節弁3個
還水槽・床暖房廻り制御（簡易保守）	1組 温度検出器（配管用）3個 デジタル式指示調節器3個 フロートスイッチ2個 電動調節弁12個
高層棟空調機制御（1-1）	80組 温度露点温度検出器（ダクト用）80個 温湿度検出器（ダクト用）80個 ダンパー操作器240個 電動2方弁240個 小型電動2方弁80個 電気式差圧調節器80個 温度検出器（室内用）645個 ユニット用温度検出器12個
高層棟空調機制御（1-2）	37組 温度露点温度発信器（ダクト用）37個 温湿度検出器（ダクト用）37個 ダンパー操作器111個 電動2方弁111個 小型電動2方弁37個 電気式差圧調節器37個 温度検出器（室内用）94個 ユニット用温度検出器9個
高層棟空調機制御（1-3）	4組 温度露点温度発信器（ダクト用）4個 温湿度検出器（ダクト用）4個 温度検出器（室内用）16個 ダンパー操作器12個 電動2方弁12個 小型電動2方弁4個 電気式差圧調節器4個
高層棟空調機制御（3-1）	5組 温度露点温度発信器（ダクト用）5個 温湿度検出器（室内用）5個 ダンパー操作器15個 電動2方弁15個 小型電動2方弁5個 電気式差圧調節器5個

名称	設備内容
高層棟空調機制御 (3-2)	9組 温度検出器 (ダクト用) 4個 温度露点温度発信器 (ダクト用) 5個 温湿度発信器 (室内用) 9個 ダンパー操作器 9個 電動2方弁 23個 小型電動2方弁 5個 電気式差圧調節器 9個
高層棟空調機制御 (3-3)	5組 温度露点温度発信器 (ダクト用) 5個 温湿度検出器 (室内用) 5個 ダンパー操作器 10個 電動2方弁 15個 小型電動2方弁 5個 電気式差圧調節器 5個
高層棟空調機制御 (5)	1組 温湿度発信器 (室内用) 1個 温度検出器 (ダクト用) 1個 ダンパー操作器 1個 電動2方弁 2個 電気式差圧調節器 1個
高層棟空調機制御 (6-1)	10組 温度検出器 (室内用) 20個 電気式差圧調節器 20個 電動2方弁 20個
高層棟空調機制御 (6-2)	1組 温度検出器 (室内用) 1個 電気式差圧調節器 1個 電動2方弁 1個
高層棟空調機制御 (7)	1組 温度露点温度発信器 (ダクト用) 1個 温湿度検出器 (ダクト用) 1個 温度検出器 (室内用) 5個 ダンパー操作器 1個 電動2方弁 2個 電気式差圧調節器 1個
高層棟空調機制御 (8)	8組 温度検出器 (室内用) 8個 温度検出器 (ダクト用) 8個 電気式差圧調節器 8個 電動2方弁 16個
高層棟空調機制御 (9-2)	10組 温度検出器 (ダクト用) 20個 電気式差圧調節器 10個 電動2方弁 10個
高層棟空調機制御 (10-1)	16組 ユニット用温度検出器 16個 電動2方弁 16個 電気式差圧調節器 16個
高層棟空調機制御 (12)	1組 温度検出器 (室内用) 1個 ダンパー操作器 1個 電動2方弁 1個 電気式差圧調節器 1個
高層棟外調機制御 (2)	1組 温度露点温度発信器 (ダクト用) 1個 ダンパー操作器 1個 電動2方弁 2個 電気式差圧調節器 1個 小型電動2方弁 1個

名称	設備内容
高層棟ファンコイル制御(簡易保守)(1)	1 2組 放射温度検出器 1 2個 電動2方弁 1 2個
高層棟ファンコイル制御(簡易保守)(2)	1 0 3組 温度検出器(室内用) 2個 温度検出器(ユニット用) 1 0 1個 ファンコイル用比例2方弁 1 4 6個 電動2方弁 6個 ファンコイル用操作器 1 4 6個
高層棟ファンコイル制御(簡易保守)(3)	6 6組 (FCU-B-23-10:暗室のみ 1 台で各々 2 個) ファンコイル用比例2方弁 6 7個 ファンコイル用操作器 6 7個
高層棟ファンコイル制御(簡易保守)(5)	5 7組 温度検出器(室内用) 3 1個 温度検出器(ユニット用) 2 6個 ファンコイル用比例2方弁 7 2個 ファンコイル用操作器 7 2個 電動2方弁 4個
高層棟パッケージ空調機制御(簡易保守)(1)	1 0組 室内形温度調節器 1 0個 ダンパー操作器 1 8個
ファン発停制御(簡易保守)	2組 室内形温度調節器 2個
室内温湿度計測	8組 湿度発信器 5個 温湿度発信器 3個
外気温湿度計測	1組 外気温湿度検出器 1個 外気露点温度検出器 1個 日射計 4個 風向風速計 1個 感雨計 1個 避雷器 1 5個
高層棟冷水温水切換制御	6 8組 電動ボール弁 2 7 2個
高層棟貯湯槽制御	6組 温度検出器 6個 デジタル指示調節器 6個 電動2方弁 6個 遮断弁 6個
高層棟漏水検知	3 2組 漏水検出器 3 2個 漏水検知帯 3 2個
高層棟地域冷水受入制御	1組 アイソレータ 5個
高層棟地域蒸気受入制御	1組 アイソレータ 2個
検査棟空調機制御(2)	1 4組 スリットイン温度検出器 8 4個 露点温度発信器 1 4個 温湿度検出器 1 4個 ダンパ操作器 2 8個 ダンパ操作器 4 2個 電動2方弁 4 2個 小形電動ボール弁 1 4個 電気式圧力調節器 1 4個
検査棟空調機制御(6-1)	1組 温度検出器 2個 電動2方弁 2個 電気式圧力調節器 2個

名称	設備内容
検査棟外調機制御 (2)	7組 露点温度発信器 7個 ダンパ操作器 7個 電動2方弁 14個 小形電動ボール弁 7個 電気式圧力調節器 7個
検査棟外調機・CAV・排気ファン制御	14組 露点温度発信器 14個 ダンパ操作器 14個 電動2方弁 28個 電気式圧力調節器 14個 小形電動ボール弁 14個
検査棟ファンコイル制御(簡易保守) (1)	7組 放射温度センサ 7個 電動2方弁 7個
検査棟ファンコイル制御(簡易保守) (2)	22組 ユニット用温度検出器 22個 ファンコイル用弁操作器 25個 ファンコイル用比例2方弁 25個
検査棟ファンコイル制御(簡易保守) (3)	109組 ユニット用温度検出器 109個 ファンコイル用比例2方弁 315個 ファンコイル用弁操作器 315個
検査棟パッケージエアコン) (簡易保守) (1)	14組 農畜産用温度調節器 14個
検査棟冷水温水切換制御	4組 電動ボール弁 16個
検査棟貯湯槽制御	2組 配管温度検出器 2個 デジタル指示調節器 2個 電動2方弁 2個 遮断弁 2個
検査棟ファン発停制御(サーモ) (簡易保守)	2組 農畜産用温度調節器 2個
検査棟漏水検知	7組 漏水検出器 7個 漏水検知帯 7個
厚生棟空調機制御 (3-1)	1組 露点温度発信器 1個 温湿度検出器 1個 ダンパ操作器 3個 電動2方弁 3個 小型電動2方弁 1個 電気式差圧調節器 1個
厚生棟空調機制御 (4)	1組 温湿度検出器 (ダクト用) 1個 温度露点温度発信器 1個 ダンパー操作器 5個 電動2方弁 3個 小型電動2方弁 1個 電気式差圧調節器 2個
厚生棟空調機制御 (6-1)	1組 温度検出器 2個 電動2方弁 2個 電気式差圧調節器 2個

名称	設備内容
厚生棟空調機制御 (11)	1組 挿入形温度検出器1個 温温度検出器1個 ダンパ操作器2個 電動2方弁3個 小形電動2方弁1個 電気式差圧調節器2個
厚生棟MD制御 (簡易保守)	2組 ダンパ操作器2個
厚生棟ファン発停制御 (簡易保守)	1組 農畜産用温度調節器2個
厚生棟外調機制御 (3)	5組 挿入形温度検出器5個 ダンパ操作器5個 電動2方弁9個 電気式差圧調節器5個
厚生棟ファンコイル制御(簡易保守) (3)	11組 ユニット用温度検出器11個 ファンコイル用弁操作器4個 ファンコイル用比例2方弁4個 電動2方弁7個
厚生棟パッケージエアコン(簡易保守) (5)	1組 農畜産用温度調節器1個
厚生棟冷水温水切換制御	2組 電動ボール弁8個
厚生棟貯湯槽制御	2組 配管温度検出器2個 デジタル指示調節器2個 電動2方弁2個 遮断弁2個
駐車場空調機制御 (6-1)	1組 温度検出器2個 小形電動2方弁2個 電気式差圧調節器2個
駐車場パッケージエアコン(簡易保守) (1)	1組 農畜産用温度調節器1個
駐車場CO ₂ 制御	6組 CO ₂ 濃度検出器6個
駐車場ファン発停制御(サーモ) (簡易保守)	1組 農畜産用温度調節器1個

(8)空気源装置

名称	設備内容
エアコンプレッサー	2台 ・自動交互運転 ・吐出量500NL/min (5.5kW×2)
冷却式除湿器	2台 ・0.4kW×2
空気槽	1台 ・3.0m ³
ラインフィルタ	2個

(9)エレベータ・エスカレータ

名称	設備内容			
高層部東エレベータ群 (1~4号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数		
	操作方式	7台群管理方式(1~7号機)		
	定格速度	240m/分		
	積載荷重	1,600Kg		
	扉形式	電動2枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400		
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,700		
	電動機容量	40kW		
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
	台数	7台		
	停止階数	1~3号機	1,2,5,6,14~26	
		4号機	1,2,3,5,6,14~26	
	運行制御	マイコン制御		
	高層部西エレベータ群 (5~7号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
操作方式		7台群管理方式(1~7号機)		
定格速度		240m/分		
積載荷重		1,600Kg		
扉形式		電動2枚戸中央開き		
出入口寸法(W×H)		1,100×2,400		
カゴ寸法(W×D×H)		2,150×1,600×2,700		
電動機容量		40kW		
管制運転		地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
台数		7台		
停止階数		1,2,5,6,14~22		
運行制御		マイコン制御		
中層部エレベータ群 (8~14号機)		駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
		操作方式	7台群管理方式	
	定格速度	180m/分		
	積載荷重	1,600Kg		
	扉形式	電動2枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400		
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,500		
	電動機容量	40.0kW		
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
	台数	7台		
	停止階数	8~13号機	1,2,5~14	
		14号機	1,2,3,5~14	
	運行制御	マイコン制御		
	非常用エレベータ1号機	駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
操作方式		乗合全自動方式		
定格速度		150m/分		
積載荷重		2,350Kg		
扉形式		電動4枚戸中央開き		
出入口寸法(W×H)		1,800×2,400		
カゴ寸法(W×D×H)		2,600×1,800×3,000		
電動機容量		47.0kW		
管制運転		地震、非常運転		
台数		2台		
停止階数		B3F, B1F~PH1F		
運行制御		マイコン制御		
非常用エレベータ2号機		駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
		操作方式	乗合全自動方式	
	定格速度	150m/分		
	積載荷重	1,600Kg		
	扉形式	電動2枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400		

名称	設備内容		
	カゴ寸法(W×D×H)	2, 150×1, 600×2, 600	
	電動機容量	25.0kW	
	管制運転	地震、非常運転	
	台数	2台	
	停止階数	B3F～2F, 4F～23F	
	運行制御	マイコン制御	
検査棟乗用エレベータ群 (22, 23号機)	駆動方式	交流可変電圧、可変周波数	
	操作方式	群乗合全自動方式	
	定格速度	90m/分	
	積載荷重	1,000kg	
	扉形式	電動2枚戸中央開き	
	出入口寸法	W900×H2,100	
	カゴ寸法	W1,600×D1,500×H2,300	
	電動機容量	11.0kW	
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス	
	停止階数	1F～7F	
	運行制御	マイコン制御	
	検査棟荷物用エレベータ (24号機)	駆動方式	交流可変電圧、可変周波数
		操作方式	乗合全自動方式
定格速度		90m/分	
積載荷重		1,600kg	
扉形式		電動3枚戸片開き	
出入口寸法		W1,450×H2,200	
カゴ寸法		W1,740×D1,970×H3,000	
電動機容量		18.5kW	
管制運転		地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス	
停止階数		B3F～7F	
運行制御		マイコン制御	
地下駐車場乗用エレベータ群 (17号機、18号機)		駆動方式	油圧バックプランジャ方式
		操作方式	群乗合全自動方式
	定格速度	45m/分	
	積載荷重	900Kg	
	扉形式	電動2枚戸中央開き	
	出入口寸法	W900×H 2,100	
	カゴ寸法	W1,400×D1,350×H2,300	
	電動機容量	30.0kW	
	管制運転	地震、火災、停電(バッテリー)、オートアナウンス	
	停止階数	B3F～2F	
	運行制御	リレー制御	
	地下駐車場屋外乗用エレベータ (15、16号機)	駆動方式	油圧サイドプランジャ方式
		操作方式	乗合全自動方式
定格速度		45m/分	
積載荷重		850Kg	
扉形式		電動2枚戸中央開き	
出入口寸法		W900×H 2,100	
カゴ寸法		W1,400×D1,500×H2,300	
電動機容量		37.0kW	
管制運転		地震、火災、停電(バッテリー)、オートアナウンス	
停止階数		3F～2F	
高層棟厨房用エレベータ (19号機)	駆動方式	油圧バックプランジャ方式	
	操作方式	乗合全自動方式	
	定格速度	45m/分	

名称	設備内容	
	積載荷重	450Kg
	扉形式	電動2枚戸片開き
	出入口寸法	W900×H2,000
	カゴ寸法	W1,050×D1,150×H2,300
	電動機容量	11.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（バッテリー）、オートアナウンス
	停止階数	B1F～1F
	運行制御	リレー制御
エスカレータ	台数	2台
	寸法（W×L×H）	1.550（床板1.010）×11.258×6.500
	電動機容量	1,2号機 7.5kW
その他付帯装置等	エレベータ監視盤	2面（防災センター、中央監視室）
	車椅子用	4、14、15、16、17、23号機

(10).排水再利用設備

名称	設備内容
流量調整水槽(12月点検清掃)	2,700×5,200×H2,700 68m ³ 1 槽
接触ばっき槽	第1室：,400×3,000×H3,000 18m ³ 1 槽
	第2室：,400×1,900×H3,000 11.4m ³ 1 槽
膜分離槽	1,800×2,900×H3,000 13m ³ 1 槽
排水沈殿槽(6,12月点検清掃)	1,800×2,000×H3,000 11m ³ 1 槽
放流ポンプ槽(12月点検清掃)	2,700×2,700×H3,000 21m ³ 1 槽
中水移送ポンプ槽(12月点検清掃)	2,700×2,200×H1,800 14m ³ 1 槽
栄養剤槽	100L 1 槽
次亜塩貯槽	50L 1 槽
計量槽	1~5m ³ /hr 1 槽
自動荒目スクリーン	2 台
自動細目スクリーン	1 台
曝気ブロウ	1.5m ³ /min×4000mmH×3.7kW 3 台
散気装置	2 基
消泡装置	3 基
膜分離装置	1 式
脱臭装置	(脱臭ファン付) 4.0m ³ /min×200mmH×0.75kW 1 台
水中攪拌ブロー	28m ³ /hr×1.5kW 1 台
流量調整ポンプ	水中ポンプ 0.034m ³ /min×8mH×0.75kW 2 台
放流ポンプ	水中ポンプ 0.050m ³ /min×20mH×1.5kW 2 台
消泡ポンプ	水中ポンプ 0.080m ³ /min×15mH×1.5kW 1 台
膜分離処理水ポンプ	陸上ポンプ 0.014m ³ /min×17mH×0.75kW 1 台
中水移送ポンプ	水中ポンプ 0.04m ³ /min×10mH×0.4kW 2 台
栄養剤注入ポンプ	3~15cc×7kg/m×0.025kW 1 台
次亜塩注入ポンプ	0.5~5cc×7kg/m×0.025kW 1 台
制御盤	2 面

(11).厨房排水除害設備

名称	設備内容
原水槽	2,800×1,800×H1,600 9m ³ 1槽
調整槽	5,600×3,600×H950 50m ³ 1槽
調整槽	5,600×3,600×H950 50m ³ 1槽
油分解槽	No.1:2,600×3,400×H3,200 33m ³ 1槽 No.2:2,600×4,800×H3,200 24m ³ 1槽
処理水槽	2,800×1,800×H1,600 9m ³ 1槽
消泡剤貯槽	1槽
油分解促進剤貯槽	1槽
計量槽	1槽
自動細目スクリーン	1台
攪拌ブロウ	2.7m ³ /min×2000mmAg×2.2kW1台
通気ブロウ	6.0m ³ /min×4000mmAg×11.0kW2台
散気装置	4基
消泡装置	2基
脱臭装置	脱臭ファン付 15.0m ³ /min×2.2kW1台
原水ポンプ	水中ポンプ 0.30m ³ /min×12mH×2.2kW2台
流量調整ポンプ	陸上ポンプ 0.08m ³ /min×10mH×2.2kW2台
処理水ポンプ (水中ポンプ 15.0m ³ /min×15mH×1.5kW2台
消泡剤注入ポンプ	0.2kW1台
消泡剤槽攪拌機	0.1kW1台
油分解促進剤注入ポンプ	陸上ポンプ 0.2kW1台
油分解促進剤槽攪拌機	0.1kW1台
制御盤	1面

(12).雨水処理設備

名称	設備内容	
雨水貯溜槽 (1,077m ³)	4,500×2,600×H2,400 27m ³ 1 槽	
	4,500×2,000×H2,400 20m ³ 1 槽	
	3,000×3,500×H2,400 25m ³ 2 槽	
	6,700×4,800×H2,400 77m ³ 8 槽	
	2,900×3,500×H2,400 23m ³ 1 槽	
	2,900×1,700×H2,400 11m ³ 2 槽	
	4,800×2,900×H2,400 33m ³ 3 槽	
	8,300×4,800×H2,400 95m ³ 1 槽	
	4,800×3,800×H2,400 43m ³ 1 槽	
	4,400×3,400×H2,400 35m ³ 1 槽	
	4,000×3,000×H2,400 28m ³ 1 槽	
	3,600×2,300×H2,400 19m ³ 1 槽	
	5,200×2,400×H2,400 (1/2) 15m ³ 1 槽	
	5,200×2,400×H2,400 30m ³ 1 槽	
	雨水処理槽 (113m ³)	2,700×2,700×H2,400 17m ³ 1 槽
		4,400×2,700×H2,400 29m ³ 1 槽
		2,300×3,600×H2,400 20m ³ 1 槽
5,500×3,600×H2,400 47m ³ 1 槽		
雨水濾過装置 ・ 濾過水量12m ³ /h ・ φ650×H1,525 (鋼板製) 1 台		
自動塩素滅菌装置 ・ 注水ポンプ付 ・ 33cc×5kg/m×0.016kW 1 台		
濾過ポンプ ・ 陸上ポンプ ・ 0.2m ³ /min×15m×1.5KW 1 台		
エアコンプレッサー ・ 圧力開閉式 ・ 0.4kW 1 台		
制御盤 ・ 1 面		

(13)特殊排水処理設備

名称	設備内容
原水槽(10月点検清掃)	5,800×5,200×H1,000(30m ³)×1槽
シアン分解槽1	鋼板製 φ1,000×H1,350×1槽
PH調整槽	FRP製 φ600×H1,050×1槽
混和槽	鋼板製 700×700×H1,050×1槽
凝集槽	鋼板製 700×800×H1,050×1槽
沈殿槽	鋼板製 φ1,500×H2,500×1槽
シアン分解槽2	鋼板製 φ1,000×H1,350×1槽
ろ過原水槽	φ1,000×H1,350×1槽
ろ過機	円筒立型 φ600×H2,800 1基
活性炭原水槽	鋼板製 φ800×H1,000×1槽
活性炭吸着塔	円筒立型 φ800×H3,000×2基
活性炭処理水槽	鋼板製 φ1,600×H2,150×1槽
水銀用キレート樹脂塔	FRP製カートリッジ式 φ260×H1,300×5基
重金属用キレート樹脂塔	FRP製カートリッジ式 φ260×H1,300×5基
放流水槽	FRP製 φ600×H1,050×1槽
汚泥貯槽(6,10,2月点検清掃)	FRP製 φ1,800×H2,000(5.1m ³)×1槽
沈殿槽(6,10,2月点検清掃)	φ1,500×H2,500(4.4m ³)×1槽
硫酸貯槽	PVC製 450×450×H610×1槽
NaOH貯槽	PVC製 450×450×H610×1槽
PAC貯槽	PVC製 380×380×H460×1槽
ポリマー貯槽	PVC製 800×800×H1,010×1槽
液体キレート貯槽	PVC製 450×450×H610×1槽
次亜塩素酸ソーダ貯槽	PVC製 450×450×H610×1槽
調整ブロワ	0.61m ³ /min×2.5m×0.75kW×1台
攪拌ブロワ	0.13Nm ³ /min×2.5m×0.4kW×1台
散気装置	2基
シアン分解槽(1、2)攪拌機	300rpm×0.4kW×2台
PH調整槽攪拌機	350rpm×0.1kW×1台
混和槽攪拌機	350rpm×0.1kW×1台
凝集槽攪拌機	0~76.7rpm×0.09kW×1台
汚泥掻き機	1/6000×0.2kW×1台

名称	設備内容
硫酸貯槽攪拌機	300rpm×0.1kW×1台
NaOH貯槽攪拌機	300rpm×0.1kW×1台
液体キレート攪拌機	300rpm×0.1kW×1台
ポリマー攪拌機	300rpm×0.4kW×1台
原水ポンプ	水中ポンプ 0.02m ³ /min×8m×0.4kW×2台
汚泥引抜ポンプ	陸上ポンプ 0.9m ³ /min×6m×0.25kW×1台
ろ過原水ポンプ	陸上ポンプ 0.02m ³ /min×15m×0.4kW×2台
活性炭送水ポンプ	陸上ポンプ 0.02m ³ /min×15m×0.4kW×2台
キレート送水ポンプ	陸上ポンプ 0.02m ³ /min×15m×0.4kW×2台
活性炭逆洗ポンプ	陸上ポンプ 0.22m ³ /min×15m×1.5kW×2台
放水ポンプ	陸上ポンプ 0.02m ³ /min×20m×0.75kW×2台
硫酸注入ポンプ	0.025kW×1台○
次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	15cc×7kg/m×0.025kW×2台
NaOH注入ポンプ	15cc×7kg/m×0.025kW×2台
液体キレート注入ポンプ	15cc×7kg/m×0.025kW×1台
PAC注入ポンプ	7cc×7kg/m×0.025kW×1台
ポリマー注入ポンプ	55cc×7kg/m×0.025kW×1台
制御盤	3面

(14)特高受変電設備

名称	設備内容
受電方式	22KV-50Hz 3 回線スポットネットワーク
盤類	引込盤他34面
特高機器	特別高圧絶縁スイッチギア(C-GIS)3組 ・ 三相3 線24KV600A 断路器(DS)ガス三極単段 ・ 24KV600A3組 交流遮断器(CB)真空式 ・ 24KV600ARC25kA3台 接地開閉器(ES)ガス三極単段 ・ 24KVRC25KA6台 特別高圧変圧器(スポットネットワーク用) ・ ガス絶縁形3, 500KVA22KV/6. 6KV3台
高圧機器	ネットワーク計器用変圧器(NW-VT) ・ モールド型6. 6KV/220V12台 接地形計器用変圧器(GVT) ・ モールド型6. 6KV/√3 : 190/3V2台 所内変圧器(ST・TR) ・ 100KVA6. 6KV/210V/210~105V1台 真空遮断器(VCB)29台 高圧進相コンデンサ(DR付)8台 電力ヒューズ8台 直列リアクトル8台 高圧負荷開閉器2台 避雷器3台
直流電源装置	蓄電池 : MSE100Ah:54セル100V1式 整流装置 : 3 相3 線210V50A
監視制御装置	1 式

(15)高圧受変設備

1)高層棟低層エリア (第1電気室：高層棟地下3階)

名称	設備内容
受電方式	三相6.6KV600A
盤類	受電盤他15面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2台 真空遮断器(VCB)12台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相750KVA6,600/210V1台 ・保安用：3相500KVA6,600/210V1台、3相750KVA6,600/210V2台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V1台 ・保安用：単相300KVA6,600/210~105V1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット50KVA210/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)127個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE150Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V15A
	監視制御用 ・蓄電池：MSE150Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V15A

2)高層棟中層エリア (第2電気室：高層棟14階)

名称	設備内容
受電方式	三相6.6KV600A
盤類	受電盤他24面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)18台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相500KVA6,600/210V2台 ・保安用：3相750KVA6,600/210V1台、3相500KVA6,600/210V1台 O A用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V2台、単相150KVA6,600/210~105V2台 ・保安用：単相150KVA6,600/210~105V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V2台 ・保安用：単相300KVA6,600/210~105V1台、単相200KVA6,600/210~105V1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット100KVA210/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器132個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE500Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V50A
	監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V75A

3)高層棟高層エリア（第3電気室：高層棟PH1階）

名称	設備内容
受電方式	三相3線6.6KV600A
盤類	受電盤他24面
高圧機器	断路器(DS) 7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)18台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相500KVA6,600/210V2台 ・保安用：3相750KVA6,600/210V2台 ○A用変圧器(モールド形) ・一般用：単相200KVA6,600/210~105V4台 ・保安用：単相200KVA6,600/210~105V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V2台 ・保安用：単相300KVA6,600/210~105V1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット150KVA210/210~105V1台 接地形計器用変圧器(モールド形) ・6600/√3:190/32台
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)160個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE660Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V75A 監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V75A

4)地下駐車場・外構エリア（第6電気室：検査棟地下3階）

名称	設備内容
受電方式	三相6.6KV600A
盤類	受電盤他9面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)8台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相500KVA6,600/210V1台 ・保安用：3相500KVA6,600/210V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット50KVA210/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)69個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE300Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V30A 監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V15A

5) 検査棟エリア (第7電気室：検査棟地下2階)

名称	設備内容
受電方式	三相3線6.6KV600A
盤類	受電盤他18面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)14台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相200KVA6,600/210V2台 ・検査用：3相300KVA6,600/210V1台 ・保安系：3相300KVA6,600/210V1台 O A用変圧器(モールド形) ・一般系：単相200KVA6,600/210~105V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V1台 ・検査用：単相150KVA6,600/210V1台 ・保安用：単相200KVA6,600/210~105V1台 検査用コンセント変圧器(モールド形) ・一般用：単相500KVA6,600/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)118個 電磁接触器(MCTT)1台
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE300Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V30A
	監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V15A

6) 厚生棟エリア (第8電気室：検査棟地下1階)

名称	設備内容
受電方式	三相6.6KV600A
盤類	受電盤他12面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)11台 動力用変圧器(モールド形) ・一般系：3相750KVA6,600/210V1台 ・レントゲン：3相300KVA6,600/210V1台 ・保安系：3相50KVA6,600/210V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相200KVA6,600/210~105V1台 ・保安用：単相50KVA6,600/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器54個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE100Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V30A
	監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V15A

7)高層棟中層エリア無停電電源施設（第4電気室：高層棟15階）

名称	設備内容
盤類	高圧入力バイパス盤他13面
高圧機器	断路器(DS)7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)8台 変圧器(モールド形) ・バイパス用：3相300KVA6,600/210V1台 ・UPS用：3相200KVA6,600/210V2台
C V C F	システム並列冗長通電方式 システム出力：1,000KVA（三相3線200V） 500KVA（静止形GBT方式）2台
低圧機器	気中遮断器(ABC)3台 配線用遮断器(MCCB)12台 双投電磁接触器(DTMC)1台
蓄電池	陰極吸収式鉛蓄電池 MSE 150KVA用2組

8)高層棟高層エリア無停電電源施設（第5電気室：高層棟棟PH1階）

名称	設備内容
盤類	高圧入力バイパス盤他13面
高圧機器	断路器(DS)7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)8台 変圧器(モールド形) ・バイパス用：3相300KVA6,600/210V1台 ・UPS用：3相200KVA6,600/210V3台
C V C F	システム並列冗長通電方式 システム出力：1000KVA（三相3線200V） 仕様：500KVA（静止形GBT方式）3台
低圧機器	気中遮断器(ABC)3台 配線用遮断器(MCCB)10台 双設電磁接触器(DTMC)1台
蓄電池	陰極吸収式鉛蓄電池3組 MSE3組 150KVA用3組

(16)自家発電設備

名称	設備内容
自家発電設備	6600V2750kVAガスタービン発電装置 2台 1) 発電機 ・ 保護形自己空冷式三相交流発電機 (日昇製作所) ・ 2,750KVA (3相3線6,600V) 2) 駆動機関 ・ 単純開放一軸式ガスタービン (ツイン駆動) (新潟原動機) ・ 回転数: 1,500rpm ・ 自己空冷式 3) 盤類 ・ 自動始動盤等: 12面 4) 直流電源設備 ・ 蓄電池: MSE50Ah54セル100V (監視制御用) 1式 ・ 整流器: 三相3線210V15A 5) 燃料: 特A重油 6) 地下貯油槽: 75,000L×3基 7) 燃料小出槽: 3,000L×2基 8) 燃料移送ポンプ: 5.5kW×4台 9) 燃料返送ポンプ: 7.5kW×4台 10) 発電機換気ファン: 3.7kW×2台 (発電装置1台毎)

(17)電力設備

名称	設備内容
電灯・動力設備	分電盤 ・高層棟：161面 ・検査棟：52面 ・厚生棟：17面 動力制御盤 ・高層棟：134面 ・検査棟：60面 ・厚生棟：11面 蒸気発生器制御盤：2面 水処理装置制御盤：2面
照明制御設備	照明制御盤：10面 制御内容 ・個別制御 ・照明パターン制御 ・エリアパターン制御 ・スケジュール制御 ・センサ連動制御 ・高機能センサ連動制御 ・停復電制御
避雷設備	避雷針：2基 避雷導体(アルミ 4 t × 25) 1式
太陽光発電設備	太陽電池総合出力：35kW 太陽電池接続箱：2面 系統連系保護装置(パワーコンディショナー)：1式 日射計(MS-601)：2個 気温計：1個 データ収集装置：1式 ・パーソナルコンピュータ：1台 ・ディスプレイ：1台 ・アナログ入力ボード：1台 ・デジタル入力ボード：1台 表示パネル：1台(検査棟3階玄関前)
構内配電線路・通信線路	ハンドホール：13個
外灯設備	庭園灯：73台 ポール灯：9台 足元灯：89台 キャノピー足元灯：27台 両持キャノピー照明：6台 床埋込(A)：16台 床埋込(B)：15台 軒下ダウンライト：43台 光庭照明：3台 ブラケット灯：7台 ガラスアート照明：1台

(18)自動ドア等

分類	建物	階	号機・場所	製品規格
自動ドア	高層棟	B3	No. 1外部連絡用出入口	DS-75D
			No. 2庁舎出入口	DS-75D
		B2	No. 3外部連絡用出入口	DS-75D
			No. 4庁舎出入口	DS-75D
		B1	No. 5外部連絡用出入口	DS-75D
			No. 6庁舎出入口	DS-75D
		1	No. 7東側出入口（外）	DS-150D
			No. 8東側出入口（内）	DS-150D
			No. 9西側出入口（外）	DS-150D
			No. 10西側出入口（内）	DS-150D
		2	No. 13西側出入口（外右）	DS-150D
			No. 14西側出入口（外左）	DS-150D
			No. 15西側出入口（内右）	DS-150D
			No. 16西側出入口（内左）	DS-150D
	検査棟	1	No. 11実験棟出入口（外）	DS-150D
			No. 12実験棟出入口（内）	DS-150D
		3	No. 17事務棟出入口（外）	DS-150D
			No. 18事務棟出入口（内）	DS-150D
多機能トイレ電動ドア	高層棟	B1	No. 19庁舎側多機能トイレ	DS-75S
			No. 20外部連絡側多機能トイレ	DS-75S
		1	No. 21ロビー西側多機能トイレ	DS-75S
		2	No. 22多機能トイレ	DS-75S
		5	No. 23多機能トイレ	DS-75S
		6	No. 24多機能トイレ	DS-75S
		7	No. 25多機能トイレ	DS-75S
		8	No. 26多機能トイレ	DS-75S
		9	No. 27多機能トイレ	DS-75S
		10	No. 28多機能トイレ	DS-75S
		11	No. 29多機能トイレ	DS-75S
		12	No. 30多機能トイレ	DS-75S
		13	No. 31多機能トイレ	DS-75S
		14	No. 32多機能トイレ	DS-75S
		15	No. 33多機能トイレ	DS-75S
		16	No. 34多機能トイレ	DS-75S
		17	No. 35多機能トイレ	DS-75S
		18	No. 36多機能トイレ	DS-75S
		19	No. 37多機能トイレ	DS-75S
		20	No. 38多機能トイレ	DS-75S
		21	No. 39多機能トイレ	DS-75S
		22	No. 40多機能トイレ	DS-75S
		23	No. 41多機能トイレ	DS-75S
	検査棟	1	No. 42多機能トイレ	DS-75S
		2	No. 45多機能トイレ	DS-60S
		3	No. 46多機能トイレ	DS-60S
		4	No. 47多機能トイレ	DS-60S
		5	No. 48多機能トイレ	DS-60S
	棟生庫	1	No. 43職員食堂側多機能トイレ	DS-60S
			No. 44文化教養室側多機能トイレ	DS-60S

(19)電動シャッター

建物等	階	場所	製品規格	障検電池	備考
高層棟	B1	駐車場入口	LIXIL鈴木シャッター製APD-40 W:3,790 H:2,800 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
		サービスヤード人荷出入口	LIXIL鈴木シャッター製APD-40 W:4,700 H:2,380 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.4kW)	無し (有線)	重量シャッター
		サービスヤード車両出入口	LIXIL鈴木シャッター製APD-75 W:5,930 H:3,590 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.75kW)	単4×4	重量シャッター
		駐車場出口 (出口1)	LIXIL鈴木シャッター製APD-40 W:4,010 H:2,800 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.4kW)	単4×4	重量シャッター
検査棟	B1	専用車車両入口	東洋シャッター製マグマV W:4,945 H:2,900 スラット:パイプ 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
		専用車車両出口(北)	東洋シャッター製マグマV W:5,000 H:2,860 スラット:パイプ 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
		専用車車両出口(南)	東洋シャッター製マグマV W:4,915 H:2,900 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
		駐車場出口 (出口2)	東洋シャッター製F6AM2 W:4,070 H:2,950 スラット:F型 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
	1	サービスヤード(北)	三和シャッター工業製SFE40 W:5,360 H:2,900 スラット:F型 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単4×4	重量シャッター
		サービスヤード(南)	三和シャッター工業製SFE40 W:5,360 H:2,900 スラット:F型 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単4×4	重量シャッター

(20)廃棄物処理設備

機器	要目	
貯留ドラム	台数	2台
貯留槽	①実容積	12 m ³
	②貯留能力	18 m ³
	③排出能力	1 m ³ /分
	④ドラム回転数	6min ⁻¹
	⑤電動機	7.5kW
投入口	①投入方式	反転投入型
	②電動機	0.4kW
排出口	①開閉方式	電動シリンダ
	②電動機	0.4kW
排出コンベア	①搬出方式	W600mm ベルトコンベア
	②電動機	1.0kW
反転装置	①投入方式	チェーン駆動リスト式
	②投入能力	200kg (コレクタ重量含む)
	③電動機	0.75kW
脱臭装置	①脱臭方式	オゾン噴出
	②風量	5~20 m ³ /分
	③濃度	100~880ppm
	④電動機	0.75kW
制御盤	①形式	屋内閉鎖自立形
	②構造	前面扉後面固定
	③用途	防塵型
プレハブ冷蔵庫	①方式	半密閉開放式 (空冷)
	②寸法	3.0m×3.0m×2.5m
	③電動機 (圧縮機)	1.5kW
	④電動機 (送風機)	0.070kW×1 0.016kW×2
	⑤出入口ドア	幅0.95m×高1.82m

(21) 駐車場管制設備

1) 管制概要

管制区分	機能説明		
入庫方法	押ボタン	一般車レーンによる押ボタン入庫は、一般車扱い。 ただし、地下1階官用車庫ゾーンへ入場した場合は官用車扱いに変更。 官用車レーンによる押ボタン入庫は、官用車扱い。	駐車券発行はしない。
	定期券	あらかじめ配布されている定期券（磁気カード）を駐車券発行機で読み取り、返却。 官用車扱い。	
	車番認証	管理計算機に登録されている車番との自動照合。	
出庫方法	出庫券	官署等から配布される出庫券（磁気カード）を、出口カードリーダーで読み取り、回収。	金銭受領はない。
	定期券	あらかじめ配布されている定期券（磁気カード）を出口カードリーダーで読み取り、返却。	
	車番認証	管理計算機に登録されている車番との自動照合。	

2) 設備概要

区分	名称	設備内容	
来庁車入庫レーン	駐車券発行機	数量	1台
		機器名	TD1
		型式	TD-390（三菱プレジジョン）
		装備	インターホン 車両感知器（MTS-120）
	ループコイル	数量	2本
		機器名	L9、L10
	光電センサ	数量	1組
		型式	赤外線式
		機器名	R1、T1
	車番認識装置	数量	1台
		型式	NR-100（屋外用）
		機器名	NV1
	カーゲート	数量	1台
		機器名	GT1
		型式	GT-651
官用車入庫レーン	駐車券発行機	数量	1台
		機器名	TD2
		型式	TD-390（三菱プレジジョン）
		装備	インターホン 車両感知器（MTS-120）
	ループコイル	数量	2本
		機器名	L1、L2
	光電センサ	数量	1組
		型式	赤外線式
		機器名	R2、T2
	車番認識装置	数量	1台
		型式	NR-100（屋外用）
		機器名	NV2
	カーゲート	数量	1台
		機器名	GT2
		型式	GT-651
出口1レーン	精算機（カードリーダー）	数量	1台
		機器名	CR1
		型式	CR-360（三菱プレジジョン）
		装備	インターホン 車両感知器（MTS-120）

区分	名称	設備内容	
	ループコイル	数量	2本
		機器名	L9、L10
	光電センサ	数量	1組
		型式	赤外線式
		機器名	R3、T3
	車番認識装置	数量	1台
		型式	NR-100（屋内用）
		機器名	NV3
		装備	カメラ 画像処理装置
	カーゲート	数量	1台
機器名		GT3	
型式		GT-651	
出口2レーン	精算機（カードリーダー）	数量	1台
		機器名	CR2
		型式	CR-360（三菱プレジジョン）
		装備	インターホン 車両感知器（MTS-120）
	ループコイル	数量	2本
		機器名	L9、L10
	光電センサ	数量	1組
		型式	赤外線式
		機器名	R3、T3
	車番認識装置	数量	1台
型式		NR-100（屋内用）	
機器名		NV4	
装備		カメラ 画像処理装置	
カーゲート	数量	1台	
	機器名	GT4	
	型式	GT-651	
表示灯	入口満車灯	数量	2台
		機器名	07B-1、07B-2
	総合階別満車灯	数量	1台
		機器名	FF1
	階別満車灯	数量	2台
		機器名	31-1、31-2
	出庫表示灯	数量	2台
機器名		07C-1、07C-2	
合流注意灯	数量	1台	
	機器名	S12	
2面1位信号灯	数量	2台	
	機器名	SC1、SC2	
黄色回転灯	数量	11個	
	機器名	S1～S11	
ループコイル車体検出器	ループコイル車体検出器	数量	11台
		機器名	P1～P6、P7上、P7下、P8～P10
		型式	MVD（三菱プレジジョン）
	ループコイル	数量	13本
機器名	L3、L4、L5、L6、L7、L8、L17、L18、L21、L19、L20、L16、L14		
ループコイル制御盤	ループコイル制御盤	数量	3台
		機器名	LD1～LD3
	ループコイル	数量	9本
		機器名	L27～L35
共通	主監視盤（信号制御盤）	数量	1台
	副監視盤	数量	1面
	車番管理計算機	数量	1台

区分	名称	設備内容
		通信制御装置 CIU-200 (三菱プレジジョン)
		計算機 WL991PA#ABJ/core2DuoE8400 Win7 (日本HP) 消費電力: 51W (通常時)、320W (最大時)
		ディスプレイ 20インチワイド液晶モニター Diamondcrysta WIDE RDT202WLM (三菱電機) 消費電力: 29W以下
		UPS Smart-UPS/SUA1500JB (APC Japan) 保証時間: 800Wにて10分
		プリンタ レーザープリンタ LBP-3410 (キャノン) 消費電力: 810W以下

(22)映像音響設備

建物	階	部屋等名称	装置等名称	主な装置
高層棟	5	大会議室501	オーディオラック (北)	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル
			マイク (北用)	ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2
			オーディオラック (北)	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル
			マイク (北用)	ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2
		中会議室503	オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル
			マイク	ワイヤレスマイク：2
		共用AV会議室504	AV制御卓	マトリックススイッチャー オーディオミキサ HQビデオレコーダー デジタルビデオレコーダー DVDプレーヤー CDプレーヤー カセットデッキ パワーディストリビュータ 書画カメラ 動画カメラ：3台
			主スクリーン	リア式ビデオプロジェクタ：2
			高機能電子白板	タッチ式ディスプレイ：2台
			オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ PAアンプ インプットパネル
			マイク	ワイヤレスマイク：2 卓上マイク
		大研修室5A	AV制御卓	マトリックススイッチャー スキャンコンバーター シグナルインターフェイススイッチャー スキャンコンバーター パワーディストリビュータ HQビデオレコーダー デジタルビデオレコーダー DVDプレーヤー CDプレーヤー カセットデッキ 操作タッチパネル 書画カメラ
			オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ PAアンプ

建物	階	部屋等名称	装置等名称	主な装置		
				インプットパネル		
			マイク	ワイヤレスマイク：2 ピンマイク：2 有線マイク：2		
			主スクリーン	天吊式ビデオプロジェクタ：1 電動昇降式スクリーン：1		
			補助モニタ	29型ブラウン管モニタ：2 映像再生装置：2		
		中研修室5B	オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル		
			マイク	ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2		
		記者会見室	オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル		
			マイク	ワイヤレスマイク：2		
		厚生棟	1	文化教養室2	オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル
					マイク	ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2
高層棟	1	防災センター	貸出マイクセット	アンプ スピーカ：2 ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2		

4. 受変電設備等点検整備業務

(1)受変電設備(高層棟地下3階・特高電気室特別高圧受変電設備)

名称	設備内容
受電方式	22KV-50Hz 3回線スポットネットワーク
盤類	引込盤他：34面 (内訳) ・特高盤：3面 ・高圧配電盤：30面 ・高圧配電盤(低圧機器を含む)：1面
特高機器	特別高圧絶縁スイッチギア(C-GIS) ・三相3線 24KV、600A：3組 断路器(DS) ・ガス三極単段 24KV、600A：3組 交流遮断器(CB) ・真空式 24KV、600A、RC25kA：3台 接地開閉器(ES) ・ガス三極単段 24KV、RC25KA：6台 特別高圧変圧器(スポットネットワーク用) ・ガス絶縁形 3, 500KVA、22KV/6.6KV：3台 ネットワーク継電器(CNP2-10-M3)：3台 変圧器温度継電器：3個
高圧機器	ネットワーク計器用変圧器(NW-VT) ・モールド型 6.6KV/220V：12台 接地形計器用変圧器(GVT) ・モールド型 6.6KV/√3：190/3V：2台 所内変圧器(ST-TR) ・100KVA、6.6KV/210V/210~105V：1台 真空遮断器(VCB)：29台 高圧進相コンデンサ(DR付)：8台 電力ヒューズ：8台 直列リアクトル：8台 高圧負荷開閉器：2台 避雷器：3台 静止形複合継電器(MSR-3)：24台 集中制御装置(MCD-3B)：30台 高周波継電器：1個 リアクトル温度継電器：8個
直流電源装置	蓄電池 ・MSE100Ah:54セル 100V：1式 ・整流装置：三相3線 210V 50A
監視制御装置	現場監視盤1式 ・壁掛形、寸法 2300×1880 (グラフィックパネル:600×1400) ・管理点数状態：150点(監視のみ) ・故障・警報：117点
配線系統	連絡母線：30系統 ケーブル配線系統：24系統 バスダクト4系統
(接地抵抗試験)	9箇所

(2)受変電設備(高層棟PH1階・第3電気室高圧変電設備)

名称	設備内容
受電方式	三相3線6.6KV、600A
盤類	受電盤他：24面 (内訳) ・高圧配電盤：10面 ・高圧配電盤(低圧機器を含む)：14面(1面)
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV、400A：2組 真空遮断器(VCB)：18台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相500KVA 6,600/210V：2台 ・保安用：3相750KVA 6,600/210V：2台 O A用変圧器(モールド形) ・一般用：単相200KVA 6,600/210~105V：4台 ・保安用：単相200KVA 6,600/210~105V：1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA 6,600/210~105V：2台 ・保安用：単相300KVA 6,600/210~105V：1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット150KVA 210/210~105V：1台 不足電圧継電器：2個 高速不足電圧継電器：2個 過電流継電器：6個
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)：160個 変圧器温度継電器：2個 地絡過電流継電器：2個 熱動過電流継電器：3個
直流電源設備	非常用照明用 ・蓄電池MSE 660Ah 54セル100V：1式 ・整流器三相3線210V、75A 監視制御用 ・蓄電池MSE 50Ah 54セル100V：1式 ・整流器三相3線210V、75A
配線系統	連絡母線：12系統 ケーブル配線系統：12系統 ケーブル配線系統：134系統(分電盤等)
接地抵抗試験	2箇所

(3)受変電設備(高層棟14階・第2電気室高圧変電設備)

名称	設備内容
受電方式	三相 6. 6KV. 600A
盤類	受電盤他：24 面 (内訳) ・ 高圧配電盤：10 面 ・ 高圧配電盤 (低圧機器を含む)：14 面 (1 面)
高圧機器	断路器 (DS) ・ 7. 2KV 400A：2 組 真空遮断器 (VCB) 18 台 動力用変圧器 (モールド形) ・ 一般用：3 相 500KVA 6, 600/210V、2 台 ・ 保安用：3 相 750KVA 6, 600/210V、1 台 3 相 500KVA 6, 600/210V、1 台 O A 用変圧器 (モールド形) ・ 一般用：単相 300KVA 6, 600/210~105V、2 台 単相 150KVA 6, 600/210~105V、2 台 ・ 保安用：単相 150KVA 6, 600/210~105V、1 台 電灯用変圧器 (モールド形) ・ 一般用：単相 300KVA 6, 600/210~105V、2 台 ・ 保安用：単相 300KVA 6, 600/210~105V、1 台 単相 200KVA 6, 600/210~105V、1 台 保安系防災保安変圧器 (モールド形) ・ スコット 100KVA 210/210~105V：1 台 不足電圧継電器：2 個 高速不足電圧継電器：2 個 過電流継電器：5 個
低圧機器	配線用遮断器：132 個 変圧器温度継電器：2 個 地絡過電流継電器：2 個 熱動過電流継電器：3 個
直流電源設備	非常用照明用 ・ 蓄電池 MSE 500Ah 54 ㍉ 100V：1 式 ・ 整流器三相 3 線 210V 50A 監視制御用 ・ 蓄電池 MSE 50Ah 54 ㍉ 100V：1 式 ・ 整流器三相 3 線 210V 75A
配線系統	連絡母線：1 3 系統 ケーブル配線系統：2 0 系統 ケーブル配線系統：1 1 3 系統 (分電盤等)
接地抵抗試験	2 箇所

(4)受変電設備(高層棟地下3階・第1電気室高圧変電設備)

名称	設備内容
受電方式	三相 6.6KV 600A
盤類	受電盤他：15面 (内訳) ・高圧配電盤：8面 ・高圧配電盤(低圧機器を含む)：7面(6面)
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A：2台 真空遮断器(VCB)：12台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相 750KVA 6,600/210V：1台 ・保安用：3相 500KVA 6,600/210V：1台 3相 750KVA 6,600/210V：2台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用単相 300KVA 6,600/210~105V：1台 ・保安用単相 300KVA 6,600/210~105V：1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット 50KVA 210/210~105V：1台 不足電圧継電器：2個 過電流継電器：10個
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)：127個 変圧器温度継電器：2個 地絡過電流継電器：2個 熱動過電流継電器：4個 不足電圧継電器：1個 高速不足電圧継電器：1個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池 MSE 150Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・整流器三相3線 210V 15A 監視制御用 ・蓄電池 MSE 150Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・整流器三相3線 210V 15A
配線系統	連絡母線：8系統 ケーブル配線系統：14系統 ケーブル配線系統：112系統(分電盤等)
接地抵抗試験	2箇所

(5)受変電設備(検査棟地下3階・第6電気室(駐車場)高压変電設備)

名称	設備内容
受電方式	三相 6.6KV 600A
盤類	受電盤他：9面 (内訳) ・ 高压配電盤：5面 ・ 高压配電盤(低压機器を含む)：4面(3面)
高压機器	断路器(DS) ・ 7.2KV400A：2組 真空遮断器(VCB)：8台 動力用変圧器(モールド形) ・ 一般用：3相 500KVA 6,600/210V：1台 ・ 保安用：3相 500KVA 6,600/210V：1台 電灯用変圧器(モールド形) ・ 一般用：単相 300KVA 6,600/210~105V：1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・ スコット 50KVA 210/210~105V：1台 不足電圧継電器：2個 高速不足電圧継電器：2個 過電流継電器：5個
低压機器	配線用遮断器(MCCB)：69個 変圧器温度継電器：2個 地絡過電流継電器：2個 熱動過電流継電器：3個
直流電源設備	非常用照明用 ・ 蓄電池 MSE 300Ah 54セル 100V：1式 ・ 整流器三相3線 210V 30A 監視制御用 ・ 蓄電池 MSE 50Ah 54セル 100V：1式 ・ 整流器三相3線 210V 15A
配線系統	連絡母線：3系統 ケーブル配線系統：5系統 ケーブル配線系統：59系統(分電盤等)
接地抵抗試験	3箇所

(6)受変電設備(検査棟地下2階・第7電気室(検査棟)高压変電設備)

名称	設備内容
受電方式	三相3線 6.6KV 600A
盤類	受電盤他：18面 (内訳) ・ 高压配電盤：9面 ・ 高压配電盤(低压機器を含む)：9面(5面)
高压機器	断路器(DS) ・ 7.2KV 400A：2組 真空遮断器(VCB)：14台 動力用変圧器(モールド形) ・ 一般用：3相 200KVA 6,600/210V：2台 ・ 検査用：3相 300KVA 6,600/210V：1台 ・ 保安系：3相 300KVA 6,600/210V：1台 O A用変圧器(モールド形) ・ 一般系：単相 200KVA 6,600/210~105V：1台 電灯用変圧器(モールド形) ・ 一般用：単相 300KVA 6,600/210~105V：1台 ・ 検査用：単相 150KVA 6,600/210V：1台 ・ 保安用：単相 200KVA 6,600/210~105V：1台 検査用コンセント変圧器(モールド形) ・ 一般用：単相 500KVA 6,600/210~105V1台 不足電圧継電器：2個 ⑧高速不足電圧継電器：2個 ⑨過電流継電器：11個
低压機器	①配線用遮断器(MCCB)：121個 ②電磁接触器(MCT)：1台 ③変圧器温度継電器：1個 ④地絡過電流継電器：1個 ⑤熱動過電流継電器：2個
直流電源設備	非常用照明 ・ 蓄電池 MSE 300Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・ 整流器三相3線 210V30A 監視制御用 ・ 蓄電池 MSE 50Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・ 整流器三相3線 210V 15A
配線系統	連絡母線：8系統 ケーブル配線系統：11系統 ケーブル配線系統：102系統(分電盤等)
接地抵抗試験	3箇所

(7)受変電設備(検査棟地下1階・第8電気室(厚生棟)高圧変電設備)

名称	設備内容
受電方式	三相 6.6KV 600A
盤類	受電盤他：12面 (内訳) 高圧配電盤：7面 高圧配電盤(低圧機器を含む)：5面(1面)
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV 400A：2組 真空遮断器(VCB)：11台 動力用変圧器(モールド形) ・一般系：3相 750KVA 6,600/210V：1台 ・レントゲン：3相 300KVA 6,600/210V：1台 ・保安系：3相 50KVA 6,600/210V：1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相 200KVA 6,600/210~105V：1台 ・保安用：単相 50KVA 6,600/210~105V：1台 不足電圧継電器：2個 高速不足電圧継電器：2個 過電流継電器：7個
低圧機器	配線用遮断器：54個 変圧器温度継電器：1個 地絡過電流継電器：1個 熱動過電流継電器：1個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池 MSE 100Ah 54セル 100V：1式 ・整流器三相3線 210V 30A 監視制御用 ・蓄電池 MSE 50Ah 54セル 100V：1式 ・整流器三相3線 210V 15A
配線系統	連絡母線：5系統 ケーブル配線系統：7系統 ケーブル配線系統：43系統(分電盤等)
接地抵抗試験	3箇所

(8)交流無停電電源設備(高層棟PH1階・第5電気室)

名称	設備内容
盤類	高圧入力バイパス盤他：13面 (内訳) ・高圧配電盤：9面 ・低圧配電盤：4面
高圧機器	断路器(DS)7.2KV400A：2組 真空遮断器(VCB)：8台 変圧器(モールド形) ・バイパス用：3相300KVA 6,600/210V：1台 ・UPS用：3相200KVA 6,600/210V：3台
C V C F	システム：並列冗長通電方式 システム出力：300KVA (三相3線200V) 150KVA (静止形IGBT方式)：3台
低圧機器	気中遮断器(ABC)：3台 配線用遮断器(MCCB)：10台 双投電磁接触器(DTMC)：1台
蓄電池	陰極吸収式鉛蓄電池 ・MSE 300Ah 180セル、150KVA用：3組
配線系統	ケーブル配線系統：7系統 ケーブル配線系統：8系統(分岐負荷)

(9)交流無停電電源設備(高層棟15階・第4電気室)

名称	設備内容
盤類	高圧入力バイパス盤他：13面 (内訳) ・高圧配電盤：8面 ・低圧配電盤：5面
高圧機器	断路器(DS)7.2KV 400A：2組 真空遮断器(VCB)：8台 変圧器(モールド形) ・バイパス用：3相1000KVA 6,600/210V：1台 ・UPS用：3相500KVA 6,600/210V：2台
C V C F	システム並列冗長通電方式 システム出力1,000KVA (三相3線200V) 150KVA (静止形IGBT方式)：2台
低圧機器	気中遮断器(ABC)：3台 配線用遮断器(MCCB)：12台 双投電磁接触器(DTMC)：1台
蓄電池	陰極吸収式鉛蓄電池 ・MSE 300Ah 180セル(1組)500KVA用：2組
配線系統	ケーブル配線系統：7系統 ケーブル配線系統：6系統(分岐負荷)

(10) 避雷設備

名称	設備内容
避雷設備	避雷針：2基 避雷導体（アルミ4t×25）：2組

(11) 自家発電設備

名称	設備内容
発電機	2,750KVA（3相3線6,600V） 保護形自己空冷式三相交流発電機：2台
主機関	開放一軸式ガスタービン：2組 （発電機1台につき2台）
盤類	自動始動盤他：12面
	真空遮断器（VCB）：5台
	保護継電器：15台
直流電源設備	監視制御用 ・蓄電池 MSE 50Ah 54セル 100V：1式 ・整流器 三相3線 210V 15A：1式
	発電機始動用 ・蓄電池 MSE 500Ah 24セル 100V：4式 ・整流器 三相3線 210V 25A：4式
燃料関係	燃料小出槽 3,000L：2基 主燃料槽（地下貯油槽）75,000L：3基 燃料移送ポンプ（5.5kW）：4台
その他	返送ポンプ（7.5kW）：4台 発電機換気ファン（3.7kW）：2台×2セット

5. 2号館エレベータ等点検整備業務

名称	設備内容			
高層部東エレベータ群 (1~4号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数		
	操作方式	7台群管理方式(1~7号機)		
	定格速度	240m/分		
	積載荷重	1,600kg		
	扉形式	電動2枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400		
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,700		
	電動機容量	40kW		
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
	台数	7台		
	停止階数	1~3号機	1,2,5,6,14~26	
		4号機	1,2,3,5,6,14~26	
	運行制御	マイコン制御		
高層部西エレベータ群 (5~7号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数		
	操作方式	7台群管理方式(1~7号機)		
	定格速度	240m/分		
	積載荷重	1,600kg		
	扉形式	電動2枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400		
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,700		
	電動機容量	40kW		
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
	台数	7台		
	停止階数	1,2,5,6,14~22		
	運行制御	マイコン制御		
	中層部エレベータ群 (8~14号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
操作方式		7台群管理方式		
定格速度		180m/分		
積載荷重		1,600kg		
扉形式		電動2枚戸中央開き		
出入口寸法(W×H)		1,100×2,400		
カゴ寸法(W×D×H)		2,150×1,600×2,500		
電動機容量		40.0kW		
管制運転		地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
台数		7台		
停止階数		8~13号機	1,2,5~14	
		14号機	1,2,3,5~14	
運行制御		マイコン制御		
非常用エレベータ1号機	駆動方式	交流可変電圧可変周波数		
	操作方式	乗合全自動方式		
	定格速度	150m/分		
	積載荷重	2,350kg		
	扉形式	電動4枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,800×2,400		
	カゴ寸法(W×D×H)	2,600×1,800×3,000		
	電動機容量	47.0kW		
	管制運転	地震、非常運転		
	台数	1台		
	停止階数	B3F, B1F~PH1F		
	運行制御	マイコン制御		

名称	設備内容	
非常用エレベータ2号機	駆動方式	交流可変電圧可変周波数
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	150m/分
	積載荷重	1,600kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,600
	電動機容量	25.0KW
	管制運転	地震、非常運転
	台数	1台
	停止階数	B3F~2F, 4F~23F
	運行制御	マイコン制御
	その他付帯装置等	エレベータ監視盤
車椅子用		4号機、14号機
エスカレータ	台数	2台
	寸法(W×L×H)	1.550(床板1.010)×11.258×6.500
	電動機容量	1,2号機 7.5KW

6. 検査棟他エレベータ等点検整備業務

名称	設備内容	
検査棟乗用エレベータ群 (22, 23号機)	駆動方式	交流可変電圧、可変周波数
	操作方式	群乗合全自動方式
	定格速度	90m/分
	積載荷重	1,000kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法	W900×H2,100
	かご寸法	W1,600×D1,500×H2,300
	電動機容量	11.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（自家発）、オートアナウンス
	停止階数	1F～7F
	運行制御	マイコン制御
検査棟人荷用エレベータ (24号機)	駆動方式	交流可変電圧、可変周波数
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	90m/分
	積載荷重	1,600kg
	扉形式	電動3枚戸片開き
	出入口寸法	W1,450×H2,200
	かご寸法	W1,740×D1,970×H3,000
	電動機容量	18.5kW
	管制運転	地震、火災、停電（自家発）、オートアナウンス
	停止階数	B3F～7F
	運行制御	マイコン制御
地下駐車場乗用エレベータ群 (17号機、18号機)	駆動方式	油圧バックプランジャ方式
	操作方式	群乗合全自動方式
	定格速度	45m/分
	積載荷重	900Kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法	W900×H 2,100
	かご寸法	W1,400×D1,350×H2,300
	電動機容量	30.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（バッテリー）、オートアナウンス
	停止階数	B3F～2F
	運行制御	リレー制御
地下駐車場屋外乗用エレベータ (15, 16号機)	駆動方式	油圧サイドプランジャ方式
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	45m/分
	積載荷重	850Kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法	W900×H 2,100
	かご寸法	W1,400×D1,500×H2,300
	電動機容量	37.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（バッテリー）、オートアナウンス
	停止階数	3F～2F
	運行制御	リレー制御
高層棟厨房乗用エレベータ (19号機)	駆動方式	油圧バックプランジャ方式
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	45m/分
	積載荷重	450Kg
	扉形式	電動2枚戸片開き
	出入口寸法	W900×H2,000

名称	設備内容	
	かご寸法	W1,050×D1,150×H2,300
	電動機容量	11.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（バッテリー）、オートアナウンス
	停止階数	B1F～1F
	運行制御	リレー制御
その他付帯装置等	エレベータ監視盤	2面（防災センター、中央監視室） ※ただし、監視盤側のエレベータ信号入出力点まで
	車椅子用	15、16、17、23号機

7. 防災設備点検整備業務

区分	機器等	概要	数量
1. 消火器	1)ABC 粉末消火器	10 型及び 20 型、加圧式（ヘリポートの 10 本を含む）	884 本
		50 型、車載式	3 台
	2)強化液消火器	3 型、蓄圧式	11 本
2. 屋内消火栓設備	1)加圧送水装置	設置場所：B3 形式：屋内消火栓ポンプ(ユニット型) 規格：φ50×300 l/min×114m×11.0KW	1 台
		設置場所：14F 形式：屋内消火栓プースターポンプ(ユニット型) 規格：φ50×φ50×300 l/min×81m×11.0KW	1 台
	2)屋内消火栓ポンプ操作盤	設置場所：B3F	1 面
	3)屋内消火栓プースターポンプ操作盤	設置場所：14F	1 面
	4)屋内消火栓	格納箱付	175 組
3. 屋外消火栓設備	1)加圧送水装置(B3F)	形式：屋外消火栓ポンプ(ユニット型) 規格：φ100×800 l/min×72m×18.5KW	1 台
	2)操作盤	設置場所：B3F	1 面
	3)屋外消火栓	格納箱付	6 組
	4)消火用補助水槽	設置場所：4F 構造：鋼板製 寸法：1.0m×1.0m×H1.0m	1 基
4. スプリンクラー設備	1)加圧送水装置	設置場所：B3F 用途：低層階用、高層階用 形式：スプリンクラーポンプ(予作動式ユニット型) 規格：φ200×3,600 l/min×160m×110KW	2 台
		設置場所：14F 形式：プースターポンプ(予作動式ユニット型) 規格：φ125×3,600 l/min×81.5m×75KW	1 台
		設置場所：14F 形式：スプリンクラー補助加圧ポンプ(ユニット型) 規格：φ25×20 l/min×120m×1.5KW	1 台
		設置場所：B3F 形式：スプリンクラー補助加圧ポンプ(ユニット型) 規格：φ25×20 l/min×91m×1.5KW	1 台
		設置場所：B3F 形式：スプリンクラー補助加圧ポンプ(ユニット型) 規格：φ25×20 l/min×17m×1.5KW	1 台
	2)ヘッド		9,172 個
	3)操作盤	B3F（低層用、高層用）、14F	3 面
	4)流水検知装置		76 組
	5)末端試験弁		76 個
	6)スプリンクラー予作動弁監視盤	モニター：19 インチ液晶ディスプレイ(防災センター)	1 組
7)スプリンクラー予作動弁制御盤	B1F, 5F, 11F, 14F, 17F, 21F	6 面	
8)送水口		12 個	
9)予作動弁		76 個	
10)消火用水槽	消火用補助水槽：1.5m×1.5m×H 1.5(鋼版製) 設置場所：PH1	1 基	
	消火用中間水槽：1.5m×1.5m×H 2.0(鋼版製) 設置場所：14F	1 基	
11)エアコンプレッサー	形式：小型往復動 性能：620 l/min×9.9Kg/m ² ×5.5KW	1 台	

区分	機器等	概要	数量
5. 自動火災報知設備	1) 受信機	<p>複合GR型、デスク型、蓄積型(防災センター) 電源：AC100V、50Hz（予備電源内蔵） 機能：自律分散型 自動試験機能付 アドレス数：6,500 アドレス 主幹線：1系統、ループ配線 主音響：電子ブザー式又は音声合成式 表示方式： ・デジタル表示（火災、ガス漏れ 各2種） ・LCD表示（カラーLCD、タッチパネル式） 操作方式： ・LCDタッチパネル+テンキー及び個別スイッチ プリンター：盤内蔵型 その他機能： ・アナログ感知器の感度は個別設定可能 ・アナログ感知器の蓄積時間は種別又は個別に設定可能 ・アナログ感知器の感度切替機能付 ・ガス漏れ検知器の遅延の有無は個別設定可能 ・火災断定、一括/種別連動遮断（最大20種）連動数管理機能付 移報信号： ・シリアルコード（2系統） ・接点移報：各種代表（移報信号内訳） ・インターフェイス盤へ状態情報移報 ・CRT監視盤へ状態情報移報 表示内訳 ・自動試験機能付感知器表示（アナログ感知器）他5677L</p>	1面
	2) CRT監視盤(防災センター)	<p>形式：デスク型 電源：AC100V [UPS電源より供給] 入出力点数内訳：複合盤R入力 5,558点 複合盤R出力：729点 非常電話制御盤よりP入力：170点 ディスプレイモニター：19インチ液晶モニター(1台) アラームプリンター（1台） ・53桁以上カラー漢字プリンター ・インパクトドットマトリックス式 断面グラフィック表示部 表示方式：発光ダイオード方式 非常電話群機（1台） ・回線数：170L以上 ・発信器表示方式：LCD表示 ・選局方式：テンキー式</p>	1面
	3) 防災監視盤	<p>動力個別SW ・始動SW：消火ポンプ用8個、排煙機用19個、自然排煙窓制御盤用2個） ・停止SW：排煙機用19個 ・復帰SW：自然排煙窓制御盤用2個 断面グラフィック表示部（階別表示） ・表示方式：発光ダイオード方式 ・表示内訳：火災表示他240L 個別表示部 ・表示内訳：消火ポンプ諸表示他180L</p>	1面
	4) 非常電話制御盤	<p>形式：自立型（電子交換式）(防災センター) 回線内訳：170 発信階表示方式：デジタル表示 回線選局方式：テンキー式 電源：AC100V、50Hz（予備電源内蔵） 出力信号内訳： ・非常放送アンプへ（階別及び代表）43L ・CRT監視盤へ（全回線）170L</p>	1面

区分	機器等	概要	数量
	5) インターフェイス盤	設置場所：防災センター 形式：自立型 電源：AC100V、50Hz（予備電源内蔵） 入力信号内訳 ・複合盤より状態情報信号 出力信号内訳 ・中央監視盤へ 火災階別 39 点 駐車場火災階別 3 点 ・非常放送アンプへ 43L（階別火災信号：42L、火災確認信号：1L） 防災盤内蔵機器 ・P 入出力用中継器及び R/P 変換器又は P 入出力中継器 ・表示灯用電源（DC24V、1.65AH 以上） ・情報処理装置 映像用出力×2 ・出力先：モニタ、外部出力 緊急遮断弁ユニット：2L/1 ユニット	2 面
	6) 主中継器盤	形式：自立型 機能：自律分散型 電源：AC100V、50Hz（予備電源内蔵） 付属機能：自動方式機能付 アドレス数：6500 以上	21 面
	7) 中継器盤	形式：複合 G R 型	39 面
	8) 定温式スポット型熱感知器		15 個
	9) 光電式スポット型煙感知器		4 個
	10) 熱感知器	差動式スポット型熱感知器（自動試験機能付）：839 個 アナログ式熱感知器（自動試験機能付）：254 個	1,093 個
	11) 煙感知器	光電アナログ式煙感知器（自動試験機能付）	3,439 個
	12) 光電分離型感知器	構成：受光部、送光部	4 個
	13) 赤外線炎感知器		18 個
	14) 非常電話	種別：非常電話 使用電圧：DC48V 使用温度範囲：-10℃～40℃ 通信方式：デジタル通信方式	154 個
	15) 表示灯		181 個
6. ガス漏れ 警報設備	1) 検知器		103 個
	2) 中継器		16 個
7. 連結送水 管設備	1) 加圧送水装置	形式：連結送水ブースターポンプ(ユニット型)(14F) 規格：φ150×φ100×2,400 l/min×85m×75.0KW	1 台
	2) 操作盤	高層棟 14 階	1 面
	3) 送水口		8 個
	4) 放水口		148 個
8. 誘導灯設 備	誘導灯	室内通路誘導灯：366 灯 階段誘導灯：243 灯 避難口誘導灯：1,062 灯	1,671 灯
9. 非常用コ ンセント 設備	非常用コンセント	単相 2 線式 100V、2 個/組	151 組
10. 非常用照 明設備	1) 非常用照明器具		3,886 個
	2) 非常電源（蓄電池設備）	B3F, B2F, B1F, 14F, PH1F	6 組
11. 排煙設備	1) 排煙機（駐車場用）	形式：片吸込多翼形送風機 ・NO.8・44,400 m ³ /H×30KW(B1F)：1 台 ・NO.8・42,600 m ³ /H×30KW(B1F)：1 台 ・NO.7・33,200 m ³ /H×18.5KW(B1F)：1 台 ・NO.4・14,400 m ³ /H×7.5KW(B1F)：1 台 ・NO.4・14,400 m ³ /H×5.5KW(B1F)：1 台	5 台

区分	機器等	概要	数量	
	2) 排煙機 (高層部用)	形式：片吸込多翼形送風機 ・ NO. 8・ 62, 500 m3/H×30KW(24F) : 1 台 ・ NO. 8・ 63, 000 m3/H×30KW(24F) : 1 台 ・ NO. 8・ 63, 200 m3/H×37KW(PH2F) : 1 台 ・ NO. 4・ 15, 900 m3/H×37KW(PH2F) : 1 台	4 台	
	3) 排煙機 (低層部用)	形式：片吸込多翼形送風機 ・ NO. 8・ 51, 500 m3/H×37KW(3F) : 1 台 ・ NO. 7・ 56, 600 m3/H×45KW(3F) : 1 台 ・ NO. 5・ 23, 800 m3/H×15KW(4F) : 2 台 ・ NO. 4・ 15, 900 m3/H×11KW(3F) : 3 台	7 台	
	4) 排煙機 (中層部用)	形式：斜流形送風機 ・ NO. 11・ 63, 000 m3/H×37KW(14F) : 2 台 ・ NO. 11・ 63, 000 m3/H×30KW(14F) : 1 台 ・ NO. 11・ 64, 020 m3/H×37KW(14F) : 1 台	4 台	
	5) 排煙機起動盤	B1F, 3F, 4F, 14F, 24F, PH2F	20 台	
12. 窒素ガス 消火設備	1) B1~B3 系統	1) 貯蔵容器	82. 5L、 8. 2m3	154 本
		2) 容器弁開放器	ガス圧式	154 個
		3) 起動用ガス容器	N2、 8. 2m3	2 本
		4) 起動用ガス容器	CO2	7 本
		5) 起動用容器弁開放器	電磁式、 CO2、 N2	8 個
		6) 起動用容器弁開放器	ガス圧式、 N2	1 個
		7) 起動用操作函		8 個
		8) 選択弁	ガス圧式	7 個
		9) 制御弁ユニット	DC24V、 1. 1A	7 組
		10) 圧力スイッチ		7 個
		11) 逆止弁		20 個
		12) 音響装置		14 個
		13) 連動盤	8 回線	1 面
		14) 音声盤		1 面
		15) 電源装置		1 組
		16) 放出表示灯		20 個
		17) 噴射ヘッド		48 個
		18) ピストンレリーザー	ダンパ用	72 個
		19) 避圧口		8 個
		20) 熱感知器	定温式スポット型	20 個
		21) 煙感知器		50 個
2) 14~15F 系統 通信機器室 高圧電気室 IDF 室 UPS 室	1) 貯蔵容器	82. 5L、 8. 2m3	63 本	
		2) 容器弁開放器	ガス圧式	63 個
		3) 起動用ガス容器	N2、 8. 2m3	1 本
		4) 起動用ガス容器	Co2	4 本
		5) 起動用容器弁開放器	電磁式、 Co2	4 個
		6) 起動用容器弁開放器	ガス圧式、 N2	1 個
		7) 起動用操作函		4 個
		8) 選択弁	ガス圧式	4 個
		9) 制御弁ユニット	DC24V、 1. 1A	4 組
		10) 圧力スイッチ		4 個
		11) 逆止弁		9 個
		12) 音響装置		5 個
		13) 連動盤	4 回線	1 面
		14) 音声盤		1 面
		15) 電源装置		1 組
		16) 放出表示灯		12 個
		17) 噴射ヘッド		32 個
		18) ピストンレリーザー	ダンパ用	29 個
		19) 避圧口		4 個
		20) 煙感知器		11 個
3) 18, 25~ PH1F 系統	1) 貯蔵容器	82. 5、 8. 2m3	59 本	
		2) 容器弁開放器	ガス圧式	59 個
		3) 起動用ガス容器	N2、 8. 2m3	1 本

区分	機器等	概要	数量		
	有線機械室 (1)(2) 電源室 有線試験室 無線試験室 無線機械室 (1)(2) IDF室 UPS室 高圧電気室	4) 起動用ガス容器	Co2	11 本	
		5) 起動用容器弁開放器	電磁式、Co2	11 個	
		6) 起動用容器弁開放器	ガス圧式、N2	1 個	
		7) 起動用操作函		11 個	
		8) 選択弁	ガス圧式	11 個	
		9) 制御弁ユニット	DC24V、1.1A	11 組	
		10) 圧力スイッチ		11 個	
		11) 逆止弁		29 個	
		12) 音響装置		20 個	
		13) 連動盤	10 回線	1 面	
		14) 連動盤	1 回線	1 面	
		15) 音声盤		2 面	
		16) 電源装置		1 組	
		17) 放出表示		34 個	
		18) 噴射ヘッド		88 個	
		19) ピストンレリーザー	ダンバ用	95 個	
		20) 避圧口		11 個	
		21) 煙感知器		34 個	
		13. 泡消火設備	1) 加圧送水装置	形式：泡消火ポンプ（ユニット型） 規格：φ150×1, 850L/min×114m×55KW 呼水槽：100L 圧力空気槽：100L	1 台
			2) 泡原液槽	600L ステンレス鋼板製	1 基
			3) 流水検知装置		13 組
4) 圧力スイッチ			13 個		
5) 一斉開放弁（減圧開型）	減圧開型		287 個		
6) 手動開放弁			287 個		
7) ヘッド	泡ヘッド：4, 336 個 感知ヘッド：2, 525 個		6, 861 個		
8) 操作盤			1 面		
9) 電源装置			1 組		
14. 放送設備	1) 機能	定格出力：7, 560W 出力制御部：190 回線及び一斉（緊急と常時） 入力回路部： ・非常マイク ・非常リモコン ・アナウンスユニットチャイム ・一般リモコン ・集積入力（ミキサー） 非常電源ユニット： ・DC24V ・完全密閉型ニッケルカドミウム電池、トリクル充電方式 カセットデッキ：ダブルカセットデッキ CD-BGM 演音装置：オートチェンジャー5 連音 プログラムタイム：4 系統 ラジオチューナ：AM、FM ミュージックチャイム：4 曲選局			
	2) 非常操作ユニット	10 局	1 台		
	3) 増設用非常操作ユニット	20 局	11 台		
	4) 増設用非常操作ユニット	10 局	1 台		
	5) ミキサーユニット		1 台		
	6) デジタルアナウンスユニット A		1 台		
	7) ミュージックチャイム		1 台		
	8) 入力マトリクスユニット		1 台		
	9) プログラムコントローラ		1 台		
	10) CD-BGM プレーヤ		2 台		
	11) デジタルアナウンスユニット B		1 台		

区分	機器等	概要	数量	
	12) モニタユニット		1 台	
	13) 電力増幅ユニット	360W	21 台	
	14) 非常電源ユニット		21 台	
	15) 入出力制御ユニット		1 台	
	16) 増設用出力ユニット	20 回線	9 台	
	17) 端子盤ユニット		6 台	
	18) 電源制御ユニット		5 台	
	19) ファンユニット		6 台	
	20) 非常リモコン	50 局	1 台	
	21) マルチリモコン	10 局	10 台	
	22) マルチリモコン	12 局	1 台	
	23) ワゴン型アンプ		9 台	
	24) スピーカ		2,864 個	
	25) 音量調整器		542 個	
15. 簡易自動 消火設備	1) 高層棟 1 階レス トラン	1) 貯蔵容器	強化剤 3.5L	5 本
		2) 容器弁		5 個
		3) コントローラ		2 個
		4) フードノズル	φ2.9mm	7 個
		5) スプレーノズル	φ2.7mm	6 個
		6) 温度センサー	サーミスタ方式、作動温度：200℃	8 個
	2) 厚生棟 1 階職員 食堂厨房（麵コ ーナー）	1) 貯蔵容器	強化剤 3.5L	6 本
		2) 容器弁		6 個
		3) コントローラ		5 個
		4) フードノズル	φ2.9mm	8 個
		5) スプレーノズル	φ2.7mm	10 個
		6) 温度センサー	サーミスタ方式、作動温度：200℃	12 個
	3) 厚生棟 1 階職員 食堂厨房	1) 貯蔵容器	強化剤 3.5L	7 本
		2) 容器弁		7 個
		3) コントローラ		3 個
		4) フードノズル	φ2.9mm	10 個
		5) スプレーノズル	φ2.7mm	11 個
		6) 温度センサー	サーミスタ方式、作動温度：200℃	15 個
16. 防火扉・ シャッター 一設備	1) 感知器	自動試験機能付煙感知器	62 個	
	2) 音響装置		181 個	
	3) 排煙口		245 個	
	4) 排煙ダンパ		122 個	
	5) 排煙窓		98 個	
	6) フラットバー型給排気口		36 個	
	7) 可動垂れ壁		3 個	
	8) 電動シャッター	煙感知器連動防火防煙シャッター	466 枚	
	9) 防火戸	ドア式S型	118 枚	
ドア式W型		188 枚		
17. 無線通信 補助設備	1) 保護箱		4 個	
	2) 接続端子		4 個	
	3) 分配器		15 個	
	4) 混合器		2 個	
	5) 分岐器		1 個	
	6) 共用器	U-V 共用器：4 個	12 個	
		U-U 共用器：4 個		
		V-V 共用器：4 個		
7) 空中線		6 基		
8) 漏洩同軸ケーブル	2700m	1 式		

8. 通信設備等点検整備業務

(1)電話交換機設備

名称	設備内容
交換機	1台(富士通E3270D) 自立固定型キャビネット 制御方式:蓄積プログラム制御 処理方式:分散処理 通話方式:時分割PCM 局線応答方式 ・局線中継 ・分散中継 ・ダイヤルイン ・ダイレクトライン ・付加番号ダイヤルイン 通話路:時分割1段通話路 制御装置:32ビット 主記憶装置:4Mビット ICメモリ、16MB(基本) ファイルメモリ ・3.5インチミニフロッピーディスク 入力装置:保守コンソール 冗長構成:通話路、制御装置の二重化 増設架:4台
回線ユニット	23台
8回線局線出入トランク	16台
12回線局線出入トランク	4台
8回線夜間切替トランク	6台
4回線BRI局線出入トランク	3台 他に関東地方更生保護委員会専用:1台、農林水産消費安全技術センター:1台
4回線LD出入トランク	2台
OD専用線トランク	5台
8回線デジタルトキトランク	4台
4回線PB信号受信機	10台
4回線ミキサートランク	30台
8回線話中表示インターフェイス	1台
VOIPインターフェイス用品	1台
MISCトランクB	4台
局線中継台	5台
話中表示装置	6台 ・使用:関東農政局2台 ・未使用:北関東防衛局2台、関東地方更生保護委員会1台、東京矯正管区1台
自動通話録音装置	2台 ・使用:関東地方更生保護委員会1台、東京矯正管区1台 ・未使用:北関東防衛局1台、関東農政局2台
アナログ一般電話機	1,453台
デジタル多機能電話機	156台
専用内線兼用携帯電話機	8台(予定) 利用サービス ・KDDIビジネスコールダイレクト ・KDDI光ダイレクト INS1500用パッケージ×1(KDDI光ダイレクト接続用・II系交換機内蔵)
CTIサーバー	2台
保守端末	1台
交流無停電電源装置	1台 ・整流器出力:250A ・蓄電池:MSE-300(25セル×3段)
BSアンテナ	209台

(2)構内情報通信網設備

名称	設備内容
中央ノード (CN)	ATMスイッチ(EA-1570) ・本体装置：2台 ・コンソール：2台 ・4回線156MMF I/F用品：2台 ・4回線156SMF I/F用品：6台 ・1回線622M SMF I/F用品：12台 ルート管理装置(ATM-R) ・本体B装置：2台 ATMスイッチングハブ(ATM-HUB) ・本体装置：1台 ・無停電電源装置15KVA：1台 ネットワーク管理装置 ・本体装置：2台 ・カラーCRT：2台 ・ページプリンター：2台
官署ノード (LN)	ATMスイッチ(EA-1550) ・本体装置：4台 ・4回線156MMF I/F用品：4台 ・4回線156SMF I/F用品：12台 ・1回線622M SMF I/F用品：8台 ルート管理装置(ATM-R) ・本体B装置：6台 ・無停電電源装置(3KVA)：4台 ATMスイッチ(EA-1570) ・本体装置：2台 ・4回線156MMF I/F用品：4台 ・1回線622M SMF I/F用品：8台 ATMスイッチングハブ(ATM-HUB) ・本体装置：4台 ・無停電電源装置(1KVA)：2台
階ノード (FN)	ATMスイッチングハブ(ATM-HUB) ・本体装置：23台 ・無停電電源装置(1KVA)：23台 ATMスイッチ(EA-1330) ・本体装置：4台 ・4回線156MMF I/F用品：12台 ・1回線622M SMF I/F用品：4台
パイプ集合ケーブル設置箱	85個
ATMスイッチ	インターフェイス (a) LAN-1 ・SONET OC-12C、SM型光ファイバー (b) LAN-2 ・SONET OC-3C、SM型光ファイバー ※ネットワーク管理装置用ボードはG1型光ファイバー スイッチ ・CN：5Gbps ・LN：2.5bps 入力電源条件：入力電圧AC100V、周波数50Hz
ルート管理装置	インターフェイス：LAN-2 ・SONET OC-3C SM型光ファイバー 入力電源条件：入力電圧AC100V、周波数50Hz
ATMスイッチングハブ	①インターフェイス (a) LAN-2 ・SONET OC-3C SM型光ファイバー (b) LAN-3 ・ITEE802、3V100BASE-FX ・全二重方式 G1型光ファイバー (c) LAN-4 ・ITEE802、3V100BASE-TX

名称	設備内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I 型光ファイバー (d) LAN-5 <ul style="list-style-type: none"> ・ ITEE802、3V100BASE-F ・ G I 型光ファイバー (e) LAN-6 <ul style="list-style-type: none"> ・ ITEE802、3V310BASE-T スイッチ方式：Stor-Sad-forward方式 入力電源条件：入力電圧AC100V、周波数50Hz
ネットワーク管理装置	表示装置：17インチ ネットワークインターフェイス LAN-2 <ul style="list-style-type: none"> ・ SONET OC-3C ・ SM型光ファイバー
無停電電源装置	I 型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流入力：3φ3W200V50Hz ・ 定格出力：1φ2W100V50Hz ・ 停電補償時間：30分 ・ 対象機器：CN、ネットワーク管理装置 III 型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流入力：1φ2W100V50Hz ・ 定格出力：1φ2W100V50Hz ・ 停電補償時間：30分 ・ 対象機器：LN VI 型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流入力：1φ2W100V50Hz ・ 定格出力：1φ2W100V50Hz ・ 停電補償時間：30分 ・ 対象機器：LN、FN

(3)電力監視制御設備

名称	設備内容
電力監視主装置 (HIM)	3台 型式：FC4040H15 CPU：インテルCorei3-2120 (3.30GHz) メモリ：2GB 補助記憶装置 ・DVDスーパーマルチドライブ (内蔵) × 1台 ・ハードディスク (80GB) (ミラーディスク構成) × 2台 サポートOS：Windows XP Professional for Embedded Systems ディスプレイ ・カラー液晶ディスプレイ24インチワイド × 2台 (中央監視室) ・カラー液晶ディスプレイ19インチ × 1台 (防災センター) 消費電力：本体234W、ディスプレイ78W (19インチ) 発熱量：本体5054kJ/h台、ディスプレイ282kJ/h台 (19インチ)
シリアルプリンタ	1台 型式：FC4030PR8 消費電力：140W
カラーレーザプリンタ	1台 型式XL-C8300 消費電力：1500W 発熱量：4800kJ/h台
電力監視グラフィックパネル操作卓	1台 1) 機能：受変電及び発電状態の監視及び関連機器の中央操作 2) 表示素子：1灯2色LED (赤/緑)
icont	6台 装置名：インテリジェントコントローラ (ICT) 型式：ESPRIMO N5280A CPU：インテルCorei3-2120 (3.30GHz) メモリ：2GB 補助記憶装置 ・DVDスーパーマルチドライブ (内蔵) × 1台 ・ハードディスク (80GB) × 1台 サポートOS：Windows XP Professional for Embedded Systems 消費電力：468W/台 発熱量：10109kJ/h台
リモートステーションゲートウェイ	6台 型式：FC4040GW CPU:32bitRISCプロセッサ プログラムメモリ：48Kステップ データメモリ：97Kワード バッテリーサポート：3年交換 (メーカー推奨) (H26頃交換予定) 上位回線数/仕様：1回線/TCP-IP (10BASE-T) 下位回線数/伝送方式：4回線/RS-485
リモートステーション	24面 1) 処理装置：8ビットCPU 2) メモリ：ROM (128KB)、RAM (64KB)
無停電電源装置	12台 (10KVA:3台、5KVA:9台) 1) 交流入力：3φ200V 2) 定格出力：100V
マルチプロトコルルータ	LR460：8台
ネットワーク監視装置	GRANPOWER model280：1台 カラーCRT：1台
電力リレー盤	8台
管理情報収集装置	1台 装置名：ファシリティワークステーション (FWS) 型式：PGT1574N63 CPU：インテルXeonプロセッサX3480 (3.06GHz/4コア) サポートOS：Windows Server 2008 R2 Standard (SP2) メモリ：2GB [基本] + 2GB [拡張] 補助記憶装置

名称	設備内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVDスーパーマルチドライブ (内蔵) × 1 台 ・ ハードディスク (300GB) × 1 台 ディスプレイ <ul style="list-style-type: none"> ・ カラー液晶ディスプレイ17インチ× 1 台 消費電力：本体314W、ディスプレイ20W(17インチ) 発熱量：本体1130kJ/h台、ディスプレイ72kJ/h台(19インチ)
ウェブ検針システム	1台 装置名：インフォメーションサーバ (ISV) 型式：PGT1574N63 CPU：インテルXeonプロセッサX3480(3.06GHz/4コア) サポートOS：Windows Server 2008 R2 Standard (SP2) メモリ：2GB[基本]+2GB[拡張] 補助記憶装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ DVDスーパーマルチドライブ (内蔵) × 1 台 ・ ハードディスク (300GB) × 2 台 ディスプレイ：FWSと共用 消費電力：本体314W 発熱量：本体1130kJ/h台

(4)照明制御設備

名称	設備内容
高層棟照明制御盤 LCU-B-B1 LCU-B-14-1~3 LCU-B-PH1-1~3	7面 1) 第1電気室 (地下3階) : 1面 ・コントローラ (FreeFit) : 1台 ・UPS : 300VA×1台 2) 第2電気室 (14階) : 3面 ・コントローラ (FreeFit) : 7台 ・UPS : 1.0kVA×1台 3) 第3電気室 (PH1) : 3面 ・コントローラ (FreeFit) : 8台 ・UPS : 1.0kVA×1台
検査棟照明制御盤 LCU-C-1	1面 1) 検査棟1階EPS2 : 1面 ・コントローラ (FreeFit) : 2台 ・UPS : 300VA×1台
厚生棟照明制御盤 LCU-D-1	1面 1) 厚生棟1階EPS14 : 1面 ・コントローラ (FreeFit) : 1台 ・UPS : 300VA×1台
駐車場照明制御盤 LCU-G-B3	1面 1) 地下3階EPS22 : 1面 ・コントローラ (FreeFit) : 1台 ・UPS : 300VA×1台
設定器	1台 ・ノートPC ・FreeFit設定用

(5)防犯設備

1)防犯管理システム

名称	設備内容
ホストコンピュータ	ACD-E4-17264 (中央電子)
GC1	防災センター内 ACD-E4-17184 (中央電子)
GC2	検査棟地下1階清掃員控室 (IDF室) ACD-E4-17185 (中央電子)
カードリーダー	4台 液晶付非接触 SS2281FHC-L (中央電子)
検査棟鍵保管器	40キー用 SS2281BHF40MU (中央電子)
	20キー用 SS2281BHF40MU (中央電子)
	電源装置 BA-301-24 (中央電子) 2台
パッシブセンサ	PA-6712 (竹中エンジニアリング) 91台
	PA-6720 (竹中エンジニアリング) 1台
	高層棟1階コンピニ内
センサ用電源装置	BA-61 (竹中エンジニアリング) 3台
	BA-202D (竹中エンジニアリング) 2台
ガラスセンサ	GS-02C (竹中エンジニアリング) 5台
シャッターセンサ	SH-M5 (竹中エンジニアリング) 10台

2)監視カメラシステム

名称	設備内容
監視カメラ	型式：ドームタイプ：35台
	型式：ハウジング・天井吊下げタイプ：12台
	型式：ハウジング・回転台付タイプ(電動ズーム)：3台
	型式：屋外ハウジング・回転台付タイプ(電動ズーム)：7台
	型式：屋外ハウジング・回転台付・ポール取付タイプ(電動ズーム)：8台
監視カメラ制御架	設置場所：高層棟1階・防災センター機器室 ①カメラ駆動ユニット：14台 ②4画面分割ユニット：18台 ③フレームスイッチャー：6台 ④20型カラーテレビ(4画面)：6台 ⑤システムコントローラ(デスク型)：1台 ⑥デジタル・サーバランス・レコーダー (HDD320GB)：6台 ⑦電源制御ユニット：3台 ⑧システムコントロールユニット：1台 ⑨映像分配器：7台
監視カメラモニタ架	設置場所：中央監視室 ①14型カラーモニターテレビ(4画面)：6台 (B3F) ②システムコントローラ：1台 ③電源制御ユニット：3台
	設置場所：航空通信機室 ①14型カラーモニターテレビ：1台 (PH2) ②システムコントローラ：1台 ③電源制御ユニット：1台 ④映像分配器：1台
	設置場所：運行管理室 ①14型カラーモニターテレビ：1台 (PH2)

3)監視カメラ一覧

No	ch	建物等	階	再生場所	整備履歴	メーカー・仕様
1	4	高層棟	2	エレベータホール1~7号機	H22.5交換	TOA 高感度仕様
2	5	高層棟	2	エントランス受付付近(屋内)	H21.8交換	TOA 高感度仕様
3	6	高層棟	2	エレベータホール8~14号機	H22.5交換	TOA 高感度仕様
4	7	高層棟	2	エレベータホール17・18号機	H20.3交換	

No	ch	建物等	階	再生場所	整備履歴	メーカー・仕様
5	8	高層棟	2	エレベータホール 15号機前デッキ		SONY
6	9	高層棟	2	西口玄関前デッキ	H21. 11 交換	TOA 高感度仕様
7	10	高層棟	2	喫茶コーナー横デッキ	H23. 1 交換	TOA 高感度仕様
8	11	高層棟	2	屋外喫茶横デッキ	H21. 11 交換	TOA 高感度仕様
9	12	高層棟	2	受付付近エントランスホール(屋内)	H21. 8 交換	TOA 高感度仕様
10	13	検査棟	3	検査棟玄関ホール	H21. 8 交換	TOA 高感度仕様
11	14	検査棟	1	検査棟キーボックス前	H20. 10 交換	
12	18	外構	2	エレベータ 16号機前デッキ		SONY
13	19	外構	1	エレベータ 16号機前デッキ		SONY
14	20	外構	1	エレベータ 15号機前デッキ	H21. 11 交換	TOA 高感度仕様
15	21	外構	1	せせらぎの丘デッキ	H23. 1 交換	TOA 高感度仕様
16	22	外構	1	入口ゲート 4		SONY
17	23	外構	1	入口ゲート 3		SONY
18	24	外構	1	入口ゲート 2	H23. 1 交換	TOA 高感度仕様
19	25	外構	1	入口ゲート 1		TOA 旋回ドーム
20	26	高層棟	屋上	ヘリポート		SONY
21	27	外構	1	職員通用口横車寄せ前	H23. 1 交換	TOA 高感度仕様
22	28	高層棟	1	ATM コーナー	H20. 3 交換	SONY
23	33	高層棟	1	西口玄関前	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
24	32	高層棟	1	東口玄関前(屋内)	H21. 8 交換	TOA 高感度仕様
25	34	高層棟	1	高層棟時間外通用口	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
26	35	高層棟	1	警察倉庫横非常口	H19. 11 交換	
27	36	高層棟	1	エレベータホール 1~7号機	H22. 5 交換	TOA 高感度仕様
28	37	高層棟	1	エレベータホール 8~14号機	H22. 5 交換	TOA 高感度仕様
29	38	高層棟	1	エレベータホール 17・18号機	H20. 3 交換	
30	39	高層棟	1	附室 2 (階段 2)	H20. 10 交換	
31	41	検査棟	1	検査棟エレベータ 22・23号機前	H22. 5 交換	TOA 高感度仕様
32	40	検査棟	1	検査棟玄関	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
33	42	厚生棟	1	厚生棟管理室出入口		SONY
34	43	厚生棟	1	トレーニング室・自動販売機側非常口	H20. 3 交換	
35	47	高層棟	B1	サービスヤード出入口シャッター前	H19. 11 交換	
36	48	高層棟	B1	サービスヤード荷捌き室	H20. 3 交換	
37	49	高層棟	B1	サービスヤードごみ処理室	H19. 11 交換	
38	50	高層棟	B1	エレベータホール 17・18号機	H19. 11 交換	
39	51	高層棟	B1	客室自動ドア (玄関ホール側)	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
40	52	高層棟	B1	駐車場入口電気錠扉	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
41	53	検査棟	B1	出口 1 シャッター前	H20. 3 交換	
42	54	検査棟	B1	上リスロープ	H19. 11 交換	
43	55	検査棟	B1	客用自動ドア (高層棟入口側)		
44	56	検査棟	B1	下リスロープ	H19. 11 交換	
45	60	検査棟	B1	出口 2 シャッター前	H19. 11 交換	
46	61	検査棟	B1	使用公用車出庫用シャッター3	H19. 11 交換	
47	62	検査棟	B1	使用公用車駐車区分 No. 40 付近		SONY
48	63	高層棟	B2	エレベータホール 17・18号機	H19. 11 交換	
49	64	高層棟	B2	客用自動ドア (玄関ホール側)	H21. 8 交換	TOA 高感度仕様
50	65	高層棟	B2	駐車場入口電気錠扉		SONY
51	66	検査棟	B2	上リスロープ	H19. 11 交換	
52	67	検査棟	B2	下リスロープ	H19. 11 交換	
53	68	検査棟	B2	客用自動ドア (高層棟入口側)		SONY
54	72	高層棟	B3	エレベータホール 17・18号機		SONY
55	73	高層棟	B3	客用自動ドア (玄関ホール側)		SONY

No	ch	建物等	階	再生場所	整備履歴	メーカー・仕様
56	74	高層棟	B3	駐車場入口電気錠扉	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
57	75	高層棟	B3	客用自動ドア（高層棟入口側）	H19. 11 交換	
58	76	検査棟	B3	スロープ		SONY
59	78	高層棟	5	廊下 6	H19. 11 交換	
60	77	高層棟	5	廊下 7		SONY
61	79	高層棟	6	廊下 6（東側出入口）	H20. 3 交換	
62	80	高層棟	6	廊下 7（西側出入口）		SONY
63	87	高層棟	B1	郵便物集配室		SONY
64	88	外構	2	屋外喫茶・芝山前	H21. 11 交換	TOA 高感度仕様
65	89	高層棟	1	エレベータホール	H22. 3 新設	TOA 高感度仕様
66	90	外構	1	地下駐車場来庁者入口		MITSUBISHI
67	91	外構	2	地下駐車場官用車入口		MITSUBISHI
68	92	外構	3	地下駐車場出口 1 精算機		MITSUBISHI
69	93	外構	4	地下駐車場出口 2 精算機		MITSUBISHI

(6)施設情報管理設備

1)会議室等予約システム

名称	設備内容
システムサーバ	PRIMERGY TX150 S7(3.5インチモデル) 1台 OS: Windows Server 2008 R2 Standard CPU: インテル®Pentiumプロセッサ-G6950(2.80GHz) メモリ: 4GB HDD: 160GB*2 (RAID1) 17インチ液晶ディスプレイ 1台 高機能無停電電源装置Smart-UPS 1500J 1台 外付LANディスクTS-WX1.0TL/R1 1台 インクジェット式 1台 (管理用端末と共用)
管理用端末(1)	デスクトップPC ESPRIMO D550/B 2台 OS: Windows 7 Professional (32bit) CPU: インテル®Pentiumプロセッサ-450(2.2GHz) メモリ: 2GB(1GB*2) HDD: 160GB/SATA/300 内蔵装置: スーパーマルチドライブ 17インチ液晶ディスプレイ 1台 インクジェットプリンタ 1台
管理用端末(2)	ノートPC LIFEBOOK A540/B 1台 OS: Windows 7 Professional (32bit) CPU: インテル®Pentiumプロセッサ-900(2.2GHz) メモリ: 2GB(1GB*2) HDD: 160GB 内蔵装置: スーパーマルチドライブ プリンタはシステムサーバと兼用
官署端末	ノートPC LIFEBOOK A540/B 7台 (各官署1台) OS: Windows 7 Professional (32bit) CPU: インテル®Pentiumプロセッサ-900(2.2GHz) メモリ: 2GB(1GB*2) HDD: 160GB 内蔵装置: スーパーマルチドライブ インクジェットプリンタ 1台

2)管理情報共有システム

名称	設備内容
管理サーバー装置	1台 タワー型サーバー PRIMERGY TX140 S1 タワーベースユニット Red Hat Enterprise Linux 6.3 バンドル CPU: Xeonプロセッサ-E3-1220v2 (3.10GHz/4コア/8MB) メモリ: 2GB (2GB 1600 UD1MM×1) 内蔵装置: 3.5インチSAS HDD-300GB (15krpm)、DVD-ROM 無停電電源装置: Smart-UPS SMT 750J モニター: 17型 液晶ディスプレイ (スタンダードモデル)
管理主装置	1式 (合同庁舎管理室) デスクトップ型PC ESPRIMO D582/F 2台 OS: Windows 7 Professional (32bit) CPU: インテル® core(TM) i3-3220(3.30GHz) メモリ: 4GB (2GB×2) (DDR3 SDRAM/PC3-12800) HDD: 500GB (SATA) 内蔵装置: DVD-ROM モニター: 22型ワイド液晶ディスプレイ1台
管理情報共有端末(A)	3台 (合同庁舎管理室、防災センター、中央監視室) 60インチ液晶タッチディスプレイ: BIG PAD 60v型

名称	設備内容
	ディスクトップ型PC ESPRIMO D582/F OS : Windows 7 Professional (32bit) CPU : インテル® core(TM) i3-3220 (3.30GHz) メモリ : 4GB (2GB×2) (DDR3 SDRAM/PC3-12800) HDD : 500GB (SATA) 内蔵装置 : DVD-ROM
管理情報共有端末(B)	3台 (防災センター、総合案内、清掃員控室) ディスクトップ型PC ESPRIMO D582/F OS : Windows 7 Professional (32bit) CPU : インテル® core(TM) i3-3220 (3.30GHz) メモリ : 4GB (2GB×2) (DDR3 SDRAM/PC3-12800) HDD : 500GB (SATA) 内蔵装置 : DVD-ROM モニタ : 22型ワイド液晶ディスプレイ

13. 入退館管理システム保守業務

No	機器名称	数量	仕様	備考
1	入退館管理端末 (HIP)	3	CRT (17型TFT)、キーボード、マウス含む	
2	入退館管理サーバ	1	CRT (17型TFT)、キーボード、マウス含む	
3	ゲートウェイPC	1	CRT (17型TFT)、キーボード、マウス含む	
4	データ保護用UPS	7		HIPのデータ保護用
5	スイッチングHUB (SW-HUB)	5	ネットワーク接続用	
6	非接触カード登録機	4		国家公務員カード対応
7	LANケーブル (5m)	7	STPケーブル	
8	連動コントローラ (LIP)	1	LANカード無	
9	IDコントローラ (IDC)	17	電気錠制御用 (4chタイプ)	
10	IDコントローラ (IDC)	14	セキュリティゲート制御用 (4chタイプ)	
11	IOコントローラ (IOC)	1	接点入出力用	
13	非接触カードリーダ (CR)	34	電気錠、自動ドア制御用	国家公務員カード対応
14	非接触カードリーダ (CR)	28	セキュリティゲート制御用	国家公務員カード対応
15	セキュリティゲート	1	1通路2筐体	設置用スロープ対応、日本信号:CSゲート
16	セキュリティゲート	2	2通路3筐体	設置用スロープ対応、日本信号:CSゲート
17	セキュリティゲート	1	4通路5筐体	設置用スロープ対応、日本信号:CSゲート
18	セキュリティゲート	1	5通路6筐体	設置用スロープ対応、日本信号:CSゲート
19	ゲート開放ボタン	1	1通路用	日本信号
20	パーティション	-	各セキュリティゲート設置箇所	
21	メディアコンバータ	4	マルチモード対応	アライドテレシス:LMC102LH
22	光整端箱	4		日東工業:SPK-SA4-SC
23	インターホン (カメラ付親機)	2	カラーモニター付親機	アイホン:KB-3MRD-T
24	インターホン (カメラ付子機)	4	カラーカメラ付玄関子機	アイホン:KB-DAR
25	インターホン (カメラ無親機)	2	ドアホン親機	アイホン:IE-8MD
26	インターホン (カメラ無子機)	4	玄関子機	アイホン:IF-DA
27	映像レコーダ	1	4TBレコーダ	監視カメラシステム用機器
30	映像モニタ	1	キーボード、マウス含む	監視カメラシステム用機器
31	映像モニタ	1	CRT (24型ワイドTFT)	監視カメラシステム用機器、三菱電機:RDT241WEX
32	スイッチングHUB (SW-HUB)	5	PoE4ポート:3台、PoE8ポート:2台	監視カメラシステム用機器
33	スイッチングHUB (SW-HUB)	3	PoE非対応:3台	監視カメラシステム用機器
34	ネットワークカメラ	12		監視カメラシステム用機器、CANON:VB-C500D
35	ネットワークカメラ埋め込みユニット	12		監視カメラシステム用機器、CANON:SR-500-S-VB
36	アナログカメラ	1		既設カメラシステム用機器、TOA:C-CC260
37	電気錠	10		MIWA:U9 6AU50-1
38	電気錠	3		MIWA:U9 AU50-1
39	電気錠	1		MIWA:U9 AU50-2 (D/T40)
40	電気錠	1		MIWA:U9 AU50-2 (D/T45)
41	電気錠	1		MIWA:U9 6AU50-2
42	電気錠	1		MIWA:AST・U9ADS-1
43	カーゲート	-		三菱プレジジョン製

14. ゴンドラ設備等点検業務

1) ゴンドラ

名称	設備内容	
1号機	積載荷重	400kg 2人乗
	昇降装置	電動式 5.5kW・10m/min
	走行装置	電動式 0.75kW×2、8m/min
	元回転装置	電動式 0.75kW、0.25rpm
	アーム伸縮装置	電動式 0.75kW、5.0m/min
	アーム先端回転装置	電動式 0.2kW、0.4rpm
	昇降距離	135m
2号機	積載荷重	300kg 2人乗
	昇降装置	電動式 7.5kW、10m/min
	走行装置	電動式 0.75kW×2、8m/min
	横行装置	電動式 2.2kW、5m/min
	回転装置	電動式 0.75kW、0.25rpm
	先端回転装置	電動式 0.2kW、0.4rpm
	昇降距離	120m
3号機（モノレール型）	積載荷重	220kg
	昇降装置	電動式 2.2kW、10m/min
	走行装置	電動式 0.40kW×2、8m/min
	昇降距離	135m
5号機（モノレール型）	積載荷重	200kg
	昇降装置	電動式 0.5kW×2、6.2m/min
	走行装置	電動式 0.4kW、8m/min
	昇降距離	17m

2) 走行ブリッジ

名称	設備内容	
4号機	積載荷重	200kg（手動簡易リフター400kg）
	走行装置	電動式 0.75kW×2、5m/min

3) 移動梯子

名称	設備内容	
6号機	積載荷重	100kg
	操作方法	手動式
7～10、12号機	積載荷重	100kg 1人乗
	走行装置	電動式 10m/min、0.2kW×2

各業務法定資格一覧

3. 機械電気設備運転管理業務（点検等及び保守）

運転監視・日常点検保守作業に従事するにあたり、①から④までの資格を一つ以上有し、①から④までの資格ごとに2名以上配置すること。⑤の資格については1名以上配置すること。

ただし、平日昼間体制においては、すべての有資格者が常駐すること。また、夜間・休日体制においては、②の有資格者が1名以上常駐すること。

- ① 1級ボイラー技士。
- ② 危険物取扱者甲種又は乙種4類
- ③ 電気工事士2種以上又は電気主任技術者（第三種以上）。
- ④ 建築物環境衛生管理技術者
- ⑤ 公害防止管理者(水質関係第1種から第4種までの資格を有する者に限る。)または下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格。なお、さいたま市長が行う除害施設等の管理に関する講習その他さいたま市長が適当と認めた講習の課程修了でもよい。
- ⑥ エネルギー管理員講習修了

4. 受変電設備等点検整備業務

業務に従事するにあたり、電気主任技術者（第3種以上）を1名以上配置すること。

5. 2号館エレベータ等点検整備業務

業務に従事するにあたり、昇降機検査資格者を1名以上配置すること。

6. 検査棟他エレベータ点検整備業務

業務に従事するにあたり、昇降機検査資格者を1名以上配置すること。

7. 防災設備点検整備業務

業務に従事するにあたり、消防設備士（甲種1類～4類、乙種1類～6類、7類）、消防設備点検資格者（第1種、第2種）、電気工事士の資格を有する者を消防法及び建築基準法、その他関連諸法規に基づき配置すること。

8. 通信設備等点検整備業務

業務に従事するにあたり、アナログ第1種、A I 第1種、デジタル第1種、デジタル第2種、D D 第1種、D D 第2種、アナログ・デジタル総合種又はA I ・D D 総合種の工事担任者のいずれか一つ以上の資格を有する者を1名以上配置すること。

10. 清掃業務

窓ガラス清掃（外部及びアトリウム）に従事するにあたり、下記の特別教育を受講した者を配置すること。

- ・ゴンドラ安全規則第12条に基づく特別教育

11. 緑地管理業務

本業務に従事するにあたり、下記の法定資格者を1名以上選任すること。

- ・2級以上の造園施工管理技士の資格を有する者。

12. 害虫・ねずみ防除業務

本業務に従事するにあたり、下記の有資格者を1名以上選任すること。

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第3号イに規定される者又は同施行規則第29条第3号ロに規定される者。

業務責任者の条件

業務関係者は、各々の業務の全般について責任を持つ業務責任者及び業務責任者を補佐する副業務責任者並びに業務担当者とする。また、業務関係者の休暇等に対し業務を代行する業務担当補助者を置くことができるものとし、業務関係者に業務担当補助者を含めたものを業務関係者等とする。

本業務を実施する場合、各業務の業務責任者を設置すること。なお、業務責任者は各業務を主に担当する社の社員とすること。

業務責任者を設置する業務は「機械電気設備運転管理業務」「受変電設備等点検整備業務」「2号館エレベータ等点検整備業務」「検査棟他エレベータ点検整備業務」「防災設備点検設備業務」「通信設備等点検設備業務」「保安警備業務」「清掃業務」「緑地管理業務」「ねずみ・害虫等防除業務」「入退館管理システム保守業務」「ゴンドラ設備等点検業務」とする。

代表企業は業務の実施に先立ち業務関係者を選任するとともに業務関係者の氏名、生年月日、現住所、連絡先電話番号、職務経歴等及び資格証(写)、受注者との雇用関係を証明する書類を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

また、業務関係者の変更があった場合も同様とし、承諾を得るものとする。

なお、スポット的な修理点検履行者の選任については監督職員との個別協議とする。

3. 機械電気設備運転管理業務

(1) 業務関係者

①業務関係者

落札事業者は、運転・監視及び日常点検・保守に必要な人員を確保するとともに、故障時等に迅速に対応できるよう必要な人員を配置するものとし、庁舎内に常駐して業務を実施すること。

また、業務を実施するにあたり、業務責任者1名及び副業務責任者1名を選任するものとする。

②業務責任者

業務責任者は、以下(ア)の作業従事実績及び(イ)と(ウ)の資格を有する者であること。

(ア) 建物の機械・電気設備に関する運転監視及び日常点検・保守の実務経験年数が10年以上。

- (イ) 1級ボイラー技士。
- (ウ) 建築物環境衛生管理技術者。

③副業務責任者

副業務責任者は、以下(ア)の作業従事実績及び(イ)と(ウ)の資格を有する者であること。

- (ア) 建物の機械・電気設備に関する運転監視及び日常点検・保守の実務経験年数が5年以上。
- (イ) 1級ボイラー技士。
- (ウ) 建築物環境衛生管理技術者。

また、副業務責任者は、業務責任者の補助及び業務責任者不在時の業務責任者の代行を行うものとする。

④業務担当者

業務担当者は、当該業務について業務責任者の指示に従って作業を行い、別紙2-1に示す資格等を有し、建物の機械・電気設備に関する運転監視及び日常点検・保守の実務経験年数が1年以上の者を従事させること。なお、「運転監視・日常点検保守」のうち平日昼間体制においては、全ての資格について有資格者が必ず従事していること。

4. 受変電設備等点検整備業務

(1) 業務責任者

業務責任者は、以下(ア)の従事実績及び(イ)の資格を有する者であること。

- (ア) 特別高圧受電設備の点検。
- (イ) 電気主任技術者（第3種以上）。

5. 2号館エレベータ等点検整備業務

業務を実施するにあたり、業務責任者1名を選任するものとする。

(1) 業務責任者

業務責任者は、以下(ア)の点検作業従事実績及び(イ)の資格を有する者であること。

- (ア) 7台以上で群管理運転されるロープ式エレベータ。
- (イ) 昇降機検査資格者。

6. 検査棟他エレベータ点検整備業務

業務を実施するにあたり、業務責任者1名を選任するものとする。

(1) 業務責任者

業務責任者は、以下(ア)と(イ)の点検作業従事実績及び(ウ)の資格を有す

る者であること。(ア)と(イ)は同一業務でなくてもよい。

(ア) ロープ式エレベータ。

(イ) 油圧式エレベータ。

(ウ) 昇降機検査資格者。

7. 防災設備点検設備業務

(1) 業務責任者

業務責任者は、以下(ア)と(イ)の従事実績及び(ウ)の資格を有する者であること。

(ア) 自動火災報知設備の消防法に基づく総合点検。

(イ) スプリンクラー設備の消防法に基づく総合点検。

(ウ) 消防設備士または消防設備点検資格。

8. 通信設備等点検整備業務

(1) 業務責任者

業務責任者は、以下(ア)と(イ)の作業従事実績及び(ウ)の資格を有する者であること。ただし、(ア)と(イ)は同一契約である必要はない。

(ア) 電話交換機設備の点検。

(イ) ATM方式の構内情報通信網設備の点検。

(ウ) アナログ第1種、AI第1種、デジタル第1種、デジタル第2種、DD第1種、DD第2種、アナログ・デジタル総合種又はAI・DD総合種の工事担任者のいずれか一つ以上。

9. 保安警備業務

業務責任者は、次の要件に適合する者であること。

(1) 施設警備業務1級または2級の検定資格を有し、実務経験が6年以上の者であること。

(2) 自衛消防組織の統轄管理者の資格要件を満たしている者であること。

10. 清掃業務

清掃業務の円滑な運営を図るため、清掃員のうち業務責任者を1名定め、常に指揮監督する者が不在とならないように配置すること。業務責任者及び業務担当者は、次の要件を具備した者であること。

(1) 業務責任者

ビルクリーニング技能士又は建築物清掃管理評価者2級以上の有資格者。

(2) 業務担当者（清掃員）

ビルクリーニング技能士、建築物清掃管理評価者 2 級以上、各都道府県ビルメンテナンス協会主催の清掃作業従事者講習受講、受託者が独自に実施している実務研修受講、のいずれかに該当する者。

法令点検作業一覧

以下の業務項目は関係法令に従い実施すること。

業務	点検作業等	法令名	法令点検		備考
			有無	周期	
3	第1種圧力容器性能検査	ボイラー及び圧力容器安全規則	○	1Y	
	水質検査(上水)	建築物衛生法(ビル管法)	○	1Y、6M、1W	その他別紙3のとおり
	水質検査(中水)	建築物衛生法(ビル管法)	○	7D、2M	
	排水処理水の検査	水質汚濁防止法	○	1M	
	空気環境測定	建築物衛生法(ビル管法)	○	2M	
		職場における喫煙対策に対策に対する喫煙対策に関する指針関係	○	3M	
	照度測定	建築物衛生法(ビル管法)	○	6M	
	受水槽、貯水槽清掃	建築物衛生法(ビル管法)	○	1Y	
	排水槽清掃	建築物衛生法(ビル管法)	○	6M	
	自家発電設備点検	消防法	○	1M	
4	特高受変電設備定期点検	電気事業法	○	1Y	
5	エレベータ性能検査	建築基準法	○	1Y	
6	エレベータ性能検査	建築基準法	○	1Y	
7	消防設備点検	消防法	○	6M、1Y	
12	害虫・ねずみ防除	建築物衛生法(ビル管法)	○	6M	
14	ゴンドラ性能検査	ゴンドラ安全規則	○	1Y	

「1D」は、1日ごとに行うものとする。

「1W」は、1週ごとに行うものとする。

「1M」は、1月ごとに行うものとする。

「1Y」は、1年ごとに行うものとする。

「閉庁日」は、閉庁日に行うものとする。

発注者が用意するもの

共通事項

下記の業務実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水量

3. 機械電気設備運転管理業務（点検及び保守）

本業務に従事するものが常駐できる、高層棟地下 3 階の中央監視室及び中央監視控室と、ここに存置してある机、椅子、ロッカー工具等、及び、別紙 3 に示す支給材料。

4. 受変電設備等点検整備業務

5. 2号館エレベータ等点検整備業務

6. 検査棟他エレベータ等点検整備業務

7. 防災設備点検整備業務

8. 通信設備等点検整備業務

9. 保安警備業務

本業務に従事するものが常駐できる防災センター、警備員控室及び仮眠室並びに本業務に必要な事務用備品及び消耗品（別紙 2 - 5 の 9 に定めるものを除く。）

10. 清掃業務

- ①清掃員控室、清掃資機材保管場所
- ②事務机、椅子
- ③更衣ロッカー
- ④衛生消耗品（トイレトペーパー、水せっけん、ポリ袋[90L]、ポリ袋[45L]、ゴミ取りネット、汚物袋、除菌消臭材、犬猫忌避剤）

14. ゴンドラ設備等点検業務

総括管理責任者

①業務室

②事務机、椅子

落札事業者が用意するもの

共通事項

ネームプレート

3. 機械電気設備運転管理業務（点検等及び保守）

- ①保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品
- ②業務に必要な事務用品（筆記用具等）一式

4. 受変電設備等点検整備業務

- ①保守点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）、消耗品又は材料、油脂等。

5. 2号館エレベータ等点検整備業務

- ①保守点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）、消耗品又は材料、油脂等。

6. 検査棟他エレベータ等点検整備業務

- ①保守点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）、消耗品又は材料、油脂等。

7. 防災設備点検整備業務

- ①保守点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）、消耗品又は材料、油脂等。

8. 通信設備等点検整備業務

- ①保守点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）、消耗品又は材料、油脂等。

9. 保安警備業務

- ①制服、制帽
- ②電気メガホン、警笛、警戒棒、携帯照明器具、A E D
- ③常駐するために必要な寝具
- ④その他警備業務上必要なもの

10. 清掃業務

- ①制服
- ②清掃資機材
- ③洗剤・ワックス、その他清掃業務上必要なもの

14. ゴンドラ設備等点検業務

- ①保守点検に必要な工具(専用工具を含む)、計測機器等(専用機器等を含む)、消耗品又は材料、油脂等。

業務日（業務時間）

共通事項（定義）

平日及び休日は以下のとおりとする。

- (1) 平日（開庁日）：月曜日～金曜日
（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始【12月29日～1月3日】を除く）
- (2) 休日（閉庁日）：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

3. 機械電気設備運転管理業務（点検等及び保守）

- (1) 運転監視・日常点検保守
 - ① 平日体制
8時30分～17時15分
 - ② 夜間・休日体制
平日17時15分～翌8時30分までと閉庁日終日
- (3) 点検・整備
 - ① 定期点検作業は平日の8:30から18:00までとする。
 - ② 受水槽などの定期点検・清掃は、閉庁日
 - ③ 臨時点検・整備は、基本は平日の8:30から18:00であるが施設管理担当者との調整により実施。

4. 受変電設備等点検整備業務

- (1) 点検作業
 - ① 6ヶ月点検
平日昼間とする。平日の8:30から18:00までとする。
 - ② 年点検
1月の閉庁日。時間は調整し決定する。
- (2) 臨時点検・整備
臨時点検・整備は、基本は平日の8:30から18:00であるが施設管理担当者との調整により実施。

5. 2号館エレベータ等点検整備業務

(1) 点検作業

点検作業は、平日の 8:30 から 18:00 までとする。

(2) 臨時点検・整備

臨時点検・整備は、基本は平日の 8:30 から 18:00 であるが施設管理担当者との調整により実施。

6. 検査棟他エレベータ点検整備業務

(1) 点検作業

点検作業は、平日の 8:30 から 18:00 までとする。

(2) 臨時点検・整備

臨時点検・整備は、基本は平日の 8:30 から 18:00 であるが施設管理担当者との調整により実施。

7. 防災設備点検整備業務

(1) 点検作業

点検作業は、平日の 8:30 から 18:00 までとする。

(2) 臨時点検・整備

臨時点検・整備は、基本は平日の 8:30 から 18:00 であるが施設管理担当者との調整により実施。

8. 通信設備等点検整備業務

(1) 点検作業

点検作業は、平日の 8:30 から 18:00 までとする。

(2) 臨時点検・整備

臨時点検・整備は、基本は平日の 8:30 から 18:00 であるが施設管理担当者との調整により実施。

9. 保安警備業務

(1) 平日

- | | | | | |
|---|--------|--------|------|---------------|
| ① | 8時30分～ | 18時00分 | 2ポスト | ICゲート(2号館2F) |
| ② | 7時30分～ | 20時30分 | 1ポスト | ICゲート(2号館2F) |
| ③ | 8時30分～ | 20時30分 | 1ポスト | ICゲート(2号館2F) |
| ④ | 7時30分～ | 18時30分 | 1ポスト | ICゲート(検査棟3F) |
| ⑤ | 7時00分～ | 18時30分 | 1ポスト | ゲート(サービスマン) |
| ⑥ | 7時30分～ | 20時30分 | 1ポスト | 立哨(2号館1F東側玄関) |
| ⑦ | 7時30分～ | 18時30分 | 1ポスト | 立哨(2号館1F西側玄関) |

- ⑧ 7時30分～ 20時30分 1ポスト 立哨（2号館2F玄関）
- ⑨ 9時00分～ 19時00分 1ポスト 立哨（検査棟1F）
- ⑩ 8時30分～ 17時30分 1ポスト 施設利用申請等管理（管理室）
- ⑪ 9時00分～ 18時00分 1ポスト 警備全般（防災センター）
- ⑫ 9時00分～翌9時00分 5ポスト 警備全般（防災センター）
- ⑬ 7時30分～ 18時30分 1ポスト ICゲート（防災センター）

(2) 休日

- ① 9時00分～翌9時00分 4ポスト 警備全般（防災センター）

10. 清掃業務

(1) 日常清掃

平日8時00分～17時00分

(2) 定期清掃（窓ガラス清掃含む）

平日8時00分～17時00分

12. 害虫・ねずみ防除業務

(1) 防除作業：休日

(2) 生息点検：平日

13. 入退館管理システム保守業務

(1) 業務日：平日8:30～18:00

14. ゴンドラ設備等点検業務

(1) 点検作業

点検作業は、平日の8:30から18:00までとする。

(2) 臨時点検・整備

臨時点検・整備は、基本は平日の8:30から18:00であるが施設管理担当者との調整により実施。

報告書等

業務報告書の様式については国土交通省大臣官房会計課官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（平成20年度版）」を参考に監督職員と協議のうえ決定することとする。ただし、業務において指定がある場合は指定を優先する。

また各業務実施にあたり、作業要領、スケジュール、作業員名簿、使用機材、使用薬品等について記載した作業計画書を事前に提出すること。

3. 機械電気設備運転管理業務（点検等及び保守）

（1）作業日報

作業日毎に作成し、前日の作業状況、障害発生復旧状況、当日の作業実施予定を記載し、合同庁舎管理室へ提出し打ち合せを行う。

（2）点検整備報告書

点検作業後すみやかに提出する。

（3）保全履歴総括表

3月末に提出する。

（4）予防保全計画提案書

10月中旬頃及び3月末に提出する。

4. 受変電設備等点検整備業務

（1）作業日報

作業日毎に作成し提出する。

（2）点検整備報告書

点検整備を行った翌月初頃までに提出する。

（3）保全履歴総括表

3月末に提出する。

（4）予防保全計画提案書

10月中旬頃及び3月末に提出する。

5. 2号館エレベータ等点検整備業務

（1）作業日報

作業日毎に作成し提出する。

- (2) 点検整備報告書
点検整備を行った翌月初頃までに提出する。
- (3) 保全履歴総括表
3月末に提出する。
- (4) 予防保全計画提案書
3月末に提出する。

6. 検査棟他エレベータ点検整備業務

- (1) 作業日報
作業日毎に作成し提出する。
- (2) 点検整備報告書
点検整備を行った翌月初頃までに提出する。
務完了時に提出する。
- (3) 保全履歴総括表
3月末に提出する。
- (4) 予防保全計画提案書
3月末に提出する

7. 防災設備点検整備業務

- (1) 作業日報
作業日毎に作成し提出する。
- (2) 点検整備報告書
当該作業後速やかに提出する。
- (3) 保全履歴総括表
3月末に提出する。
- (4) 予防保全計画提案書
10月中旬頃及び3月末に提出する。

8. 通信設備等点検整備業務

- (1) 作業日報
作業日毎に作成し提出する。
- (2) 点検整備報告書
点検整備を行った翌月初頃までに提出する。
- (3) 保全履歴総括表
3月末に提出する。
- (4) 予防保全計画提案書

10月中旬頃及び3月末に提出する。

9. 保安警備業務

(1) 業務日報：1部

①警備日誌

毎日の警備状況は、所定の警備日誌（参考資料1）に必要事項を記載の上、防災センターの確認を得て合同庁舎管理室に提出する。

10. 清掃業務

(1) 業務日報：1部

①清掃作業報告書：実施日の翌日（翌日が土・休日の場合はその後の最初の平日）に提出

11. 緑地管理業務

(1) (定期) 作業報告（その都度）

①作業報告書

12. 害虫・ねずみ防除業務

(1) 作業報告書

①作業報告書：施行写真付きの報告書を作成し、作業終了後、速やかに提出する。なお、ねずみの生息が認められた場合は、ただちに報告する。

13. 入退館管理システム保守業務

(1) 保守及び実施結果報告書

①毎月月末に提出する。

②点検項目に記載されていない事項であっても設備の機能構造上必要となるものについては、これを充足する。

14. ゴンドラ設備等点検業務

(1) 作業日報

作業日毎に作成し提出する。

(2) 点検整備報告書

点検整備を行った翌月初頃、当該月作業後速やかに提出する。

(3) 保全履歴総括表

3月末に提出する。

- (4) 予防保全計画提案書
3月末に提出する。

その他共通事項

1. 事前提出書類

- 1) 日常業務を除く業務については、作業日の1週間前までに作業名、作業日時、業務責任者等を記載した「作業届」を作成し、監督職員に提出すること。
- 2) 業務実施にあたり地上駐車場への車両の入構が必要な場合は、1週間前までに使用する自動車の種類及び登録番号等を記載した「地上駐車場利用届」を提出すること。
- 3) 業務実施にあたりサービスヤードへの車両の入構が必要な場合は、2日前の13時までに使用する自動車の種類及び登録番号等を記載した「納入届出書」を提出すること。

2. 臨機の措置

- 1) 落札事業者は、故障発生時等の連絡を受けた際は、直ちに業務関係者等と調整をとり、必要な措置を講じること。
- 2) 落札事業者（実施要項1. 1 (2) ①⑦⑧）は、年間365日、24時間連絡体制を確保すること。なお、担当者等の休暇等に備え窓口を複数確保すること。
- 3) 落札事業者（実施要項1. 1 (2) ①⑦）は、担当者の休暇等に備え代替要員を確保し、業務を確実に実行すること。
- 4) 業務により発見した破損、故障等は、直ちに監督職員に報告すると共に、必要な応急措置を施すこと。
- 5) 拾得物があった場合は、速やかに庁舎1階防災センターに届け出るものとする。

3. 注意事項

- 1) 作業開始前に作業に支障がないか作業場所の確認を行うこと。支障がある場合は、監督職員と協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。
- 2) 作業の実施にあたっては、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- 3) 作業中の災害及び事故を防止するため、作業にあたっては、落札事業者の責任において適切な安全対策を施すこと。
- 4) 業務関係者等は、常に整理、整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片

付けを行い、作業場所及びその周囲の安全と清掃状況が十分であるかどうかを確認すること。業務関係者は、社員証を携帯し、自社の制服（作業服）・腕章又は名札を着用して作業を行うこと。

- 5) 業務関係者等の誤操作又は過失により、施設等に損傷その他の損害を与えた場合は、落札事業者の負担により速やかに復旧させること。
- 6) 業務関係者等は、施設管理担当者の業務上の指示に従うと共に、施設管理担当者及び関係業者等と協力し業務の円滑な遂行に努めること。

4. その他

- 1) 本業務に伴い、知り得た内容については、守秘業務を負うものとし、みだりに第三者にこれを漏洩してはならない。資料のコピー等は必要部数のみとし、取扱に注意すること。また、本業務で使用又は作成したデータについても同様に取扱に注意し、情報の流出に対し適切な対応を行う。
- 2) 契約期間満了又は解除により当業務を終了する際は、次期業務受注者に対し、当業務において作成したすべての書類及びデータを引き継ぐものとする。
- 3) 関東地方整備局の業務に支障を来さない範囲において、落札事業者は2号館等内に管理業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとする。その場合、持ち込んだ機器・設備については適切に管理し施設管理担当者へ持ち込んだ機器・設備を一覧表にして報告すること。
- 4) 本稿に定めのない事項について、実施上定める必要が生じたときは、その都度業務責任者と施設管理担当者は協議し、文書により定めるものとする。
- 5) 本業務の実施にあたっては、本稿で用いている用語のうち「業務責任者」を「管理技術者」若しくは「業務管理者」に、また「施設管理担当者」を「監督職員」に読み替え使用することができるものとする。

機械電気設備運転管理業務

特記仕様書

国土交通省関東地方整備局 総務部

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「機械電気設備運転管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
※建築保全業務共通仕様書…http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm
2. 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか共通仕様書によるものとする。

第2条 業務説明

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館（高層棟・検査棟・厚生棟）の機械設備（空調・衛生設備など）、電気設備（受変電・照明設備など）などの運転監視・日常点検と、空調・衛生設備の点検整備を行う。

第3条 適用規格等

本業務の履行にあたっては、本業務の目的及び内容を十分理解したうえで、関係法令等を遵守するとともに以下の規格、基準等を適用する。

- 1) 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 2) 建築工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 3) 建築改修工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 4) 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 5) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 6) 建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 7) 埼玉県特定建築物維持管理指導要領
- 8) その他関係基準等

第4条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟

第5条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

第6条 関連業務

受注者は、合同庁舎の運営を円滑かつ適切なものとするため、別途業務と積極的に協調と連携を図ること。以下にさいたま新都心合同庁舎2号館で別途実施する主な業務を示す。

- 1) 保安警備業務
- 2) 清掃業務
- 3) 受変電設備等点検整備業務
- 4) 通信設備点検整備業務
- 5) 防災設備点検整備業務
- 6) 2号館エレベータ等点検整備業務

7) 検査棟他エレベータ点検整備業務

第7条 建物概要(さいたま新都心合同庁舎2号館)

1. 高層棟(2号館)

S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階、延床面積101,405.76㎡

2. 検査棟(事務棟及び実験棟)

SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、塔屋1階、延床面積32,800.33㎡

3. 厚生棟

RC造一部S造、平屋建、延床面積937.84㎡

第2章 業務概要

第8条 業務概要

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館（高層棟、検査棟及び厚生棟を指し、以下「合同庁舎」という。）の機械設備及び電気設備などについて運転監視・日常点検保守などを実施すると共に、地震時等災害に対して合同庁舎入居官署の業務継続に関する緊急対応と、さいたま新都心合同庁舎2号館全体における使用や不具合など運用及び維持管理全般にわたり、合同庁舎の管理を担当する合同庁舎管理室を技術面で補佐するものである。

本業務の対象と作業内容などは次のとおり。なお、詳細は各条による。

1) 運転監視・日常点検保守、定期点検・臨時点検、保全整備

大区分	設備区分	作業区分					備考
		運転監視 日常点検	点検・測定		保全整備		
			定期	臨時	計画	事後	
電気設備	電灯・動力設備	○	—	—	—	●	
	受変電設備	○	—	—	—	●	
	自家発電設備	○	—	—	—	●	
	直流電源設備	○	—	—	—	●	
	交流無停電電源設備	○	—	—	—	●	
	太陽光発電設備	○	—	—	—	●	
	外灯	○	—	—	—	●	
	雷保護設備	○	—	—	—	●	
	構内配電線路・構内 通信線路	○	—	—	—	●	
	駐車場管制設備	—	○	●	—	●	
	映像音響設備	—	○	●	—	●	
機械設備	冷熱源機器	○	○	○	○	●	
	空気調和等関連機器	○	○	○	○	●	
	給排水衛生機器	○	○	○	○	●	
	中央監視制御設備	○	△	●	○	●	△：電気設備監視制御除く
	廃棄物処理設備	—	○	●	○	●	
監視制御設備	軽微な日常点検保守	○	—	—	—	●	一部項目のみの実施
その他	自動ドア	○	○	○	—	●	多機能トイレ電動ドアは 年点検のみ
	電動シャッター等	—	○	●	—	●	
	ブラインドシステム	○	—	—	—	●	日常点検は共用部のみ

※説明

1) ●は、当初契約に作業内容及び数量は見込んでおらず、実施した内容に応じて契約変更を行う。

2)水槽等清掃点検、執務環境測定、水質管理

大区分	設備区分	作業区分			備考
		水槽洗浄	配管洗浄	測定等	
水槽等清掃 点検	上水系統	○	-	-	
	中水系統	○	-	-	
	汚水・雑排水系統	○	○	-	
	排水再利用設備	○	-	-	
	厨房排水除害設備	○	-	-	
	排水再利用設備	○	-	-	
	雨水処理設備	○	-	-	
	特殊排水処理設備	○	-	-	水質汚濁防止法の点検も含む
	湧水系統	○	-	-	
執務環境測 定	空気環境測定（衛生）	-	-	○	
	空気環境測定（喫煙）	-	-	○	
	照度測定	-	-	○	
水質管理	残留塩素の検査	-	-	○	開庁日の毎日
	水道水の水質検査	-	-	○	6ヶ月毎、一部1年毎
	上水受水槽及び上水 高置水槽の水質検査	-	-	○	タンク水抜き時
	雑用水の水質検査	-	-	○	7日毎、一部2ヶ月毎
	排水処理設備等検査	-	-	○	毎日、一部1ヶ月毎

第3章 共通事項

第9条 業務責任者、副業務責任者

1.業務責任者、副業務責任者の選任と通知

- 1) 受注者は、契約締結後すみやかに業務責任者及び副業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2) 業務責任者及び副業務責任者は、競争入札への参加にあたり受注者が発注者へ提出した、「競争参加資格確認申請書」に記載した「業務責任者」、「副業務責任者」から選任すること。
- 3) 業務責任者の変更は原則認めない。ただし、業務責任者の死亡など変更せざるをえない場合は、受注者は業務責任者の条件を満たす者へ速やかに変更しなければならない。
この場合、後任業務責任者は、「さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟施設管理・運営業務民間競争入札実施要項」に記載されている「業務責任者の条件」を満たす者でなければならない。

2.業務担当者との兼務

業務責任者又は副業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。なお、業務責任者又は副業務責任者が業務担当者を兼ねる場合、受注者は第10条第1項で定める業務担当者の選任も行うこと。

3.業務責任者、副業務責任者の職務等

業務責任者は、業務の履行計画と履行管理、業務対象の状態・状況の把握、適切な対処方法の立案、総括管理責任者との調整・報告、作業員への適切な指示・指導を行わなければならない。

そして、合同庁舎管理室が管理する予備品等のうち、本業務で使用する予備品等については業務責任者が管理責任の一切を負う。

また、本業務の検査は統括管理責任者が臨場して受検することを原則とする。

副業務責任者は、業務責任者の補助及び業務責任者不在時の業務責任者の代行を行うものとする。

4.名札の着用

業務責任者は、履行場所内（建物外の敷地も含む）において、業務名、業務期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った以下の名札を着用すること。

業務責任者	
氏名	
写真	業務名：〇〇点検業務
	履行期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者：〇〇株式会社

※用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

※所属会社の社印とする。

第10条 業務担当者

1.業務担当者の選任

業務担当者には、競争入札への参加にあたり受注者が発注者へ提出した、「競争参加資格確認申請書」に記載している「業務担当者」は必ず本業務に専任で配置しなければならない。

また、受注者は「競争参加資格確認申請書」に記載している「業務担当者」以外の業務担当者も選任し、本業務を担当する全員の業務担当者の氏名、年齢、資格等を記載した名簿を施設管理担当者へ提出しなければならないものとし、これに変更が生じる場合も同様とする。

ただし、「競争参加資格確認申請書」に記載している「業務担当者」の変更は認めない。

2.業務担当者の服装と名札の着用

業務担当者は、社名及び氏名が明記されている業務責任者に準じた名札を着用すること。

3.業務担当者の資格

受注者は、主たる業務である「運転監視・日常点検保守」の履行で必要となる以下の有資格者を業務担当者に配置しなければならない。

なお、「運転監視・日常点検保守」のうち平日昼間体制においては、全ての資格について有資格者が必ず従事していること。

- 1) 1級ボイラー技士
- 2) 危険物取扱者甲種又は乙種4類
- 3) 電気工事士2種以上又は電気主任技術者（第三種）以上
- 4) 建築物環境衛生管理技術者
- 5) 公害防止管理者(水質関係第1種から第4種までの資格を有する者に限る。)または下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格。なお、さいたま市長が行う除害施設等の管理に関する講習その他さいたま市長が適当と認めた講習の課程修了でもよい。
- 6) エネルギー管理員講習修了

4.法令等に基づく管理責任者等の選任

法令等に基づき必要となる以下の管理責任者等について、業務責任者、副業務責任者又は業務担当者から選任し、これに関して発注者に代わり受注者が必要な手続きを行う。

- 1) 建築物環境衛生管理技術者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律、さいたま市保健所へ届出）
- 2) 除害施設管理責任者（さいたま市下水道条例第9条の4第3項、さいたま市へ届出）
- 3) 地下タンク貯蔵所危険物保安監督者（さいたま市中央消防署へ届出）
- 4) 屋内タンク貯蔵所危険物取扱者（さいたま市中央消防署へ届出）
- 5) 一般取扱所危険物取扱者（さいたま市中央消防署へ届出）

5.管理責任者等の従事体制

受注者は、前項において選任された管理責任者等について、「運転監視・日常点検保守」の平日昼間体制で恒常的に従事させること。また、この管理責任者等が休暇で不在となる場合は、「運転監視・日常点検保守」の業務担当者（業務責任者、副業務責任者含む。）の中からこれを代行できる有資格者に従事させるなければならない。

第11条 作業実施体制

1.運転監視・日常点検保守

1) 平日体制

平日体制の時間帯は、土日祝日と12月29日から1月3日までの年末年始（以下「閉庁日」という。）を除く平日の8時30分から17時15分までとし、この時間帯での作業を基本とする。

なお、受注者はこれを地震等各種緊急事態に備えた体制としなければならない。

ちなみに、発注者として平日体制（第12条関係）における緊急点検は、次の体制で実施することを想定している。

- ・ 情報把握・指揮班：中央監視室常駐（2名）
- ・ 高層部点検巡視班：高層棟高層エリア（2名以上）
- ・ 低層部点検巡視班：高層棟低層エリア、検査棟、厚生棟（2名以上）

・地下部点検巡視班：地下エリア（2名以上）

2) 夜間・休日体制

夜間・休日体制の時間帯は、平日17時15分から翌平日8時30分までと閉庁日終日とする。

夜間・休日体制では、共通事項のうち運転監視、法定日常点検及び衛生空調設備等の異常時初期対応を行う。

そして、危険物取扱者甲種又は乙種4類の資格を有する者が1名以上常駐すること。

なお、業務担当者の仮眠を認めるが、常に1名以上は運転監視に従事し、警報発報時などはすぐに作業へ復帰できるようにすること。

3) 夜間・休日体制における緊急事態

受注者は、夜間・休日体制において地震等各種緊急事態が発生した場合には、至急平日体制に移行するよう非従事の業務担当者を従事させるよう努めなければならない。

また、平日体制において地震等各種緊急事態が発生し夜間・休日体制の時間帯に入った場合は、緊急事態への対応に必要な体制の維持に協力しなければならない。

なお、これらは統括管理責任者と施設管理担当者が協議することとし、これは契約変更の対象とする。

2.点検・整備

1) 定期点検作業は平日昼間とする。平日昼間とは、閉庁日を除く日の8:30から18:00までとする。

2) 庁舎利用者などへの影響が大きくこの条件で点検が困難な場合は、平日夜間及び土日祝日に実施してもよい。

特に、受水槽、高置水槽、貯湯槽、汚水槽などの定期点検・清掃は、閉庁日に行うこと。

ただし、利便性に直接影響の無いこの準備、後片付けなどは除く。

この場合、統括管理責任者は詳細な日程や管理方法などを施設管理担当者と調整すること。

そして、これは契約変更の対象としない。

3) 設備の異常等により受注者による緊急的な作業が必要な場合、施設管理担当者からの指示に基づき、受注者はこれに必要な体制を早急に整え、作業を適切に実施すること。

なお、これに伴う契約変更の判断は第8条による。

4) 整備は、平日昼間を基本とするが、通常の庁舎利用に対する影響や作業の安全対策などからこれ以外で実施する場合、概ね2週間前までに施設管理担当者と調整し日程を決定すること。

5) 機器故障や地震等各種緊急事態が発生した場合に備え、受注者は点検・整備の担当技術者が合同庁舎へ従事できるとともに、必要機材等の手配及び入手が円滑かつ迅速に行えるよう体制を整えておかなければならない。

第12条 作業上の注意

1.当事者事故の防止

受注者は、受注者の責任で作業員の安全管理に万全な態勢をもって作業にあたること。

2.作業に伴う第三者の事故及び迷惑防止

受注者は、合同庁舎利用者など第三者に対して、万全の安全管理で作業にあたること。

また、作業方法について合同庁舎利用者に生じる支障を最小限とするよう配慮し、統括管理責任者は常に施設管理担当者と綿密に調整を図ること。

そして、建物、設備などを損傷しないよう作業、資機材の運搬などで細心の注意を払うこと。

3.実施体制

受注者は、十分な経験技術を有する者を本業務の作業に従事させ、従事する全ての者には合同庁舎管理規則を遵守させなければならない。

また、夜間・休日において何らかの緊急事態が生じた場合、施設管理担当者をはじめとする発注者ならびに関連業務担当者などと綿密な連絡が行えるようにしておくとともに、作業従事者の応援増員を想定した体制を常に整えておかなければならない。

なお、想定する応援増員は1名以上とし、徒歩、自転車又はオートバイによりさいたま新都心合同庁舎2号館へ概ね1時間程度で到着できることとするが、詳細は統括管理責任者と施設管理担当者で調整する。

4.作業実施に必要な手続き

さいたま新都心合同庁舎2号館はセキュリティゲート、電子錠などが稼働しているため、入館手続きを行わないと作業着手はできないため、業務責任者は全作業員へ入館方法などを周知・教育すること。

また、さいたま新都心合同庁舎2号館において作業を行う場合、事前の手続きが必要である。

このため、受注者は手続き方法、書式などを施設管理担当者へ確認するとともに、必要書類などを施設管理担当者へ提出すること。

一般的な提出書類は次のとおり。

- ・作業届
- ・サービスヤード利用届（トラックなどで資機材を搬出入する場合）
- ・地上駐車場利用届（通常は利用を認めない）
- ・休日出勤者届（平日以外で作業を行う場合）
- ・地下駐車場利用届（平日以外で地下駐車場を利用する場合）

5.鍵の貸与

運転監視・日常点検保守作業で必要となる鍵の一切は、履行開始時に施設管理担当者から統括管理責任者へ貸与する。貸与を受けた鍵は、受注者の責任で厳重かつ適切に取り扱うこと管理するものとし、この鍵に不具合が生じた場合は、受注者の責任においてこれに伴う全てを解決しなければならない。

また、鍵の返納は業務完了時に統括管理責任者が施設管理担当者へ行き、業務完了までは防災センターから別途貸与する。

6.内線用PHSの貸与

さいたま新都心合同庁舎2号館内で使用できる内線用PHSを、施設管理担当者から統括管理責任者へ貸与する。貸与台数は、統括管理責任者と施設管理担当者で調整し決定する。貸与を受けたPHSは、受注者の責任で適切に取り扱うものとし、受注者の不適切な取扱いによる機器の不具合については、受注者の責任においてこれに伴う全てを解決しなければならない。

また、PHSの返納は統括管理責任者が施設管理担当者へ行うこと。

7.設備状態等の引き継ぎ

受注者は、前受注者からこれまでの点検状況、整備状況、経過観察項目など、本業務で適切な点検整備を行うために必要不可欠な設備の状態に関する内容を自らの責任で引き継ぎ、従前からの継続性がある作業を行わなければならない。

また、次の受注者へ同様に引き継ぐこと。

8.損害賠償及び紛争解決

受注者の作業において、合同庁舎利用者など第三者に損害を与え、または紛争を生じたときは、受注者の責任で損害を賠償し、または紛争を解決すること。

第13条 臨場

1.関係機関の立ち入り臨場

関係機関の立ち入り調査等があり、施設管理担当者が統括管理責任者へ受注者の立会を求めた場合、受注者はこれに積極的に協力しなければならない。

2.整備作業の終了後臨場

整備作業毎に、作業終了時に施設管理担当者と統括管理責任者が臨場で目視及び試運転などで確認を行う。

なお、平日昼間以外で整備を行った場合は、施設管理担当者と統括管理責任者が日程を調整し確認日を決定する。

第14条 業務の再委託

1.再委託を認めない主たる部分

建築保全契約書第4条について、本業務における「主たる部分」は下記のとおりとする。

- 1) 運転監視及び日常点検保守
- 2) 冷熱源機器及び冷暖房関連機器の定期点検（ただし、チリングユニット、熱交換器・蒸気発生器の性能点検は除く。）
- 3) 執務環境測定

2.再委託の基本事項

受注者は、主たる部分以外の業務を再委託しようとする場合、発注者の承諾を得なければならない。

これは、事前に施設管理担当者へ「再委託承諾申請書」を提出すること。

そして、再委託の規模、内容、再委託先企業等から、本業務の履行に関する品質、信頼性の確保に疑問が生じ施設管理担当者から受注者が説明を求められた場合、受注者は速やかに対応しなければならない。

さらに、受注者による説明の結果、発注者が不承諾の場合、受注者は速やかに内容の見直しを行い、承諾の再申請を行わなければならない。

なお、再委託承諾申請の不承諾に伴う一切について、本業務の契約変更はしない。

3.再委託の例外事項

業務範囲に故障が発生し、受注者による緊急の処置が必要と施設管理担当者が統括管理責任者へ処置の指示を行い、この一部を受注者が再委託しようとする場合は、前項2に定める「再委託承諾申請書」の提出は不要とする。

ただし、受注者は前項2を満たす再委託者を選定すること。

第15条 負担の範囲

1.発注者からの無償貸与

受注者は本業務の履行に伴い、高層棟地下3階の中央監視室及び中央監視控室と、ここに存置してある机、椅子、ロッカー、工具等は無償で使用できる。

そして、これに不足するものは施設管理担当者の許可を得て受注者の負担で設置等できる。

なお、受注者は無償貸与品を丁寧、清浄に取り扱おうと共に、受注者の使用を原因とした無償貸与品の修理等に要する費用は受注者の負担とする。

また、受注者が使用した部屋は、日常の清掃及び整理整頓を行うとともに、照明器具、制気口などの大掃除なども行うこと。

2.支給材料

発注者からの支給材料は以下のとおりとし、この管理は受注者が適正に実施すること。

- 1) 空調機フィルタ
- 2) 脱気装置フィルタ
- 3) 軟水装置用塩
- 4) 蓄電池用精製水
- 5) ヒューズ、照明器具の一般管球
- 6) 発電機用燃料
- 7) 排水再利用・厨房除害・特殊排水処理設備の薬剤

3.受注者の調達材料

本業務の「運転監視・日常点検保守」の中で使用を予定する以下の材料等については受注者が予備品として納入し、施設管理担当者の確認を受けること。なお、これを使用する場合は施設管理担当者へ報告すること。

また、特記仕様書第4章以降で明示された材料等については受注者が当該作業に付随して納入し、施設管理担当者の確認を受けること。なお、作業時に施設管理担当者が不在で確認が行えない場合は、材料等の規格、数量などを確認できるよう写真撮影すること。

品名	規格	単位	数量	備考
電気温水器用交換部品	Oリング (P18 (シリコン))	個	200	日本イトミック
pH標準液	7	個	40	特殊排水処理設備校正用
pH標準液	9	個	32	特殊排水処理設備校正用

4.その他

- 1) 業務実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、発注者の負担。
- 2) 点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）は、受注者の負担。
- 3) 保守に必要な消耗品又は材料、油脂等は受注者の負担。
- 4) 第一種圧力容器（24台分）の検査料は受注者の負担。
- 5) 水槽類清掃で発生する汚泥の処理は受注者の負担。
- 6) 業務の履行に関わる検査に関わる一切は受注者の負担。
- 7) 受注者の不注意により生じた作業の手戻り（やり直し）、損傷などの復旧費用は受注者の負担。

第16条 疑義

受注者は、本特記仕様書ならびに業務の履行で疑義が生じた場合、施設管理担当者と打合せし解決すること。

第4章 運転監視・日常点検保守

第17条 運転監視・日常点検保守

1.作業の従事期間

本作業は、平成26年4月1日午前0時から平成29年4月1日午前0時直前まで、業務担当者が従事しなければならない。

また、受注者は本作業を適切に履行するため、業務責任者、副業務責任者及び業務担当者（ただし、業務責任者を除く25%以上の者）に対し落札決定後平成26年3月31日までに5日間以上履行場所において研修を実施しなければならない。なお、これは契約変更の対象とはしない。

2.運転監視・日常点検保守項目

機械設備、電気設備の運転監視は、付属資料別添-2「運転監視項目」及び共通仕様書「第3編運転・監視及び日常点検・保守」とおりとする。

なお、これに記載されていない事項であっても、本業務の適正な履行上実施することが当然な作業について、受注者はこれを充足する。

また、機器の運転開始時刻及び終了時刻、熱源機器運転中の外気温湿度も記録するものとする。

3.日常点検保守で実施する軽微作業

受注者は、日常保守作業の範囲で以下の軽微な作業も実施する。なお、これに伴う人件費は変更の対象としない。

作業場所	業務内容	単位	数量	備考
共用部廊下（全般）	二重床修正	式	1	
共用部（全般）	ドア部品の修理、交換	式	1	軽微な修理に限る
トイレ	トイレ及び便座等の修理、予備品との交換	式	1	在庫品との交換に限る
トイレ、湯沸室	蛇口等点検、部品交換	式	1	交換部品は発注者から支給
専用部	照明器具安定器状態確認	式	1	本条第6項による

4.日常点検保守の除外項目

共通仕様書第3編の日常点検のうち、以下は対象外とする。

日常点検の除外設備等	備考
上水受水槽 中水受水槽 上水高置水槽 中水高置水槽 汚水槽 雑排水槽 排水貯留水槽 雨水貯留槽 雨水処理槽 滝循環水槽	
電気ボイラー	
チリングユニット 空冷式パッケージエアコン ルームエアコン 還水タンク 膨張タンク ファンコイルユニット 自動巻取型を除く空気清浄装置 冷水ポンプ（チリング系統） 全熱交換機	

5.設備運転管理

設備の運転管理では、冷熱源機器及び冷暖房関連機器、衛生機器、排水処理設備、照明設備等の運転、設定、調整、薬液補充等を行うものとする。

また、自家発電設備は、毎月1回試運転確認を実施する。

設備の運転期間等は以下を基本とするが、詳細は統括管理責任者と施設管理担当者が打合せを随時行い決定する。

1) 一般空調

- ・ 平日：8:30～18:00（ただし、夏期は8:00～18:00）
- ・ 閉庁日：停止
- ・ 温水通水期間：4月1日～4月下旬頃と10月下旬頃～3月31日、中長期予報等を参考に調整する。

2) 給湯

- ・ 雑用水：湯沸室給湯、シャワーのみ4月1日～3月31日、その他の雑用水は停止

3) 外構照明

- ・ 日没～24:00（ただし、冬期は4:30～日の出、日没～24:00）

6.照明器具等保守

1) 庁舎内の照明器具等の巡視は、共用部分の廊下・ホール、非常階段の5,400㎡を対象とする。

2) 専用部分の照明器具（蛍光灯）の安定器交換は別途業務にて行うが、蛍光灯不具合の原因が安定器であるかの診断を行う。施設管理担当者から統括管理責任者への指示により日常点検保守の範囲でこれを実施する。

7.日常報告の実施

合同庁舎の円滑かつ適切な運営を目的として、平日9時30分ごろから統括管理責任者、業務責任者及び施設管理担当者で打ち合わせを行う。

このとき統括管理責任者及び業務責任者は以下の報告などを行うこと。なお、統括管理責任者及び業務責任者が出席できない場合は、代理の者でよい。

- 1) 前日の作業日誌（書面提出）
- 2) 障害発生復旧報告（書面提出及び口頭説明）
- 3) 当日の作業実施予定連絡

8.月報告の実施

合同庁舎運営状況と業務履行状況確認と、翌月以降の合同庁舎運営を向上させることを目的とし、統括管理責任者は月末又は翌月初頭までに施設管理担当者へ以下の報告を行わなければならない。

- 1) 前月の電力・冷水・蒸気使用状況及（書面提出）

9.その他報告

上記以外であっても、重要な障害等の発生などがした場合、統括管理責任者は施設管理担当者へ報告すること。

10.緊急の対応

- 1) 災害時または異常時等の緊急を要する場合、受注者は迅速に必要な人員を確保し、対応すること。
- 2) さいたま市中央区で震度4以上を観測した場合、緊急点検を実施する。実施項目及び方法などは、あらかじめ統括管理責任者と施設管理担当者で調整し定めるものとし、これに沿って実施すること。
- 3) 設備、機器等に事故その他異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をしたうえ、直ちに施設管理担当者に報告すること。
そして、迅速に臨時点検に着手し、原因の究明と機能復旧に努めなければならない。
- 4) 災害発生に伴い危険が認められたときは、直ちに送電を停止するとともに施設管理担当者に報告するものとする。

11.各種訓練等への参加

受注者は、発注者が実施する消防・防災などを目的とした各種訓練等に参加するとともに、運営へ積極的に協力すること。

12.エネルギー管理、省エネルギー化と環境維持向上の両立

受注者は、電力、DHC冷水蒸気、上水・中水（購入再生水含む）の使用量について、中央監視装置を活用し管理するとともに、さらなる省エネルギーと特に館内空調における環境維持向上の両立に努めなければならない。

中央監視装置のうち、機械設備関係（空調・衛生機器）は以下の外部サービスを本業務において受けるものとし、これにかかる費用の一切は本業務範囲内とする。また、年度毎の使用合計ポイントに変更がなければ、実施状況により施設管理担当者と協議しメニュー内容を変更できるものとする。ただし、この場合は変更契約の対象としない。

このサービスで取得する各種電子データは年度終了毎に電子媒体で施設管理担当者へ提出すること。

また、このサービス以外のサービスを利用する場合は、施設管理担当者へ協議すること。協議内容により別なサービスに変更できるものとする。その場合は契約変更の対象とする。

1) サービス：BESTMAN FX エコサービス（プレミアム）

2) 提供会社：アズビル株式会社

3) 平成26年度に評価するメニュー（使用予定合計ポイント：590p）

a) 建物情報の整備

- ・建設機器情報の整備【35p】
- ・エネルギーフロー図の作成【90p】

b) エネルギー消費評価

- ・エネルギー使用量の分析【20p】
- ・エネルギー変動要因の分析【40p】
- ・冬期における冷水消費の評価【40p】

c) 空調制御の改善

- ・VAV制御の改善【評価80p】
- ・外気冷房制御の改善【対策75p】
- ・混合ロスの改善【評価50p、対策65p】

d) 室内環境改善依頼の集計・分析

- ・室内環境改善依頼の分析【45p】

e) 空調設備運用の適正化

- ・空調温度設定の適正化【評価50p】

4) 平成27年度に評価するメニュー（使用予定合計ポイント：580p）

a) 建物情報の整備

- ・エネルギー単価情報の整備【30p】

b) エネルギー消費評価

- ・エネルギー使用量の分析【20p】
- ・省エネルギー余地の評価【25p】
- ・冬期における冷水消費の評価【40p】
- ・エネルギー契約の評価【評価40p】

c) 空調制御の改善

- ・VAV制御の改善【評価80p、対策90p】
- ・混合ロスの改善【評価50p、対策65p】
- ・駐車場給気ファン制御の改善【評価20p、対策25p】

d) 室内環境改善依頼の集計・分析

- ・ 室内環境改善依頼の分析【45p】
- e) 空調設備運用の適正化
 - ・ 空調温度設定の適正化【対策50p】
- 5) 平成28年度に評価するメニュー（使用予定合計ポイント：600p）
 - a) エネルギー消費評価
 - ・ エネルギー使用量の分析【20p】
 - b) 設定値・運転時間の適正化
 - ・ 外調機給気温度設定の適正化【評価30p、対策45p】
 - ・ 空調機運転時間の適正化【評価45*2p】
 - c) 熱源制御の改善
 - ・ 送水圧力制御の改善【評価40p】
 - d) 室内環境改善依頼の集計・分析
 - ・ VAV制御の改善【評価80p、対策90p】
 - ・ 電気空調制御の改善【評価15p、対策30p】
 - ・ 機械室給排気ファン制御の改善【評価25p、対策40p】
 - e) 室内環境改善依頼の集計・分析
 - ・ 室内環境改善依頼の分析【45p】
 - f) 空調設備運用の適正化
 - ・ 空調温度設定の適正化【対策50p】

第5章 定期点検

第18条 定期点検概要

1.点検項目

本業務の点検項目は、付属資料別添-3「点検項目」及び共通仕様書のとおりとする。

なお、これに記載されていない事項であっても、本業務の適正な履行上実施することが当然な作業について、受注者はこれを充足する。

2.点検分類と及び実施時期

設備	点検	実施時期												回数		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H26	H27	H28
冷熱源機器 空気調和等関連機器 給排水衛生機器 中央監視制御設備	1ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	12	12
	3ヶ月			○			○			○			○	4	4	4
	6ヶ月			○						○				2	2	2
	年									○				1	1	1
	検査													-	-	-
	臨時	○												-	-	-
自動ドア	3ヶ月			○			○			○			○	4	4	4
	6ヶ月						○						○	2	2	2
	年						○							1	1	1
	臨時	○												-	-	-
電動シャッター	年							○						1	1	1
	臨時	○												-	-	-
廃棄物処理設備	3ヶ月			○			○			○			○	4	4	4
	6ヶ月						○						○	2	2	2
	年						○							1	1	1
	臨時	○												-	-	-
駐車場管制設備	6ヶ月						○						○	2	2	2
	臨時	○												-	-	-
音響等設備	年						○							1	1	1
	臨時	○												-	-	-

第19条 定期点検詳細

1.給排水衛生機器

厨房施設のうち、高層棟1階・レストラン・カフェ、高層棟2階・喫茶コーナー、厚生棟2階・喫茶室は定期点検の対象から除く。

2.電気ボイラー清掃

高層棟、検査棟及び厚生棟（文化教養室横）の湯沸室に設置されている電気ボイラー（101台のうち1台故障のため100台）の清掃を行う。

回数は年1回とし、上水高置水槽の清掃後に順次行う。なお、各湯沸室に2台設置してある場合、片側のみの使用を基本としていることから、清掃前まで運転していたボイラーは休止し、休止していたボイラーを運転すること。

ちなみに、休止するボイラーも運転することがあるため、清掃を実施すること。

3.空気調和設備(膨張水槽清掃)

膨張水槽（冷水、温水）の清掃を年1回、年点検時に実施する。

建物名	場所	機器名	管理番号	台数	回数		
					H26	H27	H28
高層棟	14階	膨張水槽（冷水）	TEC-B-14-1	1	1	1	1
		膨張水槽（温水）	TEH-B-14-1	1	1	1	1
	PH1階	膨張水槽（冷水）	TEC-B-PR-1	1	1	1	1
		膨張水槽（温水）	TEH-B-PR-1	1	1	1	1
検査棟	RF	膨張水槽（冷水）	TE-C-PH-2	1	1	1	1
		膨張水槽（温水）	TE-C-PH-1	1	1	1	1

4.空気調和設備(排気口等清掃)

以下の吹出口、排気口等の清掃を年1回、年点検時に実施する。

建物名	場所	機器名	管理番号又は寸法等	箇所	回数		
					H26	H27	H28
高層棟	1階ロビー	アネモ吹出口		29	1	1	1
		排気口（角形）		4	1	1	1
		吹出し（丸形）		28	1	1	1
		吹出し（床）	横54×縦23.5	2	1	1	1
		吹出し（床）	横160×縦23.5	16	1	1	1
	2階ロビー	吹出し（丸形）	横54×縦23.5	16	1	1	1
		吹出し（床）	横160×縦23.5	1	1	1	1
			横160×縦23.5	11	1	1	1
		吸込み	横256×縦32	3	1	1	1
		リフレッシュコーナー	天井排気口	執務環境測定（喫煙）の実施箇所	19	1	1
厚生棟	1階通路	アネモ吹出口		17	1	1	1
		排気口		3	1	1	1
		吹出し		7	1	1	1

5.自家発電設備(消防法に基づく点検)

自家発電設備に関して、消防法に定める箇所の定期点検を、年1回以上実施する。

なお、消防規則第62条の5の2第2項及び第62条の5の3第2項、告示第71条第4項及び第71条の2第3項に定める、地下貯蔵タンク及び地下埋設管の定期点検（漏れ点検）を行う。

5.チリングユニットの自主検査

以下のチリングユニットについて、高圧ガス保安法に準拠した自主検査を年1回実施する。

建物名	場所	機器名	管理番号	台数	回数		
					H26	H27	H28
高層棟	24階（西側屋上）	チリングユニット	RR-B-24-1	1	1	1	1
			RR-B-24-2	1	1	1	1
			RR-B-24-3	1	1	1	1
			RR-B-24-4	1	1	1	1
			RR-B-24-5	1	1	1	1
			RR-B-24-6	1	1	1	1
	B1階屋外機置場	チリングユニット	RR-B-B3-1	1	1	1	1

6.自動ドア等

- 1) 本設備の点検は、当該設備の構造を熟知するとともにこの点検作業経験を有する者が担当すること。
当該設備の構造とは、扉及び電動部（ドアエンジン、制御器、トイレ仕様制御器）とする。
- 2) 受注者は、点検実施直後に施設管理担当者へ点検結果速報を報告しなければならない。
- 3) 自動ドア等の点検実施毎に、施設管理担当者へ開閉回数も報告すること。
- 4) 多機能トイレ電動ドアは、臨時点検を除く点検頻度を年1回とし、年点検の時期に実施すること。
- 5) 点検対象は別添-1-20、点検項目は別添-3-9のとおりとする。
- 6) 多機能トイレ電動ドアの点検項目も別添-3を使用する。
- 7) 点検実施時期は以下のとおりとする。なお、臨時点検は契約変更の対象とはしないが、整備等が生じる場合は統括管理責任者と施設管理担当者の協議のうえ第6章において契約変更の対象とする。

項目	周期	実施時期（月）												回数		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28
自動ドア	3ヶ月			○			○			○			○	4	4	4
	6ヶ月						○						○	2	2	2
	1年						○							1	1	1
	臨時	○												-	-	-
多機能トイレ電動ドア	1年						○							1	1	1
	臨時	○												-	-	-

7.電動シャッター設備

- 1) 本設備の点検は、当該設備の構造を熟知するとともにこの点検作業経験を有する者が担当すること。
当該設備の構造とは、シャッター全般とする。
- 2) 受注者は、点検実施直後に施設管理担当者へ点検結果速報を報告しなければならない。
- 3) 点検対象は別添-1-21、点検項目は別添-3-10のとおりとする。
- 4) 障検電池は保守に必要な消耗品とし、全てを新品へ交換する。
- 5) 点検実施時期は10月とする。なお、臨時点検は契約変更の対象とはしないが、整備等が生じる場合は統括管理責任者と施設管理担当者の協議のうえ第6章において契約変更の対象とする。

項目	周期	実施時期（月）												回数		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28
電動シャッター設備	1年							○						1	1	1
	臨時	○												-	-	-

8.廃棄物処理設備

- 1) 本設備の点検は、当該設備の構造を熟知するとともにこの点検作業経験を有する者が担当すること。
当該設備の構造とは、貯留ドラム本体及びこの可動部とする。
- 2) 受注者は、点検実施直後に施設管理担当者へ点検結果速報を報告しなければならない。
- 3) 点検対象は別添-1-22、点検項目は別添-3-11のとおりとする。
- 4) 点検実施時期は以下のとおりとする。なお、臨時点検は契約変更の対象とはしないが、整備等が生じる場合は統括管理責任者と施設管理担当者の協議のうえ第6章において契約変更の対象とする。

項目	周期	実施時期（月）												回数		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28
貯留ドラム	3ヶ月			○			○			○			○	4	4	4
	1年						○							1	1	1
	臨時	○												-	-	-
プレハブ冷蔵庫	6ヶ月			○						○				2	2	2
	1年			○										1	1	1

	臨時	○											-	-	-
--	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

9. 駐車場管制設備

- 1) 本設備の点検は、当該設備の構造を熟知するとともにこの点検作業経験を有する者が担当すること。
当該設備の構造とは、管制システム、カード発券機及び精算機とする。
- 2) 受注者は、点検実施直後に施設管理担当者へ点検結果速報を報告しなければならない。
- 3) 点検対象は別添-1-23、点検項目は別添-3-12のとおりとする。
- 4) 点検実施時期は以下のとおりとする。なお、臨時点検は契約変更の対象とはしないが、整備等が生じる場合は統括管理責任者と施設管理担当者の協議のうえ第6章において契約変更の対象とする。

項目	周期	実施時期（月）											回数					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28		
駐車場管制設備	6ヶ月				○								○			2	2	2
	臨時	○											-	-	-			

10. 映像音響設備

- 1) 本設備の点検は、当該設備の構造を熟知するとともにこの点検作業経験を有する者が担当すること。
当該設備の構造とは、AVコントローラシステム、800MHz帯ワイヤレスマイク設備とする。
- 2) 受注者は、点検実施直後に施設管理担当者へ点検結果速報を報告しなければならない。
- 3) 点検対象は別添-1-24、点検項目はメーカー標準を用いるものとし、詳細は施設管理担当者と打合せを行うものとする。
- 4) 点検実施時期は以下のとおりとする。なお、臨時点検は契約変更の対象とはしないが、整備等が生じる場合は統括管理責任者と施設管理担当者の協議のうえ第6章において契約変更の対象とする。

項目	周期	実施時期（月）											回数			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28
映像音響設備 隔年（前回はH25）	1年						○							0	1	0
	臨時	○											-	-	-	

第6章 整備

第20条 定期整備

1.定期整備項目及び時期

機器等計画整備項目は下記のとおり。なお、この整備では交換など作業後に試運転を行い、圧力計等の規定値の確認及び調整を行うこと。

設備	装置等	内容	実施時期（月）												回数		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28
排水再利用設備	膜分離装置	浸漬膜交換						○						○	2	2	2
	脱臭装置	活性炭交換			○										1	1	1
	ばっ気ブロワ	ギヤ油交換									○				1	1	1
	水中攪拌ブロワ	潤滑油交換									○				1	1	1
厨房排水除害設備	脱臭装置	活性炭交換			○										1	1	1
	攪拌ブロワ	ギヤ油交換									○				1	1	1
	通気ブロワ	ギヤ油交換									○				1	1	1
特殊排水処理設備	活性炭吸着塔	活性炭交換			○										1	1	1
	ろ過機	濾過剤交換			○										1	1	1
	調整ブロワ	ギヤ油交換									○				1	1	1
	攪拌ブロワ	ギヤ油交換									○				1	1	1
	キレート樹脂塔 (2年に1回)	水銀吸着用キレート交換			○											1	0
重金属吸着用キレート				○											1	0	1

※排水再利用設備の膜分離装置は平成24年度まで年3回（7月、11月、3月）の交換を実施していたが、当該設備への厨房排水流入が大幅に減少することから、交換頻度及び時期を変更した。なお、当該設備の稼働方法等に変更が生じたことによりこの交換頻度が増減した場合、変更契約の対象とする。

第21条 定期整備詳細

1.排水再利用設備関係交換部品等仕様

1)膜分離装置浸漬膜（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	YCWR-21H-2（株式会社日立プラント建設製）	
数量	6枚	交換1回当たり
材質	膜：ポリエステル不織布 スペーサー：合成樹脂 補強材：PVC ろ液出口ノズル：PVC ポッティング部：ウレタン樹脂 サポートバー：SUS316 膜間隔クシ歯：ウレタン樹	
耐圧	水深1.5mの水中での使用に耐えられること	
使用圧力	吸引圧力：最大-50kPa	
使用温度	2～35℃	
pH使用範囲	5.0～9.0	
膜	バブルポイント：70kPa以上	
	純水透水量：30sec/100cc/50kPa/13.8cm ² 以下	
	抗張力：3kg以上/15mm巾	
	平均孔径：0.4μm	
エレメント	膜袋数：10袋 有効面積：21m ² 外観寸法：1,116×1,162×124mm 膜間距離：5±1mm （ポッティング部から30mm以内のバインダー部分の間隔）	

2)脱臭装置活性炭（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	直接充填式活性炭脱臭塔（北炭化成工業株式会社）	
種類	55kg	
設計値圧損	50mmAq	
数量	55kg	交換1回当たり

3)ばっ気ブロワ（機器本体）（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	アンレットルーツブロワBH50型（株式会社アンレット）	
数量	3台	

4)水中攪拌ブロワ（機器本体）（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	TOS-15BER2（株式会社鶴見製作所）	
数量	1台	
交換潤滑油	タービン油VG32	

2.厨房排水除害設備関係交換部品等仕様

1)脱臭装置活性炭（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	MAC15F-3（ミウラ化学装株式会社）	
交換材料・数量	酸性成分用吸着剤：121kg	
	塩基性成分用吸着剤：139kg	
	中性成分用吸着剤：114kg	
活性炭差圧	1.59kPa	

2) 攪拌ブロワ（機器本体）（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	アンレットルーツブロワ BS65 型（株式会社アンレット）	
数量	1 台	

3) 通気ブロワ（機器本体）（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	アンレットルーツブロワ BS100 型（株式会社アンレット）	
数量	2 台	

3.特殊排水処理設備関係交換部品等仕様

1) 脱臭装置活性炭（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	鋼板製溶接圧力式（株式会社日立プラント建設）	
交換材料・数量	酸性成分用吸着剤：600kg（300kg×2 台分）	

2) ろ過機濾過剤（毎年実施）

項目	内容	備考
ろ過機型式	鋼板製溶接圧力式濾過器（株式会社日立プラント建設）	
交換材料・数量	アンスラサイト（φ0.9mm）均等係数 1.4 以下；310L	
	小砂利（φ4～6mm）：28L	
	中砂利（φ6～15mm）：28L	
	大砂利（φ12～25mm）：57L	

3) 調整ブロワ（機器本体）（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	アンレットルーツブロワ BSS32 型（株式会社アンレット）	
数量	1 台	

4) 攪拌ブロワ（機器本体）（毎年実施）

項目	内容	備考
型式	アンレットルーツブロワ BSS20 型（株式会社アンレット）	
数量	1 台	

5) キレート樹脂塔水銀吸着用キレート（2 年毎実施、平成 26 年度、平成 28 年度）

項目	内容	備考
種類、数量	エポラス Z-7 又は同等以上	
数量	270L	5 基分

6) キレート樹脂塔重金属吸着用キレート（2 年毎実施、平成 26 年度、平成 28 年度）

項目	内容	備考
種類、数量	ポラス MX-8 C 又は同等以上	
数量	270L	5 基分

第22条 保全整備

1. 一般事項

保全整備の実施は、点検結果や運転に伴う異常兆候発見など、整備実施の理由が明確なものについて実施する。このため、統括管理責任者は施設管理担当者へ点検結果などを説明し、了解を得ること。

また、故障による交換もこれに含み、機器・部品規格や数量は、変更契約の対象とする。

なお、実施時期は、統括管理責任者と施設管理担当者の打ち合わせにより決定する。

2. 機器分解整備全般

次項 3. 予防保全整備項目のうち機器の分解整備について、分解した時点で部品の異常を確認し、予定の内容では当該機器の機能、性能、信頼性を回復は望めない場合、統括管理責任者は施設管理担当者へ速やかに報告し、協議により対応方法を決定する。

なお、対応方法として部品の追加交換または機器更新の判断は、経済性、部品入手性・機器の運転停止期間などの観点で行うことを予定している。

このため、受注者は本業務において統一系統の機器が全台整備対象となっている場合は、万一の事態に備え必ず1台ずつ整備を行うこと。

3. 整備項目

整備項目は下記のとおり。なお、この整備では交換など作業後に試運転を行い、各種計器類における規定値の確認及び調整を行うこと。

No	建物	階	装置等	内容	数量	備考
1	高層棟	16	AC-B-16-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
2	高層棟	16	AC-B-16-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
3	高層棟	16	AC-B-16-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
4	高層棟	16	AC-B-16-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
5	高層棟	16	AC-B-16-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
6	高層棟	16	AC-B-16-6	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
7	高層棟	16	AC-B-16-7	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
8	高層棟	15	AC-B-15-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
9	高層棟	15	AC-B-15-2A	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
10	高層棟	15	AC-B-15-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
11	高層棟	15	AC-B-15-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
12	高層棟	14	AC-B-14-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
13	高層棟	14	AC-B-14-2A	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
14	高層棟	14	AC-B-14-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
15	高層棟	13	AC-B-13-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
16	高層棟	13	AC-B-13-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度

No	建物	階	装置等	内容	数量	備考
	高層棟	13	AC-B-13-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
17	高層棟	13	AC-B-13-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
18	高層棟	13	AC-B-13-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
19	高層棟	13	AC-B-13-6	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
20	高層棟	13	AC-B-13-7	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
21	高層棟	12	AC-B-12-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
	高層棟	12	AC-B-12-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
22	高層棟	12	AC-B-12-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
23	高層棟	12	AC-B-12-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
24	高層棟	12	AC-B-12-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
25	高層棟	12	AC-B-12-6	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
26	高層棟	12	AC-B-12-7	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
27	高層棟	11	AC-B-11-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
	高層棟	11	AC-B-11-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
28	高層棟	11	AC-B-11-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
29	高層棟	11	AC-B-11-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
30	高層棟	11	AC-B-11-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
31	高層棟	11	AC-B-11-6	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
32	高層棟	11	AC-B-11-7	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
33	高層棟	10	AC-B-10-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
	高層棟	10	AC-B-10-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
34	高層棟	10	AC-B-10-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
35	高層棟	10	AC-B-10-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
36	高層棟	10	AC-B-10-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
37	高層棟	9	AC-B-9-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
	高層棟	9	AC-B-9-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
38	高層棟	9	AC-B-9-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度

No	建物	階	装置等	内容	数量	備考
39	高層棟	9	AC-B-9-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
40	高層棟	9	AC-B-9-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
41	高層棟	8	AC-B-8-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
	高層棟	8	AC-B-8-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
42	高層棟	8	AC-B-8-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
43	高層棟	8	AC-B-8-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
44	高層棟	8	AC-B-8-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
45	高層棟	7	AC-B-7-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
46	高層棟	7	AC-B-7-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
47	高層棟	7	AC-B-7-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
48	高層棟	7	AC-B-7-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
49	高層棟	7	AC-B-7-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
50	高層棟	7	AC-B-7-7	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 26 年度
51	高層棟	6	AC-B-6-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
52	高層棟	6	AC-B-6-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
53	高層棟	6	AC-B-6-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
54	高層棟	6	AC-B-6-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
55	高層棟	6	AC-B-6-5A	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
56	高層棟	6	AC-B-6-7	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
57	高層棟	6	AC-B-6-8	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
58	高層棟	6	AC-B-6-9	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
59	高層棟	6	AC-B-6-10	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
60	高層棟	5	AC-B-5-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
61	高層棟	5	AC-B-5-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
62	高層棟	5	AC-B-5-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
63	高層棟	5	AC-B-5-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度

No	建物	階	装置等	内容	数量	備考
64	高層棟	5	AC-B-5-5A	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
65	高層棟	5	AC-B-5-8	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
66	高層棟	5	AC-B-5-9	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
	高層棟	1	AC-B-1-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
67	高層棟	1	AC-B-1-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
68	高層棟	1	AC-B-1-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
69	高層棟	1	AC-B-1-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
70	高層棟	1	AC-B-1-7	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
71	高層棟	1	AC-B-1-8	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
72	高層棟	1	AC-B-1-9	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
73	高層棟	B1	AC-B-B1-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
74	高層棟	B1	AC-B-B1-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
75	高層棟	B1	AC-B-B1-4	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
76	高層棟	B3	AC-B-B3-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
77	高層棟	B3	AC-B-B3-5	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
78	高層棟	B3	AC-B-B3-8	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
79	高層棟	B3	AC-B-B3-9	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
80	検査棟	1	AC-C-1-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
81	検査棟	1	AC-C-1-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
82	検査棟	1	AC-C-1-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
83	検査棟	2	AC-C-2-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
84	検査棟	2	AC-C-2-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
85	検査棟	2	AC-C-2-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
86	検査棟	3	AC-C-3-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
87	検査棟	3	AC-C-3-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度
88	検査棟	3	AC-C-3-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成 27 年度

No	建物	階	装置等	内容	数量	備考
89	検査棟	4	AC-C-4-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
90	検査棟	4	AC-C-4-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
91	検査棟	4	AC-C-4-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
92	検査棟	5	AC-C-5-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
93	検査棟	5	AC-C-5-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
94	検査棟	5	AC-C-5-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
95	検査棟	6	AC-C-6-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
96	検査棟	6	AC-C-6-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
97	検査棟	6	AC-C-6-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
98	検査棟	7	AC-C-7-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
99	検査棟	7	AC-C-7-2	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
100	検査棟	7	AC-C-7-3	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
101	厚生棟	1	AC-D-1-1	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
	厚生棟	1	AC-D-1-6	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
102	厚生棟	1	AC-D-1-8	加湿用蒸気配管修理 蒸気遮断弁及び自動弁交換	1	平成27年度
103	高層棟	B3	冷水配管	高層系統Y形ストレーナ(250A) 点検清掃	3	平成26年度
104	高層棟	B3	冷水配管	低層系統Y形ストレーナ(250A) 点検清掃	3	平成26年度
105	高層棟	B3	冷水配管	高層棟系統Y形ストレーナ(200A) 点検清掃	4	平成26年度
106	高層棟	B3	冷水配管	低層系統Y形ストレーナ(200A) 点検清掃	4	平成26年度
107	高層棟	B3	冷水配管	検査棟系統Y形ストレーナ(150A) 点検清掃	3	平成26年度
108	高層棟	B3	冷水配管	厚生棟系統Y形ストレーナ(125A) 点検清掃	3	平成26年度
109	高層棟	B3	PW-B-B3-1	上水揚水ポンプ分解整備	1	平成26年度
	高層棟	B3	PW-B-B3-2	上水揚水ポンプ分解整備	1	平成26年度
110	高層棟	B3	PW-B-B3-3	上水揚水ポンプ分解整備	1	平成26年度
	高層棟	B3	PW-B-B3-4	上水揚水ポンプ分解整備	1	平成26年度
111	高層棟	B3	PCW-B-B3-1	中水揚水ポンプ分解整備	1	平成26年度
112	高層棟	B3	PCW-B-B3-2	中水揚水ポンプ分解整備	1	平成26年度
113	高層棟	B3	PCW-B-B3-3	中水揚水ポンプ分解整備	1	平成26年度
114	高層棟	B3	PCW-B-B3-4	中水揚水ポンプ分解整備	1	平成26年度
115	高層棟	B3	PU-B-B3-1	上水給水ポンプ分解整備	2	平成26年度
116	高層棟	B3	PCU-B-B3-1	中水給水ポンプ分解整備	2	平成26年度
117	検査棟	B3	PU-C-B3-1	上水給水ポンプ分解整備	2	平成26年度

No	建物	階	装置等	内容	数量	備考
118	厚生棟	B3	PU-D-B3-1	上水給水ポンプ分解整備	2	平成 26 年度
119	検査棟	B3	PCU-C-B3-1	中水給水ポンプ分解整備	2	平成 26 年度
120	厚生棟	B3	PCU-D-B3-1	中水給水ポンプ分解整備	2	平成 26 年度
121	高層棟	PH	PU-B-PH-1	上水給水ポンプ分解整備	2	平成 26 年度
122	高層棟	PH	PCU-B-PH-1	中水給水ポンプ分解整備	2	平成 26 年度
123	高層棟	18	PU-B-18-1	上水給水ポンプ分解整備	2	平成 26 年度
124	検査棟	R	PU-C-R-1	上水給水ポンプ分解整備	2	平成 26 年度
125	検査棟	R	PU-C-R-2	上水給水ポンプ分解整備	2	平成 26 年度
126	高層棟	PH	TVW-B-PH-1	貯湯槽加熱コイル交換	1	平成 26 年度
127	高層棟	PH	TVW-B-PH-2	貯湯槽加熱コイル交換	1	平成 26 年度
128	検査棟	B1	TVW-C-B1-1	貯湯槽加熱コイル交換	1	平成 26 年度
129	厚生棟	B1	TVW-D-B1-1	貯湯槽加熱コイル交換	1	平成 26 年度
130	高層棟	B1	貯留ドラム No. 1	排出部スクレーパ交換	1	平成 26 年度
131	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	リレー・マグネットスイッチ交換	1	平成 26 年度
132	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 2	排出部パワーシリンダ交換	1	平成 26 年度
133	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 2	リレー・マグネットスイッチ交換	1	平成 26 年度
134	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	ドラム部シールパッキン交換	1	平成 27 年度
135	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	排出部パッキン交換	1	平成 27 年度
136	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	投入部パッキン交換	1	平成 27 年度
137	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	オゾン発生器交換	1	平成 27 年度
138	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	反転機用減速機交換	1	平成 27 年度
139	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	反転機用ガイドローラー交換	1	平成 27 年度
140	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 2	排出部パッキン交換	1	平成 27 年度
141	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 2	排出部スクレーパ交換	1	平成 27 年度
142	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 2	投入部パッキン交換	1	平成 27 年度
143	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	駆動部減速機スプロケット	1	平成 28 年度
144	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	ツバ付受ローラー交換	1	平成 28 年度
145	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	ドラム部螺旋羽根交換	1	平成 28 年度
146	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	ドラム部シールパッキン交換	1	平成 28 年度
147	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	排出部パワーシリンダ交換	1	平成 28 年度
148	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	排出部コンベアベルト交換	1	平成 28 年度
149	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	排出部コンベアブリー交換	1	平成 28 年度
150	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	排出部スクレーパ交換	1	平成 28 年度
151	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	排出部排出蓋交換	1	平成 28 年度
152	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 1	操作 SW・ブレーカパワーサプライズ交換	1	平成 28 年度
153	高層棟	B1	貯留ドラム No. 2	操作 SW・ブレーカパワーサプライズ交換	1	平成 28 年度
154	高層棟	B1	貯留ドラム No. 2	オゾン発生器交換	1	平成 28 年度
155	高層棟	B1	貯留ドラム NO. 2	反転機用減速機交換	1	平成 28 年度
156	高層棟	B1	貯留ドラム No. 2	反転機用ガイドローラー交換	1	平成 28 年度

設備	装置	作業内容	数量	備考
空気調和設備	自動制御設備	露点温度センサ交換	4	当初見込み
	空調機	電動二方弁用操作部交換	4	当初見込み
		電動二方弁交換	10	当初見込み
排水再利用設備	制御盤	No. 2 制御盤 PLC 更新	1	平成 26 年度
雨水処理設備	自動塩素滅菌装置	次亜注入ポンプ接液部交換	1	平成 27 年度
	ろ過装置	ろ材交換	1	平成 28 年度
	ろ過ポンプ	ろ過ポンプ更新	1	平成 28 年度
厨房排水除設備	油分解促進剤貯槽攪拌機	攪拌機更新	1	平成 27 年度

設備	装置	作業内容	数量	備考
	消泡剤貯槽攪拌機	攪拌機更新	1	平成 27 年度
	油分解促進剤注入ポンプ	ポンプ更新	1	平成 27 年度
	消泡剤注入ポンプ	ポンプ更新	1	平成 27 年度
	攪拌ブロワ	ブロワ更新	1	平成 28 年度
特殊排水処理設備	制御盤	No. 3 制御盤 PLC 交換	1	平成 26 年度
	調整ブロワ	調整ブロワ更新	1	平成 26 年度
	活性炭送水ポンプ	ポンプ更新	2	平成 26 年度
	活性炭逆洗ポンプ	ポンプ更新	2	平成 26 年度
	キレート送水ポンプ	ポンプ更新	2	平成 26 年度
	放水ポンプ	ポンプ更新	2	平成 26 年度
	混和槽攪拌機	攪拌機更新	1	平成 26 年度
	凝縮槽攪拌機	攪拌機更新	1	平成 26 年度
	Ph 計	ph 計電極交換、詳細点検・校正	1	平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度
	放流ポンプ流量計	流量計更新	1	平成 27 年度
	硫酸貯槽攪拌機	攪拌機更新	1	平成 27 年度
	NaOH 貯槽攪拌機	攪拌機更新	1	平成 27 年度
	液体キレート貯槽攪拌機	攪拌機更新	1	平成 27 年度
	ポリマー貯槽攪拌機	攪拌機更新	1	平成 27 年度
	原水ポンプ流量計	流量計更新	1	平成 28 年度
	ろ過原水ポンプ	ポンプ更新	2	平成 28 年度
		シアン分解槽(1)攪拌機	攪拌機更新	1
	シアン分解槽(2)攪拌機	攪拌機更新	1	平成 28 年度
汚水系統	配管(横)	配管洗浄 ・トイレ	-	別添-1-4 のとおり
	配管(縦)	配管洗浄 ・検査棟男子小トイレ	1	平成 28 年度
高層棟トイレ	暖房温水便座	便座交換 形式：貯湯式 必要機能：おしり洗浄、タイマ等節電 不要機能：壁リモコン、温風乾燥 使用電力：温水ヒータ 250W 程度 機種例 ・INAX：CW-KB11、TOTO：TCF641 など	10	交換場所、機種(色)等は施設管理担当者との打合せで決定。
検査棟トイレ	暖房温水便座		5	

第7章 水槽等清掃点検

第23条 概要(水槽等清掃点検)

- 1) 点検項目表は、別添-2及び共通仕様書を原則とするが、これに記載されていない事項であっても設備の機能構造上当然必要となるものについては、これを充足するものとする。
- 2) 清掃及び点検の実施時期は概ね下記のとおりとするが、詳細の実施日程は統括管理責任者と施設管理担当者が調整し決定すること。回数は年間の回数とする。ただし、湧水系統設備の各湧水槽の点検周期は3年とする。
- 3) 特殊排水処理設備は水質汚濁防止法（平成24年6月1日改正）に基づいた点検も併せて実施すること。点検項目等はさいたま市ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/mizenboushi.html>）によるものとし、疑義が生じた場合には施設管理担当者と相談を行ったうえ関係機関等と調整を図ること。また、水質汚濁防止法により点検頻度に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

設備	装置等	実施時期（月）												回数			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28	
上水道系統	上水受水槽						○								1	1	1
	上水高置水槽																
中水道系統	中水受水槽							○							1	1	1
	中水高置水槽																
汚水・雑排水系統	汚水槽			○						○					2	2	2
	雑排水槽			○						○					2	2	2
	排水貯留槽			○						○					2	2	2
排水再利用設備	排水沈殿槽			○				○							2	2	2
	流量調整水槽																
	放流ポンプ槽 中水移送ポンプ槽									○					1	1	1
厨房排水除害設備	原水槽 調整槽 処理水槽								○						1	1	1
雨水処理設備	雨水貯留槽																
	雨水処理槽									○					1	1	1
	滝循環水槽																
特殊排水処理設備	原水槽									○					1	1	1
	汚泥貯槽																
	沈殿槽			○						○			○		3	3	3
湧水系統	湧水槽 (No. 1～161)		○												1式	1式	1式

※湧水系統の詳細な内容は、別添-1-5のとおり。

4) 清掃要領

(A) 上水受水槽及び上水高置水槽

a) 一般事項

- ① 作業服及び使用器具は、水槽の掃除専用のものであるとする。また、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。
- ② 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- ③ 高置水槽の清掃は、地下受水槽の清掃と同日に行う。
- ④ 本作業と並行して実施する機器整備などが、本業務履行範囲と関わらず実施する場合、本業務において一体的に工程管理、安全対策などを実施すること。

b) 清掃作業

- ① 高置水槽の清掃は、地下受水水槽の清掃を行った後に行う。

- ②水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
- ③洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。
- ④清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにする。

c) 消毒

- ①清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
- ②消毒薬は、有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ③消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等により噴霧し吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ④消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。
- ⑤消毒終了後、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講ずる。

d) 水張り

- ①清掃後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

e) 汚泥等の処理

- ①清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

(B) その他水槽

a) 一般事項

- ①蚊、ハエ等の発生の防止に努め清潔を保持する。
- ②除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
- ③清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
- ④水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
- ⑤清掃の薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。
- ⑥本作業と並行して実施する機器整備などが、本業務履行範囲と関わらず実施する場合、本業務において一体的に工程管理、安全対策などを実施すること。

b) 清掃作業

- ①水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
- ②流入管に付着した物質並びに配水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。

c) 水張り

- ①清掃終了後、水張りを行い水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。(地下埋設水槽以外)

d) 汚泥等の処理

- ①清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

5) 点検要領

水槽の清掃後、水槽内構造（配管、ポンプ等含む）の点検を行う。

点検の実施に先立ち、統括管理責任者は施設管理担当者から点検履歴一覧の貸与を受け、前回点検からの変化等に注意して点検を行うこと。

また、コンクリート壁面等のクラック等は、次回点検時に進展等の判別が容易に行えるよう、現地マーキングや寸法等計測、写真撮影等で配慮すること。

第8章 執務環境測定

第24条 概要(執務環境測定)

1) 作業項目と実施時期は次のとおり。

作業項目	分類	実施時期(月)												回数		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28
空気環境測定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係	○		○		○		○		○		○		6	6	6
	職場における喫煙対策に関する指針関係	○			○			○				○		4	4	4
照度測定						○						○		2	2	2

第25条 空気環境測定(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)

1.一般事項

- 1) 測定の時点は、始業前から中間時、中間時から終了前の適切な2時点を2回行う。
- 2) 測定周期は、2ヶ月に1回とする。
- 3) 外気測定は、高層棟の外気取入口と検査棟の外気取入口の2点とする。

2.測定箇所(高層棟)

階	官署名	測定箇所(執務室等)				測定 点数	備考
		東側南	東側北	西側南	西側北		
24	関東管区警察局	情報課				2	
23	関東管区警察局	広域公安部(南・北)		監査部(南・北)		4	広域公安部 監査部
22	関東管区警察局			会計課	警務課	2	総務部
21	更生保護委員会	審査第一課	事件管理課			2	
20	関東地方整備局	整備課	整備課	技術・評価課	計画課	4	営繕部
19	関東地方整備局	道路管理課	道路工事課	路政課(西側中央)		3	道路部
18	関東地方整備局	施工企画課	技術調査課	防災課	企画課	5	企画部
				交通対策課(南)			道路部
17	関東地方整備局	会計課	契約課	総務課		3	総務部
16	関東地方整備局	地域河川課	河川工事課	河川環境課	河川計画課	4	河川部
15	関東地方整備局				用地企画課	1	用地部
13	東京矯正管区			保安課	医療分類課	4	
	関東農政局	流通監視課	業務課				消費・安全部
12	関東農政局	消費生活課	厚生課	総務課	管財課	4	消費・安全部 総務部
11	関東農政局	農村振興課	事業計画課	設計課	農村整備課	4	農村計画部、整備部
10	関東農政局	生産振興課	畜産課	担い手育成課	事業戦略課	4	生産部 経営・事業支援部
9	北関東防衛局	地方調整課	周辺環境整備課	業務課	施設補償課	4	企画部、管理部
8	北関東防衛局	建設計画課	土木課	建築課	防音対策課	4	建設部
7	北関東防衛局				総務課	1	総務部
6	関東農政局	調整課	地域統計室			2	統計部
	関東地方整備局			計画管理課	建設産業第一課	2	建政部
1	合同庁舎管理室					1	
B1	男子清掃員控室					1	
B3	中央監視室					1	

※執務室名称が実際と異なっている場合、実際を優先する。

3.測定箇所(検査棟)

階	官署名	測定箇所(執務室等)	測定点数	備考
6	農林水産消費安全技術センター	事務棟執務室	1	
5		事務棟執務室	1	
4		事務棟執務室	1	
3		事務棟執務室	1	
2		事務棟執務室	1	

第26条 空気環境測定(職場における喫煙対策に関する指針)

1.一般事項

- 1) 測定時期は、平日昼間に1回実施する。
- 2) 測定周期は、3ヶ月に1回とする。
- 3) 1箇所の測定点は3点(喫煙場所、これと非喫煙場所の境界、喫煙場所近傍の事務室)とする。

2.測定箇所(高層棟)

No	建物	階	位置	喫煙場所名称	備考
1	高層棟	26	東	リフレッシュコーナー	測定実施に、別途専用官署の入場許可必要
2		24	東	リフレッシュコーナー	測定実施に、別途専用官署の入場許可必要
3		23	西	リフレッシュコーナー	測定実施に、別途専用官署の入場許可必要
4		22	西	リフレッシュコーナー	測定実施に、別途専用官署の入場許可必要
5		21	西	リフレッシュコーナー	
6		20	西	リフレッシュコーナー	
7		19	西	リフレッシュコーナー	
8		18	西	リフレッシュコーナー	
9		17	西	リフレッシュコーナー	
10		16	西	リフレッシュコーナー	
11		15	西	リフレッシュコーナー	
12		13	東	リフレッシュコーナー	
13		11	西	リフレッシュコーナー	
14		9	西	リフレッシュコーナー	
15		8	西	リフレッシュコーナー	
16		7	西	リフレッシュコーナー	
17		6	西	リフレッシュコーナー	
18		5	西	リフレッシュコーナー	
19	検査棟(実験棟)	2	西	リフレッシュコーナー	

第27条 照度測定

- 1) 測定周期は、6ヶ月に1回とする。
- 2) 測定箇所は、本特記仕様書第25条「空気環境測定(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)」の測定箇所と同じ。
- 3) 測定は、執務環境として平均的と思われる位置を選択し、庁舎利用者の執務に影響しないよう配慮しながら行うこと。
- 4) 節電などで照明の間引きなどに対しても、適正な測定となるよう適宜方法などを工夫すること。
- 5) 上記3)、4)などによって、測定結果に影響すると思われる状況も、報告書に記載すること。

第9章 水質管理

第28条 残留塩素の検査

- 1) 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を測定し、当該含有率が水道法施行規則第17条第3号に適合することを確認する。
- 2) 遊離残留塩素の測定はDPD法又はこれらと同等以上の精度を有する方法により行う。
- 3) 遊離残留塩素の検査は、開庁日の毎日1回行う。採取箇所は、第29条による。
実施回数：250回(平成26年度)、250回(平成27年度)、249回(平成28年度)

第29条 水道水の水質検査

1. 水質検査時期と項目

検査項目	実施時期		実施回数			採水箇所、検査方法 ※残留塩素検査と同一箇所
	9月	3月	H26	H27	H28	
<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌 ・大腸菌群 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・塩素イオン ・有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) ・pH値 ・味 ・臭気 ・色度 ・濁度 ・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・銅及びその化合物 ・蒸発残留物 	○	○	2	2	2	1) 高層棟 (5箇所) ・15階東側湯沸室、西側湯沸室 ・5階東側湯沸室、西側湯沸室 ・1階合同庁舎管理官室横湯沸室 2) 検査棟 (1箇所) ・7階湯沸室 3) 厚生棟 (1箇所) ・1階文化教養室横湯沸室
<ul style="list-style-type: none"> ・クロロホルム ・ジブロモクロロメタン ・ブロモジクロロメタン ・プロモホルム ・総トリハロメタン ・シアン化物イオン及び塩化シアン ・クロロ酢酸 ・ジクロロ酢酸 ・臭素酸 ・トリクロロ酢酸 ・ホルムアルデヒド ・塩素酸 	○	-	1	1	1	検査方法は、水質基準に関する法令に定める方法又は同等以上の精度を有する方法により行う。

第30条 上水受水槽及び上水高置水槽の水質検査

タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクの水について、以下のとおり検査を行う。

実施事項	検査及び測定方法	実施回数		
		H26	H27	H28
<ul style="list-style-type: none"> ・味 ・臭気 ・色度 ・濁度 	水質基準に関する法令に定める方法又は同等以上の精度を有する方法。	1 以上	1 以上	1 以上
<ul style="list-style-type: none"> ・遊離残留塩素の含有率 	DPD法又はこれらと同等以上の精度を有する方法	1 以上	1 以上	1 以上

第31条 雑用水の水質検査

1. 一般事項

- 1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）の第4条の2（雑用水に関する衛生上必要な措置等）に基づき実施する。

2. 検査項目、基準及び周期等

- 1) 検査及び測定方法は、水質基準に関する法令に定める方法又は同等以上の精度を有する方法、DPD法又はこれらと同等以上の精度を有する方法による。

項目	基準	周期	採水箇所	回数		
				H26	H27	H28
PH	5.8以上8.6以下	7日に1回	1) 高層棟 地下3階中水受水槽	52	52	52
臭気	異常でないこと	7日に1回		2) 厚生棟 1階滝循環水槽	52	52
外観	ほとんど無色透明であること	7日に1回	52		52	52
大腸菌	検出されないこと	2月に1回	6		6	6
遊離残留塩素	0.1mg/L以上	7日に1回		52	52	52

第32条 排水処理設備等の検査

1. 一般事項

- 1) 各排水処理設備における水に含まれる下記の項目の含有率を測定し、当該含有率が基準値以下であることを確認する。
- 2) 健康生活環境項目は、昭和46年環境庁告示第59号及び昭和49年環境庁告示第64号の方法に準ずる。
- 3) 要監視項目は、平成5年4月環水規121号の方法に準ずる。
- 4) 一般項目は、JIS0101・0102の方法に準ずる。
- 5) 排水処理設備等の検査周期は、1回/月行うものとする。
 実施回数：12回（平成26年度）、12回（平成27年度）、12回（平成28年度）
 ただし、*印のPH、臭気、外観、残留塩素は、1回/日（開庁日）行うものとする。
 実施回数：250回（平成26年度）、250回（平成27年度）、249回（平成28年度）
- 6) 排水再利用設備は対象厨房からの排水が当面無いことから、事項2「採取箇所及び分析項目」の水質検査は行わない。これについて、発注者からさいたま市建設局下水道部下水道維持管理課に確認はとれているが、受注者は下水道法関係法令に基づき適正な管理を行うとともに、必要に応じて施設管理担当者と打合せを行わなければならない。
 なお、水質検査を再開する場合、契約変更の対象とする。
- 7) 特殊排水処理設備については、毎月1回さいたま市公共下水道管理者へ報告する必要があるため、このとりまとめを行うこと。

2. 採取箇所及び分析項目

設備	採取場所	分析項目
排水再利用設備	流入原水	SS、BOD、COD
	中水放流	*PH、*臭気、*遊離残留塩素、*外観、大腸菌（2月に1回）
	放流水	*PH、SS、BOD、n-ヘキサン抽出物
厨房排水除害設備	流入原水	SS、BOD、COD、n-ヘキサン抽出物
	放流水	*PH、SS、BOD、n-ヘキサン抽出物
特殊排水処理設備	流入原水及び放流水	*PH、SS、BOD、n-ヘキサン抽出物、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、ふっ素、ほう素

※排水再利用設備の水質分析は行わないが、参考に掲載している。

第10章 提出資料等

第33条 提出資料等の概要

受注者は、以下のとおり書類等を施設管理担当者へ提出する。提出部数は全て2部とし、施設管理担当者受領時に、受注者へ1部返却する。

なお、施設管理担当者へ提出した2)、3)、5)項の資料については、業務完了時にそのまま「業務報告書」とするため、受注者は業務報告書とするためのファイルを用意すること。

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1) 業務計画書 | 業務着手前、共通仕様書による |
| 2) 作業日報 | 作業日毎 |
| 3) 点検整備報告書 | 作業後速やかに |
| 4) 測定・検査報告書 | 測定・検査の実施後速やかに |
| 5) 出来形確認書類 | 支払い請求毎、ただし業務完了時は不要 |
| 6) 保全履歴総括表 | 3月末頃 |
| 7) 傾向管理一覧表 | 作業実施毎（契約後、施設管理担当者から貸与したものの更新） |
| 8) 予防保全等計画提案書 | 10月中旬頃、3月末頃 |
| 9) 予備品出納表 | 業務着手時、毎月月末 |

第34条 業務計画書

1.業務計画書の内容

受注者は、業務の実施に先立ち次の内容を網羅した業務計画書を施設管理担当者へ提出する。

- 1) 実施体制
- 2) 実施工程
- 3) 作業方法、実施手順
- 4) 仮設計画（仮設が必要な場合）
- 5) 安全管理、安全対策
- 6) 災害等緊急時連絡体制及び出勤体制
- 7) 災害等緊急時初期点検実施要領
- 8) 業務従事者名簿
- 9) その他作業に必要な事項

2.提出時期

受注者は当初業務計画書を、施設管理担当者へ平成26年4月1日に提出すること。

3.未定事項の対応

業務計画書の提出時期において未定の内容がある場合は、未定の理由と追加提出予定時期を当初提出の業務計画書へ明記すること。

4.業務計画の変更

提出した業務計画書の内容に変更が生じた場合、及び前項の未定内容が決定した場合は速やかに施設管理担当者へ提出すること。

なお、この提出では、改訂履歴及び内容の管理を行うとともに、常に最新の業務計画書を維持するよう工夫すること。

第35条 作業日報

作業当日の作業内容、内容、特記事項など記載した日報を、作業終了時に施設管理担当者へ提出し、作業結果などを報告すること。

また、報告時に施設管理担当者から指示された事項は、速やかに対応すること。

なお、臨時点検など諸事情により統括管理責任者が報告できない場合は、代理の者でよい。

第36条 点検整備報告書

作業当該月の作業結果（概要版、詳細報告、履行状況写真、不具合写真など）をとりまとめ、提出と併せて統括管理責任者は施設管理担当者へ詳細な報告や今後の対応方法などの提案、施設管理担当者の疑義に対する説明などを行う。

第37条 測定・検査報告書

環境衛生及び水質管理で実施した測定等の結果について、詳細な記録を添付し、施設管理担当者へ提出すること。

なお、これには過去との傾向管理を目的として、概ね2年間の計測データを一覧表にまとめた資料を、戸報告書とは別に添付すること。

第38条 出来形確認書類

受注者が業務完了前に支払いを請求する場合、業務の出来形などを発注者で確認するため、発注者は以下の書類について施設管理担当者を通じて提出すること。

- 1)業務出来形報告
- 2)業務出来形内訳書

第39条 保全履歴総括表

本業務の点検結果、対応した不具合の内容と原因及び処置、実施した整備内容、運転記録などの保全履歴を、受注者は総括表とりまとめ、業務完了時に施設管理担当者へ提出すること。

書式、内容は施設管理担当者と打ち合わせし決定する。

第40条 傾向管理一覧表

契約後、施設管理担当者から以下の傾向管理一覧表（エクセル形式）を貸与する。受注者は作業実施毎にこれを更新（追加入力）するとともに施設管理担当者へ提出し、業務完了時までこれを施設管理担当者へ返納しなければならない。

また、受注者が当該データの貸与を受けている間は、これが履行場所外へ流出（持ち出し含む）しないよう厳重に管理するとともに、ウイルスチェック等適切に実施しデータの保全を図る。

そして、これを施設管理担当者へ提出もしくは返納する際にもウイルスチェックを実施すること。

- ・水槽関係保全記録（水槽等清掃点検関係）
- ・執務環境測定記録（執務環境測定関係）
- ・第1種圧力容器点検記録（定期点検関係）

第41条 予防保全等計画提案書

受注者は翌年度以降の予防保全等整備計画の提案書を作成し、施設管理担当者へ提出する。

提案にあたっては、本業務での点検結果、設備の運転状況、既設部品・機器の製造時期や劣化状況、過去の整備状況、設備の安全性及び信頼性の観点における優先度、経済性などを総合的に勘案すること。

また、提案内容には当合同庁舎における有効な全体地球温暖化防止対策及び省エネルギー対策も積極的に盛り込むこと。

詳細な提出時期、様式、作成範囲などは統括管理責任者と施設管理担当者で調整し決定する。

第11章 個人情報の取り扱い

第42条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第43条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第44条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第45条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第46条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第47条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第48条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第49条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別添一）を発注者に提出しなければならない。

第50条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第51条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第52条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第12章 その他

第53条 発生材等の処分

作業により発生した発生材等は、受注者の責任において、関係法令に基づき、適正に処分する。

第54条 原形復旧

作業に伴い一時的に取り外す配線や部品等は、受注者の責任において、作業後に原形復旧を行うとともに、原形復旧したことを業務責任者又は業務担当者が検査し、記録に残すこと。

第55条 支払い

本業務の支払いは、下記に示す官署のうち1つが代表して行う場合と、全ての官署が各々の負担割合に応じて行う場合の2通りがある。

この支払い方法と支払い実施官署（全ての官署で支払う場合は負担割合）は、発注者から受注者へ別途通知する。

- a) 関東地方整備局
- b) 関東管区警察局
- c) 北関東防衛局
- d) 東京矯正管区
- e) 関東地方更生保護委員会
- f) 関東農政局
- g) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

証明書

業務名：

受注業者：

証明者：

印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

別添-1 点検対象設備概要

1-1. 空調設備

1) 高層棟

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
チリングユニット (空冷) RR-B-B3-1 RR-B-24-1~6	年間冷却型 冷却能力342KW 圧縮機45kW×2 送風機1.7kW×8 クランクケースヒーター 0.15kW×2		7
冷水一次ポンプ (低層系統) PC1-B-B3-1~3	渦巻型 φ150×φ125×4, 100L/min×20m×30.0kW		3
冷水一次ポンプ (高層系統) PC1-B-B3-4~6	渦巻型 φ150×φ125×4, 000L/min×25m×30.0kW		3
冷水一次ポンプ (空冷チラー低層系統) PC1-B-B3-7	渦巻型 φ100×φ80×710L/min×30m可×5.5kW		1
冷水一次ポンプ (空冷チラー高層系統) PC1-B-24-1~6	渦巻型 φ80×φ65×710L/min×25m×7.5kW		6
冷水二次ポンプ (低層系統) PC2-B-B3-1~2	渦巻型 φ150×φ125×3, 100L/min×25m×30.0kW		2
冷水二次ポンプ (低層系統) PC2-B-B3-3~4	渦巻型 φ150×φ125×3, 100L/min×25m×30.0kW		2
冷水二次ポンプ (高層系統) PC2-B-14-1~2	渦巻型 φ150×φ125×3, 200L/min×25m×30.0kW		2
冷水二次ポンプ (高層系統) PC2-B-14-3~4	渦巻型 φ150×φ125×3, 200L/min×25m×30.0kW		2
温水一次ポンプ (高層系統) PH-B-B3-4~6	多段渦巻型 φ150×φ125×2, 100L/min×40m×30.0kW		3
温水一次ポンプ (床暖房系統) PHF-B-B3-1~2	渦巻型 φ65×320L/min×15m×1.5kW		1
	渦巻型 φ50×200L/min×15m×1.5kW		1
温水二次ポンプ (床暖房系統) PHF-B-B3-3~4	渦巻型 φ65×320L/min×20m×2.2kW		1
	渦巻型 φ50×200L/min×20m×1.5kW		1
DHC還水返送ポンプ PHW-B-B3-1~2	多段渦巻型 φ50×φ40×250L/min×60m×7.5kW		2
熱交換器 (冷水低層系統) HEXC-B-B3-1~3	プレート型 (水-水) 交換熱量7,208MJ/h 材質SUS-304		3
熱交換器 (冷水高層系統) HEXC-B-B3-4~6	プレート型 (水-水) 交換熱量7,384MJ/h 材質SUS-304		3
* 熱交換器 (温水低層系統) HEXH-B-B3-1~3 第1種圧力容器 ・検査証番号9914 ・検査証番号9915 ・検査証番号9916	多管式型 (蒸気-水) 交換熱量: 4,069MJ/h 材質: 鋼製 容積: 0.393m ³		3
* 熱交換器 (温水高層系統) HEXH-B-B3-4~6 第1種圧力容器 ・検査証番号9917 ・検査証番号9918 ・検査証番号9919	多管式型 (蒸気-水) 交換熱量: 3,662MJ/h 材質: 鋼製 容積: 0.376m ³		3
熱交換器 (温水床暖房系統) HEXH-B-B3-11~12	プレート型 (水-水) 交換熱量247~398MJ/h 材質SUS-316		2

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
膨張水槽（冷水） TEC-B-14-1	開放式（鋼板製） 1,000×1,000×H1,100		1
膨張水槽（冷水） TEC-B-PR-1	開放式（鋼板製） 1,000×1,000×H1,300		1
膨張水槽（温水） TEH-B-PR-1	開放式（鋼板製） 2,000×1,000×H1,200		1
膨張水槽（温水） TEH-B-14-1	開放式（鋼板製） 2,000×1,000×H1,800		1
膨張水槽（床暖房） TEHF-B-3-1~2	開放式（鋼板製） 650×650×H1,150		2
T膨張水槽（床暖房） EHF-D-3-1	開放式（鋼板製） 650×650×H1,250		1
還水タンク HWT-B-B3-1~2	ステンレス製（SUS-316） 2,250×4,000×H2,000		2
フラッシュタンク TFR-B-14-1	ステンレス製（SUS-304） φ600×H1,500		1
フラッシュタンク TFR-B-B3-1	ステンレス製（SUS-304） φ350×L900		1
冷水サプライヘッダー HCS-B-B3-1~3 HCS-B-B3-11 HCS-B-14-11 HCS-B-14-12	鋼管製 φ500×L4,750~5,800 φ350×L5,800		5 1
冷水リターンヘッダー HCR-B-B3-1~2 HCR-B-B3-11 HCR-B-14-11	鋼管製 φ500×L4,250~5,860		4
温水サプライヘッダー HHS-B-B3-1~2	鋼管製 φ450×L5,000~5,450		2
温水サプライヘッダー HHS-B-B3-11 HHS-B-14-11	鋼管製 φ350×L3,600~5,000		2
温水リターンヘッダー HHR-B-B3-1~2	鋼管製 φ450×L4,000~5,450		2
温水リターンヘッダー HHR-B-B3-11 HHR-B-14-11	鋼管製 φ350×L3,600~4,000		2
蒸気ヘッダー HS-B-B3-1	鋼管製 φ350×L4,000		1
蒸気ヘッダー HS-B-14-1	鋼管製 φ150×L1,900		1
脱気装置 D0-B-B3-1~2 D0-B-14-1~2	膜式真空脱気装置 処理水量：1,000L/h 電動機：1.1kW		4
脱気装置 D0-C-B3-1~2 D0-D-B3-1~2	膜式真空脱気装置 処理水量1,000L/h 電動機：2.4kW		4
膨張水槽（冷水） TEC-D-B3-1	密閉式 実容量67L 有効容量33L		1
膨張水槽（温水） TEH-D-B3-1	密閉式 実容量800L 有効容量640L		1
*蒸気発生器（低層系統） HE-B-B3-1 第1種圧力容器 ・検査証番号9926	横型（SUS316L） 発生蒸気量：1,433Kg/h 交換熱量：3,830MJ/h 容積：3.753m ³ 電動機：1.5kW		1

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
*蒸気発生器（高層系統） HE-B-14-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9920 ・検査証番号9927	横型 発生蒸気量：710Kg/h 交換熱量：1,896MJ/h 容積：2.141m ³ 電動機：1.5kW		2
脱気装置 D0-B-B3-3 D0-B-14-1	膜式真空脱気装置 処理水量2,000L/h 電動機：1.0kW		2
軟水装置 SW-B-B3-1 SW-B-14-1	イオン交換 処理水量2,400L/h 電動機：4.5kW		2
給水加圧ポンプユニット PU-B-B3-1 PU-B-14-1	吐出圧力一定方式 φ32×130L/min×34m 電動機：1.5kW		2
原水槽（水処理装置用） TS-B-B3-1 TS-B-14-1	開放式（SUS316L） 有効容量590L		2
処理水槽（水処理装置用） TS-B-B3-2 TS-B-14-2	開放式（SUS316L） 有効容量1,800L		2
空気清浄機（リフレッシュコーナー） AFE-B-5~13-1 AFE-B-15~26-1 AFE-B-5~23-2	形式：天井カセット 風量：20-18-15m ³ /min 電動機：0.11kW（給気ファン） 5~13-2, 15~23-2, 24-1, 26-1喫煙可能		40
ユニット型空調機 AC-B-B3-2-1~2	形式：立型 冷却能力：2,872MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：11kW（給気ファン）		2
ユニット型空調機 AC-B-B3-7-1~2	形式：立型 冷却能力：348MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：11kW（給気ファン）		2
ユニット型空調機 AC-B-15-6-1~2	形式：フィルタ組込型 冷却能力：444MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：7.5kW（給気ファン）		2
ユニット型空調機 AC-B-B3-6-1~2	形式：立型 冷却能力：1,084MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：22kW×2（給気ファン）		2
ユニット型空調機 AC-B-1-8	形式：立型 冷却能力：916MJ/h 加熱能力：635MJ/h、蒸気加湿 エアフィルタ：折込型 電動機：15kW（給気ファン）		1
ユニット型空調機 AC-B-1-9	形式：立型 冷却能力：446MJ/h 加熱能力：337MJ/h エアフィルタ：パネル型 電動機：7.5kW（給気ファン）		1
薄型空調機 AC-B-B3-4-1~2 AC-B-1-6-1~2 AC-B-14-5 AC-B-14-6-1~2 AC-B-P1-2-1~2 AC-B-P1-3-1~2 AC-B-P2-1 AC-B-14-8-1~3 AC-B-18-8-1~2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力：50~197MJ/h エアフィルタ：パネル又は折込型 電動機：1.5~7.5kW（給気ファン）		17

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
薄型空調機 AC-B-B3-3 AC-B-B1-3 AC-B-1-1 AC-B-1-4 AC-B-1-10~12 AC-B-3-1~7 AC-D-1-2 AC-B-14-7-1~2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力：50~415MJ/h 加熱能力：64~303MJ/h エアフィルタパネル又は折込型 電動機：3.7~7.5kW		17
薄型空調機 AC-B-5-7 AC-B-6-11 AC-B-7-6 AC-B-8~13-2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力：13~253MJ/h 加熱能力：3~125MJ/h エアフィルタパネル型 電動機： ・0.4~7.5kW（給気ファン） ・0.4~3.7kW（還気ファン）		9
薄型空調機 AC-B-B3-1、5、8、9 AC-B-B1-1、2、4 AC-B-1-2、3、5、7 AC-B-5-1~5、8 AC-B-5-9【日常点検対象外】 AC-B-6-1~5、7~10 AC-B-7-1~4 AC-B-7-5 AC-B-7-7 AC-B-8~13-1 AC-B-8~13-3 AC-B-8~13-4 AC-B-8~13-5 AC-B-11-6~7 AC-B-12~13-6 AC-B-12~13-7【日常点検対象外】 AC-B-14-1~3 AC-B-15-1~3、5 AC-B-16~19-1 AC-B-16~22-2 AC-B-16-3、4、5、7 AC-B-17-3~6 AC-B-18-3~5 AC-B-19-3~5 AC-B-20~21-1 AC-B-20~21-3 AC-B-20~22-4 AC-B-20-5~7【日常点検対象外】 AC-B-21-5 AC-B-21-6 AC-B-21-7【日常点検対象外】 AC-B-22-1 AC-B-22-3 AC-B-22-5、6 AC-B-22-7【日常点検対象外】 AC-B-23-1~4 AC-B-24-1~2 AC-B-25-1~2 AC-B-26-1~2 AC-B-P1-1 AC-D-1-1	形式：フィルタ組込立型 冷却能力：27~447MJ/h 加熱能力1：8~267MJ/h、蒸気加湿 エアフィルタ折込型 電動機： ・0.4~11kW（給気ファン） ・0.4~7.5kW（還気ファン）		125

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
薄型空調機 AC-B-16-6 AC-B-18-6-1~2 AC-B-18-7-1~2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力83~256MJ/h 加熱能力37~66MJ/h、蒸気加湿 エアフィルタ：折込型 電動機：3.7~11kW（給気ファン）		5
薄型空調機（ブースタポンプ室） AC-B-14-9-1~2	形式：フィルタ組込立型 冷却能力581MJ/h エアフィルタ折込型 電動機：3.7kW（給気ファン）		2
薄型空調機（高負荷対応） OAC-B-10-1 OAC-B-14-1~2 OAC-B-15-1~2 OAC-B-16-1~2 OAC-B-19-1 OAC-B-25-1~2 OAC-B-26-1-1~3 OAC-B-26-2~3 OAC-B-P1-1	形式：床置直吹型 冷却能力16~154MJ/h プレフィルタ 電動機：3.7~37kW（給気ファン）		16
空気清浄装置 AFR-B-B3-1 AFR-B-B3-3~4 AFR-B-B1-1~4	形式：自動巻取型 処理風量2,650~29,600m ³ /h 電動機：0.1kW		7
空気清浄装置 AFP-B-14~15-1 AFP-B-P1-1 AFP-B-15-2~3 AFP-B-16-1~2 AFP-B-24-1~2 AFP-B-25-1 AFP-B-P2-1~2 AFP-B-1-1~2	形式：パネル型 処理風量500~8,800m ³ /h 電動機：0.1kW		14
空冷式パッケージ形空調機（室外機） ACP-G-B2-1(0)	形式：床置型 冷房能力：11.2kW 電動機：屋外0.085kW×2（送風機）		1
空冷式パッケージ形空調機（室内機） ACP-G-B2-1a	形式：床置型 冷房能力：11.2kW 電動機： ・圧縮機3.2kW ・室内0.13kW		1
空冷式パッケージ形空調機（室外機） ACP-B-24-2(0) ACP-B-P2-4(0)	形式：床置型 冷房能力16.0kW 電動機：屋外0.4kW（送風機）		2
空冷式パッケージ形空調機（室内機） ACP-B-24-2 ACP-B-P2-4	形式：床置型 冷房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機5.5kW ・室内1.5kW		2
空冷式パッケージ形空調機（室外機） ACP-B-P2-1(0)	形式：床置型 冷房能力50.0kW 電動機：屋外0.5kW×2（送風機）		1
空冷式パッケージ形空調機（室内機） ACP-B-P2-1	形式：床置型 冷房能力50.0kW 電動機： ・圧縮機7.5kW×2 ・室内3.7kW		1
空冷式パッケージ形空調機（室外機） （EV17・18機械室） ACP-B-B3-10(0)	冷房能力12.5kW 電動機：圧縮機3.75kW		1

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
空冷式パッケージ形空調機（室内機） （EV17・18機械室） ACP-B-B3-10	形式：天吊いんぺい型 冷房能力12.5kW 電動機：送風機0.095kW		1
空冷式パッケージ形空調機（室外機） （2F喫茶厨房室） ACP-D-2-2(0)	形式：床置型 冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機：圧縮機4.2kW		1
空冷式パッケージ形空調機（室内機） （2F喫茶厨房室） ACP-D-2-2	形式：床置型 冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機：送風機0.12kW		1
ルームエアコン（室外機） ACP-B-B1-3(0)	形式：床置型 電動機： ・圧縮機1.3kW ・送風機0.06kW		1
ルームエアコン（室内機） ACP-B-B1-3	形式：天井カセット 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.05kW		1
ルームエアコン（室外機） ACP-B-1-2~3(0)	形式：床置形 電動機： ・圧縮機1.2kW ・送風機0.06kW		2
ルームエアコン（室内機） ACP-B-1-2~3	形式：天井カセット 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW 電動機：送風機0.04kW		2
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-B1-2(0)	冷房能力22.4kW 暖房能力25.0kW 電動機： ・圧縮機5.5kW ・送風機0.35kW		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-B1-2(a) ACP-B-B1-2(b) ACP-B-B1-2(c) ACP-B-B1-2(d)	形式：天井カセット型4方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.3kW		4
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-B1-4(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機3.75kW ・送風機0.06kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-B1-4(a)	天井カセット型2方向 冷房能力7.1kW 暖房能力8.0kW 電動機：送風機0.095kW		1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-1-1(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機3.75kW ・送風機0.06kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-1-1(a) ACP-B-1-1(b) ACP-B-1-1(c)	天井カセット型4方向 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW 電動機：送風機0.03kW		3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-1-4(0)	冷房能力8.0kW 暖房能力9.0kW 電動機： ・圧縮機1.1kW ・送風機0.04kW×2		1

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-1-4(a) ACP-B-1-4(b)	天井カセット型1方向 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW 電動機：送風機0.022kW		2
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-15-1~2(0)	冷房能力45.0kW 電動機： ・圧縮機7.5kW+4.5kW ・送風機0.38kW×2		2
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-15-1 ACP-B-15-1a ACP-B-15-2 ACP-B-15-2a	床置型 冷房能力22.4kW 電動機：送風機1.5kW		4
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-24-1(0)	冷房能力45.0kW 電動機： ・圧縮機7.5kW+4.5kW ・送風機0.38kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-24-1	床置型 冷房能力22.4kW 電動機：送風機1.5kW		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-24-1a	床置型 冷房能力28.0kW		1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-25-1(0)	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW 電動機： ・圧縮機4.1kW ・送風機0.06kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-25-1 ACP-B-25-1a ACP-B-25-1b ACP-B-25-1c	形式：天井カセット型2方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.085kW		4
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-25-2(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機3.75kW ・送風機0.06kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-25-2 ACP-B-25-2a ACP-B-25-2b ACP-B-25-2c	形式：天井カセット型2方向 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW 電動機：送風機0.085kW		4
ルームエアコン（室内機・高負荷対応） OACP-B-13-1	形式：天井吊 冷房能力12.5kW 電動機：送風機0.15kW		1
ルームエアコン（室外機・高負荷対応） OACP-B-13-1(0)	形式：床置形 電動機： ・圧縮機3.5kW ・送風機0.07kW		1
ルームエアコン（室内機・高負荷対応） OACP-B-13-2 OACP-B-23-1(a)	形式：天井カセット1方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.05kW		2
ルームエアコン（室外機・高負荷対応） OACP-B-13-2(0) OACP-B-23-1(0)	形式：床置形 電動機： ・圧縮機1.3kW ・送風機0.06kW		2

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-B1-1(0)	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW 電動機： ・圧縮機4.1kW ・送風機0.05kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-B3-1 ACP-B-B1-1(a) ACP-B-B1-1(b)	形式：天井カセット型4方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.3kW		3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-P2-2(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW 電動機： ・圧縮機3.75kW ・送風機0.06kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-P2-2 ACP-B-P2-2a ACP-B-P2-2b	形式：天井カセット型2方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW 電動機：送風機0.085kW		3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-B-P2-3(0)	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW 電動機： ・圧縮機4.1kW ・送風機0.06kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-P2-3a	形式：天井カセット型2方向 冷房能力11.2kW 暖房能力12.5kW 電動機：送風機0.095kW×2		1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-B-P2-3b	形式：天井カセット型2方向 冷房能力5.6kW 暖房能力6.3kW 電動機：送風機0.085kW		1
マルチパッケージ形空調機（室外機・高負荷対応） OACP-B-26-1(0)	冷房能力11.2kW 電動機：圧縮機3.75kW		1
マルチパッケージ形空調機（室内機・高負荷対応） OACP-B-26-1(a)	形式：天井吊型 冷房能力14.0kW 電動機：送風機0.022kW		1
マルチパッケージ形空調機（室外機・高負荷対応） OACP-B-15-1(0) OACP-B-15-2(0) OACP-B-22-1(0)	冷房能力11.2～14.0kW 暖房能力12.5～16.0kW 電動機：圧縮機3.75～2.7kW		3
マルチパッケージ形空調機（室内機） （高負荷対応） OACP-B-15-1(a) OACP-B-15-1(b) OACP-B-15-2(a) OACP-B-15-2(b) OACP-B-15-2(c) OACP-B-15-2(d) OACP-B-22-1(a) OACP-B-22-1(b) OACP-B-22-1(c)	形式：天井カセット型1方向 冷房能力2.2～4.5kW 暖房能力2.5～5.0kW 電動機：送風機0.022kW		9
◎送風機 FSM-B-3-1	形式：片吸込多翼型（床置） #8 51,500m ³ /h×37.0kW		1
◎送風機 FSM-B-3-2	形式：片吸込多翼型（床置） #5×15.0kW 1/223,500m ³ /h		1

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
◎送風機 FSM-B-4-3~4 FE-B-B3-1 FE-B-1-8	形式：片吸込多翼型（床置） # 5 × 15.0kW 24,800~30,400m ³ /h		4
◎送風機 FS-B-B3-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 5 × 15.0kW 30,400m ³ /h		1
◎送風機 FE-B-B3-4	形式：片吸込多翼型（床置） # 4 1/2 × 3.7kW~11.0kW 16,800~26,600m ³ /h		1
送風機 ◎FS-B-B3-7 ◎FE-B-B3-7 ●FS-B-B1-1 ●FE-B-B1-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 4 1/2 × 3.7kW~11.0kW 216,800~26,600m ³ /h		4
◎送風機 FS-B-B3-4 FE-B-B3-5 FE-D-1-14 FSM-B-4-1~2	形式：片吸込多翼型（床置） # 4 × 7.5kW~11.0kW 15,900m~22,450m ³ /h ×		5
◎送風機 FS-B-B1-2	形式：片吸込多翼型（天吊） # 3 1/2 × 5.5kW 12,800m ³ /h		1
◎送風機 FE-B-B1-2	形式：片吸込多翼型（床置） # 3 1/2 × 5.5kW 12,800m ³ /h		1
●送風機（消音ボックス付） FS-B-B3-11 FE-B-B3-11 FS-B-B1-7 FE-B-B1-7	形式：片吸込多翼型（天吊） # 3 × 3.7kW~5.5kW 7,300~10,700m ³ /h		4
●送風機 FS-B-B3-6 FE-B-B3-6	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 1/2 × 2.2kW~7.5kW 6,200m ³ /h		2
◎送風機 FS-B-B3-9 FE-B-B3-9 FS-B-P1-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 1/2 × 2.2kW 5,800m ³ /h		3
●送風機（消音ボックス付） FS-B-B1-17 FE-B-B1-17	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 1/2 × 2.2kW~1.5kW 3,700~6,100m ³ /h		2
◎送風機 FS-B-B3-2 FS-B-B3-17 FE-B-B3-2 FE-B-B3-17 FS-B-P1-2 FE-B-P1-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2 × 1.5kW~2.2kW 3,500~5,800m ³ /h		6

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
●送風機 (消音ボックス付) FS-B-B3-12 FS-B-B3-14 FS-B-B3-16 FE-B-B3-12 FE-B-B3-14 FE-B-B3-16 FE-B-B3-18 FS-B-B1-5 FS-B-B1-8 FS-B-B1-16 FE-B-B1-5 FE-B-B1-6 FE-B-B1-8 FE-B-B1-16 FE-B-B1-19 FS-B-1-1 FE-B-1-1	形式：片吸込多翼型（天吊） # 2×1.5kW~2.2kW 2,000~4,800m ³ /h		17
◎送風機 FE-D-1-16 FE-B-1-9	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 1/2×0.75kW~2.2kW 2,000~6,200m ³ /h		2
●送風機 （消音ボックス付） FS-B-B1-6 FS-B-B1-19 FS-B-B3-18	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 1/2×1.5kW 2,000~2,500m ³ /h		3
◎送風機 FS-B-B3-3 FE-B-B3-3	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 1/4×1.5kW 1,700m ³ /h		2
●送風機 （消音ボックス付） FS-B-B3-13	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1 1/4×0.75kW 1,300m ³ /h		1
●送風機 （消音ボックス付） FS-B-B3-19 FS-B-B1-9	形式：片吸込多翼型（天吊） # 1×0.4kW 600~900m ³ /h		2
◎送風機 FSM-B-3-3 FSM-B-24-1~2 FSM-B-PH2-1~2	形式：片吸込多翼型（床置） # 7×22.0kW~30.0kW 51,500~63,200m ³ /h		5
○送風機 FS-B-14-1 FS-B-14-3 FE-B-14-12 FE-B-14-14 FE-B-P1-2 FEAF-B-14-2 FEAF-B-15-2 FEAF-B-18-1	形式：斜流型（天吊） 5,000~2,900m ³ /h 0.9~0.4kW		8

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
○送風機 FE-B-26-8 FEAF-B-5~13-1 FEAF-B-5~13-2 FEAF-B-5~13-3 FEAF-B-5~13-4 FEAF-B-14-1 FEAF-B-14-3 FEAF-B-15~17-1 FEAF-B-19~21-1 FEAF-B-23-1 FEAF-B-16~23-4 FEAF-B-18-3 FEAF-B-22-1 FEAF-B-22-3 FEAF-B-23-5~8 FEAF-B-24-1~4 FEAF-B-25-1~4 FEAF-B-26-1~4 FS-B-B3-8 FE-B-B3-8 FS-B-14-2 FS-B-14-4 FE-B-14-13 FE-B-14-15 FS-B-15-1~3 FE-B-15-14~16 FS-B-16-1~2 FE-B-16-14~15 FS-B-24-1~2 FE-B-24-6~7 FS-B-25-1 FE-B-25-7 FS-B-26-1 FE-B-26-6 FS-B-P1-3 FS-B-P1-5 FE-B-P1-3 FS-B-P2-3~5 FE-B-P2-3 FE-B-P2-5~8 FEAF-B-16~23-2 FEAF-B-15~17-3 FEAF-B-19~21-3 FEAF-B-23-3	形式：斜流型（天吊） 2,600~200m ³ /h 0.3kW~1.5kW		123

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
○送風機（消音ボックス付） FE-B-B3-21~22 FS-B-B2-1 FE-B-B2-1~2 FE-B-B1-21~22 FE-B-B1-24~26 FS-B-1-9 FE-B-1-17~18 FE-B-16-16 FS-B-17-2 FE-B-17-14 FS-B-18-2 FE-B-18-15 FE-B-18-16-1~2 FE-B-18-17-1~2 FE-B-25-6 FE-B-26-9	形式：斜流型（天吊） 2,600~100m ³ /h 0.1~0.75kW		24
送風機（消音ボックス付） FS-B-B3-10 FS-B-B3-15 FS-B-B3-20 FE-B-B3-10 FE-B-B3-15 FE-B-B3-19~20 FE-B-B3-23 FS-B-B1-3~4 FS-B-B1-9 FS-B-B1-11~15 FS-B-B1-18 FS-B-B1-20 FE-B-B1-3~4 FE-B-B1-9 FE-B-B1-11~15 FE-B-B1-18 FE-B-B1-20 FS-B-1-2~3 FS-B-1-6~8 FE-B-1-2~3 FE-B-1-6 FE-B-1-10 FE-B-1-12~16 FS-B-2-1 FE-B-2-1 FE-B-4-1 FE-B-5-1~14	形式：斜流型（天吊） 2,600~100m ³ /h 0.1~0.75kW		321

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
FE-B-6-1~14 FE-B-7-1~12 FE-B-8-1~12 FE-B-9-1~11 FE-B-10-1~11 FE-B-11-1~11 FE-B-12-1~12 FE-B-13-1~12 FE-B-14-1~11 FE-B-15-1~13 FE-B-16-1~13 FS-B-17-1 FE-B-17-1~13 FE-B-17-15~16 FS-B-18-1 FE-B-18-1~14 FS-B-19-1~2 FE-B-19-1~16 FS-B-20-1~2 FE-B-20-1~12 FS-B-21-1~2 FE-B-21-1~13 FS-B-22-1~2 FE-B-22-1~14 FS-B-23-1~2 FE-B-23-1~12 FE-B-24-1~5 FE-B-25-1~5 FS-B-26-2 FE-B-26-1~5 FE-B-26-7 FS-B-P1-4 FE-B-P1-4~5 FS-B-P2-1~2 FE-B-P2-1~2	○ (FE-B-25-1のみ)		
○送風機 FSM-B-14-1~4	形式：軸流型（天吊） 63,000m ³ /h 電動機：37kW		4
床暖房設備 HF-1（1Fホール系統）	ヘッダー：16回路		1式
床暖房設備 HF-2（1Fレストラン・カフェ系統）	ヘッダー：14回路		1式
ファンコイルユニット FCU-6-12	形式：隠ぺい床置型 5F~13F：各2台 14F：1台 15F~23F：各2台 24F~26F：各1台		40
ファンコイルユニット FCU-4-8	形式：隠ぺい天吊型 5F:10台 14F:8台	5階東廊下×1台（H24） ・ドレンパン交換 ・エア抜弁交換	18

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
ファンコイルユニット FCU-6-12	形式：隠ぺい天吊型 1F～2F：4台 5F～6F：2台 7F：1台 8F～10F：3台 11F～13F：1台 14F：2台 15F：3台 16F：1台 17F：3台 18F～22F：1台 23F：3台 24F～26F：1台	2階東EVホール(H24) ・ドレンパン交換	45
ファンコイルユニット FCU-8-16	形式：隠ぺい天吊型 B3F：7台 B1F：7台 3F：1台 4F：1台 5F～13F：4台 14F：6台 15F～18F：4台 19F：6台 20F～22F：4台 23F：3台 24F～26F：1台		98
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-2-4	形式：1方向・カセット型 20F：2台		2
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-3-7.5	形式：1方向・カセット型 15F：2台 19F：1台 26F：1台		4
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-3-6	形式：1方向・カセット型 20F：1台 21F：1台		2
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-4-10	形式：1方向・カセット型 11F：1台		1
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-6-15	形式：1方向・カセット型 11F：2台 12F：4台 14F：2台 16F：2台 19F：2台		12
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-20	形式：カセット型 16F：2台		2
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-16	形式：カセット型 18F：4台 22F：8台		12
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-20	形式：カセット型 22F：3台		3
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-25	形式：カセット型 25F：1台		1
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-15	形式：カセット型 26F：1台		1
ファンコイルユニット（高負荷対応） OFCU-8-20	形式：カセット型 PH1F：5台		5
ファンコイルユニット FCU-4-10	形式：1方向・カセット型 6F：1台 7F～13F：1台 15F～23F：1台		17

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
ファンコイルユニット FCU-6-15	形式：2方向・カセット型 5F～23F：2台		38
ファンコイルユニット FCU-6-12	形式：2方向・カセット型 24F：1台		1
ファンコイルユニット FCU-6-15	形式：2方向・カセット型 25F～26F：1台		2
ファンコイルユニット FCU-4-10	形式：2方向・カセット型 16F～18F：1台 19F：2台 22F：1台 23F：2台 24F：1台 25F：1台		10
ファンコイルユニット FCU-3-6	形式：隠ぺいローボイ型 5F：5台 6F：5台 7F：5台 11F：5台 12F：5台 13F：5台 16F：5台 17F：5台 18F：5台 20F：5台		50
ファンコイルユニット FCU-3-6	形式：隠ぺいローボイ型 21F：5台 22F：5台		10
ファンコイルユニット（熱源室）	形式：天井埋込高静型 冷却能力46MJ/h FCU-B-B3-2：1台 FCU-B-B3-3：1台 FCU-B-B3-4：2台 FCU-B-B3-5：2台		6

※点検対象外

機器名称	仕様	電動機	台数
空気清浄機(エントランス) AFE-B-1-1	形式：天井カセット 風量：40～30～28m ³ /min	給気ファン 0.21KW	1
空気清浄機	形式：卓上型O A - S C S 106/130W 喫煙可能箇所		2

【記号の説明】

*：性能検査対象

○：共通仕様書第3編日常点検対象

●：共通仕様書第2編定期点検対象

◎：共通仕様書第3編日常点検対象、共通仕様書第2編定期点検対象

無印：共通仕様書第3編日常点検及び共通仕様書第2編定期点検対象外

2) 検査棟系統

機器名称	仕様	電動機	台数
冷水一次ポンプ PC-C-B3-1~3	渦巻型 φ150×φ125×1, 990L/min×45.0m	30.0kW	3
温水一次ポンプ PH-C-B3-1~3	渦巻型 φ125×φ100×1, 400L/min×30.0m	18.5kW	3
熱交換器 (冷水) HEXC-C-B3-1~2	プレート型 (水-水) 交換熱量5, 241MJ/h 材質SUS-304		2
*熱交換器 (温水) HEXH-C-B3-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9922 ・検査証番号9923	多管式 (蒸気-水) 交換熱量: 3, 685MJ/h 材質: 鋼製 容積: 0.369m ³		2
冷水サプライヘッダー HCS-C-B3-1	鋼管製 φ350×L4, 000		1
冷水リターンヘッダー HCR-C-B3-2	鋼管製 φ350×L4, 000		1
冷水リターンヘッダー HCR-C-B3-1	鋼管製 φ300×L4, 000		1
温水サプライヘッダー HHS-C-B3-1	鋼管製 φ350×L4, 100		1
温水リターンヘッダー HHR-C-B3-1	鋼管製 φ300×L4, 000		1
温水リターンヘッダー HHR-C-B3-2	鋼管製 φ350×L4, 000		1
冷水一次ポンプ PC-D-B3-1~3	多段渦巻型 φ125×φ100×900L/min×35.0m	18.5kW	3
温水一次ポンプ PH-D-B3-1~3	渦巻型 φ125×φ100×1, 110L/min×25.0m	18.5kW	3
温水一次ポンプ PHF-D-B3-1	渦巻型 φ65×φ50×300L/min×15.0m	2.2kW	1
温水二次ポンプ PHF-D-B3-3	多段渦巻型 φ65×φ50×370L/min×30.0m	5.5kW	1
冷水用加圧ポンプユニット PUC-B-B3-1	φ25×φ32×25L/min×20m	0.4kW	1
温水用 加圧ポンプユニット PUC-B-B3-2	φ32×40L/min×20m	0.75kW	1
熱交換器 (冷水) HEXC-D-B3-1~2	プレート型 (水-水) 交換熱量2, 373MJ/h 材質SUS-304		2
*熱交換器 (温水) HEXH-D-B3-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9924 ・検査証番号9925	多管型 (蒸気-水) 交換熱量: 291MJ/h 材質: 鋼製 容積: 0.305m ³		2
熱交換器 (温水) HEXH-D-B3-11	プレート型 (水-水) 交換熱量213MJ/h 材質SUS-316		1
冷水サプライヘッダー HCS-D-B3-1~2	鋼管製 φ250×L3, 600 φ300×L3, 000		2
冷水リターンヘッダー HCR-D-B3-1	鋼管製 φ300×L2, 900		1
温水サプライヘッダー HHS-D-B3-1	鋼管製 φ300×L3, 100		1

機器名称	仕様	電動機	台数
温水リターンヘッダー HHR-D-B3-1~2	鋼管製 φ300×L3, 200 φ250×L3, 900		2

【記号の説明】

*：性能検査対象

○：共通仕様書第3編日常点検対象

●：共通仕様書第2編定期点検対象

◎：共通仕様書第3編日常点検対象、共通仕様書第2編定期点検対象

無印：共通仕様書第3編日常点検及び共通仕様書第2編定期点検対象外

3) 地下駐車場

機器名称	仕様	電動機	台数
ユニット形空調機 AC-G-B3-1~2	立型 冷却能力42MJ/h エアフィルタ：パネル型	給気ファン0.8kW	2
◎送風機 FE-G-B1-3	軸流形（床置） #10 40,000m ³ /h	22.0kW	1
◎送風機 FE-G-B3-3~4 FE-G-B2-3~4 FE-G-B3-1~2 FE-G-B2-1~2 FE-G-B1-1~2	軸流形（床置） #11 54,500~59,500m ³ /h	22.0kW	10
◎送風機 FE-G-B1-4	軸流形（床置） #13 75,000m ³ /h	30.0kW	1
◎送風機 FSM-G-B1-2~3	片吸込多翼型（床置） #8 42,600~44,400m ³ /h	30.0kW	2
◎送風機 FSM-G-B1-1	片吸込多翼型（床置） #7 33,200m ³ /h	18.5kW	1
◎送風機 FSM-G-B1-4 FSM-G-1-1	片吸込多翼型（床置） #4 14,400m ³ /h	5.5kW~7.5kW	2
●送風機 FE-G-B1-15	片吸込多翼型（床置） #3 3,900m ³ /h	0.8kW	1
◎送風機 FE-G-1-2 FS-G-B1-3 FS-G-1-2	片吸込多翼型（天吊） #2(1/2) 3,900m ³ /h	0.4kW	3
◎送風機 FS-G-B3-1 FE-G-B3-6	片吸込多翼型（天吊） #2 2,200m ³ /h	0.4kW	2
送風機 ◎FE-G-1-1 ◎FS-G-1-1 ●FS-G-B1-4~6	片吸込多翼型（天吊） #1(1/2) 1,300~1,500m ³ /h	0.4kW~0.5kW	5
◎送風機 FE-G-B3-5 FE-G-B2-5 FE-G-B1-13	片吸込多翼型（天吊） #1(1/4) 800~1,000m ³ /h	0.2kW	3
送風機 ●FE-G-B1-10~12	片吸込多翼型（天吊） #1 500~700m ³ /h	0.2kW~0.4kW	3
送風機（消音ボックス付） DF-G-B3-1~12 DF-G-B2-1~12 DF-G-B1-1~9	高静圧誘引用（天吊） 900~2,700m ³ /h	1.5kW~2.2kW	33

機器名称	仕様	電動機	台数
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-G-B1-1(0) ACP-G-B1-2(0)	冷房能力7.1～10.0kW 暖房能力8.0～10.6kW	圧縮機2.4kW～3.0kW	2
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-G-B1-1(a) ACP-G-B1-2(a)	形式：天井埋込型 冷房能力7.1～10.0kW 暖房能力8.0～10.6kW	送風機0.24kW	2
ルームエアコン ACP-G-B1-3	冷房能力3.6kW 暖房能力5.4kW	圧縮機1.2kW 送風機0.10kW	1

【記号の説明】

○：共通仕様書第3編日常点検対象

●：共通仕様書第2編定期点検対象

◎：共通仕様書第3編日常点検対象、共通仕様書第2編定期点検対象

無印：共通仕様書第3編日常点検及び共通仕様書第2編定期点検対象外

4) 検査・厚生棟

機器名称	仕様	電動機	台数
膨張水槽（冷水） TE-C-PH-2	TE-2000 鋼鉄製 容量 2 m ³		1
膨張水槽（温水） TE-C-PH-1	TE-1000 鋼鉄製 容量 1 m ³		1
蒸気ヘッダー HS-C-B1-1 HS-C-B1-2	鋼管製 φ100×L1, 500 φ250×L1, 650		2
フラッシュタンク TSE-C-B1-1	ステンレス製（SUS-304） φ250		1
*蒸気発生器（検査・厚生棟系統） HE-C-B1-1 第1種圧力容器 ・検査証番号9921	横型 発生蒸気量764Kg/h 交換熱量2,042MJ/h 容積：3.135m ³ 電動機：1.5kW		1
脱気装置 D0-C-B2-1	膜式真空脱気装置 処理水量1,000L/h		1
軟水装置 SW-C-B1-1	イオン交換 処理水量2,400L/h		1
給水加圧ポンプユニット PU-C-B1-1	吐出圧力一定方式 φ32×130L/min×34m	1.5kW	1
原水槽（水処理装置用） TS-C-B1-1	開放式（SUS316L） 有効容量590L		1
処理水槽（水処理装置用） TS-C-B1-2	開放式（SUS316L） 有効容量1,800L		1
空気清浄装置 AFU-C-B2-1 AFU-D-B1-1 AFU-D-1-1~6 AFU-D-2-1 AFU-G-B3-1 AFU-G-1-1~2	パネル型 400~3,900m ³ /h		12
薄型空調機 AC-C-B2-1~2 AC-D-B1-1~2	フィルタ組込立型 冷却能力55~137MJ/h エアフィルタ折込型	給気ファン 0.8kW~1.5kW	4
薄型空調機 AC-D-1-7	フィルタ組込立型 冷却能力415MJ/h 加熱能力304MJ/h エアフィルタ折込型	給気ファン7.5kW	1
薄型空調機 AC-D-1-9 AC-D-1-5 AC-D-1-10	フィルタ組込立型 冷却能力142~425MJ/h 加熱能力108~321MJ/h エアフィルタパネル型	給気ファン 1.5kW~5.5kW	3
薄型空調機 AC-D-1-6 AC-C-1-1~2 AC-C-1~7-3 AC-C-2~7-1 AC-C-2~7-2	フィルタ組込立型 冷却能力118~383MJ/h 加熱能力77~251MJ/h 加湿蒸気 エアフィルタ折込型	給気ファン 1.5kW~3.7kW	22
薄型空調機 AC-C-1~7-4 AC-C-1~7-5 AC-D-1-8	フィルタ組込立型 冷却能力123~391MJ/h 加熱能力77~233MJ/h 加湿蒸気 エアフィルタ折込型	給気ファン 3.7kW~7.5kW 還気ファン 1.5kW~5.5kW	15
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-3(0)	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW	圧縮機4.1kW	1

機器名称	仕様	電動機	台数
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-3-1 ACP-D-1-3-1a ACP-D-1-3-1b	天井カセット型4方向 冷房能力3.6kW 暖房能力4.0kW	送風機0.03kW	3
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-3-1c ACP-D-1-3-1d	天井カセット型2方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	2
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-4(0)	冷房能力22.4kW 暖房能力25.0kW	圧縮機5.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-4-1 ACP-D-1-4-1a ACP-D-1-4-1b ACP-D-1-4-1c	天井カセット型4方向 冷房能力4.5kW 暖房能力5.0kW	送風機0.03kW	4
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-4-2	天井カセット型2方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-4-3	天井カセット型1方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.02kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-5(0)	冷房能力28.0kW 暖房能力31.5kW	圧縮機7.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-5-1 ACP-D-1-5-1a ACP-D-1-5-1b ACP-D-1-5-2 ACP-D-1-5-3 ACP-D-1-5-4	天井カセット型2方向 冷房能力3.6~7.1kW 暖房能力4.0~8.0kW	送風機0.04kW~0.1kW	6
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-6(0)	冷房能力28.0kW 暖房能力31.5kW	圧縮機7.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-6-1~7	天井カセット型2方向 冷房能力2.2~5.6kW 暖房能力2.5~6.3kW	送風機0.04kW	7
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-6-8	天井ビルトイン 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-7(0)	冷房能力28.0kW 暖房能力31.5kW	圧縮機7.5kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-7-1 ACP-D-1-7-2 ACP-D-1-7-4-1 ACP-D-1-7-4-1a ACP-D-1-7-4-1b ACP-D-1-7-5 ACP-D-1-7-8-1 ACP-D-1-7-8-1a	天井カセット型2方向 冷房能力2.2~3.6kW 暖房能力2.5~4.0kW	送風機0.04kW	8
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-7-6 ACP-D-1-7-7 ACP-D-1-7-9	天井カセット型1方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	3
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-7-3	天井ビルトイン 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.04kW	1
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-8(0)	冷房能力28.0kW 暖房能力31.5kW	圧縮機7.5kW	1

機器名称	仕様	電動機	台数
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-8-1 ACP-D-1-8-1a ACP-D-1-8-2~4	天井カセット型2方向 冷房能力2.2~5.6kW 暖房能力2.5~6.3kW	送風機0.04kW	5
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-9(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW	圧縮機3.75kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-9-1	天井カセット型1方向 冷房能力2.2kW 暖房能力2.5kW	送風機0.02kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-9-2 ACP-D-1-9-2a ACP-D-1-9-3	天井カセット型2方向 冷房能力2.2~3.6kW 暖房能力2.5~4.0kW	送風機0.04kW	3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-D-1-10(0)	冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW	圧縮機3.75kW	1
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-D-1-10-1~3	天井カセット型2方向 冷房能力3.6~5.6kW 暖房能力4.0~6.3kW	送風機0.02kW	3
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-C-1E-1(0) ACP-C-RE-1(0)	冷房能力16.0kW	圧縮機3.8kW	2
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-C-1E-1-1~4 ACP-C-RE-1-1~4	天井埋込型 冷房能力3.6kW	送風機0.1kW	8
マルチパッケージ形空調機（室外機） ACP-C-1E-2(0) ACP-C-RE-2(0)	冷房能力16.0kW	圧縮機4.1kW	2
マルチパッケージ形空調機（室内機） ACP-C-1E-2-1~3 ACP-C-RE-2-1~3	天井埋込型 冷房能力3.6kW	送風機0.1kW	6
ルームエアコン天井カセット ACP-D-1-1 ACP-C-1-1~2	冷房能力2.8~5.6kW 暖房能力4.2~6.3kW	圧縮機1.2kW~1.7kW 送風機0.1kW~0.2kW	3
ルームエアコン（天井隠ぺい） ACP-D-1-2	冷房能力10.0kW 暖房能力10.6kW	圧縮機3.0kW 送風機0.4kW	1
ルームエアコン（天井隠ぺい） ACP-D-1-11	冷房能力5.6kW	圧縮機1.7kW 送風機0.2kW	1
ルームエアコン（天吊露出） ACP-D-1-12	冷房能力3.6kW	圧縮機1.2kW 送風機0.1kW	1
全熱交換ユニット HEU-G-B1-1~3 HEU-D-1-1 HEU-D-1-4~5 HEU-D-1-7~16	天井隠ぺい静止型 処理風量150~1100m ³ /h	134kW~515kW	16
全熱交換ユニット HEU-C-1-1 HEU-D-1-2~3 HEU-D-1-6	カセット静止型 処理風量100~300m ³ /h	96kW~198kW	4
定風量制御装置（CAV）	全閉機構付 処理風量100~1,300m ³ /h		114
可変風量制御装置（VAV）	全閉機構付風量センサ付 処理風量960~1,384m ³ /h		84
○送風機（消音ボックス付） FE-D-1-4	斜流型（床置） #5 10,000m ³ /h	1.5kW	2
◎送風機 FE-D-1-20	片吸込多翼型（床置） #4(1/2) 22,000m ³ /h	11.0kW	1

機器名称	仕様	電動機	台数
送風機（消音ボックス付） FE-C-2-33-1~2 FE-C-3-17 FE-C-3-18 FE-C-4-33 FE-C-7-17 FE-C-7-23 FE-C-7-26 FE-D-1-22	斜流型（天吊） #4 2,600~3,600m ³ /h	0.4kW~0.9kW	9
◎送風機 FS-D-B3-1	片吸込多翼型（天吊） #3 5,200m ³ /h	1.5kW	1
送風機（消音ボックス付） ○FE-C-2-44~45 FE-C-1-3 FE-C-1-6 FE-C-1-9 FE-C-1-19 FE-C-2-3 FE-C-2-32 FE-C-3-3 FE-C-3-13 FE-C-3-19 FE-C-3-27 FE-C-3-31 FE-C-4-3 FE-C-4-13 FE-C-4-18 FE-C-4-26 FE-C-4-28 FE-C-4-31 FE-C-5-3 FE-C-5-9~10 FE-C-5-17~18 FE-C-5-28 FE-C-6-3 FE-C-6-26 FE-C-7-3 FE-C-7-16 FE-C-7-27 FE-D-1-5~6 FE-D-1-11 FE-D-1-28~29	斜流型（天吊） #3 500~2,600m ³ /h	0.2kW~0.3kW	35
◎送風機 FE-D-1-17~18 FE-D-1-21 FE-D-1-31	片吸込多翼型（床置） #3 6,000~10,000m ³ /h	1.5kW~3.7kW	4
◎送風機 FS-C-B2-1 FE-C-B2-1 FE-D-B3-1	片吸込多翼型（天吊） #2(1/2) 3,800~4,200m ³ /h	0.8kW	3
◎送風機 FS-C-B3-1 FE-C-B3-1 FS-D-B1-1 FS-D-B1-2 FS-D-1-4 FE-D-B1-1 FE-D-B1-2 FE-D-1-26	片吸込多翼型（天吊） #2 2,100~3,400m ³ /h	0.4kW~1.5kW	8

機器名称	仕様	電動機	台数
送風機（消音ボックス付） FS-C-1-1 FE-C-1-1~2 FE-C-1-4 FE-C-1-7~8 FE-C-1-10~16 FE-C-1-18 FE-C-2-1~2 FE-C-2-4 FE-C-2-6~8 FE-C-2-26 FE-C-2-28~31 FE-C-2-34 FE-C-2-36 FE-C-2-38~43 FE-C-3-1~2 FE-C-3-4 FE-C-3-6~7 FE-C-3-9~12 FE-C-3-14~16 FE-C-3-20~26 FE-C-3-28~30 FE-C-3-32 FE-C-4-1~2 FE-C-4-4 FE-C-4-6~12 FE-C-4-14~17 FE-C-4-19~25 FE-C-4-27 FE-C-4-29~30 FE-C-4-32 FE-C-5-1~2 FE-C-5-4 FE-C-5-6~8 FE-C-5-11~16 FE-C-5-19~27 FE-C-6-1~2 FE-C-6-4 FE-C-6-6~25 FE-C-7-1~2 FE-C-7-4 FE-C-7-6~15 FE-C-7-20~21 FE-C-7-24~25 FE-C-7-28~30 FE-D-1-7 FE-D-1-12~13 FE-D-1-30 FE-D-1-32~40	斜流型（天吊） #2 100~1,080m ³ /h	0.1kW~0.3kW	158
送風機（消音ボックス付） FE-D-1-10	ラインファン（天吊） #2 100m ³ /h	0.1kW	1
◎送風機 FE-D-1-24~25 FS-D-1-2~3 FS-D-1-9	片吸込多翼型（天吊） #1(1/2) 1,550~2,600m ³ /h	0.4kW~0.8kW	5
送風機（消音ボックス付） FE-D-1-8~9 ●FE-D-1-19	斜流型（天吊） #1(1/2) 900~1,400m ³ /h	0.2kW~0.4kW	3

機器名称	仕様	電動機	台数
◎送風機 FS-D-B2-1	片吸込多翼型(天吊) #1(1/4) 600m ³ /h	0.2kW	1
送風機(消音ボックス付) FS-D-1-3	斜流型(天吊) #1(1/4) 500m ³ /h	0.1kW	1
◎送風機(消音ボックス付) FE-D-1-27 FS-D-1-8 FS-D-1-5 FE-D-B2-1	片吸込多翼型(天吊) #1 450~1,400m ³ /h	0.2kW~0.8kW	4
換気扇 FV-C-1-1	天井扇 100m ³ /h	0.1kW	1
換気扇 FV-C-PH-1~2	圧力扇 300m ³ /h 2100m ³ /h	0.1kW	2 2
FV-C-1-2	2600m ³ /h		1
空気清浄装置 AFE-C-2~7-1 AFE-D-1-1(対象外)	天井カセット型 風量:20-15-10m/min AFE-C-2, 4, 6, 7-1喫煙可能箇所	0.13kW	7
ファンコイルユニット(隠ぺい型・床置型) (検査棟) FCU-4-8	1F:10台 2F:14台 3F:12台 4F:12台 5F:12台 6F:12台 7F:9台		86
ファンコイルユニット(床置型) (厚生棟) FCU-6-15	1F:4台		4
ファンコイルユニット(露出型・天吊型) (検査棟) FCU-6-12	1F:3台		3
ファンコイルユニット(露出型・天吊型) (検査棟) FCU-8-16	1F:3台		3
ファンコイルユニット(隠ぺい型・天吊型) (厚生棟) FCU-6-15	1F:2台		2
ファンコイルユニット(隠ぺい型・天吊型) (検査棟) FCU-6-12	1F:2台 2F:3台 3F:5台 4F:3台 5F:3台 6F:3台 7F:3台		22
ファンコイルユニット(1方向・カセット型)(厚生棟) FCU-6-15	1F:3台		3
ファンコイルユニット(1方向・カセット型)(検査棟) FCU-6-15	2台		2
ファンコイルユニット(2方向・カセット型)(厚生棟) FCU-6-15	1F:4台		4

機器名称	仕様	電動機	台数
ファンコイルユニット(2方向・カセット型) (検査棟) FCU-6-15	1F: 20台 2F: 35台 3F: 52台 4F: 50台 5F: 43台 6F: 51台 7F: 53台		304
ファンコイルユニット(4方向・カセット型)(厚生棟) FCU-4-111F	7台		7
洗浄形フィルタ	W型1500W×1 W型1200W×5		6
洗浄形フィルタ	W型900W×8 W型600W×7		15
排気フード	7850×1100×H600(レストラン) W型900W 1150×1150×H600(レストラン) W型900W 2550×950×H600(麺コーナー) W型1500W 850×950×H600(麺コーナー) W型600W 1350×900×H600(麺コーナー) W型600W 1000×950×H600(麺コーナー) W型600W 1250×950×H600(麺コーナー) W型600W 1300×950×H600(麺コーナー) W型600W 950×950×H600(麺コーナー) W型600W 2850×2050×H600(職員食堂) W型1200W 2150×1500×H600(職員食堂) W型1200W 2900×1400×H600(職員食堂) W型900W 2900×900×H600(レストラン) 洗浄形フィルタなし		5 1 1 1 1 2 1 1 1 1 3 2 2 1
床暖房設備 HF-3(職員レストラン系統)	ヘッダー: 21回路		1式
床暖房設備 HF-4(カフェコーナー系統)	ヘッダー: 12回路		1式

【記号の説明】

*: 性能検査対象

○: 共通仕様書第3編日常点検対象

●: 共通仕様書第2編定期点検対象

◎: 共通仕様書第3編日常点検対象、共通仕様書第2編定期点検対象

無印: 共通仕様書第3編日常点検及び共通仕様書第2編定期点検対象外

1-2. 空調機用インバータ

No	建物	階	機器	インバータ規格	交換年度	盤名	今回作業
1	高層棟	PH2	AC-B-PH2-1	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-BPH2-7	
2	高層棟	PH2	PU-B-PH-1	MiniFRN1. 5C 1 S-2J	19		
3	高層棟	PH2	PCU-B-PH-1	MiniFRN1. 5C 1 S-2J	19		
4	高層棟	PH1	AC-B-PH1-1S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-BPH1-1	
5	高層棟	PH1	AC-B-PH1-1R	FRN3. 7G11S-2	25	P-BPH1-1	
6	高層棟	PH1	AC-B-P1-3-1	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-BPH1-2	
7	高層棟	PH1	AC-B-P1-3-2	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-BPH1-2	
8	高層棟	PH1	AC-B-P1-2-1	FRN5. 5G11S-2	25	P-BPH1-3	
9	高層棟	PH1	AC-B-P1-2-2	FRN5. 5P9S-2	25	P-BPH1-3	
10	高層棟	26	AC-B-26-1S	FRN7. 5G11S-2	25	P-B26-1	
11	高層棟	26	AC-B-26-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B26-1	
12	高層棟	26	AC-B-26-2S	MEGAFRN11G 1 S-2J	19	P-B26-3	
13	高層棟	26	AC-B-26-2R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B26-3	
14	高層棟	25	AC-B-25-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B25-1	
15	高層棟	25	AC-B-25-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B25-1	
16	高層棟	25	AC-B-25-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B25-3	
17	高層棟	25	AC-B-25-2R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B25-3	
18	高層棟	24	AC-B-24-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B24-1	
19	高層棟	24	AC-B-24-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B24-1	
20	高層棟	24	AC-B-24-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B24-3	
21	高層棟	24	AC-B-24-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B24-3	
22	高層棟	23	AC-B-23-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B23-1	
23	高層棟	23	AC-B-23-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B23-1	
24	高層棟	23	AC-B-23-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B23-2	
25	高層棟	23	AC-B-23-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B23-2	
26	高層棟	23	AC-B-23-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B23-3	
27	高層棟	23	AC-B-23-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B23-3	
28	高層棟	23	AC-B-23-4S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B23-4	
29	高層棟	23	AC-B-23-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B23-4	
30	高層棟	22	AC-B-22-1S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B22-1	
31	高層棟	22	AC-B-22-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B22-1	
32	高層棟	22	AC-B-22-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B22-2	
33	高層棟	22	AC-B-22-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B22-2	
34	高層棟	22	AC-B-22-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B22-2	
35	高層棟	22	AC-B-22-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-B22-2	
36	高層棟	22	AC-B-22-3S	MEGAFRN11G 1 S-2J	19	P-B22-3	
37	高層棟	22	AC-B-22-3R	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-B22-3	
38	高層棟	22	AC-B-22-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B22-4	
39	高層棟	22	AC-B-22-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B22-4	
40	高層棟	22	AC-B-22-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-B22-4	
41	高層棟	22	AC-B-22-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B22-4	
42	高層棟	22	AC-B-22-7S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-B22-4	
43	高層棟	22	AC-B-22-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B22-4	
44	高層棟	21	AC-B-21-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B21-1	
45	高層棟	21	AC-B-21-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B21-1	
46	高層棟	21	AC-B-21-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B21-2	
47	高層棟	21	AC-B-21-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B21-2	
48	高層棟	21	AC-B-21-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-B21-2	
49	高層棟	21	AC-B-21-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B21-2	
50	高層棟	21	AC-B-21-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B21-3	
51	高層棟	21	AC-B-21-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B21-3	
52	高層棟	21	AC-B-21-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B21-4	
53	高層棟	21	AC-B-21-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B21-4	
54	高層棟	21	AC-B-21-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-B21-4	
55	高層棟	21	AC-B-21-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B21-4	
56	高層棟	21	AC-B-21-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B21-4	

No	建物	階	機器	インバータ規格	交換年度	盤名	今回作業
57	高層棟	21	AC-B-21-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B21-4	
58	高層棟	20	AC-B-20-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B20-1	
59	高層棟	20	AC-B-20-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B20-1	
60	高層棟	20	AC-B-20-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B20-2	
61	高層棟	20	AC-B-20-2R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B20-2	
62	高層棟	20	AC-B-20-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-B20-2	
63	高層棟	20	AC-B-20-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B20-2	
64	高層棟	20	AC-B-20-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B20-3	
65	高層棟	20	AC-B-20-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B20-3	
66	高層棟	20	AC-B-20-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B20-4	
67	高層棟	20	AC-B-20-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B20-4	
68	高層棟	20	AC-B-20-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-B20-4	
69	高層棟	20	AC-B-20-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B20-4	
70	高層棟	20	AC-B-20-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B20-4	
71	高層棟	20	AC-B-20-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B20-4	
72	高層棟	19	AC-B-19-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B19-1	
73	高層棟	19	AC-B-19-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B19-1	
74	高層棟	19	AC-B-19-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B19-2	
75	高層棟	19	AC-B-19-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B19-2	
76	高層棟	19	AC-B-19-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B19-2	
77	高層棟	19	AC-B-19-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B19-2	
78	高層棟	19	AC-B-19-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B19-3	
79	高層棟	19	AC-B-19-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B19-3	
80	高層棟	19	AC-B-19-4S	FRN7. 5G11S-2	25	P-B19-4	
81	高層棟	19	AC-B-19-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B19-4	
82	高層棟	19	OAC-B-19-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-B19-4	
83	高層棟	18	AC-B-18-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B18-1	
84	高層棟	18	AC-B-18-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B18-1	
85	高層棟	18	AC-B-18-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B18-2	
86	高層棟	18	AC-B-18-2R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B18-2	
87	高層棟	18	AC-B-18-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B18-2	
88	高層棟	18	AC-B-18-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B18-2	
89	高層棟	18	AC-B-18-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B18-3	
90	高層棟	18	AC-B-18-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B18-3	
91	高層棟	18	AC-B-18-8-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B18-3	
92	高層棟	18	AC-B-18-8-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B18-3	
93	高層棟	18	AC-B-18-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B18-4	
94	高層棟	18	AC-B-18-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B18-4	
95	高層棟	18	AC-B-18-6-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B18-4	
96	高層棟	18	AC-B-18-6-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B18-4	
97	高層棟	18	AC-B-18-7-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B18-4	
98	高層棟	18	AC-B-18-7-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B18-4	
99	高層棟	18	PU-B-18-1	MiniFRN1. 5C 1 S-2J	19		
100	高層棟	17	AC-B-17-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B17-1	
101	高層棟	17	AC-B-17-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B17-1	
102	高層棟	17	AC-B-17-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B17-2	
103	高層棟	17	AC-B-17-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B17-2	
104	高層棟	17	AC-B-17-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B17-2	
105	高層棟	17	AC-B-17-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B17-2	
106	高層棟	17	AC-B-17-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B17-3	
107	高層棟	17	AC-B-17-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B17-3	
108	高層棟	17	AC-B-17-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B17-4	
109	高層棟	17	AC-B-17-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B17-4	
110	高層棟	17	AC-B-17-6S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B17-4	
111	高層棟	17	AC-B-17-6R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B17-4	
112	高層棟	16	AC-B-16-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B16-1	
113	高層棟	16	AC-B-16-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B16-1	

No	建物	階	機器	インバータ規格	交換年度	盤名	今回作業
114	高層棟	16	AC-B-16-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B16-2	
115	高層棟	16	AC-B-16-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B16-2	
116	高層棟	16	AC-B-16-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B16-2	
117	高層棟	16	AC-B-16-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B16-2	
118	高層棟	16	AC-B-16-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B16-3	
119	高層棟	16	AC-B-16-3R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B16-3	
120	高層棟	16	OAC-B-16-1-1	FRN0. 75G9S-2	25	P-B16-3	
121	高層棟	16	OAC-B-16-1-2	FRN0. 75G9S-2	25	P-B16-3	
122	高層棟	16	AC-B-16-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B16-4	
123	高層棟	16	AC-B-16-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B16-4	
124	高層棟	16	AC-B-16-6	FRN11G11S-2	25	P-B16-4	
125	高層棟	16	AC-B-16-7S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B16-4	
126	高層棟	16	AC-B-16-7R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B16-4	
127	高層棟	15	AC-B-15-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B15-1	
128	高層棟	15	AC-B-15-1R	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B15-1	
129	高層棟	15	AC-B-15-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B15-2	
130	高層棟	15	AC-B-15-2R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B15-2	
131	高層棟	15	AC-B-15-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B15-3	
132	高層棟	15	AC-B-15-3R	FRN5. 5G11S-2	25	P-B15-3	
133	高層棟	15	OAC-B-15-1-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B15-3	
134	高層棟	15	OAC-B-15-1-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B15-3	
135	高層棟	15	AC-B-15-5S	FRN2. 2G11S-2	25	P-B15-4	
136	高層棟	15	AC-B-15-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B15-4	
137	高層棟	15	AC-B-15-6-1	FRN7. 5G11S-2	25	P-B15-4	
138	高層棟	15	AC-B-15-6-2	FRN7. 5G11S-2	25	P-B15-4	
139	高層棟	14	AC-B-14-1S	FRN7. 5G11S-2	25	P-B14-1	
140	高層棟	14	AC-B-14-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B14-1	
141	高層棟	14	AC-B-14-8-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-B14-1	
142	高層棟	14	AC-B-14-8-2	FRN2. 2G11S-2	25	P-B14-1	
143	高層棟	14	AC-B-14-8-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-B14-1	
144	高層棟	14	AC-B-14-2S	FRN7. 5G11S-2	25	P-B14-2	
145	高層棟	14	AC-B-14-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B14-2	
146	高層棟	14	AC-B-14-3S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B14-3-1	
147	高層棟	14	AC-B-14-3R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B14-3-1	
148	高層棟	14	PC2-B-14-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-B14-3-2	
149	高層棟	14	PC2-B-14-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-B14-3-2	
150	高層棟	14	PC2-B-14-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-B14-3-2	
151	高層棟	14	PC2-B-14-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-B14-3-2	
152	高層棟	14	AC-B-14-7-1	FRN1. 5G11S-2	25	P-B14-4	
153	高層棟	14	AC-B-14-7-2	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B14-4	
154	高層棟	14	AC-B-14-6-1	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-B14-4	
155	高層棟	14	AC-B-14-6-2	FRN5. 5G11S-2	25	P-B14-4	
156	高層棟	14	AC-B-14-5	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B14-4	
157	高層棟	13	AC-B-13-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B13-1	
158	高層棟	13	AC-B-13-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B13-1	
159	高層棟	13	AC-B-13-2S	FRN7. 5G11S-2	25	P-B13-2	
160	高層棟	13	AC-B-13-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B13-2	
161	高層棟	13	AC-B-13-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B13-2	
162	高層棟	13	AC-B-13-5R	FRN1. 5G11S-2	25	P-B13-2	
163	高層棟	13	AC-B-13-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B13-3	
164	高層棟	13	AC-B-13-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B13-3	
165	高層棟	13	AC-B-13-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B13-4	
166	高層棟	13	AC-B-13-4R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B13-4	
167	高層棟	13	AC-B-13-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B13-4	
168	高層棟	13	AC-B-13-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B13-4	
169	高層棟	13	AC-B-13-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B13-4	
170	高層棟	13	AC-B-13-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B13-4	

No	建物	階	機器	インバータ規格	交換年度	盤名	今回作業
171	高層棟	12	AC-B-12-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B12-1	
172	高層棟	12	AC-B-12-1R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B12-1	
173	高層棟	12	AC-B-12-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B12-2	
174	高層棟	12	AC-B-12-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B12-2	
175	高層棟	12	AC-B-12-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B12-2	
176	高層棟	12	AC-B-12-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B12-2	
177	高層棟	12	AC-B-12-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B12-3	
178	高層棟	12	AC-B-12-3R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B12-3	
179	高層棟	12	AC-B-12-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B12-4	
180	高層棟	12	AC-B-12-4R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B12-4	
181	高層棟	12	AC-B-12-6S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-B12-4	
182	高層棟	12	AC-B-12-6R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-B12-4	
183	高層棟	12	AC-B-12-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B12-4	
184	高層棟	12	AC-B-12-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B12-4	
185	高層棟	11	AC-B-11-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B11-1	
186	高層棟	11	AC-B-11-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B11-1	
187	高層棟	11	AC-B-11-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B11-2	
188	高層棟	11	AC-B-11-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B11-2	
189	高層棟	11	AC-B-11-5S	FRN2. 2G11S-2	25	P-B11-2	
190	高層棟	11	AC-B-11-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B11-2	
191	高層棟	11	AC-B-11-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B11-3	
192	高層棟	11	AC-B-11-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B11-3	
193	高層棟	11	AC-B-11-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B11-4	
194	高層棟	11	AC-B-11-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B11-4	
195	高層棟	11	AC-B-11-6S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B11-4	
196	高層棟	11	AC-B-11-6R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-B11-4	
197	高層棟	11	AC-B-11-7S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B11-4	
198	高層棟	11	AC-B-11-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B11-4	
199	高層棟	10	AC-B-10-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B10-1	
200	高層棟	10	AC-B-10-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B10-1	
201	高層棟	10	AC-B-10-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B10-2	
202	高層棟	10	AC-B-10-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B10-2	
203	高層棟	10	AC-B-10-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B10-2	
204	高層棟	10	AC-B-10-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B10-2	
205	高層棟	10	AC-B-10-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B10-3	
206	高層棟	10	AC-B-10-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	20	P-B10-3	
207	高層棟	10	AC-B-10-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B10-4	
208	高層棟	10	AC-B-10-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B10-4	
209	高層棟	9	AC-B-9-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B9-1	
210	高層棟	9	AC-B-9-1R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B9-1	
211	高層棟	9	AC-B-9-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B9-2	
212	高層棟	9	AC-B-9-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B9-2	
213	高層棟	9	AC-B-9-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B9-2	
214	高層棟	9	AC-B-9-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B9-2	
215	高層棟	9	AC-B-9-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B9-3	
216	高層棟	9	AC-B-9-3R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B9-3	
217	高層棟	9	AC-B-9-4S	FRN7. 5G11S-2	25	P-B9-4	
218	高層棟	9	AC-B-9-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B9-4	
219	高層棟	8	AC-B-8-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B8-1	
220	高層棟	8	AC-B-8-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B8-1	
221	高層棟	8	AC-B-8-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B8-2	
222	高層棟	8	AC-B-8-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B8-2	
223	高層棟	8	AC-B-8-5S	FRN2. 2G11S-2	25	P-B8-2	
224	高層棟	8	AC-B-8-5R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-B8-2	
225	高層棟	8	AC-B-8-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B8-3	
226	高層棟	8	AC-B-8-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B8-3	
227	高層棟	8	AC-B-8-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B8-4	

No	建物	階	機器	インバータ規格	交換年度	盤名	今回作業
228	高層棟	8	AC-B-8-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B8-4	
229	高層棟	7	AC-B-7-1S	FRN5. 5G11S-2	25	P-B7-1	
230	高層棟	7	AC-B-7-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B7-1	
231	高層棟	7	AC-B-7-2S	FRN5. 5G11S-2	25	P-B7-2	
232	高層棟	7	AC-B-7-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B7-2	
233	高層棟	7	AC-B-7-5S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B7-2	
234	高層棟	7	AC-B-7-5R	FRN1. 5G11S-2	25	P-B7-2	
235	高層棟	7	AC-B-7-3S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B7-3	
236	高層棟	7	AC-B-7-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B7-3	
237	高層棟	7	AC-B-7-4S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B7-4	
238	高層棟	7	AC-B-7-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B7-4	
239	高層棟	7	AC-B-7-6S	FRNO. 75G9S-2	25	P-B7-4	
240	高層棟	7	AC-B-7-6R	FRNO. 75G9S-2	25	P-B7-4	
241	高層棟	7	AC-B-7-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B7-4	
242	高層棟	7	AC-B-7-7R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B7-4	
243	高層棟	6	AC-B-6-1S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-1	
244	高層棟	6	AC-B-6-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-1	
245	高層棟	6	AC-B-6-2S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-2	
246	高層棟	6	AC-B-6-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-2	
247	高層棟	6	AC-B-6-5S	FRN5. 5G11S-2	25	P-B6-2	
248	高層棟	6	AC-B-6-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-2	
249	高層棟	6	AC-B-6-3S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-3	
250	高層棟	6	AC-B-6-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-3	
251	高層棟	6	AC-B-6-9S	FRN5. 5G11S-2	25	P-B6-3	
252	高層棟	6	AC-B-6-9R	FRN3. 7G11S-2	25	P-B6-3	
253	高層棟	6	AC-B-6-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B6-4	
254	高層棟	6	AC-B-6-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-4	
255	高層棟	6	AC-B-6-7S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B6-4	
256	高層棟	6	AC-B-6-7R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B6-4	
257	高層棟	6	AC-B-6-8S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-B6-4	
258	高層棟	6	AC-B-6-8R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-B6-4	
259	高層棟	6	AC-B-6-10S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-5	
260	高層棟	6	AC-B-6-10R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B6-5	
261	高層棟	6	AC-B-6-11S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B6-5	
262	高層棟	6	AC-B-6-11R	FRN1. 5G11S-2	25	P-B6-5	
263	高層棟	5	AC-B-5-1S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-B5-1	
264	高層棟	5	AC-B-5-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B5-1	
265	高層棟	5	AC-B-5-2S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-B5-2	
266	高層棟	5	AC-B-5-2R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B5-2	
267	高層棟	5	AC-B-5-5S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B5-2	
268	高層棟	5	AC-B-5-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B5-2	
269	高層棟	5	AC-B-5-3S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B5-3	
270	高層棟	5	AC-B-5-3R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B5-3	
271	高層棟	5	AC-B-5-4S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B5-4	
272	高層棟	5	AC-B-5-4R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B5-4	
273	高層棟	5	AC-B-5-7S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B5-4	
274	高層棟	5	AC-B-5-7R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B5-4	
275	高層棟	5	AC-B-5-8S	FRN2. 2G11S-2	25	P-B5-4	
276	高層棟	5	AC-B-5-8R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B5-4	
277	高層棟	5	AC-B-5-9S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B5-4	
278	高層棟	5	AC-B-5-9R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B5-4	
279	高層棟	3	AC-B-3-1	FRN5. 5G11S-2	25	P-B3-1	
280	高層棟	3	AC-B-3-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B3-1	
281	高層棟	3	AC-B-3-3	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B3-1	
282	高層棟	3	AC-B-3-4	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B3-2	
283	高層棟	3	AC-B-3-5	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-B3-2	
284	高層棟	3	AC-B-3-6	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B3-2	

No	建物	階	機器	インバータ規格	交換年度	盤名	今回作業
285	高層棟	3	AC-B-3-7	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B3-3	
286	高層棟	1	AC-B-1-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B1-1	
287	高層棟	1	AC-B-1-11	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B1-1	
288	高層棟	1	AC-B-1-7S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-B1-2	
289	高層棟	1	AC-B-1-7R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B1-2	
290	高層棟	1	AC-B-1-2S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B1-3	
291	高層棟	1	AC-B-1-2R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-B1-3	
292	高層棟	1	AC-B-1-3S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-B1-3	
293	高層棟	1	AC-B-1-3R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-B1-3	
294	高層棟	1	AC-B-1-10	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20	P-B1-3	
295	高層棟	1	AC-B-1-12	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B1-3	
296	高層棟	1	AC-B-1-6-1	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B1-4	
297	高層棟	1	AC-B-1-6-2	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	19	P-B1-4	
298	高層棟	1	AC-B-1-4	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-B1-4	
299	高層棟	1	AC-B-1-5S	FRN5. 5G11S-2	25	P-B1-4	
300	高層棟	1	AC-B-1-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B1-4	
301	高層棟	1	AC-B-1-9S	FRN7. 5G11S-2	25	P-B1-4	
302	高層棟	1	AC-B-1-9R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-B1-5	
303	高層棟	1	AC-B-1-8	MEGAFRN15G 1 S-2J	19	P-B1-5	
304	高層棟	B1	AC-B-B1-2S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-BB1-2	
305	高層棟	B1	AC-B-B1-2R	FRN1. 5G11S-2	25	P-BB1-2	
306	高層棟	B1	AC-B-B1-1S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-BB1-3	
307	高層棟	B1	AC-B-B1-1R	FRN3. 7G11S-2	25	P-BB1-3	
308	高層棟	B1	AC-B-B1-3	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-BB1-4	
309	高層棟	B1	AC-B-B1-4S	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-BB1-5	
310	高層棟	B1	AC-B-B1-4R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-BB1-5	
311	高層棟	B3	PC1-B-B3-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-1	
312	高層棟	B3	PC1-B-B3-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-1	
313	高層棟	B3	PC1-B-B3-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-1	
314	高層棟	B3	PC1-B-B3-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-1	
315	高層棟	B3	PC1-B-B3-5	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-1	
316	高層棟	B3	PC1-B-B3-6	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-1	
317	高層棟	B3	PC2-B-B3-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-1	
318	高層棟	B3	PC2-B-B3-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-1	
319	高層棟	B3	PC2-B-B3-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-1	
320	高層棟	B3	PC2-B-B3-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-1	
321	高層棟	B3	PC-C-B3-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-2	
322	高層棟	B3	PC-C-B3-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-2	
323	高層棟	B3	PC-C-B3-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	20	P-BB3-1-2	
324	高層棟	B3	PC-D-B3-1	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	20	P-BB3-1-2	
325	高層棟	B3	PC-D-B3-2	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	20	P-BB3-1-2	
326	高層棟	B3	PC-D-B3-3	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	20	P-BB3-1-2	
327	高層棟	B3	PH-B-B3-1	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-3	
328	高層棟	B3	PH-B-B3-2	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-3	
329	高層棟	B3	PH-B-B3-3	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-3	
330	高層棟	B3	PH-B-B3-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-3	
331	高層棟	B3	PH-B-B3-5	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-3	
332	高層棟	B3	PH-B-B3-6	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-BB3-1-3	
333	高層棟	B3	PH-C-B3-1	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	21	P-BB3-2-2	
334	高層棟	B3	PH-C-B3-2	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	21	P-BB3-2-2	
335	高層棟	B3	PH-C-B3-3	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	21	P-BB3-2-2	
336	高層棟	B3	PH-D-B3-1	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	21	P-BB3-2-3	
337	高層棟	B3	PH-D-B3-2	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	21	P-BB3-2-3	
338	高層棟	B3	PH-D-B3-3	MEGAFRN18. 5G 1 S-2J	21	P-BB3-2-3	
339	高層棟	B3	AC-B-B3-6-1S	MEGAFRN22G 1 S-2J	19	P-BB3-4	
340	高層棟	B3	AC-B-B3-6-1R	MEGAFRN22G 1 S-2J	19	P-BB3-4	
341	高層棟	B3	AC-B-B3-6-2S	MEGAFRN22G 1 S-2J	19	P-BB3-4	

No	建物	階	機器	インバータ規格	交換年度	盤名	今回作業
342	高層棟	B3	AC-B-B3-6-2R	FRN22G11S-2	25	P-BB3-4	
343	高層棟	B3	AC-B-B3-7-1	FRN11G11S-2	25	P-BB3-5	
344	高層棟	B3	AC-B-B3-7-2	FRN11G11S-2	25	P-BB3-5	
345	高層棟	B3	AC-B-B3-8S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-BB3-6	
346	高層棟	B3	AC-B-B3-8R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-BB3-6	
347	高層棟	B3	PU-B-B3-1	MiniFRN3. 7C 1 S-2J	19		
348	高層棟	B3	PU-C-B3-1	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	20		
349	高層棟	B3	PU-D-B3-1	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20		
350	高層棟	B3	PCU-B-B3-1	FRN5. 5G11S-2	25		
351	高層棟	B3	PCU-C-B3-1	FRN5. 5G11S-2	25		
352	高層棟	B3	PCU-D-B3-1	MiniFRN3. 7C 1 S-2J	19		
353	高層棟	B3	AC-B-B3-5S	FRN1. 5P9S-2	25	P-BB3-8	
354	高層棟	B3	AC-B-B3-5R	FRN1. 5P9S-2	25	P-BB3-8	
355	高層棟	B3	AC-B-B3-9S	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-BB3-8	
356	高層棟	B3	AC-B-B3-9R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-BB3-8	
357	高層棟	B3	AC-B-B3-4-1	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-BB3-10	
358	高層棟	B3	AC-B-B3-4-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-BB3-10	
359	高層棟	B3	AC-B-B3-2-1	FRN11G11S-2	25	P-BB3-10	
360	高層棟	B3	AC-B-B3-2-2	FRN11G11S-2	25	P-BB3-10	
361	高層棟	B3	AC-B-B3-1S	FRN5. 5G11S-2	25	P-BB3-11	
362	高層棟	B3	AC-B-B3-1R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-BB3-11	
363	高層棟	B3	AC-B-B3-3	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-BB3-11	
364	検査棟	7	AC-C-7-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C7-1	
365	検査棟	7	AC-C-7-2	FRN2. 2G11S-2	25	P-C7-2	
366	検査棟	7	AC-C-7-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-C7-3	
367	検査棟	7	AC-C-7-4S	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	20	P-C7-4	
368	検査棟	7	AC-C-7-4R	FRN3. 7G11S-2	25	P-C7-4	
369	検査棟	7	AC-C-7-5S	FRN5. 5G11S-2	25	P-C7-5	
370	検査棟	7	AC-C-7-5R	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C7-5	
371	検査棟	6	AC-C-6-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C6-1	
372	検査棟	6	AC-C-6-2	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C6-2	
373	検査棟	6	AC-C-6-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C6-3	
374	検査棟	6	AC-C-6-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-C6-4	
375	検査棟	6	AC-C-6-4R	FRN2. 2G11S-2	25	P-C6-4	
376	検査棟	6	AC-C-6-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C6-5	
377	検査棟	6	AC-C-6-5R	FRN2. 2G11S-2	25	P-C6-5	
378	検査棟	5	AC-C-5-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C5-1	
379	検査棟	5	AC-C-5-2	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C5-2	
380	検査棟	5	AC-C-5-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C5-3	
381	検査棟	5	AC-C-5-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C5-4	
382	検査棟	5	AC-C-5-4R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C5-4	
383	検査棟	5	AC-C-5-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-C5-5	
384	検査棟	5	AC-C-5-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-C5-5	
385	検査棟	4	AC-C-4-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C4-1	
386	検査棟	4	AC-C-4-2	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C4-2	
387	検査棟	4	AC-C-4-3	FRN2. 2G11S-2	25	P-C4-3	
388	検査棟	4	AC-C-4-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-C4-4	
389	検査棟	4	AC-C-4-4R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-C4-4	
390	検査棟	4	AC-C-4-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C4-5	
391	検査棟	4	AC-C-4-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	19	P-C4-5	
392	検査棟	3	AC-C-3-1	FRN2. 2G11S-2	25	P-C3-1	
393	検査棟	3	AC-C-3-2	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C3-2	
394	検査棟	3	AC-C-3-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C3-3	
395	検査棟	3	AC-C-3-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C3-4	
396	検査棟	3	AC-C-3-4R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-C3-4	
397	検査棟	3	AC-C-3-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C3-5	
398	検査棟	3	AC-C-3-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C3-5	

No	建物	階	機器	インバータ規格	交換年度	盤名	今回作業
399	検査棟	2	AC-C-2-1	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-C2-1	
400	検査棟	2	AC-C-2-2	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C2-2	
401	検査棟	2	AC-C-2-3	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-C2-3	
402	検査棟	2	AC-C-2-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-C2-4	
403	検査棟	2	AC-C-2-4R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-C2-4	
404	検査棟	2	AC-C-2-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C2-5	
405	検査棟	2	AC-C-2-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	20	P-C2-5	
406	検査棟	1	AC-C-1-1	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C1-1	
407	検査棟	1	AC-C-1-2	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-C1-2	
408	検査棟	1	AC-C-1-3	FRN2. 2G11S-2	25	P-C1-3	
409	検査棟	1	AC-C-1-4S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	19	P-C1-4	
410	検査棟	1	AC-C-1-4R	FRN2. 2G11S-2	25	P-C1-4	
411	検査棟	1	AC-C-1-5S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-C1-5	
412	検査棟	1	AC-C-1-5R	MEGAFRN2. 2G 1 S-2J	21	P-C1-5	
413	検査棟	B1	AC-D-B1-1	FRN1. 5G9S-2	25	P-DB1-1	
414	検査棟	B1	AC-D-B1-2	FRN1. 5G9S-2	25	P-DB1-1	
415	検査棟	B2	AC-C-B2-1	FRN1. 5G11S-2	25	P-CB2-1	
416	検査棟	B2	AC-C-B2-2	FRN1. 5G11S-2	25	P-CB2-1	
417	検査棟	B3	AC-G-B3-1	FRN1. 5G9S-2	25	P-GB3-1	
418	検査棟	B3	AC-G-B3-2	FRN1. 5G9S-2	25	P-GB3-1	
419	厚生棟	1	AC-D-1-9	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-D1-3	
420	厚生棟	1	AC-D-1-5	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	21	P-D1-5-1	
421	厚生棟	1	AC-D-1-7	FRN11P11S-2	25	P-D1-6	
422	厚生棟	1	AC-D-1-8S	MEGAFRN3. 7G 1 S-2J	21	P-D1-6	
423	厚生棟	1	AC-D-1-8R	MEGAFRN1. 5G 1 S-2J	20	P-D1-6	
424	厚生棟	1	AC-D-1-6	FRN11P11S-2	25	P-D1-7	
425	厚生棟	1	AC-D-1-1S	MEGAFRN7. 5G 1 S-2J	19	P-D1-8	
426	厚生棟	1	AC-D-1-1R	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-D1-8	
427	厚生棟	1	AC-D-1-2-1	FRN5. 5P11S-2	25	P-D1-8	
428	厚生棟	1	AC-D-1-2-2	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-D1-8	
429	厚生棟	1	AC-D-1-10	MEGAFRN5. 5G 1 S-2J	19	P-D1-9	
430	駐車場	B1	FE-G-B1-3	MEGAFRN22G 1 S-2J	20	P-GB1-21-2	
431	駐車場	B1	FE-G-B1-4	MEGAFRN30G 1 S-2J	21	P-GB1-21-2	
432	駐車場	B1	FE-G-B1-1	MEGAFRN15G 1 S-2J	19	P-GB1-24-2	
433	駐車場	B1	FE-G-B1-2	MEGAFRN15G 1 S-2J	19	P-GB1-24-2	
434	駐車場	B2	FE-G-B2-3	MEGAFRN22G 1 S-2J	21	P-GB2-21-2	
435	駐車場	B2	FE-G-B2-4	MEGAFRN22G 1 S-2J	21	P-GB2-21-2	
436	駐車場	B2	FE-G-B2-1	FRN11P11S-2	25	P-GB2-24-2	
437	駐車場	B2	FE-G-B2-2	FRN11P11S-2	25	P-GB2-24-2	
438	駐車場	B3	FE-G-B3-3	MEGAFRN22G 1 S-2J	21	P-GB3-21-2	
439	駐車場	B3	FE-G-B3-4	MEGAFRN22G 1 S-2J	21	P-GB3-21-2	
440	駐車場	B3	FE-G-B3-1	MEGAFRN15G 1 S-2J	19	P-GB3-24-2	
441	駐車場	B3	FE-G-B3-2	MEGAFRN15G 1 S-2J	20	P-GB3-24-2	

1-3. 衛生設備

1) 高層棟

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
☆上水受水槽 TW-B-B3-1(9月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 6,500×4,000×H3,000(2槽式) 6.5m ³		1
☆中水受水槽 TCW-B-B3-1(10月点検清掃)	コンクリート製(地下式) 有効容量36.25m ³		4
☆上水高置水槽(5~14F系統) TWH-B-18-1(9月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 2,000×1,000×H2,000(2槽式) 3m ³		1
☆上水高置水槽(15~26F系統) TWH-B-PH-1(9月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 2,000×1,000×H2,000(2槽式) 3m ³		1
☆中水高置水槽(5~14F系統) TWCH-B-18-1(10月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 3,000×1,000×H2,000(2槽式) 4.5m ³		1
☆中水高置水槽(15~26F系統) TWCH-B-PH-1(10月点検清掃)	ステンレス鋼板製パネルタンク 3,000×1,000×H2,000(2槽式) 4.5m ³		1
*貯湯槽(5~14F系統、15~26F系統) TVW-B-PH-1~2 TVW-B-17-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9932 ・検査証番号9933 ・検査証番号9935 ・検査証番号9934	立型(SUS-444) 有効容量1,500L 加熱能力345MJ/h 容積:1.700m ³	TVW-B-17-1 ・加熱コイル修理(H24) TVW-B-PH-1~2 ・バルブ交換(H24) TVW-B-17-1~2 ・バルブ交換(H24)	4
*貯湯槽(B3~2F系統) TVW-B3-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9937 ・検査証番号9936	立型(SUS-444) 有効容量1,000L 加熱能力230MJ/h 容積:1.168m ³		2
給湯用補給水槽 TWR-B-18-1 TWR-B-PH-1	鋼板製 1,000×1,000×H1,100		2
中水給水ポンプユニット呼水槽 T-B-B3-1~3	鋼板製 有効容量0.2m ³ (600×600×H600)		3
密閉式膨張水槽 EXT-B-B3-1~2	ダイヤフラム式 容量283L(鋼板製)		2
上水揚水ポンプ(5~14F系統) PW-B-B3-1~2	多段渦巻型 φ40×130L/min×120m×7.5kW		2
上水揚水ポンプ(15~26F系統) PW-B-B3-3~4	多段渦巻型 φ40×110L/min×170m×11.0kW		2
中水揚水ポンプ(5~14F系統) PCW-B-B3-1~2	多段渦巻型 φ40×200L/min×120m×11.0kW		2
中水揚水ポンプ(15~26F系統) PCW-B-B3-3~4	渦巻型 φ40×150L/min×170m×11.0kW		2
雨水移送ポンプ PCW-B-B3-5~6	多段渦巻型 φ50×250L/min×10m×1.5kW		2
池給水ポンプ PCW-B-B3-7~8	多段渦巻型 φ40×100L/min×25m×1.5kW		2
上水給水ポンプユニット(B3~2F系統) PU-B-B3-1	周波数制御方式 φ50×φ50×250L/min×40m×3.75kW×2		1
上水給水ポンプユニット(26~PH-1系統) PU-B-PH-1	周波数制御方式 φ50×φ50×130L/min×25m×1.5kW×2		1
中水給水ポンプユニット(B3~2F系統) PCU-B-B3-1	周波数制御方式 φ65×φ50×300L/min×40m×5.5kW×2		1
中水給水ポンプユニット(26~PH-2系統) PCU-B-PH-1	周波数制御方式 φ40×φ40×100L/min×20m×1.5kW×2		1
上水給水ポンプユニット(給湯用) PU-B-18-1	周波数制御方式 φ32×φ32×50L/min×10m×1.5kW×2		1
上水給水ポンプユニット(検査棟系統) PU-C-B3-1	周波数制御方式 φ65×φ50×300L/min×55m×7.5kW×2		1

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
上水給水ポンプユニット(厚生棟系統) PU-D-B3-1	周波数制御方式 φ65×φ50×350L/min×40m×5.5kW×2		1
中水給水ポンプユニット(検査棟系統) PCU-C-B3-1	周波数制御方式 φ50×φ50×200L/min×60m×5.5kW×2		1
中水給水ポンプユニット(厚生棟系統) PCU-D-B3-1	周波数制御方式 φ40×φ40×100L/min×40m×3.7kW×2		1
給湯循環ポンプ(B3~2系統) PWH-B-B3-1~2	ライン型(ステンレス製) φ32×20L/min×5m×0.25kW		2
給湯循環ポンプ(5~14F系統) PWH-B-17-1~2	ライン型(ステンレス製) φ25×20L/min×5m×0.15kW		2
給湯循環ポンプ(15~26F系統) PWH-B-PH-1~2	ライン型(ステンレス製) φ25×20L/min×5m×0.15kW		2
汚水雑排ポンプ PDS-B-B3-3~4	汚水汚物用水中ポンプ φ100×1,200L/min×18m×7.5kW		2
汚水雑排ポンプ PDS-B-B3-5~6	汚水汚物用水中ポンプ φ80×700L/min×20m×7.5kW		2
汚水雑排ポンプ PDS-B-B3-1~2	汚水汚物用水中ポンプ φ80×400L/min×19m×5.5kW		2
汚水雑排ポンプ PDS-B-B3-7~8 PDS-B-B3-9~10	雑排水用水中ポンプ φ80×300~400L/min×21~22m×5.5kW		4
汚水雑排ポンプ PDS-C-B3-1~2	雑排水用水中ポンプ φ80×280L/min×20m×3.7kW		2
雨水ポンプ PDR-B-B3-1~4	雑排水用水中ポンプ φ100×1,200L/min×19m×7.5kW		4
雨水ポンプ PDR-B-B3-5~6	雑排水用水中ポンプ φ80×700L/min×22m×5.5kW		2
湧水ポンプ PDW-B-B3-1~4	雑排水用水中ポンプ φ50×300L/min×23~24m×3.7kW		4
電気湯沸器 WHE-B-5~26-1~2 WHE-B-5~23-3~4	壁掛貯湯式 貯湯量45L 電熱容量3.0kW		80
電気湯沸器(飲・雑両用) WHE-B-B3-1	壁掛貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW		1
電気湯沸器 WHE-B-B1-1 WHE-B-1-1	壁掛貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW	WHE-B-1-1 ・故障中(H23~)	2
電気湯沸器 WHE-B-7-6 WHE-B-17-6	床置貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW		2
電気湯沸器 WHE-B-PH-1 WHE-B-7-5 WHE-B-12-5 WHE-B-13-5 WHE-B-17-5 WHE-B-21-5 WHE-B-22-5	床置貯湯式 貯湯量10L 電熱容量1.5kW		7
ガス湯沸器(対象外) GH-B-1-1~4	先止式24号		4

2) 駐車場

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
湧水ポンプ PDW-G-B3-1~8	雑排水用水中ポンプ φ50×100L/min×23m×2.2kW		8
湧水ポンプ PDW-G-B3-9~14	雑排水用水中ポンプ φ50×150L/min×23~27m×2.2kW		6

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
汚水ポンプ PDS-G-B3-3~4 PDS-G-B3-9~12	雑排水用水中ポンプ φ80×200~300L/min×20~23m×5.5kW		6
汚水ポンプ PDS-G-B3-1~2 PDS-G-B3-5~8	雑排水用水中ポンプ φ50×150~180L/min×20~21m×2.2kW		6
雨水ポンプ PDR-G-B3-3~4	雑排水用水中ポンプ φ65×270L/min×21m×3.7kW		2
雨水ポンプ PDR-G-B3-1~2 PDR-G-B3-5~6	雑排水用水中ポンプ φ50×200~240L/min×20~23m×3.7kW~2.2kW		4

3) 検査・厚生棟

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
☆上水高置水槽 TWH-C-R-1(9月点検清掃)	FRP製単板パネルタンク 1,000×1,500×H1,500 1.8m ³		1
☆中水高置水槽 TWCH-C-R-2(10月点検清掃)	FRP製単板パネルタンク 1,000×1,500×H1,500 1.8m ³		1
*貯湯槽(検査棟系統) TVW-C-B1-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9930 ・検査証番号9931	立型(SUS-444) 有効容量1,500L 容積:1.650m ³		2
*貯湯槽(厚生棟系統) TVW-D-B1-1~2 第1種圧力容器 ・検査証番号9929 ・検査証番号9928	立型(SUS-444) 有効容量800L 容積:0.923m ³		2
密閉式膨張水槽 TE-C-B1-1~2	形式:ダイヤフラム式 有効容量800L(鋼板製)	TE-C-B1-1 ・ブラダ交換(H24) TE-C-B1-2 ・ブラダ交換(H24)	2
密閉式膨張水槽 TE-D-B1-1~2	形式:ダイヤフラム式 有効容量180L(鋼板製)	TE-D-B1-1 ・タンク交換(H24)	2
電気湯沸器 WHE-C-1~7-1	形式:置台貯湯式 貯湯量45L 電熱容量3.0kW		14
電気湯沸器 WHE-G-B1-2	形式:床置貯湯式 貯湯量25L 電熱容量2.0kW		1
電気湯沸器 WHE-D-1-1~4	形式:置台貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW		4
電気湯沸器 WHE-G-B1-1	形式:壁掛貯湯式 貯湯量10L 電熱容量1.5kW		1
電気湯沸器(飲・雑両用) WHE-D-1-3	形式:壁掛貯湯式 貯湯量20L 電熱容量2.0kW		1
ガス湯沸器(対象外) GH-D-1-1-1~15	形式:先止式 24号		15
ガス湯沸器(対象外) GH-D-1-2-1~4	形式:屋外壁掛ガス比例制御 32号		4
上水給水ポンプユニット PU-C-R-1	形式:減圧弁方式 φ25×50L/min×15m×0.4kW×2		1
中水給水ポンプユニット PU-C-R-2	形式:周波数制御方式 φ32×80L/min×15m×0.4kW×2		1
給湯循環ポンプ(検査棟系統) PHW-C-B1-1~2	形式:ライン型(ステンレス製) φ32×20L/min×5m×0.4kW		2

機器名称	仕様	主な整備履歴	台数
給湯循環ポンプ（厚生棟系統） PHW-D-B1-1~2	形式：ライン型（ステンレス製） φ32×20L/min×5m×0.25kW		2
☆汚水槽 (6月, 12月点検清掃)	1,500×5,500×H1,300(10m ³) 2,600×4,500×H1,300(15m ³) 3,500×4,500×H2,100(33m ³) 2,400×5,400×H2,700(35m ³)		1 1 1 1
☆雑排水槽 (6月, 12月点検清掃)	2,400×5,600×H1,400(18m ³) 3,000×6,400×H1,800(35m ³) 3,000×6,500×H1,800(35m ³)		1 1 1
☆雑排水槽 (6月, 12月点検清掃)	2,400×1,500×H2,700(9m ³) 12,500×1,500×H2,700(50m ³) 2,400×1,500×H2,700(9m ³) 2,800×6,500×H2,700(50m ³) 3,000×3,400×H2,100(21m ³) 2,900×5,000×H1,400(20m ³) 2,400×2,400×H2,700(15.5m ³) 2,400×5,400×H2,100(35m ³)		1 1 1 1 1 1 2 1
☆排水貯留水槽 (6月, 12月点検清掃)	3,900×4,800×H1,200(22m ³) 3,200×4,800×H1,200(18m ³) 3,200×4,800×H2,500(38m ³) 2,900×4,800×H1,200(17m ³) 4,300×4,800×H1,200(25m ³)		1 1 1 1 1

1-4. 雑排水・汚水

1) 横管清掃

建物	階	湯沸室			シャワー室		トイレ						多目的
		南東	南西	北東	(1)	(2)	南			北			
							男小	男洋	女	男小	男洋	女	
高層棟	26	H25	-	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	未
高層棟	25	H25	-	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	未
高層棟	24	H25	-	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	未
高層棟	23	H25	H25	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	未
高層棟	22	H25	H25	-	未	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	21	H25	H25	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	20	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	19	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	18	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	17	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	16	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	15	H25	H24	-	H25	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	14	H25	-	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	13	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	12	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	11	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	10	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	9	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	8	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	7	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	6	H24	H24	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	5	未	未	-	-	-	H24	H26	H25	H27	H27	H26	H28
高層棟	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高層棟	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高層棟	2	-	-	-	-	-	-	-	-	H27	H27	H26	H28
高層棟	1	H25	-	-	-	-	H24	H26	H25	H24	H27	H26	H28
高層棟	B1	-	-	H25	H25	H25	H24	H26	H25	H28	H28	H28	H28
高層棟	B2	-	-	-	-	-	-	-	-	H28	H28	H28	H28
高層棟	B3	-	H25	-	-	-	H24	H26	未	H28	H28	H28	未
検査棟	7	H25	-	-	-	-	H25	H27	H26	-	-	-	H26
検査棟	6	H25	-	-	H25	-	H25	H27	H26	-	-	-	H26
検査棟	5	H25	-	-	-	-	H25	H27	H26	-	-	-	H26
検査棟	4	H25	-	-	-	-	H25	H27	H26	-	-	-	H26
検査棟	3	H25	-	-	-	-	H25	H27	H26	-	-	-	H26
検査棟	2	H25	-	-	-	-	H25	H27	H26	-	-	-	H26
検査棟	1	H25	-	-	H25	H25	H25	H27	H26	-	-	-	H26
厚生棟	1	未	-	-	H25	H25	H25	H28	未	H24	H28	H28	H28
駐車場	B1	-	-	-	-	-	H28	H28	H28	H28	H28	H28	-
駐車場	B2	-	-	-	-	-	H28	H28	H28	H28	H28	H28	-
駐車場	B3	-	-	-	-	-	H28	H28	H28	H28	H28	H28	-

※厚生棟南トイレとは、文化教養室横

※厚生棟北トイレとは、職員食堂前

※駐車場南トイレとは、階段6横

※駐車場北トイレとは、階段5横

1-5. 湧水槽

名称	管理 番号	容量 (m ³)	実施年度			
			H26	H27	H28	前回
☆湧水槽	1	23.46	○			H21
	2	23.46	○			H21
	3	23.46	○			H21
	4	23.46	○			H21
	5	23.46	○			H21
	6	23.46	○			H21
	7	23.46	○			H21
	8	23.46	○			H21
	9	20.7	○			H21
	10	31.74	○			H21
	11	24.6	○			H21
	12	32.4	○			H21
	13	48.6	○			H21
	14	42.12	○			H21
	15	18.72	○			H21
	16	21.6	○			H21
	17	21.6	○			H21
	18	3.78	○			H21
	19	12.96	○			H21
	20	17.64	○			H21
	21	20.16	○			H21
	22	15.12	○			H21
	23	18.9	○			H21
	24	42.84	○			H21
	25	21.6	○			H21
	26	21.6	○			H21
	27	7.56	○			H21
	28	29.7	○			H21
	29	10.08	○			H21
	30	38.88	○			H21
	31	70.56	○			H21
	32	9.72	○			H21
	33	34.02	○			H21
	34	59.4	○			H21
	35	33.39	○			H22
	36	11.52	○			H22
	37	15.96	○			H22
	38	26.6	○			H22
	39	12.8	○			H22
	40	20.8	○			H22
	41	15.7	○			H22
	42	36.7	○			H22
	43	23.4	○			H22
	44	28.2	○			H22
	45	18	○			H22
	46	61.1	○			H22
	47	61.1	○			H22
	48	28.2	○			H22
	49	7.5	○			H22
	50	7.5	○			H22
	51	30.8	○			H22
	52	31.7	○			H22
	53	15.4	○			H22
	54	15.4	○			H22
	55	37.8			○	H22

名称	管理 番号	容量 (m ³)	実施年度			
			H26	H27	H28	前回
	56	9.9		○		H22
	57	49.4		○		H22
	58	49.4		○		H22
	59	25		○		H22
	60	33.4		○		H22
	61	24.3		○		H22
	62	25		○		H22
	63	26.5		○		H22
	64	18.9		○		H22
	65	35.6		○		H22
	66	16.3		○		H22
	67	35.6		○		H22
	68	29		○		H23
	69	29		○		H23
	70	36		○		H23
	71	26.5		○		H23
	72	29.6		○		H23
	73	29.6		○		H23
	74	61.5		○		H23
	75	26.4		○		H23
	76	14.5		○		H23
	77	31.3		○		H23
	78	17.8		○		H23
	79	42		○		H23
	80	21		○		H23
	81	66.6		○		H23
	82	26.5		○		H23
	83	38.2		○		H23
	84	25.2		○		H23
	85	36		○		H23
	86	26.5		○		H23
	87	18.5		○		H24
	88	18.5		○		H24
	89	18.5		○		H24
	90	18.5		○		H24
	91	19.8		○		H24
	92	19.8		○		H24
	93	21.5		○		H24
	94	18.5		○		H24
	95	21.5		○		H24
	96	21.5		○		H24
	97	21.5		○		H24
	98	21.5		○		H24
	99	21.5		○		H24
	100	21.5		○		H24
	101	21.5		○		H24
	102	21.5		○		H24
	103	35.3		○		H24
	104	22.6		○		H24
	105	35.3		○		H24
	106	81.3		○		H24
	107	38.2		○		H24
	108	38.2		○		H24
	109	31.4			○	H24
	110	38.2			○	H24
	111	38.2			○	H24

名称	管理 番号	容量 (m ³)	実施年度			
			H26	H27	H28	前回
☆湧水槽	112	14.7			○	H24
	113	24.6			○	H24
	114	19.8			○	H24
	115	20.4			○	H24
	116	21			○	H24
	117	21			○	H24
	118	21			○	H24
	119	21			○	H24
	120	16.2			○	H24
	121	66.6			○	H24
	122	65.6			○	H24
	123	65.6			○	H24
	124	79.4			○	H25
	125	9.2			○	H25
	126	9.5			○	H25
	127	63.7			○	H25
	128	18.4			○	H25
	129	65.7			○	H25
	130	63.7			○	H25
	131	18.4			○	H25
	132	63.7			○	H25
	133	62.7			○	H25
	134	38.2			○	H25
	135	38.2			○	H25
	136	15.6			○	H25
	137	22.8			○	H25
	138	9.9			○	H25
	139	79.4			○	H25
	140	34.5			○	H25
	141	9.5			○	H25
	142	19.4			○	H25
	143	11.9			○	H25
	144	8			○	H25
	145	30.4			○	H25
	146	27.6			○	H25
	147	39.4			○	H25
	148	39.4			○	H25
	149	21.6			○	H25
	150	21.6			○	H25
	151	6.2			○	H25
152	3.1			○	H25	
153	27.4			○	H25	
154	13			○	H25	
155	15.6			○	H25	
156	6			○	H25	
157	30.4			○	H25	
158	38.2			○	H25	
159	16.9			○	H25	
160	32.3			○	H25	
161	23.4			○	H25	

※平成25年度までは5年に1回であったが、湧水槽内の汚れがおちにくい状況であったので、平成26年度より3年周期で実施することにした。

1-6. 池循環ろ過設備、灌水設備

1) 池循環ろ過設備

設備名称	設備内容
滝循環ポンプ	水中ポンプ φ150×2,000L/min×15m×11.0kW×1台
滝循環ポンプ	水中ポンプ φ150×2,000L/min×11.5m×7.5kW×1台
ろ過循環ポンプ 水槽排水ポンプ	水中ポンプ φ80×500L/min×26~22m ×3.7kW×2台
蓮噴水ポンプ	φ40×91L/min×10m×0.75kW×1台
全自動ろ過機	処理能力30m ³ /h×1台
カスケードノズル	150 (SUS304) 1個 65 (SUS304) 2個
整流装置	多孔管式ノズルSUS製 100×L4,000×1個 150×L9,000×1個
塩素滅菌装置	1台
制御盤	1面
滝循環水層	1槽

2) 灌水設備

設備名称	設備内容
散水制御盤	5面 (高層棟8階、14階、23階を含む)
雨量センサ	2台
灌水ホース	φ21
電磁弁	17台
中水給水ポンプユニット (外構系統) PCU-G-1-1	形式：周波数制御方式 φ40×75L/min×38m×3.7kW×1台 灌水用
雨水移送ポンプ	雑排水用水中ポンプ2台 φ125×1,500L/min×10m×5.5kW
雨水沈砂槽	1槽

1-7. 中央監視制御設備

名称	設備内容
主処理装置ユニット (MCU)	3台 (1台は防災センター内設置) 管理点数 ・ 操作: 9,216点 ・ 表示: 8,160点 ・ 計測: 4,098点 ・ 計量: 620点 ※H25全撤去予定
カラーディスプレイ	3台 (1台は防災センター内設置) ・ 表示画面: 21インチ ・ 表示色: 256色 ・ 表示文字数: 12,000文字 ※H25全撤去予定
メッセージプリンター	2台 ・ 印字数: 136文字/行 ・ 印字用紙: 15インチ ・ 方式: ドットマトリックス ※H25全撤去予定
ロギングプリンター	1台 ・ 印字用紙: A3 ・ 印字速度: 6ページ/分 ・ 半導体レーザービーム送査+磁性トナー電子写真方式 ※H25全撤去予定
ハードコピー装置	1台 ・ 印字用紙: A4サイズカット (指定紙) ・ 印字速度: 55秒/A4版 ※H25全撤去予定
副処理ユニット (AIC)	※H23年度に厚生棟系統、H24年度に高層棟系統を機能停止。 30台 (H25年度当初予定は4台) ・ 主処理装置: 32ビットCPU ・ 主記憶容量: 2メガバイト ・ 最大管理点数: 1,000点 (1台当たり) ※H25全撤去予定
通信制御装置 (ACM)	※H23年度に厚生棟系統、H24年度に高層棟系統を機能停止。 10台 (H25年度当初予定は4台) ・ 主処理装置: 32ビットCPU ・ 主記憶容量: 10メガバイト ・ 最大管理点数: 5,000点 ※H25全撤去予定
アナンシェーター処理ユニット	1式 ・ 主処理装置: 32ビットCPU ・ 主記憶容量: 10メガバイト ・ ANN操作台数: 8台
無停電電源装置	1台 ・ 容量: 30KVA ・ バックアップ時間: 10分 ・ 蓄電池: 40Ah25個150セル
監視端末	3台 (1台は防災センター内設置) ・ 機能: ブラウザ監視 ・ OS: Windows7 ・ ウェブブラウザ: Internet Explorer8 ※H23年度に1台、H24年度に2台 (防災センター含む) 設置
システム制御装置 (SMS)	2台 (H25年度当初予定、二重化) ・ 機能: 監視端末で表示、設定、操作を行う情報の一元管理 ・ CPU: 32bit ・ OS: Linux ※H23年度に1台、H24年度に1台の保全整備実施。

情報管理装置 (DSS)	2台 (H25年度当初予定) ・機能：システム全体の管理、データ収集、蓄積、加工、データ入出力 ・CPU：32bit ・OS：Linux ※H23年度に1台、H24年度に1台の保全整備実施。
副処理装置 (SCS)	27台 (H25年度当初予定) ・機能：DSS、RS等との通信、ポイントデータ及びスケジュール制御 ・CPU：32bit ・OS：Linux ※H23年度に1台、H24年度に25台の保全整備実施。H25年度に2台整備予定。
印字装置	1台 ・カラーレーザープリンタ (A4) ※H23年度に保全整備実施。

※上記の表において、H25全撤去予定については当初に見込んでおらず点検対象外である。

ただし、H25年度に撤去されない場合は施設管理担当者からの指示により点検を行う場合がある。

その場合は、契約変更の対象とする。

1-8. 自動制御設備

名称	設備内容
制御盤 冷熱源制御（高層棟系統）	自動制御盤 170面 1組 温度検出器（配管用） 40個 電磁流量計 8個 積算熱量計 7個 差圧発信器 5個 流量指示調節器 8個 デジタル指示調節器（熱源用） 4個 電動調節弁 6個 空気式調節弁 1個 偏心軸回転形調節弁 3個
温熱源制御（高層棟系統）	1組 温度検出器（配管用） 16個 電磁流量計 5個 積算熱量計 4個 蒸気流量計 1個 差圧発信器 4個 流量指示調節器 4個 デジタル式指示調節器（熱源用） 3個 空気式調節弁 4個
冷熱源制御（高層棟系統）	1組 温度検出器（配管用） 26個 電磁流量計 6個 積算熱量計 5個 差圧発信器 5個 流量指示調節器 6個 デジタル式指示調節器（熱源用） 4個 空気式調節弁 4個 偏心軸回転形調節弁 3個
温熱源制御（高層棟系統）	1組 温度検出器（配管用） 12個 電磁流量計 3個 積算熱量計 2個 蒸気流量計 1個 差圧発信器 4個 流量指示調節器 3個 デジタル式指示調節器（熱源用） 3個 空気式調節弁 4個
冷熱源制御（検査棟系統）	1組 温度検出器（配管用） 12個 電磁流量計 3個 積算熱量計 2個 差圧発信器 2個 流量指示調節器 2個 デジタル式指示調節器（熱源用） 2個 電動調節弁 2個 空気式調節弁 1個 偏心軸回転形調節弁 2個
温熱源制御（検査棟系統）	1組 温度検出器（配管用） 8個 電磁流量計 2個 積算熱量計 1個 蒸気流量計 1個 差圧発信器 2個 流量指示調節器 2個 デジタル式指示調節器（熱源用） 2個 電動調節弁 2個 空気式調節弁 3個

名称	設備内容
冷熱源制御（厚生棟系統）	1組 温度検出器（配管用）12個 電磁流量計3個 積算熱量計2個 差圧発信器2個 流量指示調節器2個 デジタル式指示調節器（熱源用）2個 電動調節弁2個 電気式調節弁1個 偏心軸回転形調節弁2個
温熱源制御（厚生棟系統）	1組 温度検出器（配管用）8個 電磁流量計2個 積算熱量計1個 蒸気流量計1個 差圧発信器2個 流量指示調節器2個 デジタル式指示調節器（熱源用）2個 電動調節弁2個 空気式調節弁3個
還水槽・床暖房廻り制御（簡易保守）	1組 温度検出器（配管用）3個 デジタル式指示調節器3個 フロートスイッチ2個 電動調節弁12個
高層棟空調機制御（1-1）	80組 温度露点温度検出器（ダクト用）80個 温湿度検出器（ダクト用）80個 ダンパー操作器240個 電動2方弁240個 小型電動2方弁80個 電気式差圧調節器80個 温度検出器（室内用）645個 ユニット用温度検出器12個
高層棟空調機制御（1-2）	37組 温度露点温度発信器（ダクト用）37個 温湿度検出器（ダクト用）37個 ダンパー操作器111個 電動2方弁111個 小型電動2方弁37個 電気式差圧調節器37個 温度検出器（室内用）94個 ユニット用温度検出器9個
高層棟空調機制御（1-3）	4組 温度露点温度発信器（ダクト用）4個 温湿度検出器（ダクト用）4個 温度検出器（室内用）16個 ダンパー操作器12個 電動2方弁12個 小型電動2方弁4個 電気式差圧調節器4個
高層棟空調機制御（3-1）	5組 温度露点温度発信器（ダクト用）5個 温湿度検出器（室内用）5個 ダンパー操作器15個 電動2方弁15個 小型電動2方弁5個 電気式差圧調節器5個

名称	設備内容
高層棟空調機制御 (3-2)	9組 温度検出器 (ダクト用) 4個 温度露点温度発信器 (ダクト用) 5個 温湿度発信器 (室内用) 9個 ダンパー操作器 9個 電動2方弁 23個 小型電動2方弁 5個 電気式差圧調節器 9個
高層棟空調機制御 (3-3)	5組 温度露点温度発信器 (ダクト用) 5個 温湿度検出器 (室内用) 5個 ダンパー操作器 10個 電動2方弁 15個 小型電動2方弁 5個 電気式差圧調節器 5個
高層棟空調機制御 (5)	1組 温湿度発信器 (室内用) 1個 温度検出器 (ダクト用) 1個 ダンパー操作器 1個 電動2方弁 2個 電気式差圧調節器 1個
高層棟空調機制御 (6-1)	10組 温度検出器 (室内用) 20個 電気式差圧調節器 20個 電動2方弁 20個
高層棟空調機制御 (6-2)	1組 温度検出器 (室内用) 1個 電気式差圧調節器 1個 電動2方弁 1個
高層棟空調機制御 (7)	1組 温度露点温度発信器 (ダクト用) 1個 温湿度検出器 (ダクト用) 1個 温度検出器 (室内用) 5個 ダンパー操作器 1個 電動2方弁 2個 電気式差圧調節器 1個
高層棟空調機制御 (8)	8組 温度検出器 (室内用) 8個 温度検出器 (ダクト用) 8個 電気式差圧調節器 8個 電動2方弁 16個
高層棟空調機制御 (9-2)	10組 温度検出器 (ダクト用) 20個 電気式差圧調節器 10個 電動2方弁 10個
高層棟空調機制御 (10-1)	16組 ユニット用温度検出器 16個 電動2方弁 16個 電気式差圧調節器 16個
高層棟空調機制御 (12)	1組 温度検出器 (室内用) 1個 ダンパー操作器 1個 電動2方弁 1個 電気式差圧調節器 1個
高層棟外調機制御 (2)	1組 温度露点温度発信器 (ダクト用) 1個 ダンパー操作器 1個 電動2方弁 2個 電気式差圧調節器 1個 小型電動2方弁 1個

名称	設備内容
高層棟ファンコイル制御(簡易保守)(1)	1 2組 放射温度検出器 1 2個 電動2方弁 1 2個
高層棟ファンコイル制御(簡易保守)(2)	1 0 3組 温度検出器(室内用) 2個 温度検出器(ユニット用) 1 0 1個 ファンコイル用比例2方弁 1 4 6個 電動2方弁 6個 ファンコイル用操作器 1 4 6個
高層棟ファンコイル制御(簡易保守)(3)	6 6組 (FCU-B-23-10:暗室のみ 1 台で各々 2 個) ファンコイル用比例2方弁 6 7個 ファンコイル用操作器 6 7個
高層棟ファンコイル制御(簡易保守)(5)	5 7組 温度検出器(室内用) 3 1個 温度検出器(ユニット用) 2 6個 ファンコイル用比例2方弁 7 2個 ファンコイル用操作器 7 2個 電動2方弁 4個
高層棟パッケージ空調機制御(簡易保守)(1)	1 0組 室内形温度調節器 1 0個 ダンパー操作器 1 8個
ファン発停制御(簡易保守)	2組 室内形温度調節器 2個
室内温湿度計測	8組 湿度発信器 5個 温湿度発信器 3個
外気温湿度計測	1組 外気温湿度検出器 1個 外気露点温度検出器 1個 日射計 4個 風向風速計 1個 感雨計 1個 避雷器 1 5個
高層棟冷水温水切替制御	6 8組 電動ボール弁 2 7 2個
高層棟貯湯槽制御	6組 温度検出器 6個 デジタル指示調節器 6個 電動2方弁 6個 遮断弁 6個
高層棟漏水検知	3 2組 漏水検出器 3 2個 漏水検知帯 3 2個
高層棟地域冷水受入制御	1組 アイソレータ 5個
高層棟地域蒸気受入制御	1組 アイソレータ 2個
検査棟空調機制御(2)	1 4組 スリットイン温度検出器 8 4個 露点温度発信器 1 4個 温湿度検出器 1 4個 ダンパ操作器 2 8個 ダンパ操作器 4 2個 電動2方弁 4 2個 小形電動ボール弁 1 4個 電気式圧力調節器 1 4個
検査棟空調機制御(6-1)	1組 温度検出器 2個 電動2方弁 2個 電気式圧力調節器 2個

名称	設備内容
検査棟外調機制御 (2)	7組 露点温度発信器 7個 ダンパ操作器 7個 電動2方弁 14個 小形電動ボール弁 7個 電気式圧力調節器 7個
検査棟外調機・CAV・排気ファン制御	14組 露点温度発信器 14個 ダンパ操作器 14個 電動2方弁 28個 電気式圧力調節器 14個 小形電動ボール弁 14個
検査棟ファンコイル制御(簡易保守) (1)	7組 放射温度センサ 7個 電動2方弁 7個
検査棟ファンコイル制御(簡易保守) (2)	22組 ユニット用温度検出器 22個 ファンコイル用弁操作器 25個 ファンコイル用比例2方弁 25個
検査棟ファンコイル制御(簡易保守) (3)	109組 ユニット用温度検出器 109個 ファンコイル用比例2方弁 315個 ファンコイル用弁操作器 315個
検査棟パッケージエアコン) (簡易保守) (1)	14組 農畜産用温度調節器 14個
検査棟冷水温水切替制御	4組 電動ボール弁 16個
検査棟貯湯槽制御	2組 配管温度検出器 2個 デジタル指示調節器 2個 電動2方弁 2個 遮断弁 2個
検査棟ファン発停制御(サーモ) (簡易保守)	2組 農畜産用温度調節器 2個
検査棟漏水検知	7組 漏水検出器 7個 漏水検知帯 7個
厚生棟空調機制御 (3-1)	1組 露点温度発信器 1個 温湿度検出器 1個 ダンパ操作器 3個 電動2方弁 3個 小型電動2方弁 1個 電気式差圧調節器 1個
厚生棟空調機制御 (4)	1組 温湿度検出器 (ダクト用) 1個 温度露点温度発信器 1個 ダンパー操作器 5個 電動2方弁 3個 小型電動2方弁 1個 電気式差圧調節器 2個
厚生棟空調機制御 (6-1)	1組 温度検出器 2個 電動2方弁 2個 電気式差圧調節器 2個

名称	設備内容
厚生棟空調機制御 (11)	1組 挿入形温度検出器1個 温温度検出器1個 ダンパ操作器2個 電動2方弁3個 小形電動2方弁1個 電気式差圧調節器2個
厚生棟MD制御 (簡易保守)	2組 ダンパ操作器2個
厚生棟ファン発停制御 (簡易保守)	1組 農畜産用温度調節器2個
厚生棟外調機制御 (3)	5組 挿入形温度検出器5個 ダンパ操作器5個 電動2方弁9個 電気式差圧調節器5個
厚生棟ファンコイル制御(簡易保守) (3)	11組 ユニット用温度検出器11個 ファンコイル用弁操作器4個 ファンコイル用比例2方弁4個 電動2方弁7個
厚生棟パッケージエアコン(簡易保守) (5)	1組 農畜産用温度調節器1個
厚生棟冷水温水切換制御	2組 電動ボール弁8個
厚生棟貯湯槽制御	2組 配管温度検出器2個 デジタル指示調節器2個 電動2方弁2個 遮断弁2個
駐車場空調機制御 (6-1)	1組 温度検出器2個 小形電動2方弁2個 電気式差圧調節器2個
駐車場パッケージエアコン(簡易保守) (1)	1組 農畜産用温度調節器1個
駐車場CO ₂ 制御	6組 CO ₂ 濃度検出器6個
駐車場ファン発停制御(サーモ) (簡易保守)	1組 農畜産用温度調節器1個

1-9. 空気源装置

名称	設備内容
エアコンプレッサー	2台 ・自動交互運転 ・吐出量500NL/min (5.5kW×2)
冷却式除湿器	2台 ・0.4kW×2
空気槽	1台 ・3.0m ³
ラインフィルタ	2個

1-10. エレベータ・エスカレータ

名称	設備内容			
高層部東エレベータ群 (1~4号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数		
	操作方式	7台群管理方式(1~7号機)		
	定格速度	240m/分		
	積載荷重	1,600Kg		
	扉形式	電動2枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400		
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,700		
	電動機容量	40kW		
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
	台数	7台		
	停止階数	1~3号機	1,2,5,6,14~26	
		4号機	1,2,3,5,6,14~26	
	運行制御	マイコン制御		
高層部西エレベータ群 (5~7号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数		
	操作方式	7台群管理方式(1~7号機)		
	定格速度	240m/分		
	積載荷重	1,600Kg		
	扉形式	電動2枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400		
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,700		
	電動機容量	40kW		
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
	台数	7台		
	停止階数	1,2,5,6,14~22		
	運行制御	マイコン制御		
	中層部エレベータ群 (8~14号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
操作方式		7台群管理方式		
定格速度		180m/分		
積載荷重		1,600Kg		
扉形式		電動2枚戸中央開き		
出入口寸法(W×H)		1,100×2,400		
カゴ寸法(W×D×H)		2,150×1,600×2,500		
電動機容量		40.0kW		
管制運転		地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス		
台数		7台		
停止階数		8~13号機	1,2,5~14	
		14号機	1,2,3,5~14	
運行制御		マイコン制御		
非常用エレベータ1号機	駆動方式	交流可変電圧可変周波数		
	操作方式	乗合全自動方式		
	定格速度	150m/分		
	積載荷重	2,350Kg		
	扉形式	電動4枚戸中央開き		
	出入口寸法(W×H)	1,800×2,400		
	カゴ寸法(W×D×H)	2,600×1,800×3,000		
	電動機容量	47.0kW		
	管制運転	地震、非常運転		
	台数	2台		
	停止階数	B3F, B1F~PH1F		
	運行制御	マイコン制御		
	非常用エレベータ2号機	駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
操作方式		乗合全自動方式		
定格速度		150m/分		
積載荷重		1,600Kg		
扉形式		電動2枚戸中央開き		
出入口寸法(W×H)		1,100×2,400		

名称	設備内容	
	カゴ寸法(W×D×H)	2, 150×1, 600×2, 600
	電動機容量	25.0kW
	管制運転	地震、非常運転
	台数	2台
	停止階数	B3F~2F, 4F~23F
	運行制御	マイコン制御
検査棟乗用エレベータ群 (22, 23号機)	駆動方式	交流可変電圧、可変周波数
	操作方式	群乗合全自動方式
	定格速度	90m/分
	積載荷重	1,000kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法	W900×H2,100
	カゴ寸法	W1,600×D1,500×H2,300
	電動機容量	11.0kW
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス
	停止階数	1F~7F
	運行制御	マイコン制御
	検査棟荷物用エレベータ (24号機)	駆動方式
操作方式		乗合全自動方式
定格速度		90m/分
積載荷重		1,600kg
扉形式		電動3枚戸片開き
出入口寸法		W1,450×H2,200
カゴ寸法		W1,740×D1,970×H3,000
電動機容量		18.5kW
管制運転		地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス
停止階数		B3F~7F
運行制御		マイコン制御
地下駐車場乗用エレベータ群 (17号機、18号機)		駆動方式
	操作方式	群乗合全自動方式
	定格速度	45m/分
	積載荷重	900Kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法	W900×H 2,100
	カゴ寸法	W1,400×D1,350×H2,300
	電動機容量	30.0kW
	管制運転	地震、火災、停電(バッテリー)、オートアナウンス
	停止階数	B3F~2F
	運行制御	リレー制御
	地下駐車場屋外乗用エレベータ (15、16号機)	駆動方式
操作方式		乗合全自動方式
定格速度		45m/分
積載荷重		850Kg
扉形式		電動2枚戸中央開き
出入口寸法		W900×H 2,100
カゴ寸法		W1,400×D1,500×H2,300
電動機容量		37.0kW
管制運転		地震、火災、停電(バッテリー)、オートアナウンス
停止階数		3F~2F
高層棟厨房用エレベータ (19号機)	駆動方式	油圧バックプランジャ方式
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	45m/分

名称	設備内容	
	積載荷重	450Kg
	扉形式	電動2枚戸片開き
	出入口寸法	W900×H2,000
	カゴ寸法	W1,050×D1,150×H2,300
	電動機容量	11.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（バッテリー）、オートアナウンス
	停止階数	B1F～1F
	運行制御	リレー制御
エスカレータ	台数	2台
	寸法（W×L×H）	1.550（床板1.010）×11.258×6.500
	電動機容量	1,2号機 7.5kW
その他付帯装置等	エレベータ監視盤	2面（防災センター、中央監視室）
	車椅子用	4、14、15、16、17、23号機

1-11. 排水再利用設備

名称	設備内容
☆流量調整水槽(12月点検清掃)	2,700×5,200×H2,700 68m ³ 1 槽
接触ばっき槽	第1室：,400×3,000×H3,000 18m ³ 1 槽 第2室：,400×1,900×H3,000 11.4m ³ 1 槽
膜分離槽	1,800×2,900×H3,000 13m ³ 1 槽
☆排水沈殿槽(6,12月点検清掃)	1,800×2,000×H3,000 11m ³ 1 槽
☆放流ポンプ槽(12月点検清掃)	2,700×2,700×H3,000 21m ³ 1 槽
☆中水移送ポンプ槽(12月点検清掃)	2,700×2,200×H1,800 14m ³ 1 槽
栄養剤槽	100L 1 槽
次亜塩貯槽	50L 1 槽
計量槽	1~5m ³ /hr 1 槽
自動荒目スクリーン	2 台
自動細目スクリーン	1 台
○曝気ブロワ	1.5m ³ /min×4000mmH×3.7kW 3 台
散気装置	2 基
消泡装置	3 基
○膜分離装置	1 式
○脱臭装置	(脱臭ファン付) 4.0m ³ /min×200mmH×0.75kW 1 台
○水中攪拌プロア	28m ³ /hr×1.5kW 1 台
○流量調整ポンプ	水中ポンプ 0.034m ³ /min×8mH×0.75kW 2 台
○放流ポンプ	水中ポンプ 0.050m ³ /min×20mH×1.5kW 2 台
○消泡ポンプ	水中ポンプ 0.080m ³ /min×15mH×1.5kW 1 台
○膜分離処理水ポンプ	陸上ポンプ 0.014m ³ /min×17mH×0.75kW 1 台
○中水移送ポンプ	水中ポンプ 0.04m ³ /min×10mH×0.4kW 2 台
栄養剤注入ポンプ	3~15cc×7kg/m×0.025kW 1 台
○次亜塩注入ポンプ	0.5~5cc×7kg/m×0.025kW 1 台
制御盤	2 面

1-12. 厨房排水除害設備

名称	設備内容
☆原水槽(10月点検清掃)	2,800×1,800×H1,600 9m ³ 1槽
☆調整槽(10月点検清掃)	5,600×3,600×H950 50m ³ 1槽
☆調整槽(10月点検清掃)	5,600×3,600×H950 50m ³ 1槽
油分解槽	No.1:2,600×3,400×H3,200 33m ³ 1槽 No.2:2,600×4,800×H3,200 24m ³ 1槽
☆処理水槽(10月点検清掃)	2,800×1,800×H1,600 9m ³ 1槽
消泡剤貯槽	1槽
油分解促進剤貯槽	1槽
計量槽	1槽
自動細目スクリーン	1台
○攪拌ブロワ	2.7m ³ /min×2000mmAg×2.2kW1台
○通気ブロワ	6.0m ³ /min×4000mmAg×11.0kW2台
散気装置	4基
消泡装置	2基
○脱臭装置	脱臭ファン付 15.0m ³ /min×2.2kW1台
○原水ポンプ	水中ポンプ 0.30m ³ /min×12mH×2.2kW2台
○流量調整ポンプ	陸上ポンプ 0.08m ³ /min×10mH×2.2kW2台
○処理水ポンプ(水中ポンプ 15.0m ³ /min×15mH×1.5kW2台
○消泡剤注入ポンプ	0.2kW1台
○消泡剤槽攪拌機	0.1kW1台
○油分解促進剤注入ポンプ	陸上ポンプ 0.2kW1台
○油分解促進剤槽攪拌機	0.1kW1台
○制御盤	1面

1-13. 雨水処理設備

名称	設備内容	
☆雨水貯溜槽(1,077m ³) (10月点検清掃)	4,500×2,600×H2,400 27m ³ 1槽	
	4,500×2,000×H2,400 20m ³ 1槽	
	3,000×3,500×H2,400 25m ³ 2槽	
	6,700×4,800×H2,400 77m ³ 8槽	
	2,900×3,500×H2,400 23m ³ 1槽	
	2,900×1,700×H2,400 11m ³ 2槽	
	4,800×2,900×H2,400 33m ³ 3槽	
	8,300×4,800×H2,400 95m ³ 1槽	
	4,800×3,800×H2,400 43m ³ 1槽	
	4,400×3,400×H2,400 35m ³ 1槽	
	4,000×3,000×H2,400 28m ³ 1槽	
	3,600×2,300×H2,400 19m ³ 1槽	
	5,200×2,400×H2,400(1/2) 15m ³ 1槽	
	5,200×2,400×H2,400 30m ³ 1槽	
	☆雨水処理槽(113m ³) (10月点検清掃)	2,700×2,700×H2,400 17m ³ 1槽
		4,400×2,700×H2,400 29m ³ 1槽
		2,300×3,600×H2,400 20m ³ 1槽
5,500×3,600×H2,400 47m ³ 1槽		
雨水濾過装置 ・濾過水量12m ³ /h ・φ650×H1,525(鋼板製) 1台		
○自動塩素滅菌装置 ・注水ポンプ付 ・33cc×5kg/m×0.016kW 1台		
○濾過ポンプ ・陸上ポンプ ・0.2m ³ /min×15m×1.5KW 1台		
○エアコンプレッサー ・圧力開閉式 ・0.4kW 1台		
○制御盤 ・1面		

1-14. 特殊排水処理設備

名称	設備内容
☆原水槽(10月点検清掃)	5,800×5,200×H1,000(30m ³)×1槽
シアン分解槽1	鋼板製 φ1,000×H1,350×1槽
PH調整槽	FRP製 φ600×H1,050×1槽
混和槽	鋼板製 700×700×H1,050×1槽
凝集槽	鋼板製 700×800×H1,050×1槽
沈殿槽	鋼板製 φ1,500×H2,500×1槽
シアン分解槽2	鋼板製 φ1,000×H1,350×1槽
ろ過原水槽	φ1,000×H1,350×1槽
○ろ過機	円筒立型 φ600×H2,800 1基
活性炭原水槽	鋼板製 φ800×H1,000×1槽
○活性炭吸着塔	円筒立型 φ800×H3,000×2基
活性炭処理水槽	鋼板製 φ1,600×H2,150×1槽
水銀用キレート樹脂塔	FRP製カートリッジ式 φ260×H1,300×5基
重金属用キレート樹脂塔	FRP製カートリッジ式 φ260×H1,300×5基
放流水槽	FRP製 φ600×H1,050×1槽
☆污泥貯槽(6,10,2月点検清掃)	FRP製 φ1,800×H2,000(5.1m ³)×1槽
☆沈殿槽(6,10,2月点検清掃)	φ1,500×H2,500(4.4m ³)×1槽
硫酸貯槽	PVC製 450×450×H610×1槽
NaOH貯槽	PVC製 450×450×H610×1槽
PAC貯槽	PVC製 380×380×H460×1槽
ポリマー貯槽	PVC製 800×800×H1,010×1槽
液体キレート貯槽	PVC製 450×450×H610×1槽
次亜塩素酸ソーダ貯槽	PVC製 450×450×H610×1槽
○調整ブロウ	0.61m ³ /min×2.5m×0.75kW×1台
○攪拌ブロウ	0.13Nm ³ /min×2.5m×0.4kW×1台
散気装置	2基
○シアン分解槽(1,2)攪拌機	300rpm×0.4kW×2台
○PH調整槽攪拌機	350rpm×0.1kW×1台
○混和槽攪拌機	350rpm×0.1kW×1台
凝集槽攪拌機	0~76.7rpm×0.09kW×1台
○污泥搔寄機	1/6000×0.2kW×1台

名称	設備内容
○硫酸貯槽攪拌機	300rpm×0.1kW×1台
○NaOH貯槽攪拌機	300rpm×0.1kW×1台
○液体キレート攪拌機	300rpm×0.1kW×1台
○ポリマー攪拌機	300rpm×0.4kW×1台
○原水ポンプ	水中ポンプ 0.02m ³ /min×8m×0.4kW×2台
○汚泥引抜ポンプ	陸上ポンプ 0.9m ³ /min×6m×0.25KW×1台
○ろ過原水ポンプ	陸上ポンプ 0.02m ³ /min×15m×0.4kW×2台
○活性炭送水ポンプ	陸上ポンプ 0.02m ³ /min×15m×0.4kW×2台
○キレート送水ポンプ	陸上ポンプ 0.02m ³ /min×15m×0.4kW×2台
○活性炭逆洗ポンプ	陸上ポンプ 0.22m ³ /min×15m×1.5kW×2台
○放水ポンプ	陸上ポンプ 0.02m ³ /min×20m×0.75kW×2台
○硫酸注入ポンプ	0.025KW×1台○
次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	15cc×7kg/m×0.025KW×2台
○NaOH注入ポンプ	15cc×7kg/m×0.025KW×2台
○液体キレート注入ポンプ	15cc×7kg/m×0.025KW×1台
○PAC注入ポンプ	7cc×7kg/m×0.025KW×1台
○ポリマー注入ポンプ	55cc×7kg/m×0.025KW×1台
○制御盤	3面

1-15. 特高受変電設備

名称	設備内容
受電方式	22KV-50Hz 3回線スポットネットワーク
盤類	引込盤他34面
特高機器	特別高圧絶縁スイッチギア(C-GIS)3組 ・ 三相3線24KV600A 断路器(DS)ガス三極単段 ・ 24KV600A3組 交流遮断器(CB)真空式 ・ 24KV600ARC25kA3台 接地開閉器(ES)ガス三極単段 ・ 24KVRC25KA6台 特別高圧変圧器(スポットネットワーク用) ・ ガス絶縁形3, 500KVA22KV/6.6KV3台
高圧機器	ネットワーク計器用変圧器(NW-VT) ・ モールド型6.6KV/220V12台 接地形計器用変圧器(GVT) ・ モールド型6.6KV/√3:190/3V2台 所内変圧器(ST・TR) ・ 100KVA6.6KV/210V/210~105V1台 真空遮断器(VCB)29台 高圧進相コンデンサ(DR付)8台 電力ヒューズ8台 直列リアクトル8台 高圧負荷開閉器2台 避雷器3台
直流電源装置	蓄電池:MSE100Ah:54セル100V1式 整流装置:3相3線210V50A
監視制御装置	1式

1-16. 高圧受変設備

1) 高層棟低層エリア (第1電気室: 高層棟地下3階)

名称	設備内容
受電方式	三相6.6KV600A
盤類	受電盤他15面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2台 真空遮断器(VCB)12台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用: 3相750KVA6, 600/210V1台 ・保安用: 3相500KVA6, 600/210V1台、3相750KVA6, 600/210V2台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用: 単相300KVA6, 600/210~105V1台 ・保安用: 単相300KVA6, 600/210~105V1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット50KVA210/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)127個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池: MSE150Ah54セル100V1式 ・整流器: 三相3線210V15A
	監視制御用 ・蓄電池: MSE150Ah54セル100V1式 ・整流器: 三相3線210V15A

2) 高層棟中層エリア (第2電気室: 高層棟14階)

名称	設備内容
受電方式	三相6.6KV600A
盤類	受電盤他24面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)18台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用: 3相500KVA6, 600/210V2台 ・保安用: 3相750KVA6, 600/210V1台、3相500KVA6, 600/210V1台 O A用変圧器(モールド形) ・一般用: 単相300KVA6, 600/210~105V2台、単相150KVA6, 600/210~105V2台 ・保安用: 単相150KVA6, 600/210~105V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用: 単相300KVA6, 600/210~105V2台 ・保安用: 単相300KVA6, 600/210~105V1台、単相200KVA6, 600/210~105V1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット100KVA210/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器132個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池: MSE500Ah54セル100V1式 ・整流器: 三相3線210V50A
	監視制御用 ・蓄電池: MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器: 三相3線210V75A

3)高層棟高層エリア（第3電気室：高層棟PH1階）

名称	設備内容
受電方式	三相3線6.6KV600A
盤類	受電盤他24面
高圧機器	断路器(DS) 7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)18台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相500KVA6,600/210V2台 ・保安用：3相750KVA6,600/210V2台 ○A用変圧器(モールド形) ・一般用：単相200KVA6,600/210~105V4台 ・保安用：単相200KVA6,600/210~105V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V2台 ・保安用：単相300KVA6,600/210~105V1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット150KVA210/210~105V1台 接地形計器用変圧器(モールド形) ・6600/√3:190/32台
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)160個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE660Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V75A 監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V75A

4)地下駐車場・外構エリア（第6電気室：検査棟地下3階）

名称	設備内容
受電方式	三相6.6KV600A
盤類	受電盤他9面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)8台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相500KVA6,600/210V1台 ・保安用：3相500KVA6,600/210V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V1台 保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット50KVA210/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)69個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE300Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V30A 監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V15A

5) 検査棟エリア (第7電気室：検査棟地下2階)

名称	設備内容
受電方式	三相3線6.6KV600A
盤類	受電盤他18面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)14台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相200KVA6,600/210V2台 ・検査用：3相300KVA6,600/210V1台 ・保安系：3相300KVA6,600/210V1台 O A用変圧器(モールド形) ・一般系：単相200KVA6,600/210~105V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA6,600/210~105V1台 ・検査用：単相150KVA6,600/210V1台 ・保安用：単相200KVA6,600/210~105V1台 検査用コンセント変圧器(モールド形) ・一般用：単相500KVA6,600/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器(MCCB)118個 電磁接触器(MCTT)1台
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE300Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V30A
	監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V15A

6) 厚生棟エリア (第8電気室：検査棟地下1階)

名称	設備内容
受電方式	三相6.6KV600A
盤類	受電盤他12面
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)11台 動力用変圧器(モールド形) ・一般系：3相750KVA6,600/210V1台 ・レントゲン：3相300KVA6,600/210V1台 ・保安系：3相50KVA6,600/210V1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相200KVA6,600/210~105V1台 ・保安用：単相50KVA6,600/210~105V1台
低圧機器	配線用遮断器54個
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池：MSE100Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V30A
	監視制御用 ・蓄電池：MSE50Ah54セル100V1式 ・整流器：三相3線210V15A

7)高層棟中層エリア無停電電源施設 (第4電気室：高層棟15階)

名称	設備内容
盤類	高圧入力バイパス盤他13面
高圧機器	断路器(DS)7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)8台 変圧器(モールド形) ・バイパス用：3相300KVA6,600/210V1台 ・UPS用：3相200KVA6,600/210V2台
C V C F	システム並列冗長通電方式 システム出力：1,000KVA(三相3線200V) 500KVA(静止形GBT方式)2台
低圧機器	気中遮断器(ABC)3台 配線用遮断器(MCCB)12台 双投電磁接触器(DTMC)1台
蓄電池	陰極吸収式鉛蓄電池 MSE 150KVA用2組

8)高層棟高層エリア無停電電源施設 (第5電気室：高層棟棟PH1階)

名称	設備内容
盤類	高圧入力バイパス盤他13面
高圧機器	断路器(DS)7.2KV400A2組 真空遮断器(VCB)8台 変圧器(モールド形) ・バイパス用：3相300KVA6,600/210V1台 ・UPS用：3相200KVA6,600/210V3台
C V C F	システム並列冗長通電方式 システム出力：1000KVA(三相3線200V) 仕様：500KVA(静止形GBT方式)3台
低圧機器	気中遮断器(ABC)3台 配線用遮断器(MCCB)10台 双設電磁接触器(DTMC)1台
蓄電池	陰極吸収式鉛蓄電池3組 MSE3組 150KVA用3組

1-17. 自家発電設備

名称	設備内容
自家発電設備	6600V2750kVAガスタービン発電装置 2台 1) 発電機 ・ 保護形自己空冷式三相交流発電機 (日昇製作所) ・ 2,750KVA (3相3線6,600V) 2) 駆動機関 ・ 単純開放一軸式ガスタービン (ツイン駆動) (新潟原動機) ・ 回転数: 1,500rpm ・ 自己空冷式 3) 盤類 ・ 自動始動盤等: 12面 4) 直流電源設備 ・ 蓄電池: MSE50Ah54セル100V (監視制御用) 1式 ・ 整流器: 三相3線210V15A 5) 燃料: 特A重油 6) 地下貯油槽: 75,000L×3基 7) 燃料小出槽: 3,000L×2基 8) 燃料移送ポンプ: 5.5kW×4台 9) 燃料返送ポンプ: 7.5kW×4台 10) 発電機換気ファン: 3.7kW×2台 (発電装置1台毎)

1-18. 電力設備

名称	設備内容
電灯・動力設備	分電盤 ・高層棟：161面 ・検査棟：52面 ・厚生棟：17面 動力制御盤 ・高層棟：134面 ・検査棟：60面 ・厚生棟：11面 蒸気発生器制御盤：2面 水処理装置制御盤：2面
照明制御設備	照明制御盤：10面 制御内容 ・個別制御 ・照明パターン制御 ・エリアパターン制御 ・スケジュール制御 ・センサ連動制御 ・高機能センサ連動制御 ・停復電制御
避雷設備	避雷針：2基 避雷導体(アルミ 4 t × 25) 1式
太陽光発電設備	太陽電池総合出力：35kW 太陽電池接続箱：2面 系統連系保護装置(パワーコンディショナー)：1式 日射計(MS-601)：2個 気温計：1個 データ収集装置：1式 ・パーソナルコンピュータ：1台 ・ディスプレイ：1台 ・アナログ入力ボード：1台 ・デジタル入力ボード：1台 表示パネル：1台(検査棟3階玄関前)
構内配電線路・通信線路	ハンドホール：13個
外灯設備	庭園灯：73台 ポール灯：9台 足元灯：89台 キャノピー足元灯：27台 両持キャノピー照明：6台 床埋込(A)：16台 床埋込(B)：15台 軒下ダウンライト：43台 光庭照明：3台 ブラケット灯：7台 ガラスアート照明：1台

1-19. 自動ドア等

分類	建物	階	号機・場所	製品規格	主な整備履歴
自動ドア	高層棟	B3	No. 1外部連絡用出入口	DS-75D	ドアセンサ(H24)
			No. 2庁舎出入口	DS-75D	ドアセンサ(H24)
		B2	No. 3外部連絡用出入口	DS-75D	ドアセンサ(H24)
			No. 4庁舎出入口	DS-75D	ドアセンサ(H24)
		B1	No. 5外部連絡用出入口	DS-75D	
			No. 6庁舎出入口	DS-75D	
		1	No. 7東側出入口(外)	DS-150D	
			No. 8東側出入口(内)	DS-150D	
			No. 9西側出入口(外)	DS-150D	扉内部修理(H24)
			No. 10西側出入口(内)	DS-150D	
		2	No. 13西側出入口(外右)	DS-150D	
			No. 14西側出入口(外左)	DS-150D	
	No. 15西側出入口(内右)		DS-150D		
	No. 16西側出入口(内左)		DS-150D		
	検査棟	1	No. 11実験棟出入口(外)	DS-150D	
			No. 12実験棟出入口(内)	DS-150D	
		3	No. 17事務棟出入口(外)	DS-150D	
			No. 18事務棟出入口(内)	DS-150D	
多機能トイレ電動ドア	高層棟	B1	No. 19庁舎側多機能トイレ	DS-75S	
			No. 20外部連絡側多機能トイレ	DS-75S	
		1	No. 21ロビー西側多機能トイレ	DS-75S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24) ロック装置(H24)
		2	No. 22多機能トイレ	DS-75S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24) ロック装置(H24)
		5	No. 23多機能トイレ	DS-75S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24) ロック装置(H24)
		6	No. 24多機能トイレ	DS-75S	
		7	No. 25多機能トイレ	DS-75S	
		8	No. 26多機能トイレ	DS-75S	
		9	No. 27多機能トイレ	DS-75S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24)
		10	No. 28多機能トイレ	DS-75S	
		11	No. 29多機能トイレ	DS-75S	
		12	No. 30多機能トイレ	DS-75S	
		13	No. 31多機能トイレ	DS-75S	
		14	No. 32多機能トイレ	DS-75S	
		15	No. 33多機能トイレ	DS-75S	
		16	No. 34多機能トイレ	DS-75S	トイレ制御器:H22
		17	No. 35多機能トイレ	DS-75S	
		18	No. 36多機能トイレ	DS-75S	
		19	No. 37多機能トイレ	DS-75S	
		20	No. 38多機能トイレ	DS-75S	
		21	No. 39多機能トイレ	DS-75S	

分類	建物	階	号機・場所	製品規格	主な整備履歴	
		22	No. 40多機能トイレ	DS-75S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24)	
		23	No. 41多機能トイレ	DS-75S		
	検査棟		1	No. 42多機能トイレ	DS-75S	
			2	No. 45多機能トイレ	DS-60S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24)
			3	No. 46多機能トイレ	DS-60S	
			4	No. 47多機能トイレ	DS-60S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24)
			5	No. 48多機能トイレ	DS-60S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24)
			6	No. 49多機能トイレ	DS-60S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24)
			7	No. 50多機能トイレ	DS-60S	
	厚生棟		1	No. 43職員食堂側多機能トイレ	DS-60S	ドアエンジン(H24) 制御器(H24) トイレ制御器(H24) 押釦スイッチ(H24) ドアセンサ(H24) ロック装置(H24)
				No. 44文化教養室側多機能トイレ	DS-60S	

1-20. 電動シャッター

建物等	階	場所	製品規格	障検電池	備考
高層棟	B1	駐車場入口	LIXIL鈴木シャッター製APD-40 W:3,790 H:2,800 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
		サービスヤード人荷出入口	LIXIL鈴木シャッター製APD-40 W:4,700 H:2,380 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.4kW)	無し (有線)	重量シャッター
		サービスヤード車両出入口	LIXIL鈴木シャッター製APD-75 W:5,930 H:3,590 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.75kW)	単4×4	重量シャッター
		駐車場出口 (出口1)	LIXIL鈴木シャッター製APD-40 W:4,010 H:2,800 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.4kW)	単4×4	重量シャッター
検査棟	B1	専用車車両入口	東洋シャッター製マグマV W:4,945 H:2,900 スラット:パイプ 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
		専用車車両出口(北)	東洋シャッター製マグマV W:5,000 H:2,860 スラット:パイプ 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
		専用車車両出口(南)	東洋シャッター製マグマV W:4,915 H:2,900 スラット:F型 開閉機:上部電動(右、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
		駐車場出口 (出口2)	東洋シャッター製F6AM2 W:4,070 H:2,950 スラット:F型 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単3×4	重量シャッター
	1	サービスヤード(北)	三和シャッター工業製SFE40 W:5,360 H:2,900 スラット:F型 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単4×4	重量シャッター
		サービスヤード(南)	三和シャッター工業製SFE40 W:5,360 H:2,900 スラット:F型 開閉機:上部電動(左、0.4kW)	単4×4	重量シャッター

1-21. 廃棄物処理設備

機器	要目		主な整備履歴	
	台数	2台	No. 1 (一般ごみ)	No. 2 (紙ごみ)
貯留ドラム	①実容積	12 m ³		
	②貯留能力	18 m ³		
	③排出能力	1 m ³ /分		
	④ドラム回転数	6min ⁻¹		
	⑤電動機	7.5kW		
投入口	①投入方式	反転投入型	パッキン交換(H24) パワーシリンダ交換(H24)	パッキン交換(H24)
	②電動機	0.4kW		
排出口	①開閉方式	電動シリンダ	パッキン交換(H24)	パッキン交換(H24)
	②電動機	0.4kW	スクレーパ交換(H24)	スクレーパ交換(H24)
排出コンベア	①搬出方式	W600mm ベルトコンベア		
	②電動機	1.0kW		
反転装置	①投入方式	チェーン駆動リスト式		
	②投入能力	200kg (コレクタ重量含む)		
	③電動機	0.75kW		
脱臭装置	①脱臭方式	オゾン噴出		
	②風量	5~20 m ³ /分		
	③濃度	100~880ppm		
	④電動機	0.75kW		
制御盤	①形式	屋内閉鎖自立形		
	②構造	前面扉後面固定		
	③用途	防塵型		
プレハブ冷蔵庫	①方式	半密閉開放式 (空冷)	扉ズリパッキン交換(H24)	
	②寸法	3.0m×3.0m×2.5m		
	③電動機 (圧縮機)	1.5kW		
	④電動機 (送風機)	0.070kW×1		
		0.016kW×2		
⑤出入口ドア	幅0.95m×高1.82m			

1-22. 駐車場管制設備

1) 管制概要

管制区分	機能説明		
入庫方法	押ボタン	一般車レーンによる押ボタン入庫は、一般車扱い。 ただし、地下1階官用車庫ゾーンへ入場した場合は官用車扱いに変更。 官用車レーンによる押ボタン入庫は、官用車扱い。	駐車券発行はしない。
	定期券	あらかじめ配布されている定期券（磁気カード）を駐車券発行機で読み取り、返却。 官用車扱い。	
	車番認証	管理計算機に登録されている車番との自動照合。	
出庫方法	出庫券	官署等から配布される出庫券（磁気カード）を、出口カードリーダーで読み取り、回収。	金銭受領はない。
	定期券	あらかじめ配布されている定期券（磁気カード）を出口カードリーダーで読み取り、返却。	
	車番認証	管理計算機に登録されている車番との自動照合。	

2) 設備概要

区分	名称	設備内容		
		数量	機器名	
来庁車入庫レーン	駐車券発行機	数量	1台	平成24年3月に取替
		機器名	TD1	
		型式	TD-390（三菱プレジジョン）	
		装備	インターホン 車両感知器（MTS-120）	
	ループコイル	数量	2本	
		機器名	L9、L10	
	光電センサ	数量	1組	平成23年3月に取替
		型式	赤外線式	
		機器名	R1、T1	
	車番認識装置	数量	1台	平成23年3月に取替
		型式	NR-100（屋外用）	
		機器名	NV1	
装備		カメラ 画像処理装置		
カーゲート	数量	1台	平成24年3月に取替	
	機器名	GT1		
	型式	GT-651		
官用車入庫レーン	駐車券発行機	数量	1台	平成24年3月に取替
		機器名	TD2	
		型式	TD-390（三菱プレジジョン）	
		装備	インターホン 車両感知器（MTS-120）	
	ループコイル	数量	2本	
		機器名	L1、L2	
	光電センサ	数量	1組	平成23年3月に取替
		型式	赤外線式	
		機器名	R2、T2	
	車番認識装置	数量	1台	平成23年3月に取替
		型式	NR-100（屋外用）	
		機器名	NV2	
装備		カメラ 画像処理装置		
カーゲート	数量	1台	平成24年3月に取替	
	機器名	GT2		
	型式	GT-651		
出口1レーン	精算機（カードリーダー）	数量	1台	平成24年3月に取替
		機器名	CR1	
		型式	CR-360（三菱プレジジョン）	
		装備	インターホン 車両感知器（MTS-120）	

区分	名称	設備内容			
		数量			
	ループコイル	数量	2本	平成23年3月に取替	
		機器名	L9、L10		
	光電センサ	数量	1組		
		型式	赤外線式		
		機器名	R3、T3		
	車番認識装置	数量	1台		平成23年3月に取替
		型式	NR-100(屋内用)		
		機器名	NV3		
		装備	カメラ 画像処理装置		
	カーゲート	数量	1台		平成24年3月に取替
		機器名	GT3		
		型式	GT-651		
出口2レーン	精算機(カードリーダー)	数量	1台	平成24年3月に取替	
		機器名	CR2		
		型式	CR-360(三菱プレジジョン)		
		装備	インターホン 車両感知器(MTS-120)		
	ループコイル	数量	2本	平成23年3月に取替	
		機器名	L9、L10		
	光電センサ	数量	1組		
		型式	赤外線式		
		機器名	R3、T3		
	車番認識装置	数量	1台		平成23年3月に取替
		型式	NR-100(屋内用)		
		機器名	NV4		
	装備	カメラ 画像処理装置			
カーゲート	数量	1台	平成24年3月に取替		
	機器名	GT4			
	型式	GT-651			
表示灯	入口満車灯	数量	2台		
		機器名	07B-1、07B-2		
	総合階別満車灯	数量	1台		
		機器名	FF1		
	階別満車灯	数量	2台		
		機器名	31-1、31-2		
	出庫表示灯	数量	2台		
機器名		07C-1、07C-2			
合流注意灯	数量	1台			
	機器名	S12			
2面1位信号灯	数量	2台			
	機器名	SC1、SC2			
黄色回転灯	数量	11個			
	機器名	S1~S11			
ループコイル車体検出器	ループコイル車体検出器	数量	11台		
		機器名	P1~P6、P7上、P7下、P8~P10		
		型式	MVD(三菱プレジジョン)		
	ループコイル	数量	13本		
機器名		L3、L4、L5、L6、L7、L8、L17、L18、L21、L19、L20、L16、L14			
ループコイル制御盤	ループコイル制御盤	数量	3台		
		機器名	LD1~LD3		
	ループコイル	数量	9本		
		機器名	L27~L35		
共通	主監視盤(信号制御盤)	数量	1台	駐車場管理室	
	副監視盤	数量	1面	防災センター	
	車番管理計算機	数量	1台	駐車場管理室	

区分	名称	設備内容	
		通信制御装置	CIU-200 (三菱プレジジョン)
		計算機	WL991PA#ABJ/core2DuoE8400 Win7 (日本HP) 消費電力：51W (通常時)、320W (最大時)
		ディスプレイ	20インチワイド液晶モニター Diamondcrysta WIDE RDT202WLM (三菱電機) 消費電力：29W以下
		UPS	Smart-UPS/SUA1500JB (APC Japan) 保証時間：800Wにて10分
		プリンタ	レーザープリンタ LBP-3410 (キャノン) 消費電力：810W以下
		平成23年3月に取替	

1-243映像音響設備

建物	階	部屋等名称	装置等名称	主な装置	主な整備履歴
高層棟	5	大会議室501	オーディオラック (北)	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル	
			マイク (北用)	ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2	
			オーディオラック (北)	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル	
			マイク (北用)	ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2	
		中会議室503	オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル	ワイヤレスチューナ故障 修理(H24)
			マイク	ワイヤレスマイク：2	
		共用AV会議室504	AV制御卓	マトリックススイッチャー オーディオミキサ HQビデオレコーダー デジタルビデオレコーダー DVDプレーヤー CDプレーヤー カセットデッキ パワーディストリビュータ 書画カメラ 動画カメラ：3台	プロジェクタ電源部改造 (H23、H24)
			主スクリーン	リア式ビデオプロジェクタ：2	本体交換 (H23、H24)
			高機能電子白板	タッチ式ディスプレイ：2台	電子白板及び補助モニタ が故障のため既設を撤去 し、これらの機能を併せ 持つ高機能電子白板(2 台)に取替 (H24)
			オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ PAアンプ インプットパネル	
		大研修室5A	マイク	ワイヤレスマイク：2 卓上マイク	
			AV制御卓	マトリックススイッチャー スキャンコンバーター シグナルインターフェイススイッチャー スキャンコンバーター パワーディストリビュータ HQビデオレコーダー デジタルビデオレコーダー DVDプレーヤー CDプレーヤー カセットデッキ 操作用タッチパネル 書画カメラ	操作制御PC故障修理 (H24)

建物	階	部屋等名称	装置等名称	主な装置	主な整備履歴		
			オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ PAアンプ インプットパネル			
			マイク	ワイヤレスマイク：2 ピンマイク：2 有線マイク：2			
			主スクリーン	天吊式ビデオプロジェクタ：1 電動昇降式スクリーン：1	本体交換（H21）		
			補助モニタ	29型ブラウン管モニタ：2 映像再生装置：2	1台故障中（H24）		
		中研修室5B	オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル			
			マイク	ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2			
		記者会見室	オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル			
			マイク	ワイヤレスマイク：2			
		厚生棟	1	文化教養室2	オーディオラック	パワーディストリビュータ ダイバシティワイヤレスチューナ マイクロホンミキサ ダブルカセットデッキ PAアンプ インプットパネル	
					マイク	ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2	
高層棟	1	防災センター	貸出マイクセット	アンプ スピーカ：2 ワイヤレスマイク：2 有線マイク：2			

別添-2 運転監視等項目表

2-1. 温熱源機器

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考			
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中	
D H C 受入設備	計測	冷水熱量、蒸気量、還水流量、電力量を確認する。		○									

2-2. 循環ろ過設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考			
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中	
自動濾過機		本体の異常振動等の有無を点検する。		○									
		圧力計等の指示値の適否を点検する。		○									
自動塩素滅菌装置		注入ポンプの異音及び異常振動がないこと。							○				1日毎
		運転電流が定格電流値以下であること。							○				1日毎
		薬注量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○									
		薬注残存量の確認を行うものとする。なお、不足している時は、補完するものとする。		○									
整流装置		計器等の指示値の適否を点検する。		○									
		多孔管ノズルの目詰まりの有無を点検する。 なお、目詰まりがある場合は、清掃する。			○								
ガスケードノズル		ガスケードノズルの目詰まりの有無を点検する。 なお、目詰まりがある場合は、清掃する。			○								
池の中		藻が発生していないか、塵埃が詰まっていないか確認すること。なお、軽微な作業であるなら取り除く。		○									

2-3. 排水再利用設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考		
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中
流量調整槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
計量槽		揚水量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○								
		Vノッチ箇所へ堆積した塵芥等の点検を行うものとする。なお、塵芥等がある場合は、清掃を行うものとする。			○							
栄養剤槽		薬注量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○								
		薬注残存量の確認を行うものとする。なお、不足している時は、補完するものとする。		○								
		計器等の指示値の適否を点検する。		○								
接触ばっき槽		フロック形状の状態の適否を点検する。		○								
		流量計等の指示値の適否を点検する。		○								
散気装置		散気ノズルの目詰まりの有無を点検する。 なお、目詰まりがある場合は、清掃する。			○							
消泡装置		消泡ノズルの目詰まりの有無を点検する。 なお、目詰まりがある場合は、清掃する。			○							
膜分離槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
膜分離装置		電磁流量計及び圧力計の指示値の適否を点検する。		○								
		浸漬膜の目詰まりの有無を点検する。(差圧管理)		○								
排水沈殿槽		汚泥等の堆積状態の適否を点検する。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
放流ポンプ槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		流量計等の指示値の適否を点検する。		○								
次亜鉛剤槽		薬注量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○								
		薬注残存量の確認を行うものとする。なお、不足している時は、補完するものとする。		○								
		計器等の指示値の適否を点検する。		○								
中水移送ポンプ槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		流量計等の指示値の適否を点検する。		○								
スクリーン		スクリーンによる除去された塵芥等の有無を点検する。塵芥等がある場合は清掃する。		○								
		スクリーンメッシュの目詰まりの有無を点検する。なお、目詰まりがある場合は清掃を行うものとする。			○							
		レーキ及びチェーン等の異常音及び異常振動の有無を点検する。							○			1日毎
		運転電流が定格電流値以下であること。							○			1日毎
ブロワ		空気調和等関連機器送風機適用			○							
		脱臭装置										
脱臭装置		脱臭ファンの異常音及び異常振動の有無を点検する。							○			1日毎
		圧力計の指示値の適否の有無を点検する。							○			1日毎
		ドレンの排水状態を点検する。			○							
		異臭等の有無を点検する。			○							

2-4. 厨房排水除害設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考		
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中
原水槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
調整槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
散気装置		散気ノズルの目詰まりの有無を点検する。 なお、目詰まりがある場合は、清掃する。			○							
消泡装置		消泡ノズルの目詰まりの有無を点検する。 なお、目詰まりがある場合は、清掃する。			○							
計量槽		揚水量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○								
		Vノッチ箇所へ堆積した塵芥等の点検を行うものとする。なお、塵芥等がある場合は、清掃を行うものとする。			○							
消泡剤貯槽		薬注量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○								
		薬注残存量の確認を行うものとする。なお、不足している時は、補完するものとする。		○								
		計器等の指示値の適否を点検する。		○								
油分解槽		フロック形状状況を確認する。		○								
		流量計及びD.O計の指示値の適否の有無を点検する。		○								
油分解促進剤槽		薬注量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○								
		薬注残存量の確認を行うものとする。なお、不足している時は、補完するものとする。		○								
		計器等の指示値の適否を点検する。		○								
処理水槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
スクリーン		スクリーンによる除去された塵芥等の有無を点検する。塵芥等がある場合は清掃する。		○								
		スクリーンメッシュの目詰まりの有無を点検する。なお、目詰まりがある場合は清掃を行うものとする。			○							
		電動機、レーキ等の異常音及び異常振動の有無を点検する。							○		1日毎	
ブロワ		空気調和等関連機器送風機適用			○							
攪拌機		各部の異音及び異常振動の有無を点検する。							○		1日毎	
		運転電流が定格電流値以下であること。							○		1日毎	
脱臭装置		脱臭ファンの異常音及び異常振動の有無を点検する。							○		1日毎	
		圧力計の指示値の適否の有無を点検する。							○		1日毎	
		ドレンの排水状態を点検する。			○							
		異臭等の有無を点検する。			○							

2-5. 雨水処理設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考		
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中
自動濾過機		本体の異常振動等の有無を点検する。		○								
		圧力計等の指示値の適否を点検する。		○								
自動塩素滅菌装置		注入ポンプの異音及び異常振動がないこと。							○			1日毎
		運転電流が定格電流値以下であること。							○			1日毎
		薬注量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○								
		薬注残存量の確認を行うものとする。なお、足している時は、補完するものとする。		○								
圧縮装置		計器等の指示値の適否を点検する。		○								
		各部に異音及び異常振動等の有無を点検する。							○			1日毎
		圧力計等の指示値の適否の点検を行う。							○			1日毎

2-6. 特殊排水処理設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考		
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中
原水槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
散気装置		散気ノズルの目詰まりの有無を点検する。			○							
		なお、目詰まりがある場合は、清掃する。										
シアン分解槽 (1, 2)		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
PH調整槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
混和槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
凝集槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
次亜塩素酸ナトリウム貯槽 硫酸貯槽 NAOH貯槽 液体キレート樹脂貯槽 PAC貯槽 ポリマー貯槽		薬注量の適否の有無を点検する。なお、異常があれば調整するものとする。		○								
		薬注残存量の確認を行うものとする。なお、不足している時は、補完するものとする。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
沈殿槽		汚泥等の堆積状態の適否を点検する。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
汚泥貯槽		汚泥等の堆積状態の適否を点検する。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
ろ過原水槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
濾過装置		ろ過機の異常音及び異常振動等の有無を点検する。							○			1日毎
		運転電流や圧力計等の指示値の適否の点検を行う。							○			1日毎
活性炭原水槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
活性炭処理槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
放流水槽		流入水の異物、流量等の状態点検を行う。		○								
		水位計等の指示値及び作動水位の適否を点検する。		○								
活性炭吸着塔		本体の異常振動等の有無を点検する。		○								
		圧力計等の指示値の適否を点検する。		○								
水銀用キレート樹脂塔		本体の異常振動等の有無を点検する。		○								
		圧力計等の指示値の適否を点検する。		○								
重金属キレート樹脂塔		本体の異常振動等の有無を点検する。		○								
		圧力計等の指示値の適否を点検する。		○								
ブロワ		空気調和等関連機器送風機適用			○							
攪拌機		給排水衛生機器ポンプ（陸上ポンプ）適用							○			1日毎
		運転電流が定格電流値以下であること。							○			1日毎

2-7. 排水再利用設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期								備考	
			時	日	週	月	年	運転前	運転中	運転後		休止中
水中攪拌ポンプ	本体、着脱装置及びガイド部	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		羽根車の摩耗及びストレーナのゴミの詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合は、除去する。				○						
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±5%以内であることを確認する。				○						
		運転電流が定格電流以下であることを確認する				○						
		エアバルブの作動確認をする。				○						
	電動機	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1 MΩ以上であることを確認する。				○						
		回転方向が正回転であることを確認する。				○						
	ケーブル	損傷等の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1 MΩ以上であることを確認する。				○						
	吸気管系統	吸気配管の閉塞又は水没部の破損による水の浸水の有無を点検する。				○						
		サイレンサーの詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合は、除去する。				○						
連成計又は圧力計	腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
	指示値に狂いが無いことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。					○						
水中ポンプ	本体、着脱装置及びガイド部	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であることを確認する。				○						
		運転電流が定格電流以下であることを確認する。				○						
	電動機	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1 MΩ以上であることを確認する。				○						
		回転方向が正回転であることを確認する。				○						
	ケーブル	損傷等の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1 MΩ以上であることを確認する。				○						
	圧力計、連成計又は真空計	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		指示に狂いが無いことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。					○					
薬注ポンプ	本体	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		接液部のボルトの締付の有無を点検する。				○						
		注入口の目詰まりの有無を点検する。					○					
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±5%以内であることを確認する。				○						
		運転電流が定格電流以下であることを確認する。				○						
	電動機	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1 MΩ以上であることを確認する。				○						
		回転方向が正回転であることを確認する。				○						
ケーブル	損傷等の有無を点検する。					○						
	絶縁抵抗を測定し、その値が1 MΩ以上であることを確認する。				○							
陸上ポンプ	ケーブル基礎・固定部	固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。緩みがある場合は増締めする。				○						
		防振装置の変形、劣化等を点検する。				○						
	本体	グラウンド漏れが正常であることを確認する。漏れが多い場合は増し締めを行い調整する。				○						

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期								備考		
			時	日	週	月	年	運転前	運転中	運転後		休止中	
		シエルの結露水、グラウンド漏れの排水が配水管に流れていることを点検する。				○							
		腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。				○							
		軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。				○							
		軸継手の芯狂いが許容範囲内にあることを確認する。芯狂いが著しい場合は調整する。				○							
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内にあることを確認する。				○							
		運転電流が定格電流以下にあることを確認する。				○							
		ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。				○							
		潤滑状態の有無を点検する。異常がある場合は交換するものとする。				○							6ヶ月毎
	電動機	腐食及び損傷の有無を点検する。				○							
		円滑に回転することを確認する。				○							
		回転方向が正回転であることを確認する。				○							6ヶ月毎
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ異常であることを確認する。				○							6ヶ月毎
	7ト弁及び逆止弁	開閉状態の良否を点検する。開閉不良の場合は、清掃又は調整する。					○						
		腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
圧力計、連成計又は真空計	指示に狂いが無いことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。					○							
爆気プロア	外観状況	腐食やボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。					○						
		ギャ油の有無を確認すること。				○							6ヶ月毎
		空気量の有無を確認すること。				○							
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内にあることを確認する。				○							
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。				○							
	電動機	電動機の外部より発熱の異常の有無を点検する。					○						
		回転方向が正回転であることを確認する。					○						
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○						
	軸受	発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。					○						
		給油形の場合は油を補充又は交換する。					○						6ヶ月毎
	Vベルト（電動機直動形のものを除く）	緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。					○						6ヶ月毎
		芯出しの良否を点検する。芯出し不良の場合は調整する。					○						6ヶ月毎
	Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を確認する。					○						6ヶ月毎
	Vプーリ	摩耗、損傷等の劣化の有無を点検する。					○						6ヶ月毎
圧力計弁	指示値以下であることを確認する。					○							
	安全弁及びチェック弁の作動を確認する。					○						6ヶ月毎	
脱臭装置ファン	汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。					○							
	腐食やボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。					○							

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期								備考	
			時	日	週	月	年	運転前	運転中	運転後		休止中
	電動機	電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。				○						
		回転方向が正回転であることを確認する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○					
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。					○					
	軸受	発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。					○					
		給油形の場合は油を補充又は交換する。					○					6ヶ月毎
	Vベルト(電動機直動形のものを除く)	緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。					○					6ヶ月毎
		芯出しの良否を点検する。芯出し不良の場合は調整する。					○					6ヶ月毎
	Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を確認する。					○					6ヶ月毎
	Vプーリ	摩耗、損傷等の劣化の有無を点検する。					○					6ヶ月毎
羽根車	汚れ及び変形、発錆等の劣化の有無を点検する。					○						
	ボルトの緩み及び腐食等の劣化の有無を点検する。緩み又は劣化がある場合は増締め又は交換する。					○						
	ケーシング等に接触していないか確認する。					○						
	ミセスセパレータ	エレメントの有無を点検する。なお、詰まりがある場合は、清掃を行うものとする。					○					
動力制御盤	キャビネット	盤が壁や床に、しっかり固定されているか点検する。固定されていない場合は、据付ボルトを締め直す。					○					
		盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。汚れがある場合は、清掃する。					○					
		雨水浸水、結露等の有無を点検する。					○					
		外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。					○					
		固定状態を点検する。					○					
	導電部(母線・分岐導線・盤内配線・支持金物)(端子台)	汚れ、異物や塵埃の堆積物の有無を点検する。					○					
		異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。					○					
		異臭及び変色の有無を点検し、端子部緩みの増締めを行う。					○					
	遮断器、継電器、電磁接触器、変流器、計器、進相コンデンサ、表示灯、制御機器等	テストボタン(漏電遮断器等)による動作の確認を行う。					○					
		異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。					○					
		機器取付の良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。					○					
		単位装置毎に手動又試運転を行い、運転電流を確認する。					○					
		換気扇の回転状態、異常音を点検する。回転扇の塵埃の付着、汚れ等を目視により点検し、汚れ等ある場合は清掃する。					○					
	制御回路	インバータ用平滑コンデンサの液漏れ、安全弁動作及びふくらみの有無を点検する。					○					
		自動及び連動運転等のシステム運転の確認を行う。警報装置の作動の良否を点検する。					○					

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考			
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中	
		インバータ単体連動にて、各相間出力電圧、出力電流のバランスの確認を行う。					○						
	絶縁抵抗測定	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路毎に測定し、規定値以上あることを確認する。					○						
	接地抵抗測定	接地極（C種、D種接地工事等）の接地抵抗測定を行う。					○						

2-8. 厨房排水除害設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期								備考	
			時	日	週	月	年	運転前	運転中	運転後		休止中
水中ポンプ	本体、着脱装置及びガイド部	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であることを確認する。				○						
		運転電流が定格電流以下であることを確認する。				○						
	電動機	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。				○						
		回転方向が正回転であることを確認する。				○						
	ケーブル	損傷等の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。				○						
		圧力計、連成計又は真空計	腐食及び損傷の有無を点検する。 指示に狂いが無いことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。					○				
薬注ポンプ	本体	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		接液部のボルトの締付の有無を点検する。				○						
		注入口の目詰まりの有無を点検する。					○					
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±5%以内であることを確認する。				○						
		運転電流が定格電流以下であることを確認する。				○						
	電動機	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。				○						
		回転方向が正回転であることを確認する。				○						
	ケーブル	損傷等の有無を点検する。					○					
絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○							
陸上ポンプ	ケーブル基礎・固定部	固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。緩みがある場合は増締めする。				○						
		防振装置の変形、劣化等を点検する。				○						
	本体	グラウンド漏れが正常であることを確認する。漏れが多い場合は増し締めを行い調整する。				○						
		シェルの結露水、グラウンド漏れの排水が配水管に流れていることを点検する。				○						
		腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。				○						
		軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。				○						
		軸継手の芯狂いが許容範囲内であることを確認する。芯狂いが著しい場合は調整する。				○						
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であることを確認する。				○						
		運転電流が定格電流以下であることを確認する。				○						
	電動機	ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内であることを確認する。				○						
		腐食及び損傷の有無を点検する。				○						
		円滑に回転することを確認する。				○						
		回転方向が正回転であることを確認する。				○					6ヶ月毎	
	フット弁及び逆止弁	絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ異常であることを確認する。				○					6ヶ月毎	
		開閉状態の良否を点検する。開閉不良の場合は、清掃又は調整する。					○					
圧力計、連成計又は真空計	腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
	指示に狂いが無いことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。					○						

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期								備考	
			時	日	週	月	年	運転前	運転中	運転後		休止中
曝気及び通気ブロー	外観状況	腐食やボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。					○					
		ギヤ油の有無を確認すること。				○						
		空気量の有無を確認すること。				○						
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であることを確認する。				○						
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。				○						
	電動機	電動機の外部より発熱の異常の有無を点検する					○					
		回転方向が正回転であることを確認する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○					
	軸受	発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。					○					
		給油形の場合は油を補充又は交換する。					○					
	Vベルト (電動機直動形のものを除く)	緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。					○					
		芯出しの良否を点検する。芯出し不良の場合は調整する。					○					
	Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を確認する。										
	Vプーリ	摩耗、損傷等の劣化の有無を点検する。										
圧力計	指示値以下であることを確認する。											
弁	安全弁及びチェック弁の作動を確認する。											
攪拌機	本体	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		異常音及び異常振動の有無を点検する。					○					
		運転電流が定格電流以下にあることを確認する					○					
		ギヤケース及びその他の箇所よりグリース漏れの有無を点検する。					○					
		クランプ固定ボルトを含めて、各ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。					○					
		槽内より取り出しシャフト及び羽根等の腐食、損傷の有無を点検する。					○					
	電動機	電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。					○					
		回転方向が正回転であることを確認する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○					
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。					○					
脱臭装置ファン	外観状況	汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。					○					
		腐食やボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。					○					
	電動機	電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。					○					
		回転方向が正回転であることを確認する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○					
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。					○					
	軸受	発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。					○					
		給油形の場合は油を補充又は交換する。					○					6ヶ月毎
	Vベルト (電動機直動形のものを除く)	緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。					○					6ヶ月毎
		芯出しの良否を点検する。芯出し不良の場合は調整する。					○					6ヶ月毎
Vベルト	変形、損傷等の有無を確認する。					○					6ヶ月毎	

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期								備考			
			時	日	週	月	年	運転前	運転中	運転後		休止中		
	カバー													
	Vブーリ	摩耗、損傷等の劣化の有無を点検する。				○								6ヶ月毎
	羽根車	汚れ及び変形、発錆等の劣化の有無を点検する。					○							
		ボルトの緩み及び腐食等の劣化の有無を点検する。緩み又は劣化がある場合は増締め又は交換する。					○							
		ケーシング等に接触していないか確認する。					○							
	ミセスセパレータ	エレメントの有無を点検する。なお、詰まりがある場合は、清掃を行うものとする。					○							
動力制御盤	キャビネット	盤が壁や床に、しっかり固定されているか点検する。固定されていない場合は、据付ボルトを締め直す。					○							
		盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。汚れがある場合は、清掃する。					○							
		雨水浸水、結露等の有無を点検する。					○							
		外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。					○							
		固定状態を点検する。					○							
	導電部(母線・分岐導線・盤内配線・支持金物)(端子台)	汚れ、異物や塵埃の堆積物の有無を点検する。					○							
		異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。					○							
	遮断器、継電器、電磁接触器、変流器、計器、進相コンデンサ、表示灯、制御機器等	テストボタン(漏電遮断器等)による動作の確認を行う。					○							
		異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。					○							
		機器取付の良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。					○							
		単位装置毎に手動又試運転を行い、運転電流を確認する。					○							
		換気扇の回転状態、異常音を点検する。回転扇の塵埃の付着、汚れ等を目視により点検し、汚れ等がある場合は清掃する。						○						
	制御回路	インバータ用平滑コンデンサの液漏れ、安全弁動作及びふくらみの有無を点検する。					○							
		自動及び連動運転等のシステム運転の確認を行う。					○							
		警報装置の作動の良否を点検する。					○							
絶縁抵抗測定	インバータ単体運転にて、各相間出力電圧、出力電流のバランスの確認を行う。					○								
	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路毎に測定し、規定値以上あることを確認する。					○								
接地抵抗測定	接地極(C種、D種接地工事等)の接地抵抗測定を行う。					○								

2-9. 雨水処理設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考			
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中	
圧縮装置	支持・固定	固定金具の劣化、固定ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。					○						
	空気圧縮機	軸受等のベアリング部の音、振動等の異常及び油漏れの有無を点検する。油漏れがある場合は補修する。					○						
		安全弁が規定の圧力で作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。					○						
		圧力ゲージの指示の良否を点検する。指示不良の場合は調整する。					○						
	空気タンク	発錆、き裂等の劣化の有無を点検する。				○							
		ドレン排水弁の詰まりの有無を点検する。				○							
	フィルター過器	詰まり、損傷等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。				○						6ヶ月毎	
	弁	減圧弁が規定圧力で作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。					○						
		逆止弁の漏れの有無を点検する。					○						
	圧力スイッチ	作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。					○						
	電動機	絶縁抵抗を測定し、その値が300Vを越えるものにあつては0.4MΩ、300V以下のものにあつては0.2Ω以上であることを確認する。					○						
		回転方向が、正回転であることを確認する。					○						
		軸受の音、振動等の異常の有無を点検する。					○						
陸上ポンプ	ケーブル基礎・固定部	固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。緩みがある場合は増締めする。					○						
		防振装置の変形、劣化等を点検する。					○						
	本体	グランド漏れが正常であることを確認する。漏れが多い場合は増し締めを行い調整する。					○						
		シエルの結露水、グランド漏れの排水が配水管に流れていることを点検する。					○						
		腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。					○						
		軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。					○						
		軸継手の芯狂いが許容範囲内にあることを確認する。芯狂いが著しい場合は調整する。					○						
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内にあることを確認する。					○						
		運転電流が定格電流以下にあることを確認する					○						
	ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。					○							
	電動機	腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
		円滑に回転することを確認する。					○						
		回転方向が正回転であることを確認する。					○						6ヶ月毎
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ異常であることを確認する。					○						6ヶ月毎
	7-ト弁及び逆止弁	開閉状態の良否を点検する。開閉不良の場合は、清掃又は調整する。					○						
圧力計、連成計又は真空計	腐食及び損傷の有無を点検する。					○							
	指示に狂いがないことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。					○							
薬注ポンプ	本体	腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
		接液部のボルトの締付の有無を点検する。					○						
		注入口の目詰まりの有無を点検する。					○						
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±5%以内にあることを確認する。					○						

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考		
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中
電動機	電動機	運転電流が定格電流以下であることを確認する				○						
		腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。				○						
	ケーブル	回転方向が正回転であることを確認する。				○						
		損傷等の有無を点検する。					○					
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。				○						
動力制御盤	キャビネット	盤が壁や床に、しっかり固定されているか点検する。固定されていない場合は、据付ボルトを締め直す。					○					
		盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。汚れがある場合は、清掃する。					○					
		雨水浸水、結露等の有無を点検する。					○					
		外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。					○					
		固定状態を点検する。					○					
	導電部 (母線・分岐導線・盤内配線・支持金物)(端子台)	汚れ、異物や塵埃の堆積物の有無を点検する。					○					
		異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。					○					
		異臭及び変色の有無を点検し、端子部緩みの増締めを行う。						○				
	遮断器、 継電器、 電磁接触器、 変流器、 計器、 進相コンデンサ、 表示灯、 制御機器等	テストボタン(漏電遮断器等)による動作の確認を行う。					○					
		異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。					○					
		機器取付の良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。						○				
		単位装置毎に手動又試運転を行い、運転電流を確認する。					○					
		換気扇の回転状態、異常音を点検する。回転扇の塵埃の付着、汚れ等を目視により点検し、汚れ等ある場合は清掃する。					○					
		インバータ用平滑コンデンサの液漏れ、安全弁動作及びふくらみの有無を点検する。						○				
	制御回路	自動及び連動運転等のシステム運転の確認を行う。					○					
		警報装置の作動の良否を点検する。					○					
		インバータ単体連動にて、各相関出力電圧、出力電流のバランスの確認を行う。						○				
	絶縁抵抗測定	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路毎に測定し、規定値以上であることを確認する。					○					
接地抵抗測定	接地極(C種、D種接地工事等)の接地抵抗測定を行う。					○						

2-10. 特殊排水処理設備

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考			
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中	
水中ポンプ	本体、着脱装置及びガイド部	腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
		電動機	主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であることを確認する。				○						
		運転電流が定格電流以下であることを確認する。				○							
		腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。				○							
		回転方向が正回転であることを確認する。				○							
	ケーブル	損傷等の有無を点検する。					○						
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○						
	圧力計	腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
	連成計又は真空計	指示に狂いが無いことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。					○						
薬注ポンプ	本体	腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
		接液部のボルトの締付の有無を点検する。				○							
		注入口の目詰まりの有無を点検する。					○						
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±5%以内であることを確認する。				○							
		運転電流が定格電流以下であることを確認する。				○							
	電動機	腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○						
		回転方向が正回転であることを確認する。					○						
	ケーブル	損傷等の有無を点検する。					○						
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。					○						
陸上ポンプ	ケーブル基礎・固定部	固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。緩みがある場合は増締めする。					○						
		防振装置の変形、劣化等を点検する。					○						
	本体	グランド漏れが正常であることを確認する。漏れが多い場合は増し締めを行い調整する。					○						
		シールの結露水、グランド漏れの排水が配水管に流れていることを点検する。					○						
		腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。					○						
		軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。					○						
		軸継手の芯狂いが許容範囲内であることを確認する。芯狂いが著しい場合は調整する。					○						
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であることを確認する。					○						
		運転電流が定格電流以下であることを確認する。					○						
	電動機	ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内であることを確認する。					○						
		腐食及び損傷の有無を点検する。					○						
		円滑に回転することを確認する。					○						
		回転方向が正回転であることを確認する。					○					6ヶ月毎	
	フート弁及び逆止弁	絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ異常であることを確認する。					○					6ヶ月毎	
		開閉状態の良否を点検する。開閉不良の場合は、清掃又は調整する。					○						

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考		
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中
調整及び攪拌ブロー	圧力計、連成計又は真空計	腐食及び損傷の有無を点検する。						○				
		指示に狂いが無いことを確認する。狂いが著しい場合は調整する。						○				
調整及び攪拌ブロー	外観状況	腐食やボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。						○				
		ギャ油の有無を確認すること。					○					6ヶ月毎
		空気量の有無を確認すること。					○					
		主電源電圧の変動が運転時に定格電圧の±10%以内であることを確認する。					○					
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。					○					
	電動機	電動機の外部より発熱の異常の有無を点検する。						○				
		回転方向が正回転であることを確認する。						○				6ヶ月毎
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。						○				6ヶ月毎
	軸受	発熱、音及び振動の異常の有無を点検する。						○				
		給油形の場合は油を補充又は交換する。						○				6ヶ月毎
	Vベルト(電動機直動形のものを除く)	緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。						○				6ヶ月毎
		芯出しの良否を点検する。芯出し不良の場合は調整する。						○				6ヶ月毎
	Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を確認する。						○				6ヶ月毎
	Vプーリ	摩耗、損傷等の劣化の有無を点検する。						○				6ヶ月毎
圧力計	指示値以下であることを確認する。						○					
弁	安全弁及びチェック弁の作動を確認する。						○				6ヶ月毎	
攪拌機	本体	腐食及び損傷の有無を点検する。						○				
		異常音及び異常振動の有無を点検する。						○				
		運転電流が定格電流以下にあることを確認する						○				
		ギャケース及びその他の箇所よりグリース漏れの有無を点検する。						○				
		クランプ固定ボルトを含めて、各ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。						○				
		槽内より取り出しシャフト及び羽根等の腐食、損傷の有無を点検する。						○				
	電動機	電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。						○				
		回転方向が正回転であることを確認する。						○				
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。						○				
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。						○				
汚泥掻寄機	本体	腐食及び損傷の有無を点検する。						○				
		ねじ部の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。						○				
		伝動軸を静かに手で廻し、回転むら、異常音の有無を点検する。						○				
		ギャケースの潤滑油の状態の有無を点検する不足の場合は、補充するものとする。						○				6ヶ月毎
		水抜き作業を行い、羽根及びシャフトの損傷及び発錆等の有無を点検する。						○				
	無段変速機	異常負荷の有無を点検する。						○				
		プーリ、スプロケット、変速機取付ボルトの緩みの有無を点検する。						○				
		異常振動及び異常音の有無を点検する。						○				
	電動機	潤滑油の状態の有無を点検する。						○				6ヶ月毎
		電動機の外部より発熱の異常の有無を点検する。						○				

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期							備考			
			時	日	週	月	年	運転前	運転中		運転後	休止中	
		絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。						○					
		回転方向が正回転であることを確認する。						○					
動力制御盤	キャビネット	盤が壁や床に、しっかり固定されているか点検する。固定されていない場合は、据付ボルトを締め直す。						○					
		盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。汚れがある場合は、清掃する。					○						
		雨水浸水、結露等の有無を点検する。					○						
		外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。					○						
		固定状態を点検する。					○						
	導電部 (母線・分岐導線・盤内配線・支持金物) (端子台)	汚れ、異物や塵埃の堆積物の有無を点検する。					○						
		異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。					○						
		異臭及び変色の有無を点検し、端子部緩みの増締めを行う。					○						
	遮断器、 継電器、 電磁接触器、 変流器、 計器、 進相コンデンサ、 表示灯、 制御機器等	テストボタン(漏電遮断器等)による動作の確認を行う。					○						
		異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。					○						
		機器取付の良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。					○						
		単位装置毎に手動又試運転を行い、運転電流を確認する。					○						
		換気扇の回転状態、異常音を点検する。回転扇の塵埃の付着、汚れ等を目視により点検し、汚れ等ある場合は清掃する。					○						
		インバータ用平滑コンデンサの液漏れ、安全弁動作及びふくらみの有無を点検する。					○						
	制御回路	自動及び連動運転等のシステム運転の確認を行う。					○						
		警報装置の作動の良否を点検する。					○						
		インバータ単体連動にて、各相関出力電圧、出力電流のバランスの確認を行う。					○						
	絶縁抵抗測定	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路毎に測定し、規定値以上あることを確認する。						○					
	接地抵抗測定	接地極(C種、D種接地工事等)の接地抵抗測定を行う。						○					

2-11. 冷暖房関連機器

装置区分	運転監視項目	運転監視内容	運転監視周期								備考		
			時	日	週	月	年	運転前	運転中	運転後		休止中	
脱気装置		警報発生の有無を点検し、警報発生がある場合は、その原因を調査する。		○									1日毎
		真空計が所定の真空度を示しているか確認する。		○									1日毎
		処理水量が所定の水量になっているか確認する。所定の水量でなければ調整する。		○									1日毎
		タイマーの現在時刻・運転設定時刻があっているか確認する。 合っていないければ調整する。		○									1日毎
		フィルタが著しく汚れていないか確認する。 汚れていければ取り替える。		○									1日毎
軟水装置		軟水器出口から少量の水を取り、硬度指示薬にて軟水かどうかの確認を行う。 軟水でなければ原因を調査する。								○			1日毎
		タイマーの現在時刻・運転設定時刻があっているか確認する。 合っていないければ調整する。								○			1日毎
		塩タンクの塩及び水量を確認する。少なければ補給する。								○			1日毎
		給水中にドレンが出ていないか確認する。								○			1日毎

※軟水処理装置は、運転中毎日塩の補充（約5kg）があるので、点検は運転中とする。

別添-3 点検項目表

3-1. 冷熱源機器（空気熱源ヒートポンプチリングユニット）

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
基礎・固定部		亀裂、沈下等の有無を点検する。			○			
		固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。			○			
		防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。			○			
外観	本体	腐食、変形、破損等の有無を点検する。			○			
	保冷材	保冷材の損傷及び脱落の有無を点検する。			○			
内部	熱交換器	ファンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。			○			
付属品	温度計及び圧力計	正常値を指示していることを点検する。			○			
		取付部等の漏れの有無を点検する。			○			
		汚れ及び損傷の有無を点検する。			○			
	安全弁	漏れの有無及び作動の良否を点検する。			○			
電気系統	操作回路、動力回路及びヒーター回路	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。			○			
	端子	緩み、変色及び破損の有無を点検する。			○			
	ファンケース	温度の異常の有無を点検する。			○			
		絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。			○			
	盤	異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。			○			
	電磁開閉器	異音及び劣化の有無を点検する。			○			
	接地	断線及び緩みの有無を点検する。			○			
		接地抵抗を測定し、その良否を確認する。			○			
保安装置	圧力開閉器	設定値で作動することを確認する。			○			
	吐出ガス温度サーモ	作動の良否を点検する。			○			
	断水リレー	作動の良否を点検する。			○			
	インターロック	作動の良否を点検する。			○			
	冷水凍結防止サーモ	作動の良否を点検する。			○			
	可溶栓	変形、損傷等の有無を点検する。			○			
冷媒系統		ガス漏れの有無を点検する。			○			
		配管の損傷・接触・摩耗・腐食等の有無を点検する。			○			
潤滑油系統		油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。			○			
水系統	冷温水	漏れの有無を点検する。			○			
	弁	開閉の良否を点検する。			○			
	排水	通水試験を行い、流れに支障がないことを確認する。			○			
	ドレンパン	汚れ及び腐食の有無を点検する。			○			
送風機	Vベルト	摩耗、弛み、損傷等の有無を点検する。			○			
	軸受	音及び振動の異常の有無を点検する。			○			
	羽根	損傷等の劣化、振動等の有無を点検する。			○			
運転調整	音及び振動	異常のないことを確認する。			○			
	主電源電圧及び電流	運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。			○			
		主電流及び圧縮機電流が規定値内にあることを確認する。			○			
	冷媒ガス	高压側及び低压側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するのに必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることを確認する。			○			
	冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。			○			
	熱交換状況	冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。			○			
	制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で確実に作動することを確認する。			○			
	プロペラ	回転方向が正しいことを確認する。			○			

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
	電流	送風機の電流が定格値以下であることを確認する。			○			
保存		水系統（排水系統を除く）は確実に水を抜いたうえ保存する。			○			

3-2. 冷熱源機器（パッケージ空調機（空冷ヒートポンプ式）、ルームエアコン）

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
水系統		本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。					○	
電気系統	端子	緩み及び変色の有無を点検する。					○	
	操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び緩み及び変形の有無を確認する。					○	
	クランクケースヒータ	通電、発熱状態に異常のないことを確認する。					○	
送付機（室外機を含む）	Vベルト	弛み及び亀裂、摩耗等の有無を点検する。					○	
	軸受	音及び振動等の有無を点検する。					○	
エアフィルタ	ろ材	詰まり及び損傷等の有無を点検する。					○	
	枠	変形、腐食等の有無を点検する。					○	
	冷媒系統（室外機を含む）	ガス漏れの有無を点検する。					○	
		配管の損傷等の有無を点検する。			○	○	○	
	ファンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検する			○	○	○		
熱交換器（室外機を含む）		室内及び室外機交換器の汚れ、損傷等の有無を点検する。			○	○	○	
加湿器		作動の良否を確認する。			○	○	○	
		汚れ、損傷等の有無を点検する。			○	○	○	
自動制御機器		温度、湿度等が設定値にて制御していることを確認する。					○	
運転調整	音, 振動	異常のないことを確認する。					○	
	電源電圧	供給電源電圧に異常のないことを確認する。					○	
	運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることを確認する。					○	
		送風機の電流に異常がないことを確認する。					○	
		加湿器の電流に異常がないことを確認する。					○	
		電気ヒータの電流が定格以下にあることを確認する。					○	
冷凍機油		汚損劣化及び油量の適否を点検する。					○	
熱交換状況		冷媒及び冷却水の液温、室内及び室外機交換器の吹出し空気温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。					○	

3-3. 空気調和等関連機器

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
①蒸気発生器 ②熱交換器 (蒸気-温水用)	基礎・固定部	基礎の亀裂、沈下等の有無を点検する。	○					
		架台の曲がり、さび、損傷等の有無を点検する。	○					
		保温材脱落、損傷等の有無を点検する。	○					
		基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。	○					
		配管支持変形の有無を確認する。	○					
	外観の状況	内部の付着及び堆積物の有無を点検する。		○				
		内部の割れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。		○				
		加熱管を引出し(本体より分離可能なもの)、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無を点検する。(ヘッダーを除く)		○				
		締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無を点検する。		○				
	力計、水高計及び温度計	指針が大気圧の下で零点の指示を確認する。		○				
		損傷等の有無を点検する。		○				
		導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無を点検する。		○				
	付属管及び弁	温度計感温部の腐食及び損傷の有無を点検する		○				
		逃し管の詰まりの有無を点検する。		○				
		逃し管の保温の脱落及び損傷の有無を点検する。		○				
		その他の管の変形、腐食、曲り等の有無を点検する。		○				
		その他の管の結露の有無を点検する。		○				
		伸縮継手の作動の良否及び損傷等の劣化の有無を点検する。		○				
		安全弁及び逃し弁分解のうえ清掃する。		○				
		安全弁及び逃し弁の弁及び弁座の損傷の有無を点検する。		○				
安全弁及び逃し弁各部件の清掃し、損傷等の有無を点検する。			○					
安全弁及び逃し弁の組立後、原則として吹き出しテストをする。			○					
減圧弁	1次側及び2次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内にあることを確認する。		○					
	損傷等の有無を点検する。		○					
その他の弁	作動の良否及び損傷等の有無を点検する		○					
温度調整弁(ヘッダーを除く)	作動の良否を点検する。		○					
	損傷等の有無及びスケール付着の有無を点検する。		○					
蒸気トラップ	分解清掃のうえ損傷等の有無を点検する		○					
防食装置(ヘッダーを除く)	流電陽極法は、防食材の消耗の程度を点検する。		○					
	外部電源法は、電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無を点検する。		○					
溶解栓	劣化の有無を点検する。		○					
①蒸気発生器 ②熱交換器 (蒸気-温水用) ③熱交換器 (冷水・床暖房用) 温水・蒸気ヘッダー、密閉型膨張タンク、フラッシュタ	基礎・固定部	基礎の亀裂、沈下等の有無を点検する。	○					
		架台の曲がり、さび、損傷等の有無を点検する。	○					
		保温材脱落、損傷等の有無を点検する。	○					
		基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。	○					
		配管支持変形の有無を確認する。	○					
	外観の状況	損傷、腐食等の有無を点検する。	○					
		漏れの有無を点検する。	○					
		蓋の取付状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、損傷等の有無を点検する。	○					
	圧力計、水高計及び	正常値を指示しているか点検する。	○					
		取付部等の漏れの有無を点検する。	○					

装置区分 ンク	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
ンク	温度計	汚れ、損傷の有無を点検する。	○					
	付属管及び弁	逃し管の漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。	○					
		逃し管保温材の脱落、損傷等の有無を点検する。	○					
		その他の管の漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。	○					
		安全弁又は逃し弁の取付ボルトの緩みを点検する。	○					
		安全弁又は逃し弁の漏れの有無を点検する。	○					
		安全弁又は逃し弁でテストレバーのあるものは、作動テストを行う。	○					
	その他の弁	漏れ及び損傷等の有無及び作動の良否を点検する。	○					
ポンプ (給水加圧 ポンプユニ ット)	基礎・固定部	固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。	○					6ヶ月毎
		防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。	○					6ヶ月毎
	外観の状況	腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。	○					
		軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
		ベルトの損傷等の有無を点検する。	○					
		芯出しの良否を点検する。	○					6ヶ月毎
		ポンプの吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。	○					
		受水タンク内の真空度及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。(真空給水ポンプユニットに限る)	○					
		軸封の漏水状態を点検する。	○					
	電動機	電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。	○					
		回転方向が正しいことを確認する。		○				
		絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○					6ヶ月毎
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。	○					
	制御機器 (真空給 水ポン プユニ ット に限る)	制御盤の電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
		制御盤の表示ランプの点灯の良否を点検する。	○					
		真空開閉器水位調節器の作動の良否を点検する。	○					
		電磁弁装置作動の良否を点検する。	○					
	フート及び逆止弁	開閉状態の良否を点検する。	○					6ヶ月毎
	圧力計、連 成計、真空 計	腐食及び損傷の有無を点検する。		○				
		指示値が適正であることを確認する。		○				
運転調整		運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。		○				
		運転電流が定格以下であることを確認する。		○				
還水タンク 及び開放形 膨張タンク	基礎・固定部	基礎の亀裂、沈下等の有無を点検する。		○				
		架台の曲がり、さび、損傷等の有無を点検する。		○				
		保温材脱落、損傷等の有無を点検する。		○				
		基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。		○				
		配管支持変形の有無を確認する。		○				
	外観の状況	損傷、腐食等の有無を点検する。		○				
		漏れの有無を点検する。		○				
		内部の付着及び堆積物の有無を点検する。		○				
		内部の保護塗装の剥離等の有無を点検する。		○				
	管及び弁	管の漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する		○				
		弁の漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。		○				
	付属品	計器の汚れ及び損傷の有無を点検する。		○				還水タンク
		計器が正常値を指示していることを点検する。		○				
		計器の固定の良否を点検する。		○				
		梯子及び点検扉取付けの良否及びさび、腐食等の有無を点検する。		○				
	液面制御 装置	ボールタップについて、フロートの浸水及び損傷等の劣化の有無を点検する。		○				
		ボールタップについて、給水停止状態での漏水の有無		○				

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
		及び水位の適否を点検する。						
		フロートの浸水、損傷等の有無を点検する。		○				還水タンク
		フロートスイッチについて、フロートの上下により電源が入・切し、その位置が規定の許容範囲内にあることを確認する。		○				
		電極スイッチについて、電極棒の異物付着の有無及び浸食の状態を点検する。		○				
		電極スイッチについて、水位変動で電源が入・切し、その位置が正常に作動することを確認する。		○				
ユニット形及び薄型空調和機	基礎・固定部	亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。			○			
		固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。			○			
		防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。			○			
	外観の状況	本体の腐食、変形、破損等の有無を点検する			○			
		保温材及び吸音材の破損及び脱落の有無を点検する。			○			
	送風機	羽根車の汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。			○			
		羽根車の回転バランスの良否を点検する。			○			
		シャフトの汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する。			○			
		ベルトの弛み、摩耗及び損傷等の有無を点検する。			○		○	
		プーリーの摩耗等の有無を点検する。			○			
		軸受の音、振動等の異常の有無を点検する。			○		○	
		軸受の給油状態を点検する。			○		○	
		カップリングの摩耗、損傷等の有無を点検する。			○			
		電動機の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。			○			
		電動機の回転方向が正しいことを確認する。			○			
		電動機の表面温度の異常の有無を点検する。					○	
		電動機の電流が定格値内であることを確認する。			○		○	
	熱交換器	冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。			○			
	加湿機	加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。			○		○	
		作動の良否を点検する。			○		○	
		汚れ、損傷等の有無を点検する。					○	
		加湿状態点検用ランプが点灯することを確認する。			○		○	
	エリミネータ	詰まり、腐食等の有無を点検する。			○		○	
		加湿用給水止弁の開閉を点検する。					○	
	水系統	加湿用給水の漏れ及び汚れのないことを確認する。					○	
		ドレンパンの汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。			○		○	
		ドレン排水の本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。			○		○	
エアフィルタ	ろ材の詰まり、損傷等の有無を点検する。			○		○		
	枠の変形、腐食等の有無を点検する。			○		○		
運転調整	運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。			○				
	運転電流が定格以下であることを確認する。			○				
ファンコイルユニット、ファンコンベクタ	外観の状況	本体の腐食、変形、破損等の有無を点検する。			○			
		本体の固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。			○			
		保温・吸音材の破損及び脱落の有無を点検する。			○			
		吹き出しグリルの汚れ、破損等の有無を点検する。			○			
	送風機	羽根車の汚れ及びさび、腐食、変形等の有無を点検する。			○			
		羽根車の回転バランスの良否を点検する。			○			
		電動機の音、振動等の異常の有無を点検する。			○			
		電動機の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。			○			
		電動機の回転がスムーズであることを確認する。			○			
	熱交換器	冷温水コイルの破損や腐食の有無を点検する。			○			
		フィンの汚れ及び目詰まりの有無を点検する。			○			
	排水系統	ドレンパンの汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。			○			
		本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確			○			

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
		認する。						
	エアフィルタ	ろ材の詰まり、損傷等の有無を点検する。			○		○	
		枠の変形、腐食等の有無を点検する。			○		○	
	電装部品	電気配線の損傷、過熱、劣化等の有無を点検する。			○			
		接続端子の端子接続の緩みの有無を点検する。			○			
	操作スイッチ、運転表示灯	損傷、破損の有無を点検する。			○			
		表示灯の点灯状態を確認する。			○			
		風量切替え等の作動の良否を点検する。			○			
	弁類	損傷及び破損の有無を点検する。			○			
		エア抜き弁及びドレン抜き弁の良否を点検する。			○			
空気清浄装置	基礎・固定部	亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。		○				
		固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。		○				
		防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。		○				
	ろ材	目詰まりの有無を点検する。	○					パネル形、折込形、袋形、自動巻取形
		差圧計により圧力損失を点検する。	○					自動巻取形
	枠	変形、腐食等の有無を点検する。	○					パネル形、折込形、袋形
	ケーシング	変形、腐食等の有無を点検する。	○					自動巻取形
	チャンバー	変形、腐食等の有無及び汚れの有無を点検する。	○					パネル形、折込形、袋形・自動巻取形
	制御盤	表示灯の点灯の良否を点検する。点灯不良の場合は交換する。	○					自動巻取形
		タイマー又は差圧計の作動の良否を点検する。	○					自動巻取形
	巻取機構	電動機等の作動の良否を点検する。	○					6ヶ月毎 自動巻取形
	運転調整	運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	○					6ヶ月毎
		運転電流が定格以下であることを確認する。	○					6ヶ月毎
天井カセット型・卓上型空気清浄機	高圧電源部	電圧が規定値にあることを確認する。	○					
	電離部 (電気集塵器は集塵部を含む。)	汚れの有無を点検する。	○					
		絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○	○				
		放電線の劣化の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
脱臭フィルタ	汚れの有無を点検する。	○						
送風機	基礎・固定部	亀裂、沈下等の有無を点検する。	○	○				
		固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	○					6ヶ月毎
		防振材の破損等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
		天井吊りの場合の転倒防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
	外観状況	汚れの有無を点検する。	○					
		腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。	○					
	電動機	電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。	○					
		回転方向が正しいことを確認する。	○	○				
		絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○					6ヶ月毎
		運転電流が、定格値以下であることを確認する。	○					
	軸受	発熱、音及び振動の有無を点検する。	○					
	Vベルト	緩み、摩耗及び損傷の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
	Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を確認する。	○					6ヶ月毎
	Vプーリ	摩耗、損傷等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
芯出しの良否を点検する。		○					6ヶ月毎	
羽根車	汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。		○					
	ボルトの緩みの有無を点検する。		○					

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
運転調整		ケーシング等に接触していないことを確認する。		○				
		運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。		○				
		運転電流が定格以下であることを確認する。		○				
全熱交換器	基礎・固定部	き裂、沈下等の有無を点検する。		○				
		固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	○					6ヶ月毎
	外観の状況	本体及び点検口のさび、腐食、変形、破損等の有無を点検する。		○				
		フィルタの詰まり、損傷等の有無を点検する。	○					
		保温材の破損の有無を点検する。		○				
	熱交換エレメント	軸受の音、振動等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎 (回転形に限る)
		軸受の給油状態を点検する。	○					6ヶ月毎 (回転形に限る)
	エレメント	詰まりや損傷等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
		回転バランスの良否を点検する。	○					6ヶ月毎 (回転形に限る)
	エアシール	異常摩耗や破損等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎 (回転形に限る)
	駆動装置	ベルト又はチェーンの弛み、損傷等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎 (回転形に限る)
	ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。		○				
	送風機	音、振動等の異常の有無を点検する。		○				
	電気系統	電源電圧の変動が規定値内であることを確認する。		○				
		電動機の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。		○				
		電動機の表面温度の異常の有無を点検する。		○				
		電動機の電流が定格値内であることを確認する。	○					6ヶ月毎
		電動機のオイルシールの油漏れの有無を点検する。		○				
リレー	作動の良否を点検する。	○					6ヶ月毎 (回転形に限る)	
端子類	緩み、変色、溶損等の有無を点検する。		○				(回転形に限る)	

3-4. 給排水衛生機器

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
陸上ポンプ	1 基礎・固定部	①固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。緩みがある場合は増締めする。	○					6ヶ月毎
		②防振装置の変形、劣化等を点検する。	○					6ヶ月毎
	2 外観の状況	①グラウンド漏れが正常であることを確認する。	○					
		②シェルの結露水、グラウンド漏れの排水が配水管に流れていることを点検する。	○					
		③腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。	○					
		④軸継手ゴムの損傷等の劣化の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
		⑤ベルトの損傷等の有無を点検する。	○					
		⑥軸継手の芯出しの良否を点検する。	○					6ヶ月毎
	3 電動機	⑦ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内であることを確認する。	○					
		①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。	○					
		②回転方向が正しいことを確認する。		○				
		③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○					6ヶ月毎
	4 制御機器 制御盤	④運転電流が、定格値以下であることを確認する。	○					
		①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。	○					6ヶ月毎 (小形給水ポンプユニットに限る)
	圧力発信器	②表示ランプの点灯の良否を点検する。	○					(小形給水ポンプユニットに限る)
		①正常値を示していることを確認する。	○					(小形給水ポンプユニットに限る)
	5 圧力タンク	②機能の異常の有無を点検する。	○					(小形給水ポンプユニットに限る)
		①腐食、損傷、水漏れ等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎 (小形給水ポンプユニットに限る)
	6 フート弁及び逆止弁	②封入ガスの圧力が規定値にあることを確認する	○					(小形給水ポンプに限る)
		開閉状態の良否を点検する。	○					6ヶ月毎 (揚水ポンプ及び給湯ポンプに限る)
7 圧力計、連成計又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検する。		○					
	②正常値を示していることを確認する。		○					
8 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。		○					
	②運転電流が定格以下であることを確認する。		○					
排水ポンプ	1 本体、着脱装置及びガイド部	腐食及び損傷の有無を点検する。		○				
	2 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。	○					
		②回転方向が正しいことを確認する。		○				
		③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○					6ヶ月毎
		④運転電流が、定格値以下であることを確認する。	○					
	3 ケーブル	①損傷等の有無を点検する。		○				
		②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	○					6ヶ月毎
	4 連成計又は圧力計	①腐食、損傷等の有無を点検する。		○				
		②正常値を示していることを確認する。		○				

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考	
			月	年	イン	オフ	オン		
	5 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。		○					
		②運転電流が定格以下であることを確認する。		○					
貯湯槽	1 基礎・固定部								
	基礎	①亀裂、沈下等の有無を点検する。	○	○					
	架台	②曲がり、さび、損傷等の有無を点検する。	○	○					
	保温材	③脱落、損傷等の有無を点検する。	○	○					
	基礎ボルト等	④基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。	○	○					
	配管支持の状態	⑤変形の有無を確認する。	○	○					
	2. 外観の状況	①内部の付着及び堆積物の有無を点検する。			○				
		②内部の割れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。			○				
		③加熱管を引出し（本体より分離可能なものに限る）、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無を点検する。（ヘッダーを除く）			○				
		④締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無を点検する。			○				
		⑤損傷、腐食等の有無を点検する。	○						
		⑥漏れの有無を点検する。	○						
		⑦蓋の取付状態の良否及びボルトの摩耗、腐食、損傷等の有無を点検する。	○						
	3 圧力計、水高計及び温度計	①指針が大気圧の下で0点の指示を確認する。			○				
		②損傷等の有無を点検する。			○				
		③導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無を点検する。			○				
		④温度計感温部の腐食及び損傷の有無を点検する			○				
		⑤正常値を指示しているか点検する。	○						
		⑥取付部等の漏れの有無を点検する。	○						
		⑦汚れ、損傷の有無を点検する。	○						
	4 付属管及び弁								
	逃し管	①詰まりの有無を点検する。			○				
		②漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。	○						
		③保温の脱落及び損傷の有無を点検する。	○	○					
	その他の管	①変形、腐食、曲り等の有無を点検する。			○				
		②結露の有無を点検する。			○				
		③伸縮継手の作動の良否及び損傷等の劣化の有無を点検する。			○				
④漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無を点検する。		○							
安全弁及び逃し弁	①分解のうえ清掃する。			○					
	②弁及び弁座の損傷の有無を点検する。			○					
	③各 부품の清掃し、損傷等の有無を点検する。			○					
	④組立後、原則として吹き出しテストをする。			○					
	⑤取付ボルトの緩みを点検する。	○							
	⑥漏れの有無を点検する。	○							
	⑦テストレバーのあるものは、作動テストを行う。	○							
減圧弁	①1次側及び2次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内であることを確認する。			○					
	②損傷等の有無を点検する。			○					
その他の弁	①作動の良否及び損傷等の有無を点検する			○					
	②漏れ及び損傷等の有無及び作動の良否を点検する。	○							
5 温度調整弁（ヘッダーを除く）	①作動の良否を点検する。			○					
	②損傷等の有無及びスケール付着の有無を点検する。			○					

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期					備考
			月	年	イン	オフ	オン	
	く)							
	6 蒸気トラップ	分解清掃のうえ損傷等の有無を点検する。		○				
	7 防食装置(ヘッダーを除く)	①流電陽極法は、防食材の消耗の程度を点検する。 ②外部電源法は、電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無を点検する。		○				
	8 溶解栓	劣化の有無を点検する。		○				
洗浄型フィルタ	基礎・固定部	フランジは固定して取付けてあるか点検する。固定ビスに緩みがあれば増す締めする。	○					6ヶ月毎
	本体	水切板、エリミネータは固定されているか、エア洩れはないか点検する。固定ボルトに緩みがあれば増す締めする。	○					6ヶ月毎
		変形、損傷等の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
		排水パイプ、オーバーフローパイプに扁平、つぶれ、腐食、継手部分の緩み及び取付が正常の有無を点検する。	○					6ヶ月毎
		配線の固定状況、被覆状況に異常がないか点検する。固定ビスに緩みがあれば増す締めする。	○					6ヶ月毎
		給止水配置BOXの取付状況を点検する。固定ボルト等に緩みがあれば増す締めする。	○					6ヶ月毎
		周囲に障害物等が置かれてないか確認する。	○					6ヶ月毎
		制御盤	電源ランプ、電磁弁作動ランプの点灯を確認する。ランプ切れがある場合は交換する。	○				
	タイマーの作動が正常に行われているか確認する。		○					6ヶ月毎
	システム全体として確実に作動するか確認する							6ヶ月毎
	清掃	フィルタ本体の内外面(水槽、ボールフロート、洗浄ノズル、センサボックス等)を洗剤に浸したスポンジ又はタワシ(金タワシ)等で清掃した後、タオル等で水拭き仕上げとする。	○					6ヶ月毎
		エリミネータの表面の汚れを高圧洗浄機又は金タワシを用いて汚れを除去した後、洗剤水(アルカリ系洗剤)に一定時間浸した後、再度金タワシ等を用いて両面を洗浄した後温水を用いて洗剤を洗落するものとする。	○					6ヶ月毎
	排気フード	清掃	フード内外面を洗剤に浸したスポンジ又はタワシ(金タワシ)等で清掃した後、タオル等で水拭き仕上げとする。		○			

3-5. 自家発電設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考
			日	週	月	年	
地下式オイルタンク	1 基礎 上部スラブ	亀裂、崩没、沈下等の有無を点検する。				○	
	マンホール	①パッキン及びその当り面の損傷並びに密閉状態の良否を点検する。				○	
		②プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び体積物の有無を点検する。				○	
	2 本体	①直接法、加圧法又は減圧法により、漏れの有無を点検する。				○	
		②残量の測定又は漏洩検査管により漏れの有無を点検する。				○	
		③直接法又は加圧法により割れ、損傷、腐食等の有無及び沈殿物等の汚れの有無を確認する。				○	
	3 配管	加圧法又は減圧法により、漏れの有無を点検する。				○	
	4 通気口	①取付け状態の良否を点検する。				○	
		②引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。				○	
	5 標識及び掲示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。				○	
	6 消火器	設置場所及び数並びに交換時期を確認する。				○	
	7 計量口及び注油	変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことを確認する。				○	
	8 注入口ピット	①割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無を点検する。				○	
		②油種別表示等の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。				○	
9 配管	損傷、変形、漏れ等の有無を点検する				○		
10 弁	漏れ及び損傷等の有無並びに作動の良否を点検する。				○		
11 配管点検ボックス	割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無を点検する。				○		
12 端子盤	箱の損傷及び端子の緩みの有無を点検する。				○		
13 接地	①断線及び緩みの有無を点検する。				○		
	②接地抵抗を測定し、その良否を確認する。				○		
14 漏洩検査管	漏洩検査管を用いて、漏れの有無を点検する。				○		
オイルサービスタンク	1 基礎・固定部 基礎及び防油堤	亀裂等の有無を点検する。				○	
	架台	曲り、さび、損傷等の劣化の有無を点検する。				○	
	基礎ボルト等	基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等に緩み、損傷等の劣化の有無を点検する。				○	
	配管支持の状態	正しく取付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることを確認する。				○	
	2 外観の状況	①損傷、腐食等の有無を点検する。				○	
		②漏れの有無を点検する。				○	
	3 管及び弁	①漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。				○	
		②緩衝装置の取付及び機能の良否を点検する。				○	
	弁	作動の良否及び損傷等の有無を点検する				○	
	4 計器	①汚れ及び損傷の有無を点検する。				○	
		②正常値を示していることを確認する。				○	
③固定の良否を点検する。					○		
5 液面制御装置 (フロートスイッチ)	①フロートの浸水、損傷等の有無を点検する。				○		
	②フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切し、その位置が許容範囲内にあることを確認する。				○		
6 警報装置・電極スイッチ	①電極棒の異物の付着の有無及び浸食の状態を点検する。				○		
	②作動の良否を点検する。				○		

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考
			日	週	月	年	
	7 通気口	取付けの良否を点検する。				○	
	8 梯子及び点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無を点検する。				○	
	9 標識及び揭示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。				○	
	10 消火器	設置場所及び数並びに交換時期を確認する。				○	

地下貯蔵タンクの完成検査年月日は、平成11年12月7日である。前回の気密試験は、平成23年5月に行っている。

3-6. 池循環ろ過設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期							備考		
			時	日	週	月	年	イン	オフ		オン	
水中ポンプ	1 本体、着脱装置及びガイド部	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
	2 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。				○						
		②回転方向が正しいことを確認する。					○					
		③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。				○						6ヶ月毎
		④運転電流が、定格値以下であることを確認する。				○						
	3 ケーブル	①損傷等の有無を点検する。					○					
		②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。				○						6ヶ月毎
	4 連成計又は圧力計	①腐食、損傷等の有無を点検する。					○					
		②正常値を示していることを確認する。					○					
	5 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。					○					
②運転電流が定格以下であることを確認する。						○						
動力制御盤	1 キャビネット 屋内型	①盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認する。					○					
		②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。清掃する。					○					
		③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。				○						6ヶ月毎
		④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。				○						6ヶ月毎
	2 導通部 母線・分岐導線・盤内配線・支持金物	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検する					○					
		②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する					○					
	端子台	変色及び異臭の有無を点検する。					○					
	3 機器、制御回路 遮断器、電磁接触器、継電器、端子台、制御スイッチ、計器変流器、インバータ、表示灯、進相コンデンサー、ヒューズ類	①テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認を行う。					○					
		②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。					○					
		③機器取付の良否を点検する。					○					
		④単位装置ごとに試験運転を行い、運転電流を確認する。					○					
		⑤換気扇の回転状態、異常音を点検する。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。					○					
		⑥液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。					○					
⑦インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。						○						
制御回	①自動、連動運転等のシステム運転の確認を					○						

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期								備考	
			時	日	週	月	年	イン	オフ	オン		
	路	行う。										
		②警報装置の動作確認を行う。					○					
		③液面継電器の動作確認を行う。					○					
		④インバータの単体運転にて、相関出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。					○					
	4 絶縁抵抗測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。					○					
接地抵抗測定	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。(単独接地極の場合に限る)					○						

3-7. 灌水設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期								備考	
			時	日	週	月	年	イン	オフ	オン		
水中ポンプ	1 本体、着脱装置及びガイド部	腐食及び損傷の有無を点検する。					○					
	2 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。				○						
		②回転方向が正しいことを確認する。				○						
		③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。				○						6ヶ月毎
		④運転電流が、定格値以下であることを確認する。				○						
	3 ケーブル	①損傷等の有無を点検する。				○						
		②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。				○						6ヶ月毎
4 連成計又は圧力計	①腐食、損傷等の有無を点検する。				○							
	②正常値を示していることを確認する。				○							
5 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。				○							
	②運転電流が定格以下であることを確認する。				○							
動力制御盤	1 キャビネット 屋内型	①盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認する。					○					
		②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。清掃する。					○					
		③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。				○						6ヶ月毎
		④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。				○						6ヶ月毎
	2 導通部 母線・分岐導線・盤内配線・支持金物	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検する					○					
		②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する					○					
	端子台	変色及び異臭の有無を点検する。					○					
	3 機器、制御回路 遮断器、電磁接触器、継電器、端子台、制御スイッチ、計器変流器、インバータ、表示灯、進相コンデンサー、ヒューズ類	①テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認を行う。					○					
		②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。					○					
		③機器取付の良否を点検する。					○					
		④単位装置ごとに試験運転を行い、運転電流を確認する。					○					
		⑤換気扇の回転状態、異常音を点検する。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。					○					
		⑥液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。					○					
⑦インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。						○						
制御回路	①自動、連動運転等のシステム運転の確認を行う。					○						
	②警報装置の動作確認を行う。					○						
	③液面継電器の動作確認を行う。					○						
	④インバータの単体運転にて、相関出力電					○						

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期							備考	
			時	日	週	月	年	イン	オフ		オン
		圧及び出力電流のバランス確認を行う。									
	4 絶縁抵抗測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。					○				
	接地抵抗測定	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 (単独接地極の場合に限る)					○				

3-8. 計測機器

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考	
			月	年		
中央監視制御設備	外観	据付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みのある場合は増締めする。		○		
		換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎	
		記憶装置等に異常音及び異常振動の有無を点検する。	○		6ヶ月毎	
		操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能を確認する。	○		6ヶ月毎	
		エアフィルタの清掃又は交換を行う。	○		6ヶ月毎	
		コネクタ類の差し込み部を点検し、緩み部の増締めを行う。また、プリント板等の表面を清掃する。		○		
		汚れ、損傷及び錆の有無を点検し、汚れがある場合は、清掃する。		○		
		卓上機器の置台は固定金具を点検し、緩み部の増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。		○		
	中央処理装置類		フロッピーディスク装置等のヘッドの清掃及び異常音の有無を点検する。		○	
			下記項目の動作をテストプログラムにより確認する。 ・CPU機能、メモリ ・ハードディスク ・フロッピーディスク装置等 ・入出力制御、回線制御アダプタ ・インターフェイス装置	○		6ヶ月毎
			故障表示（LED等）及びブザー呼鳴の動作確認を行う。	○		6ヶ月毎
	監視操作装置等	表示装置	各部清掃、電気的性能試験（偏向歪、オーバースキャン、画面動揺等）、キーボード（ライトペンマウスタッチ等）の機能点検及びテストプログラムによる動作を確認する。		○	
		表示操作パネル	CRTディスプレイが取付器具にて固定されているか確認する。 グラフィックパネル等の清掃及び表示灯、操作スイッチ類の機能を点検する。		○	6ヶ月毎
	伝送装置		入出力動作の不具合ポイントの調整修理を行う		○	
			入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧を確認する。		○	
			入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整を行う。ただし、警報点の動作確認は、対象機器動作による方法又は入出力端子にて疑似信号入力により行う。また、計測・警報点の動作確認は、現場表示との整合又は基準電源等を入力することにより行う。		○	
			垂直自立型の電送装置は固定ベルトを点検し、緩み部の増締めをする。		○	
	記録装置	ラインプリンタ、インキジェットプリンタ等	各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構及び緊急回路の点検調整並びにテストプログラムによる動作確認を行う。		○	
			監視状態での印字位置、ミシン目スキップ、色切換等の確認を行う。	○		6ヶ月毎
			固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。		○	
		ハードコピー装置	各機構部の清掃、注油、制御回路、オフラインテスト、オンラインテスト及び機構部の点検調整を行う。		○	
		監視状態での印画位置、色あい等の確認を行う。	○		6ヶ月毎	
		固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。		○		
電源各装置の電源		電源電圧（入力電圧、出力電圧）の確認を行う。		○		
		蓄電池の充電状態をテスト等により確認する。	○		6ヶ月毎	
無停電電源設備	整流装置 インバータ装置	外観点検を下記により行う。 ・固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めを行う。 ・内部配線、端子部の変色、劣化及び緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めを行う ・抵抗器の変色及び、変形の有無を点検する。 ・コンデンサの変色、変形、液漏れ及び防爆弁の異常の有無を点検する。 ・半導体スタック類の接点荒れ及びコイル変色の有無を点検する。 ・継電器、接触器の接点荒れ及びコイル変色の有無を点検する。 ・プリント基板の部品変色、汚損及びハンダあげ状況を確認する。 ・ヒューズの熱変色の有無を点検する。 ・冷却ファンの熱による変色の有無を点検する ・トランス及びリアクトルの過熱、変色の有無を点検する。		○		

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考	
			月	年		
		パネル表示・操作部等の操作・表示機能の点検を行う。		○		
		運転・停止、出力切替試験、故障シーケンスの動作確認（展開接続図に基づいて）及び警報表示等が正常であることを確認する。		○		
		絶縁抵抗測定は、下記により行う。 ・交流入力回路と大地間 ・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間 接地コンデンサ、ラインフィルタ等のアース端子を外し、また、半導体素子、ケミコン、静止計器具等を同電位とさせ、500V絶縁抵抗計で測定し、1MΩ以上あることを確認する。		○		
		蓄電池	外観	全セルについて電槽、ふた、各種全体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓式シール形蓄電池については触媒栓の交換時期を確認する。また、陰極吸収式シール形鉛蓄電池については、蓄電池の交換時期を確認する。	○	6ヶ月毎
			架台、外箱に著しい変形、損傷及び腐食の有無を点検する。	○	6ヶ月毎	
			蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等に変形及び損傷の有無を点検し、緩み部の増締めを行う。	○		
			蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部に発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。また、接続部緩みの増締めを行う。	○		
		機能	浮動充電中の全セルの電圧測定及び蓄電池総電圧の測定を行う。	○	6ヶ月毎	
	自動制御設備 (電子式又は電気式)	調節器	清掃	外部をウエスで、内部をカバー取外しのうち清掃する。		○
			ポテンションメータ	断線及び損傷の有無を点検する。		○
温湿度			設定値の許容範囲内にあることを確認する。許容範囲にない場合は調整する。		○	
変換器		清掃	外部を所定のハケで、内部をカバーし取外しのうち清掃する。		○	
		端子	緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
		ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。精度内にない場合は調整する。		○	
		供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。		○	
発信器		清掃	外部をウエスで、内部をカバー取外しのうち清掃する。		○	
		端子	緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
		ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。精度内にない場合は調整する。		○	
		ゼロ点	実測によりゼロ点調整を行う。		○	
		供給電源電圧	電圧の変動が、規定の許容範囲内にあることを確認する。		○	
		配管接続部	漏れの有無を点検する。		○	
演算器		清掃	外部を所定のハケで、内部をカバー取外しのうち清掃する。		○	
		端子	緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
		ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内にない場合は調整する。		○	
		供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。		○	
検出器		清掃	外部を所定のハケで、内部をカバー取外しのうち清掃する。		○	
		端子	緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
		出力値又は指示値	実測により出力又は指示値が規定の精度内にあることを確認する。		○	
操作器	清掃	外部を所定のハケで、内部をモーターケーシング取外しのうち清掃する。		○		
	音	運転時に全ストロークにわたって音に異常のないことを確認する。		○		
	ポテンションメータ	接触面が滑らかであることを確認する。滑らかでない場合は調整する。		○		
	フルストロー	入力信号に比例して作動することを確認する。		○		
	リミットスイッチ	作動の良否を点検する。		○		
	接続リンク機構	組付状態の良否、破損の有無を点検する。		○		

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考	
			月	年		
	制御弁	グラウンドパッキン部からの漏れの有無を点検する。漏れがある場合は増締め又はパッキンを交換する。		○		
		弁を閉じた場合にリーク量が規定の許容範囲内にあることを確認する。		○		
		操作器と接合部に緩み等のないことを確認する。緩み等がある場合は増締めする。		○		
	指示計	清掃	ウエスで外部を清掃する。		○	
		端子	緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
		ゼロスパン	模擬入力により指示のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。精度内でない場合は調整する。		○	
		指示計	感度の良否を点検する。感度不良の場合は調整する。		○	
		打点機構	打点間隔及び平衡時間が規定値を超える場合は調整する。		○	
		アンプカード 電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。		○	
		セレクタースイッチ	コンタクターの接触位置が規定の位置であることを確認する。規定の位置でない場合は調整する。		○	
各制御ループの動作確認		検出器～(変換器)～調節器～(変換器)～操作器における一連の動作を確認する。		○		
		夏冬に適合した動作であることを確認する。動作が逆の場合は調整する。		○		
		対象動力停止時の制御弁等の動作を確認する。動作が異常な場合は調整する。		○		
自動制御設備(空気式)	温湿度調節器	清掃	外部をウエスで清掃する。		○	
		空気配管	空気漏れの有無を点検する。		○	
		温度及び湿度	実測を行い、その値と設定値との差が規定の許容範囲内にあることを確認する。許容範囲内でない場合は調整する。		○	
	変換器	清掃	外部をウエスで、内部をカバー取外しのうえ清掃する。		○	
		接続部	空気漏れの有無を点検する。		○	
		ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。精度内でない場合は調整する。		○	
	発信器	供給空気圧力	圧力が規定の許容範囲内にあることを確認する。規定の許容範囲内でない場合は調整する。		○	
		清掃	外部をウエスで、内部をカバー取外しのうえ清掃する。		○	
		接続部	空気漏れの有無を点検する。		○	
		ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内でない場合は調整する。		○	
演算器	ゼロ点	実測によりゼロ点調整を行う。		○		
	供給空気圧力	圧力が規定の許容範囲内にあることを確認する。規定の許容範囲内でない場合は調整する。		○		
	清掃	外部を所定のハケで、内部をカバー取外しのうえ清掃する。		○		
	接続部	空気漏れの有無を確認する。		○		
検出器	ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内でない場合は調整する。		○		
	供給空気圧力	圧力が規定の許容範囲内にあることを確認する。規定の許容範囲内でない場合は調整する。		○		
	清掃	外部を所定のハケで、内部をカバー取外しのうえ清掃する。		○		
操作器	接続部	空気漏れの有無を点検する。		○		
	出力値又は指示値	実測により出力又は指示値が規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内でない場合は調整する。		○		
	清掃	外部をウエスで清掃する。		○		
	ダイヤフラム	空気漏れの有無を点検する。		○		
	接続部	空気漏れの有無を点検する。弁との接続部に緩み等のないことを確認する。劣化がある場合は増締め又は補修する。		○		
	ストローク	作動の良否を点検する。		○		
	ポジションナー	規定のスタートポイント及びレンジでの作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。		○		
	接続機構	組付状態の良否、破損の有無を点検する。		○		

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考	
			月	年		
	制御ループ毎の動作確認	検出器～(変換器)～調節器～(変換器)～操作器における一連の動作を確認する。		○		
		夏冬に適合した動作であることを確認する。動作が逆の場合は調整する。		○		
		対象動力停止時の制御弁等の動作を確認する。動作が異常な場合は調整する。		○		
	空気源装置	支持・固定	固定金具の劣化、固定ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
			空気圧縮機	軸受等のベアリング部の音、振動等の異常及び油漏れの有無を点検する。油漏れがある場合は補修する。		○
		安全弁が規定の圧力で作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。		○		
		圧力ゲージの指示の良否を点検する。指示不良の場合は交換する。		○		
		Vベルトの緩み及び損傷等の劣化の有無を点検する。緩みがある場合は調整する。		○		
		圧縮時間を測定し、異常のないことを確認する。		○		
		空気タワ	発錆、き裂等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は補修する。		○	
	ドレン排水弁の詰まりの有無を点検する。				○	
	除湿装置	プライントankの液漏れの有無を点検する。		○		
			サーモスタットの作動の良否を点検する。		○	
		ドレントラップの作動の良否を点検する。作動不合いの場合は清掃又は調整する。		○		
		冷凍機能の良否及び冷媒の漏れの有無を点検する。機能不良の場合は調整する。		○		
	フィルタ	詰まり、損傷等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。		○		
	弁	減圧弁が規定圧力で作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。		○		
		逆止弁の漏れの有無を点検する。		○		
	圧力スイッチ	作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。		○		
	制御盤	電線の臭いの異常及び変色の有無を点検する。 端子の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 回路の絶縁抵抗を測定し、その値が300Vを越えるものにあつては0.4MΩ、300V以下のものにあつては0.2Ω以上であることを確認する。 マグネットスイッチ接点の変色の有無を点検する。 リレー、タイマー及び積算計の作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。 メーターの指示が規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内でない場合は調整する。		○		
				○		
				○		
				○		
				○		
				○		
	電動機	絶縁抵抗を測定し、その値が300Vを越えるものにあつては0.4MΩ、300V以下のものにあつては0.2Ω以上であることを確認する。 回転方向が、正回転であること確認する。 軸受の音、振動等の異常の有無を点検する。 プーリ溝の摩耗の有無を点検する。		○		
				○		
				○		
				○		
	自動制御設備(デジタル式)	調節器	清掃	外部を所定のハケ又はウエスで清掃する。		○
端子			緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
供給電源電圧及び制御用電源電圧		電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する		○		
		基本機能	比例帯、積分及び微分時間並びに各設定値が最適値であることを確認する。 イベント及びアラーム出力の作動並びに表示ランプの点灯の良否を点検する。作動又は点灯不良の場合は調整する。		○	
付加機能		補助出力の作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整とする。		○		
通信機能		中央監視制御整備と接続されている場合は、正しく通信されていることを確認する。		○		
変換		清掃	外部を所定のハケ又はウエスで、内部をカバー取外しのうえ清掃する。		○	
	端子	緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○		

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考	
			月	年		
器	伝送電源 電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。		○		
	指示値(入 力用のも のに限る) 又は実出 力値(出力 用のもの に限る)	模擬の入力により指示値が規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内にない場合は調整する。		○		
		データ設定器より出力を変化させた場合の実出力が規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内にない場合は調整する。		○		
	検 出 器	清掃	外部を所定のハケ又はウエスで、内部をカバー取外しのうえ清掃する。		○	
		端子	緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
	伝送電源 電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることを確認する。		○		
		出力値又 は指示値	出力値又は指示値が規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内にない場合は調整する。		○	
	各制御ループ の動作確認		検出器～(変換器)～調節器～(変換器)～操作器における一連の動作を確認する。		○	
			夏冬に適合した動作であることを確認する。動作が逆の場合は調整する。		○	
			対象動力停止時の制御弁等の動作を確認する。動作が異常な場合は調整する。		○	
管理計測 機器	積 算 熱 量 計	清掃	外部を所定のハケ又はウエスで、内部をカバー取外しのうえ清掃する。		○	
		端子	緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
	出力値又 は指示値	出力値又は指示値が規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内にない場合は調整する。		○		
		CO2 濃 度 計	清掃	外部を所定のハケ又はウエスで、内部をカバー取外しのうえ清掃する。		○
	端子		緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○	
	出力値又 は指示値	出力値又は指示値が規定の精度内にあることを確認する。規定の精度内にない場合は調整する。		○		
		各制御ループ の動作確認		検出器～(変換器)～調節器～(変換器)～操作器における一連の動作を確認する。		○
	夏冬に適合した動作であることを確認する。動作が逆の場合は調整する。				○	
	対象動力停止時の制御弁等の動作を確認する。動作が異常な場合は調整する。				○	

3-9. 自動ドア等

3M：3月に1回、6M：6月に1回、1Y：1年に1回

点検項目	点検内容	周期	備考
ドア・サッシ部	ドア本体の傷及びステッカーの有無を点検する。	3M	
	ドア本体作動時の異音の有無を点検する。	3M	
	ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3M	
	全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3M	
	ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3M	引き戸に限る
	ドアと枠の隙間が適正であることを確認する。	3M	開き戸に限る
	ドア開閉時の床面との隙間が適正であることを確認する。	3M	開き戸に限る
	ドアストッパーの取付及び各ピボットの取付状態を点検する。	3M	開き戸に限る
	無目点検カバーの取付状態を点検する。	3M	引き戸に限る
懸架部	吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷を点検する。	3M	引き戸に限る
	踊り止めの隙間が適正であることを確認する。	3M	引き戸に限る
	アームと駆動部の摩耗及び取付状態を点検する。	3M	開き戸に限る
	吊戸車及びストッパーの取付状態を点検する。	6M	引き戸に限る
	ハンガーレールの取付状態を点検する。	1Y	引き戸に限る
動力部・作動部	手動開閉の動作確認及び異音の有無を点検する。	3M	
	エンジンケース蓋の取付状態を点検する。	3M	開き戸に限る
	エンジンケース防水材の取付状態を点検する。	3M	開き戸に限る
	エンジンの取付状態を確認する。	6M	
	エンジンストッパーの取付状態を点検する。	6M	開き戸に限る
	駆動軸の変形の有無を点検する。	6M	開き戸に限る
	防振ゴムの変形の有無を点検する。	6M	引き戸に限る
	従動プーリの取付状態を点検する。	6M	引き戸に限る
	ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取付状態を確認する。	6M	引き戸に限る
制御装置	開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3M	
	クッション作用の状態を点検する。	3M	
	ドア位置検出スイッチの取付状態を点検する。	3M	
	電源スイッチの作動状態を点検する。	3M	
	制御装置の取付状態を点検する。	1Y	
センサ部	センサ、補助センサの取付状態及び作動状態を点検する。	3M	
	センサ、補助センサ検出面の汚れの有無を点検する。	3M	センサ式に限る
	タッチスイッチ及び併用センサの作動状態を点検する。	3M	タッチスイッチ式に限る
	マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。	6M	マットスイッチ式に限る
	マットスイッチ排水口のゴミ詰まりの有無を点検する。	1Y	マットスイッチ式に限る
電気回路	通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3M	
	電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。	6M	
	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	電源電圧を測定し、その良否を確認する。	1Y	

3-10. 電動シャッター

3M：3月に1回、6M：6月に1回、1Y：1年に1回

点検項目	点検内容	周期	備考
点検口の状態	点検口の有無 取付位置の確認 開閉操作の実施	1 Y	
降下位置障害	障害物の有無 シャッター芯と物品との距離	1 Y	
操作障害	押釦スイッチの取付位置 臨時閉鎖装置の取付位置	1 Y	
警告表示・操作説明ラベル貼付	ラベルの有無、汚損、損傷	1 Y	
危険・注意表示貼付	ラベルの有無、汚損、損傷	1 Y	
降下位置表示貼付	ラベルの有無、汚損、損傷	1 Y	
開閉機	油漏れの有無 錆、腐食の有無 異常音の有無 異常過熱の有無 固定ボルトの状態	1 Y	
ブレーキ装置	中間停止の確認 残留磁気の確認 異常音の確認 異常過熱の確認	1 Y	
手動装置	設置位置の確認 操作方法の表示 操作状態の確認	1 Y	
スプロケット・ローラチェーン	スプロケット芯ずれ スプロケット変形 スプロケット汚損 セットボルトの状態 ローラチェーンの摩耗 ローラチェーンの錆 ローラチェーンジョイントの状態 ローラチェーンのたるみ状態	1 Y	
ロープ車・ワイヤロープ	ロープ車の変形 セットボルトの状態 ワイヤロープの摩耗、汚損(キンク、ささくれ) ワイヤロープの余巻 ワイヤロープの固定状態	1 Y	
巻取りシャフト・ブラケット	巻取りシャフトの曲損 巻取りシャフトの片寄り カラーと軸受の取合い ブラケット変形 ブラケット汚損 固定ボルトの状態 軸受の回転状態	1 Y	
スラット・吊り元	スラット変形・損傷 スラット片寄り、片下がり 端金物の状態 吊元ボルトの状態	1 Y	
座板	変形・汚損 座板ビスの状態	1 Y	
ケース・まぐさ・押し車	変形 損傷 スモースターの取付状態、回転状態	1 Y	
ガイドレール	変形・損傷 錆 呑口の状態	1 Y	
制御盤	損傷 接続端子の緩み	1 Y	
リミットスイッチ・エマージェンシースイッチ	チェーンの張り具合 スプロケットの芯ずれ、変形・損傷	1 Y	

点検項目	点検内容	周期	備考
押ボタンスイッチ	蓋の状態 施錠の良否 接続端子の緩み	1 Y	
ヒューズ装置	変形、損傷 ヒューズメタルの抜取検査	1 Y	
手動閉鎖装置	変形、損傷 ワイヤの状態 閉鎖確認	1 Y	
自動閉鎖装置	変形、損傷 錆 開放力の確認	1 Y	
連動制御器・バッテリー充電	変形・損傷 バッテリーチェック	1 Y	
絶縁抵抗	電動器主回路の計測 制御回路の計測 信号回路の計測	1 Y	
降下状況	電動・手動操作の実施 随時閉鎖の実施 異常音の有無 下限停止位置の確認	1 Y	
降下速度	効果時間の計測 (3~7m/min)	1 Y	
巻上状況	電動・手動操作、上限停止置	1 Y	
音声発生装置	シャッター降下時連動確認	1 Y	
障検電池	交換	1 Y	

3-11. 廃棄物処理設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考
			1M	3M	6M	1Y	
貯留槽		槽本体の損傷及び腐食の有無を点検する。		○			
		ラセン羽根に曲がり及び溶接亀裂の有無を点検する。		○			
		ドラム転動面の潤滑状態の有無を点検する。潤滑状態が不良の場合は、注油する。		○			
		投入シール部からの汚水漏れはないか点検する。漏れがあればシールを交換する。		○			
		本体取付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。		○			
投入口		投入口蓋に歪み、隙間等の有無を点検する。		○			
		投入口蓋の開閉状態の有無を点検する。不良場合は、調整する。		○			
		リミットスイッチの取付及び作動の有無を点検する。取付不良の場合は、調整する。調整不能の場合は、交換する。		○			
		開閉シリンダーの取付及び作動の有無を点検する。取付不良の場合は、補修し、作動不良の場合は、調整する。調整不良の場合は、交換する。		○			
		開閉シリンダートラニオン及び開閉軸の軸受の潤滑状態の有無を点検する。潤滑状態が不良の場合は、注油する。		○			
反転装置		バケットリンクレバーの変形、ブッシュ抜けの有無を点検する。変形が軽微の場合は、補修し、ブッシュが抜けている場合は、部品を交換する。		○			
		キャストローラに偏摩耗の有無を点検する。		○			
		電動機の取付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。		○			
		プーリーの傾き、キーの抜けはないか点検する。傾いている場合は、調整し、キーが抜けている場合は交換する。		○			
		Vベルトの張り及び劣化の有無を点検する。張りが不適正な場合は、調整し、劣化が著しい場合は、交換する。		○			
		昇降チェーンの張り及び損耗の有無を点検する。張りが不適正の場合は、調整する。		○			
		減速機の潤滑状態の有無を点検する。不足している場合は補給する。		○			
		電動機のブレーキ隙間の有無を点検する。不適正の場合は調整する。		○			
		バケットの作動状態の有無を点検する。作動不良の場合は調整する。		○			
		リミットスイッチの取付及び作動の有無を点検する。取付不良の場合は、補修し、作動不良の場合は調整する。調整不能の場合は、交換する。		○			
		バケットフォーク爪の高さの有無を点検する。不適正の場合は、調整する。		○			
		軸受、減速機等に作動中、異音、異常振動の有無を点検する。異常がある場合は、調査する。		○			
		安全センサの作動の有無を点検する。作動不良の場合は調整する。		○			
		駆動装置		電動機、減速機の取付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。		○	
電動機、減速機等に作動中、異音、異常振動の有無を点検する。異常がある場合は、調査する。				○			
減速機の小sprocketの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は調整する。				○			
減速機の油量の有無を点検する。不足している場合は補給する。				○			

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考	
			1M	3M	6M	1Y		
		リングチェーン取付ボルトの緩み及びチェーンの損傷、摩耗、グリスの状態の有無を点検する。取付ボルトに緩みがある場合は増締めし、グリスが不足している場合は、補給する。		○				
		ベースローラ取付ボルトの緩み、ベースローラ軸受の潤滑状態の有無を点検する。取付ボルトに緩みがある場合は増締めし、グリスが不足している場合は、補給する。		○				
		ドラムの回転に波動の有無を点検する。波動がある場合は調整する。		○				
		リングチェーンの異音等の有無を点検する。異常がある場合は、調整する。		○				
排出装置		ベルトの損傷、摩耗等及び回転中の片寄りの有無を点検する。片寄りがある場合は調整する。		○				
		スクレーバの損傷、摩耗等及び作動状態の有無を点検する。作動不良の場合は、調整する。		○				
		ガイドローラにゴミの巻きつけ等の有無を点検する。ゴミがある場合は、取り除く。		○				
		各軸受の潤滑状態の有無を点検する。不足している場合は注油する。		○				
		排出蓋の歪、変形、パッキンのはがれ、汚水漏れ、開閉時のせり及び当たり、回転中の芯振れの有無を点検する。		○				
		排出蓋中央の取付ボルト及び電動シリンダー取付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。		○				
		電動シリンダーの作動の有無を点検する。作動不良の場合は調整する。		○				
		取付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。		○				
脱臭装置		脱臭状態、処理風量等の有無を点検する。		○				
		盤が壁や床に、しっかり固定されているか点検する。固定されていない場合は、据付ボルトを締め直す。						
動力制御盤	キャビネット	盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。汚れがある場合は、清掃する。		○				
		雨水浸水、結露等の有無を点検する。		○				
		外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。		○				
		固定状態を点検する。				○		
		汚れ、異物や塵埃の堆積物の有無を点検する。		○				
	導電部（母線・分岐導線・盤内配線・支持金物、端子台）	異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。		○				
		異臭及び変色の有無を点検し、端子部緩みの増締めを行う。				○		
		テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認を行う。		○				
		遮断器、継電器、電磁接触器、変流器、計器、進相コンデンサ、表示灯、制御機器等	異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。		○			
			機器取付の良否を点検し、端子等の緩みの増締めを行う。				○	
			単位装置毎に手動又試運転を行い、運転電流を確認する。		○			
			換気扇の回転状態、異常音を点検する。回転扇の塵埃の付着、汚れ等を目視により点検し、汚れ等ある場合は清掃する。		○			
		インバータ用平滑コンデンサの液漏れ、安全弁動作及びふくらみの有無を点検する。				○		
インバータ用平滑コンデンサの静電容量の測定を行う。				○	3年毎（H24実施）			
自動及び連動運転等のシステム運転の確認を行う。		○						
制御回路	警報装置の作動の良否を点検する。		○					

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考
			1M	3M	6M	1Y	
		インバータ単体連動にて、各相間出力電圧、出力電流のバランスの確認を行う。				○	
		インバータ用平滑コンデンサの絶縁抵抗測定を行う。				○	3年毎 (H24 実施)
		母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路毎に測定し、規定値以上あることを確認する。				○	
	絶縁抵抗測定	接地極 (C種、D種接地工事等) の接地抵抗測定を行う。				○	
	接地抵抗測定						
プレハブ 冷蔵庫		凝縮機・冷凍機フィンが目詰まり及び回転異常の有無を点検する。目詰まりがある場合は、取り除く。			○		
		冷媒のガス漏れの有無を点検する。漏れがある場合は、修理し補給する。			○		
		コンプレッサの運転中の異音及び異常振動の有無を点検する。異常がある場合は、原因を調査する。			○		
		コンプレッサに霜が付着していないかの有無を点検する。付着している場合は、取り除く。			○		
		取付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。			○		
		ドレン排水の詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合は取り除く。			○		
		扉の建付け、開閉の良否、冷気漏れの有無を点検する。			○		
		庫内温度規定値の有無を点検する。規定値に無い場合は、調整する。			○		
		凝縮機・冷凍機フィンの薬品洗浄を行う。				○	

3-12. 駐車場管制設備

No	装置区分	方法	内容	点検頻度
1	管制盤	目視・聴音	取付状態の良否及び汚損損傷等の有無を点検する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を点検する。	6ヶ月毎
			発熱異音及び振動の有無を点検する。	6ヶ月毎
		測定	供給電源電圧及び出力電圧を測定し、その良否を確認する。	6ヶ月毎
			作動	リレー動作を確認する。(通常時強制指令時)
		LED点灯を確認する。(通常時強制指令時)		6ヶ月毎
2	検知器 【ループコイル式】	目視・聴音	取付状態の良否及び汚損損傷等の有無を点検する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を点検する。	6ヶ月毎
			発熱異音及び振動の有無を点検する。	6ヶ月毎
		測定	車両感知感度を点検する。	6ヶ月毎
	作動	車両感知時の各機器との連動を確認する。	6ヶ月毎	
3	検知器 【赤外線式発光器及び受光器】	目視・聴音	取付状態の良否及び汚損損傷等の有無を点検する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を点検する。	6ヶ月毎
			発熱異音及び振動の有無を点検する。	6ヶ月毎
			集光レンズアクリルパネルの状態を点検する。	6ヶ月毎
		作動	赤外線受・発光状態を点検する。	6ヶ月毎
受・発光モニタの点灯を確認する。	6ヶ月毎			
4	カーゲート	目視・聴音	取付状態の良否及び汚損損傷等の有無を点検する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を点検する。	6ヶ月毎
			発熱異音及び振動の有無を点検する。	6ヶ月毎
			遮断バー位置を確認する。	6ヶ月毎
			各ベルト各ギヤ部状態を点検する。	6ヶ月毎
		作動	開閉動作を確認する。	6ヶ月毎
5	発券機	目視・聴音	取付状態の良否及び汚損損傷等の有無を点検する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を点検する。	6ヶ月毎
			発熱異音及び振動の有無を点検する。	6ヶ月毎
			異常モニタ、サーモスタット、IC、プリント基板接続及びROM接続状況を点検する。	6ヶ月毎
			駐車券搬送部・券券機構の状態を確認する。	6ヶ月毎
		測定	供給電源電圧を測定し、その良否を確認する。	6ヶ月毎
	作動	駐車券発券部の動作を確認する。	6ヶ月毎	
6	料金計算機(カードリーダー)	目視・聴音 測定	取付状態の良否及び汚損損傷等の有無を点検する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を点検する。	6ヶ月毎
			発熱異音及び振動の有無を点検する。	6ヶ月毎
			コネクタICプリンタ基板接続及びROM装着状況を点検する。	6ヶ月毎
		作動	供給電源電圧出力電圧を測定し、その良否を確認する。	6ヶ月毎
		出庫処理動作を確認する。	6ヶ月毎	
8	信号灯 回転灯 各表示灯	目視・聴音	取付状態の良否及び汚損損傷等の有無を点検する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を点検する。	6ヶ月毎
			発熱異音及び振動の有無を点検する。	6ヶ月毎
		作動	電球点灯及び滅灯を確認する。	6ヶ月毎
			ブザー鳴動を確認する。	6ヶ月毎
		各動作条件に応じた動作の確認をする。	6ヶ月毎	
10	シャッター用JISカードリーダー	目視	外観、塗装状態を確認する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を確認し、必要があれば端子ネジ締付けをする。 ヒューズ、コネクタ、ICプリント基板接続及びROM装着状態を確認し、必要があれば基板取付けネジ締付けをする。	6ヶ月毎
11	機構部	目視	磁気カード読取機、ライタ券搬送部状態を確認する。	6ヶ月毎
			磁気処理ヘッド部状態を確認する。	6ヶ月毎
			ベルト、センサ部状態を確認する。	6ヶ月毎
		測定	主電源AC入力電圧を確認する。	6ヶ月毎
			磁気カード読取機、ライタ用コンセントAC出力電圧を確認する。	6ヶ月毎
		作動	手動出庫処理動作を確認する。	6ヶ月毎
			定期券出庫処理動作を確認する。	6ヶ月毎
リレー動作を確認する。	6ヶ月毎			
		発熱、異音、振動の有無を確認する。	6ヶ月毎	
		インターホンの音声を確認する。	6ヶ月毎	

No	装置区分	方法	内容	点検頻度
12	ループコイル	目視	外観、塗装状態を確認する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を確認し、緩みがあれば増締めをする。	6ヶ月毎
		作動	車輛感知感度確認（感知モニタ点灯度合確認）し、必要がある場合は感度レベルの微調整をする。	6ヶ月毎
			車両感知時の各機器との連動を確認する。（駐車場券の発券、ゲートの開閉、信号灯、標識灯等の点灯）。	6ヶ月毎
13	ループコイル制御盤 （シャッター連動用）	目視	外観、塗装状態を確認する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を確認し、必要があれば端子ネジ締めをする。	6ヶ月毎
		測定	主電源AC入力電圧を確認する。	6ヶ月毎
			ブザー鳴動を確認する。	6ヶ月毎
			リレー動作を確認する。（通常時、強制指令時）	6ヶ月毎
			発熱、異音、振動の有無を確認する。	6ヶ月毎
14	車番認識装置	目視	外観、塗装状態を確認する。	6ヶ月毎
			配線端子接続状態を確認し、必要があれば端子ネジ締めをする。	6ヶ月毎
		測定	主電源AC入力電圧を確認する。	6ヶ月毎
			定電圧電源AC入力電圧を確認する。	6ヶ月毎
			プログラムコントローラAC入力電圧を確認する。	6ヶ月毎
		作動	リレー動作を確認する。	6ヶ月毎
			LED点灯を確認する。	6ヶ月毎
			発熱、異音、振動の有無を確認する。	6ヶ月毎

受変電設備等点検整備業務

特記仕様書

国土交通省関東地方整備局 総務部

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、「受変電設備等点検整備業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

※建築保全業務共通仕様書…http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm

2. 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか共通仕様書によるものとする。

第2条 業務説明

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館（検査棟及び厚生棟含む。以下、「合同庁舎」という。）に設置されている特別高圧受変電設備、高圧（サブ）変電設備、非常用自家発電設備などについて、点検整備を行う。

第3条 適用規格等

本業務の履行にあたっては、本業務の目的及び内容を十分理解したうえで、関係法令等を遵守するとともに以下の規格、基準等を適用する。

- 1) 国土交通省関東地方整備局自家用電気工作物保安規程
- 2) 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 3) 建築工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 4) 建築改修工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 5) 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 6) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 7) 建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 8) その他関係基準等

なお、国土交通省関東地方整備局自家用電気工作物保安規程は、契約後に受注者へ渡す。

第4条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟

第5条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

第6条 関連業務

受注者は、合同庁舎の運営を円滑かつ適切なものとするため、別途業務と積極的に協調と連携を図ること。以下にさいたま新都心合同庁舎2号館で別途実施する主な業務を示す。

- 1) 保安警備業務
- 2) 機械電気設備運転監視業務
- 3) 通信設備等点検整備業務
- 4) 防災設備点検整備業務

第7条 建物概要(さいたま新都心合同庁舎2号館)

1.高層棟(2号館)

S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階、延床面積101,405.76㎡

2.検査棟(事務棟及び実験棟)

SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、塔屋1階、延床面積32,800.33㎡

3.厚生棟

RC造一部S造、平屋建、延床面積937.84㎡

第2章 業務概要

第8条 業務概要

1.概要

本業務は、合同庁舎の以下について定期点検と、臨時点検及び保全整備を実施する。

本業務における対象設備の概要は別表-1のとおりとし、作業の詳細は第4章による。

項目	細目	業務内容・数量			保全整備
		定期点検		臨時点検	
		年点検	6ヶ月点検		
受変電設備	特別高圧受電設備	3回	0回	-	1式
	サブ変電設備	3回	0回	-	1式
自家発電設備		3回	6回	-	1式
直流電源設備		3回	6回	-	1式
交流無停電電源設備		3回	6回	-	1式
避雷設備		3回	0回	-	
監視制御設備		3回	0回	-	

2.本業務の役割

本業務で点検を実施する受変電設備等の信頼性は、当合同庁舎入居官署の業務へ非常に大きく影響を及ぼす重要な基幹設備であり、またこの取り扱いにも安全性の観点から技能資格及び経験が必要である。

このため、当該設備を適切に管理、操作するには、高度かつ専門的な知識、経験、技能が不可欠であることから、本業務はこの点において合同庁舎管理室を補助する役割も担う。

第3章 共通事項

第9条 業務責任者

1.業務責任者の選任と通知

- 1) 受注者は、契約締結後すみやかに業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2) 業務責任者は、競争入札への参加にあたり受注者が発注者へ提出した、「競争参加資格確認申請書」に記載した「業務責任者」から選任すること。
- 3) 業務責任者の変更は原則認めない。ただし、業務責任者の死亡など変更せざるをえない場合は、受注者は業務責任者の条件を満たす者へ速やかに変更しなければならない。
この場合、後任業務責任者は、「さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟施設管理・運営業務民間競争入札実施要項」に記載されている「業務責任者の条件」を満たす者でなければならない。

2.業務責任者の兼務

業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

3.業務責任者の職務等

業務責任者は、業務の履行計画と履行管理、業務対象の状態・状況の把握、適切な対処方法の立案、総括管理責任者との調整・報告、作業員への適切な指示・指導を行わなければならない。
また、本業務の検査は総括管理責任者が臨場して受検することを原則とする。

4.名札の着用

業務責任者は、履行場所内（建物外の敷地も含む）において、業務名、業務期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った以下の名札を着用すること。

業務責任者	
写真	氏名
	業務名：〇〇点検業務
	履行期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者：〇〇株式会社

※用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

※所属会社の社印とする。

第10条 業務担当者

1.業務担当者の選任

受注者は、業務の実施に先だって、業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿の写を施設管理担当者へ提出し、変更が生じた場合も同様とする。

2.業務担当者の服装と名札の着用

業務担当者は、社名及び氏名が明記されている業務責任者に準じた名札を着用すること。

第11条 負担の範囲

- 1) 業務実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、発注者の負担とする。
- 2) 点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）は、受注者の負担とする。
- 3) 保守に必要な消耗品又は材料、油脂等は受注者の負担とする。
- 4) 業務の履行に関わる検査に関わる一切は受注者の負担とする。

5) 受注者の不注意により生じた作業の手戻り（やり直し）、損傷などの復旧費用。

第12条 作業実施日など

受注者が本業務を履行場所で作業を行う実施日などは以下のとおりとする。

- 1) 点検作業は、平日昼間とする。平日昼間とは、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日の、8:30から18:00までとする。
- 2) 臨時点検は、施設管理担当者から連絡を受けた当日とする。この時、総括管理責任者は施設管理担当者と緊密に連絡をとること。
- 3) 整備は、平日昼間を基本とするが、通常の庁舎利用に対する影響や作業の安全対策などからこれ以外で実施する場合、概ね2週間前までに施設管理担当者と調整し日程を決定すること。

第13条 作業上の注意

1. 当事者事故の防止

受注者は、受注者の責任で作業員の安全管理に万全な態勢をもって作業にあたること。

2. 作業に伴う第三者の事故及び迷惑防止

受注者は、合同庁舎利用者など第三者に対して、万全の安全管理で作業にあたること。

また、作業方法について合同庁舎利用者に生じる支障を最小限とするよう配慮すること。

そして、建物、設備などを損傷しないよう作業、資機材の運搬などで細心の注意を払うこと。

3. 実施体制

受注者は、十分な経験技術を有する者を本業務の作業に従事させなければならない。

また、緊急時において、施設管理担当者をはじめとする発注者ならびに関連業務担当者などと綿密な連絡が行えるようにしておくとともに、公共交通機関又は自動車等で概ね1時間以内に作業員が現地へ到着することを目標とした体制を整えておかなければならない。

なお、本業務に従事する全ての者は、合同庁舎管理規則を遵守すること。

4. 作業実施に必要な手続き

さいたま新都心合同庁舎2号館はセキュリティゲート、電子錠などが稼働しているため、入館手続きを行わないと作業着手はできないため、業務責任者は全作業員へ入館方法を周知・教育すること。

また、さいたま新都心合同庁舎2号館において作業を行う場合、事前の手続きが必要である。

このため、受注者は手続き方法、書式などを施設管理担当者へ確認するとともに、必要書類などを施設管理担当者へ提出すること。

一般的な提出書類は次のとおり。

- ・ 作業届
- ・ サービスヤード利用届（トラックなどで資機材を搬出入する場合）
- ・ 地上駐車場利用届（通常は利用を認めない）
- ・ 休日出勤者届（平日以外で作業を行う場合）
- ・ 地下駐車場利用届（平日以外で地下駐車場を利用する場合）

5. 損害賠償及び紛争解決

受注者の作業において、合同庁舎利用者など第三者に損害を与え、または紛争を生じたときは、受注者の責任で損害を賠償し、または紛争を解決すること。

第14条 臨場

1. 関係機関の立ち入り臨場

関係機関の立ち入り調査等があり、施設管理担当者が総括管理責任者へ受注者の立会を求めた場合、受注者はこれに積極的に協力しなければならない。

2. 整備作業の終了後臨場

整備作業毎に、作業終了時に施設管理担当者と総括管理責任者が臨場で目視及び試運転などで検査を行う。

なお、平日昼間以外で整備を行った場合は、施設管理担当者と総括管理責任者が日程を調整し検査日を決定する。

第15条 業務の再委託

1.再委託の基本事項

受注者は、本業務を再委託しようとする場合、発注者の承諾を得なければならない。

これは、事前に施設管理担当者へ「再委託承諾申請書」を提出すること。

そして、再委託の規模、内容、再委託先企業等から、本業務の履行に関する品質、信頼性の確保に疑問が生じ施設管理担当者から受注者が説明を求められた場合、受注者は速やかに対応しなければならない。

さらに、受注者による説明の結果、発注者が不承諾の場合、受注者は速やかに内容の見直しを行い、承諾の再申請を行わなければならない。

なお、再委託承諾申請の不承諾に伴う一切について、本業務の契約変更はしない。

3.再委託の例外事項

業務範囲に故障が発生し、受注者による緊急の処置が必要と施設管理担当者が総括管理責任者へ処置の指示を行い、この一部を受注者が再委託しようとする場合は、前項2に定める「再委託承諾申請書」の提出は不要とする。

ただし、受注者は前項2を満たす再委託者を選定すること。

第16条 疑義

受注者は、本特記仕様書ならびに業務の履行で疑義が生じた場合、施設管理担当者と打合せし解決すること。

第4章 点検整備

第17条 点検

1.一般事項

- 1) 点検項目は、別表-2及び共通仕様書のとおりとするが、これに記載されていない事項であっても設備の機能、構造、安全・信頼性から当然必要な作業は、これを充足する。
- 2) 必要に応じて調整及び注油等を行うものとする。
- 3) 点検の内容と実施時期は次のとおり。

項目	周期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
受変電設備	年点検										○		
	臨時点検	○											
自家発電設備	6ヶ月点検				○						○		
	年点検										○		
	臨時点検	○											
直流電源設備	6ヶ月点検				○						○		
	年点検										○		
	臨時点検	○											
交流無停電電源設備	6ヶ月点検				○						○		
	年点検										○		
	臨時点検	○											
避雷設備	年点検										○		
	臨時点検	○											
監視制御設備	年点検										○		
	臨時点検	○											

2.年点検作業の補足

- 1) 本業務で実施する年点検のうち、本業務で全館を停電する日程は下記のとおりとする。なお、これに伴い、別途関連業務での作業と、官署等もこれへの対策を講じることから、受注者は関係者への連絡を密に行い、関連全作業が滞りなく終わることができるよう協力しなければならない。
 - ・保安系電源停電：平成27年1月10日（土）、平成28年1月9日（土）、平成29年1月7日（土）
 - ・一般系電源停電：平成27年1月11日（日）、平成28年1月10日（日）、平成29年1月8日（日）
 - ・予備日：平成27年1月12日（月）、平成28年1月11日（月）、平成29年1月9日（月）
- 2) 総括管理責任者は年点検作業に先立ち、概ね毎年10月初旬頃までに施設管理担当者へ年点検に関する詳細工程や作業方法などを説明し了解を得なければならない。そして、総括管理責任者は施設管理担当者に対して送電を行っている東京電力株式会社への「予定停電連絡票」の発行と、合同庁舎に関する、電力、銀行ATM、地域冷暖房、電話通信等の各会社への停電実施日程の連絡を要請すること。
- 3) 年点検にともない実施する全館停電について、官署等及び関連業務等に対する説明会を合同庁舎管理室主催で開催する。受注者は、これに必要な説明資料を準備するとともに、施設管理担当者へ事前説明し了解を得なければならない。
- 4) 受注者は、全館停電にともない各種作業を行う関連業務の関係者に対し、詳細な作業工程や方法等について調整を図ること。
- 5) 全館停電にともない受注者で実施する仮設等は別表-3に示すが、これ以外でも業務の履行上当然必要となる仮設は受注者の責で実施しなければならない。なお、官署等が独自に行うべき仮設等を除く。
- 6) 臨時点検とは、定期点検以外の点検とし、当初は見込んでいない。発注者からの指示により行った現地調査、詳細点検であり契約変更の対象とする。

第18条 保全整備

1.一般事項

- 1)以下の整備を行う。なお、整備は既設機器に適した製品を用い点検作業と並行して実施することを基本とする。整備については、予防保全計画の見直し、又は点検結果により緊急的な追加整備を行う必要が生じた場合は契約変更の対象とする。

平成26年度整備内容

設備区分	場所	整備内容	部品規格等
特別高圧受変電設備	特高電気室	VCS VZ2-D形部品交換：8台	制御装置ユニット(ラッチ100V) JN156120-N06
			補助スイッチ(PS4KF)とラッチ機構1式(引外しコイル含む)含む:7セット →1台はH25年度交換済み
			制御基盤(ラッチ100V) JN258001-R03 8枚
			インタロック用マイクロスイッチ BZ-2RM22-T4-J 8個
			ヒューズ 溶断検出装置(マイクロSW含む) JN154135-N01~N07 8セット
		消耗品 三菱フッ素系グリス 8台分	
		GLS-R刑ヒューズ リンク 7.2kv M100A C70A 8台分	
		特高監視盤リレー交換	多機能リレー P-2100 8個
			押しボタンスイッチPS 「警報停止」、「故障復帰」、「ランプテスト」 3個
			補助リレー SRD-N8XKSA 4a4b DC100V 4個
補助リレー SRLD-K100 4a4b DC100V 2個			
補助リレー SR-N8XK 4a4b AC120V 2個			
高圧変電設備	第1電気室	高低圧盤冷却扇交換	冷却扇 EWF-30BSA(現行品)(既設:EF-30BSB) 11台
		非常照明用直流電源装置蓄電池交換	蓄電池(NO.14蓄電池、NO.27蓄電池) MSE-150 2台
	第2電気室	高低圧盤冷却扇交換	冷却扇 EWF-30BSA(現行品)(既設:EF-30BSB) 17台
		高低圧盤シケンサ A系受電盤RFCユニット更新	電源切替(RFC)受電用 1台
			電源切替(RFC)5回路(RFC2-F5) 2台
			AXR 型式MY-4(DC100V) 2台
			AXR 型式MY-2(DC100V) 4台
		高低圧盤シケンサ B系受電盤RFCユニット更新	電源切替(RFC)受電用 1台
			電源切替(RFC)5回路(RFC2-F5) 1台
			AXR 型式MM4XP(DC100V) 1台
			AXR 型式MM4XP(DC100V) 2台
			AXR 型式MM2XP(DC124V) 2台
			AXR 型式MY-4(DC100V) 1台
	AXR 型式MY-2(DC100V) 1台		
	AXR 型式MK3P(DC100V) 1台		
	AR-020(DC100V) 1台		
	AR-030(DC100V) 1台		
	第3電気室	高低圧盤冷却扇交換	冷却扇 EWF-30BSA(現行品)(既設:EF-30BSB) 17台
	第6電気室	高圧変圧器タイル温度計交換	タイル温度計(500KVA用) 東芝製 1台
			タイル温度計(300KVA用) 東芝製 2台
			タイル温度計(100KVA用) 東芝製 1台
		VCB VF-13C形交換:8台	補助スイッチ(基盤付)(標準1個/台) 801SM72 8台分
			蓄熱モータユニット(マイクロスイッチLS1~3を含む) JN377395 8台分

設備区分	場所	整備内容	部品規格等		
			消耗品 三菱フッ素ガスクリップ 8台分		
			制御用基盤 JN377509 8台分		
			マイクロスイッチ(LS0)1個 JN854195 8台分		
			マイクロスイッチ(LS4)1個 JN854195 8台分		
			蓄熱表示器 8台分		
	第7電気室	VCB VF-13C形交換:3台	補助スイッチ(基盤付)(標準1個/台) 801SM72 3台分		
			蓄熱モータユニット(マイクロスイッチLS1~3を含む) JN377395 3台分		
			消耗品 三菱フッ素ガスクリップ 3台分		
			制御用基盤 JN377509 3台分		
			マイクロスイッチ(LS0)1個 JN854195 3台分		
			マイクロスイッチ(LS4)1個 JN854195 3台分		
	第8電気室	高低圧盤シケンサ交換	シケンサ FXIN-60MR-1D 1台 FXIN-60MR-1D 1台 FXIN-60MR-1D 1台		
			アラームパッケージ AR-03-1.2A 1台		
			パワーサプライ DC100/24V、100W		
補助リレー AXRY/MM4X 1個					
補助リレー AXRY/MM2X 1個					
交流無停電電源設備			第5電気室	蓄電池交換	NO.2蓄電池盤蓄電池(A-95) MSE-400 1台
自家発電設備			発電機室	機関C点検	潤滑油フィルタエレメント 2個
	燃料油低圧フィルタエレメント 2個				
	燃料油高圧フィルタエレメント 2個				
	フィルタエレメント用Oリング 2式				
	点検栓パッキン、ホルム類 2式				
	燃料ノズルパッキン、ホルム類 2式				
	燃焼器パッキン、ホルム類 2式				
	セルモーターポンプラシ 4組				
	セルモーター用電磁開閉器 8個				
	カップリングホルム、ナット類 2式				
	シエアピストン 6式				
	燃料補助ポンプカーボンラシ 2組				
	潤滑油補助ポンプカーボンラシ 2組				
	潤滑油 200L				

平成27年度整備内容

設備区分	場所	整備内容	部品規格等
特別高圧受変電設備	特高電気室	特高監視盤リレー交換	CT RM-110-3A01 CT 500/5A 3個
			VT RM-110-3A01 CT 500/5A 3個
			タイマーリレー H3CR-A AC100-240V 1個
			タイマーリレー H3CR-A DC48-125V 2個
			補助リレー LY2-D DC12V 12個
			補助リレー LY2-D DC24V 14個
			補助リレー LY4 DC100/110V 5個
			補助リレー LY4-D DC24V 55個
			補助リレー LY-4 DC100/110V 48個
			補助リレー LY-4 DC12V 2個
			交流電流トランスジェネレータ T-51HAA 2個

設備区分	場所	整備内容	部品規格等
			高調波メータリレー ME110HA-H
高圧変電設備	第3電気室	高低電圧シケンサ A系受電盤RFCユニット更新	電源切替(RFC)受電用 1台
			電源切替(RFC)5回路(RFC2-F5) 2台
			AXR 型式MY-4(DC100V) 1台
			AXR 型式MY-2(DC100V) 4台
		高低電圧シケンサ B系受電盤RFCユニット更新	電源切替(RFC)受電用 1台
			電源切替(RFC)受電用 1台
	AXR 型式MY-4(DC100V) 1台		
	第6電気室	高低圧盤冷却扇交換：4台 高圧変圧器リレー交換	冷却扇 VAS305PN-41MP 富士電機製 4台
			保護リレーOCR MOC-A1V-RD 2台
		保護リレーUVR MUV-A1V-RD 5台	
		補助リレー LY2 AC100V 2台	
		補助リレー LY2 DC100V 6台	
		補助リレー LY4 DC100V 5台	
		補助リレー MM2XPD DC100V 18台	
		補助リレー MM2XP DC100V 14台	
		補助リレー MM4XP DC100V 6台	
		補助リレー MM2KP DC100V 1台	
		タイマーリレー H3CR-A8 DC100V 11台	
	第7電気室	高低圧盤冷却扇交換	冷却扇 VAS305PN-41MP 富士電機製 8台
			冷却扇 EF-30USS 三菱電機製(既設:EF-30BSB) 1台
高圧変圧器ダイヤル温度計交換		ダイヤル温度計(500KVA用) 東芝製 1台	
		ダイヤル温度計(300KVA用) 東芝製 3台	
		ダイヤル温度計(200KVA用) 東芝製 4台	
		ダイヤル温度計(50KVA用) 東芝製 1台	
VCB VF-13C形部品交換:11台 →内3台は平成26年度交換予定		補助スイッチ(基盤付)(標準1個/台) 801SM72 11台分	
		蓄熱モータユニット(マイクロスイッチLS1～3を含む) JN377395 11台分	
	消耗品 三菱フッ素ガス 11台分		
	制御用基盤 JN377509		
	マイクロスイッチ(LS0)1個 JN854195 11台分		
	マイクロスイッチ(LS4)1個 JN854195 11台分		
蓄熱表示器 11台分			
第8電気室	高低圧盤冷却扇交換：5台	冷却扇 VAS305PN-41MP 富士電機製 5台	
交流無停電電源設備	第4電気室	500KVA UPS 冷却扇交換	冷却扇 VAS 305BN-42FZ-AC200V 2台
			冷却扇 VAS 455BN-42FZ-AC200V 4台
			冷却扇 VAS 405BN-42YZ-AC200V 2台
			冷却扇 MRS 16-DUL-F1 40台
			冷却扇 MRS 16-DUL-F1 40台
	500KVA UPS 保護RY交換	一般系入力遮断器用 MCR25-E*23M*53J1 1台	
		母線連絡(2)用 MCR25-*P**M*53J1 1台	
		No. 1 500KVA UPS 用 MCR25-AJ11M*53J1 1台	
		No. 2 500KVA UPS 用 MCR25-AJ11M*53J1 1台	
		No. 3 500KVA UPS 用 MCR25-AJ11M*53J1 1台	
保守系入力遮断器用 MCR25-E*23M*53J1 1台			
母線連絡(1)用 MCR25-*P**M*53J1 1台			

設備区分	場所	整備内容	部品規格等
	第5電気室	150KVA UPS 冷却扇交換	1000KVA ハ イパ ス用 MCR25-AJ11M*53J1 1台
			冷却扇 VAS 305BN-42yZ-AC200V 3台
			冷却扇 VAS 305BN-42FZ-AC200V 3台
			冷却扇 MRS 16-DUL-F1 24台
	150KVA UPS 保護RY交換	一般系入力遮断器用 MCR25-E*23M*53J1 1台	
		母線連絡(2)用 MCR25-*P**M*53J1 1台	
		No. 1 150KVA UPS用 MCR25-AJ11*53J1 1台	
		No. 2 150KVA UPS用 MCR25-AJ11M*53J1 1台	
		No. 3 150KVA UPS用 MCR25-AJ11M*53J1 1台	
		保守系入力遮断器用 MCR25-E*23M*53J1 1台	
		母線連絡(1)用 MCR25-*P**M*53J1 1台	
		300KVA ハ イパ ス用 MCR25-AJ11M*53J1 1台	

平成28年度整備内容

設備区分	場所	整備内容	部品規格等
特別高圧受変電設備	特高電気室	特高監視盤リレー交換	タイマーリレー H3CR-A DC48-125V 4個
			補助リレー LY4 DC100/110V 1個
			補助リレー MK2KP DC110V 2個
			補助リレー MY-4 DC100/110V 14個
			補助リレー SRLD-K100 4s5b DC100V 55個
			切換スイッチ BH-HDH2 「手動-自動」
		高低圧盤制御ヒューズ交換	VT部用ヒューズリンク PL-G形 7.2/3.6KV T1A 6本
			VT部用ヒューズリンク PA-30C形 300/500KV 10A 8本
			VT部用ヒューズリンク PA-30C形 300/500KV 5A 5本
			VT部用ヒューズリンク PA-30C形 300/500KV 3A 4本
高圧変電設備	第1電気室	高低圧盤制御用ヒューズ交換	VT部用ヒューズリンク PL-G形 7.2/3.6KV T1A 8本
			ガラス管ヒューズ GFK形 3A 4本
			ガラス管ヒューズ GFK形 1A 16本
		高圧盤保護リレー等交換	保護リレー OCR MOC-A1V-RD 10台
			保護リレー UVR MUV-A1V-RD 20台
			補助リレー MM2XP DC100V 27台
			補助リレー MM4XP DC100V 8台
			補助リレー MY4 DC100V 10台
	アংশェーターリレー AR-030 8台		
	タイオト H14C 20台		
	第2電気室	高低圧盤制御用ヒューズ交換	VT部用ヒューズリンク PL-G形 7.2/3.6KV T1A 8本
			ガラス管ヒューズ GFK形 3A 4本
			ガラス管ヒューズ GFK形 1A 28本
	第3電気室	高低圧盤制御用ヒューズ交換	VT部用ヒューズリンク PL-G形 7.2/3.6KV T1A 8本
			ガラス管ヒューズ GFK形 3A 4本
			ガラス管ヒューズ GFK形 1A 28本

設備区分	場所	整備内容	部品規格等
	第6電気室	高低圧盤制御用ヒューズ交換	VT部用ヒューズリンク PL-G形 7.2/3.6KV T1A 8本
			ガラス管ヒューズ GFK形 3A 14本
			ガラス管ヒューズ GFK形 1A 5本
	第7電気室	高低圧盤制御用ヒューズ交換	VT部用ヒューズリンク PL-G形 7.2/3.6KV T1A 8本
			ガラス管ヒューズ GFK形 3A 20本
			ガラス管ヒューズ GFK形 1A 2本
		高圧盤保護リレー等交換	保護リレー OCR MOC-A1V-RD 2台
			保護リレー UVR MUV-A1V-RD 10台
			補助リレー LY2 AC100V 2台
			補助リレー LY2 DC100V 7台
			補助リレー LY4 DC100V 5台
			補助リレー MM2XPD DC24V 30台
			補助リレー MM2XP DC100V 24台
			補助リレー MM4XP DC100V 13台
			補助リレー MM2KP DC100V 2台
	タイマーリレー H3CR-A8 DC100V 15台		
	第8電気室	高低圧盤制御用ヒューズ交換	VT部用ヒューズリンク PL-G形 7.2/3.6KV T1A 8本
			ガラス管ヒューズ GFK形 10A 14本
		高圧変圧器ダイヤル温度計交換	ダイヤル温度計(750KVA用) 東芝製 1台
			ダイヤル温度計(300KVA用) 東芝製 1台
ダイヤル温度計(200KVA用) 東芝製 1台			
ダイヤル温度計(50KVA用) 東芝製 2台			
VCB VF-13C形部品交換:11台		補助スイッチ(基盤付)(標準1個/台) 801SM72 11台分	
		蓄熱モータユニット(マイクロスイッチLS1~3を含む) JN377395 11台分	
		消耗品 三菱フッ素グリス 11台分	
		制御用基盤 JN377509	
		マイクロスイッチ(LS0)1個 JN854195 11台分	
	マイクロスイッチ(LS4)1個 JN854195 11台分		
	蓄熱表示器 11台分		
自家発電設備	発電機室	潤滑油交換	潤滑油 200L 2式
		1号G/T燃焼器交換	燃料ノズル(エアラスト式) CNT-3000E用 2個
			燃焼器外筒 CNT-3000E用 2個
			燃焼器 CNT-3000E用 2個

※表に記載している部品等規格は、参考であり相当品を用いて構わないが、総括管理責任者は組立前に施設管理担当者へ使用予定部品を説明し了解を得なければならない。

第5章 提出資料等

第19条 提出資料等の概要

受注者は、以下のとおり書類等を施設管理担当者へ提出する。提出部数は全て2部とし、施設管理担当者受領時に、受注者へ1部返却する。

なお、施設管理担当者へ提出した2)、3)、5)項の資料については、業務完了時にそのまま「業務報告書」とするため、受注者は業務報告書とするためのファイルを用意すること。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1) 業務計画書 | 業務着手前、共通仕様書による |
| 2) 作業日報 | 作業日毎 |
| 3) 点検整備報告書 | 翌月初頃、ただし平成29年3月は業務完了時 |
| 4) 出来形確認書類 | 支払い請求毎、ただし業務完了時は不要 |
| 5) 保全履歴総括表 | 3月末頃 |
| 6) 予防保全計画提案書 | 10月中旬頃、3月末頃 |

第20条 業務計画書

1.業務計画書の内容

受注者は、業務の実施に先立ち次の内容を網羅した業務計画書を施設管理担当者に提出する。

- 1) 実施体制
- 2) 実施工程
- 3) 作業方法、実施手順
- 4) 仮設計画
- 5) 安全管理、安全対策
- 6) その他作業に必要な事項

2.提出時期

受注者は当初業務計画書を、施設管理担当者へ平成26年4月1日に提出しなければならない。

なお、この時点では前項1の1)実施体制のうち、緊急事態に備えた体制があれば良い。

そして、これ以外については業務着手前に提出すること。

3.未定事項の対応

業務計画書の提出時期において未定の内容がある場合は、未定の理由と追加提出予定時期を当初提出の業務計画書へ明記すること。

4.業務計画の変更

提出した業務計画書の内容に変更が生じた場合、及び前項の未定内容が決定した場合は速やかに施設管理担当者へ提出すること。

なお、この提出では、改訂履歴及び内容の管理を行うとともに、常に最新の業務計画書を維持するよう工夫すること。

第21条 作業日報

作業当日の作業者、内容、特記事項など記載した日報を、作業終了時に施設管理担当者へ提出し、作業結果などを報告すること。

また、報告時に施設管理担当者から指示された事項は、速やかに対応すること。

なお、臨時点検など諸事情により総括管理責任者が報告できない場合は、代理の者でよい。

第22条 点検整備報告書

作業当該月の作業結果（概要版、詳細報告、履行状況写真、不具合写真など）をとりまとめ、提出と併せて総括管理責任者は施設管理担当者へ詳細な報告や今後の対応方法などの提案、施設管理担当者の疑義に対する説明などを行う。

第23条 出来形確認書類

受注者が業務完了前に支払いを請求する場合、業務の出来形などを発注者で確認するため、発注者は以下の書類について施設管理担当者を通じて提出すること。

- 1) 業務出来形報告
- 2) 業務出来形内訳書

第24条 保全履歴総括表

本業務の点検結果、対応した不具合の内容と原因及び処置、実施した整備内容、運転記録などの保全履歴を、受注者は総括表とりまとめ、施設管理担当者へ提出すること。

書式、内容は施設管理担当者と打ち合わせし決定する。

第25条 予防保全計画提案書

受注者は翌年度以降の予防保全整備計画の提案書を作成し、施設管理担当者へ提出する。

提案にあたっては、本業務での点検結果、設備の運用状況、既設部品・機器の製造時期や劣化状況、過去の整備状況、設備の安全性及び信頼性の観点における優先度、経済性などを総合的に勘案すること。

詳細な提出時期、様式、作成範囲などは総括管理責任者と施設管理担当者と調整し決定する。

第6章 個人情報の取り扱い

第26条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第27条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第28条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第29条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第30条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第31条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第32条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第33条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別添一）を発注者に提出しなければならない。

第34条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第35条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第36条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第7章 その他

第37条 発生材等の処分

作業により発生した発生材等は、受注者の責任において、関係法令に基づき、適正に処分する。

第38条 原形復旧

作業に伴い一時的に取り外す配線や部品等は、受注者の責任において、作業後に原形復旧を行うとともに、原形復旧したことを業務責任者又は業務担当者が検査し、記録に残すこと。

第39条 支払い

本業務の支払いは、下記に示す官署のうち1つが代表して行う場合と、全ての官署が各々の負担割合に応じて行う場合の2通りがある。

この支払い方法と支払い実施官署（全ての官署で支払う場合は負担割合）は、発注者から受注者へ別途通知する。

- a) 関東地方整備局
- b) 関東管区警察局
- c) 北関東防衛局
- d) 東京矯正管区
- e) 関東地方更生保護委員会
- f) 関東農政局
- g) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

別添-1

証明書

業務名：

受注業者：

証明者：

印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

別表-1 点検対象設備概要

1-1.受変電設備(高層棟地下3階・特高電気室特別高圧受変電設備)

名称	設備内容	整備履歴
受電方式	22KV-50Hz 3 回線スポットネットワーク	
盤類	引込盤他：34 面 (内訳) ・ 特高盤：3 面 ・ 高圧配電盤：30 面 ・ 高圧配電盤 (低圧機器を含む)：1 面	H19:制御ヒューズ交換 H25:コンデンサ盤高圧真空遮断器制御ユニット等の交換
特高機器	特別高圧絶縁スイッチギア(C-GIS) ・ 三相3線 24KV, 600A：3 組	
	断路器(DS) ・ ガス三極単段 24KV, 600A：3 組	
	交流遮断器(CB) ・ 真空式 24KV, 600A, RC25kA：3 台	
	接地開閉器(ES) ・ ガス三極単段 24KV, RC25KA：6 台	
	特別高圧変圧器(スポットネットワーク用) ・ ガス絶縁形 3, 500KVA, 22KV/6. 6KV：3 台	H21:温度補償圧力 SW 等交換
	ネットワーク継電器 (GNP2-10-M3)：3 台	H23:ネットワーク継電器交換
	変圧器温度継電器：3 個	
高圧機器	ネットワーク計器用変圧器(NW-VT) ・ モールド型 6. 6KV/220V：12 台	
	接地形計器用変圧器(GVT) ・ モールド型 6. 600/ $\sqrt{3}$ ：190/3V：2 台	
	所内変圧器(ST・TR) ・ 100KVA, 6. 6KV/210V/210~105V：1 台	H21:ダイヤル温度交換
	真空遮断器(VCB)：29 台	H21:VCB 電装品交換, 14 台 H22:VCB 電装品交換, 15 台
	高圧進相コンデンサ(DR 付)：8 台	
	電力ヒューズ：8 台	
	直列リアクトル：8 台	
	高圧負荷開閉器：2 台	
	避雷器：3 台	
	静止形複合継電器 (MSR-3)：24 台	H24:静止形複合リレー交換 12 台 H25:静止形複合リレー交換 12 台
	集中制御装置 (MCD-3B)：41 台	H24:特高集中制御装置交換 20 台 H25:特高集中制御装置交換 21 台
	高周波継電器：1 個	
	リアクトル温度継電器：8 個	
	直流電源装置	蓄電池 ・ MSE100Ah:54セル 100V：1 式 ・ 整流装置：三相3線 210V 50A
監視制御装置	現場監視盤 1 式 ・ 壁掛形、寸法 2300×1880 (グラフィックパネル:600×1400) ・ 管理点数状態：150 点 (監視のみ) ・ 故障・警報：117 点	H17:DC/DC コンバータ交換 H23:DC/DC コンバータ交換
配線系統	連絡母線：30 系統 ケーブル配線系統：24 系統 バスダクト4 系統	
(接地抵抗試験)	9箇所	

1-2.受変電設備(高層棟PH1階・第3電気室高圧変電設備)

名称	設備内容	整備履歴
受電方式	三相3線6.6KV、600A	
盤類	受電盤他：24面 (内訳) ・高圧配電盤：10面 ・高圧配電盤(低圧機器を含む)：14面(1面)	H19:制御ヒューズ交換 H16:冷却扇交換,17台 H21:冷却扇交換,17台
高圧機器	断路器(DS) ・7.2KV、400A：2組	
	真空遮断器(VCB)：18台	H24:高圧真空遮断器補助リレー等交換 3台 H25:高圧真空遮断器補助リレー等交換 15台
	動力用変圧器(モールド形) ・一般用：3相500KVA 6,600/210V：2台 ・保安用：3相750KVA 6,600/210V：2台	H24:変圧器盤主回路・接地導体支持絶縁板交換 H25:モールド変圧器温度計交換4台
	OA用変圧器(モールド形) ・一般用：単相200KVA 6,600/210~105V：4台 ・保安用：単相200KVA 6,600/210~105V：1台	H25:モールド変圧器温度計交換5台
	電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相300KVA 6,600/210~105V：2台 ・保安用：単相300KVA 6,600/210~105V：1台	H25:モールド変圧器温度計交換3台
	保安系防災保安変圧器(モールド形) ・スコット150KVA 210/210~105V：1台	H25:モールド変圧器温度計交換1台
	不足電圧継電器：2個	
	高速不足電圧継電器：2個	
	過電流継電器：6個	
	低圧機器	配線用遮断器(MCCB)：160個 変圧器温度継電器：2個 地絡過電流継電器：2個 熱動過電流継電器：3個
直流電源設備	非常用照明用 ・蓄電池MSE 660Ah 54セル100V：1式 ・整流器三相3線210V、75A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
	監視制御用 ・蓄電池MSE 50Ah 54セル100V：1式 ・整流器三相3線210V、75A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
配線系統	連絡母線：1 2系統 ケーブル配線系統：1 2系統 ケーブル配線系統：1 3 4系統(分電盤等)	
接地抵抗試験	2箇所	

1-3.受変電設備(高層棟14階・第2電気室高圧変電設備)

名称	設備内容	整備履歴
受電方式	三相 6.6KV, 600A	
盤類	受電盤他：24 面 (内訳) ・ 高圧配電盤：10 面 ・ 高圧配電盤 (低圧機器を含む)：14 面 (1 面)	H19:制御ヒューズ交換 H16:冷却扇交換 17 台 H21:冷却扇交換 17 台
高圧機器	断路器(DS) ・ 7.2KV 400A：2 組	
	真空遮断器(VCB)18 台	H24:高圧真空遮断器補助リレー等交換 15 台
	動力用変圧器(モールド形) ・ 一般用：3 相 500KVA 6,600/210V、2 台 ・ 保安用：3 相 750KVA 6,600/210V、1 台 3 相 500KVA 6,600/210V、1 台	H24:変圧器盤主回路・接地導体支持絶縁板交換 H24:モールド変圧器温度計交換 14 台
	OA用変圧器(モールド形) ・ 一般用：単相 300KVA 6,600/210~105V、2 台 単相 150KVA 6,600/210~105V、2 台 ・ 保安用：単相 150KVA 6,600/210~105V、1 台	
	電灯用変圧器(モールド形) ・ 一般用：単相 300KVA 6,600/210~105V、2 台 ・ 保安用：単相 300KVA 6,600/210~105V、1 台 単相 200KVA 6,600/210~105V、1 台	
	保安系防災保安変圧器(モールド形) ・ スコット 100KVA 210/210~105V：1 台	
	不足電圧継電器：2 個	
	高速不足電圧継電器：2 個	
	過電流継電器：5 個	
	低圧機器	配線用遮断器：132 個 変圧器温度継電器：2 個 地絡過電流継電器：2 個 熱動過電流継電器：3 個
直流電源設備	非常用照明用 ・ 蓄電池 MSE 500Ah 54 ㍉ 100V：1 式 ・ 整流器三相 3 線 210V 50A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
	監視制御用 ・ 蓄電池 MSE 50Ah 54 ㍉ 100V：1 式 ・ 整流器三相 3 線 210V 75A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
配線系統	連絡母線：1 3 系統 ケーブル配線系統：2 0 系統 ケーブル配線系統：1 1 3 系統 (分電盤等)	
接地抵抗試験	2 箇所	

1-4.受変電設備(高層棟地下3階・第1電気室高压変電設備)

名称	設備内容	整備履歴
受電方式	三相 6.6KV 600A	
盤類	受電盤他：15面 (内訳) ・ 高压配電盤：8面 ・ 高压配電盤 (低压機器を含む)：7面 (6面)	H19:制御ヒューズ交換 H16:冷却扇交換、11台 H21:冷却扇交換、11台 H25:シケツ交換 (A系) H25:シケツ交換 (B系)
高压機器	断路器 (DS) ・ 7.2KV400A：2台	H24：保護継電機交換
	真空遮断器 (VCB)：12台	H23:VCB 電装品交換、12台
	動力用変圧器 (モールド形) ・ 一般用：3相 750KVA 6,600/210V：1台 ・ 保安用：3相 500KVA 6,600/210V：1台 3相 750KVA 6,600/210V：2台	H23:ダイヤル温度交換
	電灯用変圧器 (モールド形) ・ 一般用单相 300KVA 6,600/210~105V：1台 ・ 保安用单相 300KVA 6,600/210~105V：1台	H23:ダイヤル温度交換
	保安系防災保安変圧器 (モールド形) ・ スコット 50KVA 210/210~105V：1台	H23:ダイヤル温度交換
	不足電圧継電器：2個	
	過電流継電器：10個	
低压機器	配線用遮断器 (MCCB)：127個	
	変圧器温度継電器：2個	
	地絡過電流継電器：2個	
	熱動過電流継電器：4個	
	不足電圧継電器：1個	
	高速不足電圧継電器：1個	
直流電源設備	非常用照明 ・ 蓄電池 MSE 150Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・ 整流器三相 3線 210V 15A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
	監視制御用 ・ 蓄電池 MSE 150Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・ 整流器三相 3線 210V 15A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
配線系統	連絡母線：8系統 ケーブル配線系統：1 4系統 ケーブル配線系統：1 1 2系統 (分電盤等)	
接地抵抗試験	2箇所	

1-5.受変電設備(検査棟地下3階・第6電気室(駐車場)高压変電設備)

名称	設備内容	整備履歴
受電方式	三相 6.6KV 600A	
盤類	受電盤他：9面 (内訳) ・ 高压配電盤：5面 ・ 高压配電盤(低压機器を含む)：4面(3面)	H19:制御ヒューズ交換 H16:冷却扇交換、4台 H21:冷却扇交換、4台 H24:高压受電盤シーケンサ交換
高压機器	断路器(DS) ・ 7.2KV400A：2組	
	真空遮断器(VCB)：8台	
	動力用変圧器(モールド形) ・ 一般用：3相500KVA 6,600/210V：1台 ・ 保安用：3相500KVA 6,600/210V：1台	
	電灯用変圧器(モールド形) ・ 一般用：单相300KVA 6,600/210~105V：1台	
	保安系防災保安変圧器(モールド形) ・ スコット50KVA 210/210~105V：1台	
	不足電圧継電器：2個	
	高速不足電圧継電器：2個	
低压機器	過電流継電器：5個	
	配線用遮断器(MCCB)：69個	
	変圧器温度継電器：2個	
	地絡過電流継電器：2個 熱動過電流継電器：3個	
直流電源設備	非常用照明用 ・ 蓄電池 MSE 300Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・ 整流器三相3線 210V 30A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
	監視制御用 ・ 蓄電池 MSE 50Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・ 整流器三相3線 210V 15A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
配線系統	連絡母線：3系統 ケーブル配線系統：5系統 ケーブル配線系統：59系統(分電盤等)	
接地抵抗試験	3箇所	

1-6.受変電設備(検査棟地下2階・第7電気室(検査棟)高压変電設備)

名称	設備内容	整備履歴
受電方式	三相3線6.6KV 600A	
盤類	受電盤他：18面 (内訳) ・高压配電盤：9面 ・高压配電盤(低压機器を含む)：9面(5面)	H19:制御ヒューズ交換 H16:冷却扇交換9台 H22:冷却扇交換9台 H24:A系高压受電盤OCR交換 H24:電灯変圧器盤OCR交換 H24:検査動力変圧器盤OCR交換 H25:シケツガ交換
高压機器	断路器(DS) ・7.2KV 400A:2組 真空遮断器(VCB):14台 動力用変圧器(モールド形) ・一般用:3相200KVA 6,600/210V:2台 ・検査用:3相300KVA 6,600/210V:1台 ・保安系:3相300KVA 6,600/210V:1台 OA用変圧器(モールド形) ・一般系:単相200KVA 6,600/210~105V:1台 電灯用変圧器(モールド形) ・一般用:単相300KVA 6,600/210~105V:1台 ・検査用:単相150KVA 6,600/210V:1台 ・保安用:単相200KVA 6,600/210~105V:1台 検査用コンセント変圧器(モールド形) ・一般用:単相500KVA 6,600/210~105V1台 不足電圧継電器:2個 ⑧高速不足電圧継電器:2個 ⑨過電流継電器:11個	
低压機器	①配線用遮断器(MCCB):121個 ②電磁接触器(MCT):1台 ③変圧器温度継電器:1個 ④地絡過電流継電器:1個 ⑤熱動過電流継電器:2個	
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池MSE 300Ah 54セル100V:1式 ・整流器三相3線210V30A 監視制御用 ・蓄電池MSE 50Ah 54セル100V:1式 ・整流器三相3線210V 15A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
配線系統	連絡母線:8系統 ケーブル配線系統:11系統 ケーブル配線系統:102系統(分電盤等)	
接地抵抗試験	3箇所	

1-7.受変電設備(検査棟地下1階・第8電気室(厚生棟)高压変電設備)

名称	設備内容	整備履歴
受電方式	三相 6.6KV 600A	
盤類	受電盤他：12面 (内訳) 高压配電盤：7面 高压配電盤(低压機器を含む)：5面(1面)	H19:制御ヒューズ交換 H16:冷却扇交換、5台 H22:冷却扇交換、5台
高压機器	断路器(DS) ・7.2KV 400A：2組 真空遮断器(VCB)：11台	
	動力用変圧器(モールド形) ・一般系：3相 750KVA 6,600/210V：1台 ・レントゲン：3相 300KVA 6,600/210V：1台 ・保安系：3相 50KVA 6,600/210V：1台	
	電灯用変圧器(モールド形) ・一般用：単相 200KVA 6,600/210~105V：1台 ・保安用：単相 50KVA 6,600/210~105V：1台	
	不足電圧継電器：2個	
	高速不足電圧継電器：2個	
	過電流継電器：7個	
低压機器	配線用遮断器：54個	
	変圧器温度継電器：1個	
	地絡過電流継電器：1個	
	熱動過電流継電器：1個	
直流電源設備	非常用照明 ・蓄電池 MSE 100Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・整流器三相 3線 210V 30A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
	監視制御用 ・蓄電池 MSE 50Ah 54 ㍉ 100V：1式 ・整流器三相 3線 210V 15A	H18:蓄電池交換 H21:整流器盤電装品交換
配線系統	連絡母線：5系統	
	ケーブル配線系統：7系統	
	ケーブル配線系統：43系統(分電盤等)	
接地抵抗試験	3箇所	

1-8.交流無停電電源設備(高層棟PH1階・第5電気室)

名称	設備内容	整備履歴
盤類	高圧入力バイパス盤他：13面 (内訳) ・高圧配電盤：9面 ・低圧配電盤：4面	
高圧機器	断路器(DS) 7.2KV400A：2組	H23: 手動操作装置交換
	真空遮断器(VCB)：8台	H23: VCB 電装品交換、8台
	変圧器(モールド形) ・バイパス用：3相 300KVA 6,600/210V：1台 ・UPS用：3相 200KVA 6,600/210V：3台	
C V C F	システム：並列冗長通電方式 システム出力：300KVA (三相3線 200V) 150KVA (静止形 IGBT 方式)：3台	2年毎：冷却扇交換 H20: 電解コンデンサ・ DC/DC コンバータ交換 H21: 主回路・制御ヒューズ交換 H22: ゲート基板交換 H25: UPS 用冷却扇交換 30台
低圧機器	気中遮断器(ABC)：3台 配線用遮断器(MCCB)：10台 双設電磁接触器(DTMC)：1台	
蓄電池	陰極吸収式鉛蓄電池 ・MSE 300Ah 180セル、150KVA用：3組	H19: 蓄電池交換
配線系統	ケーブル配線系統：7系統	
	ケーブル配線系統：8系統(分岐負荷)	

1-9.交流無停電電源設備(高層棟15階・第4電気室)

名称	設備内容	整備履歴
盤類	高圧入力バイパス盤他：13面 (内訳) ・高圧配電盤：8面 ・低圧配電盤：5面	
高圧機器	断路器(DS) 7.2KV 400A：2組	H23: 手動操作装置交換
	真空遮断器(VCB)：8台	H23: VCB 電装品交換、8台
	変圧器(モールド形) ・バイパス用：3相 1000KVA 6,600/210V：1台 ・UPS用：3相 500KVA 6,600/210V：2台	
C V C F	システム並列冗長通電方式 システム出力 1,000KVA (三相3線 200V) 150KVA (静止形 IGBT 方式)：2台	2年毎：冷却扇交換 H20: 電解コンデンサ・ DC/DC コンバータ交換 H21: 主回路・制御ヒューズ交換 H22: ゲート基板交換 H25: UPS 用冷却扇交換 48台
低圧機器	気中遮断器(ABC)：3台	
	配線用遮断器(MCCB)：12台	
	双投電磁接触器(DTMC)：1台	
蓄電池	陰極吸収式鉛蓄電池 ・MSE 300Ah 180セル(1組) 500KVA用：2組	H19: 蓄電池交換
配線系統	ケーブル配線系統：7系統	
	ケーブル配線系統：6系統(分岐負荷)	

1-10.避雷設備

名称	設備内容	整備履歴
避雷設備	避雷針：2基 避雷導体（アルミ4t×25）：2組	

1-11.自家発電設備

名称	設備内容	整備履歴
発電機	2,750KVA（3相3線6,600V） 保護形自己空冷式三相交流発電機：2台	
主機関	開放一軸式ガスタービン：2組 （発電機1台につき2台）	2年毎：潤滑油交換 H17：C点検整備 H21：D点検整備 H25：潤滑油交換
盤類	自動始動盤他：12面	H24：制御盤部品交換 H25：小型マルチトランスフェーサ交換2台
	真空遮断器（VCB）：5台	H21：VCB電装品交換、5台
	保護継電器：15台	
直流電源設備	監視制御用 ・蓄電池 MSE 50Ah 54セル 100V：1式 ・整流器 三相3線 210V 15A：1式	H18：蓄電池交換 H21：整流器盤電装品交換
	発電機始動用 ・蓄電池 MSE 500Ah 24セル 100V：4式 ・整流器 三相3線 210V 25A：4式	H18：蓄電池交換
燃料関係	燃料小出槽 3,000L：2基 主燃料槽（地下貯油槽）75,000L：3基 燃料移送ポンプ（5.5kW）：4台	
その他	返送ポンプ（7.5kW）：4台 発電機換気ファン（3.7kW）：2台×2セット	

別表-2 点検項目表

2-1.受変電設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
外観 (キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ、開放型配電盤、特別高圧気中絶縁スイッチギヤ等)		配電盤の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。なお、錆落とし等汚れがある場合は清掃する。また、異常な変色がある場合は原因を調査する。		○	
		出入口又は点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。なお、開閉不良がある場合は調整する。		○	
		パイプフレーム等の締付けボルトの緩み具合を点検し、増締めを行う。		○	
		固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無を点検する。緩みのある場合は増締めを行う。		○	
盤類内部 (キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ、開放型配電盤、特別高圧気中絶縁スイッチギヤ等)		内部配線、接地線及び端子部の損傷、過熱及び断線の有無を点検し、締付け部緩みの増締めを行う。また、過熱異常がある場合は原因を調査する。		○	
		母線、母線支持部及び接続部に損傷、変色、変形がないか点検し、締付け部緩みの増締めを行う。		○	
		盤内収納機器、計器類、仕切板、取付け金物、床上等に付着した塵埃の清掃を行う。		○	
		配電盤の換気扇を運転し、異常音等の有無及びベアリング部の円滑性を点検する。また、フィルタの清掃を行う。		○	
		端子・配線符号(マークキャップ、端子番号等)の損傷及び脱落の有無を点検する。			
		引出し操作機構(遮断器等)の引出し挿入操作の状態、接触子の汚れがある場合は清掃する。なお、変色等の異常がある場合は原因を調査する。また、ローラ、歯車等の機構部にグリースを塗布する。		○	
		絶縁隔離板、支持絶縁物等に損傷、変形、変色等の有無を点検する。なお、変色等の異常がある場合は原因を調査する。		○	
特高機器	変圧器共通事項	外部本体及び付属品の汚れ、緩み、塗装の剥離及び錆の有無を点検する。また、取付部に緩みがある場合は増締めを行い、錆及び汚れがある場合は清掃する。		○	
		ブッシング(端子部)及び碍管の汚れ、損傷、緩み及び過熱変色の有無を点検する。また汚れは清掃する。		○	
		接地線の緩み(端子、接続部)、断線及び端子部の変色の有無を点検し、緩み部の増締めを行う。なお、変色等の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		ダイヤル温度計又は棒状温度計の指針設定値及び指示値の良否を確認する。		○	
		ダイヤル温度計の損傷(パッキン導管)及び警報接点の導通の良否を回路計により点検する。		○	
		無電圧タップ切換器に破損及び変色の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		防振装置(ゴム、スプリング等)の劣化の有無を点検する。		○	
	ガス入変圧器	ガス配管の塗装の剥離及び錆の有無を点検する。錆又は汚れがある場合は清掃する。		○	
		安全弁の塗装の剥離及び錆の有無を点検する。錆又は汚れがある場合は清掃する。		○	
		連成計及びガス密度スイッチの塗装の剥離、発錆、内部結露、及びガス漏れ等の有無を確認する。また、警報接点の動作を確認する。汚れがある場合は清掃する。		○	
		ガスの純度が規定以上であることを点検する。判定は、ガスクロマトグラフ等により測定し、SF ₆ ガス純度が97%以上とする。			6年毎 (H23実施)
		ガス中の水分測定を露点計法または電気分解法等により実施し規定値にあることを確認する。			6年毎 (H23実施)

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		ガス漏れの有無を確認する。 ・ガス漏れの判定は、製造業者の提示する「SF6ガス温度-圧力特性曲線」等により実施し規定値を外している場合は、原因を調査する。 ・ガスケットシール面等は、石鹼水やガスリーク検知機により調査する。		○	
		絶縁抵抗測定は、各巻線間及び大地間について、1000V絶縁抵抗計で測定する。 ・制御回路は、対地間及び極間を500V絶縁抵抗計で測定し、2MΩ以上であることを確認する。		○	
		負荷時のタップ切換器の点検は、下記による。 ・外部の端子に変色及び破損の有無を点検し、締付け部緩みの増締めを行う。 ・内部の接触子等の接触状態、過熱及び溶着の痕跡の有無を点検する。 ・内部の絶縁物、スプリング等の損傷及び破損の有無を点検し、リード線及び操作軸の締付け部緩みの増締めを行う。		○	
	交流遮断器 共通事項	各機構部の損傷、腐食、過熱、錆、変形等の異常の有無を点検する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。		○	
		各締付け部（ボルト、端子等）の緩みの有無を点検し、緩みがある場合は、増締めを行う。また、汚れがある場合には清掃する。		○	
		操作機構の手动又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチの作動及び復帰機能の良否を点検する。		○	
		接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常があれば原因を調査する。		○	
		補助開閉器の作動の良否を確認する。		○	
		遮断器投入・開極時間を測定し規定時間内にあることを確認する。			6年毎 (H23実施)
		支持絶縁物、隔離板の損傷、変形及び遮断部の汚れの有無を点検する。締付けボルト緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。		○	
		内部操作機構（スプリング、スプリングストローク及び接合部）の損傷、変形、錆等の有無を点検し、錆がある場合は錆落としを行う。また、引外し自由試験をする。		○	
		絶縁抵抗測定は、主導電部と大地間、制御回路と大地間を測定し、規定値以上あることを確認する。		○	
	真空遮断器	真空バルブ表面の汚れ、接触子損耗量（スケールによる測定又は治具による確認）及び三極不揃いの有無を点検する。			6年毎 (H23実施)
		真空バルブの接触子に規定電圧を1分間加圧し真空度を判定する。			3年毎 (H23実施)
	断路器共通事項 (動力断路器・ 接地開閉器)	本体及び操作機構取付部（取付ボルト、スプリング碍子部）の損傷、変形、亀裂等の有無を点検し、ボルト緩みの増締め、錆落としを行い、汚れ等がある場合は清掃する。また、軸受部歯車を点検し、注油する。		○	
		通電部の焼損、溶着、損傷、汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。必要により接触部に接点グリースを塗布する。		○	
		ヒンジ部の銅地肌露出状態を確認する。		○	
		各部品の損傷、脱落及び装置内に雨水の侵入の有無を点検する。		○	
		操作機構導電部の作動の良否及び投入位置の接触状態を点検する。		○	
		ベース及び駆動リンク機構の変形、ベアリング部の円滑性及び操作時の異音の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。		○	
		操作装置（補助開閉器、マイクロスイッチ、表示機構）の作動の良否を点検する。		○	
		操作部（スプリング、ピストンロット、ボルト、端子）の損傷及び変形の有無を点検し、ダッシュポットの作動確認をする。また、ボルト等緩みの増締め及び錆落としをする。		○	
		モータ操作装置の減速機の歯車損耗、軸受け損耗、かみ合い部の変形及びびしゅう動面の変形、損傷及び損耗の有無を点検し、ボルト緩み部の増締めを行う。		○	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考	
			月	年		
		ブレーキ部（ドラム、シュー、ボルト）の損耗の有無を点検し、ボルト緩み部の増締めを行う絶縁抵抗測定は、下記により行う。 ・主導電部と大地間を1000V絶縁抵抗計で測定し、500MΩ以上あることを確認する。 ・制御回路と大地間を500V絶縁抵抗計で測定し、2MΩ以上あることを確認する。		○		
	指示計器 表示操作 保護継電器	シーケンス試験（インターロック試験、保護継電器との連動試験及び総合作動試験）を図面に基づいて行う。		○		
		保護継電器等の故障検出器を作動（トリップ、ベル、ブザー）させて警報及び故障表示の確認を行う。		○		
		保護継電器（補助継電器を含む）の汚れ、錆及び損傷の有無を点検し、端子緩みの増締めを行い、汚れ等がある場合は清掃する。		○		
		保護継電器内部（コイル内部、配線、部品）の汚れ、損傷及び主補助接点の荒れの有無を点検し、端子及びボルト緩みの増締めを行う。汚れがある場合は清掃する。		○		
		保護継電器の復帰値等の試験は、過電流継電器、過電圧継電器、不足電圧継電器の動作状態から復帰状態になる時の電流、電圧を測定する。 ・グリーピング試験は、電圧要素に定格電圧の110%電圧を印加し、継電器が不動作であることを確認する。 ・位相特性（方向地絡）は、所定のZCTと組合せて定格電圧における動作電流の100%の電流を流し、進み位相及び遅れ位相についての動作分岐点の位相を測定する。		○		
		保護継電器の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い、継電器単体の良否を判定する。（2回測定し平均値をとる。）		○		
		保護継電器の試験は、系統に必要される条件を満足するよう整定し、過電流継電器は、整定値に対する動作時間を測定し、保護協調が完全であることを確認する。また、電流整定タップの200%、300%、500%、700%の電流を通電したときの動作時間を測定する。 過電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、電圧整定タップの120%の電圧を印加したときの動作時間を測定する。 不足電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、定格電圧により零に落としたときの動作時間を測定する。 地絡過電圧継電器、地絡方向継電器、比率差動継電器は、整定値に対する測定を行う。 地絡過電流継電器は、整定値に対する動作時間を測定し、保護協調が完全であることを確認する。また、電流整定タップの130%、400%の電流を通電したときの動作時間を測定する。		○		
		特別高圧ガス絶縁スイッチギア	各機構部の錆、腐食、変形、損傷等の異常の有無を点検する。		○	
		各締付け部（ボルト、端子等）緩みの有無を点検し、緩みの増締めを行う。		○		
		操作機構の接合部、軸受部の損傷及び錆の有無を点検し、潤滑油を塗布する。		○		
	操作機構の手動又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチの復帰機能の良否を点検する。		○			
	接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常があれば調査する。		○			
	ブッシング（ケーブルヘッドを含む）の汚れの有無を点検し、汚れがあれば清掃する。		○			
	ガスシール部、ガス配管部の締付けの緩みの有無を点検し、緩みの増締めをする。		○			
	補助開閉器の作動の良否を確認する。		○			
	制御回路のインターロック条件に異常はないか確認する。		○			
	圧力開閉器の設定値に変化はないか確認する。		○			
	遮断器投入・開極時間を測定し、規定時間内にあることを確認する。				6年毎 (H23実施)	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		絶縁抵抗測定は下記により行う。 ・ 主導電部と大地間を 1000V 絶縁抵抗計で測定し、500MΩ 以上あることを確認する。 ・ 制御回路と大地間を 500V 絶縁抵抗計で測定し、2MΩ 以上あることを確認する。		○	
高圧機器	変圧器共通事項	外部本体及び付属品の汚れ、緩み、塗装の剥離及び錆の有無を点検する。また、取付部に緩みがある場合は増締めを行い、錆及び汚れがある場合は清掃する。		○	
		ブッシング（端子部）及び碍管の汚れ、損傷、緩み及び過熱変色の有無を点検する。また汚れは清掃する。		○	
		接地線の緩み（端子、接続部）、断線及び端子部の変色の有無を点検し、緩み部の増締めを行う。なお、変色等の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		ダイヤル温度計又は棒状温度計の指針設定値及び指示値の良否を確認する。		○	
		ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）及び警報接点の導通の良否を回路計により点検する。		○	
		無電圧タップ切換器に破損及び変色の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		防振装置（ゴム、スプリング等）の劣化の有無を点検する。		○	
	モールド変圧器	保護継電器（温度継電器）の指針設定値（動作温度）の確認及び接点導通の良否をテスタにより点検する。また、ガラス面の汚れ、内部の結露及び錆がある場合は清掃又は錆落としをする。		○	
		絶縁物、巻線モールド及びバリヤに損傷及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		巻線に部分放電損傷、表面トラッキング、クラックの有無を点検する。		○	
		巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。（乾式のみ）		○	
		鉄心の錆の有無を点検し、錆がある場合は錆落としをする。		○	
		冷却ファンの回転状態を点検する。		○	
		絶縁抵抗測定は、主導電部、制御回路と大地間、を行う。		○	
	交流遮断器（共通事項）	各機構部の損傷、腐食、過熱、錆、変形等の異常の有無を点検する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。		○	
		各締付け部（ボルト、端子等）の緩みの有無を点検し、緩みがある場合は、増締めを行う。また、汚れがある場合には清掃する。		○	
		操作機構の手动又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチの作動及び復帰機能の良否を点検する。		○	
		接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常があれば原因を調査する。		○	
		補助開閉器の作動の良否を確認する。		○	
		遮断器投入・開極時間を測定し規定時間内にあることを確認する。			6 年毎 (H23 実施)
		支持絶縁物、隔離板の損傷、変形及び遮断部の汚れの有無を点検する。締付けボルト緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。		○	
		内部操作機構（スプリング、スプリングストローク及び接合部）の損傷、変形、錆等の有無を点検し、錆がある場合は錆落としを行う。また、引外し自由試験をする。		○	
		絶縁抵抗測定は、主導電部と大地間、制御回路と大地間を測定し、規定値以上あることを確認する。		○	
（真空遮断）器	真空バルブ表面の汚れ、接触子損耗量（スケールによる測定及び治具による確認）及び三極不揃いの有無を点検する。			6 年毎 (H23 実施)	
	真空バルブの接触子に規定電圧を 1 分加圧し、真空度を判定する。			3 年毎 (H23 実施)	
断路器共通事項	本体及び操作機構取付部（取付ボルト、スプリング碍子部）の損傷、変形、亀裂等の有無を点検し、ボルト緩みの増締め、錆落としを行い、汚れ等がある場合は清掃する。また、軸受部歯車を点検し、注油する。		○		

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		通電部の焼損、溶着、損傷、汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。必要により接触部に接点グリスを塗布する。		○	
		ヒンジ部の銅地肌露出状態を確認する。		○	
		各部品の損傷、脱落及び装置内に雨水の侵入の有無を点検する。		○	
		操作機構導電部の作動の良否及び投入位置の接触状態を点検する。		○	
		ベース及び駆動リンク機構の変形、ベアリング部の円滑性及び操作時の異音の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。		○	
		操作装置（補助開閉器、マイクロスイッチ、表示機構）の作動の良否を点検する。		○	
		操作部（スプリング、ピストンロッド、ボルト、端子）の損傷及び変形の有無を点検し、ダッシュポットの作動確認をする。また、ボルト等緩みの増締め及び錆落としをする。		○	
		ブレーキ部（ドラム、シュー、ボルト）の損耗の有無を点検し、ボルト緩み部の増締めを行う絶縁抵抗測定は、下記により行う。 ・ 主導電部と大地間を 1000V 絶縁抵抗計で測定し、500MΩ 以上あることを確認する。 ・ 制御回路と大地間を 500V 絶縁抵抗計で測定し、2MΩ 以上あることを確認する。		○	
負荷開閉器		通電部の焼損、溶着、損傷、汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。		○	
		各締付け部（ボルト、端子等）の緩みの有無を点検し、緩みがあれば増締めを行う。また、汚れがある場合は清掃する。		○	
		接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		操作機構の手動又は電動による入・切操作作動の良否を点検する。また、必要により機構部に注油する。		○	
		操作機構の開路用バネの変形、錆及び損傷の有無を点検し、錆がある場合は錆落としを行う。また、引外し試験及びトリップ試験を行う。		○	
		内部隔離板及び接触子の損傷、変形、汚れ及び補助接触子の消耗（接点のギャップ、ワイプの適否）の有無を点検し、締付けボルトの増締めを行う。なお、汚れ等がある場合は清掃する。		○	
		絶縁抵抗測定は、主導電部と大地間、動力操作式や制御箱のあるものは制御回路と大地間を測定し、規定値以上あることを確認する。		○	
指示計器 表示操作 保護継電器		シーケンス試験（インターロック試験、保護継電器との連動試験及び総合作動試験）を図面に基いて行う。		○	
		保護継電器等の故障検出器を作動（トリップ、ベル、ブザー）させて警報及び故障表示の確認を行う。		○	
		保護継電器（補助継電器を含む）の汚れ、錆及び損傷の有無を点検し、端子緩みの増締めを行い、汚れ等がある場合は清掃する。		○	
		保護継電器内部（コイル内部、配線、部品）の汚れ、損傷及び主補助接点の荒れの有無を点検し、端子及びボルト緩みの増締めを行う。汚れがある場合は清掃する。		○	
		保護継電器の復帰値等の試験は、過電流継電器、過電圧継電器、不足電圧継電器の動作状態から復帰状態になる時の電流、電圧を測定する。 ・ グリーピンク試験は、電圧要素に定格電圧の 110%電圧を印加し、継電器が不動作であることを確認する。 ・ 位相特性（方向地絡）は、所定の ZCT と組合せて定格電圧における動作電流の 100%の電流を流し、進み位相及び遅れ位相についての動作分岐点の位相を測定する。		○	
		保護継電器の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い、継電器単体の良否を判定する。（2回測定し平均値をとる。）		○	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		保護継電器の試験は、系統に必要される条件を満足するよう整定し、過電流継電器は、整定値に対する動作時間を測定し、保護協調が完全であることを確認する。また、電流整定タップの200%、300%、500%、700%の電流を通電したときの動作時間を測定する。 過電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、電圧整定タップの120%の電圧を印加したときの動作時間を測定する。 不足電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、定格電圧により零に落としたときの動作時間を測定する。 地絡過電圧継電器、地絡方向継電器、比率差動継電器は、整定値に対する測定を行う。 地絡過電流継電器は、整定値に対する動作時間を測定し、保護協調が完全であることを確認する。また、電流整定タップの130%、400%の電流を通電したときの動作時間を測定する。		○	
	計器用変成器	外部の汚れ、亀裂、変形及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は、原因を調査する。 また、ボルト緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心、錆、汚れ等がある場合は清掃する。		○	
		絶縁抵抗測定は、高圧巻線と低圧巻線、大地間、低圧巻線と大地間、低圧巻線相互間で規定値以上であることを確認する。		○	
	避雷器	外部碍管の汚れ、損傷、亀裂、変色及びコンバウント異常の有無を点検し、ボルト緩みの増締め及び汚れ等の清掃を行う。なお、変色の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		接地線の断線及び端子部に変色の異常がある場合は原因を調査する。また、端子部及び接続部の増締めを行う。		○	
		課電側の接地リード線を端子部分から取り外し1000Vの絶縁抵抗計で測定し、1000MΩ以上あることを確認する。		○	
	カットアウトスイッチ、電力ヒューズ	カットアウトスイッチ及びヒューズの充電部、碍子等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。また、端子、接触部緩みの増締め、錆落し及び汚れの清掃を行う。なお、変色の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		ヒューズのヒューズリンクに亀裂、変色等の有無を点検する。なお、変色の異常がある場合は原因を調査する。		○	
		絶縁抵抗測定は、充電部と大地間を測定し、規定値以上であることを確認する。		○	
	高圧進相コンデンサ	ブッシング及び碍管の汚れ、破損等の有無を点検し、端子部緩みの増締め及び汚れ等の清掃を行う。		○	
		外部の錆、漏油及び塗装の剥離の有無を点検する。		○	
		ケースのふくれを測定し（油量調整装置付きを除く）異常な場合は原因を調査する。		○	
		静電容量測定は、次により測定する。 ・ 交流ブリッジ又は電圧-電流計法で静電容量を測定する。 ・ 測定箇所は2相間短絡の上、他相との間で順次各相を変えて行う。 ・ 電圧はAC100V程度を使用する。			5年毎 (H21実施)
		絶縁抵抗測定は、端子と大地間の測定し、規定値以上であることを確認する。		○	
	直列リアクトル、放電コイル	ブッシング及び碍管の汚れ、破損等の有無を点検し、端子部緩みの増締め及び汚れ等の清掃を行う。		○	
		外部の錆、漏油及び塗装の剥離の有無を点検する。		○	
		異音、異臭及び異常振動の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。		○	
		換気扇の異常音及びフィルタの汚れの有無を点検し、また、ベアリングの円滑性を点検する。汚れがある場合は清掃する。		○	
		絶縁抵抗測定は、端子と大地間の測定し、規定値以上であることを確認する。		○	
低圧機器	開閉器類 (配線用遮断器、漏電遮断器、	端子部の汚損、腐食等の有無及び接続方法を点検し、締付け部緩みの増締めを行う。 開閉機構を開閉操作等により点検する。		○	
				○	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
	電磁接触器、双投電磁接触器等)	漏電遮断器等の動作をテストボタン操作により行い、瞬時動作することを確認する。		○	
		絶縁抵抗測定は、電源負荷側において下記により行い、規定値以上あることを確認する。 ・各端子相互間（漏電遮断器は除く） ・各端子と大地間		○	
	計器用変成器	外部の汚れ、亀裂、変形及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は、原因を調査する。また、ボルト緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心、錆、汚れ等がある場合は清掃する。		○	
		絶縁抵抗測定は、高圧巻線と低圧巻線、大地間、低圧巻線と大地間、低圧巻線相互間で規定値以上であることを確認する。		○	
	指示計器 表示操作 保護継電器	シーケンス試験（インターロック試験、保護継電器との連動試験及び総合作動試験）を図面に基づいて行う。		○	
		保護継電器等の故障検出器を作動（トリップ、ベル、ブザー）させて警報及び故障表示の確認を行う。		○	
		保護継電器（補助継電器を含む）の汚れ、錆及び損傷の有無を点検し、端子緩みの増締めを行い、汚れ等がある場合は清掃する。		○	
		保護継電器内部（コイル内部、配線、部品）の汚れ、損傷及び主補助接点の荒れの有無を点検し、端子及びボルト緩みの増締めを行う。汚れがある場合は清掃する。		○	
		保護継電器の復帰値等の試験は、過電流継電器、過電圧継電器、不足電圧継電器の動作状態から復帰状態になる時の電流、電圧を測定する。		○	
		保護継電器の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い、継電器単体の良否を判定する。（2回測定し平均値をとる。）		○	
		保護継電器の試験は、系統に必要される条件を満足するよう整定し、過電流継電器は、整定値に対する動作時間を測定し、保護協調が完全であることを確認する。 また、電流整定タップの200%、300%、500%、700%の電流を通電したときの動作時間を測定する。 過電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、電圧整定タップの120%の電圧を印加したときの動作時間を測定する。 不足電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、定格電圧により零に落としたときの動作時間を測定する。 地絡過電圧継電器、地絡方向継電器、比率差動継電器は、整定値に対する測定を行う。 地絡過電流継電器は、整定値に対する動作時間を測定し、保護協調が完全であることを確認する。また、電流整定タップの130%、400%の電流を通電したときの動作時間を測定する。		○	
	低圧進相コンデンサ、直列リアトリコイル	ブッシング及びび碍管の汚れ、破損等の有無を点検し、端子部緩みの増締め及び汚れ等の清掃を行う。		○	
外部の錆、漏油及び塗装の剥離の有無を点検する。			○		
温度上昇を測定し、異常がある場合は原因を調査する。			○		
ヒューズ類	ヒューズに溶断、損傷等の有無を点検する。		○		
	規定の種類及び容量のものが使用されていることを確認する。		○		
母線及び配線	開放形、閉鎖形高圧母線	外部及び支持碍子に損傷、錆、汚れ及び塗装の剥離の有無を点検し、ボルト等緩みの増締めを行う。なお、錆、汚れ等がある場合は清掃する		○	
		母線充電部に汚れ及び変色の有無並びに各相間の離隔距離の適否を点検し、各締付け部緩みの増締め及び汚れがある場合は清掃する。なお、異常な変色がある場合は原因を調査する。		○	
		絶縁抵抗測定は、主導電部と大地間を測定する		○	
	バスダクト、ケーブル配線等	バスダクト、ケーブル本体及び端子部分分岐接続部の損傷、腐食等異常の有無を点検する。		○	
		端子部及び分岐接続部に緩みがある場合は、増締めする。		○	
		温度上昇の状態を目視（サーモテープ、サーモペイント等の変色）により点検する。		○	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		支持の具合、接地ボンド及び分岐部ボルトの緩みの有無を点検し、緩みがある場合は増締めを行う。		○	
		絶縁抵抗測定は、母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路又は機器が接続された状態を測定する。ただし、高圧に対しては、導体相互間及び導体と大地間について測定する。なお、測定する場合は、開路状態で行う。		○	
接地抵抗測定		各種接地極（第A種、第B種、第C種、第D種避雷器等）の接地抵抗測定を行う。		○	

2-2.自家発電設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
自家発電装置		共通台板及び台上に搭載された機器類等の変形、損傷、脱落、漏れ、腐食等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎
		各部の汚損及び緩みの有無を点検し、緩みがある場合は増締めする。また、汚損がある場合は清掃する。	○		6ヶ月毎
		附属機器の取付け状態及び取付けボルトの緩みの増締めを行う。		○	
		防振ゴム又はばねにひび割れ、変形、損傷、個々のたわみに差がないことを確認する。	○		6ヶ月毎
		基礎ボルトに変形及び損傷の有無を点検する。なお、緩みがある場合は増締めを行う。	○		6ヶ月毎
		原動機と発電機との軸継手部に損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎
原動機	ガスタービン	潤滑油の交換は、潤滑油を潤滑油用プライミングポンプ、ウイングポンプ、ドレンプラグ等により排出し、フラッシング油を使用して清掃し、作業終了後フラッシング油を抜き取り新油を給油する。なお、潤滑油(製造者の指定する銘柄)の交換箇所は次による。 ・原動機油受 ・過給機油受 ・弁腕注油用タンク ・一体形燃料噴射ポンプ抽受 ・调速機 また、次の各部にグリス油(製造者の指定する銘柄)を給油する。 ・燃料移送ポンプ		○	1カ年毎
		下記系統の原動機本体、附属機器、配管等からの漏れの有無を点検し、漏れが緩みによる場合は増締めを行う。 ・燃料油系統 ・燃料ガス系統 ・潤滑油系統 ・始動空気系統	○		6ヶ月毎
		フィルタの分解点検は、下記の項による。ただし、カートリッジタイプのものは、カートリッジを交換する。 燃料フィルタ及び潤滑油フィルタの分解清掃を行い、フィルタ本体及びエレメントに異常がないことを確認する。なお、オートクリーン式のものは、取付け後、所定方向にハンドルを数回回転する。また紙質フィルタは異常にかかわらずエレメントを交換する。		○	
		下記燃焼器内部の分解点検及び清掃を行う。・燃料ノズルの燃料配管 ・燃焼器ケーシング部のヒートシールド坂 ・アース、ケーブル等 ・ケーシング及びライナ ・点火プラグ及び燃料ノズル ・ライナ内外表面の割れ、焼損、カーボンの付着 なお、分解点検後の組立ては注記による。 注1)燃料ノズルのガスケット両面には、シール剤を塗布する。 注2)ノズル及びケーシングの取付けボルトには、二硫化モリブデン焼付防止剤又は同等品を塗布する。 注3)ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検を実施する。			5年毎 (H21 実施)
		タービン翼及びタービンノズルを下記により分解点検する。 ・ライナを取外した状態で、その閉口部から目視及びボアスコープにより点検する。 ・ノズルのノベーン、デフレクタあるいはスクロール内壁に局所的な焼損、クラック等の有無を点検する。なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無を点検する。			5年毎 (H21 実施)

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		<p>圧縮機の分解点検は、下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧縮機吐出し圧力、取出しタップをプレートと共に取外し、同位置に専用測定器具を取付ける。 ・ガスタービンを起動し、回転速度数、圧縮機吐出し圧力、圧縮機吐出し温度及び排気温度を記録する。 ・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用してガスタービンの性能低下があるかどうか調査する。 			5年毎 (H21 実施)
		<p>始動電動機等の点検は、下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラシの摩耗状況を測定する。 ・整流子面に異常のないことを確認する。なお、軽微な摩耗の異常がある場合はサンドペーパーにて修理する。 ・開閉器主接点の面荒れを点検する。なお、軽微な面荒れがある場合は修理する。 			5年毎 (H21 実施)
発電機		発電機本体、出力端子保護カバー等に変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検し、ボルト等緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎
		発電機の巻線部及び導電部周辺に塵埃、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。なお、汚損等がある場合は圧縮空気等を使用して清掃し、乾燥状態に著しく異常がある場合は熱風乾燥等を行う。	○		6ヶ月毎
		スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。なお、容易に接続できる箇所は断線は接続する。	○		6ヶ月毎
		軸受等の潤滑油の油量を点検し、規定量にあることを確認する。	○		6ヶ月毎
		潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。		○	
		接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付け部緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎
		ブラシ付発電機の場合は、ブラシを引き出して表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器、スリップリング等の清掃を行う。 また、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器サージアブソーバ等の取付状態を点検し、ボルト等に緩みがある場合は所定のトルクで増締めする。			5年毎 (H21 実施)
配電盤	発電機盤 (盤本体、内部配線等)	盤本体、扉、ちょう盤、ガラス窓等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。また、扉の開閉が確実に行えることを確認する。	○		6ヶ月毎
		主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。	○		6ヶ月毎
		主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎
		碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付け部緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎
		接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付け部の増締めを行う。	○		6ヶ月毎
		スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。なお、容易に接続できる箇所は断線は接続する。	○		6ヶ月毎
		盤内機器	自動電圧調整装置(AVR)の変形、損傷、腐食、塵埃の付着、過熱及び接触不良の有無を点検し、塵埃の付着がある場合は清掃する。なお、過熱等がある場合は原因を調査する。	○	
	交流遮断器 (共通事項)	各機構部の損傷、腐食、過熱、錆、変形等の異常の有無を点検する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。		○	
		各締付け部(ボルト、端子等)の緩みの有無を点検し、緩みがある場合は、増締めを行う。また、汚れがある場合には清掃する。		○	
		操作機構の手動又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチの作動及び復帰機能の良否を点検する。		○	
		接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常があれば原因を調査する。		○	
		補助開閉器の作動の良否を確認する。		○	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		遮断器投入・開極時間を測定し規定時間内にあることを確認する。			6年毎 (H21 実施)
		支持絶縁物、隔離板の損傷、変形及び遮断部の汚れの有無を点検する。締付けボルト緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。		○	
		内部操作機構（スプリング、スプリングストローク及び接合部）の損傷、変形、錆等の有無を点検し、錆がある場合は錆落しを行う。また、引外し自由試験をする。		○	
		絶縁抵抗測定は、主導電部と大地間、制御回路と大地間を測定し、規定値以上あることを確認する。		○	
	真空遮断器	真空バルブ表面の汚れ、接触子損耗量（スケールによる測定及び治具による確認）及び三極不揃いの有無を点検する。			6年毎 (H21 実施)
		真空バルブの接触子に規定電圧を1分加圧し、真空度を判定する。交流遮断器は、高圧機器の表による。			3年毎 (H23 実施)
	断路器 (共通事項)	本体及び操作機構取付部（取付ボルト、スプリング碍子部）の損傷、変形、亀裂等の有無を点検し、ボルト緩みの増締め、錆落しを行い、汚れ等がある場合は清掃する。また、軸受部歯車を点検し、注油する。		○	
		通電部の焼損、溶着、損傷、汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。必要により接触部に接点グリースを塗布する。		○	
		ヒンジ部の銅地肌露出状態を確認する。		○	
		各部品の損傷、脱落及び装置内に雨水の侵入の有無を点検する。		○	
		操作機構導電部の作動の良否及び投入位置の接触状態を点検する。		○	
		ベース及び駆動リンク機構の変形、ベアリング部の円滑性及び操作時の異音の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。		○	
		操作装置（補助開閉器、マイクロスイッチ、表示機構）の作動の良否を点検する。		○	
		絶縁抵抗測定は、主導電部と大地間測定し、規定値以上であることを確認する。		○	
	指示計器 表示操作 保護継電器	シーケンス試験（インターロック試験、保護継電器との連動試験及び総合作動試験）を図面に基いて行う。		○	
		保護継電器等の故障検出器を作動（トリップ、ベル、ブザー）させて警報及び故障表示の確認を行う。		○	
		保護継電器（補助継電器を含む）の汚れ、錆及び損傷の有無を点検し、端子緩みの増締めを行い、汚れ等がある場合は清掃する。		○	
		保護継電器内部（コイル内部、配線、部品）の汚れ、損傷及び主補助接点の荒れの有無を点検し、端子及びボルト緩みの増締めを行う。汚れがある場合は清掃する。		○	
		保護継電器の復帰値等の試験は、過電流継電器、過電圧継電器、不足電圧継電器の動作状態から復帰状態になる時の電流、電圧を測定する。 ・グリーピング試験は、電圧要素に定格電圧の110%電圧を印加し、継電器が不動作であることを確認する。 ・位相特性（方向地絡）は、所定のZCTと組合せて定格電圧における動作電流の100%の電流を流し、進み位相及び遅れ位相についての動作分岐点の位相を測定する。		○	
		保護継電器の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い、継電器単体の良否を判定する。（2回測定し平均値をとる。）		○	
		保護継電器の試験は、システムに必要な条件を満足するよう整定し、過電流継電器は、整定値に対する動作時間を測定し、保護協調が完全であることを確認する。また、電流整定タップの200%、300%、500%、700%の電流を通電したときの動作時間を測定する。 過電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、電圧整定タップの120%の電圧を印加したときの動作時間を測定する。 不足電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、定格電圧により零に落としたときの動作時間を測定する。 地絡過電圧継電器、地絡方向継電器、比率差動継電器は、整定値に対する測定を行う。 地絡過電流継電器は、整定値に対する動作時間を測定し、保護協調が完全であることを確認する。また、電流整定タップの130%、400%の電流を通電したときの動作時間を測定する。		○	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考																	
			月	年																		
	開閉器類 (配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、双投電磁接触器等)	端子部の汚損、腐食等の有無及び接続方法を点検し、締付け部緩みの増締めを行う。		○																		
		開閉機構を開閉操作等により点検する。		○																		
		漏電遮断器等の動作をテストボタン操作により行い、瞬時動作することを確認する。		○																		
		絶縁抵抗測定は、電源負荷側において下記により行い、規定値以上あることを確認する。 ・各端子相互間(漏電遮断器は除く) ・各端子と大地間		○																		
	計器用変成器	外部の汚れ、亀裂、変形及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は、原因を調査する。 また、ボルト緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心、錆、汚れ等がある場合は清掃する。		○																		
		絶縁抵抗測定は、高圧巻線と低圧巻線、大地間、低圧巻線と大地間、低圧巻線相互間で規定値以上であることを確認する。		○																		
	ヒューズ類	ヒューズに溶断、損傷等の有無を点検する。		○																		
		規定の種類及び容量のものが使用されていることを確認する。		○																		
	絶縁抵抗測定	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、使用上安全かつ、適正であることを確認する。 (発電機関係) ・電気子巻線 ・出力回路(発電出力回路の遮断器又は断路器の1次側まで) ・界磁巻線 ・制御回路 (機器及び機側配線) ・各種電磁弁(機開始動用・停止用及び水・油等制御用)及び同回路 ・始動補助装置用各種ヒータ及び同回路 (電動機類) ・各種電動機及び同回路 ・始動電動機及び同回路 絶縁抵抗測定値は、次表に示す値とする。		○																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験箇所</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電機子巻線及び主回路</td> <td>低圧</td> <td>2MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>4MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>界磁巻線</td> <td></td> <td>2MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>制御回路</td> <td></td> <td>1MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>電動機、機器等</td> <td></td> <td>1MΩ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	試験箇所		絶縁抵抗値	電機子巻線及び主回路	低圧	2MΩ 以上	高圧	4MΩ 以上	界磁巻線		2MΩ 以上	制御回路		1MΩ 以上	電動機、機器等		1MΩ 以上			
	試験箇所		絶縁抵抗値																			
	電機子巻線及び主回路	低圧	2MΩ 以上																			
		高圧	4MΩ 以上																			
	界磁巻線		2MΩ 以上																			
	制御回路		1MΩ 以上																			
電動機、機器等		1MΩ 以上																				
	注) AVR・ヒューズを除く。																					
自動始動盤 (盤本体、内部配線等)	盤本体、扉、ちょう板、ガラス窓等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。また、扉の開閉が確実にできることを確認する。	○		6ヶ月毎																		
	主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。 なお、過熱がある場合は原因を調査する。	○		6ヶ月毎																		
	主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎																		
	碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付け部緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎																		
	接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付け部の増締めを行う。	○		6ヶ月毎																		
	スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。なお、容易に接続できる箇所の断線は接続する。	○		6ヶ月毎																		
(制御回路)	制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎																		
補機盤 (盤本体、内部)	盤本体、扉、ちょう盤、ガラス窓等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。また、扉の開閉が確実にできることを確認する。	○		6ヶ月毎																		

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考	
			月	年		
	配線等)	主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。	○		6ヶ月毎	
		主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎	
		碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付け部緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎	
		接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付け部の増締めを行う。	○		6ヶ月毎	
		スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。なお、容易に接続できる箇所の断線は接続する。	○		6ヶ月毎	
	(制御回路部)	補機用電源スイッチ(始動電動機、充電装置空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等)の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎	
		補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して自動運転ができることを確認する。検出用スイッチを実際に作動させて運転してもよい。	○		6ヶ月毎	
	補機付属装置	始動用蓄電池	直流電源設備の表による他、蓄電池容量試験は機側操作で連続5回以上の駆動ができる容量にあることを確認する。なお、ガスタービンにあっては、停止から定格回転速度に達する動作を繰り返し、5回以上行えることを確認する。	○		6ヶ月毎
			燃料槽(主燃料槽を含む)	燃料小出槽の貯袖量を細面計により点検し、あわせて油面計の動作を確認する。特に滑車式油面計の場合は、滑車が円滑に動作することを確認し、また、ワイヤ等の損傷の有無を点検する。	○	
			燃料小出槽及び配管の各種バルブの状態並びに取付けボルトに異常の有無を点検する。	○		6ヶ月毎
		燃料小出槽用、通気口先端の通気金物の引火防止用金網に脱落、腐食等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎	
		燃料小出槽の燃料袖排出前に水分の含有量について点検する。			5年毎 (H21実施)	
		燃料小出槽の燃料袖を排出し、内部の発錆、損傷等の有無について点検する。			5年毎 (H21実施)	
		燃料小出槽のスラッジの堆積状況を点検し、スラッジの堆積が著しい場合は清掃する。			5年毎 (H21実施)	
		主燃料槽にあってはマンホール内部に発錆がないことを確認する。		○		
燃料移送ポンプ		ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトの緩みの増締めを行う。		○		
		本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。		○		
		電動機との直結部分又はプーリ間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認する		○		
		軸封部分からの漏袖の有無を点検する。		○		
		ポンプ運転用レベルスイッチを動作させ、正常に動作することを確認する。		○		
ラジエータ	本体、ファン及びファンベルト等に変形、損傷、緩み、腐食及び漏水等の有無を点検する。		○		6ヶ月毎	
	ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。		○		6ヶ月毎	
	屋外のフード、金網、がらり等に発錆、損傷、緩み等の異常の有無を点検する。		○		6ヶ月毎	
	ラジエータ内部の冷却水に汚れの有無を点検する。		○		6ヶ月毎	
換気装置	給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、き裂、異音、異常振動等の有無を点検する。		○		6ヶ月毎	
	軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。		○		6ヶ月毎	
配管 (排気管)	排気管は、原動機から3.0m以内では可燃物から0.6m以上、その他の場所では0.2m以上の離隔があるか確認する。		○		6ヶ月毎	
	排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及びき裂の有無を点検し、支持金具緩みの増締めを行う。		○		6ヶ月毎	
	排気管貫通部の遮熱保護部のめがね石等に変形、損傷、脱落及びき裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、排気管固定の取付け状態を確認する。		○		6ヶ月毎	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考																
			月	年																	
		室外露出部の発錆等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。		○																	
	(各種配管)	配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具緩みの増締めをする。	○		6ヶ月毎																
		配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。	○		6ヶ月毎																
		原動機本体、付属機器及び楮類との接続部の各種フレキシブルジョイントに変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム製のフレキシブルジョイントを使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。	○		6ヶ月毎																
		温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。なお、点検のために取外した場合はバックシンを交換する。		○																	
		冷却水系統や燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。		○																	
	排気消音器	支持金具、緩衝装置等に損傷の有無を点検し、ボルト緩みの増締めを行う。	○		6ヶ月毎																
		ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。		○																	
	耐震装置	ストッパ等の偏荷重及び溶接部のはがれ等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎																
		基礎ボルト等に変形、損傷及びナットの緩みがなく、耐震措置が適正であることを確認し、点検時にすべて増締めする。	○		6ヶ月毎																
	排気ガス処理装置	制御機器の作動を確認する。		○																	
		外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を確認する。		○																	
		排気ガスを測定し、性能を確認する。	○		6ヶ月毎																
接地抵抗測定		接地線の断線、腐食等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎																
		接地線接続部の取付け状態(ボルト、ナットの緩み、損傷等)を点検する。	○		6ヶ月毎																
		単独接地されている場合には、各種接地極(A種、B種、C種、D種等)の接地抵抗測定を行う。		○																	
絶縁抵抗測定		次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、使用上安全かつ、適正であることを確認する。 (発電機関係) ・電気子巻線 ・出力回路(発電出力回路の遮断器又は断路器の1次側まで) ・界磁巻線 ・制御回路 (機器及び機側配線) ・各種電磁弁(機開始動用・停止用及び水・油等制御用)及び同回路 ・始動補助装置用各種ヒータ及び同回路 (電動機類) ・各種電動機及び同回路 ・始動電動機及び同回路		○																	
		絶縁抵抗測定値は、次表に示す値とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験箇所</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電機子巻線及び主回路</td> <td>低圧</td> <td>2MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>4MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">界磁巻線</td> <td>2MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">制御回路</td> <td>1MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電動機、機器等</td> <td>1MΩ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	試験箇所		絶縁抵抗値	電機子巻線及び主回路	低圧	2MΩ 以上	高圧	4MΩ 以上	界磁巻線		2MΩ 以上	制御回路		1MΩ 以上	電動機、機器等		1MΩ 以上		○
試験箇所		絶縁抵抗値																			
電機子巻線及び主回路	低圧	2MΩ 以上																			
	高圧	4MΩ 以上																			
界磁巻線		2MΩ 以上																			
制御回路		1MΩ 以上																			
電動機、機器等		1MΩ 以上																			
運転機能	試運転	所定の始動タイムスケジュール及びシーケンス(自動動作状況)を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。	○		6ヶ月毎																
		始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。ただし、ガスタービンにあっては、冷却水の温度測定を除く。	○		6ヶ月毎																
		始動試験は、下記により行う。 ・「点検端子」に回路計(テスタ)、ブザー等を接続する。 ・自動始動盤に設けられている「試験スイッチ」を手動操作することにより、停電発生と同じ状態で自動始動させる。 ・試験スイッチを「入」にして回路計(テスタ)が動作又はブザーが鳴動するのを確認し、併せて停電確認、電圧確立及び切替信号送出までの動作がタイムスケジュールどおりであることを確認する。 ・無負荷で5～10分運転し、運転状態を点検する。 ・オイルリング付発電機の場合は潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況を確認する。	○		6ヶ月毎																

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考																																																						
			月	年																																																							
		運転中、下記計器類の指示値が所定値内にあることを確認する。 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力	○		6ヶ月毎																																																						
		ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからの火花の発生状況が異常でないことを確認する。	○		6ヶ月毎																																																						
		運転中に異音(不規則音)、異臭、異常振動、異常な発熱及び配管等からの漏れのないことを確認する。	○		6ヶ月毎																																																						
		保安装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。	○		6ヶ月毎																																																						
		自動始動盤に設けられている「試験スイッチ」を「切」側に手動操作することにより、複電と同じ状態で自動停止することを確認する。自動停止ができない構造のものは、「手動停止装置」を操作して停止させる。	○		6ヶ月毎																																																						
		ガスタービンにあたっては、停止までの回転変化が滑らかで、ガスタービン内部に接触音等の異常音がないことを確認する。	○		6ヶ月毎																																																						
		試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	○		6ヶ月毎																																																						
	調速機	瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%の負荷において電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。なお、投入する負荷容量は、(ガスタービン：開放サイクル形70%以上)とする。		○																																																							
	保安装置	保安装置の検出部の動作を実動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">ガスタービン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>始動渋滞</td> <td colspan="2">製造者指定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潤滑油圧低下</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>*排気ガス温度上昇</td> <td colspan="2">製造者指定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*過速度</td> <td colspan="2">定格回転速度の111%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過電圧</td> <td colspan="2">製造者指定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*過電流</td> <td colspan="2">定格電流の135%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急停止</td> <td colspan="2">手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>逆電力</td> <td colspan="2">製造者指定値</td> <td>並列運転の場合のみ</td> </tr> <tr> <td>地絡</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油最低油量</td> <td colspan="2"></td> <td>液体燃料のみ</td> </tr> <tr> <td>燃料油満面低下</td> <td colspan="2"></td> <td>液体燃料のみ</td> </tr> <tr> <td>*蓄電池液面低下</td> <td colspan="2"></td> <td>空気始動式が必要な場合のみ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定値		備考	ガスタービン		始動渋滞	製造者指定値			潤滑油圧低下				*排気ガス温度上昇	製造者指定値			*過速度	定格回転速度の111%以下			過電圧	製造者指定値			*過電流	定格電流の135%以上			緊急停止	手動操作			逆電力	製造者指定値		並列運転の場合のみ	地絡				燃料油最低油量			液体燃料のみ	燃料油満面低下			液体燃料のみ	*蓄電池液面低下			空気始動式が必要な場合のみ		○	
項目	設定値			備考																																																							
	ガスタービン																																																										
始動渋滞	製造者指定値																																																										
潤滑油圧低下																																																											
*排気ガス温度上昇	製造者指定値																																																										
*過速度	定格回転速度の111%以下																																																										
過電圧	製造者指定値																																																										
*過電流	定格電流の135%以上																																																										
緊急停止	手動操作																																																										
逆電力	製造者指定値		並列運転の場合のみ																																																								
地絡																																																											
燃料油最低油量			液体燃料のみ																																																								
燃料油満面低下			液体燃料のみ																																																								
*蓄電池液面低下			空気始動式が必要な場合のみ																																																								
		(注) 1. *印のものは防災電源として使用するものに必要なものを示す。 2. ガスタービンにおける始動空気圧低下及び自動充気の設定値は、製造者の指定値とすることができる。																																																									
	定格負荷運転または負荷運転	定格負荷運転は、発電機の遮断器を投入し、徐々に負荷を増大させて発電機の定格出力(kW)が100%に達してから、下記内容の測定を行う。 ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ガスタービン潤滑油、排気ガス、給気の圧力や温度と、圧縮機の吐出圧力 ・出力タービン入口におけるガス温度(出口の温度を計測して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む)及び軸受の出口における潤滑油の温度、機関出力回転速度、燃料消費量、吸排気抵抗値を測定する。																																																									

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		<p>庁舎施設の使用負荷がかかった状態で行う負荷運転は、下記内容の測定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ガスタービン潤滑油、排気ガス、給気の圧力や温度と、圧縮機の吐出圧力 <p>また、起動を停電検知により行う場合、停電から遮断器投入までの時間も計測する。</p>		○	
		発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態が適正で、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。		○	
		運転中に油漏れ、異臭、異常音(不規則音)、異常振動、異常な発熱及び排気色の極端な黒色又は白色の有無を点検する。		○	
		運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検する。		○	
		騒音測定は原則として、境界線上の地上1.0mの高さの位置で行う。		○	
		発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。		○	
		試験終了後、発電機盤、自動始動盤、補機盤等のスイッチ類の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。		○	
	疑似負荷装置の設置)	設置場所は、発電機室に近いところで安全かつ、通風のよい場所に設置する。なお、水抵抗負荷を用いる場合は、仮設給排水設備を設ける。			
		本設用ケーブル等を発電機盤遮断器の2次側より取外し、仮設用ケーブルを接続すると共に疑似負荷装置の接地をとるものとする。			
		「立入禁止」、「高電圧注意」、「送電中」等の標識の掲示及び安全ロープによる囲いを設ける。		○	
		点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	○		6ヶ月毎
	発電機室の設置状況	発電機室(不燃専用室)の防火区画、防火戸等に著しい変形、損傷の有無を点検する。	○		6ヶ月毎
		キュービクル構造のものにあつては、キュービクル本体、扉、換気口等に変形、損傷等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎
		屋外用キュービクル構造のものにあつては、換気口の目詰まり、雨水等の浸入防止装置に変形、損傷等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎
		Iビーム、チェーンブロック等に錆、取付けボルトの緩み等の有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。なお、錆がある場合は、錆落とし後、油脂の塗布又は塗装を行う。	○		6ヶ月毎
		発電機室(不燃専用室)内又はキュービクル外箱内に、水の浸透、水溜り、冷却水配管等からの漏水等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎
		廃油処理力ギ守われていることを確認する。	○		6ヶ月毎
		各設備、各機器、建築物等との保有距離が下表に示す値で、点検上及び使用上に障害とならないことを確認する。	○		6ヶ月毎
		自家発電設備の保有距離			
		保有距離を確保しなければならぬ部分	保有距離(m以上)	記事	
		自家発電装置	相互間周囲	1.0	
				0.6	
		制御装置(配電盤)	操作面	1.0	
			点検面	0.6	点検に支障とならない部分についてはこの限りではない。
			換気面	0.2	
		燃料小出槽と原動機	予熱する方式の原動機	2.0	燃料小出槽と原動機との間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りではない。
			その他の方式の原動機	0.6	
		キュービクル式の周囲	操作面	1.0	
			点検面	0.6	キュービクル式以外の変電設備、蓄電池設備又は建築物等(当該自家発電設備を屋外に設ける場合に限る。)と相対する部分については1.0m以上

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		自家発電設備の告示基準(昭和48年消防庁告示第1号)に示されている次の表示が適正か確認する。 ・製造者又は商標 ・製造年 ・定格出力 ・形式番号 なお、(社)日本内燃力発電設備協会で認定したものにあっては次による表示があることを確認する。 ・認定証票 ・表示板 ・注意板 ・「自家発電設備始動用」の表示(自家発電設備始動用の専用の蓄電池設備のものに限る)	○		6ヶ月毎
	(予備品等)	製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。	○		6ヶ月毎
		設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。	○		6ヶ月毎
		保守工具、取扱い説明書が備えてあることを確認する。	○		6ヶ月毎

2-3.直流電源設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考	
			月	年		
整流装置	外観	外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等に変形、損傷、汚れ、著しい腐食等の有無を点検する。なお、汚れ等がある場合は清掃する。	○		6ヶ月毎	
		各部品に汚損、損傷、温度上昇、過熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎	
		固定金具、裾付ボルト等の変形、損傷及び緩み等の有無を点検する。緩みのある場合は増締めを行う。		○		
		内部配線及び端子部の劣化又は端子接続部の緩みの有無について点検する。緩みのある場合は増締めを行う。		○		
	機能	下記内容の測定を行い、適正值であることを確認する。なお、指示値に異常がある場合は原因を調査する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧(必要とするものに限る) ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流(盤面計器による)	○		6ヶ月毎	
		手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認を行う(必要とするものに限る)。	○		6ヶ月毎	
		開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況による ON、OFF 状態を確認する。	○		6ヶ月毎	
		過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧総電器等の設定値及び動作確認を行う。		○		
		機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置の動作確認 ・タイマーの設定値 ・警報動作(ヒューズ断、サーマル動作、MCCB トリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等)		○		
		自動回復充電の動作を確認する。		○		
		実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切替わることを確認する。		○		
		絶縁抵抗測定は、下記により行う。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間 充電装置及び逆変換装置を 500V 絶縁抵抗計で測定し、1 MΩ 以上あることを確認する。		○		
		接地抵抗測定は、電源を確実に遮断してから接地線を蓄電池設備の鉄台又は金属製の外箱から取外して測定する(定期的点検が実施されている場合は省略することができる)。		○		
		機能	浮動充電中の全セルの電圧測定及び蓄電池総電圧の測定を行う。	○		6ヶ月毎
蓄電池	外観	全セルについて電槽、ふた、各種栓体、バッキン等に変形、損傷、き裂及び源液の有無を点検する。なお、触媒栓式シール形蓄電池については触媒栓の交換時期を確認する。また、陰極吸収式シール形鉛蓄電池については、蓄電池の交換時期を確認する。	○		6ヶ月毎	
		封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。	○		6ヶ月毎	
		全セルについて、電解液が最高・最低液面線内にあることを確認する。電解液面が最高・最低液面線の間以下の場合には精製水を補充する(陰極吸収式シール形蓄電池は除く)。また、減液警報用電極の断線、腐食及び変形の有無を点検する。	○		6ヶ月毎	
		架台、外箱に著しい変形、損傷及び腐食の有無を点検する。	○		6ヶ月毎	
		蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等に変形及び損傷の有無を点検し、緩み部の増締めを行う。		○		
		蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部に発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。また、接続部緩みの増締めを行う。		○		
		機能	浮動充電中の全セルの電圧測定及び蓄電池総電圧の測定を行う。	○		6ヶ月毎

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
		浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行う。 なお、比重のバラツキが大きいときは、点検前3ヶ月以内に均等充電が行われたか確認する。(確認可能な場合) ・据置鉛蓄電池は全セル(陰極吸収式シール形据置鉛蓄電池及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く)について行う。(6M) ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。(1Y)	○		6ヶ月毎
		上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されているかを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	○		6ヶ月毎

2-4.交流無停電電源設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
整流装置、インバータ装置		<p>外観点検を下記により行う。固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無を点検する。緩みのある場合は増締めを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部配線、端子部の変色、劣化及び緩みの有無を点検する。緩みのある場合は増締めを行う。 ・抵抗器の変色及び変形の有無を点検する。 ・コンデンサの変色、変形、液漏れ及び防塵弁の異常の有無を点検する。 ・半導体スタック類の接点荒れ及びコイル変色の有無を点検する。 ・継電器、接触器の接点荒れ及びコイル変色の有無を点検する ・プリント基板の部品変色、汚損及びハンダあげ状況を確認する。 ・ヒューズの熱変色の有無を点検する。 ・冷却ファンの熱による変色の有無を点検する。 ・トランス及びリアクトルの過熱、変色の有無を点検する。 		○	
		主回路に使用している半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート特性試験を専用測定装置等で行う(容量が100kVA以上の場合)。		○	
		<p>外観点検で異常が認められたときは電解コンデンサの静電容量測定(規定値:初期値の85%以上)及びtanδ測定(規定値:0.25以下)を行い、規定値内であることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回点検実施(3Y) ・2回目以降点検周期(1Y) 		○	
		ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定し規定値内(規定値の±10%以内)であることを確認する。		○	
		<p>ゲート回路の運転又は停止中、下記内容をシンクロスコープ、デジタル周波数カウンタ等にて測定する。発振器周波数の確認(主発振器、キャリアバス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電圧制御リミットの測定 ・各部動作表示の確認 ・主回路素子のゲート波形(電圧)の確認 		○	
		運転・停止、出力切替試験、故障シーケンスの動作確認(展開接続図に基づいて)及び警報表示等が正常であることを確認する。		○	
		保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し、許容値以内であることを確認する。		○	
		<p>無負荷運転試験(展開接続図に基づいて)を下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し、異常がないことを確認する。 ・電圧、電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し、規定値以内であることを確認する。 ・運転中、主回路機器の異音、異臭等の有無を点検する。 		○	
		<p>絶縁抵抗測定は、下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流入力回路と大地間 ・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間 <p>接地コンデンサ、ラインフィルタ等のアース端子を外し、また、半導体素子、ケミコン、静止形器具等を同電位とさせ、500V絶縁抵抗計で測定し、1MΩ以上であることを確認する。</p>		○	
	蓄電池		直流電源設備の蓄電池の項目による。		

2-5.避雷設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
受電部		受電部の取付状態及び避雷導線との接続状態を確認する。		○	
避雷導線		避雷導線の損傷、断線及び接続不良の有無を点検する。		○	
支持管		支持ボルト等の腐食、緩み等及び支持ボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無を点検する。ボルトの緩みがある場合は増締めを行う。		○	
接地極		接地抵抗測定は、接地極毎に行う。ただし、被保護物の基礎を接地極に代えた場合は省略する。		○	
		接地極位置等の表示の有無を確認する。		○	

2-6.監視制御設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期		備考
			月	年	
監視制御装置	外観	据付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みのある場合は増締めする。		○	
		換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無を点検する。		○	
		記憶装置等に異常音及び異常振動の有無を点検する。		○	
		操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能を確認する。		○	
		エアフィルタの清掃又は交換を行う。		○	
		コネクタ類の差し込み部を点検し、緩み部の増締めを行う。また、プリント板等の表面を清掃する。		○	
		汚れ、損傷及び錆の有無を点検し、汚れがある場合は、清掃する。		○	
		卓上機器の置台は固定金具を点検し、緩み部の増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。		○	
	処理装置類	フロッピーディスク装置等のヘッドの清掃及び異常音の有無を点検する。		○	
		下記項目の動作をテストプログラムにより確認する。 ・CPU機能、メモリ ・ハードディスク ・フロッピーディスク装置等 ・入出力制御、回線制御アダプタ ・インターフェイス装置 故障表示（LED等）及びブザー呼鳴の動作確認を行う。		○	
	監視操作装置等 ア)表示装置	各部清掃、電氣的性能試験（偏向歪、オーバースキャン、画面動揺等）、キーボード（ライトペンマウスタッチ等）の機能点検及びテストプログラムによる動作を確認する。		○	
		CRTディスプレイが取付器具にて固定されているか確認する。		○	
	イ)表示操作パネル	グラフィックパネル等の清掃及び表示灯、操作スイッチ類の機能を点検する。		○	
	伝送装置	入出力動作の不具合ポイントの調整修理を行う		○	
		入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧を確認する。		○	
		入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整を行う。ただし、警報点の動作確認は、対象機器動作による方法又は入出力端子にて疑似信号入力により行う。また、計測・警報点の動作確認は、現場表示との整合又は基準電源等を入力することにより行う。		○	
		垂直自立型の電送装置は固定ベルトを点検し、緩み部の増締めをする。		○	
	記録装置 ア)ラインプリンタ、ロッキングプリンタ等	各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構及び緊急回路の点検調整並びにテストプログラムによる動作確認を行う。		○	
		監視状態での印字位置、ミシン目スキップ、色切換等の確認を行う。		○	
		固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。		○	
	イ)ハードコピー装置	各機構部の清掃、注油、制御回路、オフラインテスト、オンラインテスト及び機構部の点検調整を行う。		○	
		監視状態での印画位置、色あい等の確認を行う。		○	
		固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。		○	
電源	電源電圧（入力電圧、出力電圧）の確認を行う。		○		
	蓄電池の充電状態をテスト等により確認する。		○		

別表-3 全館停電実施の仮設計画(保安系停電用)

電気室名称	番号	負荷名称	仮設場所	既設盤名称 幹線記号	仮設電源取出し 盤名称 幹線記号	電源の種類
中央監視室	1	電灯	B3F EPS 6	L-BB3-2 (202, 203)		1φ2W 200V
	2	コンセント	B3F EPS 6	L-BB3-2 (301)		1φ2W 100V
特高電気室	3	電灯	B3F 機械室 1	L-BB3-1 (205・206)		1φ2W 200V
	4	コンセント	B3F 機械室 1	L-BB3-1 (302)		1φ2W 100V
B3F 第1電気室	5	受変電設備用 直流電源設備	B3F 第1電気室	直流電源装置		3φ3W 200V
	6	電灯	B3F EPS 6	L-BB3-2 (208・213)		1φ2W 200V
	7	コンセント	B3F EPS 6	L-BB3-2 (303)		1φ2W 100V
	8	交換機電源 (M-BB3-1)	B3F 第1電気室	電灯(2)変圧器盤(停電) (B11B)		1φ3W 100/200V
	9			防災保安動力変圧器盤		3φ3W 200V
14F 第2電気室	10	受変電設備用 直流電源設備	14F 第2電気室	直流電源装置		3φ3W 200V
	11	電灯	14F EPS 6	L-B14-1 (241)		1φ2W 100V
PH1 第3電気室	12	受変電設備用 直流電源設備	PH1 第3電気室	直流電源装置		3φ3W 200V
	13	電灯	PH1 EPS 7	L-BPH1-1 (202・203)		1φ2W 200V
15F UPS 第4電気室	14					
	15	電灯	15F EPS 6	L-B15-1 (292・293)		1φ2W 200V
PH1F UPS 第5電気室	16					
	17	電灯	PH1F EPS 7	L-BPH1-1 (204)		1φ2W 200V
B3F 駐車場 第6電気室	18	受変電設備用 直流電源設備	B3F 第6電気室	直流電源装置		3φ3W 200V
	19	電灯	B3F EPS 23	L-GB3-23 (201)		1φ2W 200V
B2F 検査棟 第7電気室	20	受変電設備用 直流電源設備	B2F 第7電気室	直流電源装置		3φ3W 200V
	21	電灯	B2F EPS 23	L-GB2-23 (201)		1φ2W 200V
B1F 厚生棟 第8電気室	22	受変電設備用 直流電源設備	B1F 第8電気室	直流電源装置		3φ3W 200V
	23	電灯	B1F EPS 23	L-GB1-23 (202)		1φ2W 200V
B3F 発電機室	24	電灯	B3F 機械室 1	L-BB3-1 (201・202)		1φ2W 200V
	25	コンセント	B3F 機械室 1	L-BB3-1 (301)		1φ2W 100V
B3F 第1電気室	26	照明制御盤	B3F EPS-6	L-BB3-2 (309)		1φ2W 100V

電気室 名称	番 号	負荷名称	仮設 場所	既設盤名称 幹線記号	仮設電源取出し 盤名称 幹線記号	電源の 種類
B3F 駐車場 第6電気室	27	照明制御盤	B3F EPS-22	L-GB3-22 (302)		1φ2W 100V
14F 第2電気室	28	照明制御盤	14F EPS-6	L-B14-1 (196)		1φ2W 100V
PH1 第3電気室	29	照明制御盤	PH1 EPS-7	L-BPH1-1 (101)		1φ2W 100V
B2F 検査棟 第7電気室	30	照明制御盤	1F EPS-2	L-C1-2 (303)		1φ2W 100V
B2F 検査棟 第7電気室	31	電灯	B2F EPS 24	L-GB2-24 (201)		1φ2W 200V
B3F 中央 監視制御室	32	監視機器	中央監視 制御室	M-BB3-2 切替MCBサブ主幹3個		1φ2W 100V
1F 防災センター	33	防災監視機器	防災 センター	切替盤 切替MCB		1φ2W 200V
	34	防災監視機器		M-B1-2 サブ主幹3個		1φ2W 100V
1F 厚生棟	35	照明制御盤	1F EPS-14	L-D1-1 (306)		1φ2W 100V

2号館エレベータ等点検整備業務

特記仕様書

国土交通省関東地方整備局 総務部

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「2号館エレベータ等点検整備業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

※建築保全業務共通仕様書…http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm

2. 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか共通仕様書によるものとする。

第2条 業務説明

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館（高層棟）に設置されているエレベータのうち、高層部及び中層部エレベータとエスカレータについて、共通仕様書第2編第1節でいう「フルメンテナンス（FM）契約」等による点検整備を行う。

第3条 適用規格等

本業務の履行にあたっては、本業務の目的及び内容を十分理解したうえで、関係法令等を遵守するとともに以下の規格、基準等を適用する。

- 1) 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 2) 建築工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 3) 建築改修工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 4) 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 5) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 6) 建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 7) その他関係基準等

第4条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

第5条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

第6条 関連業務

受注者は、合同庁舎の運営を円滑かつ適切なものとするため、別途業務と積極的に協調と連携を図ること。以下にさいたま新都心合同庁舎2号館で別途実施する主な業務を示す。

- 1) 保安警備業務
- 2) 機械電気設備運転管理業務
- 3) 受変電設備等点検整備業務
- 4) 防災設備点検整備業務
- 5) 検査棟他エレベータ点検整備業務
- 6) 通信設備等点検整備業務

第7条 建物概要(さいたま新都心合同庁舎2号館)

1.高層棟(2号館)

S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階、延床面積101,405.76㎡

2.検査棟(事務棟及び実験棟)

SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、塔屋1階、延床面積32,800.33㎡

3.厚生棟

RC造一部S造、平屋建、延床面積937.84㎡

第2章 業務概要

第8条 業務概要

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館の高層部及び中層部エレベータとエスカレータについて、建築基準法、労働安全衛生法及びその他関連諸法規並びに製造者規定に基づく定期点検・検査、臨時点検及び緊急修理、閉じ込め発生時の救出などの緊急対応、保全整備を実施する。

本業務の対象と作業内容などは次のとおり。なお、詳細は各条による。

設備区分	号機	業務内容・数量							備考	
		フルメンテナンス契約 (第3章関係)						その他 整備等 (第4章関係)		
		定期点検				臨時 点検	整備			
		年	6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月					必須
高層部東エレベータ群	1号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	2号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	3号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	高稼働
	4号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	高稼働 身障者対応
高層部西エレベータ群	5号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	6号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	7号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
中層部エレベータ群	8号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	9号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	10号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	11号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	12号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	13号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
非常用エレベータ	1号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	高稼働
	2号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	高稼働
エスカレータ	1号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	
	2号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	—	

- 1) 「その他整備等」欄が「- (ハイフン)」となっている号機は、当初契約では予定していないが、何らかの影響で本業務において実施する場合は、変更契約の対象とする。
- 2) 「フルメンテナンス契約」の「整備」のうち「必須」とは、本業務受注者の点検結果に関わらず、フルメンテナンス契約の範囲で整備を実施するものである。
- 3) 高稼働とは、共通仕様書でいう高稼働エレベータである。

第9条 業務対象設備説明

本業務の対象となるエレベータについて、近年の主な整備実績や故障などは別添-3に示すとおりである。

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」では、2号機、3号機、非常用2号機の3台にロープ絡みが発生したため運転が不可能となった。

なお、本業務の対象エレベータ全号機は、戸開走行保護装置を未実装であるなど建築基準法において既存不適格となっている。

第3章 共通事項

第10条 業務責任者

1.業務責任者の選任と通知

- 1) 受注者は、契約締結後すみやかに業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
 - 2) 業務責任者は、競争入札への参加にあたり受注者が発注者へ提出した、「競争参加資格確認申請書」に記載した「業務責任者」から選任すること。
 - 3) 業務責任者の変更は原則認めない。ただし、業務責任者の死亡など変更せざるをえない場合は、受注者は業務責任者の条件を満たす者へ速やかに変更しなければならない。
- この場合、後任業務責任者は、「さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟施設管理・運営業務民間競争入札実施要項」に記載されている「業務責任者の条件」を満たす者でなければならない。

2.業務責任者の兼務

業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

3.業務責任者の職務等

業務責任者は、業務の履行計画と履行管理、業務対象の状態・状況の把握、適切な対応方法の立案、統括管理責任者との調整・報告、作業員への適切な指示・指導を行わなければならない。

また、本業務の検査は統括管理責任者が臨場して受検することを原則とする。

4.名札の着用

業務責任者は、履行場所内（建物外の敷地も含む）において、業務名、業務期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った以下の名札を着用すること。

業務責任者	
写真	氏名
	業務名：〇〇点検業務
	履行期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者：〇〇株式会社

※用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
※所属会社の社印とする。

第11条 業務担当者

1.業務担当者の選任

受注者は、業務の実施に先だって、業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿の写を施設管理担当者へ提出し、変更が生じた場合も同様とする。

2.業務担当者の服装と名札の着用

業務担当者は、社名及び氏名が明記されている業務責任者に準じた名札を着用すること。

第12条 負担の範囲

1.フルメンテナンス契約の範囲

フルメンテナンス契約の範囲は、受注者が全てを負担する。

2.その他

- 1) フルメンテナンス契約外の範囲は、特記仕様書に記載された内容について受注者が負担する。

- 2) フルメンテナンス契約の範囲に関わらず、履行場所における業務実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、発注者の負担とする。
- 3) 点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）は受注者が負担する。
- 4) 保守に必要な消耗品又は材料、油脂等は受注者の負担とする。
- 5) 業務の履行に関わる検査に関わる一切は受注者の負担とする。
- 6) 受注者の不注意により生じた作業の手戻り（やり直し）、損傷などの復旧費用。
- 7) 本業務履行開始直前までの点検を行っていた業者からの引き継ぎに関わる一切は、受注者の負担とする。
- 8) 本業務の適正な履行に必要な製造者の協力に関わる一切は、受注者の負担とする。
- 9) エレベータの日常管理に携わる者などに対する各種訓練指導の一切は、受注者の負担とする。ただし、各種訓練指導は、受注者が一般的に用いる機材等や業務担当者などで対応できる範囲の内容とする。

第13条 作業実施日など

受注者が本業務を履行場所で作業を行う実施日などは以下のとおりとする。

- 1) 点検作業は、平日昼間とする。平日昼間とは、土日祝日及び年末年始（12月28日から1月3日まで）を除く日の、8:30から18:00までとする。
- 2) 臨時点検は、施設管理担当者から連絡を受けた当日とする。この時、統括管理責任者は施設管理担当者と緊密に連絡をとること。
- 3) 整備は、平日昼間を基本とするが、通常の庁舎利用に対する影響や作業の安全対策などからこれ以外で実施する場合、概ね2週間前までに施設管理担当者と調整し日程を決定すること。

第14条 作業上の注意

1.当事者事故の防止

受注者は、受注者の責任で作業員の安全管理に万全な態勢をもって作業にあたること。

2.作業に伴う第三者の事故及び迷惑防止

受注者は、合同庁舎利用者など第三者に対して、万全の安全管理で作業にあたること。

また、作業方法について合同庁舎利用者にも生じる支障を最小限とするよう配慮すること。

そして、建物、設備などを損傷しないよう作業、資機材の運搬などで細心の注意を払うこと。

3.実施体制

受注者は、十分な経験技術を有する者を本業務の作業に従事させなければならない。

また、緊急時において、施設管理担当者をはじめとする発注者ならびに関連業務担当者などと綿密な連絡が行えるようにしておくとともに、概ね徒歩で1時間以内に作業員が現地へ到着することを目標とした体制を整えておかなければならない。

なお、本業務に従事する全ての者は、合同庁舎管理規則を遵守すること。

4.作業実施に必要な手続き

さいたま新都心合同庁舎2号館はセキュリティゲート、電子錠などが稼働しているため、入館手続きを行わないと作業着手はできないため、業務責任者は全作業員へ入館方法を周知・教育すること。

また、さいたま新都心合同庁舎2号館において作業を行う場合、事前の手続きが必要である。

このため、受注者は手続き方法、書式などを施設管理担当者へ確認するとともに、必要書類などを施設管理担当者へ提出すること。

一般的な提出書類は次のとおり。

- ・ 作業届
- ・ サービスヤード利用届（トラックなどで資機材を搬出入する場合）
- ・ 地上駐車場利用届（通常は利用を認めない）
- ・ 休日出勤者届（平日以外で作業を行う場合）
- ・ 地下駐車場利用届（平日以外で地下駐車場を利用する場合）

5.損害賠償及び紛争解決

受注者の作業において、合同庁舎利用者など第三者に損害を与え、または紛争を生じたときは、受注者の責任で損害を賠償し、または紛争を解決すること。

第15条 臨場

1.関係機関の立ち入り臨場

関係機関の立ち入り調査等があり、施設管理担当者が統括管理責任者へ受注者の立会を求めた場合、受注者はこれに積極的に協力しなければならない。

2.整備作業の終了後臨場

整備作業毎に、作業終了時に施設管理担当者と統括管理責任者及び業務責任者が臨場で目視及び試運転などで検査を行う。

なお、平日昼間以外で整備を行った場合は、施設管理担当者と統括管理責任者が日程を調整し検査日を決める。

第16条 業務の再委託

1.再委託の基本事項

受注者は、本業務を再委託しようとする場合、発注者の承諾を得なければならない。

これは、事前に施設管理担当者へ「再委託承諾申請書」を提出すること。

そして、再委託の規模、内容、再委託先企業等から、本業務の履行に関する品質、信頼性の確保に疑問が生じ施設管理担当者から受注者が説明を求められた場合、受注者は速やかに対応しなければならない。

さらに、受注者による説明の結果、発注者が不承諾の場合、受注者は速やかに内容の見直しを行い、承諾の再申請を行わなければならない。

なお、再委託承諾申請の不承諾に伴う一切について、本業務の契約変更はしない。

2.再委託の例外事項

業務範囲に故障が発生し、受注者による緊急の処置が必要と施設管理担当者が統括管理責任者へ処置の指示を行い、この一部を受注者が再委託しようとする場合は、前項2に定める「再委託承諾申請書」の提出は不要とする。

ただし、受注者は前項2を満たす再委託者を選定すること。

第17条 疑義

受注者は、本特記仕様書ならびに業務の履行で疑義が生じた場合、施設管理担当者と打合せし解決すること。

第4章 フルメンテナンス契約作業

第18条 作業全般

1.フルメンテナンス契約

受注者は、共通仕様書7.1.3「用語の定義」の「フルメンテナンス（FM）契約」に基づき、定期的な点検・保守に加え、機器の摩耗・劣化を予測し、昇降機を常に裁量の状態に維持するために経年劣化した部品の取り替えや修理等の予防的な保全（予防保全）を併せて行わなければならない。

特に部品の取り替えでは、エレベータ等が経年劣化を原因とした故障による運用停止が発生しないことを目的とし、事後保全の考えは原則認めない。なお、運行機能、安全性、信頼性に関わらない部分については、施設管理担当者と統括管理責任者が協議により事後保全に合意した場合を除く。

なお、本業務では部品等の計測結果が各種基準（製造者基準も含む。）値を満たさなくなった状態を「事後保全」として取り扱うものとする。

また、受注者が経過観察とし部品交換を含む整備を本業務履行期間内に行わないと判断する場合、その理由と観察方法、整備に着手する判断基準を書面で施設管理者へ提出すること。

2.機器の追加、改造等

受注者が点検作業を履行するために機器の追加や改造等を行う場合、受注者の責任で製造者である三菱電機株式会社またはこれが委任した者（以下、「製造者」という。）の同意を得なければならない。

3.交換材料、交換部品及び使用器具等

受注者が整備で用いる交換材料、交換部品及び使用器具等は、製造者の指定した製品等を使用すること。

なお、これを代替品で対応する場合は、受注者が製造者や特定行政庁（必要がある場合）などの了解を得ると共に、施設管理担当者へ説明し承諾を得なければならない。

第19条 点検

1.点検実施方法

受注者が実施する点検等の方法は、製造者が求めている方法に基づき行うものとし、この方法などは受注者の責により製造者から資料の入手や指導等を受けなければならない。また、業務責任者は全ての作業員がこれに基づき作業することを管理しなければならない。

2.点検項目

点検項目は、付属資料別添-2及び共通仕様書のとおりとするが、受注者は、製造者が求めている点検等内容及び記載されていない設備の機能、構造、安全・信頼性確保において不可欠な一切の作業（汚れや傷等の状態記録、清掃、調整、注油等）を充足しなければならない。

3.ロープ精密検査の実施

受注者は、主ロープについて年1回以上精密検査を実施すること。

専用装置を用いて検査を行う場合は、検査方法及び装置の最新検定結果等を施設管理担当者へ書類を添えて説明し、実施状況は号機毎に装置写真を撮影すること。なお、撮影は専用装置をロープに組み合わせた状況でよいものとする。

また、専用装置を用いずに目視や触診で行う場合は、この検査に適した技能を有する者が作業を担当すること。そして、検査方法を施設管理担当者へ書類を添えて説明し、実施状況は各階停止位置付近の検査実施時刻を記録するとともに、号機毎に時計入りで検査開始時、中間時及び終了時を撮影すること。

4.摩耗や劣化の予測

本業務はフルメンテナンス契約であるため、受注者は予防的な保全を実施するために必要な機器の摩耗や劣化を予測することはもとより、これに必要となる各種作業も受注者が自主的に行わなければならない。

また、機器の摩耗や劣化を予測に必要となる各種規定値などは製造者の規定等を用いることとし、この入手や把握等は受注者の責任において行わなければならない。

5.高稼働点検周期

本業務において、共通仕様書7.2.4「点検共通事項」(d)でいう高稼働の点検周期を適用するエレベータは以下のとおりとする。

- 1)3号機
- 2)4号機
- 3)14号機
- 4)非常用エレベータ1号機
- 5)非常用エレベータ2号機

6.法定検査

法定検査は、昇降機遊戯施設定期検査業務基準書（財団法人日本建築設備・昇降機センター）及び、製造者が提示する昇降機の検査基準及び注意事項等により実施し、検査結果は、建築基準法に基づく様式と人事院様式による報告書の両方を、施設管理担当者へ提出する。

7.各種試験及び調整

受注者は、安全側でエレベータが運用できるよう、各号機の荷重の検出構造などを考慮して荷重試験及び各種調整を行わなければならない。

また、統括管理責任者は乗載荷重に対する警報発生調整の結果を施設管理担当者へ書面で提出すること。

8.起動回数及び起動時間の記録

統括管理責任者は、エレベータ毎の起動回数及び起動時間の1ヶ月実績を点検毎に報告すること。

9.関係者への事前周知

非常用エレベータ1・2号機は、高層棟の荷物等運搬で専用使用するエレベータである。このため、作業日程及び時間帯について、関係者への周知・調整を施設管理担当者が行うことから、統括管理責任者は2週間前までに予定する作業日程及び時間帯を施設管理担当者へ報告すること。

10.付属機器の運用

エレベータカゴ内用ファンは、5月点検時に運転開始、11月点検時に停止する。ただし、非常用エレベータは、12月点検時に停止する。

11.点検内容及び実施時期

設備	点検	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エレベータ	年									○			
	6ヶ月			○									
	3ヶ月						○						○
	1ヶ月	○	○		○	○		○	○		○	○	
	臨時	○											
エスカレータ	年									○			
	6ヶ月			○									
	3ヶ月						○						○
	1ヶ月	○	○		○	○		○	○		○	○	
	臨時	○											

※年1回以上、高機能学習運転を実施すること。

※年1回以上、主ロープはロープテスターによる精密点検を実施すること。

※年点検では、荷重試験調整を実施すること。

第20条 整備

1.部品交換、修理

受注者は、点検などで判明した劣化などに対して、フルメンテナンス契約の範囲については速やかに交換などを実施し、運用停止等を最小限としなければならない。

また、フルメンテナンス契約外の事象については、統括管理責任者は施設管理担当者と速やかに報告し、対応を協議する。

2.計画整備

以下の整備は、本業務の点検に関わらず本業務のフルメンテナンス契約の範囲において必ず実施する。

なお、必須整備項目が未実施の段階で、地震などの影響により同じ整備が必要となった場合は、この整備はフルメンテナンス契約の範囲で実施すること。

なお、受注者がここで示す整備内容に疑義等を生じた場合、受注者において前点検実施業者からの聴取などを行ったうえで施設管理担当者と協議すること。

設備区分	号機	整備内容	備考（実施予定時期）
高層部東エレベータ群	1	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	平成 27 年度
		主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
	2	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	平成 27 年度
		主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
	3	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	平成 27 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
		（この項目は上記の整備内容に含まれる）	
	4	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	平成 27 年度
制御盤内バックアップバッテリー取替		平成 28 年度	
（この項目は上記の整備内容に含まれる）			
高層部西エレベータ群	5	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	平成 27 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度

設備区分	号機	整備内容	備考（実施予定時期）
	6	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	平成 27 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
	7	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	平成 27 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
中層部エレベータ群	8	主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
	9	主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
	10	主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
	11	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
	12	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
	13	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度
14	かご側ローラーガイドシュー取替 インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度	
	主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 制御盤内バックアップバッテリー取替	平成 28 年度	
非常用エレベータ	非常 1	インターホンバッテリーバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成 26 年度
		かご側ガイドシュー取り替え	平成 27 年度

設備区分	号機	整備内容	備考（実施予定時期）
	非常2	主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 制御盤内バックアップバッテリー取替 つり合いおもり側ガイドシュー取替	平成28年度
		インターホンバッテリー取替 停電灯バッテリー取替	平成26年度
		主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 かご側ガイドシュー取り替え	平成27年度
		制御盤内バックアップバッテリー取替 つり合いおもり側ガイドシュー取替	平成28年度
エスカレータ	1	ディスクブレーキ取替	平成26年度
		手摺駆動ローラー取替 手摺加圧ローラー取替	平成27年度
		減速機ギヤ-オイル取替	平成28年度
	2	ディスクブレーキ取替	平成26年度
		手摺駆動ローラー取替 手摺加圧ローラー取替	平成27年度
		減速機ギヤ-オイル取替	平成28年度

第5章 その他整備等作業

第21条 フルメンテナンス外整備等

フルメンテナンス契約外の事象については、以下を実施すること。

平成25年度において、気象庁が発信する緊急地震速報を受信すると、エレベータが地震時管制運転に移行する機能改良を行っている。その際、緊急地震速報を受信するために必要となるインターネット回線を引き込んでいる。それらの運用に必要な契約更新手続き及び回線等利用料金（プロバイダ料金、緊急地震速報配信費用）は受注者の負担とする。

また、施設管理担当者または受注者からの協議によりフルメンテナンス外整備を行う。この整備については契約変更の対象とする。

第6章 提出資料等

第22条 提出資料等の概要

受注者は、以下のとおり書類等を施設管理担当者へ提出する。提出部数は全て2部とし、施設管理担当者受領時に、受注者へ1部返却する。

なお、施設管理担当者へ提出した2)、3)、5)項の資料については、業務完了時にそのまま「業務報告書」とするため、受注者は業務報告書とするためのファイルを用意すること。

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1) 業務計画書 | 業務着手前、共通仕様書による |
| 2) 作業日報 | 作業日毎 |
| 3) 点検整備報告書 | 翌月初頃、平成29年3月分は業務完了時 |
| 4) 出来形確認書類 | 支払い請求毎、ただし業務完了時は不要 |
| 5) 保全履歴総括表 | 3月末頃 |
| 6) 予防保全計画提案書 | 3月末頃 |

第23条 業務計画書

1. 業務計画書の内容

受注者は、業務の実施に先立ち次の内容を網羅した業務計画書を施設管理担当者へ提出する。

- 1) 実施体制

- 2) 実施工程
- 3) 作業方法、実施手順
- 4) 仮設計画
- 5) 安全管理、安全対策
- 6) その他作業に必要な事項

2.提出時期

受注者は当初業務計画書を、施設管理担当者へ平成26年4月1日に提出しなければならない。
なお、この時点では前項1の1)実施体制のうち、緊急事態に備えた体制があれば良い。
そして、これ以外については業務着手前に提出すること。

3.未定事項の対応

業務計画書の提出時期において未定の内容がある場合は、未定の理由と追加提出予定時期を当初提出の業務計画書へ明記すること。

4.業務計画の変更

提出した業務計画書の内容に変更が生じた場合、及び前項の未定内容が決定した場合は速やかに施設管理担当者へ提出すること。

なお、この提出では、改訂履歴及び内容の管理を行うとともに、常に最新の業務計画書を維持するよう工夫すること。

第24条 作業日報

作業当日の作業者、内容、特記事項など記載した日報を、作業終了時に施設管理担当者へ提出し、作業結果などを報告すること。

また、報告時に施設管理担当者から指示された事項は、速やかに対応すること。

なお、臨時点検など諸事情により統括管理責任者が報告できない場合は、代理の者でよい。

第25条 点検整備報告書

作業当該月の作業結果（概要版、詳細報告、履行状況写真、不具合写真など）をとりまとめ、提出と併せて統括管理責任者は施設管理担当者へ詳細な報告や今後の対応方法などの提案、施設管理担当者の疑義に対する説明などを行う。

第26条 出来形確認書類

受注者が業務完了前に支払いを請求する場合、業務の出来形などを発注者で確認するため、発注者は以下の書類について施設管理担当者を通じて提出すること。

- 1) 業務出来形報告
- 2) 業務出来形内訳書

第27条 保全履歴総括表

本業務の点検結果、対応した不具合の内容と原因及び処置、実施した整備内容、運転記録などの保全履歴を、受注者は総括表とりまとめ、施設管理担当者へ提出すること。

書式、内容は施設管理担当者と打ち合わせし決定する。

第28条 予防保全計画提案書

受注者は翌年度以降の予防保全整備計画の提案書を作成し、施設管理担当者へ提出する。

提案にあたっては、本業務での点検結果、設備の運転状況、既設部品・機器の製造時期や劣化状況、過去の整備状況、設備の安全性及び信頼性の観点における優先度、経済性などを総合的に勘案すること。

詳細な提出時期、様式、作成範囲などは統括管理責任者と施設管理担当者で調整し決定する。

第7章 個人情報の取り扱い

第29条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第30条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第31条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第32条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第33条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第34条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第35条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第36条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別添一）を発注者に提出しなければならない。

第37条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第38条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第39条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第8章 その他

第40条 発生材等の処分

作業により発生した発生材等は、受注者の責任において、関係法令に基づき、適正に処分する。

第41条 原形復旧

作業に伴い一時的に取り外す配線や部品等は、受注者の責任において、作業後に原形復旧を行うとともに、原形復旧したことを業務責任者又は業務担当者が検査し、記録に残すこと。

第42条 支払い

本業務の支払いは、下記に示す官署のうち1つが代表して行う場合と、全ての官署が各々の負担割合に応じて行う場合の2通りがある。

この支払い方法と支払い実施官署（全ての官署で支払う場合は負担割合）は、発注者から受注者へ別途通知する。

- a) 関東地方整備局
- b) 関東管区警察局
- c) 北関東防衛局
- d) 東京矯正管区
- e) 関東地方更生保護委員会
- f) 関東農政局
- g) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

別添-1

証明書

業務名：

受注業者：

証明者：

印

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

別添-2 点検対象設備概要

名称	設備内容		
高層部東エレベータ群 (1~4号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
	操作方式	7台群管理方式(1~7号機)	
	定格速度	240m/分	
	積載荷重	1,600Kg	
	扉形式	電動2枚戸中央開き	
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400	
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,700	
	電動機容量	40kW	
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス	
	台数	7台	
	停止階数	1~3号機	1,2,5,6,14~26
		4号機	1,2,3,5,6,14~26
	運行制御	マイコン制御	
高層部西エレベータ群 (5~7号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
	操作方式	7台群管理方式(1~7号機)	
	定格速度	240m/分	
	積載荷重	1,600Kg	
	扉形式	電動2枚戸中央開き	
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400	
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,700	
	電動機容量	40kW	
	管制運転	地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス	
	台数	7台	
	停止階数	1,2,5,6,14~22	
	運行制御	マイコン制御	
	中層部エレベータ群 (8~14号機)	駆動方式	交流可変電圧可変周波数
操作方式		7台群管理方式	
定格速度		180m/分	
積載荷重		1,600Kg	
扉形式		電動2枚戸中央開き	
出入口寸法(W×H)		1,100×2,400	
カゴ寸法(W×D×H)		2,150×1,600×2,500	
電動機容量		40.0kW	
管制運転		地震、火災、停電(自家発)、オートアナウンス	
台数		7台	
停止階数		8~13号機	1,2,5~14
		14号機	1,2,3,5~14
運行制御		マイコン制御	
非常用エレベータ1号機	駆動方式	交流可変電圧可変周波数	
	操作方式	乗合全自動方式	
	定格速度	150m/分	
	積載荷重	2,350Kg	
	扉形式	電動4枚戸中央開き	
	出入口寸法(W×H)	1,800×2,400	
	カゴ寸法(W×D×H)	2,600×1,800×3,000	
	電動機容量	47.0kW	
	管制運転	地震、非常運転	
	台数	1台	
	停止階数	B3F, B1F~PH1F	
	運行制御	マイコン制御	
	監視カメラ	エレベータ専用カメラ CMH112	

名称	設備内容	
非常用エレベータ2号機	駆動方式	交流可変電圧可変周波数
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	150m/分
	積載荷重	1,600Kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法(W×H)	1,100×2,400
	カゴ寸法(W×D×H)	2,150×1,600×2,600
	電動機容量	25.0KW
	管制運転	地震、非常運転
	台数	1台
	停止階数	B3F~2F, 4F~23F
	運行制御	マイコン制御
	監視カメラ	エレベータ専用カメラ CMH112
その他付帯装置等	エレベータ監視盤	2面(防災センター、中央監視室)
	映像録画装置	監視カメラ用 デジタルレコーダー DX-TL608-1611
	車椅子用	4号機、14号機
エスカレータ	台数	2台
	寸法(W×L×H)	1.550(床板1.010)×11.258×6.500
	電動機容量	1,2号機 7.5KW

別添-3 点検項目表

1.エレベータ(ワイヤロープ式)

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
機械室	機械室への通行	機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。		○		
		出入り口扉の施錠の良否を確認する。		○		
	室内環境	室内清掃、室温その他室内環境の良否を点検し、エレベータの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する事。		○		
		手巻きハンドルの設置の有無を点検する。		○		
		エレベータ設備以外の有無を点検する。		○		
	主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤及び信号盤	作動の良否を点検する。		○		
		端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。				○
		次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路				○
		主開閉器の操作及び動作の良否を点検する。			○	
	荷重試験（労基法対象物に限る）	積載荷重の100%の荷重を載せた場合において、異常のないことを確認する。				○
	階床選択器※	スチールテープ等と機械室床の貫通部分とが接触していないことを確認する。	○			
		作動の良否を点検する。	○			
	巻上機	潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。		○		
		歯当りの良否を点検する。				○
		回転時に軸受の音及び振動の異常の有無を点検する。				○
		綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。				○
	電磁ブレーキ	作動の良否を点検する。	○			
		スリップの異常の有無を点検する。		○		
		ブレーキシュー、アーム及びブランジャーの作動の良否を点検する。			○	
	そらせ車	ロープ溝の摩耗の有無及び取付けの良否を点検する。				○
		回転状態の異常の有無を点検する。		○		
	電動機及び電動発電機	運転状態の良否を点検する。	○			
		振動、音及び温度の異常の有無を点検する。		○		
調速機	音及び振動の異常の有無を点検する。		○			
	ロープ溝の摩耗の有無を点検する。				○	
	過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合することを確認する。				○	
機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。（措置不良の場合の修理は対象外）				○	
主索の緩み検出装置※	作動の良否を点検する。				○	
かご速度検出器※	取付状態の良否を点検する。			○		
	正しく機能していることを確認する。			○		
昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。				○	
かご	運行状態	乗り心地、着床段差等の運行状態の良否を点検する。	○			
	かご室の周壁、天井及び床	摩耗、発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。		○		
	かごの戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。			○	
		取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。				○
	かごの戸のスイッチ	取付状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	戸閉め安全装置※	戸の反転動作機能などの作動状態の良否を点検する。	○			
	かごの操作盤及び位置表示灯	作動の良否を点検する。		○		
		取付けの良否を点検する。		○		
	外部への連絡装置	吹出し及び通話の良否を点検する。		○		
照明	球切れ及びちらつきの有無を点検する。		○			

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
	停止スイッチ	作動の良否を点検する。		○		
	注意銘板の表示	用途、積載荷重及び最大定員の表示の適否を点検する。(表示が適当でない場合の交換は対象外)		○		
	停電灯装置※	点灯状態の良否を点検する。		○		
		基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。				○
	各階強制停止装置※	作動の良否を点検する。			○	
	かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用エレベータに限る)との水平距離が規定値内にあることを確認する。(異常がある場合の精密調査及び修理は対象外)				○
	光電装置※	作動の良否を点検する。	○			
	側部救出口※	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。施錠又はスイッチが作動不良の場合は調整する。				○
	専用操作盤(車いす兼用の場合に限る)	取付状態の良否を点検する。		○		
		作動の良否を点検する。		○		
	鏡及び手すり※(車いす兼用の場合に限る)	取付けの良否を点検する。		○		
かごの周囲及び昇降路	かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。		○		
	非常救出口	かご外部からの開閉の良否を点検する。			○	
		救出口スイッチを作動させた場合にエレベータが停止することを確認する。			○	
	戸の開閉装置	戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。				○
		開閉機構の取付けの良否を点検する。				○
		軸受の音及び温度の異常の有無を点検する。				○
	リタイアリングカム※	取付け及び作動の良否並びに摩耗等の劣化の有無を点検する。				○
	かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。				○
	かごつり車及びおもりのつり車※	回転時に、軸受の音及び振動の有無を点検する。				○
		ロープ溝の摩耗の有無を点検する。				○
		取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。				○
	ガイドシュー又はローラーガイド	取付けの良否及び摩耗の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。				○
	主索及び調速機ロープ	破断、摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合しているかを確認する。				○
		取付けの良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。				○
		すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。			○	
	ガイドレール及びブラケット	取付けの良否を点検する。			○	
		さび、変形、摩耗等の有無を点検する。				○
	非常止め装置	取付けの状態の良否を点検する。				○
		非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。				○
	非常止めロープ※	さび、振戻り、変形等の有無及び巻取りの良否を点検する。				○
	はかり装置※	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。				○
	つり合いおもり	取付け状態の良否を点検する。			○	
	上部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	誘導板及びリミットスイッチ	取付けの良否を点検する。				○
	中間つなぎ箱	ケーブルの取付けの良否を点検する。				○
		昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。				○
	着床装置	作動の良否を点検する。				○
	ドアインターロックスイッチ	作動の良否を点検する。			○	
		取付け状態の良否を点検する。			○	
給油器	給油機能の異常の有無を点検する。			○		
	給油の適否を点検する。			○		
ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。			○		

分類	点検項目	点検内容	点検周期				
			1M	3M	6M	1Y	
	ハンガーローラ及び連動ロープ	取付け状態及び作動の良否を点検する。			○		
		ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。			○		
	ドアレール	取付け状態の良否を点検する。			○		
		摩耗及びさびの有無を点検する。			○		
	終端階強制減速装置※	作動の良否を点検する。				○	
	昇降路	各出入り口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。				○	
		エレベータに係る設備以外のものの有無を点検する。(エレベータに係る設備以外のものがある場合の撤去は対象外)			○		
		昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。(亀裂又は損傷がある場合の精密調査は対象外)				○	
		地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない措置が施されていることを確認する。(接触のおそれがある場合の修理は対象外)				○	
	乗場	乗場ボタン及び表示灯	乗場ボタンの作動の良否を点検する。		○		
表示灯の球切れの有無を点検する。				○			
取付け状態の良否を点検する。				○			
非常解錠装置		解錠に支障のないことを確認する。				○	
乗場の戸及び敷居		ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。		○			
		取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。				○	
ハンガーローラ及び連動ロープ	取付け及び作動の良否を点検する。取付け又は作動不良の場合は調整する。			○			
ピット	環境状況	漏水の有無を点検する。(漏水がある場合の精密調査及び修理は対象外)			○		
		汚れ及びエレベータに係る設備以外のものの有無を点検する。(汚れ又はエレベータに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去は対象外)			○		
	緩衝器	取付けの良否を点検する。			○		
		スプリング又はブランジャーのさびの有無を点検する。			○		
		作動油の油量の適否を点検する。油量不足の場合は補充する。(油入式の場合に限る)。				○	
	ガバナロープ用及びその他の張り車	走行中に、音に異常のないことを確認する。		○			
		ロープ溝の摩耗の有無を点検する。				○	
		ピット床面との隙間の適否を点検する。				○	
	移動ケーブル	かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。				○	
		取付け状態の良否及び損傷等の劣化の有無を点検する。				○	
	下部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。				○	
		作動の良否を点検する。			○		
	つり合いロープ(鎖)及び取付け部※	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断等の有無を点検する。				○	
	つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。				○	
	タイダウンセーフティ※	取付けの良否を点検する。				○	
	耐震対策※	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。(接触のおそれがある場合の修理は対象外)				○	
	付加装置	地震時管制運転装置※	動作の良否を点検する。				○
		火災時管制運転装置※	動作の良否を点検する。				○
		自家発管制運転装置※	動作の良否を点検する。				○
停電時自動着床装置※		動作の良否を点検する。				○	
		バッテリー液に不足がないことを確認する。		○			
オートアナウンス装置※		動作の良否を点検する。			○		
故障自動通報システム※	動作の良否を点検する。			○			

※当該装置がある場合に限る。

2.非常用エレベータ等(追加項目)

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
エレベータ	かご呼び戻し装置	非常用運転時は、他のエレベータの影響を受けないことを確認する。				○
	一次及び二次消防運転	非常用運転時は、他のエレベータの影響を受けないことを確認する。				○
	非常標識及び表示灯	表示及び点灯の良否を点検する。				○
	予備電源	異常の有無を点検する。(異常がある場合の精密調査は対象外)				○
	かご上の電気設備		①かご上の電気設備の水除けカバー、水抜孔等の取付けの良否を点検する。			
②電線管、ボックス等の内部の水の有無を点検する。(水がある場合の除去又は精密調査は対象外)						○
ピット内	スイッチ類	最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、消防運転時に確実に切り離されることを確認する。				○
	環境状態	ピット内には、水に浮くものがないことを確認する。		○		
中央監視室	中央監視盤	表示灯の球切れの有無を点検する		○		
		スイッチ作動及び表示灯の点灯の良否を点検する。				○
		呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。異常がある場合は調整する。		○		

※当該装置がある場合に限る。

3.エスカレータ

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
機械室	室内環境	温湿度の良否を点検する。	○			
		漏水の有無を点検する。		○		
	受電盤及び制御盤	各機器の接点の作動の良否を点検する	○			
		次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路				○
	駆動機軸受（減速歯車）	回転時に、音及び振動に異常がないことを確認する。		○		
	電磁ブレーキ	作動の良否を点検する。	○			
		積載荷重を作用させない場合に、上昇時の階段の停止距離が規定値内で作動することを確認する。		○		
	電動機、駆動機及び減速機	油量の適否並びに油漏れ、音及び振動の異常の有無を点検する。		○		
	駆動ベルト※	ベルトの張力の良否を点検する。			○	
	駆動鎖安全スイッチ	作動の良否を点検する。			○	
		取付状態の良否を点検する。				○
	駆動鎖装置	鎖の劣化の有無及び潤滑状況の良否を点検する。			○	
		鎖の張力の良否を点検する。			○	
		切断停止装置のレバーが容易に作動し、安全に運転を停止することを確認する。				○
	踏段鎖安全スイッチ	作動の良否を点検する。				○
取付け状態の良否を点検する。					○	
踏段駆動及び従動装置	損傷等の有無を点検する。				○	
	異常音の有無を点検する。		○			
乗降口	運転状態	起動停止時の衝撃及び運行時の音等の異常の有無を点検する。		○		
	くし	取付け状態の良否及び歯の欠損の有無を点検する。		○		
	くしと階段のかみあい	かみ合いの良否を点検する。		○		
	手すり	汚れ及び損傷の有無を点検する。（汚れのある場合の清掃並びに損傷又は劣化がある場合の修理又は交換は対象外）		○		
		手すりと踏段が同一速度で昇降することを確認する。	○			
		下降運転中、上部乗場で規定の人力で水平方向へ引っ張っても手すりが停止しないことを確認する。				○
	インレットガード	ガードの良否を点検する。（ガード不良の場合は、修理することは対象外）		○		
	非常停止スイッチ	作動の良否を点検する。		○		
	操作スイッチ及び手すり入込み口スイッチ並びに信号装置	作動の良否を点検する。		○		
中間部	内側板（強化ガラス、パネル及びスカートガード）	取付けの良否を点検する。		○		
	踏段ライザー	取付けの良否を点検する。		○		
	踏段鎖	さび、摩耗等の有無及び潤滑の良否を点検する。				○
	踏段異常検出装置	作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。				○
	踏段レール	取付けの良否を点検する。				○
	踏段とスカートガードの隙間	擦過音の有無を点検する。		○		
		踏段相互間及びスカートガードと踏段の隙間が全長にわたって規定値内にあることを確認する。				○
	踏段	踏段面の欠損、音等の異常の有無を並びに走行状態の良否を点検する。（欠損がある場合の修理又は交換は対象外）		○		
		コロのゴムの剥離、亀裂等の有無を点検する。				○
		車椅子用特殊踏段の作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。（当該踏段がある場合に限り）			○	
	駆動輪ゴム※	摩耗の有無を点検する。				○
	手摺り駆動鎖装置	音及び振動の異常の有無を点検する。			○	
鎖のさび等の有無及び潤滑状態の良否を点検する。				○		

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
		鎖の張力の良否を点検する。			○	
	照明	球切れ及びちらつきの有無を点検する。(球切れ又はちらつきがある場合の交換は対象外)		○		
	スカートガード安全装置	作動の良否を点検する。	○			
安全設備等	侵入防止柵、落下防止柵、網及び三角部保護装置	取付け状態の良否を点検する。(取付不良の場合の修理は対象外)				○
	踏段面等の注意標識	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。(汚れがある場合又は表示が明瞭でない場合の清掃又は修理若しくは交換は対象外)				○
	非常停止スイッチ	操作に支障となる障害物がないことを確認する。(障害物がある場合の撤去は対象外)				○
	すべり剤の塗布	すべり効果の有無を点検する。(効果がない場合の塗布は対象外)		○		
	防火シャッター等連動スイッチ	作動の良否を点検する。(作動不良の場合の調整は対象外)				○

※当該装置がある場合に限る。

別添-4 近年の主な履歴

設備区分	号機	年度	主な整備項目	主な故障
高層部東エレベータ群	1	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	主ロープ交換 かご側調速機ロープ交換 つり合いおもり側調速機ロープ交換 ブレーキパット交換 インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
		H24	着床装置取替	・特になし
	2	H22	主ロープ切り詰め 制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・主ロープ地震損傷
		H23	ブレーキパット交換 インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換 主ロープ交換【地震被害】	・特になし
		H24	かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 主ロープ切詰 着床装置取替	・特になし
	3	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・主ロープ地震損傷 ・着床装置が地震後の起動で損傷
		H23	ブレーキパット交換 主ロープ切り詰め インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換 主ロープ交換【地震被害】 着床装置交換【地震別途処置】	・特になし
		H24	かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替	・特になし
	4	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	かご側調速機ロープ交換 つり合いおもり側調速機ロープ交換 ブレーキパット交換 インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・3階扉カバー破損
		H24	着床装置取替 3階扉カバー取替（FM契約外）	・特になし
高層部西エレベータ群	5	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
	6	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	インターホンバックアップ電池交換	・特になし

設備区分	号機	年度	主な整備項目	主な故障
	7	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
中層部エレベータ群	8	H22	主ロープ取替 調速機ロープ取替 制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
		H24	つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	・特になし
	9	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
		H24	つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替	・特になし
	10	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
		H24	つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替 制御盤内冷却ファン取替	・特になし
	11	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
		H24	つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替 着床装置取替	・特になし
	12	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
H24		主ロープ取替 かご側調速機ロープ取替 つり合いおもり側調速機ロープ取替 つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替 着床装置取替	・特になし	
13	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし	
	H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし	
	H24	つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替 着床装置取替	・特になし	
14	H22	制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替	・特になし	

設備区分	号機	年度	主な整備項目	主な故障
			制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	
		H23	主ロープ交換 かご側調速機ロープ交換 つり合いおもり側調速機ロープ交換 ブレーキパット交換 インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
		H24	つり合いおもり側ローラーガイドシュー取替 着床装置取替	・特になし
非常用エレベータ	非常1	H22	インバータ盤内基盤2枚取替 制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・特になし
		H23	主ロープ交換 かご側調速機ロープ交換 インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換	・特になし
		H24	制御盤内#5Cリレー取替 着床装置取替 右側化粧柱固定アングル修理	・扉開閉時に異音、原因は固定金具折損し化粧板と扉が接触
	非常2	H22	コンベンロープ切り詰め 制御盤内#5Xリレー取替 制御盤内コンデンサ取替 制御盤内電源装置取替 制御盤内バックアップ電池取替	・主ロープ地震損傷 ・調速機ロープ地震損傷
		H23	インターホンバックアップ電池交換 停電灯バックアップ電池交換 主ロープ交換【地震被害】 調速機ロープ交換【地震被害】	・ピット内漏水
		H24	制御盤内冷却ファン取替 着床装置取替 ピット内防水（FM契約外）	・特になし
エスカレータ	1	H22	電磁接触器3個取替	・特になし
		H23	第一手摺駆動チェーン取替 第三手摺駆動チェーン取替 第一手摺駆動主軸取替	・特になし
	2	H24	第一手摺駆動主軸取替	・特になし

補足

- ・ここに挙げている内容は主なものであり、全ての記録は掲載していない。
- ・感震による停止復旧は故障に含まない。
- ・H22の地震とは、平成23年3月11日発生の「東北地方太平洋沖地震」。
- ・H23の【地震被害】項目は、「東北地方太平洋沖地震」被災項目の復旧（FM契約外）。
- ・H23の【地震別途処置】項目は、別途補償により復旧。

検査棟他エレベータ点検整備業務 特記仕様書

国土交通省関東地方整備局 総務部

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「検査棟他エレベータ点検整備業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
※建築保全業務共通仕様書…http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm
2. 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか共通仕様書によるものとする。

第2条 業務説明

本業務は、さいたま新都心合同庁舎検査棟と、さいたま新都心合同庁舎2号館地下駐車場などに設置されているエレベータについて、共通仕様書第2編第1節でいう「フルメンテナンス（FM）契約」等による点検整備を行う。

第3条 適用規格等

本業務の履行にあたっては、本業務の目的及び内容を十分理解したうえで、関係法令等を遵守するとともに以下の規格、基準等を適用する。

- 1) 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 2) 建築工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 3) 建築改修工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 4) 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 5) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 6) 建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）
- 7) その他関係基準等

第4条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟

第5条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

第6条 関連業務

受注者は、合同庁舎の運営を円滑かつ適切なものとするため、別途業務と積極的に協調と連携を図ること。以下にさいたま新都心合同庁舎2号館で別途実施する主な業務を示す。

- 1) 保安警備業務
- 2) 機械電気設備運転管理業務
- 3) 受変電設備等点検整備業務
- 4) 防災設備点検整備業務
- 5) 2号館エレベータ等点検整備業務
- 6) 通信設備等点検整備業務

第7条 建物概要(さいたま新都心合同庁舎2号館)

1.高層棟(2号館)

S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階、延床面積101,405.76㎡

2.検査棟(事務棟及び実験棟)

SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、塔屋1階、延床面積32,800.33㎡

3.厚生棟(参考)

RC造一部S造、平屋建、延床面積937.84㎡

第2章 業務概要

第8条 業務概要

本業務は、さいたま新都心合同庁舎検査棟、さいたま新都心合同庁舎2号館地下駐車場などのエレベータについて、建築基準法、労働安全衛生法及びその他関連諸法規に基づく定期点検・検査、臨時点検及び緊急修理、閉じ込め発生時の救出などの緊急対応、保全整備を実施する。

本業務の対象と作業内容などは次のとおり。なお、詳細は各条による。

設備区分	号機	業務内容・数量								備考
		フルメンテナンス契約(第3章関係)							その他整備等 (第4章関係)	
		定期点検				臨時 点検	整備			
		年	6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月		必須			
検査棟乗用エレベータ群	22号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	-	
	23号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	-	
検査棟人荷用エレベータ	24号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	-	
地下駐車場エレベータ群	17号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	-	
	18号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	-	
地下駐車場屋外エレベータ	15号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	-	
	16号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	-	
高層棟人荷用エレベータ	19号機	3回	3回	6回	24回	1式	1式	有	-	

1) 「その他整備等」欄が「- (ハイフン)」となっている号機は、当初契約では予定していないが、何らかの影響で本業務において実施する場合は、変更契約の対象とする。

2) 「フルメンテナンス契約」の「整備」のうち「必須」とは、本業務受注者の点検結果に関わらず、フルメンテナンス契約の範囲で整備を実施するものである。

第9条 業務対象設備説明

本業務の対象となるエレベータについて、近年の主な整備実績や故障などは別添-3に示すとおりである。また、24号機は、平成25年4月23日付建建建行第124号特定行政庁さいたま市長発出「シンドラーエレベータ(株)製に係る安全対策について」に基づく、ブレーキの安全性確保に関する検査を戸開走行保護装置が設置されるまで毎月実施している。戸開走行保護装置は平成25年度中に設置予定である。

なお、本業務の対象エレベータ全号機は、戸開走行保護装置を未実装であるなど建築基準法において既存不適格となっている。

第3章 共通事項

第10条 業務責任者

1.業務責任者の選任と通知

- 1) 受注者は、契約締結後すみやかに業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2) 業務責任者は、競争入札への参加にあたり受注者が発注者へ提出した、「競争参加資格確認申請書」に記載した「業務責任者」から選任すること。
- 3) 業務責任者の変更は原則認めない。ただし、業務責任者の死亡など変更せざるをえない場合は、受注者は業務責任者の条件を満たす者へ速やかに変更しなければならない。
この場合、後任業務責任者は、「さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟施設管理・運営業務民間競争入札実施要項」に記載されている「業務責任者の条件」を満たす者でなければならない。

2.業務責任者の兼務

業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

3.業務責任者の職務等

業務責任者は、業務の履行計画と履行管理、業務対象の状態・状況の把握、適切な対処方法の立案、総括管理責任者との調整・報告、作業員への適切な指示・指導を行わなければならない。
また、本業務の検査は総括管理責任者が臨場して受検することを原則とする。

4.名札の着用

業務責任者は、履行場所内（建物外の敷地も含む）において、業務名、業務期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った以下の名札を着用すること。

業務責任者	
	氏名
写真	業務名：〇〇点検業務
	履行期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者：〇〇株式会社

※用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

※所属会社の社印とする。

5.館内専用PHSの携行

作業の実施にあたり、業務責任者は合同庁舎管理室から館内専用PHSの貸与を必ず受け、携行しなければならない。

また、やむを得ず業務責任者が本業務の作業に従事できない場合、業務担当者のなかから責任者代行を定め、責任者代行が携行すること。

第11条 業務担当者等

1.業務担当者の選任

受注者は、業務の実施に先だって、業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿の写を施設管理担当者へ提出し、変更が生じた場合も同様とする。

2.業務担当者の服装と名札の着用

業務担当者は、社名及び氏名が明記されている業務責任者に準じた名札を着用すること。

3.身分証明書の携行

当庁舎への入館にあたり、身分確認を行う場合があるため、受注者は全ての作業従事者に社員証を必ず携行させること。

4.通行証(合同庁舎業者専用)の使用

当庁舎内での作業に伴う通行のため、作業日毎に全ての作業従事者は当庁舎防災センターから通行証(合同庁舎業者専用)の貸与を受け、適切に使用すること。貸与を受けない者の入館は一切認めない。

また、作業終了後には必ず防災センターへ返納すること。

なお、通行証(合同庁舎業者専用)は受注者が施設管理担当者へ事前に作業届を提出することで貸与する。

第12条 負担の範囲

1.フルメンテナンス契約の範囲

フルメンテナンス契約の範囲は、受注者が全てを負担する。

2.その他

- 1) フルメンテナンス契約外の範囲は、特記仕様書に記載された内容について受注者が負担する。
- 2) フルメンテナンス契約の範囲に関わらず、履行場所における業務実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、発注者の負担とする。
- 3) 点検に必要な工具(専用工具を含む)、計測機器等(専用機器等を含む)は受注者が負担する。
- 4) 保守に必要な消耗品又は材料、油脂等は受注者の負担とする。
- 5) 業務の履行に関わる検査に関わる一切は受注者の負担とする。
- 6) 受注者の不注意により生じた作業の手戻り(やり直し)、損傷などの復旧費用。
- 7) 本業務履行開始直前までの点検を行っていた業者からの引き継ぎに関わる一切は、受注者の負担とする。
- 8) 本業務の適正な履行に必要な製造者の協力に関わる一切は、受注者の負担とする。
- 9) エレベータの日常管理に携わる者などに対する各種訓練指導の一切は、受注者の負担とする。ただし、各種訓練指導は、受注者が一般的に用いる機材等や業務担当者などで対応できる範囲の内容とする。

第13条 作業実施日など

受注者が本業務を履行場所で作業を行う実施日などは以下のとおりとする。

- 1) 点検作業は、平日昼間とする。平日昼間とは、土日祝日及び年末年始(12月28日から1月3日まで)を除く日の、8:30から18:00までとする。
- 2) 臨時点検は、施設管理担当者から連絡を受けた当日とする。この時、総括管理責任者は施設管理担当者と緊密に連絡をとること。
- 3) 整備は、平日昼間を基本とするが、通常の庁舎利用に対する影響や作業の安全対策などからこれ以外で実施する場合、概ね2週間前までに施設管理担当者で調整し日程を決定すること。

第14条 作業上の注意

1.当事者事故の防止

受注者は、受注者の責任で作業員の安全管理に万全な態勢をもって作業にあたること。

2.設備状態等引き継ぎ

受注者は、前受注者からこれまでの点検状況、整備状況、経過観察項目など、本業務で適切な点検整備を行うために必要不可欠な設備の状態に関する内容を、自らの責任で引き継ぎ、継続性のある点検を実施しなければならない。

また、次の受注者へ同様に引き継ぐこと。

3.作業に伴う第三者の事故及び迷惑防止

受注者は、合同庁舎利用者など第三者に対して、万全の安全管理で作業にあたること。

また、作業方法について合同庁舎利用者を生じる支障を最小限とするよう配慮すること。

そして、建物、設備などを損傷しないよう作業、資機材の運搬などで細心の注意を払うこと。

4.実施体制

受注者は、十分な経験技術を有する者を本業務の作業に従事させなければならない。

また、緊急時において、施設管理担当者をはじめとする発注者ならびに関連業務担当者などと綿密な連絡が行えるようにしておくとともに、概ね徒歩で1時間以内に作業員が現地へ到着することを目標とした体制を整えておかななければならない。

なお、本業務に従事する全ての者は、合同庁舎管理規則を遵守すること。

5.作業実施に必要な手続き

さいたま新都心合同庁舎2号館はセキュリティゲート、電子錠などが稼働しているため、入館手続きを行わないと作業着手はできないため、業務責任者は全作業員へ入館方法などを周知・教育すること。

また、さいたま新都心合同庁舎2号館において作業を行う場合、事前の手続きが必要である。

このため、受注者は手続き方法、書式などを施設管理担当者へ確認するとともに、必要書類などを施設管理担当者へ提出すること。

一般的な提出書類は次のとおり。

- ・作業届
- ・サービスヤード利用届（トラックなどで資機材を搬出入する場合）
- ・地上駐車場利用届（通常は利用を認めない）
- ・休日出勤者届（平日以外で作業を行う場合）
- ・地下駐車場利用届（平日以外で地下駐車場を利用する場合）

6.損害賠償及び紛争解決

受注者の作業において、合同庁舎利用者など第三者に損害を与え、または紛争を生じたときは、受注者の責任で損害を賠償し、または紛争を解決すること。

第15条 臨場

1.関係機関の立ち入り臨場

関係機関の立ち入り調査等があり、施設管理担当者が総括管理責任者へ受注者の立会を求めた場合、受注者はこれに積極的に協力しなければならない。

2.整備作業の終了後臨場

整備作業毎に、作業終了時に施設管理担当者と総括管理責任者及び業務責任者が臨場で目視及び試運転などで検査を行う。

なお、平日昼間以外で整備を行った場合は、施設管理担当者と総括管理責任者が日程を調整し検査日を決定する。

第16条 業務の再委託

1.再委託の基本事項

受注者は、本業務を再委託しようとする場合、発注者の承諾を得なければならない。

これは、事前に施設管理担当者へ「再委託承諾申請書」を提出すること。

そして、再委託の規模、内容、再委託先企業等から、本業務の履行に関する品質、信頼性の確保に疑問が生じ施設管理担当者から受注者が説明を求められた場合、受注者は速やかに対応しなければならない。

さらに、受注者による説明の結果、発注者が不承諾の場合、受注者は速やかに内容の見直しを行い、承諾の再申請を行わなければならない。

なお、再委託承諾申請の不承諾に伴う一切について、本業務の契約変更はしない。

3.再委託の例外事項

業務範囲に故障が発生し、受注者による緊急の処置が必要と施設管理担当者が行責任者へ処置の指示を行い、この一部を受注者が再委託しようとする場合は、前項2に定める「再委託承諾申請書」の提出は不要とする。

ただし、受注者は前項2を満たす再委託者を選定すること。

第17条 疑義

受注者は、本特記仕様書ならびに業務の履行で疑義が生じた場合、施設管理担当者と打合せし解決すること。

第4章 フルメンテナンス契約作業

第18条 作業全般

1.フルメンテナンス契約

受注者は、共通仕様書7.1.3「用語の定義」の「フルメンテナンス（FM）契約」に基づき、定期的な点検・保守に加え、機器の摩耗・劣化を予測し、昇降機を常に裁量の状態に維持するために経年劣化した部品の取り替えや修理等の予防的な保全（予防保全）を併せて行わなければならない。

特に部品の取り替えでは、エレベータ等が経年劣化を原因とした故障による運用停止が発生しないことを目的とし、事後保全の考えは原則認めない。なお、運行機能、安全性、信頼性に関わらない部分については、施設管理担当者と総括管理責任者が協議により事後保全に合意した場合を除く。

なお、本業務では部品等の計測結果が各種基準（製造者基準も含む。）値を満たさなくなった状態を「事後保全」として取り扱うものとする。

また、受注者が経過観察とし部品交換を含む整備を本業務履行期間内に行わないと判断する場合、その理由と観察方法、整備に着手する判断基準を書面で施設管理者へ提出すること。

2.機器の追加、改造等

受注者が点検作業を履行するために機器の追加や改造等を行う場合、受注者の責任で製造者であるシンドラエレベータ株式会社またはこれが委任した者（以下、「製造者」という。）の同意を得なければならない。

3.交換材料、交換部品及び使用器具等

受注者が整備で用いる交換材料、交換部品及び使用器具等は、製造者の指定した製品等を使用すること。なお、これを代替品で対応する場合は、受注者が製造者や特定行政庁（必要がある場合）などの了解を得ると共に、施設管理担当者へ説明し承諾を得なければならない。

第19条 点検

1.点検実施方法

受注者が実施する点検等の方法は、製造者が求めている方法に基づき行うものとし、この方法などは受注者の責により製造者から資料の入手や指導等を受けなければならない。また、業務責任者は全ての作業員がこれに基づき作業することを管理しなければならない。

2.点検項目

点検項目は、付属資料別添-2及び共通仕様書のとおりとするが、受注者は、製造者が求めている点検等内容及び記載されていない設備の機能、構造、安全・信頼性確保において不可欠な一切の作業（汚れや傷等の状態記録、清掃、調整、注油等）を充足しなければならない。

3.ロープ精密検査の実施

受注者は、主ロープについて年1回以上精密検査を実施すること。

専用装置を用いて検査を行う場合は、検査方法及び装置の最新検定結果等を施設管理担当者へ書類を添えて説明し、実施状況は号機毎に装置写真を撮影すること。なお、撮影は専用装置をロープに組み合わせた状況でよいものとする。

また、専用装置を用いずに目視や触診で行う場合は、この検査に適した技能を有する者が作業を担当すること。そして、検査方法を施設管理担当者へ書類を添えて説明し、実施状況は各階停止位置付近の検査実施時刻を記録するとともに、号機毎に時計入りで検査開始時、中間時及び終了時を撮影すること。

4.摩耗や劣化の予測

本業務はフルメンテナンス契約であるため、受注者は予防的な保全を実施するために必要な機器の摩耗や劣化を予測することはもとより、これに必要となる各種作業も受注者が自主的に行わなければならない。また、機器の摩耗や劣化を予測に必要となる各種規定値などは製造者の規定等を用いることとし、この入手や把握等は受注者の責任において行わなければならない。

5.高稼働点検周期

本業務において、共通仕様書7.2.4「点検共通事項」(d)でいう高稼働の点検周期を適用するエレベータはない。

6.法定検査

法定検査は、昇降機遊戯施設定期検査業務基準書（財団法人日本建築設備・昇降機センター）及び、製造者が提示する昇降機の検査基準及び注意事項等により実施し、検査結果は、建築基準法に基づく様式と人事院様式による報告書の両方を、施設管理担当者へ提出する。

7.各種試験及び調整

受注者は、安全側でエレベータが運用できるよう、各号機の荷重の検出構造などを考慮して荷重試験及び各種調整を行わなければならない。

8.起動回数及び起動時間の記録

総括管理責任者は、エレベータ毎の起動回数及び起動時間の1ヶ月実績を点検毎に報告すること。

9.付属機器の運用

エレベータかご内用ファンは、5月点検時に運転開始、11月点検時に停止する。

10.点検内容及び実施時期

設備	点検	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エレベータ	年									○			
	6ヶ月			○									
	3ヶ月						○						○
	1ヶ月	○	○		○	○		○	○		○	○	
	臨時	○											

第20条 整備

1.部品交換、修理

受注者は、点検などで判明した劣化などに対して、フルメンテナンス契約の範囲については速やかに交換などを実施し、運用停止等を最小限としなければならない。

また、フルメンテナンス契約外の事象については、総括管理責任者は施設管理担当者と速やかに報告し、対応を協議する。

2.計画整備

以下の整備は、本業務の点検に関わらず本業務のフルメンテナンス契約の範囲において必ず実施する。

なお、必須整備項目が未実施の段階で、地震などの影響により同じ整備が必要となった場合は、この整備はフルメンテナンス契約の範囲で実施すること。

なお、受注者がここで示す整備内容に疑義等を生じた場合、受注者において前点検実施業者からの聴取などを行ったうえで施設管理担当者と協議すること。

第5章 その他整備等作業

第21条 フルメンテナンス外整備

フルメンテナンス契約外の事象については、当初は見込んでいない。施設管理担当者からの協議または受注者からの協議によりフルメンテナンス外整備を行う。この整備については契約変更の対象とする。

第6章 提出資料等

第22条 提出資料等の概要

受注者は、以下のとおり書類等を施設管理担当者へ提出する。提出部数は全て2部とし、施設管理担当者受領時に、受注者へ1部返却する。

なお、施設管理担当者へ提出した2)、3)、5)項の資料については、業務完了時にそのまま「業務報告書」とするため、受注者は業務報告書とするためのファイルを用意すること。

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1) 業務計画書 | 業務着手前、共通仕様書による |
| 2) 作業日報 | 作業日毎 |
| 3) 点検整備報告書 | 翌月初頃、ただし平成29年3月分は業務完了時 |
| 4) 出来形確認書類 | 支払い請求毎、ただし業務完了時は不要 |
| 5) 保全履歴総括表 | 3月末頃 |
| 6) 予防保全計画提案書 | 3月末頃 |

第23条 業務計画書

1.業務計画書の内容

受注者は、業務の実施に先立ち次の内容を網羅した業務計画書を施設管理担当者に提出する。

- 1) 実施体制
- 2) 実施工程
- 3) 作業方法、実施手順
- 4) 仮設計画
- 5) 安全管理、安全対策
- 6) その他作業に必要な事項

2.提出時期

受注者は当初業務計画書を、施設管理担当者へ平成26年4月1日に提出しなければならない。

なお、この時点では前項1の1)実施体制のうち、緊急事態に備えた体制があれば良い。

そして、これ以外については業務着手前に提出すること。

3.未定事項の対応

業務計画書の提出時期において未定の内容がある場合は、未定の理由と追加提出予定時期を当初提出の業務計画書へ明記すること。

4.業務計画の変更

提出した業務計画書の内容に変更が生じた場合、及び前項の未定内容が決定した場合は速やかに施設管理担当者へ提出すること。

なお、この提出では、改訂履歴及び内容の管理を行うとともに、常に最新の業務計画書を維持するよう工夫すること。

第24条 作業日報

作業当日の作業者、内容、特記事項など記載した日報を、作業終了時に施設管理担当者へ提出し、作業結果などを報告すること。

また、報告時に施設管理担当者から指示された事項は、速やかに対応すること。

なお、臨時点検など諸事情により総括管理責任者が報告できない場合は、代理の者でよい。

第25条 点検整備報告書

作業当該月の作業結果（概要版、詳細報告、履行状況写真、不具合写真など）をとりまとめ、提出と併せて総括管理責任者は施設管理担当者へ詳細な報告や今後の対応方法などの提案、施設管理担当者の疑義に対する説明などを行う。

第26条 出来形確認書類

受注者が業務完了前に支払いを請求する場合、業務の出来形などを発注者で確認するため、発注者は以下の書類について施設管理担当者を通じて提出すること。

なお、完了払いの場合は提出不要である。

- 1) 業務出来形報告
- 2) 業務出来形内訳書

第27条 保全履歴総括表

本業務の点検結果、対応した不具合の内容と原因及び処置、実施した整備内容、運転記録などの保全履歴を、受注者は総括表とりまとめ、施設管理担当者へ提出すること。

書式、内容は施設管理担当者と打ち合わせし決定する。

第28条 予防保全計画提案書

受注者は翌年度以降の予防保全整備計画の提案書を作成し、施設管理担当者へ提出する。

提案にあたっては、本業務での点検結果、設備の運転状況、既設部品・機器の製造時期や劣化状況、過去の整備状況、設備の安全性及び信頼性の観点における優先度、経済性などを総合的に勘案すること。

詳細な提出時期、様式、作成範囲などは総括管理責任者と施設管理担当者で調整し決定する。

第6章 個人情報の取り扱い

第29条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第30条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第31条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第32条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第33条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第34条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第35条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第36条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別添一）を発注者に提出しなければならない。

第37条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第38条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第39条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第7章 その他

第40条 発生材等の処分

作業により発生した発生材等は、受注者の責任において、関係法令に基づき、適正に処分する。

第41条 原形復旧

作業に伴い一時的に取り外す配線や部品等は、受注者の責任において、作業後に原形復旧を行うとともに、原形復旧したことを業務責任者又は業務担当者が検査し、記録に残すこと。

第42条 支払い

本業務の支払いは、下記に示す官署のうち1つが代表して行う場合と、全ての官署が各々の負担割合に応じて行う場合の2通りがある。

この支払い方法と支払い実施官署（全ての官署で支払う場合は負担割合）は、発注者から受注者へ別途通知する。

- a) 関東地方整備局
- b) 関東管区警察局
- c) 北関東防衛局
- d) 東京矯正管区
- e) 関東地方更生保護委員会
- f) 関東農政局
- g) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

別添-1

証明書

業務名：

受注業者：

証明者：

印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

別添-2 点検対象設備概要

名称	設備内容	
検査棟乗用エレベータ群 (22, 23号機)	駆動方式	交流可変電圧、可変周波数
	操作方式	群乗合全自動方式
	定格速度	90m/分
	積載荷重	1,000kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法	W900×H2, 100
	かご寸法	W1,600×D1, 500×H2, 300
	電動機容量	11.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（自家発）、オートアナウンス
	停止階数	1F～7F
	運行制御	マイコン制御
検査棟人荷用エレベータ (24号機)	駆動方式	交流可変電圧、可変周波数
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	90m/分
	積載荷重	1,600kg
	扉形式	電動3枚戸片開き
	出入口寸法	W1,450×H2, 200
	かご寸法	W1,740×D1, 970×H3, 000
	電動機容量	18.5kW
	管制運転	地震、火災、停電（自家発）、オートアナウンス
	停止階数	B3F～7F
	運行制御	マイコン制御
地下駐車場乗用エレベータ群 (17号機、18号機)	駆動方式	油圧バックプランジャ方式
	操作方式	群乗合全自動方式
	定格速度	45m/分
	積載荷重	900Kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法	W900×H 2, 100
	かご寸法	W1,400×D1, 350×H2, 300
	電動機容量	30.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（バッテリー）、オートアナウンス
	停止階数	B3F～2F
	運行制御	リレー制御
地下駐車場屋外乗用エレベータ (15、16号機)	駆動方式	油圧サイドプランジャ方式
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	45m/分
	積載荷重	850Kg
	扉形式	電動2枚戸中央開き
	出入口寸法	W900×H 2, 100
	かご寸法	W1,400×D1, 500×H2, 300
	電動機容量	37.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（バッテリー）、オートアナウンス
	停止階数	3F～2F
	運行制御	リレー制御
高層棟厨房乗用エレベータ (19号機)	駆動方式	油圧バックプランジャ方式
	操作方式	乗合全自動方式
	定格速度	45m/分
	積載荷重	450Kg
	扉形式	電動2枚戸片開き
	出入口寸法	W900×H2, 000
かご寸法	W1,050×D1, 150×H2, 300	

名称	設備内容	
	電動機容量	11.0kW
	管制運転	地震、火災、停電（バッテリー）、オートアナウンス
	停止階数	B1F～1F
	運行制御	リレー制御
その他付帯装置等	エレベータ監	2面（防災センター、中央監視室）
	視盤	※ただし、監視盤側のエレベータ信号入出力点まで
	車椅子用	15、16、17、23号機

別添-3 点検項目表

1.エレベータ(ワイヤロープ式)

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
機械室	機械室への通行	機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。		○		
		出入り口扉の施錠の良否を確認する。		○		
	室内環境	室内清掃、室温その他室内環境の良否を点検し、エレベータの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する事。		○		
		手巻きハンドルの設置の有無を点検する。		○		
		エレベータ設備以外の有無を点検する。		○		
	主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤及び信号盤	作動の良否を点検する。		○		
		端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。				○
		次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路				○
		主開閉器の操作及び動作の良否を点検する。			○	
	荷重試験(労基法対象物に限る)	積載荷重の100%の荷重を載せた場合において、異常のないことを確認する。				○
	階床選択器※	スチールテープ等と機械室床の貫通部分とが接触していないことを確認する。	○			
		作動の良否を点検する。	○			
	巻上機	潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。		○		
		歯当りの良否を点検する。				○
		回転時に軸受の音及び振動の異常の有無を点検する。				○
		綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。				○
	電磁ブレーキ	作動の良否を点検する。	○			
		スリップの異常の有無を点検する。		○		
		ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。			○	
	そらせ車	ロープ溝の摩耗の有無及び取付けの良否を点検する。				○
回転状態の異常の有無を点検する。			○			
電動機及び電動発電機	運転状態の良否を点検する。	○				
	振動、音及び温度の異常の有無を点検する。		○			
調速機	音及び振動の異常の有無を点検する。		○			
	ロープ溝の摩耗の有無を点検する。				○	
	過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合することを確認する。				○	
機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。 (措置不良の場合の修理は対象外)				○	
主索の緩み検出装置※	作動の良否を点検する。				○	
かご速度検出器※	取付状態の良否を点検する。			○		
	正しく機能していることを確認する。			○		
昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。				○	
かご	運行状態	乗り心地、着床段差等の運行状態の良否を点検する。	○			
	かご室の周壁、天井及び床	摩耗、発錆、腐食等の劣化の有無を点検する。		○		
	かごの戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。			○	

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
	かごの戸のスイッチ	取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。				○
		取付状態の良否を点検する。			○	
	戸閉め安全装置※	作動の良否を点検する。			○	
		戸の反転動作機能などの作動状態の良否を点検する。			○	
	かごの操作盤及び位置表示灯	作動の良否を点検する。		○		
		取付けの良否を点検する。		○		
	外部への連絡装置	吹出し及び通話の良否を点検する。		○		
	照明	球切れ及びちらつきの有無を点検する。		○		
	停止スイッチ	作動の良否を点検する。		○		
	注意銘板の表示	用途、積載荷重及び最大定員の表示の適否を点検する。(表示が適当でない場合の交換は対象外)		○		
	停電灯装置※	点灯状態の良否を点検する。		○		
		基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。				○
	各階強制停止装置※	作動の良否を点検する。			○	
	かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用エレベータに限る)との水平距離が規定値内にあることを確認する。(異常がある場合の精密調査及び修理は対象外)				○
	光電装置※	作動の良否を点検する。	○			
	側部救出口※	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。施錠又はスイッチが作動不良の場合は調整する。				○
	専用操作盤(車いす兼用の場合に限る)	取付状態の良否を点検する。		○		
作動の良否を点検する。			○			
鏡及び手すり※(車いす兼用の場合に限る)	取付けの良否を点検する。		○			
かごの周囲及び昇降路	かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。		○		
	非常救出口	かご外部からの開閉の良否を点検する。			○	
		救出口スイッチを作動させた場合にエレベータが停止することを確認する。			○	
	戸の開閉装置	戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。	○			
		開閉機構の取付けの良否を点検する。				○
		軸受の音及び温度の異常の有無を点検する。				○
	リタイアリングカム※	取付け及び作動の良否並びに摩耗等の劣化の有無を点検する。			○	
	かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。			○	
	かごつり車及びおもりのつり車※	回転時に、軸受の音及び振動の有無を点検する。				○
		ロープ溝の摩耗の有無を点検する。				○
		取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。				○
	ガイドシュー又はローラーガイド	取付けの良否及び摩耗の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。				○
	主索及び調速機ロープ	破断、摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。	屋外			○
		取付けの良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。取付け不良の場合は調整する。	屋外			○
		すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。			○	
ガイドレール及びブラケット	取付けの良否を点検する。			○		
	さび、変形、摩耗等の有無を点検する。				○	
非常止め装置	取付けの状態の良否を点検する。				○	
	非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。				○	
非常止めロープ※	さび、振戻り、変形等の有無及び巻取りの良否を点検する。				○	

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
	はかり装置※	作動した場合に警報を発生し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。				○
	つり合いおもり	取付け状態の良否を点検する。			○	
	上部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。			○	
		作動の良否を点検する。			○	
	誘導板及びリミットスイッチ	取付けの良否を点検する。				○
	中間つなぎ箱	ケーブルの取付けの良否を点検する。				○
		昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。				○
	着床装置	作動の良否を点検する。				○
	ドアインターロックスイッチ	作動の良否を点検する。			○	
		取付け状態の良否を点検する。			○	
	給油器	給油機能の異常の有無を点検する。			○	
		給油の適否を点検する。			○	
	ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。			○	
	ハンガーローラ及び連動ロープ	取付け状態及び作動の良否を点検する。			○	
		ハンガーのおどり止め状態が適切であることを確認する。			○	
ドアレール	取付け状態の良否を点検する。			○		
	摩耗及びさびの有無を点検する。			○		
終端階強制減速装置※	作動の良否を点検する。				○	
昇降路	各出入り口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。				○	
	エレベータに係る設備以外のものの有無を点検する。(エレベータに係る設備以外のものがある場合の撤去は対象外)			○		
	昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。(亀裂又は損傷がある場合の精密調査は対象外)				○	
	地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない措置が施されていることを確認する。(接触のおそれがある場合の修理は対象外)				○	
乗場	乗場ボタン及び表示灯	乗場ボタンの作動の良否を点検する。		○		
		表示灯の球切れの有無を点検する。		○		
		取付け状態の良否を点検する。		○		
	非常解錠装置	解錠に支障のないことを確認する。			○	
	乗場の戸及び敷居	ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。		○		
取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。				○		
ハンガーローラ及び連動ロープ	取付け及び作動の良否を点検する。取付け又は作動不良の場合は調整する。			○		
ピット	環境状況	漏水の有無を点検する。(漏水がある場合の精密調査及び修理は対象外)			○	
		汚れ及びエレベータに係る設備以外のものの有無を点検する。(汚れ又はエレベータに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去は対象外)			○	
	緩衝器	取付けの良否を点検する。			○	
		スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。			○	
		作動油の油量の適否を点検する。油量不足の場合は補充する。(油入式の場合に限る)。			○	
	ガバナロープ用及びその他の張り車	走行中に、音に異常のないことを確認する。		○		
		ロープ溝の摩耗の有無を点検する。			○	
ピット床面との隙間の適否を点検する。				○		
移動ケーブル	かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認す				○	

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
		る。				
		取付け状態の良否及び損傷等の劣化の有無を点検する。				○
	下部ファイナルリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。				○
		作動の良否を点検する。			○	
	つり合いロープ（鎖）及び取付け部※	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断等の有無を点検する。				○
	つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。				○
	タイダウンセーフティ※	取付けの良否を点検する。				○
	耐震対策※	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。 （接触のおそれがある場合の修理は対象外）				○
付加装置	地震時管制運転装置※	動作の良否を点検する。				○
	火災時管制運転装置※	動作の良否を点検する。				○
	自家発管制運転装置※	動作の良否を点検する。				○
	停電時自動着床装置※	動作の良否を点検する。 バッテリー液に不足がないことを確認する。		○		
	オートアナウンス装置※	動作の良否を点検する。			○	
	故障自動通報システム※	動作の良否を点検する。			○	
	戸開走行保護装置※	戸開走行保護装置（UCMP）の点検をする。				○

【凡例】

※：当該装置がある場合に限る。

屋外：屋外設置のエレベータが対象。

2.油圧エレベータ(追加項目)

分類	点検項目	点検内容	点検周期			
			1M	3M	6M	1Y
機械室	消火器等	出入り口付近に消火器又は消火砂が設けられていることを確認する。				○
		火気厳禁の表示の有無を確認する。(表示が適当でない場合の交換は対象外)				○
パワーユニット	圧力計	指示値が正常であることを確認する。	○			
	ポンプ	油漏れ及び音、振動等の異常の有無を点検する。		○		
	駆動ベルト	ベルトの張力の良否を点検する。			○	
	油圧タンク(作動油)	油量の適否及び油漏れの有無を点検する。		○		
		油の汚れの有無及び油温の適否を点検する。(汚れが著しい場合の交換は対象外)				○
		タンクの取付け状態の良否を点検する。				○
	安全弁	作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。				○
	圧力配管	①油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。				○
		②圧力配管の固定状態を点検する。				○
	高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。		○		
空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することを確認する。				○	
かご	床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。		○		
かごの周囲及び昇降路	油圧ジャッキ	取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の有無を点検する。				○
	プランジャー頂部綱車及び離脱防止装置	作動の良否を点検する。				○
		綱車のひび割れ、摩耗及び走行中の音の異常の有無を点検する。 かごを最上部より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部隙間が規定値以上であることを確認する。				○
	頂部安全距離用リミットスイッチ	作動させた場合に頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。		○		
	調速機	音及び振動の異常の有無を点検する。		○		
ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合することを確認する。					○	
ピット	かごと緩衝器との距離(自動車運搬用を除く)	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準値内であることを確認する。				○
	油圧シリンダ	取付状態の良否及び亀裂の有無を点検する。				○
	そらせ車	回転時に軸受けの音及び振動の異常の有無を点検する。			○	
		ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 取付状態の良否及び亀裂の有無を点検する。				○

別添-4 近年の主な履歴

設備区分	号機	実施年度	主な整備内容	主な故障	
検査棟乗用エレベータ群	22	H23	扉制御(開閉用)リレー#21、22 交換 給油器 1/4 個交換	・特になし	
		H24	停電灯バッテリー交換 インターホンバッテリー交換	・特になし	
	23	H23	扉制御(開閉用)リレー#21、22 交換 給油器 1/4 個交換	・特になし	
		H24	停電灯バッテリー交換 インターホンバッテリー交換	・特になし	
検査棟人荷用エレベータ	24	H23	扉制御(開閉用)リレー#21、22 交換 給油器 1/4 個交換	・特になし	
		H24	停電灯バッテリー交換 インターホンバッテリー交換 調速機ロープ交換	・特になし	
地下駐車場エレベータ群	17	H23	扉制御(開閉用)リレー#21、22 交換 シーケンサ用バッテリー交換	・特になし	
		H24	停電灯バッテリー交換 インターホンバッテリー交換 停電着床 (UPS) 装置内バッテリー交換	・特になし	
		H23	扉制御(開閉用)リレー#21、22 交換 シーケンサ用バッテリー交換	・特になし	
	18	H24	停電灯バッテリー交換 インターホンバッテリー交換 停電着床 (UPS) 装置内バッテリー交換	・特になし	
地下駐車場屋外エレベータ	15	H23	扉制御(開閉用)リレー#21、22 交換 シーケンサ用バッテリー交換 調速機ロープ交換	・特になし	
		H24	停電灯バッテリー交換 インターホンバッテリー交換 停電着床 (UPS) 装置内バッテリー交換	・特になし	
	16	H23	扉制御(開閉用)リレー#22 交換 シーケンサ用バッテリー交換 調速機ロープ交換	・特になし	
		H24	停電灯バッテリー交換 インターホンバッテリー交換 停電着床 (UPS) 装置内バッテリー交換 主ロープ (φ12×3 本) 交換	・特になし	
	高層棟人荷物用エレベータ	19	H23	扉制御(開閉用)リレー#21、22 交換 シーケンサ用バッテリー交換	・特になし
			H24	停電灯バッテリー交換 インターホンバッテリー交換 停電着床 (UPS) 装置内バッテリー交換	・特になし

補足

- ・ここに挙げている内容は主なものであり、全ての記録は掲載していない。
- ・感震による停止復旧は故障に含まない。

防災設備点検整備業務

特記仕様書

国土交通省関東地方整備局 総務部

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「防災設備点検整備業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

※建築保全業務共通仕様書…http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm

2. 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか共通仕様書によるものとする。

第2条 業務説明

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館（高層棟・検査棟・厚生棟）に設置している、防災設備について点検整備を行う。

第3条 適用規格等

本業務の履行にあたっては、本業務の目的及び内容を十分理解したうえで、関係法令等を遵守するとともに以下の規格、基準等を適用する。

- 1) 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 2) 建築工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 3) 建築改修工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 4) 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 5) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 6) 建築設備設計基準（国土交通大臣官庁営繕部）
- 7) その他関係基準等

第4条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟

第5条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

第6条 関連業務

受注者は、合同庁舎の運営を円滑かつ適切なものとするため、別途業務と積極的に協調と連携を図ること。以下にさいたま新都心合同庁舎2号館で別途実施する主な業務を示す。

- 1) 保安警備業務
- 2) 機械電気設備運転管理業務
- 3) 受変電設備等点検整備業務
- 4) 通信設備等点検整備業務
- 5) 2号館エレベータ等点検整備業務
- 6) 検査棟他エレベータエレベータ点検整備業務

第7条 建物概要(さいたま新都心合同庁舎2号館)

1.高層棟(2号館)

S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階、延床面積101,405.76㎡

2.検査棟(事務棟及び実験棟)

SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、塔屋1階、延床面積32,800.33㎡

3.厚生棟

RC造一部S造、平屋建、延床面積937.84㎡

第2章 業務概要

第8条 業務概要

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館（高層棟・検査棟・厚生棟）の防災設備として、火災報知設備、消火設備と無線通信補助設備などの定期点検、臨時点検及び整備を、消防法及び建築基準法、その他関連諸法規に基づき行うものとする。

本業務の対象設備は、別表－1に示すとおりとする。

なお、消防法に定める総合点検で実施する配線についても、本業務の対象に含む。

設備区分	業務内容・数量				備考
	定期点検		臨時点検	整備	
	6ヶ月	年			
防災設備	3回	3回	1式	1式	

第3章 共通事項

第9条 業務責任者

1.業務責任者の選任と通知

- 1) 受注者は、契約締結後すみやかに業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2) 業務責任者は、競争入札への参加にあたり受注者が発注者へ提出した、「競争参加資格確認申請書」に記載した「業務責任者」から選任すること。
- 3) 業務責任者の変更は原則認めない。ただし、業務責任者の死亡など変更せざるをえない場合は、受注者は業務責任者の条件を満たす者へ速やかに変更しなければならない。
この場合、後任業務責任者は、「さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟施設管理・運営業務民間競争入札実施要項」に記載されている「業務責任者の条件」を満たす者でなければならない。

2.業務責任者の兼務

業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

3.業務責任者の職務等

業務責任者は、業務の履行計画と履行管理、業務対象の状態・状況の把握、適切な対処方法の立案、統括管理責任者との調整・報告、作業員への適切な指示・指導を行わなければならない。
また、本業務の検査は統括管理責任者が臨場して受検することを原則とする。

4.名札の着用

業務責任者は、履行場所内（建物外の敷地も含む）において、業務名、業務期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った以下の名札を着用すること。

業務責任者	
写真	氏名
	業務名：〇〇点検業務
	履行期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者：〇〇株式会社

※用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
※所属会社の社印とする。

第10条 業務担当者

1.業務担当者の選任

受注者は、業務の実施に先だって、業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿の写を施設管理担当者へ提出し、変更が生じた場合も同様とする。

2.業務担当者の服装と名札の着用

業務担当者は、社名及び氏名が明記されている業務責任者に準じた名札を着用すること。

第11条 負担の範囲

- 1) 業務実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、発注者の負担とする。
- 2) 点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）は、受注者の負担とする。
- 3) 保守に必要な消耗品又は材料、油脂等は受注者の負担とする。
- 4) 業務の履行に関わる検査に関わる一切は受注者の負担とする。
- 5) 受注者の不注意により生じた作業の手戻り（やり直し）、損傷などの復旧費用。

第12条 作業実施日など

受注者が本業務を履行場所で作業を行う実施日などは以下のとおりとする。

- 1) 点検作業は、平日昼間とする。平日昼間とは、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日の、8:30から18:00までとする。
- 2) 臨時点検は、施設管理担当者から連絡を受けた当日とする。この時、統括管理責任者は施設管理担当者 と緊密に連絡をとること。
- 3) 整備は、平日昼間を基本とするが、通常の庁舎利用に対する影響や作業の安全対策などからこれ以外で実施する場合、概ね2週間前までに施設管理担当者と調整し日程を決定すること。

第13条 作業上の注意

1. 当事者事故の防止

受注者は、受注者の責任で作業員の安全管理に万全な態勢をもって作業にあたること。

2. 作業に伴う第三者の事故及び迷惑防止

受注者は、合同庁舎利用者など第三者に対して、万全の安全管理で作業にあたること。

また、作業方法について合同庁舎利用者 に生じる支障を最小限とするよう配慮すること。

そして、建物、設備などを損傷しないよう作業、資機材の運搬などで細心の注意を払うこと。

3. 実施体制

受注者は、十分な経験技術を有する者を本業務の作業に従事させなければならない。

また、緊急時において、施設管理担当者をはじめとする発注者ならびに関連業務担当者などと綿密な連絡が行えるようにしておくとともに、公共交通機関や自動車等が使えない場合を想定し、自転車等で概ね1時間以内に作業員が現地へ到着することを目標とした体制を整えておかななければならない。

なお、本業務に従事する全ての者は、合同庁舎管理規則を遵守すること。

4. 作業実施に必要な手続き

- 1) さいたま新都心合同庁舎2号館の官署、テナント等が専用で使用している箇所（以下「専用部」という。）において作業を行う場合、作業の2週間以上前に専用部管理担当者へ作業内容及び日程などを受注者が説明を行い、日程調整などを行うこと。なお、官署等からの問い合わせ窓口は施設管理担当者が行うことでよい。

また、専用部独自に定めている入室等の手続きがある場合、受注者においてこれを適切に行わなければならない。

- 2) さいたま新都心合同庁舎2号館はセキュリティゲート、電子錠などが稼働しているので、入館手続きを行わないと作業着手はできないため、業務責任者は全作業員へ入館方法などを周知・教育すること。

また、さいたま新都心合同庁舎2号館において作業を行う場合、事前の手続きが必要である。

このため、受注者は手続き方法、書式などを施設管理担当者へ確認するとともに、必要書類などを施設管理担当者へ提出すること。

一般的な提出書類は次のとおり。

- ・ 作業届
- ・ サービスヤード利用届（トラックなどで資機材を搬出入する場合）
- ・ 地上駐車場利用届（通常は利用を認めない）

- ・休日出勤者届（平日以外で作業を行う場合）
- ・地下駐車場利用届（平日以外で地下駐車場を利用する場合）

5.損害賠償及び紛争解決

受注者の作業において、合同庁舎利用者など第三者に損害を与え、または紛争を生じたときは、受注者の責任で損害を賠償し、または紛争を解決すること。

第 14 条 臨場

1.関係機関の立ち入り臨場

関係機関の立ち入り調査等があり、施設管理担当者が統括管理責任者へ受注者の立会を求めた場合、受注者はこれに積極的に協力しなければならない。

2.整備作業の終了後臨場

整備作業毎に、作業終了時に施設管理担当者と統括管理責任者及び業務責任者が臨場で目視及び試運転などで検査を行う。

なお、平日昼間以外で整備を行った場合は、施設管理担当者と統括管理責任者が日程を調整し検査日を決める。

第 15 条 業務の再委託

1.再委託の基本事項

受注者は、本業務を再委託しようとする場合、発注者の承諾を得なければならない。

これは、事前に施設管理担当者へ「再委託承諾申請書」を提出すること。

そして、再委託の規模、内容、再委託先企業等から、本業務の履行に関する品質、信頼性の確保に疑問が生じ施設管理担当者から受注者が説明を求められた場合、受注者は速やかに対応しなければならない。

さらに、受注者による説明の結果、発注者が不承諾の場合、受注者は速やかに内容の見直しを行い、承諾の再申請を行わなければならない。

なお、再委託承諾申請の不承諾に伴う一切について、本業務の契約変更はしない。

3.再委託の例外事項

業務範囲に故障が発生し、受注者による緊急の処置が必要と施設管理担当者が統括管理責任者へ処置の指示を行い、この一部を受注者が再委託しようとする場合は、前項 2 に定める「再委託承諾申請書」の提出は不要とする。

ただし、受注者は前項 2 を満たす再委託者を選定すること。

第 16 条 疑義

受注者は、本特記仕様書ならびに業務の履行で疑義が生じた場合、施設管理担当者と打合せし解決すること。

第4章 点検整備

第17条 点検

1.一般事項

1) 本業務の点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式」に定めるところにより適正に行うこと。

※消防用設備等の点検の基準及び消防設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式…昭和50年10月16日消防庁告示第14号

※消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式…昭和50年4月1日消防庁告示第3号

2) 点検実施時期は以下のとおりとする。なお、受注者は庁舎内の利便性及び安全性の確保と、防火管理者及び施設管理担当者による点検実施状況確認に十分な時間を確保すること。このため、統括管理責任者は年点検及び6ヶ月点検の各点検対象について実施時期を分散するよう計画し、施設管理担当者と調整しなければならない。なお、分散に伴い前倒しできる期間は、2ヶ月程度とする。

項目	周期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
防災設備	年									△	△	○	
	6ヶ月			△	△	○							
	全館停電										○		
	臨時	○											

2.点検項目

- 1) 建築基準法関係防災設備（非常用照明設備、排煙ダンパ、排煙窓、可動垂れ壁等）及び監視盤、簡易自動消火設備等は、別表-3「点検項目表」による。
- 2) 別表-3「点検項目表」に記載されていない事項であっても設備の機能、構造上当然必要なものは、これを充足すること。
- 3) 必要に応じて調整及び注油等を行うものとする。
- 4) 第18条「整備」において実施する項目について、整備実施時期と点検実施時期が大きく乖離がなければ同時に実施することができる。なお、詳細は統括管理責任者と施設管理担当者が打合せを行い決定する。

3.全館停電時の作業

1) 別途関連業務により、さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟の電気設備法定点検を実施する。これに伴う全館停電を下記日程で実施する予定である。

このため、受注者は合同庁舎管理室、官署関係者及び別途関連業務従事者等と綿密に連携し、全館停電に協力すること。

本業務では、保安系停電に先立ち防災監視システムの停止を行い、復電後にこの再起動を行うとともに、再起動後の状況を確認し、異常等があった場合施設管理担当者と打合せを行い適切な処置を行うこと。

- ・保安系電源停電：平成27年1月10日（土）、平成28年1月9日（土）、平成29年1月7日（土）
- ・一般系電源停電：平成27年1月11日（日）、平成28年1月10日（日）、平成29年1月8日（日）
- ・予備日：平成27年1月12日（月）、平成28年1月11日（月）、平成29年1月9日（月）

4.消火器の内部及び機能点検

- 1) 機器点検のうち特別に内部及び機能点検、放出試験を下記のとおり行う。放出試験は製造年次が古いものを選択すること。
- 2) 放出試験を行った消火器のうち新規製品に取り替える（ボンベを継続使用しない）こと。
- 3) 平成 29 年度以降の機能点検・放出試験本数（計画）を、統括管理責任者は施設管理担当者へ提案すること。提案時期は施設管理担当者と打ち合わせすること。

平成 26 年度

消火器形式	全体数量	内部・機能試験	放出試験	備考
10 型消火器	877 本	67 本×2 回	34 本×2 回	
20 型消火器	14 本	1 本×2 回	1 本×2 回	
50 型消火器	3 本	0 本×0 回	0 本×0 回	
強化液消火器	11 本	1 本×2 回	1 本×2 回	

平成 27 年度

消火器形式	全体数量	内部・機能試験	放出試験	備考
10 型消火器	877 本	109 本×2 回	55 本×2 回	
20 型消火器	14 本	1 本×2 回	1 本×2 回	
50 型消火器	3 本	0 本×0 回	0 本×0 回	
強化液消火器	11 本	1 本×2 回	1 本×2 回	

平成 28 年度

消火器形式	全体数量	内部・機能試験	放出試験	備考
10 型消火器	877 本	95 本×2 回	48 本×2 回	
20 型消火器	14 本	1 本×2 回	1 本×2 回	
50 型消火器	3 本	0 本×0 回	0 本×0 回	
強化液消火器	11 本	1 本×2 回	1 本×2 回	

5.消防設備点検済証

消防設備点検済証は、法令により定められた箇所に、必ず点検実施日を記入して貼り付けること。

6.封印シール

屋内消火栓格納箱（175 組）及び屋外消火栓格納箱（6 組）の開閉部に、封印シールを貼り付けること。

貼り付け時期は、機器点検及び総合点検の各格納箱点検終了後とする。

なお、シールは発注者から支給する。

7.管球交換

点検において誘導灯、非常照明、階段灯の管球交換が必要な箇所を発見した場合、速やかに当該管球を交換すること。

なお、交換用管球は発注者から支給する。

8.臨時点検

前述までの点検以外において、消防設備に異常等が生じた場合、受注者は臨時点検を実施する。臨時点検のうち、異常等が発生した時の応急対応などは本業務の範囲内とする。なお、応急対応では解決せず、詳細点検または調査や設備の修理などが生じた場合は変更契約の対象とする。

第18条 整備

1.一般事項

- 1) 交換に要する部品は受注者が準備し、交換場所・交換日時等については、担当職員に確認すること。
- 2) 交換した部品等について、更新時期が判別出来るようにラベリング等を行うとともに、一覧表に整理し電子データ（Excel形式）で施設管理担当者へ提出すること。提出時期は施設管理担当者と調整すること。
- 3) 作業により発生した発生材等は、受注者の責任において、関係法令に基づき、適正に処分するものとする。
- 4) 定期点検又は臨時点検の結果、統括管理責任者または施設管理担当者からの協議により整備を行う場合がある。それらの整備については契約変更の対象とする。
- 5) 整備時期は以下のとおりとする。詳細な整備日程は統括管理責任者と施設管理担当で調整し決定する。

項目	整備内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
誘導灯	避難口誘導灯		○	○	○	○			○	○	○	○	
	階段通路誘導灯		○	○	○	○			○	○	○	○	
	廊下通路誘導灯		○	○	○	○			○	○	○	○	
自動火災報知設備	異常感知器緊急交換	○											

2.誘導灯関係

- 1) 誘導灯について、以下のとおり取替等を行う。なお、誘導灯の老朽化による事後保全（点検による不良報告）による措置と予防保全による措置で実施するもので、消費電力削減による地球温暖化防止対策も兼ねているため、統括管理責任者は器具の選定において事前に施設管理担当者へ確認すること。
- 2) 交換部品等は以下のとおりとする。なお、統括管理責任者は業務履行に伴い数量の増減が判明した場合、速やかに施設管理担当者へ報告し、対応を協議すること。なお、これは変更契約の対象とする。
- 3) この作業は、第17条「点検」と同時に実施することができる。
- 4) 更新に用いる器具は、統括管理責任者と施設管理担当者が打合せを行い決定するが、デザインは既設と近いものを選択すること。

建物	階	種類	数量	備考	実施年度
高層棟	20	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	9		H26
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	16		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	8		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8	H f 蛍光灯	
	19	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	6		H26
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	15		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	3		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8	H f 蛍光灯	
		埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	2		
	18	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	7		H26
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	20		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	2		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8	H f 蛍光灯	
埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換		3			
17	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	6		H26	

建物	階	種類	数量	備考	実施年度
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	18		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	1		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
		埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	2		
	16	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	7		H26
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	15		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	2		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
		埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	2		
	15	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	6		H27
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	13		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	6		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
		埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	2		
	14	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	9		H27
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	14		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	4		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
		埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	2		
	13	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	8		H27
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	15		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	6		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
	12	天井取付型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	9		H27
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	17		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
	11	吊下型・一般C級防爆型 LED 避難口誘導灯	9		H27
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	17		
壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換		8			
10	吊下型・一般C級防爆型 LED 避難口誘導灯	8		H28	
	埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	12			
	壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8			
9	吊下型・一般C級防爆型 LED 避難口誘導灯	8		H28	
	埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	12			

建物	階	種類	数量	備考	実施年度
	8	壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		H28
		吊下型・一般C級防爆型 LED 避難口誘導灯	8		
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	12		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
	7	吊下型・一般C級防爆型 LED 避難口誘導灯	5		H28
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	16		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	4		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
		埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	2		
	6	吊下型・一般C級防爆型 LED 避難口誘導灯	6		H28
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	21		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	1		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
		埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	2		
	5	吊下型・一般C級防爆型 LED 避難口誘導灯	8		H28
		埋込型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	18		
		露出型・一般C級 LED 避難口誘導灯交換	13		
		壁直付型・ひとセンサ段調光階段通路誘導灯交換	8		
		埋込型・一般B級 LED 通路誘導灯交換	2		

3.自動火災報知設備関係

1) 以下の感知器について納品し、点検などにより異常が判明した場合は統括管理責任者と施設管理担当者において現地臨場で状況を確認し交換する。

交換作業は本業務の範囲内とし、変更契約の対象としない。ただし、感知器の数量に不足が生じた場合は変更契約の対象とする。

整備内容等	規格等	数量	備考
熱感知器交換	アナログ式熱感知器（自動試験機能付）	3	
煙感知器交換	光電アナログ式煙感知器（自動試験機能付）	15	

第5章 提出資料等

第19条 提出資料等の概要

受注者は、以下のとおり書類等を施設管理担当者へ提出する。提出部数は全て2部とし、施設管理担当者受領時に、受注者へ1部返却する。

なお、施設管理担当者へ提出した2)、3)、4)項の資料については、業務完了時にそのまま「業務報告書」とするため、受注者は業務報告書とするためのファイルを用意すること。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1)業務計画書 | 業務着手前、共通仕様書による |
| 2)作業日報 | 作業日毎 |
| 3)点検整備報告書 | 当該作業後速やかに |
| 4)保全履歴総括表 | 3月末頃 |
| 5)予防保全計画提案書 | 10月中旬頃、3月末頃 |

第20条 業務計画書

1.業務計画書の内容

受注者は、業務の実施に先立ち次の内容を網羅した業務計画書を施設管理担当者に提出する。

- 1)実施体制
- 2)実施工程
- 3)作業方法、実施手順
- 4)仮設計画
- 5)安全管理、安全対策
- 6)その他作業に必要な事項

2.提出時期

受注者は当初業務計画書を、施設管理担当者へ平成26年4月1日に提出しなければならない。

なお、この時点では前項1の1)実施体制のうち、緊急事態に備えた体制があれば良い。

そして、これ以外については業務着手前に提出すること。

3.未定事項の対応

業務計画書の提出時期において未定の内容がある場合は、未定の理由と追加提出予定時期を当初提出の業務計画書へ明記すること。

4.業務計画の変更

提出した業務計画書の内容に変更が生じた場合、及び前項の未定内容が決定した場合は速やかに施設管理担当者へ提出すること。

なお、この提出では、改訂履歴及び内容の管理を行うとともに、常に最新の業務計画書を維持するよう工夫すること。

第21条 作業日報

作業当日の作業者、内容、特記事項など記載した日報を、作業終了時に施設管理担当者へ提出し、作業結果などを報告すること。

また、報告時に施設管理担当者から指示された事項は、速やかに対応すること。

なお、臨時点検など諸事情により統括管理責任者が報告できない場合は、代理の者でよい。

第22条 点検整備報告書

作業当該月の作業結果（概要版、詳細報告、履行状況写真、不具合写真など）をとりまとめ、提出と併せて統括管理責任者は施設管理担当者へ詳細な報告や今後の対応方法などの提案、施設管理担当者の疑義に対する説明などを行う。

第 23 条 保全履歴総括表

本業務の点検結果、対応した不具合の内容と原因及び処置、実施した整備内容、運転記録などの保全履歴を、受注者は総括表とりまとめ、施設管理担当者へ提出すること。

書式、内容は施設管理担当者と打ち合わせし決定する。

第 24 条 予防保全計画提案書

受注者は翌年度以降の予防保全整備計画の提案書を作成し、施設管理担当者へ提出する。

提案にあたっては、本業務での点検結果、設備の運転状況、既設部品・機器の製造時期や劣化状況、過去の整備状況、設備の安全性及び信頼性の観点における優先度、経済性などを総合的に勘案すること。

詳細な提出時期、様式、作成範囲などは統括管理責任者と施設管理担当者と調整し決定する。

第6章 個人情報の取り扱い

第25条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第26条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第27条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第28条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第29条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第30条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第31条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第32条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別添一）を発注者に提出しなければならない。

第33条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第34条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第35条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第7章 その他

第36条 発生材等の処分

作業により発生した発生材等は、受注者の責任において、関係法令に基づき、適正に処分する。

第37条 原形復旧

作業に伴い一時的に取り外す配線や部品等は、受注者の責任において、作業後に原形復旧を行うとともに、原形復旧したことを業務責任者又は業務担当者が検査し、記録に残すこと。

第38条 支払い

本業務の支払いは、下記に示す官署のうち1つが代表して行う場合と、全ての官署が各々の負担割合に応じて行う場合の2通りがある。

この支払い方法と支払い実施官署（全ての官署で支払う場合は負担割合）は、発注者から受注者へ別途通知する。

- a) 関東地方整備局
- b) 関東管区警察局
- c) 北関東防衛局
- d) 東京矯正管区
- e) 関東地方更生保護委員会
- f) 関東農政局
- g) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

別添-1

証明書

業務名：

受注業者：

証明者：

印

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

別表-1 点検対象設備概要

区分	機器等	概要	数量
1. 消火器	1) ABC 粉末消火器	10 型及び 20 型、加圧式（ヘリポートの 10 本を含む）	892 本
		50 型、車載式	3 台
	2) 強化液消火器	3 基、蓄圧式	11 本
2. 屋内消火栓設備	1) 加圧送水装置	設置場所：B3 形式：屋内消火栓ポンプ(ユニット型) 規格：φ50×300 l/min×114m×11.0KW	1 台
		設置場所：14F 形式：屋内消火栓ブースターポンプ(ユニット型) 規格：φ50×φ50×300 l/min×81m×11.0KW	1 台
	2) 屋内消火栓ポンプ操作盤	設置場所：B3F	1 面
	3) 屋内消火栓ブースターポンプ操作盤	設置場所：14F	1 面
	4) 屋内消火栓	格納箱付	175 組
3. 屋外消火栓設備	1) 加圧送水装置 (B3F)	形式：屋外消火栓ポンプ(ユニット型) 規格：φ100×800 l/min×72m×18.5KW	1 台
	2) 操作盤	設置場所：B3F	1 面
	3) 屋外消火栓	格納箱付	6 組
	4) 消火用補助水槽	設置場所：4F 構造：鋼板製 寸法：1.0m×1.0m×H1.0m	1 基
4. スプリンクラー設備	1) 加圧送水装置	設置場所：B3F 用途：低層階用、高層階用 形式：スプリンクラーポンプ(予作動式ユニット型) 規格：φ200×3,600 l/min×160m×110KW	2 台
		設置場所：14F 形式：ブースターポンプ(予作動式ユニット型) 規格：φ125×3,600 l/min×81.5m×75KW	1 台
		設置場所：14F 形式：スプリンクラー補助加圧ポンプ(ユニット型) 規格：φ25×20 l/min×120m×1.5KW	1 台
		設置場所：B3F 形式：スプリンクラー補助加圧ポンプ(ユニット型) 規格：φ25×20 l/min×91m×1.5KW	1 台
		設置場所：B3F 形式：スプリンクラー補助加圧ポンプ(ユニット型) 規格：φ25×20 l/min×17m×1.5KW	1 台
	2) ヘッド		9,172 個
	3) 操作盤	B3F（低層用、高層用）、14F	3 面
	4) 流水検知装置		76 組
	5) 末端試験弁		76 個
	6) スプリンクラー予作動弁監視盤	モニタ：19 インチ液晶ディスプレイ(防災センター)	1 組
7) スプリンクラー予作動弁制御盤	B1F, 5F, 11F, 14F, 17F, 21F	6 面	
8) 送水口		12 個	
9) 予作動弁		76 個	
10) 消火用水槽	消火用補助水槽：1.5m×1.5m×H 1.5(鋼版製) 設置場所：PH1	1 基	
	消火用中間水槽：1.5m×1.5m×H 2.0(鋼版製) 設置場所：14F	1 基	
11) エアコンプレッサー	形式：小型往復動 性能：620 l/min×9.9Kg/m ² ×5.5KW	1 台	

区分	機器等	概要	数量
5. 自動火災報知設備	1) 受信機	<p>複合GR型、デスク型、蓄積型(防災センター) 電源：AC100V、50Hz（予備電源内蔵） 機能：自律分散型 自動試験機能付 アドレス数：6,500 アドレス 主幹線：1系統、ループ配線 主音響：電子ブザー式又は音声合成式 表示方式： ・デジタル表示（火災、ガス漏れ 各2種） ・LCD表示（カラーLCD、タッチパネル式） 操作方式： ・LCDタッチパネル+テンキー及び個別スイッチ プリンター：盤内蔵型 その他機能： ・アナログ感知器の感度は個別設定可能 ・アナログ感知器の蓄積時間は種別又は個別に設定可能 ・アナログ感知器の感度切替機能付 ・ガス漏れ検知器の遅延の有無は個別設定可能 ・火災断定、一括/種別連動遮断（最大20種）連動数管理機能付 移報信号： ・シリアルコード（2系統） ・接点移報：各種代表（移報信号内訳） ・インターフェイス盤へ状態情報移報 ・CRT監視盤へ状態情報移報 表示内訳 ・自動試験機能付感知器表示（アナログ感知器）他5677L</p>	1面
	2) CRT監視盤(防災センター)	<p>形式：デスク型 電源：AC100V [UPS電源より供給] 入出力点数内訳：複合盤R入力 5,558点 複合盤R出力：729点 非常電話制御盤よりP入力：170点 ディスプレイモニター：19インチ液晶モニター(1台) アラームプリンター（1台） ・53桁以上カラー漢字プリンター ・インパクトドットマトリックス式 断面グラフィック表示部 表示方式：発光ダイオード方式 非常電話群機（1台） ・回線数：170L以上 ・発信器表示方式：LCD表示 ・選局方式：テンキー式</p>	1面
	3) 防災監視盤	<p>動力個別SW ・始動SW：消火ポンプ用8個、排煙機用19個、自然排煙窓制御盤用2個） ・停止SW：排煙機用19個 ・復帰SW：自然排煙窓制御盤用2個 断面グラフィック表示部（階別表示） ・表示方式：発光ダイオード方式 ・表示内訳：火災表示他240L 個別表示部 ・表示内訳：消火ポンプ諸表示他180L</p>	1面
	4) 非常電話制御盤	<p>形式：自立型（電子交換式）(防災センター) 回線内訳：170 発信階表示方式：デジタル表示 回線選局方式：テンキー式 電源：AC100V、50Hz（予備電源内蔵） 出力信号内訳： ・非常放送アンプへ（階別及び代表）43L ・CRT監視盤へ（全回線）170L</p>	1面

区分	機器等	概要	数量
	5) インターフェイス盤	設置場所：防災センター 形式：自立型 電源：AC100V、50Hz（予備電源内蔵） 入力信号内訳 ・複合盤より状態情報信号 出力信号内訳 ・中央監視盤へ 火災階別 39 点 駐車場火災階別 3 点 ・非常放送アンプへ 43L（階別火災信号：42L、火災確認信号：1L） 防災盤内蔵機器 ・P 入出力用中継器及び R/P 変換器又は P 入出力中継器 ・表示灯用電源（DC24V、1.65AH 以上） ・情報処理装置 映像用出力×2 ・出力先：モニタ、外部出力 緊急遮断弁ユニット：2L/1 ユニット	2 面
	6) 主中継器盤	形式：自立型 機能：自律分散型 電源：AC100V、50Hz（予備電源内蔵） 付属機能：自動方式機能付 アドレス数：6500 以上	21 面
	7) 中継器盤	形式：複合 G R 型	39 面
	8) 定温式スポット型熱感知器		15 個
	9) 光電式スポット型煙感知器		4 個
	10) 熱感知器	差動式スポット型熱感知器（自動試験機能付）：839 個 アナログ式熱感知器（自動試験機能付）：254 個	1,093 個
	11) 煙感知器	光電アナログ式煙感知器（自動試験機能付）	3,439 個
	12) 光電分離型感知器	構成：受光部、送光部	4 個
	13) 赤外線炎感知器		18 個
	14) 非常電話	種別：非常電話 使用電圧：DC48V 使用温度範囲：-10℃～40℃ 通信方式：デジタル通信方式	154 個
	15) 表示灯		181 個
6. ガス漏れ 警報設備	1) 検知器		103 個
	2) 中継器		16 個
7. 連結送水 管設備	1) 加圧送水装置	形式：連結送水ブースターポンプ(ユニット型)(14F) 規格：φ150×φ100×2,400 l/min×85m×75.0KW	1 台
	2) 操作盤	高層棟 14 階	1 面
	3) 送水口		8 個
	4) 放水口		148 個
8. 誘導灯設 備	誘導灯	室内通路誘導灯：366 灯 階段誘導灯：243 灯 避難口誘導灯：1,062 灯	1,671 灯
9. 非常用コ ンセント 設備	非常用コンセント	単相 2 線式 100V、2 個/組	151 組
10. 非常用照 明設備	1) 非常用照明器具		3,886 個
	2) 非常電源（蓄電池設備）	B3F, B2F, B1F, 14F, PH1F	6 組
11. 排煙設備	1) 排煙機（駐車場用）	形式：片吸込多翼形送風機 ・NO.8・44,400 m ³ /H×30KW(B1F)：1 台 ・NO.8・42,600 m ³ /H×30KW(B1F)：1 台 ・NO.7・33,200 m ³ /H×18.5KW(B1F)：1 台 ・NO.4・14,400 m ³ /H×7.5KW(B1F)：1 台 ・NO.4・14,400 m ³ /H×5.5KW(B1F)：1 台	5 台

区分	機器等	概要	数量	
	2) 排煙機 (高層部用)	形式：片吸込多翼形送風機 ・ NO. 8・ 62, 500 m3/H×30KW (24F) : 1 台 ・ NO. 8・ 63, 000 m3/H×30KW (24F) : 1 台 ・ NO. 8・ 63, 200 m3/H×37KW (PH2F) : 1 台 ・ NO. 4・ 15, 900 m3/H×37KW (PH2F) : 1 台	4 台	
	3) 排煙機 (低層部用)	形式：片吸込多翼形送風機 ・ NO. 8・ 51, 500 m3/H×37KW (3F) : 1 台 ・ NO. 7・ 56, 600 m3/H×45KW (3F) : 1 台 ・ NO. 5・ 23, 800 m3/H×15KW (4F) : 2 台 ・ NO. 4・ 15, 900 m3/H×11KW (3F) : 3 台	7 台	
	4) 排煙機 (中層部用)	形式：斜流形送風機 ・ NO. 11・ 63, 000 m3/H×37KW (14F) : 2 台 ・ NO. 11・ 63, 000 m3/H×30KW (14F) : 1 台 ・ NO. 11・ 64, 020 m3/H×37KW (14F) : 1 台	4 台	
	5) 排煙機起動盤	B1F, 3F, 4F, 14F, 24F, PH2F	20 台	
12. 窒素ガス 消火設備	1) B1~B3 系統	1) 貯蔵容器	82. 5L、 8. 2m3	154 本
		2) 容器弁開放器	ガス圧式	154 個
		3) 起動用ガス容器	N2、 8. 2m3	2 本
		4) 起動用ガス容器	CO2	7 本
		5) 起動用容器弁開放器	電磁式、 CO2、 N2	8 個
		6) 起動用容器弁開放器	ガス圧式、 N2	1 個
		7) 起動用操作函		8 個
		8) 選択弁	ガス圧式	7 個
		9) 制御弁ユニット	DC24V、 1. 1A	7 組
		10) 圧力スイッチ		7 個
		11) 逆止弁		20 個
		12) 音響装置		14 個
		13) 連動盤	8 回線	1 面
		14) 音声盤		1 面
		15) 電源装置		1 組
		16) 放出表示灯		20 個
		17) 噴射ヘッド		48 個
		18) ピストンレリーザー	ダンパ用	72 個
		19) 避圧口		8 個
		20) 熱感知器	定温式スポット型	20 個
		21) 煙感知器		50 個
2) 14~15F 系統 通信機器室 高圧電気室 IDF 室 UPS 室	1) 貯蔵容器	82. 5L、 8. 2m3	63 本	
		2) 容器弁開放器	ガス圧式	63 個
		3) 起動用ガス容器	N2、 8. 2m3	1 本
		4) 起動用ガス容器	Co2	4 本
		5) 起動用容器弁開放器	電磁式、 Co2	4 個
		6) 起動用容器弁開放器	ガス圧式、 N2	1 個
		7) 起動用操作函		4 個
		8) 選択弁	ガス圧式	4 個
		9) 制御弁ユニット	DC24V、 1. 1A	4 組
		10) 圧力スイッチ		4 個
		11) 逆止弁		9 個
		12) 音響装置		5 個
		13) 連動盤	4 回線	1 面
		14) 音声盤		1 面
		15) 電源装置		1 組
		16) 放出表示灯		12 個
		17) 噴射ヘッド		32 個
		18) ピストンレリーザー	ダンパ用	29 個
		19) 避圧口		4 個
		20) 煙感知器		11 個
3) 18, 25~ PH1F 系統	1) 貯蔵容器	82. 5、 8. 2m3	59 本	
		2) 容器弁開放器	ガス圧式	59 個
		3) 起動用ガス容器	N2、 8. 2m3	1 本

区分	機器等	概要	数量	
	有線機械室	4) 起動用ガス容器	Co2	11 本
	(1) (2)	5) 起動用容器弁開放器	電磁式、Co2	11 個
	電源室	6) 起動用容器弁開放器	ガス圧式、N2	1 個
	有線試験室	7) 起動用操作函		11 個
	無線試験室	8) 選択弁	ガス圧式	11 個
	無線機械室	9) 制御弁ユニット	DC24V、1.1A	11 組
	(1) (2)	10) 圧カスイッチ		11 個
	IDF 室	11) 逆止弁		29 個
	UPS 室	12) 音響装置		20 個
	高圧電気室	13) 連動盤	10 回線	1 面
		14) 連動盤	1 回線	1 面
		15) 音声盤		2 面
		16) 電源装置		1 組
		17) 放出表示		34 個
		18) 噴射ヘッド		88 個
		19) ピストンレリーザー	ダンバ用	95 個
		20) 避圧口		11 個
		21) 煙感知器		34 個
	13. 泡消火設備	1) 加圧送水装置	形式：泡消火ポンプ（ユニット型） 規格：φ150×1, 850L/min×114m×55KW 呼水槽：100L 圧力空気槽：100L	1 台
		2) 泡原液槽	600L ステンレス鋼板製	1 基
		3) 流水検知装置		13 組
	4) 圧カスイッチ		13 個	
	5) 一斉開放弁（減圧開型）	減圧開型	287 個	
	6) 手動開放弁		287 個	
	7) ヘッド	泡ヘッド：4, 336 個 感知ヘッド：2, 525 個	6, 861 個	
	8) 操作盤		1 面	
	9) 電源装置		1 組	
14. 放送設備	1) 機能	定格出力：7, 560W 出力制御部：190 回線及び一斉（緊急と常時） 入力回路部： ・非常マイク ・非常リモコン ・アナウンスユニットチャイム ・一般リモコン ・集積入力（ミキサー） 非常電源ユニット： ・DC24V ・完全密閉型ニッケルカドミウム電池、トリクル充電方式 カセットデッキ：ダブルカセットデッキ CD-BGM 演音装置：オートチェンジャー5 連音 プログラムタイム：4 系統 ラジオチューナ：AM、FM ミュージックチャイム：4 曲選局		
	2) 非常操作ユニット	10 局	1 台	
	3) 増設用非常操作ユニット	20 局	11 台	
	4) 増設用非常操作ユニット	10 局	1 台	
	5) ミキサーユニット		1 台	
	6) デジタルアナウンスユニット A		1 台	
	7) ミュージックチャイム		1 台	
	8) 入力マトリクスユニット		1 台	
	9) プログラムコントローラ		1 台	
	10) CD-BGM プレーヤ		2 台	
	11) デジタルアナウンスユニット B		1 台	

区分	機器等	概要	数量	
	12) モニタユニット		1 台	
	13) 電力増幅ユニット	360W	21 台	
	14) 非常電源ユニット		21 台	
	15) 入出力制御ユニット		1 台	
	16) 増設用出力ユニット	20 回線	9 台	
	17) 端子盤ユニット		6 台	
	18) 電源制御ユニット		5 台	
	19) ファンユニット		6 台	
	20) 非常リモコン	50 局	1 台	
	21) マルチリモコン	10 局	10 台	
	22) マルチリモコン	12 局	1 台	
	23) ワゴン型アンプ		9 台	
	24) スピーカ		2,864 個	
	25) 音量調整器		542 個	
15. 簡易自動 消火設備	1) 高層棟 1 階レス トラン	1) 貯蔵容器	強化剤 3.5L	5 本
		2) 容器弁		5 個
		3) コントローラ		2 個
		4) フードノズル	φ2.9mm	7 個
		5) スプレーノズル	φ2.7mm	6 個
		6) 温度センサー	サーミスタ方式、作動温度：200℃	8 個
	2) 厚生棟 1 階職員 食堂厨房（麵コ ーナー）	1) 貯蔵容器	強化剤 3.5L	6 本
		2) 容器弁		6 個
		3) コントローラ		5 個
		4) フードノズル	φ2.9mm	8 個
		5) スプレーノズル	φ2.7mm	10 個
		6) 温度センサー	サーミスタ方式、作動温度：200℃	12 個
	3) 厚生棟 1 階職員 食堂厨房	1) 貯蔵容器	強化剤 3.5L	7 本
		2) 容器弁		7 個
		3) コントローラ		3 個
		4) フードノズル	φ2.9mm	10 個
		5) スプレーノズル	φ2.7mm	11 個
		6) 温度センサー	サーミスタ方式、作動温度：200℃	15 個
16. 防火扉・ シャッター 一設備	1) 感知器	自動試験機能付煙感知器	62 個	
	2) 音響装置		181 個	
	3) 排煙口		245 個	
	4) 排煙ダンパ		122 個	
	5) 排煙窓		98 個	
	6) フラットバー型給排気口		36 個	
	7) 可動垂れ壁		3 個	
	8) 電動シャッター	煙感知器連動防火防煙シャッター	466 枚	
	9) 防火戸	ドア式S型	118 枚	
ドア式W型		188 枚		
17. 無線通信 補助設備	1) 保護箱		4 個	
	2) 接続端子		4 個	
	3) 分配器		15 個	
	4) 混合器		2 個	
	5) 分岐器		1 個	
	6) 共用器	U-V 共用器：4 個	12 個	
		U-U 共用器：4 個		
		V-V 共用器：4 個		
7) 空中線		6 基		
8) 漏洩同軸ケーブル	2700m	1 式		

別表-2 消火器内訳

※2014年4月予定

1.粉末10型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
10型	高層棟	PH2	8	4		2			2				
10型	高層棟	PH1	12	8		2		2					
10型	高層棟	26	11	5		2		2	2				
10型	高層棟	25	12	5		3		1	3				
10型	高層棟	24	14	8		2		1	3				
10型	高層棟	23	19	13		2		2	2				
10型	高層棟	22	28	22				3	3				
10型	高層棟	21	25	17				3	5				
10型	高層棟	20	22	16		2		2	2				
10型	高層棟	19	23	17		2		2	2				
10型	高層棟	18	25	16		2		4			3		
10型	高層棟	17	26	17		2		4			3		
10型	高層棟	16	28	20		2		3	1		2		
10型	高層棟	15	22	14		2		2	2		2		
10型	高層棟	14	18	10		2		3	1		2		
10型	高層棟	13	27	20		2		2	1	1	1		
10型	高層棟	12	23	14		2	1	3	2		1		
10型	高層棟	11	25	18				4	2		1		
10型	高層棟	10	19	12				4	1	1	1		
10型	高層棟	9	22	15				2		4	1		
10型	高層棟	8	21	15				2	1	3			
10型	高層棟	7	25	19				1		5			
10型	高層棟	6	22	16			2	1	1	2			
10型	高層棟	5	20	13			4	1	1		1		
10型	高層棟	4	2							2			
10型	高層棟	3	5	5									
10型	高層棟	2	6	5									
10型	高層棟	1	21	11			6		1	3			
10型	高層棟	B1	69	23			4			8		34	
10型	高層棟	B2	31	22			6			3			
10型	高層棟	B3	65	19			8			4	34		
10型	厚生棟	1	30	19		3	1	1		1	5		
10型	検査棟	PH	3	1		1					1		
10型	検査棟	7	21	11		3				6	1		
10型	検査棟	6	20	13						6	1		
10型	検査棟	5	22	15						6	1		
10型	検査棟	4	21	10	1	2	1			6	1		
10型	検査棟	3	21	13		2	1			5			
10型	検査棟	2	20	7		5	1			6	1		
10型	検査棟	1	22	12			2			2	6		
10型	高層外構	1	2	2									
10型	計		877	522	1	47	37	55	38	74	69	34	0

2.粉末20型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
20型	高層棟	PR	10	2		3	1		1	1	1	1	
20型	高層棟	B3	2				1	1					
20型	検査棟	1	2							1	1		
20型	計		14	2	0	3	2	1	1	2	2	1	0

3.粉末50型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
50型	高層棟	B3	3	3									
50型	計		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4.強化液3L型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
強化液	高層棟	2	1	1									
強化液	高層棟	1	7			3		1	1	1		1	
強化液	厚生棟	2	1							1			
強化液	厚生棟	1	1								1		
強化液	高層外構	1	1								1		
強化液	計		11	1	0	3	0	1	1	2	2	1	0

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	全体計		905	528	1	53	39	57	40	78	73	36	0

1.粉末10型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
10型	高層棟	PH2	8			2			2			4	
10型	高層棟	PH1	12			2		2				8	
10型	高層棟	26	11			2		2	2			5	
10型	高層棟	25	12			3		1	3			5	
10型	高層棟	24	14			2		1	3			8	
10型	高層棟	23	19			2		2	2			4	9
10型	高層棟	22	28					3	3				22
10型	高層棟	21	25	14				3	5				3
10型	高層棟	20	22	16		2		2	2				
10型	高層棟	19	23	17		2		2	2				
10型	高層棟	18	25	16		2		4			3		
10型	高層棟	17	26	17		2		4			3		
10型	高層棟	16	28	20		2		3	1		2		
10型	高層棟	15	22	14		2		2	2		2		
10型	高層棟	14	18	10		2		3	1		2		
10型	高層棟	13	27	20		2		2	1	1	1		
10型	高層棟	12	23	14		2	1	3	2		1		
10型	高層棟	11	25	18				4	2		1		
10型	高層棟	10	19	12				4	1	1	1		
10型	高層棟	9	22	15				2		4	1		
10型	高層棟	8	21	15				2	1	3			
10型	高層棟	7	25	19				1		5			
10型	高層棟	6	22	16			2	1	1	2			
10型	高層棟	5	20	13			4	1	1		1		
10型	高層棟	4	2							2			
10型	高層棟	3	5	5									
10型	高層棟	2	6	5									
10型	高層棟	1	21	11			6		1	3			
10型	高層棟	B1	69	23			4			8		34	
10型	高層棟	B2	31	22			6			3			
10型	高層棟	B3	65	19			8			4	34		
10型	厚生棟	1	30	19		3	1	1		1	5		
10型	検査棟	PH	3	1		1					1		
10型	検査棟	7	21	11		3				6	1		
10型	検査棟	6	20	13						6	1		
10型	検査棟	5	22	15						6	1		
10型	検査棟	4	21	10	1	2	1			6	1		
10型	検査棟	3	21	13		2	1			5			
10型	検査棟	2	20	7		5	1			6	1		
10型	検査棟	1	22	12			2			2	6		
10型	高層外構	1	2	2									
10型	計		877	454	1	47	37	55	38	74	69	68	34

2.粉末20型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
20型	高層棟	PR	10			3	1		1	1	1	2	1
20型	高層棟	B3	2				1	1					
20型	検査棟	1	2							1	1		
20型	計		14	0	0	3	2	1	1	2	2	2	1

3.粉末50型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
50型	高層棟	B3	3	3									
50型	計		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4.強化液3L型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
強化液	高層棟	2	1									1	
強化液	高層棟	1	7			2		1	1	1		1	1
強化液	厚生棟	2	1							1			
強化液	厚生棟	1	1								1		
強化液	高層外構	1	1								1		
強化液	計		11	0	0	2	0	1	1	2	2	2	1

型式	建物	階	設置数量	製造年									
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
全体計			905	457	1	52	39	57	40	78	73	72	36

1.粉末10型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年										
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
10型	高層棟	PH2	8			2			2			4		
10型	高層棟	PH1	12			2		2				8		
10型	高層棟	26	11			2		2	2			5		
10型	高層棟	25	12			3		1	3			5		
10型	高層棟	24	14			2		1	3			8		
10型	高層棟	23	19			2		2	2			4	9	
10型	高層棟	22	28					3	3				22	
10型	高層棟	21	25					3	5				17	
10型	高層棟	20	22			2		2	2				16	
10型	高層棟	19	23			2		2	2				17	
10型	高層棟	18	25			2		4			3		11	5
10型	高層棟	17	26			2		4			3			17
10型	高層棟	16	28			2		3	1		2			20
10型	高層棟	15	22	1		2		2	2		2			13
10型	高層棟	14	18	10		2		3	1		2			
10型	高層棟	13	27	20		2		2	1	1	1			
10型	高層棟	12	23	14		2	1	3	2		1			
10型	高層棟	11	25	18				4	2		1			
10型	高層棟	10	19	12				4	1	1	1			
10型	高層棟	9	22	15				2		4	1			
10型	高層棟	8	21	15				2	1	3				
10型	高層棟	7	25	19				1		5				
10型	高層棟	6	22	16			2	1	1	2				
10型	高層棟	5	20	13			4	1	1		1			
10型	高層棟	4	2							2				
10型	高層棟	3	5	5										
10型	高層棟	2	6	5										
10型	高層棟	1	21	11			6		1	3				
10型	高層棟	B1	69	23			4			8		34		
10型	高層棟	B2	31	22			6			3				
10型	高層棟	B3	65	19			8			4	34			
10型	厚生棟	1	30	19		3	1	1		1	5			
10型	検査棟	PH	3	1		1					1			
10型	検査棟	7	21	11		3				6	1			
10型	検査棟	6	20	13						6	1			
10型	検査棟	5	22	15						6	1			
10型	検査棟	4	21	10	1	2	1			6	1			
10型	検査棟	3	21	13		2	1			5				
10型	検査棟	2	20	7		5	1			6	1			
10型	検査棟	1	22	12			2			2	6			
10型	高層外構	1	2	2										
10型	計		877	341	1	47	37	55	38	74	69	68	89	55

2.粉末20型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年										
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
20型	高層棟	PR	10			1	1		1	1	1	2	2	1
20型	高層棟	B3	2				1	1						
20型	検査棟	1	2							1	1			
20型	計		14	0	0	1	2	1	1	2	2	2	2	1

3.粉末50型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年										
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
50型	高層棟	B3	3	3										
50型	計		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4.強化液3L型消火器(加圧式)

型式	建物	階	設置数量	製造年										
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
強化液	高層棟	2	1									1		
強化液	高層棟	1	7					1	1	1		1	2	1
強化液	厚生棟	2	1							1				
強化液	厚生棟	2	1								1			
強化液	高層外構	1	1								1			
強化液	計		11	0	0	0	0	1	1	2	2	2	2	1

型式	建物	階	設置数量	製造年										
				2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
全体計			905	344	1	48	39	57	40	78	73	72	93	57

別表-3 点検項目表

1.非常用照明設備

装置区分	点検項目	点検及び保守内容	周期		備考
			6M	1Y	
非常用照明装置	外観点検	①照明器具の破損、変形及び腐食の有無を点検する。	○		
		②照明器具の取付状態及び使用ランプの適否を点検する。	○		
		③充電表示灯のあるものは点灯していることを確認する。ただし、充電表示灯がないバッテリーモニタ付の器具の場合は、表示灯が不点の場合であっても試験停電により所定の動作（赤色ランプの不点又は点灯）を点検する。	○		
		④防災性能評定マーク又は自主評定マークの有無を点検する。	○		
	機能点検	①ランプの汚れ、劣化等の有無を点検する。	○		
		②点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。	○		
		③電源内蔵形照明器具は30分以上（48時間以上充電後）継続して有効に点灯することを確認する。	○		
		④電源別置型照明器具は予備電源に切替えて30分以上点灯することを確認する。	○		
	予備電源	①蓄電池設備は「直流電源設備」による。	○		

2.直流電源設備

装置区分	点検項目	点検及び保守内容	周期		備考
			6M	1Y	
整流装置	外箱、機器等の外観状態	①外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。	○		
		②各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。	○		
		③固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。		○	
	機能	①次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤面計器による）	○		
		②手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認を行う。	○		
		③開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力・出力負荷、警報等の状況のよるON, OFF状態を確認する。	○		
		④過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設置値及び動作確認を行う。		○	
		⑤機器の動作状況を下記項目について確認する。 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマの設定値 ・警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等）		○	
		⑥自動回復充電の動作を確認する。		○	
		⑦実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。		○	
配線、端子	①内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。		○		
絶縁・接地抵抗測定	①次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間		○		
	②接地抵抗を測定し、その良否を確認する。		○		
蓄電池	外観状況	①全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び液漏の有無を点検する。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。又、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。	○		
		②封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。	○		
		③全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。	○		
		④架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	○		
		⑤蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。		○	
		⑥蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、損傷及び腐食の有無を点検する。		○	
	機能	①浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。	○		
		②浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。 ・据付鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小型シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く）について行う。 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。	○		
				○	
				○	

装置区分	点検項目	点検及び保守内容	周期		備考
			6M	1Y	
		③上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	○		

3.防火戸、ダンパ等

装置区分	点検項目	点検及び保守内容	周期		備考
			6M	1Y	
連動制御盤	連動制御器	①変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	○		
		②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。	○		
		③結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を点検する。	○		
		④連動作動試験は、感知器の機能点検を行う加熱又は火災試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	○		
		⑤遠隔操作試験は端末機器の作動状況点検時において、連動制御器に遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	○		
		⑥付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がでることを確認する。	○		
	予備電源	①充電装置等に著しい損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。	○		
		②常用の電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。	○		
		③容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。	○		
ランプスイッチヒューズ類	①各表示灯の電球等を点灯させ著しい光束変化等の有無を点灯する。	○			
	②スイッチ類は開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。	○			
	③ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	○			
感知器	①変形、損傷、腐食等の有無を確認する。	○			
	②設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。	○			
	③設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。	○			
	④熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。	○			
	⑤煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	○			
	⑥補償式又は低温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。	○			
	⑦イオン式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。	○			
自動閉鎖装置	防火戸ダンパ	①防火戸の周囲に、閉鎖及び避難上障害となるものがないことを確認する。	○		
		②防火戸及びダンパが規定の装置により正常な状態でセットされていることを確認する。	○		
		③防火戸、ダンパ及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。	○		
		④温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付部の状態が正常であることを確認する。	○		
		⑤防火戸及びダンパの手動による閉鎖が正常に作動することを確認する。	○		
		⑥連動制御器の作動指令により防火戸及びダンパが正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。	○		
		⑦作動確認用スイッチの作動を確認する。	○		
	⑧防火戸及びダンパを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態の戻りであることを確認する。	○			
防火シャ	①シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害にな	○			

装置区分	点検項目	点検及び保守内容	周期		備考
			6M	1Y	
	ッター	るものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導の為に設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。			
		②防火シャッター及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。	○		
		③温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	○		
		④シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ正常に作動することを確認する。	○		
		⑤連動制御器の作動指令により、シャッターが正常に作動することを確認する。	○		
		⑥ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。	○		
		⑦作動確認用スイッチの作動を確認する。	○		
		⑧閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。	○		
総合点検		①煙感知器の感度が正常であることを所定の感度試験器により確認する。		○	
		②予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸、ダンパ等が正常に作動することを確認する。		○	
絶縁抵抗測定		次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間（1回線当り） ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り） ・付属する音響装置にいたる回路と大地間		○	
建具	防火戸 排煙窓等	①避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。	○		
		②作動状態の良否及び作動後の閉鎖状態の良否を確認する。	○		
		③建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。	○		
		④金物類のさび、腐食の有無を確認する。	○		
		⑤温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。	○		
		⑥金物類のがたつき、緩み及び変形の有無を点検する。	○		
	防火シャッター	①避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。			
		②開閉機構部の次の事項について確認する。 ・開閉機構部の油漏れ及びモータの過熱及び異常音の有無 ・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・スプロケット、ローラチェーンの芯ずれの有無及びローラチェーンのたるみ状態 ・ロープ車の損傷及びワイヤロープの摩耗の有無 ・巻取りシャフト、ブラケットの変形の有無及び取付け状態の良否	○		
		③表面処理、塗装、損傷及び汚れ等の劣化の有無を確認する。	○		
		④さび、腐食及び変形の有無並びに取付け状態の良否を確認する。	○		

4.中央監視制御設備等

装置区分	点検項目	点検及び保守内容	周期		備考
			6M	1Y	
外観		①据付ボルトの緩みの有無を点検する。		○	
		②換気ファンの作動確認を行い、異常音等の有無を点検する。	○		
		③記憶装置等の異常音及び異常振動の有無を点検する。	○		
		④操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能を点検する。	○		
		⑤エアフィルターの状態を点検する。	○		
		⑥コネクタ類の差込部を点検する。また、プリント板等の表面を清掃する。		○	
		⑦汚れ、損傷及びさびの有無を点検する。		○	
		⑧卓上機器の置台は固定金具を点検する。		○	
中央処理装置類		①フロッピーディスク装置等のヘッドの清掃及び異音の有無を点検する。		○	
		②下記の動作項目をテキストプログラムにより確認する。 ・CPU機能、メモリ ・ハードディスク ・フロッピーディスク装置等 ・入出力制御、回線制御アダプタ ・インターフェイス装置	○		
		③故障表示(LED等)及びブザー呼鳴の動作を確認する。	○		
監視操作装置等	表示装置	①各部清掃、電氣的性能試験(偏向歪、オーバースキャン、画面動揺等)、キーボード(ライトペン、マウス、タッチパネル等)の機能点検及びテストプログラムによる動作を確認する。		○	
		②表示装置が取付器具にて固定されていることを確認する。		○	
	表示操作パネル	グラフィックパネル等を清掃し、表示灯、操作スイッチ類の機能を点検する。	○		
	伝送装置	①入出力動作の確認及び点検を行う。		○	
		②入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧を確認する。		○	
		③入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整を行う。		○	
④垂直自立型の伝送装置の固定ボルトを点検する。			○		
記録装置	ラインプリンタ、ロギングプリンタ等	①各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構の点検調整並びにテストプログラムによる動作確認を行う。		○	
		②監視状態での印字位置、ミシン目スキップ、色切換等の確認を行う。	○		
		③固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされていることを確認する。		○	
	ハードコピー装置	①各機構部の清掃、注油、制御回路、オフラインテスト、オンラインテスト及び機構部の点検調整を行う。		○	
		②監視状態での印字位置、色あい等の確認を行う。	○		
		③固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。		○	
電源	各装置の電源	①電源電圧(入力電圧、出力電圧)を確認する。		○	
		②蓄電池の充電状態をテスタ等により確認する。	○		
	簡易型無停電電源設備	①装置の過熱、ほこり等の付着の状態を点検する。		○	
		②キャビネットの変形、損傷及び変色等の有無を点検する。		○	
		③異音、異臭等の有無を点検する。		○	
		④支持ボルト等の緩みの有無について点検する。		○	
		⑤パネル表示、操作部等の操作及び表示機能を点検する。		○	
		⑥電源電圧(入力電圧・出力電圧)の確認を行う。		○	
		⑦交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替、復電時の切替、交流直送回路への切替等の点検を行う。		○	
		⑧蓄電池について、変形、損傷、き裂、液漏れ等の有無を点検する。		○	

5.簡易自動消火設備

装置区分	点検項目	点検及び保守内容	周期		備考
			6M	1Y	
装置本体	設置場所状況	収納ボックスの周囲に障害物が置かれていないことを確認する。	○		
	収納ボックス	①変形、損傷、著しい腐食等がないことを確認する。	○		
		②壁面への取付が確実に固定されていることを確認する。	○		
		③貯蔵容器の固定に緩みがないことを確認する。	○		緩みは増締め。
	作動部	①貯蔵容器にイニシエーターが確実に取付けられていることを確認する。	○		
	予備電源	①電池の有効期限が切れていないことを確認する。	○		
	電源セットランプ	①コントローラ制御部の電源灯、コントローラ表示部のセットランプの点灯を確認する。ランプ切れの場合は交換する。	○		
		②電源部のヒューズが切断されていないが確認する。	○		切断は交換。
接地	①接地配線に著しい腐食、断線等がなく確実に接続されていることを確認する。	○			
その他	①表示シールのはがれ、文字が不鮮明でないことを確認する。	○		不適は補修。	
	②使用説明書等が収納ボックス近辺に常備されていることを確認する。	○			
消火剤貯蔵容器	本体	①消火薬剤の洩れがないことを確認する。	○		
		②容器の変形、損傷、著しい腐食等のないことを確認する。	○		
	指示圧力計	①変形、損傷がないことを確認する。	○		
		②指針が規定の範囲を示していることを確認する。	○		範囲外は調査。
銅配管	形状	①配管に扁平、つぶれ、腐食等がないことを確認する。	○		
	管の継手	①継手に緩みがないことを確認する。	○		緩みは増締め。
	固定	①配管が適切な位置で固定されていることを確認する。	○		緩みは増締め。
	仕様	①規定の銅管を使用していることを確認する。	○		
センサー	設置状況	①変形、損傷のないことを確認する。	○		
		②油脂等の付着の有無を点検する。	○		付着は清掃。
		③取付に緩みがないことを確認する。	○		緩みは増締め。
		④設置後5年を経過していないことを確認する。	○		狂いは調整。
ノズル	設置状況	①放射角度が適正であることを確認する。	○		
		②取付部分が確実に固定されていることを確認する。	○		緩みは増締め。
	外観	①変形、損傷、腐食がないことを確認する。	○		
		②調整銅管が極端に扁平していないことを確認する。	○		
	その他	①ノズルキャップが正常に取付られていることを確認する。	○		
		②ノズルに油脂等が付着していないことを確認する。	○		汚れは清掃。
リモートスイッチ	設置状況	①壁面に確実に取付られていることを確認する。	○		緩みは増締め。
		②油等で汚れていないことを確認する。	○		汚れは清掃。
	その他	①アクリルカバーが破損していないことを確認する。	○		
配線	状況	①配線の被覆に異常がないことを確認する。	○		
		②天井内配線の固定に異常がないことを確認する。	○		
		③ダクトとの隔離が規定通りであることを確認する。	○		規定値外は修正。
	仕様	①規定の電線を使用していることを確認する。	○		
その他		①各端子の緩み、脱落がないことを確認する。	○		緩みは増締め。
関連設備		①関連設備（ガス遮断弁等）への運動結線が確実になされていることを確認する。	○		
機能点検	作動部	①コントローラへ、リモートスイッチ等から火災入力して作動させ、各貯蔵容器の起動部への出力を確認する。	○		
	警報装置	①試験治具を使用し、注意、警告、火災各レベルのランプ表示が点灯し、警報ブザーが鳴動することを確認する。	○		ランプ切れは交換。
	予備電源	①電池試験により、予備電源の電池容量が規定値以上であることを確認する。	○		
	リモートスイッチ	①リモートスイッチを操作し、リモート表示灯の点灯、火災表示灯の点滅、ブザーの鳴動を確認する。	○		ランプ切れは交換。
	センサー	①確実に作動することを確認する。	○		
	連動設備	①簡易自動消火装置と連動している各設備（送風機等）が連動して作動するか確認する。	○		

通信設備等点検整備業務

特記仕様書

国土交通省関東地方整備局 総務部

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「通信設備等点検整備業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

※建築保全業務共通仕様書…http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm

2. 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか共通仕様書によるものとする。

第2条 業務説明

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館（高層棟・検査棟・厚生棟、地下駐車場等）で使用する、電話交換機設備、構内情報通信網設備などの保守全般を行う。

第3条 適用規格等

本業務の履行にあたっては、本業務の目的及び内容を十分理解したうえで、関係法令等を遵守するとともに以下の規格、基準等を適用する。

- 1) 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 2) 建築工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 3) 建築改修工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 4) 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 5) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 6) 建築設備設計基準（国土交通大臣官庁営繕部）
- 7) その他関係基準等

第4条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟

第5条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

第6条 関連業務

受注者は、合同庁舎の運営を円滑かつ適切なものとするため、別途業務と積極的に協調と連携を図ること。

以下にさいたま新都心合同庁舎2号館で別途実施する主な業務を示す。

- 1) 保安警備業務
- 2) 機械電気設備運転管理業務
- 3) 受変電設備等点検整備業務
- 4) 防災設備点検整備業務

第7条 建物概要(さいたま新都心合同庁舎2号館)

1.敷地面積

26,633.32 m²

2.高層棟(2号館)

S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階、延床面積101,405.76m²

3.検査棟(事務棟及び実験棟)

SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、塔屋1階、延床面積32,800.33m²

4.厚生棟

RC造一部S造、平屋建、延床面積937.84m²

第2章 業務概要

第8条 業務概要

1.概要

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館（高層棟、検査棟、厚生棟）に設置している、電話交換機設備、構内情報通信網設備、電力監視制御設備、照明制御設備、施設情報管理設備及び防犯設備について、定期点検、臨時点検及び保全整備を実施する。

点検対象設備の概要を別表-1に示す。

設備区分	業務内容・数量					備考
	定期点検			臨時点検	整備	
	1ヶ月	6ヶ月	年			
電話交換機設備	0回	1回	1回	1式	-	
構内情報通信網設備	0回	0回	1回	1式	-	
電力監視制御設備	0回	1回	1回	1式	1式	
照明制御設備	0回	0回	1回	1式	1式	
施設情報管理設備	0回	0回	1回	1式	-	
防犯設備	0回	0回	1回	1式	-	

2.本業務の役割

本業務で点検を実施する通信設備等の信頼性は、当合同庁舎入居官署の業務へ非常に大きく影響を及ぼす重要な基幹設備である。

このため、業務内容及び数量は前項のとおりであるが、本業務では当該通信設備等における信頼性確保の一つとして、人為的異常発生原因の除去と異常兆候の早期発見を目的とし、受注者は定期点検の項目を年間で可能な限り年間で平準化を図り、年間のほぼ毎週について点検を実施する体制で実施しなければならない。

なお、「人為的異常発生原因の除去」とは、当該通信設備等を利用する入居官署等が独自に実施する各種作業に対し、適切に実施されるよう合同庁舎管理室が監視し、入居官署等へ指導等を行うことである。しかしこれには、高度かつ専門的な知識、経験が不可欠であるため、本業務においてはこの点において合同庁舎管理室を補助する役割を担う。

第3章 共通事項

第9条 業務責任者

1.業務責任者の選任と通知

- 1) 受注者は、契約締結後すみやかに業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2) 業務責任者は、競争入札への参加にあたり受注者が発注者へ提出した、「競争参加資格確認申請書」に記載した「業務責任者」から選任すること。
- 3) 業務責任者の変更は原則認めない。ただし、業務責任者の死亡など変更せざるをえない場合は、受注者は業務責任者の条件を満たす者へ速やかに変更しなければならない。
この場合、後任業務責任者は、「さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟施設管理・運営業務民間競争入札実施要項」に記載されている「業務責任者の条件」を満たす者でなければならない。

2.業務責任者の兼務

業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

3.業務責任者の職務等

業務責任者は、業務の履行計画と履行管理、業務対象の状態・状況の把握、適切な対処方法の立案、統括管理責任者との調整・報告、作業員への適切な指示・指導を行わなければならない。
また、本業務の検査は統括管理責任者が臨場して受検することを原則とする。

4.名札の着用

業務責任者は、履行場所内（建物外の敷地も含む）において、業務名、業務期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った以下の名札を着用すること。

業務責任者	
	氏名
写真	業務名：〇〇点検業務
	履行期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者：〇〇株式会社

※用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

※所属会社の社印とする。

第10条 業務担当者

1.業務担当者の選任

受注者は、業務の実施に先だって、業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿の写を施設管理担当者へ提出し、変更が生じた場合も同様とする。

2.業務担当者の服装と名札の着用

業務担当者は、社名及び氏名が明記されている業務責任者に準じた名札を着用すること。

第11条 負担の範囲

- 1) 業務実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、発注者の負担とする。
- 2) 点検に必要な工具（専用工具を含む）、計測機器等（専用機器等を含む）は、受注者の負担とする。
- 3) 保守に必要な消耗品又は材料、油脂等は受注者の負担とする。
- 4) 業務の履行に関わる検査に関わる一切は受注者の負担とする。
- 5) 受注者の不注意により生じた作業の手戻り（やり直し）、損傷などの復旧費用。

第12条 作業実施日など

受注者が本業務を履行場所で作業を行う実施日などは以下のとおりとする。

- 1) 点検作業は、平日昼間とする。平日昼間とは、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日の、8:30から18:00までとする。
- 2) 臨時点検は、施設管理担当者から連絡を受けた当日とする。この時、統括管理責任者は施設管理担当者と緊密に連絡をとること。
- 3) 整備は、平日昼間を基本とするが、通常の庁舎利用に対する影響や作業の安全対策などからこれ以外で実施する場合、概ね1週間前までに施設管理担当者と調整し日程を決定すること。

第13条 作業上の注意

1.当事者事故の防止

受注者は、受注者の責任で作業員の安全管理に万全な態勢をもって作業にあたること。

2.作業に伴う第三者の事故及び迷惑防止

受注者は、合同庁舎利用者など第三者に対して、万全の安全管理で作業にあたること。

また、作業方法について合同庁舎利用者を生じる支障を最小限とするよう配慮すること。

そして、建物、設備などを損傷しないよう作業、資機材の運搬などで細心の注意を払うこと。

3.実施体制

受注者は、十分な経験技術を有する者を本業務の作業に従事させなければならない。

また、緊急時において、施設管理担当者をはじめとする発注者ならびに関連業務担当者などと綿密な連絡が行えるようにしておくとともに、公共交通機関又は自動車等で概ね1時間以内に作業員が現地へ到着することを目標とした体制を整えておかななければならない。

なお、本業務に従事する全ての者は、合同庁舎管理規則を遵守すること。

4.作業実施に必要な手続き

さいたま新都心合同庁舎2号館はセキュリティゲート、電子錠などが稼働しているので、入館手続きを行わないと作業着手はできない。

このため、業務責任者はこれを理解し、全作業員へ入館方法などを周知・教育すること。

また、さいたま新都心合同庁舎2号館において作業を行う場合、事前の手続きが必要である。

このため、受注者は手続き方法、書式などを施設管理担当者へ確認するとともに、必要書類などを施設管理担当者へ提出すること。

一般的な提出書類は次のとおり。

- ・ 作業届
- ・ サービスヤード利用届（トラックなどで資機材を搬出入する場合）
- ・ 地上駐車場利用届（通常は利用を認めない）
- ・ 休日出勤者届（平日以外で作業を行う場合）
- ・ 地下駐車場利用届（平日以外で地下駐車場を利用する場合）

5.損害賠償及び紛争解決

受注者の作業において、合同庁舎利用者など第三者に損害を与え、または紛争を生じたときは、受注者の責任で損害を賠償し、または紛争を解決すること。

第14条 臨場

1.関係機関の立ち入り臨場

関係機関の立ち入り調査等があり、施設管理担当者が統括管理責任者へ受注者の立会を求めた場合、受注者はこれに積極的に協力しなければならない。

2.整備作業の終了後臨場

整備作業毎に、作業終了時に施設管理担当者と統括管理責任者及び業務責任者が臨場で目視及び試運転などで検査を行う。

なお、平日昼間以外で整備を行った場合は、施設管理担当者と統括管理責任者が日程を調整し検査日を決

定する。

第15条 業務の再委託

1.再委託の基本事項

受注者は、本業務を再委託しようとする場合、発注者の承諾を得なければならない。

これは、事前に施設管理担当者へ「再委託承諾申請書」を提出すること。

そして、再委託の規模、内容、再委託先企業等から、本業務の履行に関する品質、信頼性の確保に疑問が生じ施設管理担当者から受注者が説明を求められた場合、受注者は速やかに対応しなければならない。

さらに、受注者による説明の結果、発注者が不承諾の場合、受注者は速やかに内容の見直しを行い、承諾の再申請を行わなければならない。

なお、再委託承諾申請の不承諾に伴う一切について、本業務の契約変更はしない。

3.再委託の例外事項

業務範囲に故障が発生し、受注者による緊急の処置が必要と施設管理担当者が行責任者へ処置の指示を行い、この一部を受注者が再委託しようとする場合は、前項2に定める「再委託承諾申請書」の提出は不要とする。

ただし、受注者は前項2を満たす再委託者を選定すること。

第16条 疑義

受注者は、本特記仕様書ならびに業務の履行で疑義が生じた場合、施設管理担当者と打合せし解決すること。

第4章 点検整備

第17条 点検

1.一般事項

- 1) 点検項目は、別表-2及び共通仕様書のとおりとするが、これに記載されていない事項であっても設備の機能、構造、安全・信頼性から当然必要な作業は、これを充足する。
- 2) 電話交換機設備及び構内情報通信網設備の点検は、これら障害発生兆候の早期把握による設備の信頼性確保と目的として、毎週1日程度の頻度で規定の時期までに作業を終える体制で実施すること。なお、これを実行したうえで規定の時期に作業が連続することはかまわない。
- 3) 点検の内容と実施時期及び回数は次のとおり。

設備	点検	実施時期（月）											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
電話交換機設備	年						△	△	△	△	△	○	
	6ヶ月	△	△	△	△	○							
	臨時	○											
構内情報通信網設備	年							△	△	△	△	△	○
	臨時	○											
電力監視制御設備	年									△	○		
	6ヶ月				○								
	臨時	○											
照明制御設備	年										△	○	
	臨時	○											
施設情報管理設備	年			○									
	臨時	○											
防犯設備	年		○										
	臨時	○											
テレビ共同受信設備	臨時	○											
施設概略点検		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全館停電											○		

※凡例の説明

・○…基準月、△…点検項目平準化を行った内容の実施

2.電話交換機設備の補足

- 1) 構内内線電話を構成するうえ重要な、地下3階・MDF室、高層棟14階・IDF室、高層棟PH2階・IDF室、検査棟側地下1階・IDF室と関連するEPS室内の端子盤等の配線状況なども本業務範囲内とし、配線等に不具合を発見した場合は施設管理担当者へ報告し、予備部品等を用いて交換を行う。
- 2) 官署専用部内線電話の変更、移設、増設は本業務範囲外である。
- 3) 官署専用部において何らか本業務の対象となっている設備等の作業が行われる場合、施設管理担当者から統括管理責任者へこの内容を連絡する。これをうけ受注者は、当該作業を行う業者の作業方法などを確認し、問題点や疑義等があった場合は施設管理担当者へ報告すること。
施設管理担当者が、作業を発注する官署等へ統括管理責任者からの報告内容を伝え、問題点や疑義の解消にあたる。
そして、受注者は作業後の状況確認などを行い、結果を施設管理担当者へ報告すること。なお、ここで手直し等が必要と判断した場合は、施設管理担当者から官署等へ依頼し、官署等の責任において実施させることとし、この状況確認は本業務範囲内とする。

3.電力監視制御設備の補足

- 1) 電力監視制御設備を構成する各種記憶装置の容量など使用状況について、点検毎に調査し施設管理担当者へ報告すること。なお、点検時には必要に応じて容量の状況がシステム稼働の安定性に支障を及ぼさ

ないよう、統括管理責任者、業務責任者及び施設管理担当者が確認をしたうえで、受注者が蓄積データの外部バックアップ処理などを行うこと。

- 2) 電力監視制御設備が保存するデータを施設管理担当者が利用するため、当該データの取り出しが必要となった場合、受注者は概ね1週間以内にこの取り出しを行うこと。なお、施設管理担当者への取り出したデータの受け渡しは地下3階・中央監視室内で行うものとし、受け渡しメディアは施設管理担当者から支給する。また、受注者はこれを庁舎外へ持ち出してはならない。

4.防犯設備の補足

- 1) 本業務における定期点検は、防犯設備のうちセンサ類を除いた防犯監視システムと、監視カメラシステムとする。
- 2) センサ類について、障害などが発生した場合の緊急復旧等も本業務で実施するものとし、これは契約変更の対象とする。
- 3) 監視カメラについて、障害などが発生した場合の緊急復旧等も本業務で実施するものとし、これは契約変更の対象とする。
- 4) 高層棟1階・防災センター及び合同庁舎管理室、地下3階・中央監視室において効果的なカメラ監視を行うため、モニタ等への表示カメラを変更するために必要となる軽微な配線変更などは、点検整備の範囲に含むものとする。ただし、施設管理担当者から、受注者が予定する点検整備作業実施日の概ね1週間前までに変更内容を連絡したものに限り、これ以外の場合は契約変更の対象とする。

5.施設情報管理設備の補足

- 1) 本業務における定期点検は、構成機器の保守と、OS等構成ソフトウェアのパッチ処理を行う。構成機器の保守は、電力監視制御設備（中央監視制御設備）の点検項目を準用する。
- 2) 官署端末の保守は、作業に先立ち各官署へ日程等の調整を受注者で行うこと。なお、当該端末で適正ではないと思われる疑念が生じた場合、速やかに施設管理担当者へ報告すること。

6.テレビ共同受信設備の補足

- 1) テレビ共同受信設備は、不具合等が生じた場合に対応するものとし、軽微な障害概要把握は本業務の範囲内として契約変更の対象とはせず、その後の詳細調査及び復旧等が生じた場合は契約変更の対象とする。

7.施設概略点検の補足

- 1) 電話設備、構内情報通信網設備、テレビ共同受信設備が関係する全てのE P S室とI D F室について月1回以上の頻度で入室し、主に目視及び聴覚により関連装置の異常等、室内の不適切使用、防火区画の状況等について概略の点検を行う。

点検時期及び点検方法の詳細は統括管理責任者と施設管理担当者とで打合せを行い決定する。

なお、設備に関する点検内容は以下のとおりとする。

- ・ 電話設備：主に配線類外観
- ・ 構内情報通信網設備：主に配線類外観、換気ファン異音、装置外観及び異音
- ・ テレビ共同受信設備：主に配線状況、増幅器電源

- 2) 統括管理責任者は点検結果を施設管理担当者へ報告すると共に、必要に応じて設備の予防保全や室内管理などに関する提案を行うこと。

8.全館停電の補足

- 1) 別途関連業務により、さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟の受変電設備法定点検を実施する。これに伴う全館停電を下記日程で実施する予定である。

このため、受注者は合同庁舎管理室、官署関係者及び別途関連業務従事者等と綿密に連携し、全館停電に協力すること。

本業務では、全館の停電前、停電中及び復電後の電話交換機設備、構内情報通信網設備、電力監視制御設備、施設管理情報設備、防犯設備などの仮設運用、停止・再開、停電中の監視などを行う。なお、監視カメラシステムは、別途業務により操作を行う。

- ・ 保安系電源停電：平成27年1月10日（土）、平成28年1月9日（土）、平成29年1月7日（土）
- ・ 一般系電源停電：平成27年1月11日（日）、平成28年1月10日（日）、平成29年1月8日（日）
- ・ 予備日：平成27年1月12日（月）、平成28年1月11日（月）、平成29年1月9日（月）

第18条 整備

1.一般事項

本業務の整備に関して、機器・部品規格や数量に変更が生じた場合は、変更契約の対象とする。

2.整備項目

整備項目は下記のとおり。実施時期は、統括管理責任者と施設管理担当者の打ち合わせにより決定する。

設備	装置等	内容	数量	備考
電力監視設備	ページプリンタ	トナー納品 ・ CL-114A(0897110) ・ CL-114A(0897120) ・ CL-114A(0897130) ・ CL-114A(0897140)	各9	地下3階・中央監視室
	シリアルプリンタ	リボン納品 ・ DPK3800カラー(0325230)	30	地下3階・中央監視室
照明制御設備	ターミナルユニット	交換	10	6Aリレー端末器 交換がない場合でも部品は 予備品として10個納品する こと。
	コントローラ	電池交換	20台分	2年毎（H27年度）

※照明制御設備のターミナルユニットについて、交換箇所は施設管理担当者からの指示による。なお、数量に増減が生じた場合は、変更契約の対象とする。

第5章 提出資料等

第19条 提出資料等の概要

受注者は、以下のとおり書類等を施設管理担当者へ提出する。提出部数は全て2部とし、施設管理担当者受領時に、受注者へ1部返却する。

なお、施設管理担当者へ提出した2)、3)、5)項の資料については、業務完了時にそのまま「業務報告書」とするため、受注者は業務報告書とするためのファイルを用意すること。

- 1) 業務計画書 業務着手前、共通仕様書による
- 2) 作業日報 作業日毎
- 3) 点検整備報告書 翌月初頃、ただし平成29年3月分は業務完了時
- 4) 出来形確認書類 支払い請求毎、ただし業務完了時は不要
- 5) 保全履歴総括表 3月末頃
- 6) 予防保全計画提案書 10月中旬頃、3月末頃

第20条 業務計画書

1.業務計画書の内容

受注者は、業務の実施に先立ち次の内容を網羅した業務計画書を施設管理担当者に提出する。

- 1) 実施体制
- 2) 実施工程
- 3) 作業方法、実施手順
- 4) 安全管理、安全対策
- 5) その他作業に必要な事項

2.提出時期

受注者は当初業務計画書を、施設管理担当者へ平成26年4月1日に提出しなければならない。
なお、この時点では前項1の1)実施体制のうち、緊急事態に備えた体制があれば良い。
そして、これ以外については業務着手前に提出すること。

3.未定事項の対応

業務計画書の提出時期において未定の内容がある場合は、未定の理由と追加提出予定時期を当初提出の業務計画書へ明記すること。

4.業務計画の変更

提出した業務計画書の内容に変更が生じた場合、及び前項の未定内容が決定した場合は速やかに施設管理担当者へ提出すること。

なお、この提出では、改訂履歴及び内容の管理を行うとともに、常に最新の業務計画書を維持するよう工夫すること。

第21条 作業日報

作業当日の作業者、内容、特記事項など記載した日報を、作業終了時に施設管理担当者へ提出し、作業結果などを報告すること。

また、報告時に施設管理担当者から指示された事項は、速やかに対応すること。

なお、臨時点検など諸事情により統括管理責任者が報告できない場合は、代理の者でよい。

第22条 点検整備報告書

作業当該月の作業結果（概要版、詳細報告、履行状況写真、不具合写真など）をとりまとめ、提出と併せて統括管理責任者は施設管理担当者へ詳細な報告や今後の対応方法などの提案、施設管理担当者の疑義に対する説明などを行う。

第23条 出来形確認書類

受注者が業務完了前に支払いを請求する場合、業務の出来形などを発注者で確認するため、発注者は以下の書類について施設管理担当者を通じて提出すること。

- 1)業務出来形報告
- 2)業務出来形内訳書

第24条 保全履歴総括表

本業務の点検結果、対応した不具合の内容と原因及び処置、実施した整備内容、運転記録などの保全履歴を、受注者は総括表とりまとめ、施設管理担当者へ提出すること。

書式、内容は施設管理担当者と打ち合わせし決定する。

第25条 予防保全計画提案書

受注者は翌年度以降の予防保全整備計画の提案書を作成し、施設管理担当者へ提出する。

提案にあたっては、本業務での点検結果、設備の運転状況、既設部品・機器の製造時期や劣化状況、過去の整備状況、設備の安全性及び信頼性の観点における優先度、経済性などを総合的に勘案すること。

詳細な提出時期、様式、作成範囲などは統括管理責任者と施設管理担当者で調整し決定する。

第7章 個人情報の取り扱い

第26条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第27条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第28条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第29条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第30条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第31条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第32条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第33条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別添一）を発注者に提出しなければならない。

第34条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第35条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第36条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第8章 その他

第37条 発生材等の処分

作業により発生した発生材等は、受注者の責任において、関係法令に基づき、適正に処分する。

第38条 原形復旧

作業に伴い一時的に取り外す配線や部品等は、受注者の責任において、作業後に原形復旧を行うとともに、原形復旧したことを業務責任者又は業務担当者が検査し、記録に残すこと。

第39条 支払い

本業務の支払いは、下記に示す官署のうち1つが代表して行う場合と、全ての官署が各々の負担割合に応じて行う場合の2通りがある。

この支払い方法と支払い実施官署（全ての官署で支払う場合は負担割合）は、発注者から受注者へ別途通知する。

- a) 関東地方整備局
- b) 関東管区警察局
- c) 北関東防衛局
- d) 東京矯正管区
- e) 関東地方更生保護委員会
- f) 関東農政局
- g) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

別添-1

証明書

業務名：

受注業者：

証明者：

印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

別表-1 点検対象設備概要

1-1.電話交換機設備

名称	設備内容
交換機	1台（富士通E3270D） 自立固定型キャビネット 制御方式：蓄積プログラム制御 処理方式：分散処理 通話方式：時分割PCM 局線応答方式 ・局線中継 ・分散中継 ・ダイヤルイン ・ダイレクトライン ・付加番号ダイヤルイン 通話路：時分割1段通話路 制御装置：32ビット 主記憶装置：4Mビット ICメモリ、16MB（基本） ファイルメモリ ・3.5インチミニフロッピーディスク 入力装置：保守コンソール 冗長構成：通話路、制御装置の二重化 増設架：4台
回線ユニット	23台
8回線局線出入トランク	16台
12回線局線出入トランク	4台
8回線夜間切替トランク	6台
4回線BRI局線出入トランク	3台 他に関東地方更生保護委員会専用：1台、農林水産消費安全技術センター：1台
4回線LD出入トランク	2台
OD専用線トランク	5台
8回線デジタルトーチトランク	4台
4回線PB信号受信機	10台
4回線ミキサートランク	30台
8回線話中表示インターフェイス	1台
VOIPインターフェイス用品	1台
MISCトランクB	4台
局線中継台	5台
話中表示装置	6台 ・使用：関東農政局2台 ・未使用：北関東防衛局2台、関東地方更生保護委員会1台、東京矯正管区1台
自動通話録音装置	2台 ・使用：関東地方更生保護委員会1台、東京矯正管区1台 ・未使用：北関東防衛局1台、関東農政局2台
アナログ一般電話機	1,453台
デジタル多機能電話機	156台
専用内線兼用携帯電話機	8台（予定） 利用サービス ・KDDIビジネスコールダイレクト ・KDDI光ダイレクト INS1500用パッケージ×1（KDDI光ダイレクト接続用・Ⅱ系交換機内蔵）
CTIサーバー	2台
保守端末	1台
交流無停電電源装置	1台 ・整流器出力：250A ・蓄電池：MSE-300(25セル×3段)
BSアンテナ	209台

1-2.構内情報通信網設備

名称	設備内容
中央ノード (CN)	ATMスイッチ (EA-1570) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体装置 : 2台 ・ コンソール : 2台 ・ 4回線156MMF I/F用品 : 2台 ・ 4回線156SMF I/F用品 : 6台 ・ 1回線622M SMF I/F用品 : 12台 ルート管理装置 (ATM-R) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体B装置 : 2台 ATMスイッチングハブ (ATM-HUB) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体装置 : 1台 ・ 無停電電源装置15KVA : 1台 ネットワーク管理装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体装置 : 2台 ・ カラーCRT : 2台 ・ ページプリンター : 2台
官署ノード (LN)	ATMスイッチ (EA-1550) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体装置 : 4台 ・ 4回線156MMF I/F用品 : 4台 ・ 4回線156SMF I/F用品 : 12台 ・ 1回線622M SMF I/F用品 : 8台 ルート管理装置 (ATM-R) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体B装置 : 6台 ・ 無停電電源装置 (3KVA) : 4台 ATMスイッチ (EA-1570) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体装置 : 2台 ・ 4回線156MMF I/F用品 : 4台 ・ 1回線622M SMF I/F用品 : 8台 ATMスイッチングハブ (ATM-HUB) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体装置 : 4台 ・ 無停電電源装置 (1KVA) : 2台
階ノード (FN)	ATMスイッチングハブ (ATM-HUB) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体装置 : 23台 ・ 無停電電源装置 (1KVA) : 23台 ATMスイッチ (EA-1330) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体装置 : 4台 ・ 4回線156MMF I/F用品 : 12台 ・ 1回線622M SMF I/F用品 : 4台
パイプ集合ケーブル設置箱	85個
ATMスイッチ	インターフェイス <ul style="list-style-type: none"> (a) LAN-1 <ul style="list-style-type: none"> ・ SONET OC-12C、SM型光ファイバー (b) LAN-2 <ul style="list-style-type: none"> ・ SONET OC-3C、SM型光ファイバー ※ネットワーク管理装置用ボードはG1型光ファイバー スイッチ <ul style="list-style-type: none"> ・ CN : 5Gbps ・ LN : 2.5bps 入力電源条件 : 入力電圧AC100V、周波数50Hz
ルート管理装置	インターフェイス : LAN-2 <ul style="list-style-type: none"> ・ SONET OC-3C SM型光ファイバー 入力電源条件 : 入力電圧AC100V、周波数50Hz
ATMスイッチングハブ	①インターフェイス <ul style="list-style-type: none"> (a) LAN-2 <ul style="list-style-type: none"> ・ SONET OC-3C SM型光ファイバー (b) LAN-3 <ul style="list-style-type: none"> ・ ITEE802、3V100BASE-FX ・ 全二重方式 G1型光ファイバー (c) LAN-4 <ul style="list-style-type: none"> ・ ITEE802、3V100BASE-TX

名称	設備内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I 型光ファイバー (d) LAN-5 <ul style="list-style-type: none"> ・ ITEE802、3V100BASE-F ・ G I 型光ファイバー (e) LAN-6 <ul style="list-style-type: none"> ・ ITEE802、3V310BASE-T スイッチ方式：Stor-Sad-forward方式 入力電源条件：入力電圧AC100V、周波数50Hz
ネットワーク管理装置	表示装置：17インチ ネットワークインターフェイス LAN-2 <ul style="list-style-type: none"> ・ SONET OC-3C ・ SM型光ファイバー
無停電電源装置	I 型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流入力：3φ3W200V50Hz ・ 定格出力：1φ2W100V50Hz ・ 停電補償時間：30分 ・ 対象機器：CN、ネットワーク管理装置 III 型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流入力：1φ2W100V50Hz ・ 定格出力：1φ2W100V50Hz ・ 停電補償時間：30分 ・ 対象機器：LN VI 型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流入力：1φ2W100V50Hz ・ 定格出力：1φ2W100V50Hz ・ 停電補償時間：30分 ・ 対象機器：LN、FN

1-3.電力監視制御設備

名称	設備内容
電力監視主装置 (HIM)	3台 (H23保全整備実施) 型式: FC4040H15 CPU: インテルCorei3-2120 (3.30GHz) メモリ: 2GB 補助記憶装置 ・ DVDスーパーマルチドライブ (内蔵) × 1台 ・ ハードディスク (80GB) (ミラーディスク構成) × 2台 サポートOS: Windows XP Professional for Embedded Systems ディスプレイ ・ カラー液晶ディスプレイ24インチワイド × 2台 (中央監視室) ・ カラー液晶ディスプレイ19インチ × 1台 (防災センター) 消費電力: 本体234W、ディスプレイ78W(19インチ) 発熱量: 本体5054kJ/h台、ディスプレイ282kJ/h台(19インチ)
シリアルプリンタ	1台 (H23保全整備実施) 型式: FC4030PR8 消費電力: 140W
カラーレーザプリンタ	1台 (H23保全整備実施) 型式XL-C8300 消費電力: 1500W 発熱量: 4800kJ/h台
電力監視グラフィックパネル操作卓	1台 1) 機能: 受変電及び発電状態の監視及び関連機器の中央操作 2) 表示素子: 1灯2色LED (赤/緑)
icont	6台 (H23保全整備実施) 装置名: インテリジェントコントローラ (ICT) 型式: ESPRIMO N5280A CPU: インテルCorei3-2120 (3.30GHz) メモリ: 2GB 補助記憶装置 ・ DVDスーパーマルチドライブ (内蔵) × 1台 ・ ハードディスク (80GB) × 1台 サポートOS: Windows XP Professional for Embedded Systems 消費電力: 468W/台 発熱量: 10109kJ/h台
リモートステーションゲートウェイ	6台 (H23保全整備実施) 型式: FC4040GW CPU: 32bitRISCプロセッサ プログラムメモリ: 48Kステップ データメモリ: 97Kワード バッテリーサポート: 3年交換 (メーカー推奨) (H26頃交換予定) 上位回線数/仕様: 1回線/TCP-IP (10BASE-T) 下位回線数/伝送方式: 4回線/RS-485
リモートステーション	24面 1) 処理装置: 8ビットCPU 2) メモリ: ROM (128KB)、RAM (64KB)
無停電電源装置	12台 (10KVA: 3台、5KVA: 9台) 1) 交流入力: 3φ200V 2) 定格出力: 100V
マルチプロトコルルータ	LR460: 8台
ネットワーク監視装置	GRANPOWER model280: 1台 カラーCRT: 1台
電力リレー盤	8台
管理情報収集装置	1台 (H23保全整備実施) 装置名: ファシリティアークステーション (FWS) 型式: PGT1574N63 CPU: インテルXeonプロセッサX3480 (3.06GHz/4コア) サポートOS: Windows Server 2008 R2 Standard (SP2) メモリ: 2GB[基本]+2GB[拡張] 補助記憶装置

名称	設備内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVDスーパーマルチドライブ (内蔵) × 1 台 ・ ハードディスク (300GB) × 1 台 ディスプレイ <ul style="list-style-type: none"> ・ カラー液晶ディスプレイ17インチ× 1 台 消費電力：本体314W、ディスプレイ20W(17インチ) 発熱量：本体1130kJ/h台、ディスプレイ72kJ/h台(19インチ)
ウェブ検針システム	1台 (H23保全整備実施) 装置名：インフォメーションサーバ (ISV) 型式：PGT1574N63 CPU：インテルXeonプロセッサX3480(3.06GHz/4コア) サポートOS：Windows Server 2008 R2 Standard (SP2) メモリ：2GB[基本]+2GB[拡張] 補助記憶装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ DVDスーパーマルチドライブ (内蔵) × 1 台 ・ ハードディスク (300GB) × 2 台 ディスプレイ：FWSと共用 消費電力：本体314W 発熱量：本体1130kJ/h台

1-4.照明制御設備

名称	設備内容	【参考】メーカー推奨整備項目
高層棟照明制御盤 LCU-B-B1 LCU-B-14-1~3 LCU-B-PH1-1~3	7面 (H23保全整備実施) 1) 第1電気室 (地下3階) : 1面 ・コントローラ (FreeFit) : 1台 ・UPS : 300VA×1台 2) 第2電気室 (14階) : 3面 ・コントローラ (FreeFit) : 7台 ・UPS : 1.0kVA×1台 3) 第3電気室 (PH1) : 3面 ・コントローラ (FreeFit) : 8台 ・UPS : 1.0kVA×1台	コントローラ ・リチウムイオンバッテリー : 2年毎 (今回) ・電源ユニット、電源基板 : 5年毎 UPS ・蓄電池 : 3年毎 ・本体 : 6年毎 伝送増幅器 ・本体 : 7年 HUB ・本体 : 3年毎
検査棟照明制御盤 LCU-C-1	1面 (H23保全整備実施) 1) 検査棟1階EPS2 : 1面 ・コントローラ (FreeFit) : 2台 ・UPS : 300VA×1台	
厚生棟照明制御盤 LCU-D-1	1面 (H23保全整備実施) 1) 厚生棟1階EPS14 : 1面 ・コントローラ (FreeFit) : 1台 ・UPS : 300VA×1台	
駐車場照明制御盤 LCU-G-B3	1面 (H23保全整備実施) 1) 地下3階EPS22 : 1面 ・コントローラ (FreeFit) : 1台 ・UPS : 300VA×1台	
設定器	1台 (H23保全整備実施) ・ノートPC ・FreeFit設定用	

1-5.防犯設備

1)防犯管理システム

名称	設備内容
ホストコンピュータ	ACD-E4-17264 (中央電子)
GC1	防災センター内 ACD-E4-17184 (中央電子)
GC2	検査棟地下1階清掃員控室 (IDF室) ACD-E4-17185 (中央電子)
カードリーダー	4台 液晶付非接触 SS2281FHC-L (中央電子)
検査棟鍵保管器	40キー用 SS2281BHF40MU (中央電子)
	20キー用 SS2281BHF40MU (中央電子)
	電源装置 BA-301-24 (中央電子) 2台
パッシブセンサ	PA-6712 (竹中エンジニアリング) 91台
	PA-6720 (竹中エンジニアリング) 1台
	高層棟1階コンピニ内
センサ用電源装置	BA-61 (竹中エンジニアリング) 3台
	BA-202D (竹中エンジニアリング) 2台
ガラスセンサ	GS-02C (竹中エンジニアリング) 5台
シャッターセンサ	SH-M5 (竹中エンジニアリング) 10台

2)監視カメラシステム

名称	設備内容
監視カメラ	型式：ドームタイプ：35台
	型式：ハウジング・天井吊下げタイプ：12台
	型式：ハウジング・回転台付タイプ(電動ズーム)：3台
	型式：屋外ハウジング・回転台付タイプ(電動ズーム)：7台
	型式：屋外ハウジング・回転台付・ポール取付タイプ(電動ズーム)：8台
監視カメラ制御架	設置場所：高層棟1階・防災センター機器室 ①カメラ駆動ユニット：14台 ②4画面分割ユニット：18台 ③フレームスイッチャー：6台 ④20型カラーテレビ(4画面)：6台 ⑤システムコントローラ(デスク型)：1台 ⑥デジタル・サーバランス・レコーダー (HDD320GB)：6台 ⑦電源制御ユニット：3台 ⑧システムコントロールユニット：1台 ⑨映像分配器：7台
監視カメラモニタ架	設置場所：中央監視室 ①14型カラーモニターテレビ(4画面)：6台 (B3F) ②システムコントローラ：1台 ③電源制御ユニット：3台
	設置場所：航空通信機室 ①14型カラーモニターテレビ：1台 (PH2) ②システムコントローラ：1台 ③電源制御ユニット：1台 ④映像分配器：1台
	設置場所：運行管理室 ①14型カラーモニターテレビ：1台 (PH2)

3)監視カメラ一覧

No	ch	建物等	階	再生場所	整備履歴	メーカー・仕様
1	4	高層棟	2	エレベータホール1~7号機	H22.5交換	TOA 高感度仕様
2	5	高層棟	2	エントランス受付付近(屋内)	H21.8交換	TOA 高感度仕様
3	6	高層棟	2	エレベータホール8~14号機	H22.5交換	TOA 高感度仕様
4	7	高層棟	2	エレベータホール17・18号機	H20.3交換	

No	ch	建物等	階	再生場所	整備履歴	メーカー・仕様
5	8	高層棟	2	エレベータホール 15号機前デッキ		SONY
6	9	高層棟	2	西口玄関前デッキ	H21. 11 交換	TOA 高感度仕様
7	10	高層棟	2	喫茶コーナー横デッキ	H23. 1 交換	TOA 高感度仕様
8	11	高層棟	2	屋外喫茶横デッキ	H21. 11 交換	TOA 高感度仕様
9	12	高層棟	2	受付付近エントランスホール(屋内)	H21. 8 交換	TOA 高感度仕様
10	13	検査棟	3	検査棟玄関ホール	H21. 8 交換	TOA 高感度仕様
11	14	検査棟	1	検査棟キーボックス前	H20. 10 交換	
12	18	外構	2	エレベータ 16号機前デッキ		SONY
13	19	外構	1	エレベータ 16号機前デッキ		SONY
14	20	外構	1	エレベータ 15号機前デッキ	H21. 11 交換	TOA 高感度仕様
15	21	外構	1	せせらぎの丘デッキ	H23. 1 交換	TOA 高感度仕様
16	22	外構	1	入口ゲート 4		SONY
17	23	外構	1	入口ゲート 3		SONY
18	24	外構	1	入口ゲート 2	H23. 1 交換	TOA 高感度仕様
19	25	外構	1	入口ゲート 1		TOA 旋回ドーム
20	26	高層棟	屋上	ヘリポート		SONY
21	27	外構	1	職員通用口横車寄せ前	H23. 1 交換	TOA 高感度仕様
22	28	高層棟	1	ATM コーナー	H20. 3 交換	SONY
23	33	高層棟	1	西口玄関前	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
24	32	高層棟	1	東口玄関前(屋内)	H21. 8 交換	TOA 高感度仕様
25	34	高層棟	1	高層棟時間外通用口	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
26	35	高層棟	1	警察倉庫横非常口	H19. 11 交換	
27	36	高層棟	1	エレベータホール 1~7号機	H22. 5 交換	TOA 高感度仕様
28	37	高層棟	1	エレベータホール 8~14号機	H22. 5 交換	TOA 高感度仕様
29	38	高層棟	1	エレベータホール 17・18号機	H20. 3 交換	
30	39	高層棟	1	附室 2 (階段 2)	H20. 10 交換	
31	41	検査棟	1	検査棟エレベータ 22・23号機前	H22. 5 交換	TOA 高感度仕様
32	40	検査棟	1	検査棟玄関	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
33	42	厚生棟	1	厚生棟管理室出入口		SONY
34	43	厚生棟	1	トレーニング室・自動販売機側非常口	H20. 3 交換	
35	47	高層棟	B1	サービスヤード出入口シャッター前	H19. 11 交換	
36	48	高層棟	B1	サービスヤード荷捌き室	H20. 3 交換	
37	49	高層棟	B1	サービスヤードごみ処理室	H19. 11 交換	
38	50	高層棟	B1	エレベータホール 17・18号機	H19. 11 交換	
39	51	高層棟	B1	客室自動ドア (玄関ホール側)	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
40	52	高層棟	B1	駐車場入口電気錠扉	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
41	53	検査棟	B1	出口 1 シャッター前	H20. 3 交換	
42	54	検査棟	B1	上リスロープ	H19. 11 交換	
43	55	検査棟	B1	客用自動ドア (高層棟入口側)		
44	56	検査棟	B1	下リスロープ	H19. 11 交換	
45	60	検査棟	B1	出口 2 シャッター前	H19. 11 交換	
46	61	検査棟	B1	使用公用車出庫用シャッター3	H19. 11 交換	
47	62	検査棟	B1	使用公用車駐車区分 No. 40 付近		SONY
48	63	高層棟	B2	エレベータホール 17・18号機	H19. 11 交換	
49	64	高層棟	B2	客用自動ドア (玄関ホール側)	H21. 8 交換	TOA 高感度仕様
50	65	高層棟	B2	駐車場入口電気錠扉		SONY
51	66	検査棟	B2	上リスロープ	H19. 11 交換	
52	67	検査棟	B2	下リスロープ	H19. 11 交換	
53	68	検査棟	B2	客用自動ドア (高層棟入口側)		SONY
54	72	高層棟	B3	エレベータホール 17・18号機		SONY
55	73	高層棟	B3	客用自動ドア (玄関ホール側)		SONY

No	ch	建物等	階	再生場所	整備履歴	メーカー・仕様
56	74	高層棟	B3	駐車場入口電気錠扉	H21. 2 交換	TOA 高感度仕様
57	75	高層棟	B3	客用自動ドア（高層棟入口側）	H19. 11 交換	
58	76	検査棟	B3	スロープ		SONY
59	78	高層棟	5	廊下 6	H19. 11 交換	
60	77	高層棟	5	廊下 7		SONY
61	79	高層棟	6	廊下 6（東側出入口）	H20. 3 交換	
62	80	高層棟	6	廊下 7（西側出入口）		SONY
63	87	高層棟	B1	郵便物集配室		SONY
64	88	外構	2	屋外喫茶・芝山前	H21. 11 交換	TOA 高感度仕様
65	89	高層棟	1	エレベータホール	H22. 3 新設	TOA 高感度仕様
66	90	外構	1	地下駐車場来庁者入口		MITSUBISHI
67	91	外構	2	地下駐車場官用車入口		MITSUBISHI
68	92	外構	3	地下駐車場出口 1 精算機		MITSUBISHI
69	93	外構	4	地下駐車場出口 2 精算機		MITSUBISHI

1-6.施設情報管理設備

1)会議室等予約システム

名称	設備内容
システムサーバ	PRIMERGY TX150 S7(3.5インチモデル) 1台 OS: Windows Server 2008 R2 Standard CPU: インテル®Pentiumプロセッサ-G6950(2.80GHz) メモリ: 4GB HDD: 160GB*2 (RAID1) 17インチ液晶ディスプレイ 1台 高機能無停電電源装置Smart-UPS 1500J 1台 外付LANディスクTS-WX1.0TL/R1 1台 インクジェット式 1台 (管理用端末と共用)
管理用端末(1)	デスクトップPC ESPRIMO D550/B 2台 OS: Windows 7 Professional (32bit) CPU: インテル®Pentiumプロセッサ-450(2.2GHz) メモリ: 2GB(1GB*2) HDD: 160GB/SATA/300 内蔵装置: スーパーマルチドライブ 17インチ液晶ディスプレイ 1台 インクジェットプリンタ 1台
管理用端末(2)	ノートPC LIFEBOOK A540/B 1台 OS: Windows 7 Professional (32bit) CPU: インテル®Pentiumプロセッサ-900(2.2GHz) メモリ: 2GB(1GB*2) HDD: 160GB 内蔵装置: スーパーマルチドライブ プリンタはシステムサーバと兼用
官署端末	ノートPC LIFEBOOK A540/B 7台 (各官署1台) OS: Windows 7 Professional (32bit) CPU: インテル®Pentiumプロセッサ-900(2.2GHz) メモリ: 2GB(1GB*2) HDD: 160GB 内蔵装置: スーパーマルチドライブ インクジェットプリンタ 1台

2)管理情報共有システム

名称	設備内容
管理サーバ装置	1台 本業務の競争入札公告時点で保全整備実施中のため、内容未定
管理主装置	1式 (合同庁舎管理室) 本業務の競争入札公告時点で保全整備実施中のため、内容未定
管理情報共有端末(A)	3台 (合同庁舎管理室、防災センター、中央監視室) 60インチ液晶タッチディスプレイ 本業務の競争入札公告時点で保全整備実施中のため、詳細未定
管理情報共有端末(B)	3台 (防災センター、総合案内、清掃員控室) 本業務の競争入札公告時点で保全整備実施中のため、詳細未定

別表-2 点検項目表

2-1.構内交換設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				
			1M	2M	3M	6M	1Y
外観		固定金具の劣化、固定ボルト等の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。				○	
		装置架及び各部の汚損、損傷、腐食等の有無を点検する。				○	
		装置架及び各部の緩み等の有無を点検し、緩み等の増締めなどを行う。				○	
		各部品、プリント基板、配線等の汚損、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。				○	
		エアフィルター汚れ、目詰まり等の有無について点検する。				○	
機能	中央処理系	系が二重化されている機種の場合には系の手動切換えスイッチ又はコマンドによりCPUのACT→SBY及びSBY→ACTと切り替わることを確認する。				○	
		障害表示試験は、システムの稼働に影響しない範囲の擬似障害(ファンアラーム、試験電話機のロックアウト等)を発生させ、警報表示及び障害情報を確認する。				○	
		ファンの入力電圧、センサー動作、回転状況が正常であることを確認する。				○	
		メモリー及びハード時計のメモリアップ電池の出力テストポイントの有する場合には出力が正常であることを確認する。				○	
	通話路系	以下の点検及び保守内容は、それぞれの装置が交換に接続されている場合に実施する。				○	
		可聴信号試験は、電話機より各種機能接続を行い、各種可聴信号を確認する。				○	
		局線表示盤試験は、運用中のランプ点灯状態を確認する。				○	
		システム表示盤試験は、各システム稼働状態とランプの点灯状態が対応していることを確認する。また、システムの稼働に影響のないスイッチについてはその機能も併せて確認する。				○	
		集中試験台試験は、加入者試験、自己ダイヤル試験、トランク試験等の各機能確認を行う。また、表示部、電源等の状態を確認する。				○	
		局線トランク試験は、下記により行う。 ・全局線(専用線を含む)の発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質を確認する。 ・全局線(専用線を含む)の着信接続を行い、応答を確認する。				○	
		ページング試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、ページングトランクの捕捉、呼出音声の状態を確認する。				○	
		会議通話試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、会議トランクの捕捉、機能確認及び通話品質を確認する。				○	
		ポケットベル試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、ポケットベル装置の捕捉及び呼出機能を確認する。				○	
		各種音声ガイダンスの通話品質を確認する。				○	
		押しボタン電話機等により発信し、誤接続の有無を確認する。				○	
		ファンの入力電圧、センサー動作、回転状況が正常であることを確認する。				○	
		BSアンテナ	BSアンテナ試験は、PHS電話機より発信し誤接続・未接続の有無を確認する。				○
電源装置		電源部(整流装置)については、充電状態の確認をする。充電電圧が適正値でないときは調整を行う。				○	
		蓄電池の損傷、漏液、汚損等の有無を点検する。また、バッテリーの電圧、液量の確認及び比重点検を行う。				○	
		交換機内部電源についてテストポイントの有する場合には電圧を確認する。				○	
入出力装置		保守コンソール試験を下記により行う。なお、自己診断機能がある時は手順に基づき点検する。 ・保守コンソールが印字機能を有する場合には任意コマンドを投入し、出力メッセージの印字状態を確認する。 ・注油、ベルトの緩み等の機構部を点検する。				○	

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				
			1M	2M	3M	6M	1Y
		<ul style="list-style-type: none"> ・キーボードの汚れ及びランプの点灯状態を確認する。 ・ディスプレイの汚れ及び表示状態を確認する。 					
		通話料金管理機能の動作確認を行う。				○	
		補助記憶装置としてFDD等を装備している機種の場合には、FDD等の試験はTESTコマンドを投入し動作を確認する。 また、新しいファイルを挿入し、ライトコマンドを投入して動作を確認する。				○	
CTIサーバ		フロッピーディスク装置等のヘッドの清掃及び異音の有無を点検する。				○	
		下記項目の動作をテストプログラムにより確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・CPU機能、メモリ ・ハードディスク ・フロッピーディスク装置 ・入出力制御、回線制御アダプター ・インターフェイス装置 				○	
		下記機能試験を実際の機能を動かして確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・音声メッセージサービス ・通信録音サービス ・留守番代行サービス ・メッセージ送信サービス ・メッセージ着信ランプ ・表示サービス ・状況チェックサービス ・メッセージ取消サービス ・掲示板録音サービス ・掲示板再生サービス ・暗証番号変更サービス ・ユーザ同報リスト更新 ・一斉呼出しサービス ・緊急メッセージ送信サービス ・緊急定型分送信サービス ・音声による自動通報サービス ・メッセージ受信サービス ・システム同報リスト ・更新緊急メッセージ ・受信状況表示 ・無人中継 				○	
付属機器等		MDF等の各端子の取付け状態を点検する。				○	
		内線電話機の試験は試験内線より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認を行う。 また、試験内線への着信接続を行い着信音、鳴動及び応答確認を行う。				○	
		多機能電話機の試験は下記により行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・試験多機能電話機より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認を行う。また、試験多機能内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答確認を行う。 ・試験多機能電話機でファンクションキー、ダイヤルキーの操作状態及び各機能の試験を行い、機能を確認すると共に表示の確認を行う。 				○	
運転管理		保守コンソールで障害ログ出力・分析する。				○	
		バックアップファイルの作成を行う。				○	
		祝祭日のカレンダー設定を行う。				○	
設置環境		交換機室の温度、湿度等が規定の範囲内であることを確認する。					○
		異常音、異臭がないか確認する。					○

2-2.構内情報通信網設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				
			1M	2M	3M	6M	1Y
機器		機器外面、ファン及び周囲の汚れや塵埃の有無を確認する。					○
		コネクタ接続部の稀付、基板の取付け状態及び端子部の緩み等について確認する。					○
		各スイッチの設定、ランプ類の点灯状態を確認する。					○
		システム立上げ試験は、電源断及び再投入後システムが正常に立上り、正常に動作することを確認する。					○
		機器筐体等の表面温度の異常な上昇がないことを確認する。					○
		固定金具(ボルトや金具等)に損傷及び緩み等のないことを確認する。緩みがある場合には増締めを行う。					○
		供給電源電圧の測定を行う。					○
		光送受信レベルの測定を行う。					○
		接続機器相互通信によりシステムの動作が正常であることを確認する。					○
機器装置収納架		換気ファン、フィルタ及び周囲の汚れや塵埃の有無を確認する。					○
		換気ファンの回転状況が正常であることを確認する。					○
		架内外温度の異常な上昇がないことを確認する。					○
		固定金具、裾付ボルト等の変形、損傷、及び緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は増締めを行う。					○
簡易型無停電電源設備		装置の設置環境の良否を確認する。					○
		キャビネットの変形、損傷等及び変色等の有無を点検する。					○
		異音、異臭等の有無を点検する。					○
		支持ボルト等の緩みの有無について点検する。緩みのある場合は増締めする。					○
		パネル表示・操作部等の操作・表示機能の点検を行う。					○
		電源電圧(入力電圧・出力電圧)の確認を行う。					○
		交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替及び復電時の切替、また交流直送回路への切替等の点検を行う。					○
蓄電池について、変形、損傷、亀裂及び液漏れ等の有無を点検する。					○		

2-3.電力監視制御設備(中央監視制御設備)

注) 本票と現況で相違が生じた場合、現況を優先する。

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				
			1M	2M	3M	6M	1Y
外観		据付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みのある場合は増締めする。					○
		換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無を点検する。				○	
		記憶装置等に異常音及び異常振動の有無を点検する。				○	
		操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能を確認する。				○	
		エアフィルターの清掃又は交換を行う。				○	
		コネクタ類の差し込み部を点検し、緩み部の増締めを行う。又、プリント基板等の表面を清掃する。					○
		汚れ、損傷及び錆の有無を点検し、汚れがある場合は清掃する。					○
		卓上機器の置台は固定金具を点検し、緩み部の増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。					○
中央処理装置類		フロッピーディスク装置等のヘッドの清掃及び異音の有無を点検する。					○
		下記項目の動作をテストプログラムにより確認する。 ・CPU機能、メモリ ・ハードディスク ・入出力制御、回線制御アダプタ ・インターフェイス装置				○	
		故障表示(LED等)及びブザー呼鳴の動作確認を行う。				○	
監視操作装置等	表示装置	各部清掃、電気的性能試験(偏向歪、オーバースキャン、画面動揺等)、キーボード(ライトペンマウスタッチ等)の機能点検及びテストプログラムによる動作を確認する。					○
	表示操作パネル	ディスプレイが取付器具にて固定されているか確認する。					○
伝送装置		入出力動作の不具合ポイントの調整修理を行う					○
		入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧を確認する。					○
		入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整を行う。ただし、警報点の動作確認は、対象機器動作による方法又は入出力端子にて疑似信号入力により行う。 また、計測・警報点の動作確認は、現場表示との整合又は基準電源等を入力することにより行う。					○
		垂直自立型の伝送装置は、固定ボルトを点検し、緩み部の増締めをする。					○
記録装置	ラインプリンタ、ロギングプリンタ等	各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構及び緊急回路の点検調整並びにテストプログラムによる動作確認を行う。(不良品がある場合は交換する。)					○
		監視状態での印字位置、ミシン目スキップ、色切換等の確認を行う。				○	
	ハードコピー装置	固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。					○
		各機構部の清掃、注油、制御回路、オフラインテスト、オンラインテスト及び機構部の点検調整を行う。					○
電源	各装置の電源	監視状態での印画位置、色あい等の確認を行う。				○	
		固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。					○
	簡易型無停電電源装置	電源電圧(入力電圧、出力電圧)の確認を行う。					○
		蓄電池の充電状態をテスタ等により確認する。				○	
		装置の設置環境の良否を確認する。					○
		キャビネットの変形、損傷及び変色等の有無を点検する。					○
		異音・異臭等の有無を点検する。					○
		支持ボルト等の緩みの有無について点検する。 緩みのある場合は増締めする。					○
パネル表示・操作部等の操作・表示機能の点検を行う。					○		
電源電圧(入力電圧・出力電圧)の確認を行う。					○		
交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切換及び復電時の切換、また交流直送回路への切換等の点検を行う。					○		
蓄電池について、変形、損傷、き裂及び液漏れ等の有無を点検する。					○		

2-4.電力監視制御設備(情報ケーブル設備)

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				
			1M	2M	3M	6M	1Y
機器		機器外面, ファン及び周囲の汚れや塵埃の有無を確認する。					○
		コネクタ接続部の締付, 基板の取付け状態及び端子部の緩み等について確認する。					○
		各スイッチの設定, ランプ類の点検状態を確認する。					○
		システム立上げ試験は, 電源断及び再投入後システムが正常に立上り, 正常に動作することを確認する。					○
		機器筐体等の表面温度の異常な上昇がないことを確認する。					○
		固定金具(ボルトや金具等)に損傷及び緩み等のないことを確認する。緩みがある場合には増締めを行う。					○
		供給電源電圧の測定を行う。					○
		光送受信レベルの測定を行う。					○
		接続機器相互通信によりシステムの動作が正常であることを確認する。					○
機器装置収納架		換気ファン, フィルタ及び周囲の汚れや塵埃の有無を確認する。					○
		換気ファンの回転状態が正常であることを確認する。					○
		架内外温度の異常な上昇がないことを確認する。					○
		固定金具, 据付ボルト等の変形, 損傷及び緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は, 増締めを行う。					○
簡易型無停電電源装置		装置の設置環境の良否を確認する。					○
		キャビネットの変形, 損傷及び変色等の有無を点検する。					○
		異音・異臭等の有無を点検する。					○
		支持ボルト等の緩みの有無について点検する。緩みのある場合は増締めする。					○
		パネル表示・操作部等の操作・表示機能の点検を行う。					○
		電源電圧(入力電圧・出力電圧)の確認を行う。					○
		交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切換及び復電時の切換, また交流直送回路への切換等の点検を行う。					○
蓄電池について、変形, 損傷, き裂及び液漏れ等の有無を点検する。					○		

2-5.照明制御設備

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				
			1M	2M	3M	6M	1Y
中央監視装置		個別発停及び制御等の動作確認を行う。					○
インタフェース盤及び照明制御盤		固定ボルトを点検し、緩みがあれば増締めする。					○
		汚れ, 損傷及び錆の有無を点検し、汚れのある場合は清掃する。					○
		入出力動作の不具合ポイントの調整修理を行う。(部品が必要な場合は除く)					○
		入出力端子のケーブル等の締付状態及び電源電圧を確認する。					○
		入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整を行う。					○
		表示LEDの点灯確認及び警報時動作確認を行う。					○
簡易型無停電電源装置		装置の設置環境の良否を確認する。					○
		キャビネットの変形, 損傷及び変色等の有無を点検する。					○
		異音・異臭等の有無を点検する。					○
		支持ボルト等の緩みの有無について点検する。緩みのある場合は増締めする。					○
		パネル表示・操作部等の操作・表示機能の点検を行う。					○
		電源電圧(入力電圧・出力電圧)の確認を行う。					○
		交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切換及び復電時の切換, また交流直送回路への切換等の点検を行う。					○
蓄電池について、変形, 損傷, き裂及び液漏れ等の有無を点検する。					○		

2-6.防犯設備

1)防犯管理システム

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期	備考
			年	
中央処理装置・カラーディスプレイ・プリンター・中継装置	外観	据付ボルトの緩みの有無を点検する。緩みのある場合は増締めする。	○	
		換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無を点検する。	○	
		記憶装置等に異常音及び異常振動の有無を点検する。	○	
		操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能を確認する。	○	
		エアフィルタの清掃又は交換を行う。	○	
		コネクタ類の差し込み部を点検し、緩み部の増締めを行う。また、プリント板等の表面を清掃する。	○	
		汚れ、損傷及び錆の有無を点検し、汚れがある場合は、清掃する。	○	
		卓上機器の置台は固定金具を点検し、緩み部の増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。	○	
	中央処理装置類	フロッピーディスク装置等のヘッドの清掃及び異常音の有無を点検する。	○	
		下記項目の動作をテストプログラムにより確認する。 ・CPU機能、メモリ ・ハードディスク ・入出力制御、回線制御アダプタ ・インターフェイス装置 故障表示（LED等）及びブザー呼鳴の動作確認を行う。	○	
監視操作装置等 7 表示装置	各部清掃、電気的性能試験（偏向歪、オーバー スキャン、画面動揺等）、キーボード（ライト ペンマウスタッチ等）の機能点検及びテストプログラムによる動作を確認する。	○		
	CRTディスプレイが取付器具にて固定されているか確認する。	○		
イ 表示操作パネル	グラフィックパネル等の清掃及び表示灯、操作スイッチ類の機能を点検する。	○		
伝送装置	入出力動作の不具合ポイントの調整修理を行う	○		
	入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源 電圧を確認する。	○		
	入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び 調整を行う。ただし、警報点の動作確認は、対象機器動作による方法又は入出力端子にて疑似信号入力により行う。また、計測・警報点の動作確認は、現場表示との整合又は基準電源等を入力することにより行う。	○		
	垂直自立型の電送装置は固定ベルトを点検し、緩み部の増締めをする。	○		
記録装置 7 ラインプリンタ、 ドットプリンタ等	各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構及び緊急回路の点検調整並びにテストプログラムによる動作確認を行う。	○		
	監視状態での印字位置、ミシン目スキップ、色切換等の確認を行う。	○		
	固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。	○		
イ ハードコピー装置	各機構部の清掃、注油、制御回路、オフライン テスト、オンラインテスト及び機構部の点検調整を行う。	○		
	監視状態での印画位置、色あい等の確認を行う。	○		
	固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされているか確認する。	○		
電源 7 各装置の電源	電源電圧（入力電圧、出力電圧）の確認を行う。	○		
	蓄電池の充電状態をテスタ等により確認する。	○		
検出器	機器に腐食、損傷、変形等の有無を点検する。	○		
	機器に取付状態に異常の有無を点検する。	○		
カードリーダー	機器に異常な発熱の有無を点検する。	○		
	機器を作動させ、異常振動、異常音の有無を点 検する。	○		
	リーダーヘッドを清掃する。	○		
	表示ランプの点灯の有無を点検する。	○		

2)監視カメラシステム

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期	備考
			年	
固定式カメラ		フォーカスが適正であることを確認する。	○	
		現場での照明に合わせて、色彩温度を確認する。	○	カメラ用に限る
		被写体の最も明るい部分の映像が白つぶれとなっていないことを確認する。	○	
		ホワイトバランス及びブラックバランスを点検する。	○	カメラ用に限る
		映像画面上に白点及び黒点がないことを確認する。	○	
		ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検する。	○	
		撮像素子に焼き付き、傷等がないことを確認する。	○	
レンズ 【固定、手動ズーム、電動ズーム】		各レンズ固有のアイリス、フォーカス、ズーム機構等の機能が正常に動作することを確認する。	○	
		レンズ締付け、ロックが確実になされていることを確認する。	○	
		レンズ面に汚れがないことを確認する。	○	
ハウジング		前面ガラスの破損及びケース取付ボルトの緩みの有無を点検する。	○	
		ケースの腐食、水漏れ及び配線の異常がないことを確認する。	○	
		ワイパー、デフロスタ及びヒータの機能動作を確認する。	○	
ビデオモニター 【カラー、白黒】		通常の映像であること並びに解像度の低下、ノイズ及び画面歪のないことを確認する。	○	
		明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいが正確に調整できることを確認する。	○	
		コンバージェンスのズレ、ホワイトバランス及びブラックバランスを点検する。	○	
		ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検し、終端スイッチを確認する。	○	
		電源のON-OFF、画面の明るさ、コントラスト等	○	
VTR 【デジタルサーベイランスレコーダー本点検項目に準拠する。】		再生、停止、一時停止（静止画）、巻戻し、早送り、スロー、コマ送り等のスイッチが表示通り動作することを確認する。	○	
		ビデオヘッド、テープ走行系及び駆動系の清掃を行う。	○	
		垂直同期の前縁より約6.5h前であることを確認する。	○	スイッチングポイントの点検
		トラッキングつまみが中央位置で正常な画面であることを確認する。	○	トラッキングプリセットの点検
		正常な静止画像であることを確認する。	○	ポーズ/スチル画像の確認
		スロー再生時、ノイズが出て見づらい画像でないことを確認する。	○	スロートラッキングプリセットの点検
		アライメントテープ（又はテストテープ）により映像、音声共に正常に再生できることを確認する。	○	互換性点検
		映像、音声共にテスト信号を入力して正常に記録・再生ができることを確認する。	○	
電動雲台		PAN・TILTの動作、回転範囲が正常であることを確認する。	○	
		PAN・TILT動作中に異常な音がないことを確認する。	○	
		AUTO PANスイッチにより自動首振りすることを確認する。	○	
		ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検する。	○	
リモート操作器		ZOOM・FOCUS・PAN・TILT等のスイッチ操作が正常に動作することを確認する。	○	
		ワイパ等の電源スイッチが確実に動作することを確認する。	○	
		カメラ選択釦の切換により、各制御ができることを確認する。	○	
		各種スイッチ、つまみ、押釦類の破損・欠損の有無を点検する。	○	
		ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等を点検する。	○	

特 記 仕 様 書

保 安 警 備 業 務

国 土 交 通 省
関 東 地 方 整 備 局

第 1 章 総 則

(適用)

第 1 条

- 1 この特記仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書でさいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び厚生棟の保安警備業務に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、その他の規則等及び特記仕様書によるほか、一般事項は共通仕様書による。

(履行場所)

第 2 条

埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び厚生棟

(履行期間)

第 3 条

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

第 4 条 業務日（拘束時間）及びポスト

- 1 平日（土日祝日、年末年始の閉庁日を除く）

ICゲート（2F）	警備員C	8：30～18：00	2ポスト
ICゲート（2F）	警備員C	7：30～20：30	1ポスト
ICゲート（1F）	警備員C	8：30～20：30	1ポスト
ICゲート（検査棟3F）	警備員C	7：30～18：30	1ポスト
ゲート（サービスマン）	警備員C	7：00～18：30	1ポスト
立哨（1F東側玄関）	警備員C	7：30～20：30	1ポスト
立哨（1F西側玄関）	警備員C	7：30～18：30	1ポスト
立哨（2F玄関）	警備員C	7：30～20：30	1ポスト
立哨（検査棟1F）	警備員C	9：00～19：00	1ポスト
施設利用申請等管理（管理室）	警備員C	8：30～17：30	1ポスト
警備全般（防災センター）	警備員A	9：00～18：00	1ポスト
警備全般（防災センター）	警備員B	9：00～翌朝9：00	1ポスト
警備全般（防災センター）	警備員C	9：00～翌朝9：00	4ポスト
ICゲート（防災センター）	警備員C	7：30～18：30	1ポスト

詳細は別添「業務時間表」のとおり

庁舎内及び敷地内巡回は、次の時間を基準として実施すること。

10:00・13:00・17:00・21:00・6:30

- 2 土日祝日、年末年始の閉庁日

警備全般（防災センター）	警備員B	9：00～翌朝9：00	1ポスト
警備全般（防災センター）	警備員C	9：00～翌朝9：00	3ポスト

詳細は別添「業務時間表」のとおり

庁舎内及び敷地内巡回は、次の時間を基準として実施すること。

10:00・13:00・17:00・21:00・6:30

ただし、平成 26 年 4 月 1 日（月）においては、防災センター 4 ポスト（24 時間）は 0 時から、平成 29 年 3 月 31 日（月）においては、防災センター 6 ポスト（24 時間）は、24 時までの業務とする。

警備員 A … 施設警備業務に関する検定資格 1 級を有する者、若しくは施設警備業務

に関する検定資格 2 級を有し、かつ警備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等総合的な技術を有し、実務経験 6 年以上程度の者。

警備員 B … 施設警備業務に関する検定資格 2 級以上を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上程度の者。

警備員 C … 警備業務について、警備員 A 又は警備員 B の指示に従って業務を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者。

(業務責任者)

第 5 条

- 1 受注者は、業務責任者を定め、書面により施設管理担当者に通知しなければならない。また、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
なお、業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。
- 2 業務責任者は自衛消防組織の統括管理者の資格要件を満たしていなければならない。
- 3 業務責任者は、本業務履行期間において、平日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 は、本庁舎に常駐し、下記 4 の業務を行うこと。
ただし、やむを得ない事情により常駐できない場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得て、本業務の円滑な履行が可能な体制をとること。
- 4 業務責任者は、下記に示す業務を行うものとする。
 - 1) 統括管理責任者との連絡、報告、調整
 - 2) 統括管理責任者からの指示事項遂行による業務担当者の指導及び調整
 - 3) 業務担当者の指導及びクレーム処理と整理
 - 4) 防災設備の定期点検及び使用官署に係る警備上の立会
 - 5) 年間、月間、週間等の計画書の作成
 - 6) さいたま新都心合同庁舎 2 号館の自衛消防組織の統括管理者

(業務担当者)

第 6 条

- 1 受注者は、業務の実施に先だって業務担当者の名簿と共に履歴書・顔写真を提出し、併せて資格証の「写し」を施設管理担当者に届け出るものとする。
なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。
- 2 業務担当者は、制服を着用し、社名及び氏名を記入した名札を着けるものとする。
- 3 業務担当者は、業務を行う上において、次に示す資格を有する者とする。
 - 1) 防災センター業務担当者は、防災センター要員講習会を受講した資格を有する者。
 - 2) その他内容に応じた必要な知識及び技能を有する者。

(業務計画書)

第 7 条

受注者は、業務の実施に先立って、実施体制、実施工程、安全管理等の必要な事項を記載した業務計画書を施設管理担当者に提出するものとする。

(警備日誌及び鍵管理日誌等)

第 8 条

受注者は、業務終了後、速やかに警備日誌及び鍵管理日誌等を施設管理担当者に提出するものとする。

なお、必要に応じ建物等に損傷、障害及び故障があった場合は、その状況を示す書面、写真及び図面を提出するものとする。

(負担の範囲)

第 9 条

業務担当者の事務室、控室、資機材置場、机、椅子及びロッカー等は、発注者が無償提供するものとする。

なお、制服及び A E D 及び事務用品等は受注者の負担とする。

(業務の再委託)

第10条

建築保全業務契約書（案）第4条第2項の「主たる部分」には、本業務における下記業務を含むものとする。

1) 防災センター、入口立哨、駐車場ポストの業務

(消防訓練等)

第11条

受注者は、発注者が実施する消防訓練等に参加するものとする。

第2章 業務概要

(業務の概要)

第12条

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟の案内、火災・盗難・事故及び不法行為を防止し、財産の保全を図り、業務を適正に遂行するものである。

(施設の概要)

第13条

- 1 敷地面積 23,633.32㎡
 - 2 建物概要
 - 1) 2号館
S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階 101,405.76㎡
 - 2) 検査棟
SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、塔屋1階 32,800.33㎡
 - 3) 厚生棟
RC造一部S造、平屋建 937.84㎡
- なお、図面は別添図面（1-10～10-10）のとおり。

第3章 業務内容

(業務内容)

第14条

警備の内容は、次に示すとおりとする。

- 1 来庁者の入退管理（受付、案内業務を含む）。
- 2 電話による問い合わせ等の対応。
- 3 庁舎に搬出入される物品等の確認。
- 4 庁舎の窓及び扉等の施錠状況及び照明器具等を巡回時に点検する。
- 5 庁舎及び敷地内の不審者等の発見及び措置。
- 6 庁舎内の不要照明の消灯。
- 7 庁舎内のガス関連器具、電気湯沸かし器等の火気施設の安全の確認。
- 8 庁舎及び敷地内の不審物品の適切な処置。
- 9 禁煙箇所における喫煙の防止。
- 10 庁舎の鍵の保管、貸出、返却時の施設確認。
- 11 騒音の防止及び共用部分の損害防止。
- 12 庁舎及び敷地内における無許可行為の防止。
- 13 駐車場利用に関する車両の確認、誘導、整理及びアイドリングの防止。
- 14 昇降機の運転・停止。
- 15 合同庁舎管理室の貸出物品の管理。
- 16 防災設備等の異常警報監視及び対応。
- 17 監視カメラ設備の操作及び監視。
- 18 拾得物及び遺失物の保管及び処理。
- 19 休日・徹夜勤務者の確認。
- 20 鍵の未施錠箇所の確認及びそれに付随する業務。
- 21 庁舎内勤務者等の危険回避。

- 22 一般来庁者用「一時通行証」の発行、回収、ＩＣカード管理。
- 23 ＩＣゲート及び電気錠の通行者監視。
- 24 ＩＣゲート及び電気錠の作動状況確認。
- 25 ＩＣゲート及び電気錠の故障時及び非常時のシステム操作。
- 26 ＩＣカード誤使用時の復旧対応。
- 27 事前届出により通行証を発行しない者の入退館確認。
- 28 その他合同庁舎管理室が業務上必要と認め指示した事項。

(異常事態発生時における対応)

第15条

業務担当者は、次に示す災害・事故等が発生した場合には、直ちに適切な処置を講じるとともに速やかに施設管理担当者及び消防・警察機関並びに関係機関に連絡し、かつ施設管理担当者が必要と認める指示に従わなければならない。

- 1 合同庁舎及びその周辺における地震・火災・盗難その他の災害。
- 2 合同庁舎における電気の漏電、水道の漏水、ガス漏れ等。
- 3 悪天候時の庁舎機能の維持（大雨時の漏水対応、雪かき等）。
- 4 防災機器等の故障等。
- 5 急病人の発生（ＡＥＤ対応含む）。
- 6 その他異常な事態。

(勤務の引継ぎ)

第16条

業務担当者の勤務の交代は、施設管理担当者の立会にて行うものとする。

(変更の対象)

第17条

本業務の履行にあたり、発注者において、業務担当者及び勤務日の増減、勤務時間の延長又は短縮が必要となった場合については変更の対象とする。

(ウイルス対策)

第18条

受注者は、電子納品時のみならず、施設管理担当者と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 4 章 雑 則

(その他)

第19条

- 1 本業務の履行にあたっては、合同庁舎管理規則を遵守すること。
- 2 受注者は、発注者から警備員の追加派遣の要請を受けた場合及び施設管理担当者が警備上の必要から指示する事項については、これに応じるものとする。
- 3 受注者は、履行にあたり労働関係法令の規定を遵守し、業務担当者が過重な業務負担が原因で業務に支障を来すことがないようにしなければならない。
- 4 発注者は、業務担当者が上記3により業務に支障を来していると認められる場合には、受注者に対し是正を求めることができ、受注者はその結果を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 5 本仕様書について疑義が生じた場合は、施設管理担当者に申し出て、その指示に従って処理するものとする。
- 6 前受注者からの引き継ぎに要する経費は、当該業務の範囲内とする。
- 7 別紙1「個人情報の取り扱いについて」に基づき、個人情報の管理徹底を図るものとする。

平日

ポスト場所		ポスト数	警備員種別	拘束時間	業務時間		休憩	仮眠
					昼間	夜間		
ICゲート受付	(2F)	2ポスト	警備員C	8:30 ~ 18:00	9.5h			
ICゲート受付	(2F)	1ポスト	警備員C	7:30 ~ 20:30	13.0h			
ICゲート受付	(1F)	1ポスト	警備員C	8:30 ~ 20:30	12.0h			
ICゲート受付	(検査棟3F)	1ポスト	警備員C	7:30 ~ 18:30	11.0h			
ゲート	(サービスマン)	1ポスト	警備員C	7:00 ~ 18:30	11.5h			
立哨	(1F東側玄関)	1ポスト	警備員C	7:30 ~ 20:30	13.0h			
立哨	(1F西側玄関)	1ポスト	警備員C	7:30 ~ 18:30	11.0h			
立哨	(2F玄関)	1ポスト	警備員C	7:30 ~ 20:30	13.0h			
立哨	(検査棟1F)	1ポスト	警備員C	9:00 ~ 19:00	10.0h			
施設利用申請等管理	(管理室)	1ポスト	警備員C	8:30 ~ 17:30	8.0h		1.0h	
警備長		1ポスト	警備員A	9:00 ~ 18:00	8.0h		1.0h	
班長	(遅寝)	1ポスト	警備員B	9:00 ~ 9:00	14.0h	4.0h	2.0h	4.0h
警備員	(遅寝)	2ポスト	警備員C	9:00 ~ 9:00	14.0h	4.0h	2.0h	4.0h
警備員	(早寝)	2ポスト	警備員C	9:00 ~ 9:00	15.0h	3.0h	2.0h	4.0h
防災センター	(ICゲート対応)	1ポスト	警備員C	7:30 ~ 18:30	11.0h			

閉庁日

ポスト場所		ポスト数	警備員種別	拘束時間	業務時間		休憩	仮眠
					昼間	夜間		
班長	(遅寝)	1ポスト	警備員B	9:00 ~ 翌 9:00	14.0h	4.0h	2.0h	4.0h
警備員	(遅寝)	1ポスト	警備員C	9:00 ~ 翌 9:00	14.0h	4.0h	2.0h	4.0h
警備員	(早寝)	2ポスト	警備員C	9:00 ~ 翌 9:00	15.0h	3.0h	2.0h	4.0h

仮眠時間 22:00~2:00、2:00~6:00

個人情報の取り扱いについて

第 1 条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 2 条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 3 条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第 4 条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第 5 条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第 6 条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第7条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第8条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注

者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙2）を発注者に提出しなければならない。

第9条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することがで

きる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第10条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第11条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

証明書

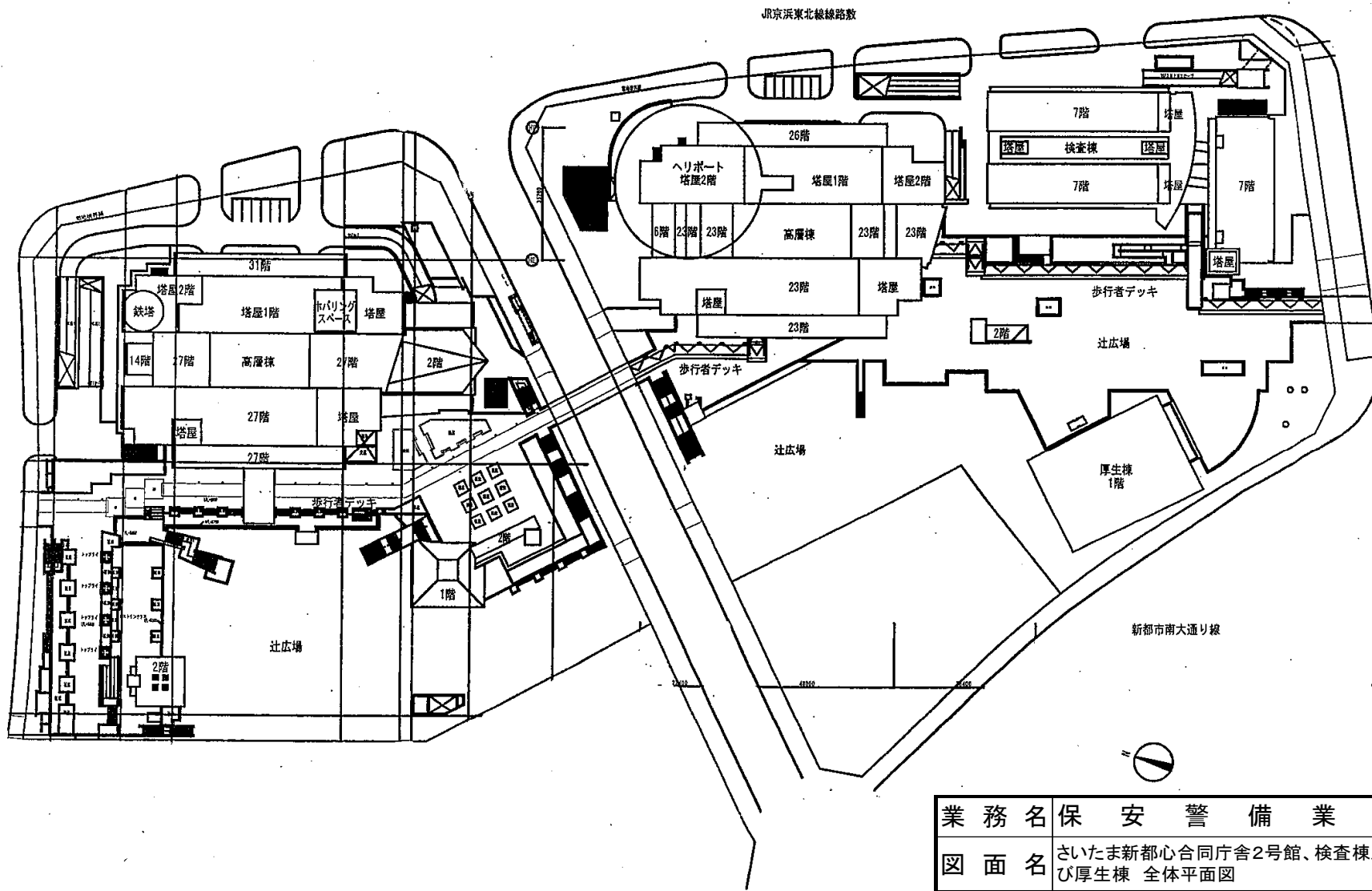
業務名： _____

受注業者： _____

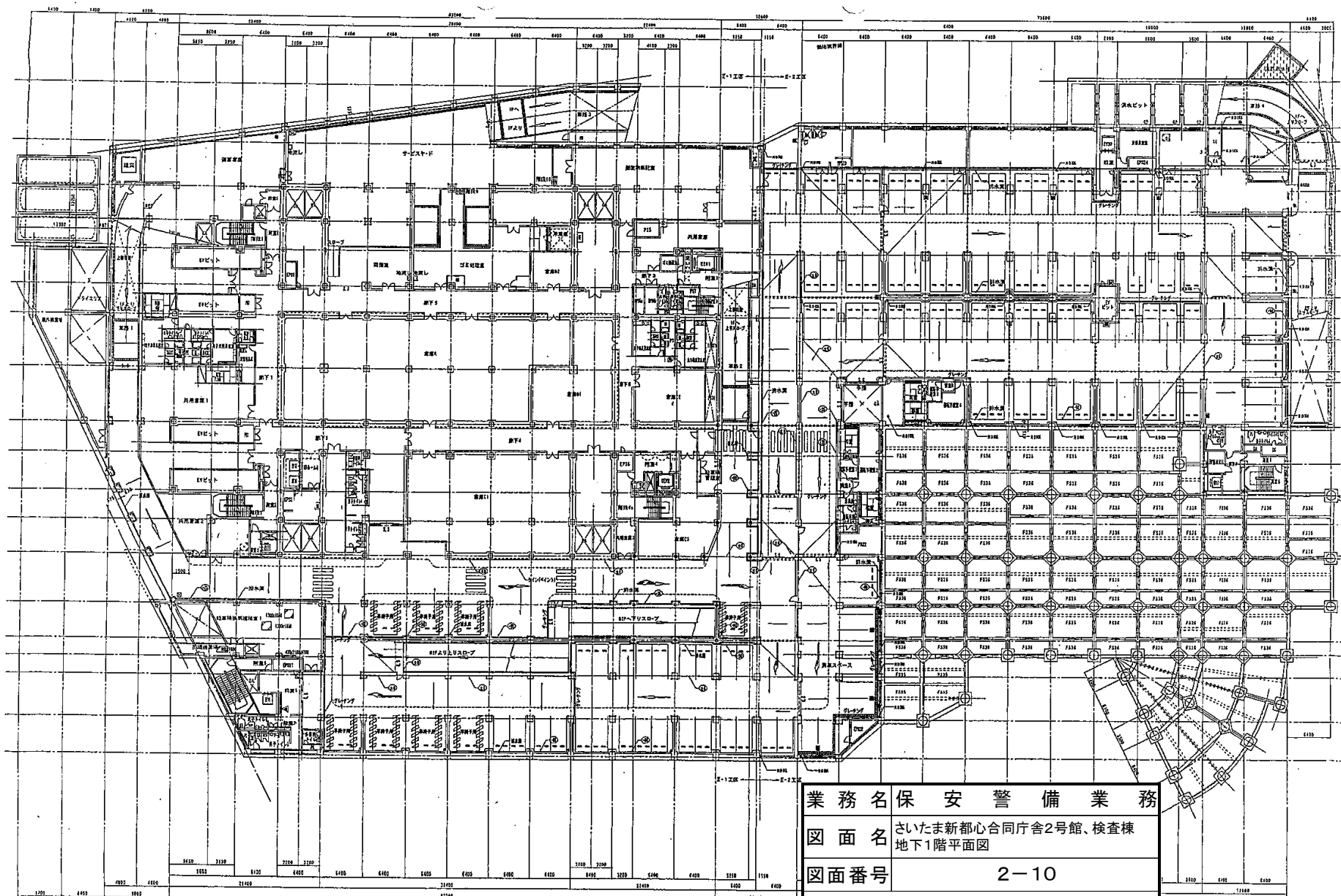
証明者： _____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

(証明者については「業務責任者」が行うものとする。)

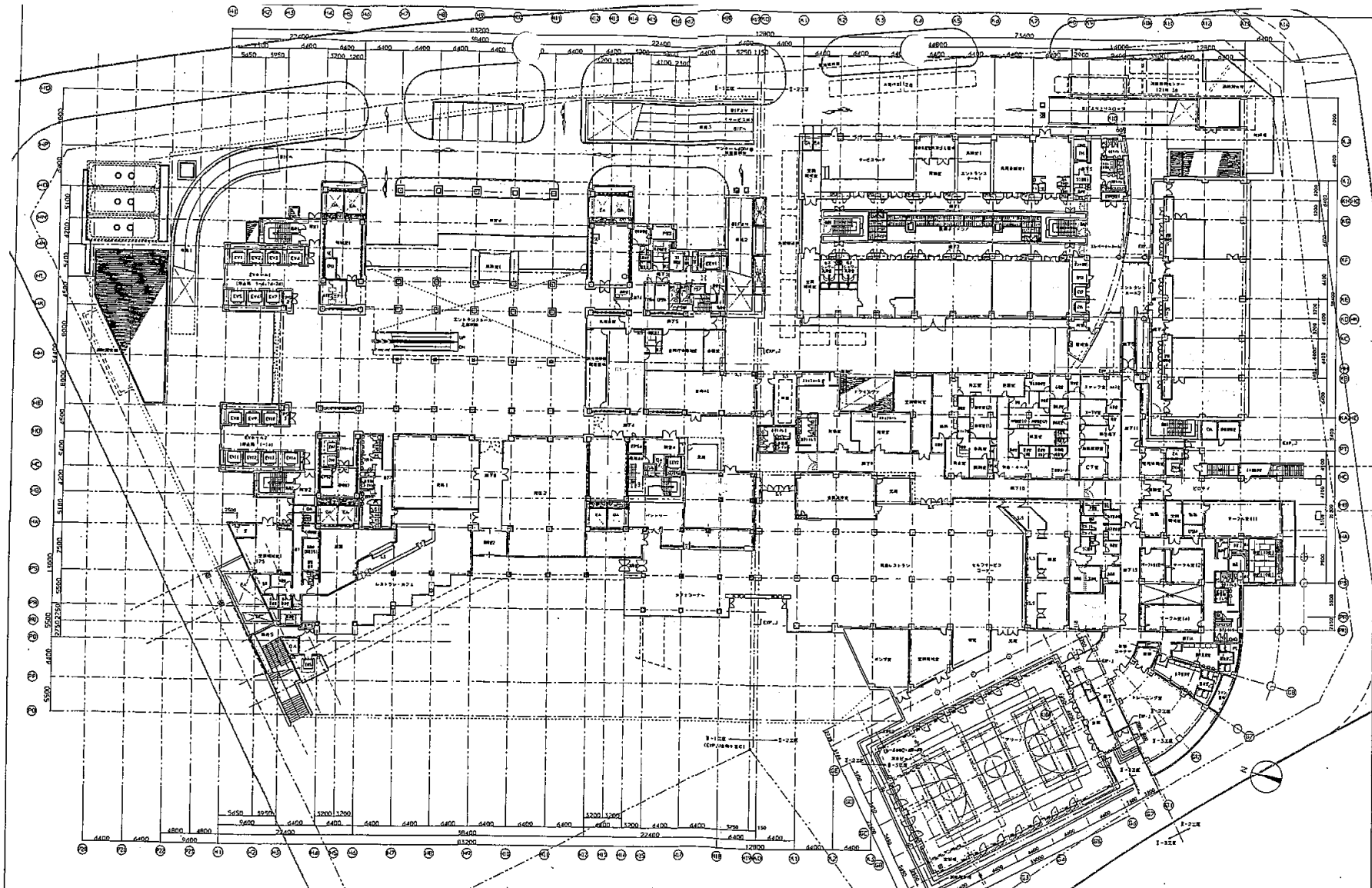


業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 全体平面図
図面番号	1-10
関東地方整備局	

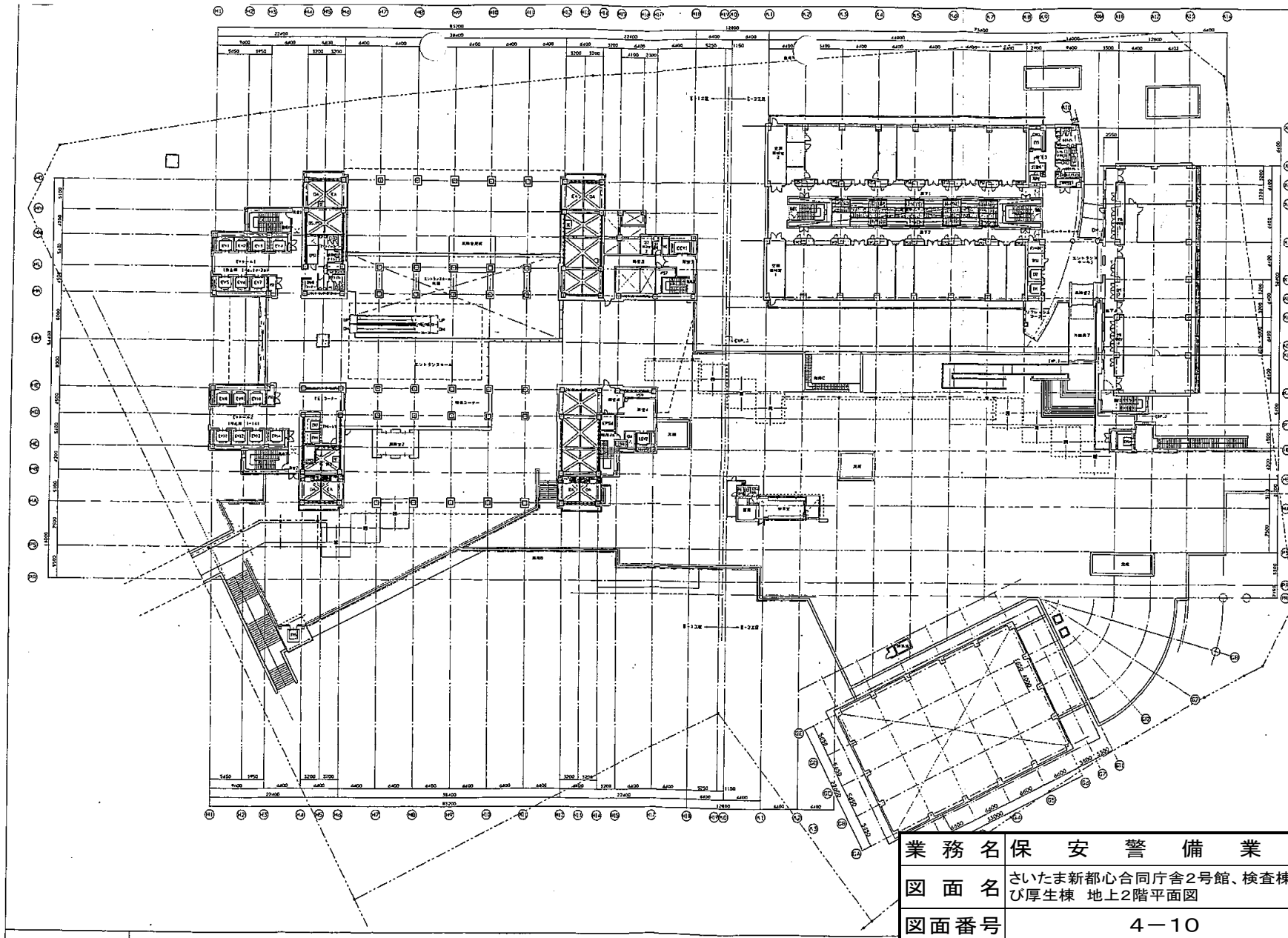


業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟 地下1階平面図
図面番号	2-10

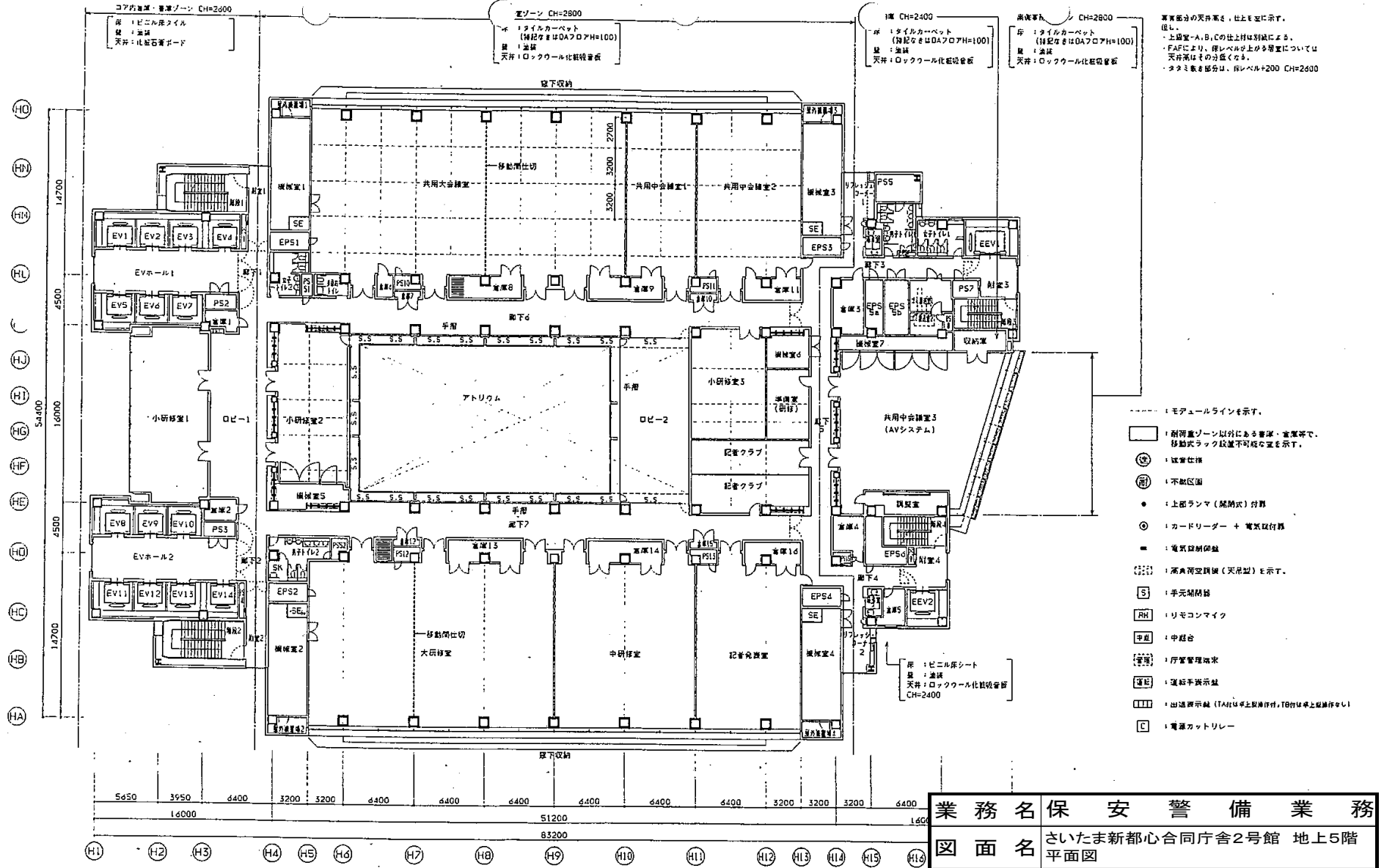
関東地方整備局



業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 地上1階平面図
図面番号	3-10
関東地方整備局	



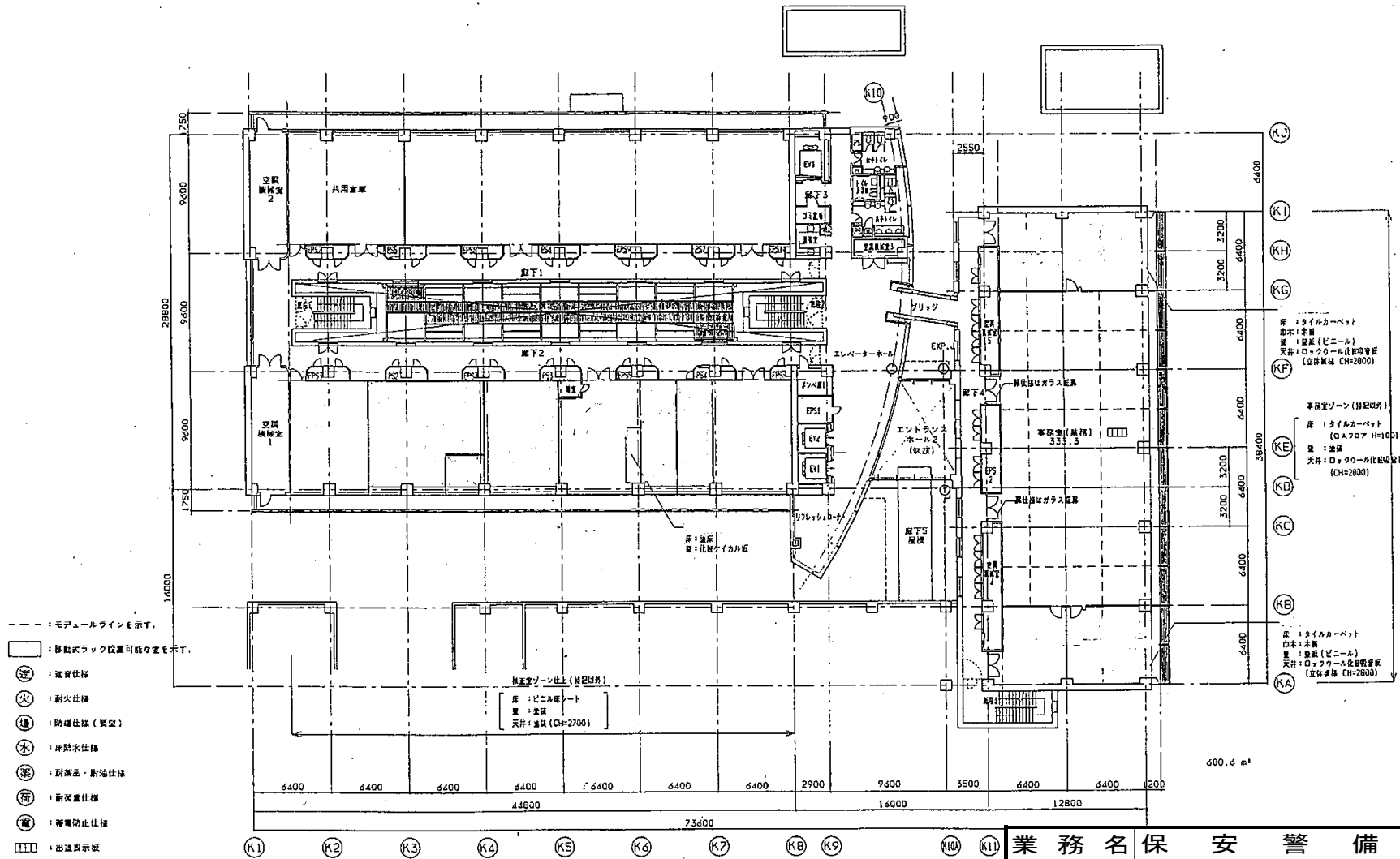
業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 地上2階平面図
図面番号	4-10
関東地方整備局	

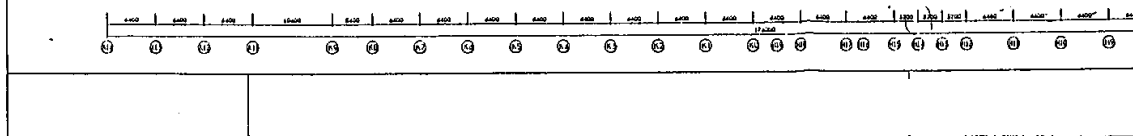
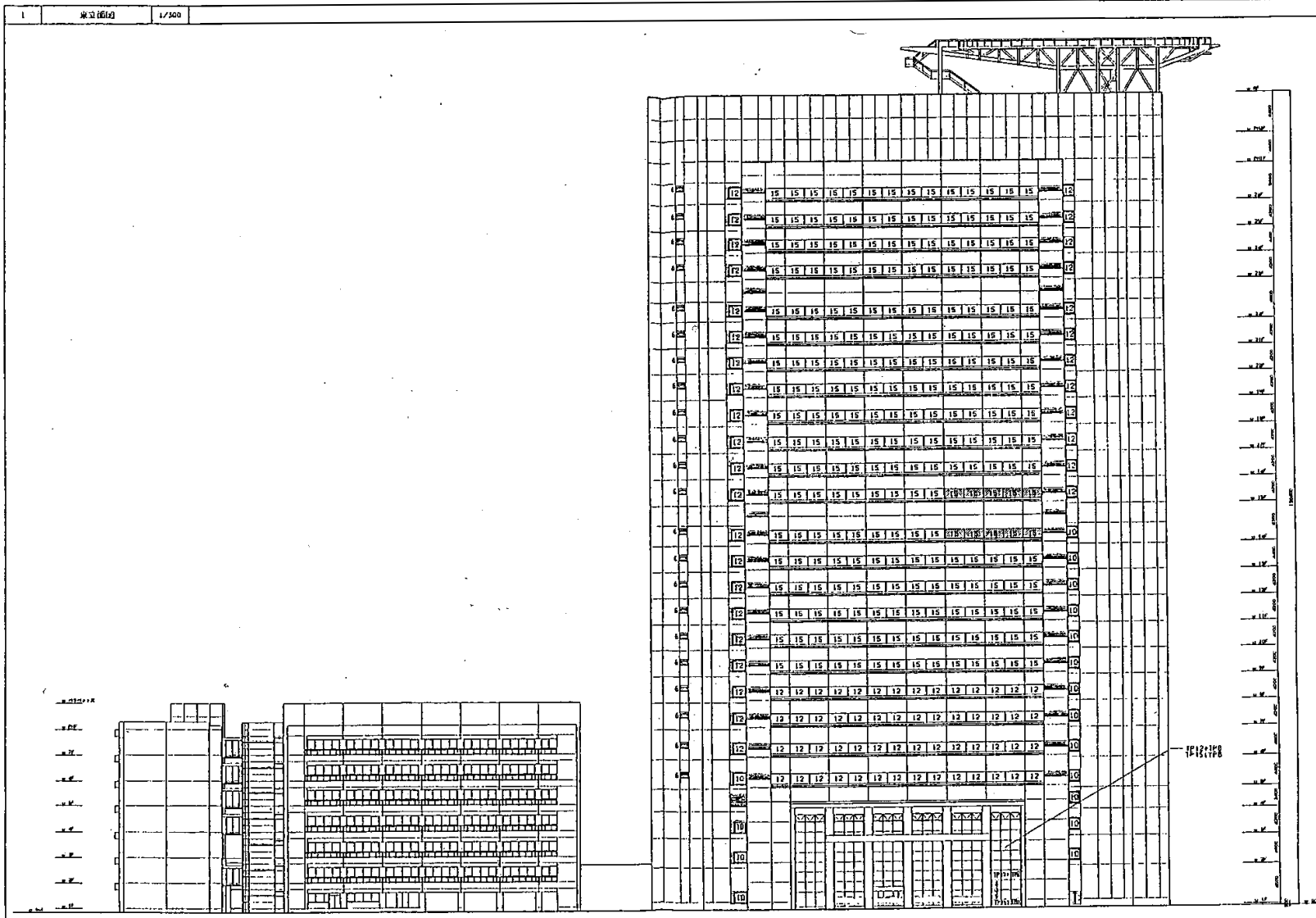


写真部分の天井高さ、仕上を記す。
 但し、
 ・上層室-A,B,Cの仕上は別紙による。
 ・FACにより、保レベルの上り層室については天井高はその分低くなる。
 ・タミ数と部分高、保レベル+200 CH=2600

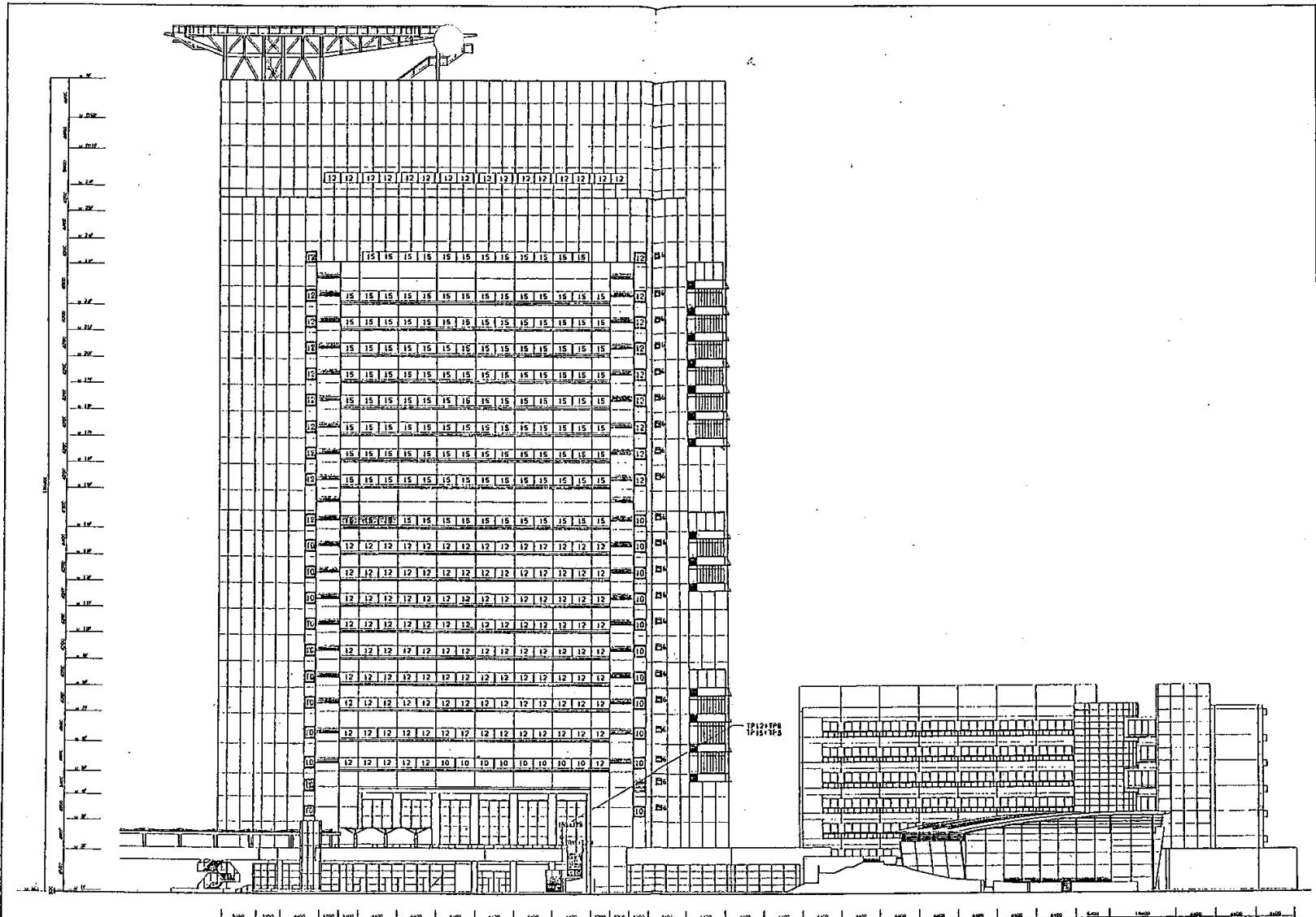
- : モジュールラインを示す。
- : 耐荷重ゾーン以外にある書庫・倉庫等で、移動式ラック設置不可な室を示す。
- ⊙ : 注意区域
- ⊙ : 不燃区分
- : 上部ランヤ (開閉式) 付灯
- ⊙ : カードリーダー + 電気取付器
- : 電気照明設備
- ⊙ : 高天井空調機 (天吊型) を示す。
- S : 手元照明
- RH : リモコンマイク
- ⊙ : 中継台
- ⊙ : 庁舎管理端末
- ⊙ : 連絡手振示盤
- ⊙ : 出退演示機 (TABは卓上型兼付付、TBは卓上型兼付付なし)
- C : 電源カットリレー

業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館 地上5階 平面図
図面番号	5-10
関東地方整備局	

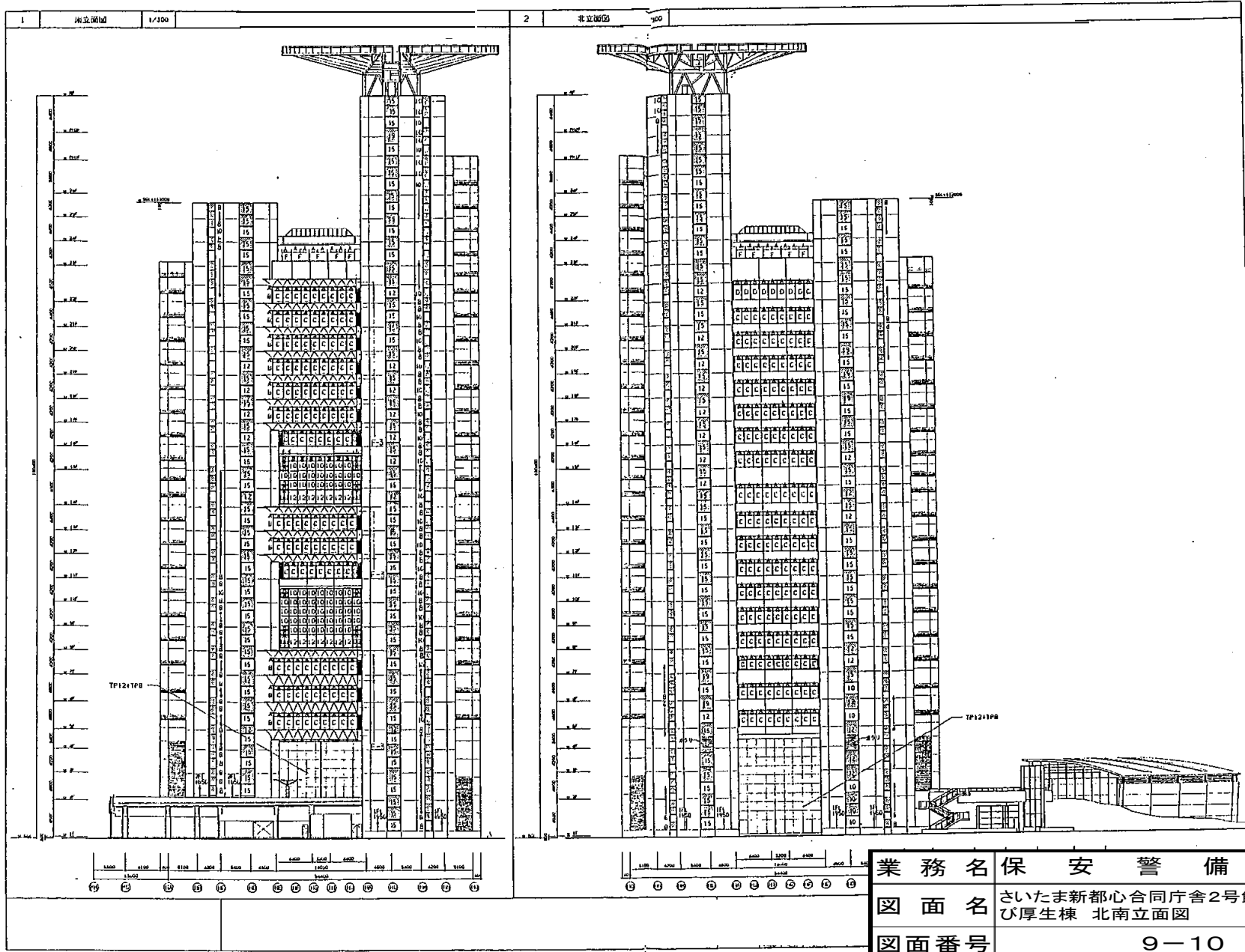




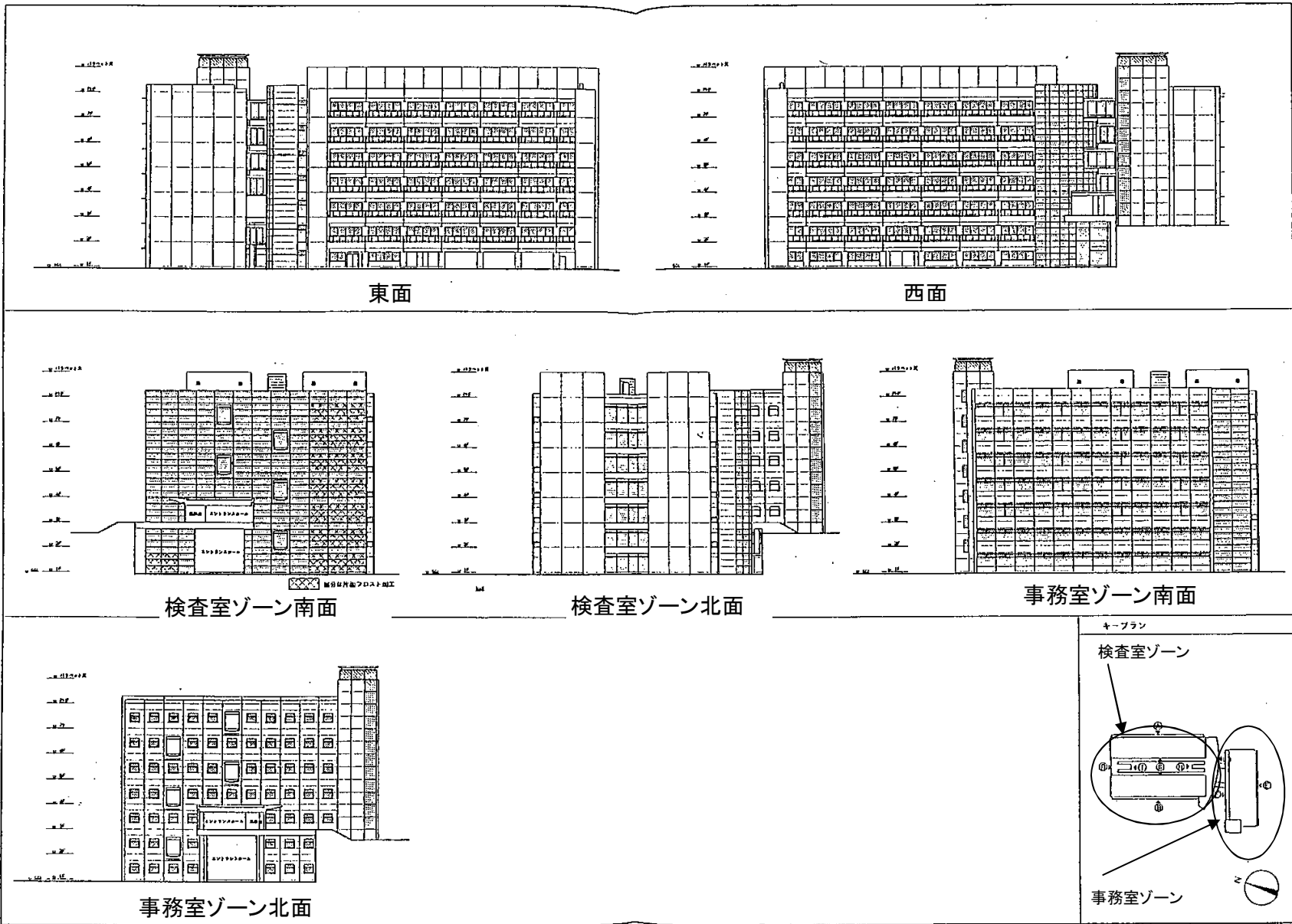
業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 東立面図
図面番号	7-10
関東地方整備局	



業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 西立面図
図面番号	8-10
関東地方整備局	



業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 北南立面図
図面番号	9-10
関東地方整備局	



東面

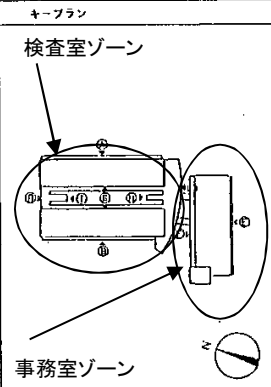
西面

検査室ゾーン南面

検査室ゾーン北面

事務室ゾーン南面

事務室ゾーン北面



業務名	保安警備業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎検査棟 立面図
図面番号	10-10
関東地方整備局	

特 記 仕 様 書

清 掃 業 務

国土交通省関東地方整備局

第1章 総 則

第1条 適 用

この特記仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書でさいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟の清掃業務に適用する。

第2条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟

第3条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第4条 施設概要

- (1) 敷地面積 23,633.32㎡
- (2) 建物概要
 - ① 2号館（以下「高層棟」という。）
S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階 101,405.76㎡
 - ② 検査棟（事務棟及び実験棟）
SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、塔屋1階 32,800.33㎡
 - ③ 厚生棟
RC造一部S造、平屋建 937.84㎡

第5条 業務概要

庁舎内外の床、床以外、窓の清掃及びごみの収集、分別運搬の業務を行うこと。

第6条 履行日及び履行時間

- (1) 履 行 日
日常清掃、ごみの収集、分別、運搬を行う日は、土、日、祝日、年末年始を除く日とし、それ以外の業務については、施設管理担当者の指示に従って行うこと。
- (2) 履行時間
全て清掃作業は、原則として8:00～17:00までとする。
また、作業上、必要が生じた場合は、統括管理責任者は事前に施設管理担当者と協議を行い作業を行うこと。

第7条 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め、書面により施設管理担当者に通知しなければならない。
また、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

なお、業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

- (2) 業務責任者は、本業務履行中においては、本庁舎に常駐し、下記(3)業務を行うこと。
ただし、やむを得ない事情により常駐できない場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得て、本業務の円滑な履行が可能な体制をとること。
- (3) 業務責任者は、下記の業務を行うこと。
 - ① 統括管理責任者との連絡、報告、調整
 - ② 業務担当者の指導及びクレーム処理と整理
 - ③ 年間・月間・週間等の計画書の作成

第8条 業務担当者

- (1) 受注者は、業務の実施に先立って業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿及び資格証の「写し」を施設管理担当者に届け出ること。
なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 業務担当者は、制服を着用し、社名及び氏名を記入した名札をつけること。
- (3) 業務担当者は、業務を行う上において、次に示す資格を有する者を配置すること。
 - ① 業務の履行に必要な技術、知識及び経験を有する者
- (4) 受注者は、業務担当者の労務管理及び健康管理等を適正に行い、業務担当者に事故等があったときは、代替要員を確保し業務に支障がないよう留意すること。
- (5) 窓ガラス清掃（外部及びアトリウム）を行う者については、労働安全衛生法に基づくゴンドラ安全規則第12条の特別の教育を受けている者とする。

第9条 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立って、実施体制、実施工程、安全管理等の必要な事項を記載した業務計画書を施設管理担当者に提出すること。

第10条 清掃業務報告書等

受注者は、第17条1.(2)により清掃業務終了後の報告及び確認を受けるものとし、速やかに清掃業務報告書を施設管理担当者に提出すること。

なお、必要に応じ建物等に損傷、障害及び故障があった場合は、その状況を示す書面、写真及び図面を提出すること。

第11条 業務の再委託

建築保全業務契約書（案）第4条第2項の「主たる部分」には、本業務における日常清掃を含むものとする。

第12条 消防訓練等

受注者は、発注者が実施する消防訓練等に参加すること。

第13条 危険防止の装置

- (1) 業務の実施に当っては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

- (2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を施設管理担当者に報告のうえ、当該措置を講じ、事故発生を防止すること。

第14条 負担の範囲

- (1) 業務担当者の控室・シャワー室・資機材置場・机・椅子及びロッカー等は発注者が無償提供する。なお、制服及び事務用消耗品等は受注者の負担とする。
- (2) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は発注者の負担とする。
- (3) 清掃に必要な資機材は受注者の負担とする。なお、衛生消耗品は発注者が支給する。
- (4) ごみ運搬に必要な機材は受注者の負担とする。なお、第17条1.(6)で定めるものは発注者が無償提供する。

第15条 在庫管理

支給された消耗品及び予備品は適切に在庫管理を行うこと。

第2章 業務範囲

第16条 業務範囲

業務範囲（全体）は、建物面積から清掃除外面積を除いた下記のとおりとする。

なお、清掃作業の清掃周期、対象面積等は別表－1～別表－6を参照し、清掃作業の詳細は第3章業務内容による。

玄関ホール	(硬質床)	1, 701.70㎡
執務室・会議室等	(繊維床)	40, 467.10㎡
〃	(弾性床・硬質床)	12, 870.00㎡
〃 (たたみ)	(弾性床)	443.70㎡
廊下・エレベータホール	(繊維床)	15, 282.61㎡
〃	(弾性床・硬質床)	7, 244.40㎡
トイレ・洗面所	(弾性床)	2, 386.90㎡
階段	(繊維床・弾性床)	2, 980.69㎡
湯沸室	(弾性床)	255.60㎡
リフレッシュコーナー	(弾性床)	841.80㎡
ゴミ搬送室	(弾性床)	282.80㎡
玄関周り		159.60㎡
玄関車寄せ		258.02㎡
駐車場		19, 864.50㎡
構内通路、犬走り等		8, 604.20㎡
池滝設備		258.90㎡
2Fデッキ通路・ベンチ		1, 479.00㎡

合計 115,381.52㎡

昇降機設備

[エレベータ]

高層棟 (低層用) 乗合用 (EV8～14号機)	7台
〃 (高層用) 乗合用 (EV1～7号機)	7台
〃 人荷用 (非常用EV1～2号機)	2台
〃 駐車場用 (EV15、17～18号機)	3台
検査棟 乗合用 (EV1～2号機)	2台
〃 人荷用 (EV3号機)	1台
厚生棟 駐車場用 (EV16号機)	1台

[エスカレータ]

高層棟 上・下用 (1～2号機)	2台
------------------	----

浴室及びシャワー設備

[ユニットシャワー]

高層棟 B1F 清掃員控室	6カ所
〃 B1F 職員更衣室	4カ所
〃 15F	3カ所
〃 22F	1カ所
検査棟 1F	4カ所
〃 6F	2カ所
厚生棟	8カ所

[ユニットバス]

高層棟 B1F 職員更衣室	2カ所
1F 守衛宿直室	1カ所

冷水器・うがい器ユニット

高層棟 (リフレッシュコーナー)	43カ所
検査棟 (リフレッシュコーナー)	7カ所
厚生棟 (休憩)	1カ所

グリストラップ

高層棟 1F 職員食堂	800×1,600×H 650	3カ所
〃 1F 麺コーナー	1,200× 600×H 750	2カ所
〃 2F 喫茶ラウンジ	700×1,400×H 650	1カ所

〃 2 F 喫茶カウンター 400× 800×H 450 1 ヲ所

ガソリントラップ

駐 車 場	B 3 F	5 0 1	1 0 ヲ所
駐 車 場	B 1 F	5 0 1	3 ヲ所

窓ガラス清掃

窓一覧表（別表－7～別表－14）のとおり

外構ガラス「歩行者デッキ部等」（別表－15）のとおり

第3章 業務内容

第17条 業務内容

1. 一般事項

(1) 清掃業務の範囲

- ① 家具、什器等（椅子等軽微のものを除く）の移動は、本業務に含まない。
- ② ロッカー、家具等が置かれ、清掃不可能な部分を行わなくてもよい。

(2) 清掃業務の確認

清掃終了後は、発注者に報告し確認を受けること。

(3) 資機材等の保管

資機材及び衛生消耗品は、発注者より指示された場所に整理し保管すること。

(4) 清掃に伴う注意事項

使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用し、又清掃場所に応じたものを使用すること。

(5) 用 語

- ① 資機材とは、次のような資材及び機材をいう。

ア. 資材＝洗浄用洗剤、樹脂用維持材、パッド、タオル雑布等
イ. 機材＝自在箒、フロアダスター、真空掃除機、床磨き機等

- ② 衛生消耗品

トイレットペーパー、シートペーパー、ゴミ袋、水石鹼等

- ③ 床仕上げは次のように分類する。

ア. 弾性床＝ビニール床タイル、ビニール床シート、天然木複合フローリング、タタミ
イ. 硬質床＝磁器質タイル、花崗岩 J & P、コンクリート、モルタル等
ウ. 繊維床＝タイルカーペット

(6) ごみ運搬用に発注者が提供するものは下記のとおりとする。

- ① ごみ処理設備

ア. 貯留排出機	貯留能力	1 8 m ³	2 台
イ. プレハブ冷蔵庫		3,000×3,000×2,500	1 台
ウ. ダンボール結束機	処理能力	2 5 0 Kg/h～3 0 0 Kg/h	

エ. 自動梱包機	梱包スピード	30個包/分
オ. シュレッダー		
カ. その他		
不燃物用コレクター	0.2 m ³	50個
紙屑用コレクター	1.0 m ³	10個
厨芥用コレクター	0.12 m ³	15個
ビン・カン用コレクター	1.00 m ³	10個
各階分別容器		

2. 建物内部の清掃

(1) 床の清掃（日常清掃）

日常清掃の清掃作業内容は下記①～②の各表による。

① 弾性床及び硬質床（地下駐車場を除く）

作業項目	作業内容
1. 除塵 1.1 自在箒又はフロアダストによる除塵	清掃面積及び清掃周期は別表-1による 箒、自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬送する。なお、高層棟1、2階玄関ホール、硬質床廊下3, 368 m ² については、自動床洗浄機を使用し水洗いを週1回実施すること。
2. 水拭き 2.1 部分水拭き （下記以外） 2.2 全面水拭き （トイレ・洗面所・湯沸室）	清掃面積及び清掃周期は別表-1による 汚水や水滴などが付着した部分をモップ等で拭く。 床全面をモップ等で丁寧に拭き上げる。

② 繊維床

作業項目	作業内容
1. 除塵 1.2 真空掃除機による除塵	清掃面積及び清掃周期は別表-1による 真空掃除機で丁寧に吸塵する。

(2) 床の清掃（定期清掃）

定期清掃の清掃作業内容は下記①～④の各表による。

① 弾性床、硬質床（③、④を除く）

作業項目	作業内容
表面洗浄	<p>清掃面積及び清掃周期は別表－１による</p> <ol style="list-style-type: none"> 床面の除塵を行う。除塵作業は日常清掃による。 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらにならないよう塗布する。 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクイージで汚れを除去する。 ２回以上水拭きを行って、汚水や洗浄用洗剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 水拭きは日常清掃の全面水拭きによる。 弾性床は、樹脂床維持材を塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。塗布回数は２回とする。

② 繊維床

作業項目	作業内容
洗 浄	<p>清掃面積及び清掃周期は別表－１による</p> <p>カーペット床全面を専用洗浄機を使用して、洗剤の泡等で洗浄し、丁寧に汚れを除去する。</p>

③ タタミ・フローリング（宿直室、休養室、和室）

作業項目	作業内容
<p>1. 表面洗浄</p> <p>月 1 回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 床面の除塵を行う。除塵作業は日常清掃による。 硬く絞った雑巾等で表面の汚れを拭く。

④ 天然木複合フローリング

(リフレッシュコーナー、脱衣室・アリーナ、トレーニング室)

作 業 項 目	作 業 内 容
<p>1. 表面洗浄</p> <p style="text-align: right;">月 1 回</p>	<p>1. 床面の除塵を行う。除塵作業は日常清掃による。</p> <p>2. 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないよう塗布する。</p> <p>3. 洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを除去する。</p> <p>4. 2回以上水拭き（固く絞ったモップを使用すること）を行って、洗浄分を完全に除去したあと、十分に乾燥させる。</p> <p>5. 専用の樹脂床維持材を塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥させる。</p>

(3) 床以外の日常清掃

床以外の日常清掃作業内容は下表による。

清掃周期は、別表－２とする（平日）

作業対象	作業項目	作業内容
壁 フロアマット	部分拭き	汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
	除塵	鳥毛はたき又は静電除塵具等で除塵する。
	除塵	真空掃除機で吸塵する。
扉ガラス	洗浄	洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。
	部分拭き 全面洗浄	汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は空拭きする。ガラス全面に水又は専用洗剤を塗り、窓用スクイジーで汚れを取る。
什器備品	除塵	タオル、ダスクロス等で埃を取る。
	拭き	タオルで水拭きする。
灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿を拭く。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器を拭く。
金属部分	除塵	タオル、ダスクロス等で埃を取る。
扉及び便所へだて 洗面台	部分拭き	汚れた部分を、水又は専用洗剤を用いて拭く。
	拭き	スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭き上げる。
鏡	拭き	乾拭きして仕上げる。
衛生陶器及び水栓類 衛生消耗品	洗浄	専用洗剤を用いて洗浄し拭き上げる。同時に金属類も拭き上げる。センサー等メッキ面は乾拭とする。
	補充	トイレットペーパー及びシートペーパーや水石鹸等を補充する。
汚物容器	汚物収集	内容物を処理し、容器を洗浄する。
流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
冷水器・うがい器	拭き	中性洗剤を用いて洗浄し、拭き上げる。
厨介容器 壁・扉・操作板	厨介収集	1. 厨介を処理する。 2. 容器を中性洗剤で洗浄する。
	部分拭き	汚れた部分を水又は中性洗剤で拭く。
扉溝	除塵	真空掃除機などで除塵を行う。
手摺り	拭き	タオルで水拭きする。

※エレベータの清掃対象は別表－５（エレベータ床清掃については、別表－１による。）による。

※冷水器・うがい器ユニットの清掃対象は別表－６による。

(4) 追加清掃

①追加清掃の対象は1F及び2Fのトイレ・洗面所(100㎡)とし、清掃作業内容は下表による。

②清掃周期は、日常清掃に加え1日1回追加とする。

作業項目	作業内容
1. 床部分水拭き	汚水や水滴などが付着した部分をモップで拭く。
2. 洗面台拭き	汚れた部分を拭く。
3. 鏡拭き	汚れた部分を拭く。
4. 衛生陶器洗浄	汚れた部分を洗浄し拭く。
5. 汚物収集	内容物を処理し、容器を洗浄する。
6. 衛生消耗品補充	トイレットペーパー等を補充する。

(5) 日常のごみ収集

ごみ収集の対象は別表-4とし、清掃作業内容は、各部屋で集められた塵芥、吸殻、厨芥などを区別して指定のごみ集積場迄運搬すること。

3. 建物外部その他部分の清掃

(1) ユニットバス、ユニットシャワー

① 清掃作業内容は下表による。

② 清掃周期は、洗浄(部分洗浄)及び拭きは1日1回(全面洗浄実施日除く)とし、その他は週1回(年間50回)とする。

作業項目	作業内容
1. 洗浄	清掃対象は別表-5による
1.1 部分洗浄	床(スノコ含む)、壁、浴槽等の汚れた部分を水洗い(必要に応じ専用洗浄を用いる)する。
1.2 全面洗浄	床(スノコ含む)、壁、浴槽等を専用洗剤を付着させたスポンジタワシ等を用いて丁寧に拭き上げた後、水洗いする。
2. 拭き	鏡、シャワーセット等は乾式きして仕上げる。

(2) エスカレーター

- ① 清掃作業内容は下表による。
- ② 清掃周期は、1日1回とする。

作業対象	作業項目	作業内容
床板・階段 ハンドレール 側板	除塵 拭き 部分拭き	清掃対象は別表－5による 真空掃除機で丁寧に吸塵する。 タオルで水拭きする（必要に応じ中性洗剤等を用いる）。 汚れた部分を水又は中性洗剤で拭く。

(3) 地下駐車場（スロープ含む）及び玄関車寄せ（全面洗浄のみ）

- ① 清掃作業内容は下表による。
- ② 清掃周期は、拾い掃きについては1日1回とし、洗浄については6ヶ月1回とする。
なお、ガソリントラップの清掃対象は別表－6による。
- ③ 全面洗浄は年1回とする。

作業対象	作業項目	作業内容
床	1. 拾い掃き 2. 洗浄 3. 全面洗浄	清掃面積及び清掃周期は別表－3による 巡回して粗ごみを拾う。 汚れた部分及び排水溝、ガソリントラップを水洗し、泥等を除去する。 洗浄用ブラシを装着した床磨き機等で汚れを洗浄する。

(4) 池・滝設備

- ① 清掃作業内容は下表による。

作業対象	作業項目	作業内容
床	1. 拾い掃き 2. 洗浄	清掃面積及び清掃周期は別表－3による 巡回して落ち葉等のごみを拾う。 洗浄用ブラシ等で汚れを洗浄する。

(5) 玄関周り

① 清掃作業内容は下表による。

作業対象	作業項目	作業内容
床	1. 除塵 2. 水拭き 3. 洗浄	清掃面積及び清掃周期は別表-3による 自在箒で塵芥を集める。 汚れた部分をモップで拭く。 洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。

(6) 構内通路、犬走り等

① 清掃作業内容は下表による。

作業対象	作業項目	作業内容
床	拾い掃き	清掃面積及び清掃周期は別表-3による 巡回して粗ごみを拾う。

(7) 2Fデッキ通路・ベンチ

① 清掃作業内容は下表による。

作業対象	作業項目	作業内容
床	洗浄	清掃面積及び清掃周期は別表-3による 洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
ベンチ	水拭き	洗浄用ブラシ等で水拭きを行う（必要に応じて中性洗剤等を用いる）。

(8) グリストラップ

- ① 清掃作業内容は下表による。
- ② 清掃周期は月1回とする。

作業対象	作業項目	作業内容
槽内	内容物収集 点検保守	清掃対象は別表-6による グリースや野菜くず等の内容物を取除き、内部を水等で洗浄する。 変形、腐食、破損等がないか点検する。

(9) 窓ガラス

- ① 清掃作業内容は下表による。

作業項目	作業内容
洗浄	清掃対象は別表-7～別表-15による 1. ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。 2. ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 3. ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの隅やサッシ全体の清拭は含まない。 4. 内部窓ガラスの清掃の際には、外窓と内窓の間の下枠の部分をタオルで清拭する。

② 清掃回数等

ア 外部窓ガラス 年4回とする。

(1回あたり清掃面積 10,854.83㎡×両面)

なお、高層棟5F以上上層階東西面の窓ガラス(AW-1・AW-2・AW-26・AW-29・AW-29a)は、外窓及び内窓が設置されており、外窓の外部面及び内窓の室内面を年4回清掃すること。

イ 内部窓ガラス等(高層棟アトリウム、検査棟内部及び高層棟5F以上上層階東西面の窓ガラス(AW-1・AW-2・AW-26・AW-29・AW-29a)における外窓の室内面及び内窓の外部面) 年2回とする。

(1回あたり清掃面積 5,525.28㎡×両面)

ウ 高層棟アトリウム23F(TLW-1) 年1回とする。

(1回あたり清掃面積 456㎡×両面)

エ 外構ガラス（歩行者デッキ部等） 月1回とする。
（1回あたり清掃面積 449.05㎡×両面）

ただし、清掃時期については、施設管理担当者と協議の上実施すること。

4. ごみ運搬業務

建物内外の清掃によって生じたごみ及び各階ごみ置場に集められたごみ（新聞、書類、紙屑、ビン・カン、厨芥等）を高層棟地下1階ごみ処理室まで運搬（医務室、検査室等の特別管理廃棄物及び食堂、自動販売機等の廃棄物を除く）し、次の業務を行うこと。

- （1）種類別、処理別等に分別 {事業系一般廃棄物（可燃物、不燃物）、再生資源物、ペットボトル（ラベル、キャップと分別し、容器内部を洗浄）}
- （2）貯留排出機によるごみの圧縮
- （3）ダンボール結束機によるダンボール用紙の結束
- （4）新聞、書類等の梱包
- （5）シュレッダーによる書類の裁断（指示されたもの）
- （6）ごみ処理設備（貯留排出機、プレハブ冷蔵庫、コレクター等）の清掃

5. 臨時の措置

臨時措置が必要となった場合においては、業務責任者は、施設管理担当者の指示を受け、すみやかに処理すること。

第4章 雑 則

第18条 その他

- （1）本業務の履行にあたっては、合同庁舎管理規則を遵守すること。
- （2）本特記仕様書について疑義が生じた場合は、施設管理担当者に申し出て、その指示に従って処理すること。
- （3）受注者は、履行にあたり労働関係法令の規定を遵守し、業務担当者が過重な業務負担が原因で業務に支障を来すことがないようにしなければならない。
- （4）発注者は、業務担当者が上記3により業務に支障を来していると認められる場合には、受注者に対し是正を求めることができ、受注者はその結果を書面にて発注者に報告しなければならない。
- （5）前受注者からの引き継ぎに要する経費は、当該業務の範囲内とする。

別表－1 作業項目及び周期(床清掃)

作業対象	床[弾性]																	
	除塵・水拭き										洗浄							
作業内容																		
清掃周期・対象面積																		
清掃対象(主な場所)	日常(1/3) (注1)	対象面積㎡	日常	対象面積㎡	日常(1/週) (注2)	対象面積㎡	日常(1/2週) (注3)	対象面積㎡	日常(1/月) (注4)	対象面積㎡	定期(1/月)	対象面積㎡	定期(1/2月)	対象面積㎡	定期(2/1年)	対象面積㎡	定期(4/1年)	対象面積㎡
玄関ホール																		
執務室・会議室	1/3日	2,430.00	1/1日	378.20	1/1週	526.30			1/1月	99.70	1/1月	6,626.00	1/2月	2,421.10				
廊下・エレベータホール	1/3日	1,122.20					1/2週	3,567.60			1/1月	4,689.80						
トイレ・洗面所			1/1日	2,386.90							1/1月	2,386.90						
階段	1/3日	236.60					1/2週	244.20			1/1月	480.80						
湯沸室			1/1日	255.60							1/1月	255.60						
リフレッシュコーナー			1/1日	841.80							1/1月	841.80						
ゴミ搬送室			1/1日	282.80							1/1月	282.80						
女子更衣室	1/3日	102.00													2/1年	119.00	4/1年	8.50
倉庫及び書庫等															2/1年	3,555.90		
エレベータ	1/3日	5台									1/1月	5台						

作業対象	床[硬質]				床[繊維]									
	除塵・水拭き		洗浄		除塵				洗浄					
作業内容														
清掃周期・対象面積														
清掃対象(主な場所)	日常	対象面積㎡	定期(1/月)	対象面積㎡	日常(1/3) (注1)	対象面積㎡	日常(1/週) (注2)	対象面積㎡	日常(1/月) (注4)	対象面積㎡	定期(1/月)	対象面積㎡	定期(1/年)	対象面積㎡
玄関ホール	1/1日	1,701.70	1/1月	1,701.70										
執務室・会議室	1/1日	365.40	1/1月	562.60	1/3日	36,450.20	1/1週	2,268.30	1/1月	894.60			1/1年	39,967.20
廊下・エレベータホール	1/1日	2,554.60	1/1月	2,554.60	1/3日	15,282.61							1/1年	15,282.61
トイレ・洗面所														
階段					1/3日	2,499.89							1/1年	2,499.89
湯沸室														
リフレッシュコーナー														
ゴミ搬送室														
女子更衣室														
倉庫及び書庫等														
エレベータ					1/3日	18台					1/1月	18台		

注1)清掃周期において、日常(1/3)は、対象面積を3日間で清掃することを言い、1日当たりの面積は当該対象面積の3分の1となる。

注2)清掃周期において、日常(1/週)は、対象面積を週1回清掃することを言う。なお、年間50回とする。

注3)清掃周期において、日常(1/2週)は、対象面積を2週間に1回清掃することを言う。なお、年間25回とする。

注4)清掃周期において、日常(1/月)は、対象面積を月1回清掃することを言う。

別表-2 作業項目及び周期(床以外の清掃)

作業対象	壁		扉ガラス		什器備品		照明器具	吸込吹出口	灰皿	ごみ箱	金属部分	扉へたて所	洗面台	鏡	衛生陶器	衛生消耗品	汚物容器	流し台	冷う水が器い及器	厨芥収集	壁・操作扉板	扉溝	手摺り
	定期	日常	定期	日常	定期	定期	定期	定期	吹	ご	除	部	拭	拭	日	補	汚	洗	拭	収	部	除	拭
作業項目	部分	除	部分	全	除	拭	拭	洗	殺	み	除	部	拭	拭	洗	充	物	洗	拭	集	分	除	拭
清掃対象	拭	塵	拭	面	塵	き	き	浄	殺	み	塵	分	き	き	日	充	集	浄	き	集	拭	塵	き
玄関ホール	2/1月	1/1月	1/1日	1/1月	1/1日	1/1月			1/1日	1/1日	1/1日												1/1日
廊下・エレベータホール	2/1月	1/1月	1/1日	1/1月						1/1日													
執務室・会議室			1/1日	1/1月						1/1日													
共用会議室			1/1日	1/1月		1/1月				1/1日													
和室										1/1日													
エレベータ											1/1日		1/1日									1/1日	1/1週
トイレ・洗面所	2/1月	1/1月							1/1日			1/1日	1/1日	1/1日	1/1日	1/1日	1/1日						
階段	2/1月	1/1月																					1/1日
湯沸室																		1/1日		1/1日			
リフレッシュコーナー	2/1月	1/1月			1/1日	1/1月			1/1日	1/1日													
ゴミ搬送室	2/1月	1/1月								1/1日													

別表-3 作業項目及び周期(外構清掃)

作業対象	床							
	除塵・水拭き		拾い掃き		拾い掃き		洗浄	
作業内容	日常	対象面積㎡	日常	対象面積㎡	日常	対象面積㎡	定期	対象面積㎡
清掃周期・対象面積								
清掃対象(主な場所)	日常	対象面積㎡	日常	対象面積㎡	日常	対象面積㎡	定期	対象面積㎡
玄関周り	1/1日	159.60					1/1月	159.60
玄関車寄せ	1/1日	258.02					1/1年	258.02
駐車場			1/1日	133.60	1/3日	19,730.90	1/1年	19,864.50
構内通路・犬走り等			1/1日	8,604.20				
池・灌設備			1/1日	258.90			4/1年	258.90
2Fデッキ通路・ベンチ							1/1月	1,479.00

別表-4 作業項目及び周期(ごみ収集)

作業対象	ごみ収集			
	運搬		中間処理	
作業内容	日常	対象面積㎡	日常	対象面積㎡
清掃周期・対象面積				
清掃対象(主な場所)	日常	対象面積㎡	日常	対象面積㎡
玄関ホール	1/1日	1,701.70	1/1日	1,701.70
執務室・会議室	1/1日	39,360.40	1/1日	39,360.40
廊下・エレベータホール	1/1日	3,733.10	1/1日	3,733.10
トイレ・洗面所	1/1日	2,386.90	1/1日	2,386.90
湯沸室	1/1日	255.60	1/1日	255.60
リフレッシュコーナー	1/1日	841.80	1/1日	841.80
ゴミ搬送室	1/1日	282.80	1/1日	282.80

別表－5

清掃業務関連機器一覧

1. 昇降機設備

[エレベータ]

高層棟 (低層用) 乗合用 (EV 8～14号機)	7台
〃 (高層用) 乗合用 (EV 1～7号機)	7台
〃 人荷用 (非常用EV 1～2号機)	2台
〃 駐車場用 (EV 15、17～18号機)	3台
検査棟 乗合用 (EV 1～2号機)	2台
〃 人荷用 (EV 3号機)	1台
厚生棟 駐車場用 (EV 16号機)	1台

計 23台

[エスカレータ]

高層棟 上・下用 (1～2号機)	2台
------------------	----

計 2台

2. 浴室及びシャワー設備

[ユニットシャワー]

高層棟 B1F 清掃員控室	6カ所
〃 B1F 職員更衣室	4カ所
〃 15F	3カ所
〃 22F	1カ所
検査棟 1F	4カ所
〃 6F	2カ所
厚生棟	8カ所

計 28カ所

[ユニットバス]

高層棟 B1F 職員更衣室	2カ所
1F 守衛宿直室	1カ所

計 3カ所

別表－6

3. 冷水器・うがい器ユニット

高層棟 (リフレッシュコーナー)			43カ所
検査棟 (リフレッシュコーナー)			7カ所
厚生棟 (休憩)			1カ所

計51カ所

4. グリストラップ

高層棟	1F職員食堂	800×1,600×H 650	3カ所
〃	1F麺コーナー	1,200× 600×H 750	2カ所
〃	2F喫茶ラウンジ	700×1,400×H 650	1カ所
〃	2F喫茶カウンター	400× 800×H 450	1カ所

計 7カ所

5. ガソリントラップ

駐車場	B3F	501	10カ所
駐車場	B1F	501	3カ所

計13カ所

別表-7

窓一覧表 (高層棟外面)

取付面	取付室名	取付階	窓具規号	寸法 W×H	数量	備考
東面	事務室	5F~26F	AW-1	6,400×1,570 (5,400×1,540)	132	ハックボート付 4ヶ所 ()数値は内部窓寸法を示す。
東面	事務室	5F~26F	AW-2	3,200×1,570 (2,700×1,540)	44	ハックボート付 2ヶ所 ()数値は内部窓寸法を示す。
東面	附室 1	2F~26F	AW-3	1,725×1,740	25	ハックボート付 1ヶ所
東面	リフレッシュコーナー	1F~3F 5F~26F	AW-4	2,050×1,740	25	
東面	女子トイレ	5F~26F	AW-9	1,400×500	22	
東面	エントランスホール	1F~3F	GCW-11	36,900×14,760	1	
西面	事務室	5F~22F	AW-1	6,400×1,570 (5,400×1,540)	108	ハックボート付 1ヶ所 ()数値は内部窓寸法を示す。
西面	事務室	5F~22F	AW-2	3,200×1,570 (2,700×1,540)	36	ハックボート付 1ヶ所 ()数値は内部窓寸法を示す。
西面	事務室	23F	AW-28	6,400×1,570 (5,400×1,540)	6	()数値は内部窓寸法を示す。
西面	事務室	24F~26F	AW-29	6,400×1,570 (5,400×1,540)	18	()数値は内部窓寸法を示す。

別表-8

取付面	取付室名	取付階	建具規号	寸法 W×H	数量	備考
西面	事務室	24F~26F	AW-29a	5,900×1,570 (5,400×1,540)	6	()数値は内部寸法を示す。
西面	附室 2	3F~23F	AW-3	1,725×H 1,740	21	バックボルト付 1ヵ所
西面	リフレッシュコーナー	3F 5F~23F	AW-5	2,050×1,740	20	
西面	共用女子更衣室	3F~23F	AW-12	1,200×500	21	
西面	レストラン カフェ	1F	AW-67	5,370×2,500 (5,370+1,750)× 2,500	1 3	
西面	カフェコーナー	1F	AW-65	(17,600+5,800+ 3,050)×2,500 (5,200+7,400)× 2,500	1 1	
西面	売店	1F	AW-51	5,340×600	1	

南面	事務室	5F~7F 12F~13F 17F~22F	AW-15	16,400×2,250	11	
南面	事務室	8F~10F	AW-19	14,700×10,400	1	

列表-9

取付面	取付室名	取付階	建具規号	寸法 W×H	数量	備考
南面	事務室	11F・16F	AW-21	14,540×2,250	2	
南面	ロビー2	14F~15F	AW-20	14,700×8,300	1	
南面	エントランスホール	2F	AW-61	(5,850+12,800+5,400)×10,400	1	
南面	リフレッシュコーナー2	2F~25F	AW-25	1,155×104,250	1	ハックボート無し部分 1,155×1,740×20
南面	附室4	2F~25F	AW-7	2,400×104,250	1	ハックボート無し部分 2,400×1,940×23
南面	附室3	1F~PH2F	AW-39	2,400×129,250	1	ハックボート無し部分 2,400×1,940×23
南面	男子トイレ1	1F~PH2F	AW-8	1,155×129,250	1	ハックボート無し部分 1,155×1,740×25
南面	渡り廊下	23F	AW-40	12,800×2,000	2	
南面	エントランスホール	2F~4F	SSW-13	3,500×(2,320+2,720)	1	

別表-10

取付面	取付室名	取付階	建具規号	寸法 W×H	数量	備考
北面	ロビー 1	5.6.8-19F 15F~31F	AW-18	14,520×2,500	15	
北面	ロビー 1	7F	AW-35	14,540×1,900	1	
北面	ロビー 1	14F、22F	AW-34	14,540×2,900	2	
北面	渡り廊下	23F	AW-40	12,800×2,000	2	
北面	階段 1	1F~PH2F	AW-70	1,200×129,500	1	ハックボート無し部分 1,200×1,300×28
北面	EVホール1	1F~PH2F	AW-33	2,400×129,500	1	ハックボート無し部分 2,400×1,740×24
北面	EVホール2	1F~25F	AW-6	2,400×110,650	1	ハックボート無し部分 2,400×1,740×22
北面	階段 2	1F~25F	AW-10	1,200×110,650	1	ハックボート無し部分 1,200×1,300×24
北面	エントランスホール	1F~4F	AW-37	14,540×16,900	1	

別表-11

窓一覧表（高層棟内部）

取付面	取付室名	取付階	建具規号	寸法 W×H	数量	備考
東西面	アトリウム	6F~13F 15F~22F	AW-11	5,400×2,200	134	
東西面	アトリウム	6F、10F 15F、23F	AW-11a	5,400×1,950	16	
南北面	アトリウム	5F~13F 16F~22F	AW-13	2,400×2,200	25	
南北面	アトリウム	6F	AW-13a	2,400×1,950	1	
南北面	アトリウム	5F~13F 16F~22F	AW-14	4,400×2,200	40	
南北面	アトリウム	6F	AW-14a	4,400×1,950	1	
南北面	アトリウム	5F 16F~22F	AW-22	4,400×2,200	10	
南北面	アトリウム	6F	AW-22a	4,400×1,950	1	
南北面	見学者ロビー	17F・19F	SSW-17	4,125×1,250	6	
南北面	アトリウム	23F	TLW-1	32,000×12,540 9,600×2,850	1 2	

別表-12

窓一覧表（検査棟外面）

取付面	取付室名	取付階	建具規号	寸法 W×H	数量	備考
東西面	階段 3	3F~7F	AW-K22	(2,100+2,100) × 24,600 (8,700+6,200) × 2 × 1,400	1	
西面	エレベーター	1F~7F	AW-K13	42,200 × 29,855	1	
南面	事務室	1F~7F	AW-K15	39,760 × 2,030	7	
南面	階段 3	1F~7F	AW-K10	900 × 2,050	7	
北面	廊下 1・2	1F~7F	AW-K7	8,575 × 2,905	7	
北面	リフレッシュコーナー	1F~7F	AW-K21	2,150 × 1,025	7	窓部分 2,150 × 740
南北面	廊下 5	1F	AW-K20	5,380 × 900	2	
北面	廊下 4	1F~7F	AW-K14	1,600 × 1,382.5	56	

別表-13

窓一覧表 (検査棟外面)

取付面	取付室名	取付階	建具規号	寸法 W×H	数量	備考
東面	検査室	1F~7F	AW-K1	5,300×1,500	37	
東面	検査室	1F~7F	AW-K2	2,605×1,500	7	
東面	廊下 3	1F~7F	AW-K9	1,525×2,940	7	
東面	エントランスホール 2	1F~2F	AW-K16	3,950×7,170	1	
東西面	ブリッジ	2F・4F 6F	AW-K12	2,670×2,265	6	
東西面	ブリッジ	5F・7F	AW-K11	4,320×2,265	4	
東面	エントランスホール 3	3F	AW-K18	3,000×3,020	1	
西面	検査室	1F~7F	AW-K1	5,300×1,500	37	
西面	検査室	1F~7F	AW-K2	2,605×1,500	7	
西面	検査室	2F	AW-K3	5,300×2,030	1	窓部分 5,300×1,500
西面	検査室	2F	AW-K4	5,370×2,030	3	窓部分 5,300×1,500
西面	エレベーターホール	1F~7F	AW-K13	42,200×29,855	1	
西面	エントランスホール 2	1F~2F	AW-K17	6,530×7,170	1	
西面	エントランスホール 3	3F	AW-K19	1,800×3,020	1	

外構ガラス

名称	区分	寸法(m)	数量	備考
歩行者デッキ	風防(横)	1.05 × 1.80	2	
	風防(横)	1.42 × 1.80	2	
	風防(横)	1.43 × 1.80	11	
	風防(横)	1.42 × 1.80	11	
	風防(横)	1.58 × 1.80	22	
	風防(横)	1.39 × 1.80	8	
	風防(横)	1.54 × 1.80	8	
	風防(横)	1.62 × 1.80	1	
	風防(横)	1.32 × 1.80	1	
	上部	1.00 × 1.00	158	
	上部	0.50 × 1.00	4	
デッキ→検査棟3F	入口上部	26.20 × 1.00	1	
	入口(横)	1.40 × 1.05	12	
	入口(横)	0.45 × 0.90	2	
	スロープ(横)	1.05 × 1.05	1	
	スロープ(横)	1.59 × 1.05	17	
	スロープ(横)	2.02 × 1.05	2	
	スロープ(横)	1.82 × 1.05	2	
	スロープ(横)	0.49 × 1.05	1	
2F→1F通路	横	1.23 × 1.08	2	
	横	1.62 × 1.08	6	
	横	1.40 × 1.08	2	
	横	1.30 × 1.08	2	
	横	1.39 × 1.08	6	
	横	1.42 × 1.08	2	

緑地管理業務

特記仕様書

国土交通省
関東地方整備局

第 1 章 総 則

第 1 条 総則

- 1 この特記仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の作業に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか次の基準等に準拠するものとする。

（１）土木工事共通仕様書（国土交通省）

なお、同仕様書「第 1 編 共通編 第 1 章総則1-1-18建設副産物3項」の建設副産物適正処理推進要綱については、平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達を適用するものとする。

（２）道路植栽・緑地管理共通仕様書（案）（国土交通省）

第 2 条 作業管理及び写真管理

- 1 本業務の作業管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（平成23年 4月改定）を準用するものとする。また、樹木等の品質寸法規格値については特に定めないが施設管理担当者と協議しその値を尊重すること。
- 2 本業務の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（平成23年 4月改定）を準用するものとする。
- 3 業務写真の原本を電子媒体で提出する場合は、作業着手前に、写真管理項目について、施設管理担当者と協議の上、デジタル写真管理情報基準（案）（平成22年 9月）に規定するデータ形式で電子媒体に保存し、施設管理担当者に提出し確認を受けなければならない。

第 3 条 作業中の安全確保

- 1 業務の作業にあたっては、安全確保のため保安要員を配置し、バリケード等保安施設を設置すること。また保安点検を行うものとする。
- 2 業務の作業に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
- 3 請負者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに施設管理担当者に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり請負者の負担によりこれを補修しなければならない。

第 4 条 作業現場管理

- 1 請負者は、業務の作業にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 3) 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
 - 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

- 5) 作業に伴う発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6) 各作業の実施に当たっては、合同庁舎管理規則等を遵守し、事前に作業届等を施設管理担当者へ提出するものとする。
- 7) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 5 条 履行場所及び履行期間等

1. 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び厚生棟（対象範囲は図面 1 - 7 ~ 7 - 7 のとおり）

2. 履行期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日とする。

3. 予定数量

数量総括表のとおり。

第 6 条 作業区分

この業務の作業区分は、下表によるものとする。

業務区分	作業区分	時間帯
昼間作業	全て作業	8時00分～17時00分

ただし、上記区分に変更を要する場合は施設管理担当者と協議するものとする。

第 7 条 応急処理

- 1 請負者は、施設管理担当者の指示に対して速やかに作業を行わなければならない。また、緊急を要する作業を電話連絡等にて受けた場合も施設管理担当者からの指示と同様とし、対応するものとする。
- 2 請負者は、作業が終了した後に速やかに関係書類（出来高報告）を作成し、施設管理担当者に提出し、その確認を受けなければならない。

第 8 条 業務責任者

業務責任者は、1 級又は 2 級造園施工管理技士の資格を有すること。

第 2 章 材 料

第 9 条 J I S 製品記号

設計図書中の J I S 製品記号は、J I S の国際単位系（S I）移行（以下、「新 J I S」という。）に伴い、すべて新 J I S の製品記号に読みかえるものとする。

ただし、旧 J I S に対応した材料を使用する場合は、読みかえずに使用出来るものとする。

第10条 材料の確認

下記の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に施設管理担当者に提出し、確認を受けなければならない。

区分	材 料 名	摘 要
そ の 他	肥 料	登 録 証
	薬 剤	農薬登録標又は品質証明書等

第11条 薬剤

薬剤は下記のとおりとするが、同等品以上で他の薬剤でも効果があると判断した場合は、施設管理担当者の承諾を得て変更してもよいものとする。ただし、変更の対象としない。

薬 剤（一般名）	摘 要
D E P 乳 剤	高 木
ス ミ チ オ ン 乳 剤	中 低 木 ・ 地 被 類

第12条 肥料

- 1 肥料は農林水産大臣の登録のあるものでなければならない。
- 2 肥料は下記成分比を標準とする。
- 3 他の肥料でも効果があると判断した場合は、施設管理担当者の承諾を得て変更してもよいものとする。ただし、変更の対象としない。

樹 種	成 分 比	肥効持続性	形 状
高 木	N:P:K=12:8:6	緩 効 性	クルミ状
中低木・地比類	N:P:K=6:4:3	緩 効 性	粒 状
芝 生	N:P:K=16:10:14	緩 効 性	粒 状

第3章 緑地管理

第13条 剪定

- 1 剪定は、枯損している枝葉等及び屋上庭園の高木等の枝葉については風の影響を考慮し剪定を行い、また剪定する樹木剪定方法、作業については施設管理担当者の指示または協議により作業するものとする。
- 2 剪定予定外樹種でも、隣接する樹木の不均衡、また、樹木の生育不統一等が生じた場合は、施設管理担当者と協議し作業するものとする。剪定予定外樹種を剪定した場合は変更の対象とする。

第14条 薬剤防除

防除する樹木、作業については施設管理担当者の指示または協議により作業するものとする。また、防除薬剤の使用にあたっては、薬剤の容器又は包装に記載されている表示事項に基づき、適用作物、適用病虫害、希釈倍率等定められた使用方法を必ず遵守するとともに、周辺住民等へ注意を促すなど安全管理にも十分配慮すること。

1 高木の防除

高木1本当たりの使用薬剤は、DEP乳剤1000倍を標準とし、消毒液の散布量は下表を標準とする。これによりがたい場合は、施設管理担当者と協議する。

幹 周 (cm)	単位	薬 剤 散 布 量 (ℓ)
60未満	本	3.5
60以上 120未満	本	7.7

2 中低木の防除

中低木1㎡当たり又は1本当たりの使用薬剤は、スミチオン乳剤1000倍を標準とし、消毒液の散布量は、下表を標準とする。これによりがたい場合は、施設管理担当者と協議する。

	樹 高 (cm)	単位	薬 剤 散 布 量 (ℓ)
寄 植	60未満	㎡	1.0
	60以上	㎡	1.0
単 独 物	100未満	本	1.0
	100以上 200未満	本	1.5
	200以上	本	2.2

3 地被類の防除

地被類 1 m²当たりの使用薬剤は、スミチオン乳剤 1 0 0 0 倍を標準とし、消毒液の散布量は、上記 2 の表における寄植 6 0 c m 未満と同様とする。

第 1 5 条 除草及び芝刈

除草場所等、作業については、施設管理担当者の指示または協議により作業するものとする。

- 1 抜根除草は、根を確実に抜き取り、雑草の再発を防ぎ、低木・芝生等の樹勢が衰えないよう計画的に行うものとする。
- 2 芝生については、施設管理担当者の指示または協議により作業するものとする。
- 3 空き缶等の障害物除去も含むものとする。

第 1 6 条 施肥

肥料の散布量は、下表の純窒素量が標準となるように決定すること。

種 別	純窒素量	摘 要
粒状又はクルミ状	N = 30g/本	高 木
粒 状 肥 料	N = 20g/m ²	寄植（中低木）
粒 状 肥 料	N = 10g/本	単独物
粒 状 肥 料	N = 10g/m ²	地被類
粒 状 肥 料	N = 10g/m ²	芝 生

第 1 7 条 客土、土壌改良

補植等を行うにあたり、土の入れ換え（客土）又は土壌改良は行わないこととする。しかし、現場条件により必要が生じた場合、施工方法及び厚さ等について施設管理担当者と協議するものとし、作業を行うものとする。

第 1 8 条 補植

補植については、施設管理担当者の指示によるものとし、作業終了後、関係書類を速やかに提出し、施設管理担当者の確認を得るものとする。

第 1 9 条 灌水

当庁舎の緑地の灌水管理については、灌水システムを導入しているが天候等（雨等）の状況により、緑地の管理上より良い灌水の量・間隔を検討し施設管理担当者へ報告すること。

また、灌水システムの未設置の箇所（下記のとおり）については、緑地の管理上適正な灌水を行うこと。

- 1 未設置箇所 2 階円形の芝地
1 階から 2 階のオートタイトル内の植栽

第20条 応急処理の作業

内容について次のとおり実施する。なお、数量は変更の対象とする。

- 1 突発的に生じた天災等による被害樹の処理及び処分
- 2 支障枝剪定及び処分
- 3 植樹等の清掃及び処分
- 4 その他施設管理担当者が指示した事項
- 5 数量については下記のとおりとする。

区 分	単 位	数 量
土木一般世話役	人	1
造 園 工	人	4
普 通 作 業 員	人	6
トラック2t (国産・普通)	時 間	6

第21条 巡回

徒歩巡回による点検を実施し、点検表を作成し、施設管理担当者に提出するものとする。また、異常があった場合は施設管理担当者と協議し、速やかに対応するものとする。

なお、点検の内容については、次のとおりとする。

- 1 倒木の恐れの有無（腐食、キノコの発生等）
- 2 枝張り状況（視距の確保、歩道等への張り出し）
- 3 客土不足の有無
- 4 支柱材の状況（損壊の有無等）

第4章 そ の 他

第22条 発生物の処分及び現場管理

1 発生物処分

- 1) 剪定・除草等による発生物については、下記の当局指定の処分場で受入地域、指定処分等を確認の上処分するものとする。また、処分場所への持ち込みにあたっては、予め連絡の上必要事項を確認し、搬入条件を厳守すること。

運搬距離	処 分 場 所	処分費 (税抜き)
10.0km	さいたま市西部環境センター	17,000円/ト

- ただし、上記によりがたい場合は、施設管理担当者と協議するものとする。
- 2) 廃棄物の処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、適切に処理しなければならない。
 - 3) 発生物の搬出については、搬出調書を作成し施設管理担当者に提出しなければならない。
 - 4) 発注後明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、施設管理担当者と協議するものとする。
- 2 剪定・除草等の作業後は、清掃及び跡片付けを行うとともに、植樹帯内等の清掃作業（ゴミ・空き缶等の障害物も含む）を行うこと。

第23条 数量の増減

補植、除草、剪定、薬剤防除、施肥等の予定数量に増減が生じた場合は精算変更する。

第24条 その他

- 1 剪定等に従事する造園工は、習熟した人とする。
- 2 請負者は、事故が発生した場合、速やかに施設管理担当者に報告し、指示を受けること。
- 3 打合せ事項は厳守すること。

第25条 震災対策

- 1 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 2 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに作業を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第26条 台帳作成

台帳等の資料作成については、施設管理担当者の指示により作成し、2部提出するものとする。

- 1 管理台帳（1／500平面図）

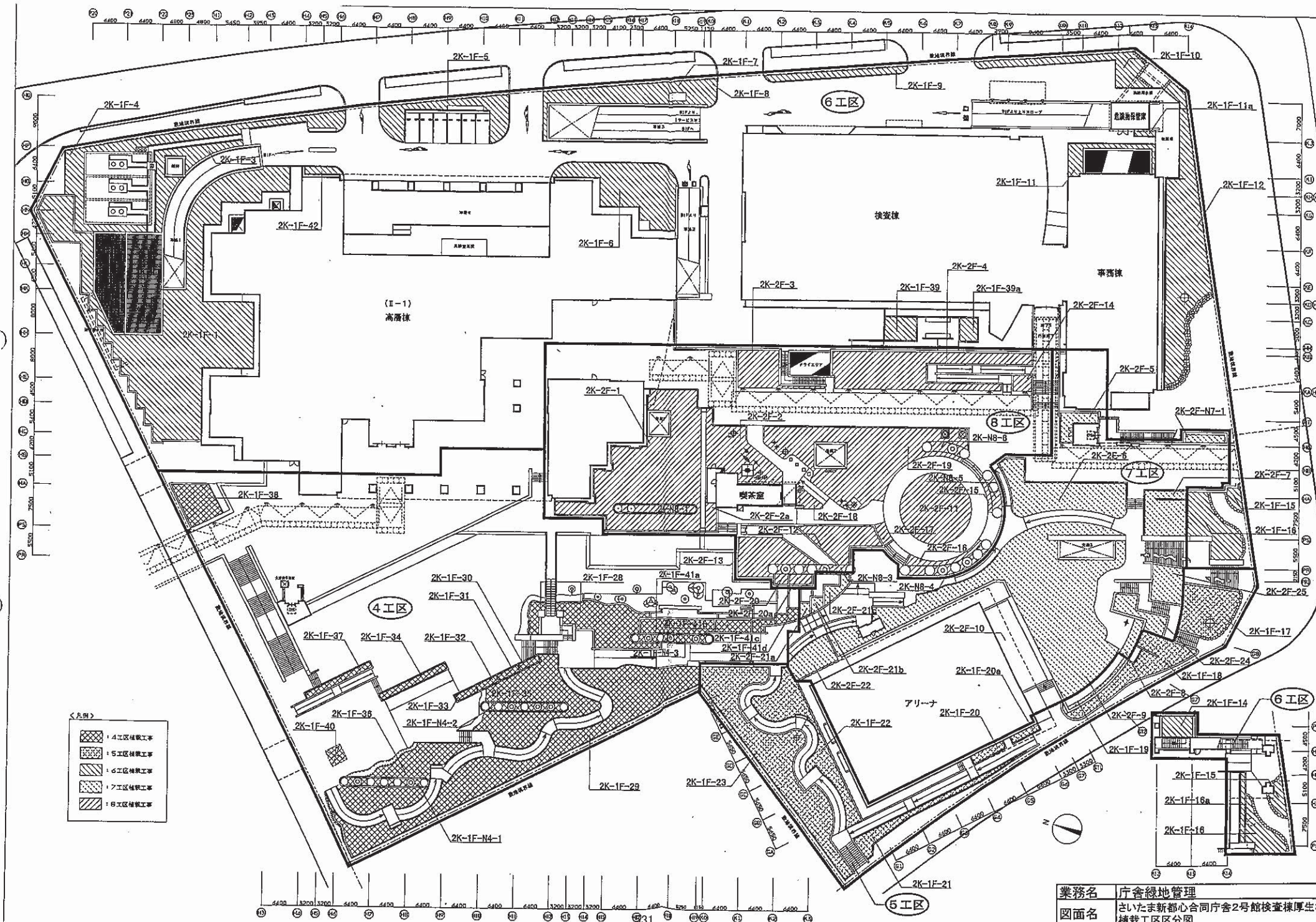
第27条 ウイルス対策

請負者は、電子納品時のみならず、施設管理担当者と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

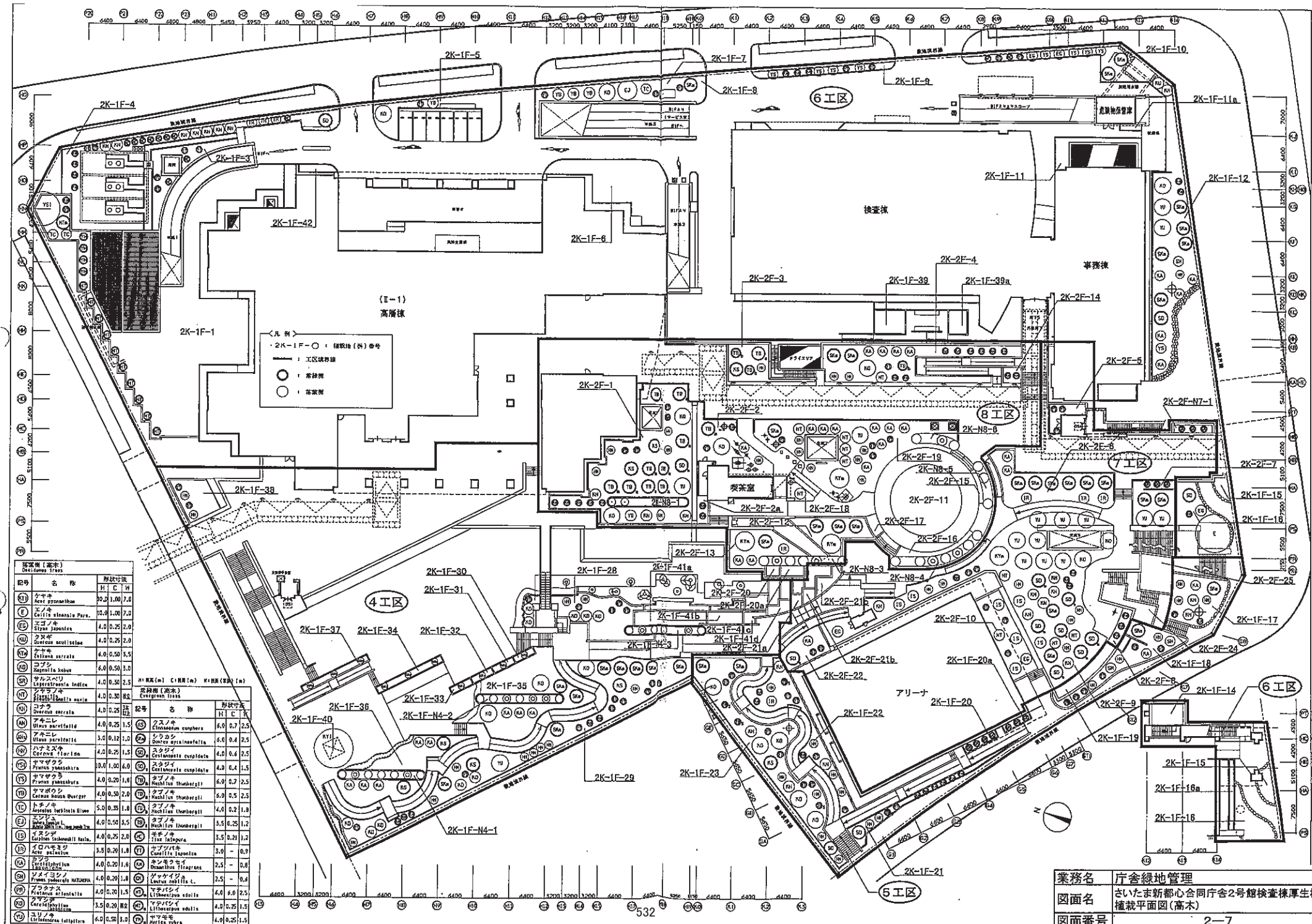
数量総括表

件名	庁舎緑地管理			区分	
				区分	
作業区分・工種・種別・細別	規格	単位	1回当たり数量	実施回数	実施量
植栽		式	1		1
高木		式	1		1
高木剪定		式	1		1
樹木剪定高木(夏A)	夏季幹周60cm未満	本	38	年2回	76
樹木剪定高木(夏B)	夏季幹周60cm以上120cm未満	本	10		20
樹木剪定高木(冬A)	冬季幹周60cm未満	本	38		76
樹木剪定高木(冬B)	冬季幹周60cm以上120cm未満	本	10		20
高木施肥・防除		式	1		1
高木施肥(A)	高木幹周60cm未満	本	150	年1回	150
高木施肥(B)	高木幹周60cm以上120cm未満	本	39		39
高木薬剤防除(A)	高木幹周60cm未満	本	297		297
高木薬剤防除(B)	高木幹周60cm以上120cm未満	本	78		78
中低木		式	1		1
中低木剪定		式	1		1
樹木剪定中低木(A)	円筒樹高100cm未満	本	0	年2回	0
樹木剪定中低木(B)	円筒樹高100cm以上200cm未満	本	0		0
樹木剪定中低木(C)	円筒樹高200cm以上300cm未満	本	35		70
寄植剪定 低木		m ²	1,644		3,288
寄植剪定 中木		m ²	79	158	
中低木施肥・防除		式	1		1
中低木寄植施肥		m ²	3,448	年1回	3,448
低木薬剤防除(寄植)		m ²	3,289	年2回	6,578
中木薬剤防除(寄植)		m ²	159		318
中木薬剤防除(A)	樹高60cm以上100cm未満	本	0		0
中木薬剤防除(B)	樹高100cm以上200cm未満	本	0		0
中木薬剤防除(C)	樹高200cm以上300cm未満	本	71	142	
芝生地		式	1		1
芝生管理		式	1		1
芝刈		m ²	134	年4回	536
地被類剪定		m ²	1,020	年2回	2,040
芝生施肥		m ²	134	年1回	134
地被類施肥		m ²	1,020	年1回	1,020
地被類薬剤防除		m ²	2,041	年2回	4,082
除草		式	1		1
除草		式	1		1
抜根除草(A)	芝生地	m ²	134	年4回	536
抜根除草(B)	植込み地	m ²	5,489	年3回	15,936
発生物処分		式	1		1
発生物処分		式	1		1
発生物処分		t	7		7
応急処理		式	1		1
応急処理		式	1		1
応急処理		式	1		1



- 〈凡例〉
- 4区植栽工事
 - 5区植栽工事
 - 6区植栽工事
 - 7区植栽工事
 - 8区植栽工事

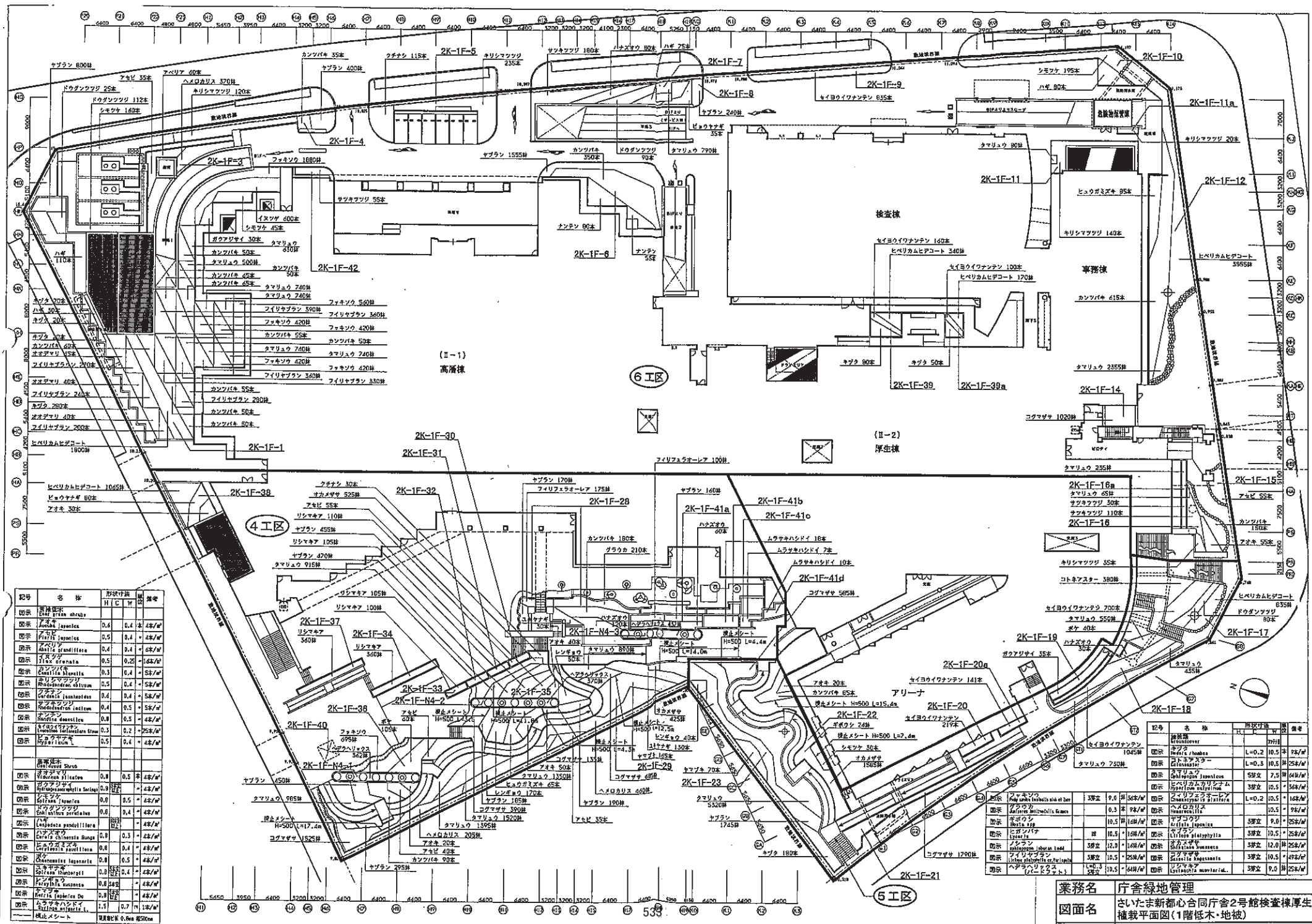
業務名	庁舎緑地管理
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館検査棟厚生棟植栽工区分区図
図面番号	1-7
関東地方整備局	



記号	名称	樹幹径法 H C H
①	ケヤキ <i>Acer japonicum</i>	10.0 1.00 7.0
②	スズノケ <i>Castanopsis Pers.</i>	10.0 1.00 7.0
③	ユズノケ <i>Styax japonica</i>	4.0 0.25 2.0
④	クヌギ <i>Quercus acutissima</i>	4.0 0.25 2.0
⑤	トチノ木 <i>Fagus serrata</i>	6.0 0.50 3.5
⑥	コブシ <i>Quercus lobata</i>	6.0 0.50 3.0
⑦	ササノ木 <i>Livistonia indica</i>	4.0 0.30 2.5
⑧	コナラ <i>Quercus serrata</i>	4.0 0.30 2.5
⑨	アケビ <i>Ulmus parviflorus</i>	4.0 0.25 1.5
⑩	アケビ <i>Ulmus parviflorus</i>	3.0 0.12 1.0
⑪	ハナミズキ <i>Coronilla floricola</i>	4.0 0.25 1.5
⑫	ヤマザクラ <i>Prunus yamashiro</i>	3.0 1.00 4.0
⑬	ヤマザクラ <i>Prunus yamashiro</i>	4.0 0.20 1.8
⑭	ヤマザクラ <i>Prunus yamashiro</i>	4.0 0.20 2.0
⑮	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	5.0 0.35 1.8
⑯	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	4.0 0.25 0.5
⑰	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	4.0 0.25 2.0
⑱	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	3.5 0.21 1.2
⑲	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	3.5 0.21 1.2
⑳	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	3.0 - 0.9
㉑	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	4.0 0.20 1.8
㉒	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	4.0 0.20 1.8
㉓	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	4.0 0.25 1.5
㉔	アサギソウ <i>Asplenium platyneuron</i>	4.0 0.25 1.5

<凡例>
 ● 2K-1F-○ : 種別地(株)番号
 ○ : 工区境界線
 ○ : 事務所
 ○ : 高層棟

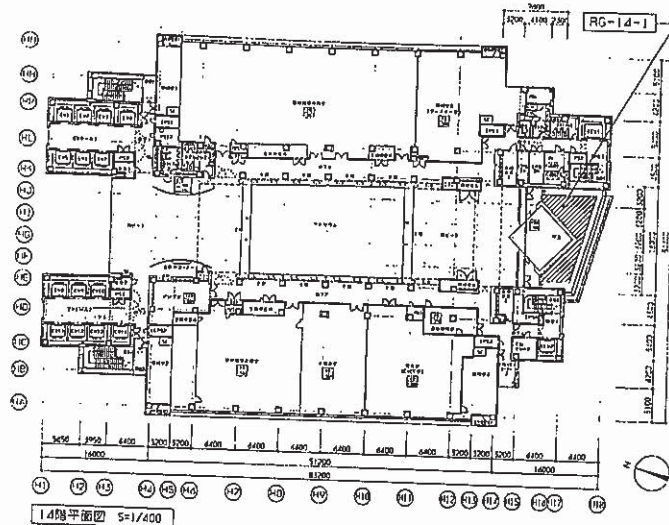
業務名 庁舎緑地管理
 図面名 さいたま新都心合同庁舎2号館検査棟厚生棟
 植栽平面図(高木)
 図面番号 2-7
 関東地方整備局



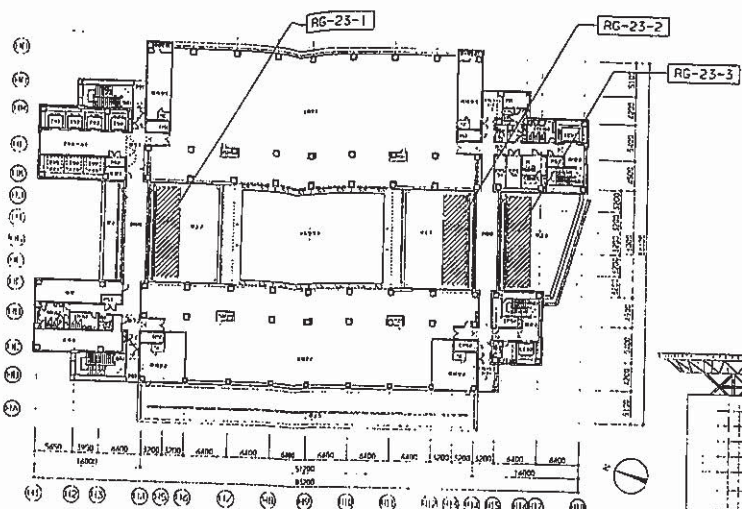
記号	名称	形状寸法	規格
H	C	W	備考
01	国産 国産 国産	0.6 0.4 0.4	48/1
02	国産 国産 国産	0.5 0.4 0.4	48/1
03	国産 国産 国産	0.4 0.4 0.4	48/1
04	国産 国産 国産	0.5 0.25 0.25	48/1
05	国産 国産 国産	0.3 0.4 0.4	58/1
06	国産 国産 国産	0.3 0.4 0.4	58/1
07	国産 国産 国産	0.4 0.4 0.4	58/1
08	国産 国産 国産	0.4 0.5 0.5	58/1
09	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.5	48/1
10	国産 国産 国産	0.3 0.2 0.2	28/1
11	国産 国産 国産	0.5 0.4 0.4	48/1
12	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.5	48/1
13	国産 国産 国産	0.6 0.5 0.5	48/1
14	国産 国産 国産	0.6 0.4 0.4	48/1
15	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.5	48/1
16	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
17	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
18	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
19	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
20	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
21	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
22	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
23	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
24	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
25	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
26	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
27	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
28	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
29	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
30	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
31	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
32	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
33	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
34	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
35	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
36	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
37	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
38	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
39	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
40	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
41	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
42	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
43	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
44	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
45	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
46	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
47	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
48	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
49	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
50	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
51	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
52	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
53	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
54	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
55	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
56	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
57	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
58	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
59	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
60	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
61	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
62	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
63	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
64	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
65	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
66	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
67	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
68	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
69	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
70	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
71	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
72	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
73	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
74	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
75	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
76	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
77	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
78	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
79	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
80	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
81	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
82	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
83	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
84	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
85	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
86	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
87	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
88	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
89	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
90	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
91	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
92	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
93	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
94	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
95	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
96	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
97	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
98	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
99	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1
100	国産 国産 国産	0.8 0.5 0.4	48/1

記号	名称	形状寸法	規格
H	C	W	備考
01	国産 国産 国産	L=0.2 10.5 8	78/1
02	国産 国産 国産	L=0.3 10.5 25	258/1
03	国産 国産 国産	59.2 7.5 48	418/1
04	国産 国産 国産	L=0.2 10.5 16	168/1
05	国産 国産 国産	L=0.3 10.5 25	258/1
06	国産 国産 国産	59.2 12.0 25	258/1
07	国産 国産 国産	59.2 10.5 48	418/1
08	国産 国産 国産	59.2 9.0 25	258/1
09	国産 国産 国産	59.2 10.5 48	418/1
10	国産 国産 国産	59.2 9.0 25	258/1

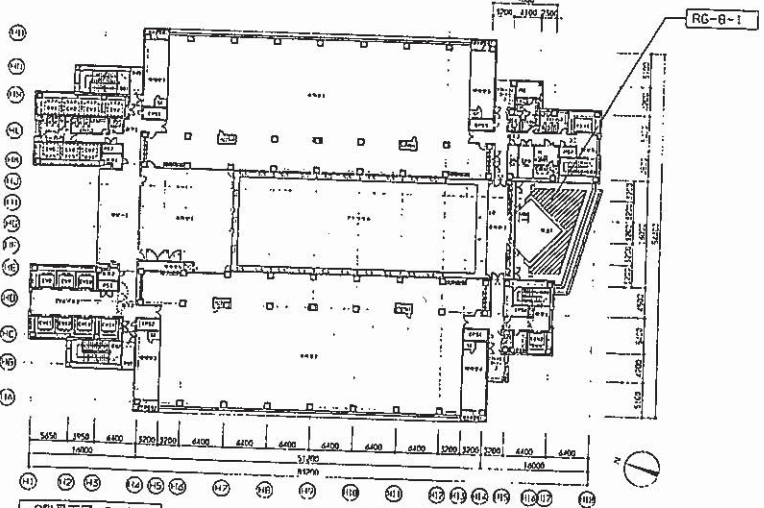
業務名 庁舎緑地管理
 図面名 さいたま新都心合同庁舎2号館検査棟厚生棟
 図面番号 3-7
 関東地方整備局



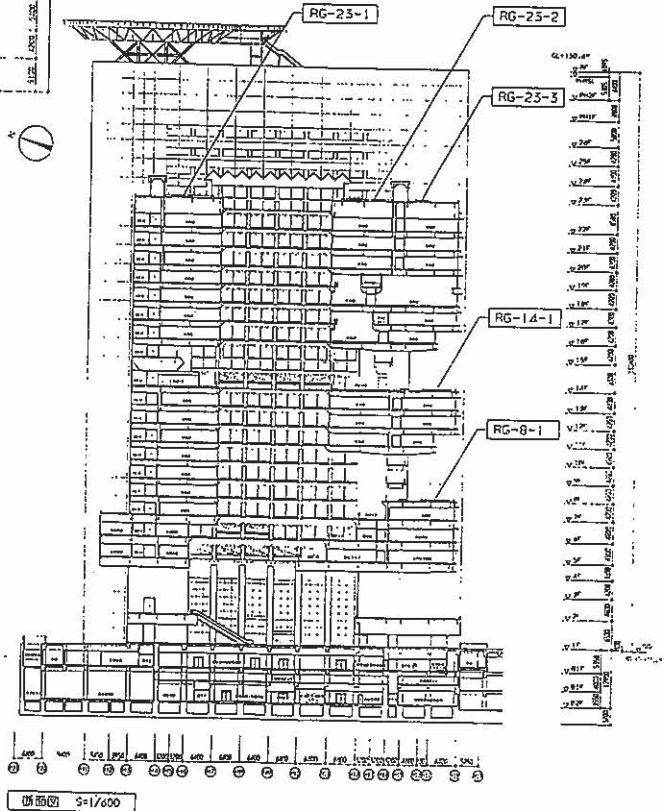
14階平面図 S=1/400




23階平面図 S=1/400



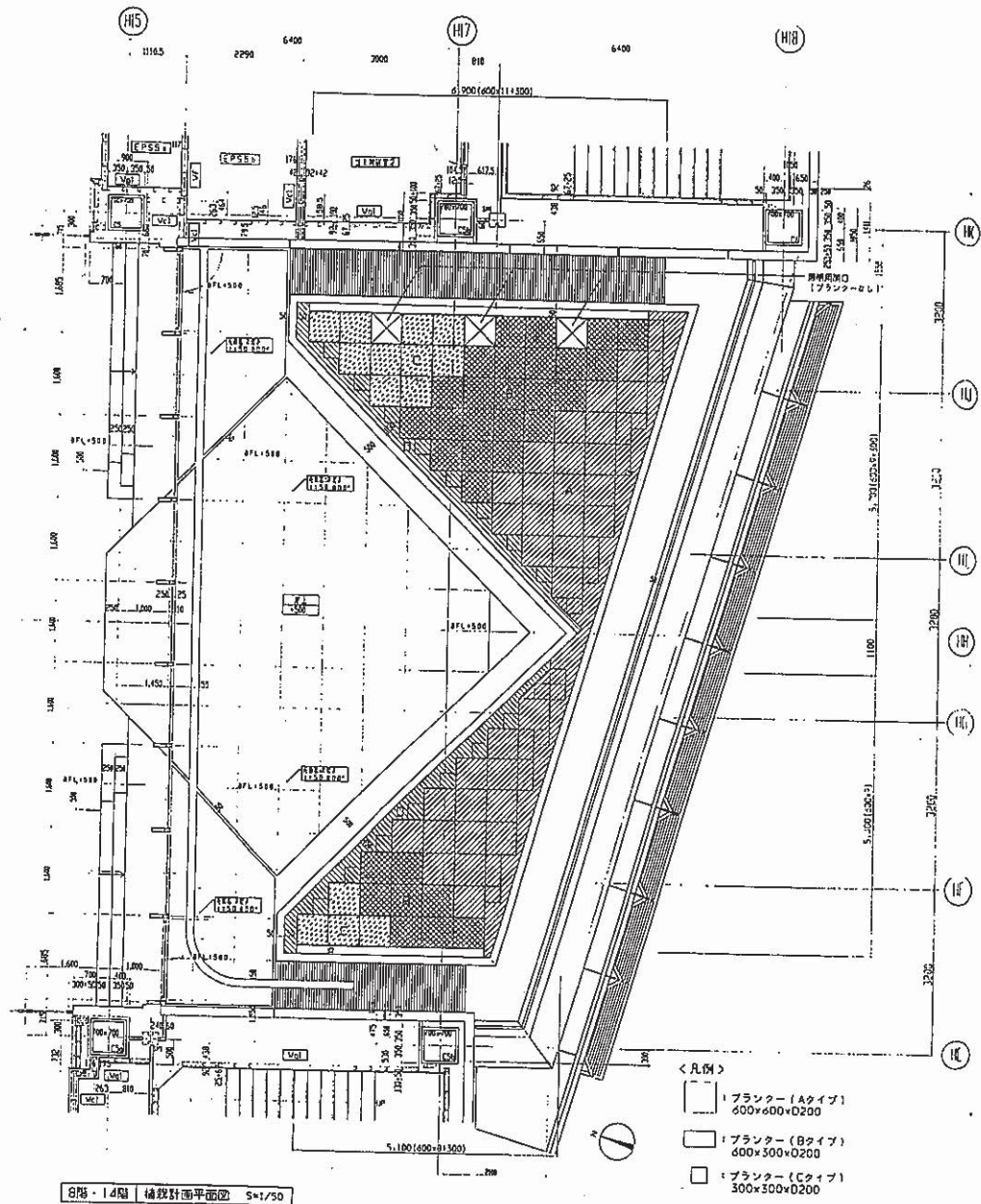
8階平面図 S=1/400



断面図 S=1/600

<凡例>
 : 屋上緑化範囲
 RG-8-1 : 屋上緑化棟内番号

業務名	庁舎緑地管理
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館検査棟厚生棟 屋上緑化範囲図
図面番号	5-7
関東地方整備局	



8階・14階 植栽計画平面図 S=1/50

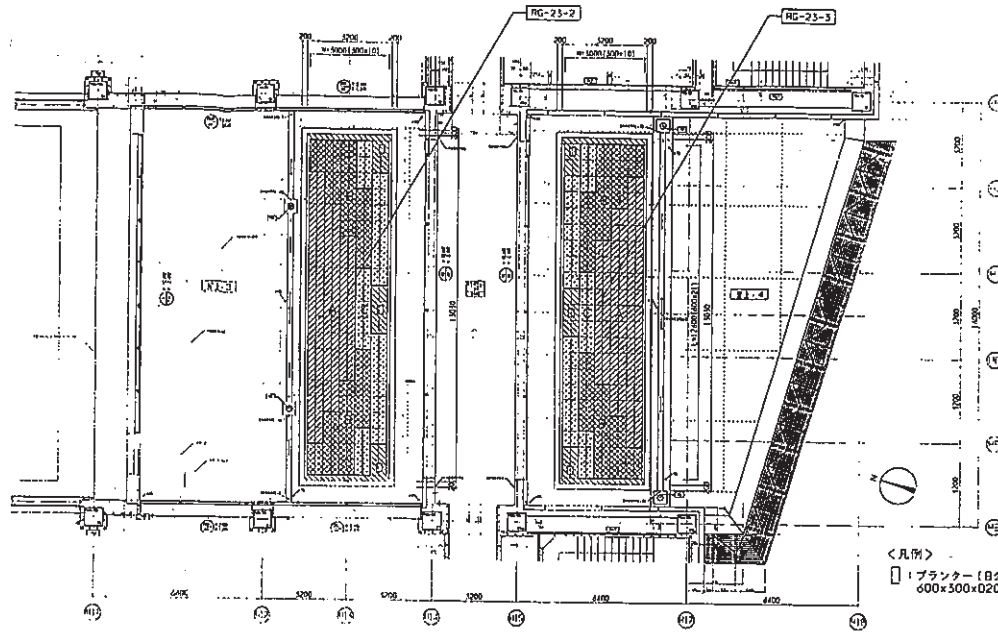
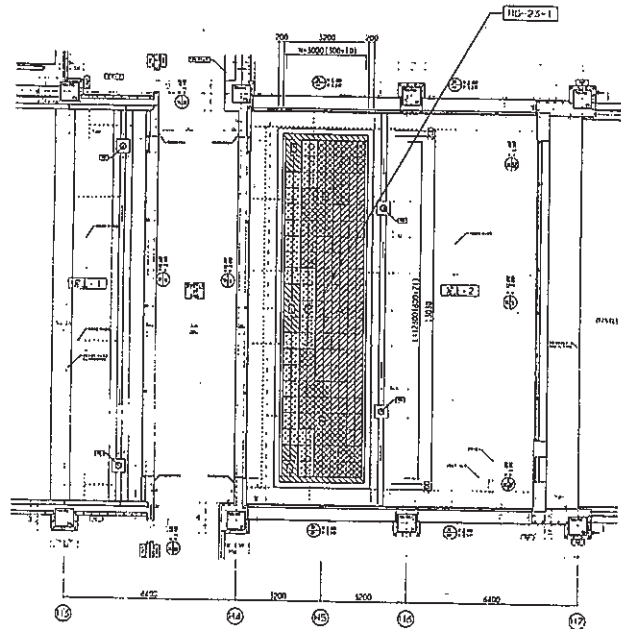
- <凡例>
- プランター (Aタイプ) 400×600×D200
 - プランター (Bタイプ) 400×300×D200
 - プランター (Cタイプ) 300×300×D200

<植栽リスト> (階別算計)

植栽	H	W	コンテナ数	数量	※備考
A (コニファー) 7m-1-2タイプ	φ=0.3	—	15	571本	53本/m ²
B フリルヒヤンペラ	φ=0.2	—	10.5	496本	44本/m ²
C 山アキギリ	—	—	10.5 3芽立	224本	44本/m ²
D ツバキ	—	—	7.5 5芽立	314本	64本/m ²

・H: 樹高 (m) ・W: 樹径 (m) ・コンテナ数: (cm)
 ・※: コンテナ (ポット)
 ・*備考: 植栽密度は参考数値とする。

業務名	庁舎緑地管理
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館検査棟厚生棟 屋上緑化図(8階、14階)
図面番号	6-7 関東地方整備局



植栽計画平面図 S=1/100

＜凡例＞
 □ プランター（Bタイプ）
 φ00×500×D200

＜植栽別植栽数量リスト＞

RG-23-1

種別	仕様	数量	単価	総額
A	（コニファー） ブルーカーペット	460㎡	534円/㎡	
B	フックスイローレア	544㎡	443円/㎡	
C	挿入リヤプラン	400㎡	443円/㎡	
D	タマリュウ	256㎡	443円/㎡	

RG-23-2

種別	仕様	数量	単価	総額
A	（コニファー） ブルーカーペット	460㎡	534円/㎡	
B	フックスイローレア	544㎡	443円/㎡	
C	挿入リヤプラン	400㎡	443円/㎡	
D	タマリュウ	256㎡	443円/㎡	

RG-23-3

種別	仕様	数量	単価	総額
A	（コニファー） ブルーカーペット	460㎡	534円/㎡	
B	フックスイローレア	544㎡	443円/㎡	
C	挿入リヤプラン	400㎡	443円/㎡	
D	タマリュウ	256㎡	443円/㎡	

＜植栽リスト＞（階別集計）

種別	H	W	コンテナ数	数量	単価	
A	（コニファー） ブルーカーペット	φ=0.5	—	15	1404円	534円/㎡
B	フックスイローレア	φ=0.2	—	10.5	1632円	443円/㎡
C	挿入リヤプラン	—	—	10.5 5株立	1200円	443円/㎡
D	タマリュウ	—	—	7.5 5株立	768円	443円/㎡

●H:樹高(m) ●W:枝径(m) ●コンテナ径: (cm)
 ●株:コンテナ(株数)
 ●単価:植栽密度に準ずるものとす。

業務名	庁舎緑地管理
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館検査棟厚生棟 屋上緑化図(23階)
図面番号	7-7 関東地方整備局

害虫・ねずみ防除業務

特記仕様書

国土交通省

関東地方整備局

第1章 総 則

第1条 適 用

この特記仕様書は、発注者を「甲」とし、受注者を「乙」として、さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟の「害虫・ねずみ防除業務」に適用する。

第2条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟

第3条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第4条 施設概要

1. 敷地面積 23,633.32㎡

2. 建物概要

①2号館（以下「高層棟」という。）

S造一部SRC造、地下3階、地上26階、搭屋2階 101,405.768㎡

②検査棟（事務棟及び実験棟）

SRC造一部RC造・S造、地下3階、地上7階、搭屋1階 32,800.334㎡

③厚生棟

RC造一部S造、平屋建 937.850㎡

なお、図面については図面番号1-8～8-8のとおり。

第5条 業務概要

建物の衛生環境を良好な状態に常に保つように、定期的に害虫及びねずみの生息点検、防除作業を行うものとする。

第6条 業 務 日

防除作業を行う日は土曜日又は日曜日とし、生息点検を行う日は平日とする。但し、業務上において変更の必要が生じた場合は、施設管理者と協議を行い作業を行うものとする。

第7条 業務責任者

1. 乙は、業務責任者を定め、書面により施設管理担当者に通知しなければならない。
また、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
なお、業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。
2. 業務責任者は、本業務履行中、本庁舎に常駐し、下記3の業務を行うこと。
3. 業務責任者は、下記の業務を行うものとする。

- ①統括管理責任者との連絡、報告、調整
- ②業務担当者の指導及びクレーム処理と整理
- ③年間・月間・週間等の計画書の作成

第8条 業務担当者

1. 乙は、業務の実施に先立って業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿及び資格証の「写し」を施設管理担当者に届け出るものとする。
なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。
2. 業務担当者は、制服を着用し、社名及び氏名を記入した名札をつけるものとする。
3. 業務担当者は、業務を行う上において、次に示す資格を有する者を配置するものとする。
 - ①「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第29条第3号イ又はロに規定される講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
1名
 - ②業務の履行に必要な技術、知識及び経験を有する者
 - ①以外の業務担当者

第9条 業務計画書

乙は、業務の実施に先立って、実施体制、実施工程、安全管理等の必要な事項を記載した業務計画書を施設管理担当者に提出するものとする。

第10条 負担区分

本業務の履行にあたり、業務に必要な薬剤及び機材並びに養生シートは乙の負担とする。
ガス・電力・水道等は甲の負担とする。

第2章 業務内容

第11条 業務内容

1. 庁舎内の害虫・ねずみ防除を「建物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく厚生労働省告示の定めるところにより実施するものとする。
2. 本業務の内容は、下記及び別紙1～2とし、作業周期は別紙3のとおりとする。
 - ①害虫防除作業
(薬剤散布又はベイト剤設置)
 - ア 全館（食堂等含む）
 - ・高層棟 作業対象面積54,351.150㎡
(機械室・電気室・設備シャフト・地下駐車場部分等を除く)

- ・検査棟 作業対象面積 12,095.350 m²
(機械室・電気室・設備シャフト・地下駐車場部分等を除く)
 - ・厚生棟 作業対象面積 840.100 m²
(設備シャフト部分等を除く)
- 作業延べ面積 67,286.600 m²

イ 食堂等 作業延べ面積 2,294.600 m²

(各水槽) ※「 」はマンホールの箇所数

・汚水槽	10t・15t・33t・35t	計 4槽 「 4」	93 t
・雑排水槽	18t・35t・35t・9t・50t・9t・50t・21t・20t 15.5t・15.5t・35t	計 12槽 「 7」	313 t
・雨水貯留槽	27t・20t・25t・25t・77t・77t・77t・77t・77t 77t・77t・23t・11t・11t・33t・33t・33t・95t・43t 35t・28t・19t	計 23槽 「 14」	1,077 t
・雨水処理槽	17t・29t・20t・47t	計 4槽 「 3」	113 t
・排水貯留槽	22t・18t・38t・17t・25t	計 5槽 「 5」	120 t
		合計 48槽 「 33」	1,716 t
		(雨水貯留槽及び雨水処理槽を除く 計 21槽 「 16」	526 t)

②生息点検

(害虫)

ア 高層棟、検査棟及び厚生棟全館内において100箇所程度(事務室、会議室を除く)

イ 高層棟、検査棟及び厚生棟全館内において300箇所程度(事務室、会議室)

(ねずみ)

・食堂、喫茶、厨房及びごみ集積所において10箇所程度

第12条 危険及び事故防止措置

本業務を履行するにあたり、OA機器及び生物等悪影響を及ぼす可能性がある場合は、事前に施設管理担当者に報告し措置を講ずるものとする。また、乙は危険及び事故が発生しないように最善の注意を払うものとする。

第13条 ウイルス対策

乙は、電子納品時のみならず、施設管理担当者と業務に関する事項について電子データを

提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第3章 その他

第14条 その他

本業務の履行に際し、疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議しその指示に従うものとする。

別紙1

作業要領 I (害虫)

1. 防除対象

ゴキブリ・蚊・ハエ・ダニ

2. 実施場所

害虫防除作業（第11条第2項①）

（薬剤散布又はベイト剤設置）

ア 全館 さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟内における事務室関係・書庫・廊下・食堂・喫茶・売店等（但し、機械室、電気室等を除く）

イ 食堂等 食堂、喫茶等

（各水槽）

・ I G R 剤（羽化阻害剤）又は、厚生労働省認可の防疫用殺虫剤投与
雨水貯留槽及び雨水処理槽を除く各水槽

・ つり下げ式蒸散剤又は、蒸散プレートの設置
各水槽

生息点検（第11条第2項②）

（害虫）

ア 100箇所程度（事務室、会議室除く）

イ 300箇所程度（事務室、会議室）

3. 防除方法

（ベイト剤設置又は残留噴霧及び空中噴霧）

①ヒドラメチルノンによるベイト剤を設置する。

②厚生労働省認可の防疫用殺虫剤を残留噴霧器により散布する。（食堂等）

③ピレステロイド系の薬剤をULV散布器により空間噴霧する。ただし、環境ホルモンの影響を及ぼさない薬剤を使用するものとする。（食堂等）

（各水槽）

① I G R 剤（羽化阻害剤）を投与又は、厚生労働省認可の防疫用殺虫剤を投与する（雨水貯留槽及び雨水処理槽を除く）。

②つり下げ式蒸散剤又は、蒸散プレートを設置する。

4. 生息点検方法

①害虫生息調査用トラップを設置し点検するものとする。

②害虫の糞、死骸等による状況調査を行うものとする。

③生息点検により、生息確認をした場合は厚生労働省認可の防疫用殺虫剤等でエアゾール散布を行うとともにヒドラメチルノンによるベイト剤処理を行う（生息点検（害虫）ア 100箇所程度のみ）。

5. 実施回数

害虫防除作業

（残留噴霧及び空中噴霧）

ア 全館 期間中、年1回

イ 食堂等 期間中、年2回

（各水槽）

・各水槽 期間中、年2回

生息点検

（害虫）

ア 100箇所程度 期間中、年5回

イ 300箇所程度 期間中、年1回

6. 報 告

作業終了後、乙は施工写真付きの報告書を作成し、すみやかに施設管理担当者に提出するものとする。

別紙 2

作業要領Ⅱ(ねずみ)

1. 生息点検対象

ねずみ

2. 実施場所

さいたま新都心合同庁舎 2 号館、検査棟及び厚生棟内における食堂・喫茶・厨房・
ごみ集積所

3. 生息点検方法

- ①殺鼠剤(ワルファリン・クマテトラリル等)を設置し、点検するものとする。
- ②ねずみの糞、毛等の痕跡(ラットサイン)による状況調査を行うものとする。

4. 実施回数

生息点検・殺鼠剤の交換は、隔月 1 回(年 5 回)とする。

なお、生息を確認した場合は、担当職員と協議の上、ただちに粘着トラップ及び圧
殺式捕獲器等を設置し、駆除にあたる。

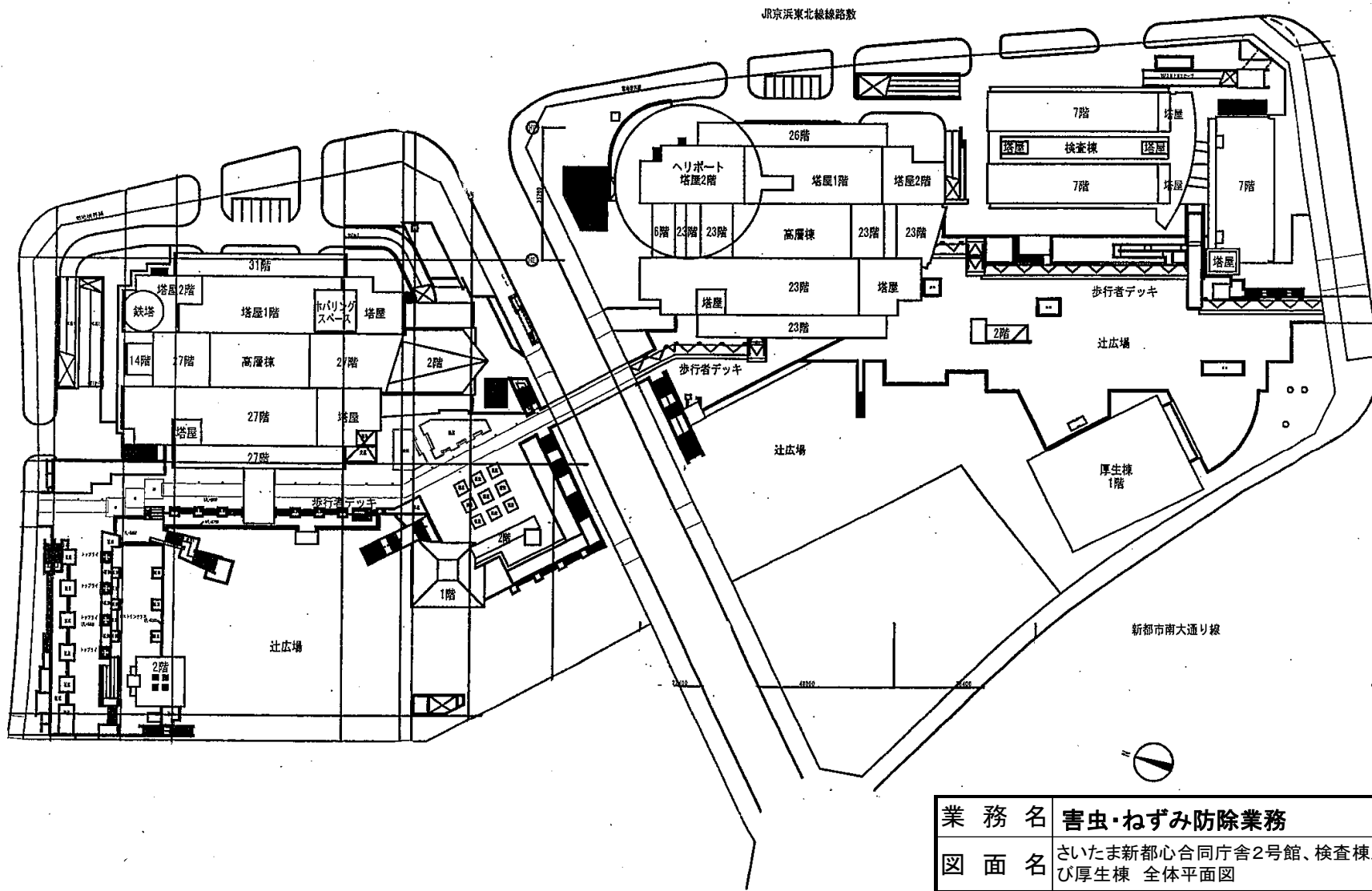
5. 報 告

乙は、生息点検の都度、報告書を作成し、すみやかに担当職員に提出するものとする。尚、ねずみの生息が認められた場合は、調査終了後、ただちに報告するものとする。

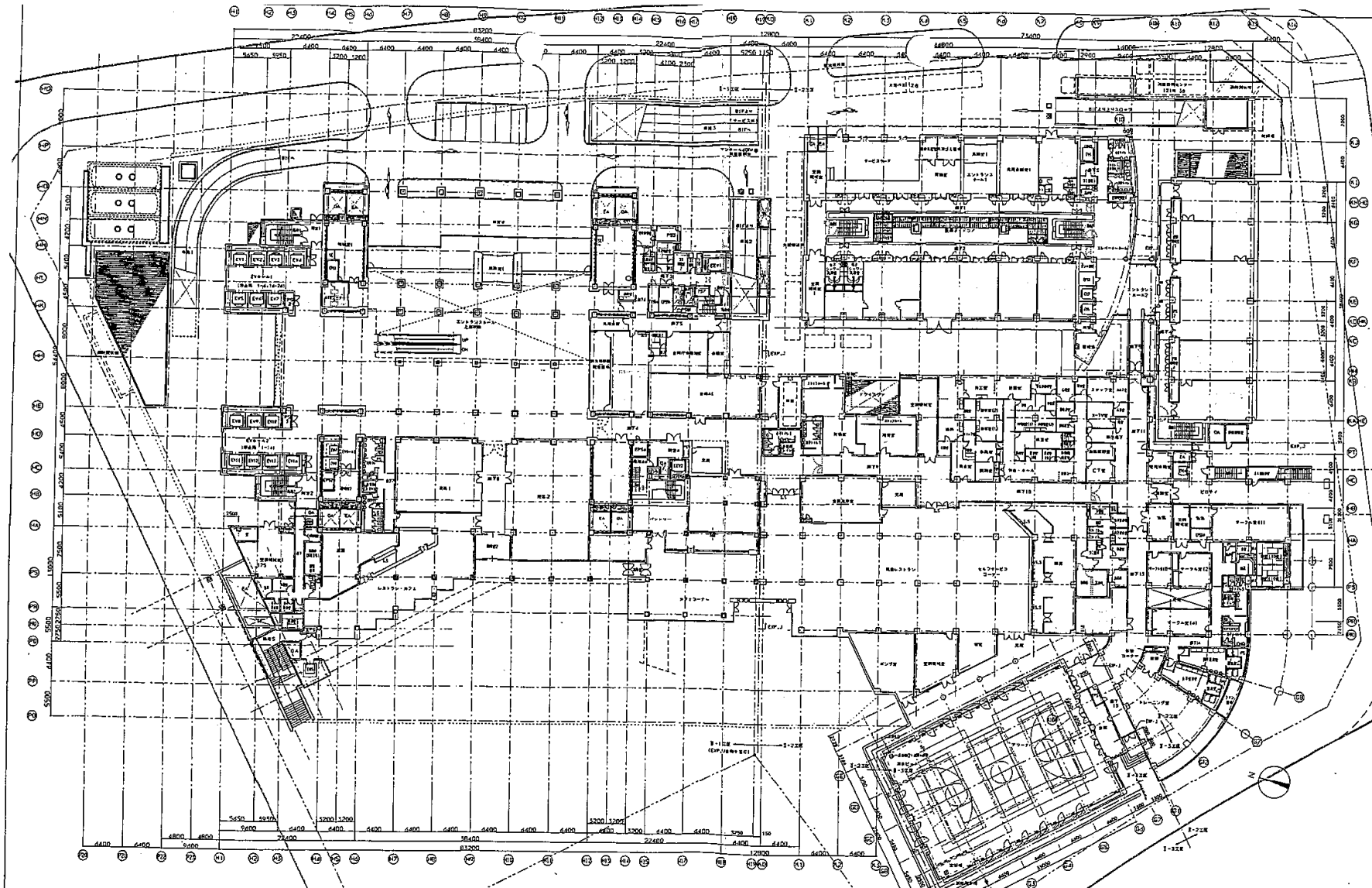
害虫・ねずみ防除業務作業周期表

業務内容	回数	単 位	平成 2 6 年								平成 2 7 年		
			5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
害虫防除（残留噴霧及び空中噴霧）ア全館	1	回／年				○							
害虫防除（残留噴霧及び空中噴霧）イ食堂等	2	回／年								○		○	
害虫防除（各水槽）	2	回／年				○						○	
生息点検（害虫）ア100箇所程度	5	回／年	○		○		○			○		○	
生息点検（害虫）イ300箇所程度	1	回／年										○	
生息点検（ねずみ）	5	回／年	○		○		○			○		○	

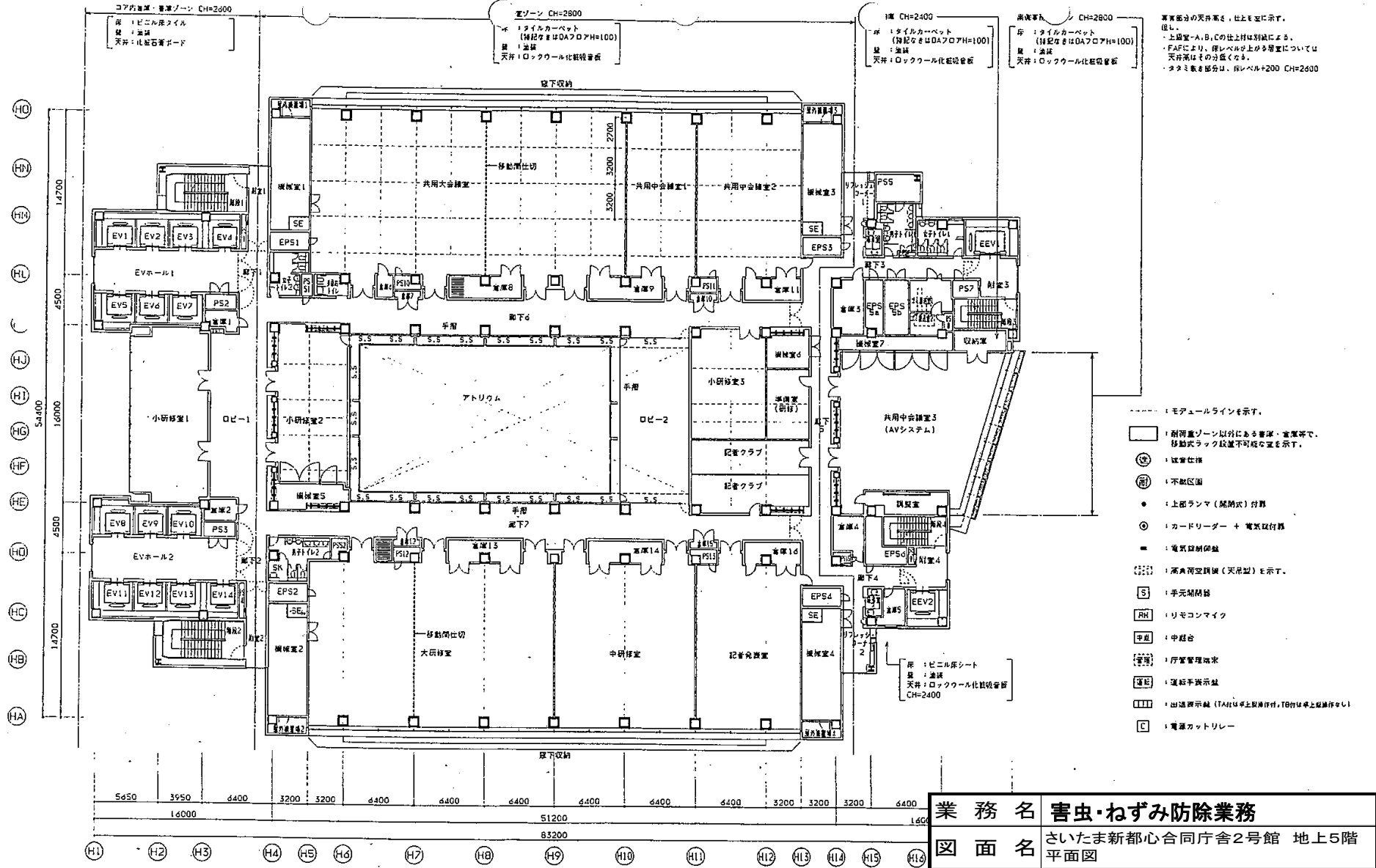
※平成 2 7、2 8 年度も平成 2 6 年度周期表と同様とする。



業務名	害虫・ねずみ防除業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 全体平面図
図面番号	1-8
関東地方整備局	



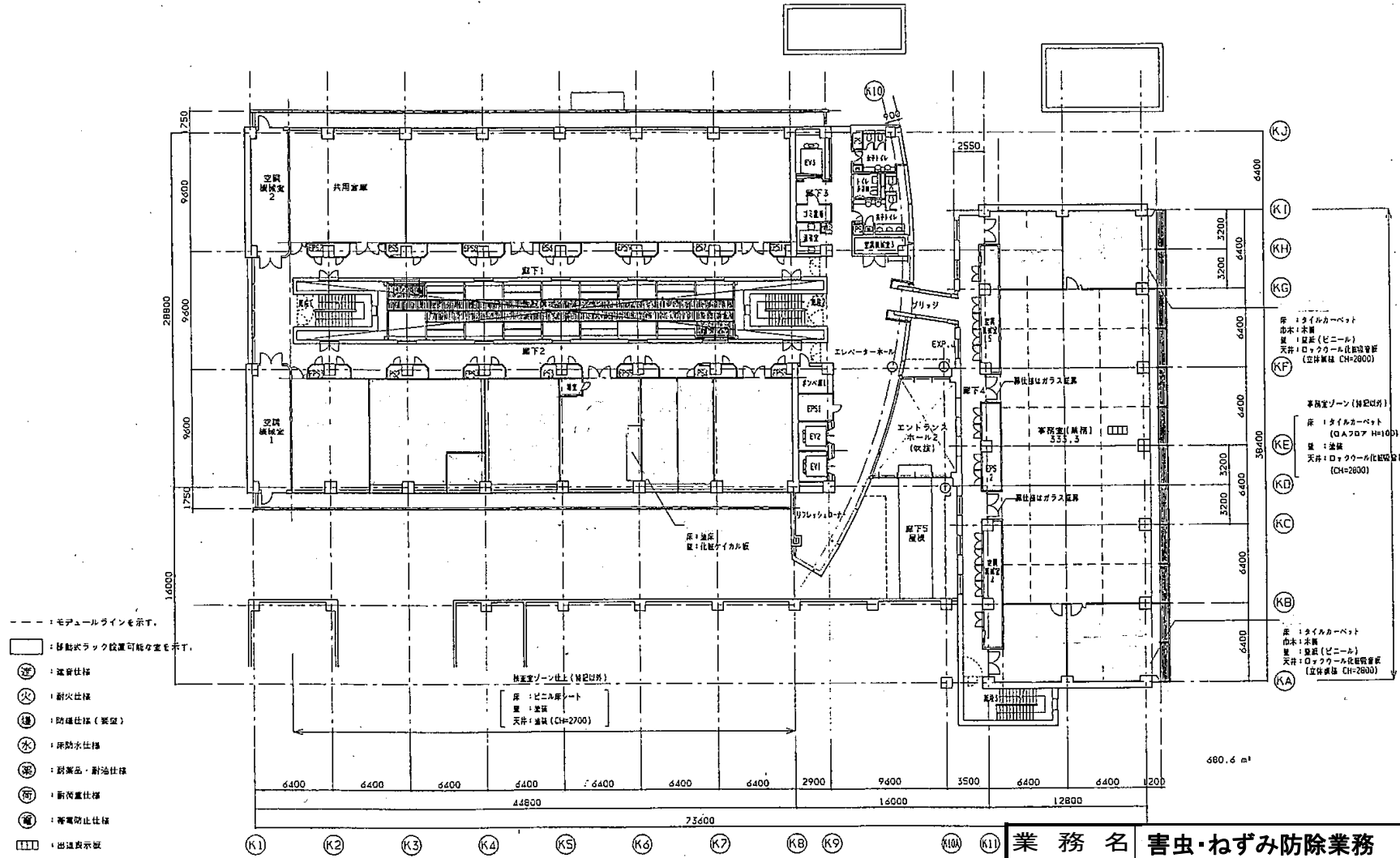
業務名	害虫・ねずみ防除業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 地上1階平面図
図面番号	2-8
関東地方整備局	

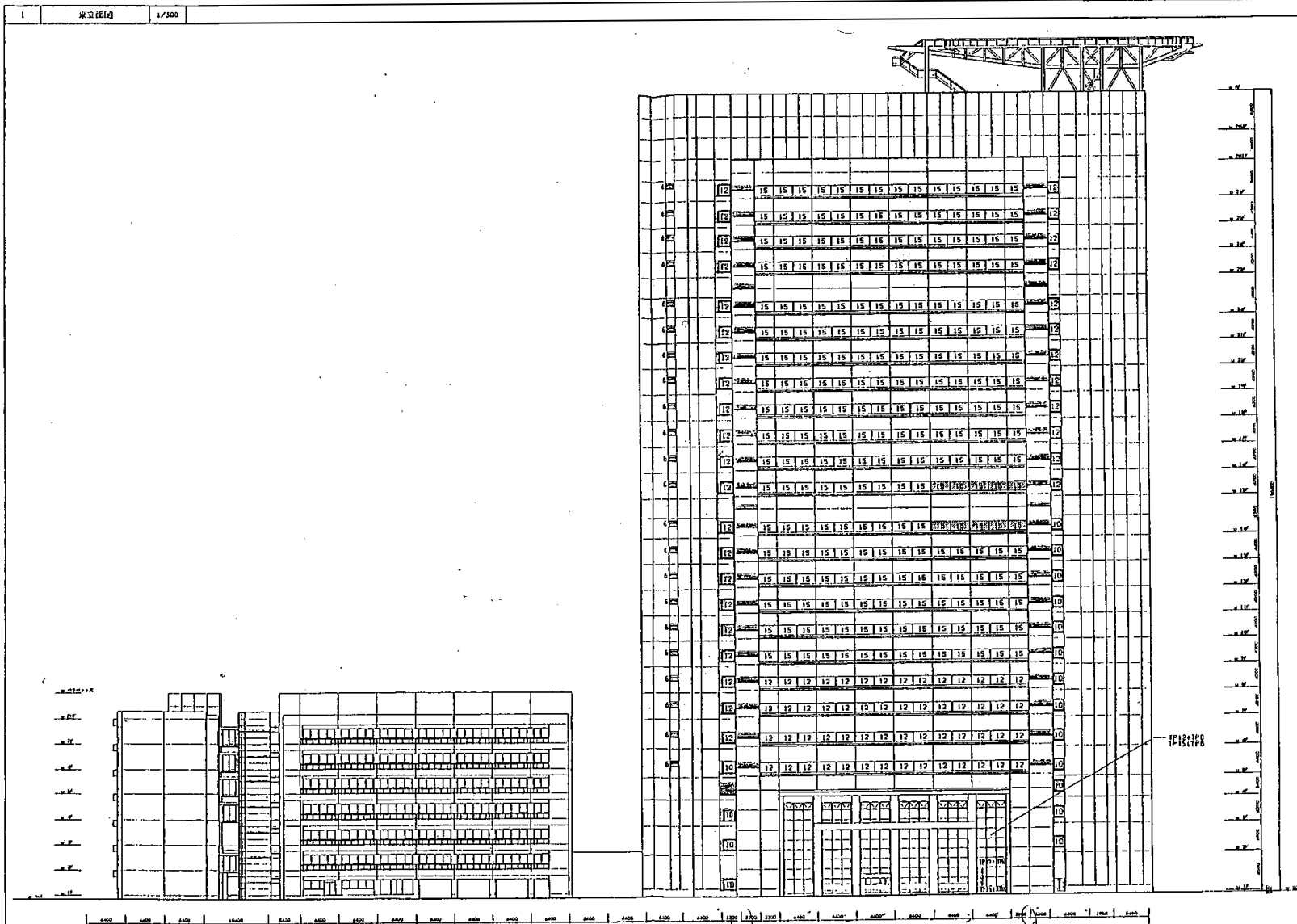


写真部分の天井高さ、仕上を記す。
 但し、
 ・上層室-A,B,Cの仕上は別紙による。
 ・FACにより、保レベル上より層室については天井高はその分低くなる。
 ・タミ数と部分高、保レベル+200 CH=2600

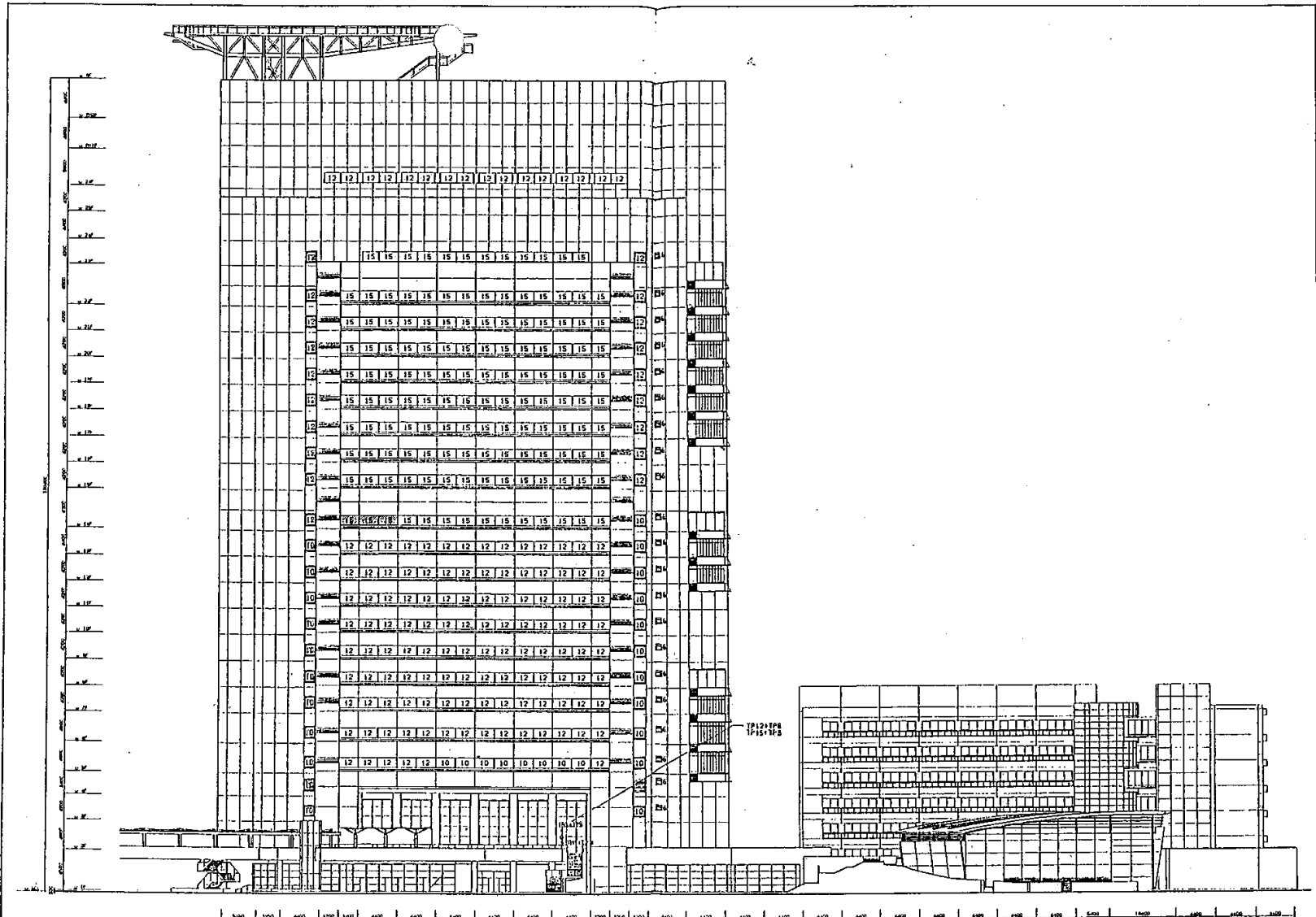
- : モジュールラインを示す。
- : 耐荷重ゾーン以外にある書庫・倉庫等で、移動式ラック設置不可な室を示す。
- ⊙ : 注意区域
- ⊙ : 不燃区分
- : 上部ランヤ (開閉式) 付灯
- ⊙ : カードリーダー + 電気取付器
- : 電気照明設備
- ⊙ : 高気圧空調機 (天吊型) を示す。
- S : 手元照明
- RH : リモコンマイク
- ⊙ : 中継台
- ⊙ : 庁舎管理端末
- ⊙ : 連絡手指示機
- ⊙ : 出退指示機 (TABは卓上型専用付、TBは卓上型専用なし)
- C : 電源カットリレー

業務名	害虫・ねずみ防除業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館 地上5階平面図
図面番号	3-8
関東地方整備局	

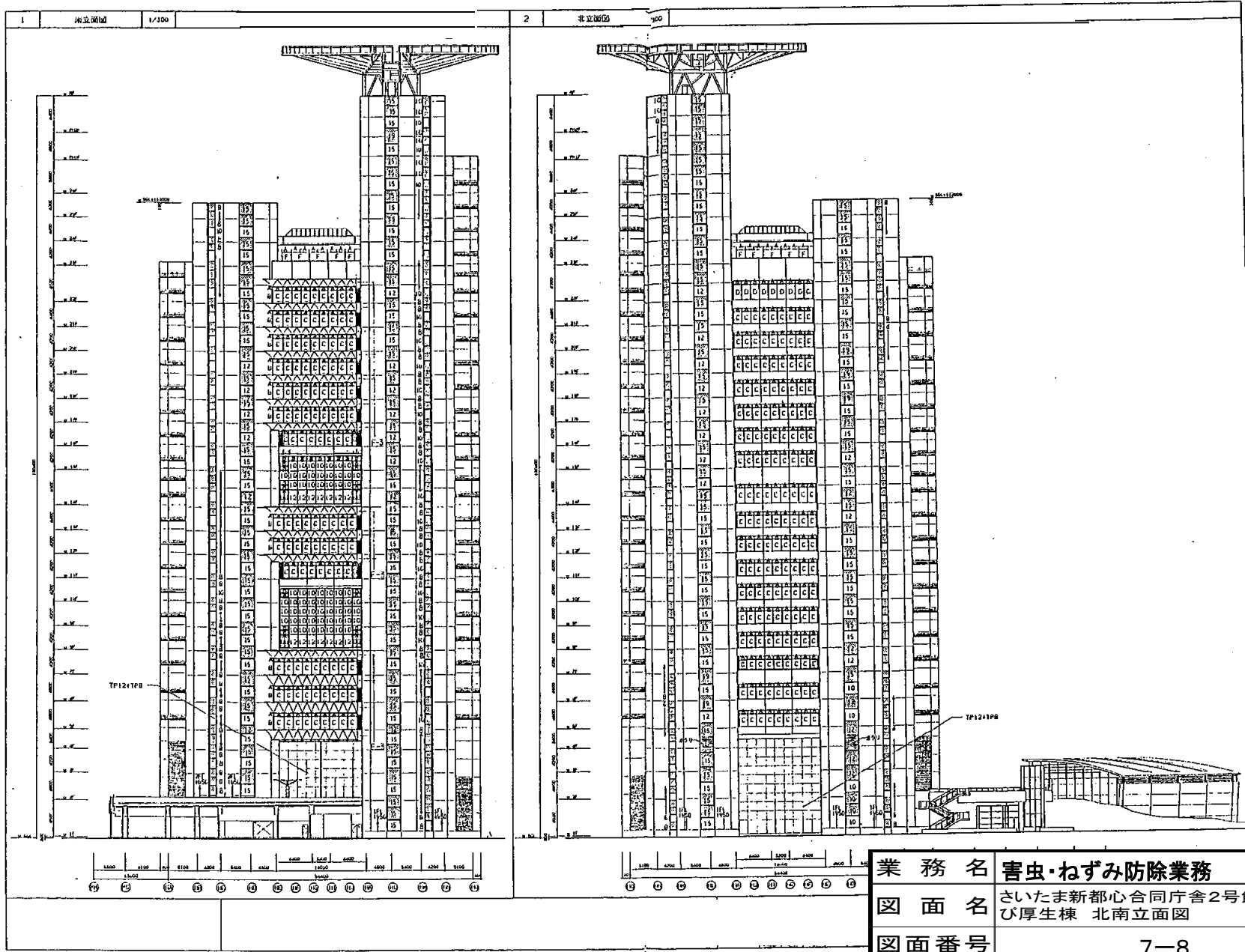




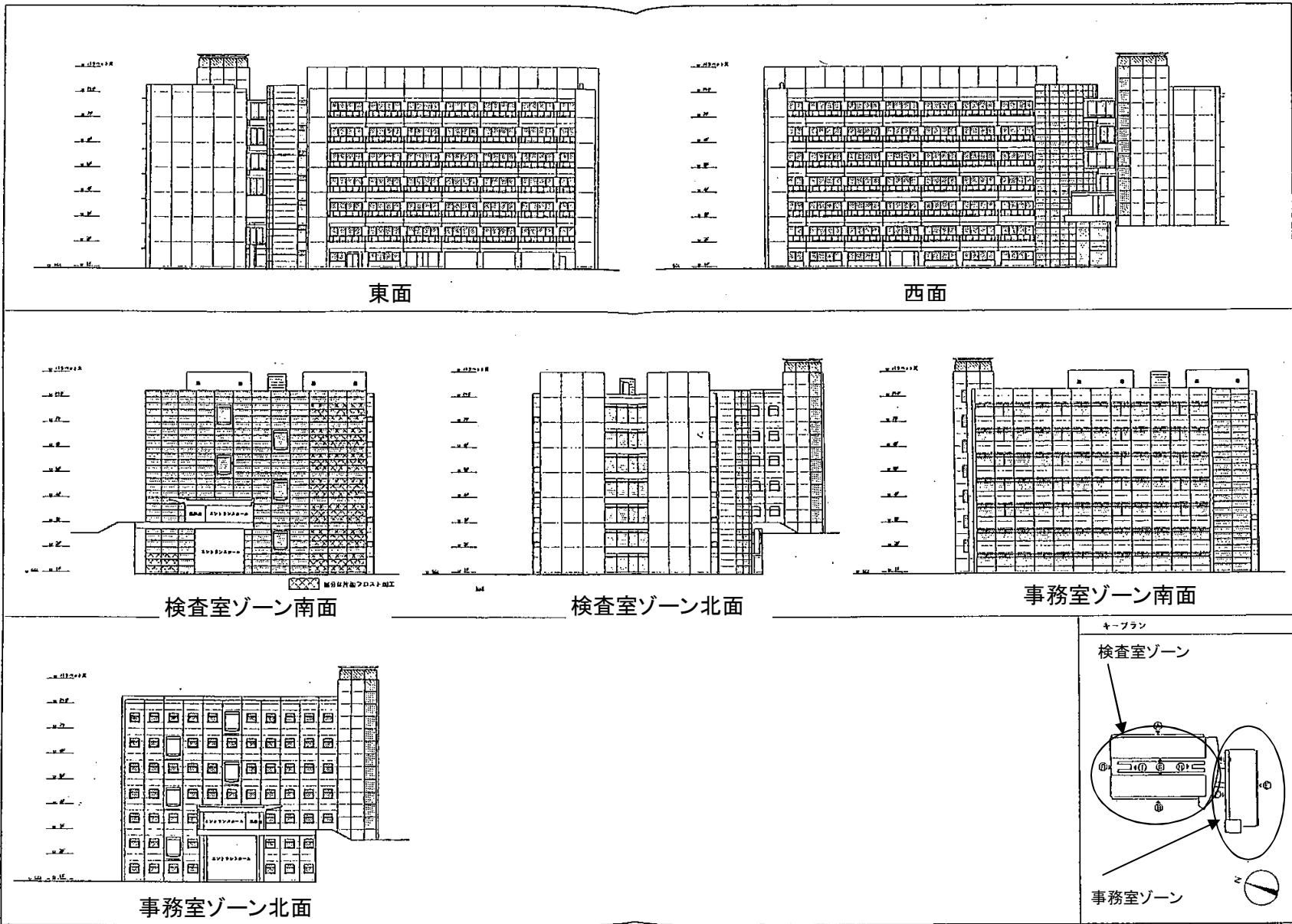
1		東立南面	1/500
		業務名 害虫・ねずみ防除業務	
		図面名 さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 東立面図	
		図面番号 5-8	
		関東地方整備局	



業務名	害虫・ねずみ防除業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 西立面図
図面番号	6-8
関東地方整備局	



業務名	害虫・ねずみ防除業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟 北南立面図
図面番号	7-8
関東地方整備局	



東面

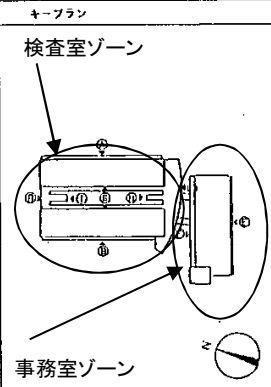
西面

検査室ゾーン南面

検査室ゾーン北面

事務室ゾーン南面

事務室ゾーン北面



業務名	害虫・ねずみ防除業務
図面名	さいたま新都心合同庁舎検査棟 立面図
図面番号	8-8
関東地方整備局	

入退館管理システム保守業務
特記仕様書

国土交通省
関東地方整備局

第1章 総 則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「入退館管理システム保守業務」に適用する。
2. 本業務の履行に当たっては、特記仕様書によるほか、一般事項は共通仕様書による。

第2条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟

第3条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第2章 業務概要

第4条 業務概要

「入退館管理システム」（以下、本システムという。）は合同庁舎入退館セキュリティ強化の観点から、「国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様」及び「国家公務員のICカード身分証に関する共通仕様」に準拠して、国の行政機関が発行する国家公務員身分証カード等を用いて通過することができるセキュリティゲート等を活用した庁舎への入退館管理を行うシステムである。

本システムは、「合同庁舎2号館ICカード発行管理システム」を経由して、カードの失効情報等を取得し、入退館管理を行なうもので、24時間365日の運用を想定しているため、本システムを安定的に運用するためのシステム全般の保守を行うものとする。

第5条 業務日及び業務時間

業務日は平日（土日祝日、年末年始の閉庁時を除く）とする。

業務時間は、原則として8：30～18：00とする。

安全管理上等の理由により、受注者の申し出、または施設管理担当者の指示で、業務日及び業務時間の変更を行えるものとする。

第6条 業務責任者

1. 受注者は業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない
2. 業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。
3. 業務責任者は、業務の計画・報告以外に、現地の状況を正確に把握し、統括管理責任者との調整・報告等の対応を行い、現地での作業指示を行う者である。

4. 業務責任者は、合同庁舎内（建物外の敷地内も含む）において、顔写真、所属会社名の入った名札を着用するものとする。

第7条 業務担当者

1. 受注者は、業務の実施に先立って、業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿を施設管理担当者に届け出るものとする。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。
2. 業務担当者は制服を着用することとし、所属会社名及び氏名を記入した名札を着用するものとする。

第8条 作業における留意事項

1. 全般
受注者は発注者の指示に従い、作業を行うこととする。
また、本特記仕様書の内容等に疑義が生じた場合は発注者との間で協議の上決定するものとする。
2. 守秘義務
 - 1) 本特記仕様書に基づくすべての作業において、当局が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないよう適正に措置すること。
また、そのために必要な措置を講ずると共に、内容を記載した文書を提出し、施設管理担当者の許可を受けること。
 - 2) 本業務で知り得た情報を他の目的で利用しないよう情報管理には万全を期すこと。
 - 3) 受注者は、作業を行うに当たり当局から貸出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、契約期間満了後には、全て返却すること。また、当該資料等の複写及び本調達の目的外の使用をしないこと。
 - 4) 上記事項以外で機密保持に関する事項は、施設管理担当者との協議の上取り決めること。
3. 個人情報保護法に関する事項
本業務の受注者においては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び当局が定めた個人情報保護に関する規程（別添4）を遵守し、個人情報を取り扱うこととする。
4. 受注者は、本特記仕様書に基づく業務を行うにあたり、担当部署と必要な調整を行うものとする。（合同庁舎2号館ICカード発行管理システム管理部署等）
5. 本業務に関する役務の提供を行う上で必要なドキュメント等は落札業者決定後、別途提示する。対象ドキュメント等は以下のとおりとし、提示する内容については、施設管理担当者との協議を行うこととする。
 - ・入退館管理システムに関する共通仕様
 - ・合同庁舎2号館ICカード発行管理システムとのインターフェース仕様及び接続要件仕様

- ・詳細システム系統図
- ・システム設計書
- ・運用マニュアル
- ・操作マニュアル

6. 保証

本システム全体の稼働を確認し、障害発生時は責任を持って問題解決に当たり、必要に応じて施設管理担当者と作業及び調整等を行うこと。

7. 協議

本業務の履行にあたっては、システム開発業者と十分協議を行い、システムの運用等に支障が生じないよう適正に対応すること。

8. セキュリティ

関東地方整備局、及び関係各省庁が定めるセキュリティポリシーに対応すること。

第9条 システム構成

機器及びソフトウェア

本システムを構成する機器等は、別添1「システム構成概要図」のとおり。

第10条 保守サービス

1. 保守対象システム等範囲

- 1) 別添2「システム機器一覧」の機器、ソフトウェア及びLAN配線一式。
- 2) 合同庁舎2号館ICカード発行管理システムとの接続に必要な設定。

2. 定期メンテナンス

1) 定期メンテナンスの内容

- ・機器及びソフトウェアについて、別添3「点検項目表」により1年に1回以上の定期メンテナンス、クリーニング、調整及び確認を行うこと。
- ・本システムに電源を供給している無停電電源装置に関しても本メンテナンスで実行するものとする。
- ・サーバをシャットダウン及び再起動を行う必要がある場合に、現地にて安全にシャットダウン及び再起動を行うこと。

2) 定期メンテナンスの実施

- ・定期メンテナンス及びその他保守は、業務に支障がないように行うこと。
- ・定期メンテナンスの実施に際しては、事前に計画を施設管理担当者に提出し、スケジュール・実施可否等につき調整を行うこと。
原則として、業務に支障がないよう業務時間内に行うこととするが、やむを得ず支障が出てしまう場合には、業務量及び通行量の少ない土日等に作業を実施すること。
- ・定期メンテナンス時に部品の交換が必要となった場合は、施設管理担当者に報告し、承認を得た上で交換を行うこと。（部品代は、別途有償対応とし、変更の対象とする。）

3) 他社の製品の保守

- ・本システムを構成する他社製品についても、受託者が責任をもってそれらの製品の保守を行うこと。

3. 障害受付窓口

- ・業務日及び業務時間に、機器及びシステムの操作方法についての質問及び障害の発生について、一元的に受け付ける窓口を設置（原則として電話対応とするが、メール、FAXでの対応も可能とすること）し、操作方法の回答及び障害時の適切な対応（1次障害対応）を行うこと。電話、メール、FAXにて解決しないと判断した場合は、上記時間帯、現場に業務担当者を派遣すること。

ただし、全システム停止等の緊急事態に対しては、速やかに復旧を行う体制をとること。その場合の障害対応に対する目安は、1時間以内に現場に保守作業要員を派遣し、速やかに復旧作業を行うこと。復旧に時間を要すると認められる場合は、システム開発業者と連絡をとり、迅速な復旧作業を実施すること。

なお、故障時に業務担当者の派遣が必要と判断される場合には、緊急事態を除き17:00までに受け付けたものについては当日中に対応を実施し、17:00以降受け付けたものは翌日（開庁日）に対応を実施することとする。

4. ソフトウェアライセンス管理

- ・本システムを構成するソフトウェア等についてのライセンス管理を行い、運用期間中は正常に使用できるようにすること。
- ・ソフトウェアのバージョンアップ及びパッチ導入等については、セキュリティ脆弱性・バグ等によるものの他、導入ソフトウェア（バージョン）のサポート期限切れに伴い、システムを安定的に運用することに支障を及ぼす恐れがある場合に、実施するバージョンアップ等も含まれることに留意すること。

5. 障害時の対応

- ・障害状況を把握し、ハードウェア障害又はソフトウェア障害かの切り分けを行うこと。
- ・必要に応じて、合同庁舎2号館入居官署におけるICカード発行管理システム保守業者と協力して障害発生の原因究明を行い、原因を取り除くとともに再発防止策を検討し、施設管理担当者に報告すること。
- ・必要に応じて業務担当者を派遣し、現地にて障害対応を行うこと。
- ・システムを安定的に稼働させるために重要な機器については、障害発生時には速やかに部品交換等を実施して復旧させること。復旧に長時間を要すると判断される場合は、代替機を手配する等の措置を実施し、業務の運用に極力支障の無いよう対応すること。部品交換及び代替機の手配等に関する費用は、別途有償にて対応とし、変更の対象とする。対象物品については、別添2「システム機器一覧」のとおり。
- ・本システムを構成する機器について、上記の「システムを安定的に稼働させるために重要な機器」以外の機器については、契約期間中当該機器及びそれを構成する部品もしくは同等以上の代替機・代替部品の調達を保証すること。
ただし、代替部品及び代替機、消耗品についても、別途有償にて対応とし、変更の対象とする。対象物品については、別添2「システム機器一覧」のとおり。

- ・代替機は障害発生機器が有していた機能及びスペックと同等以上の機器を提供すること。
6. 環境の維持・管理
- ・本システムについての最適化、修正、更改等及び、ソフトウェアの環境設定の変更等により、本システムの安定稼動に影響がある場合には、本システムの設定変更等の修正を行うこと。
7. 潜在不具合（機器に関する技術的な問題点等の提供）
- ・ハードウェアベンダやソフトウェアベンダから提供される問題点や不具合の情報のうち、本システムに関係するものについて、都度その内容と対処方法を施設管理担当者へ速やかに報告すること。

第3章 点検項目等

第11条 点検項目等

本業務における点検項目表は別添3を原則とするが、同表に記載されていない事項であっても設備の機能構造上当然必要となるものについては、これを充足するものとする。また、保守及び定期メンテナンスの実施内容及び実施結果について、毎月月末に整理のうえ、施設管理担当者に提出すること。

第4章 雑 則

第12条 業務の再委託

建築保全契約書第4条について、本業務における「主たる部分」は下記のとおりとする。








入退館管理システム制御管理端末（H I P）

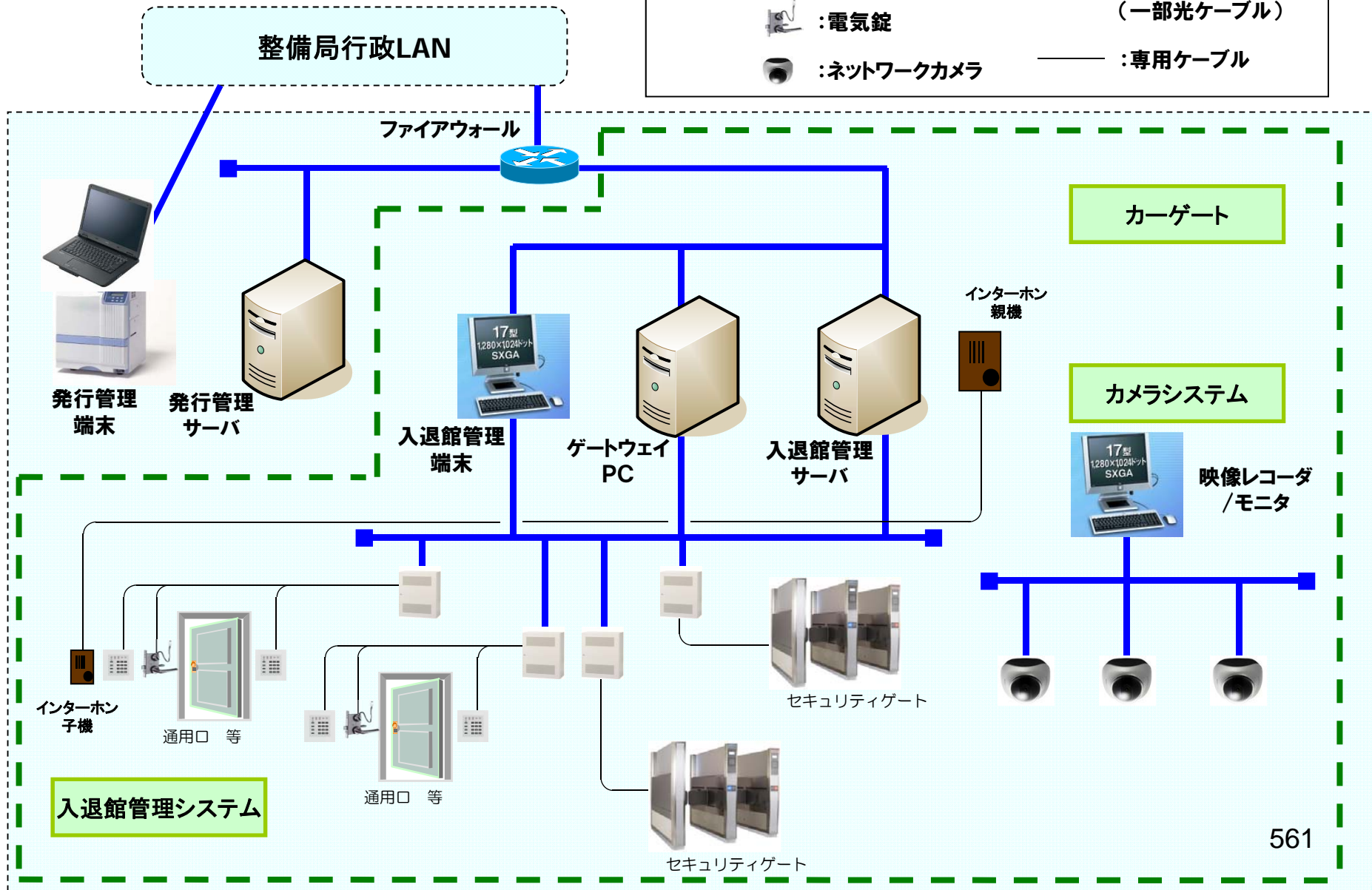
第13条 その他留意事項

1. 保守・障害対応
 - 1) 保守及び障害対応等の体制は、責任と役割を明確化し全社的な対応を行うこと。
 - 2) 保守及び障害対応等の実施にあたっては、あらかじめ作業体制を提出し、承認を得ること。
 - 3) 障害対応等の内容及び対応実績等については、速やかに書類で提出すること。
2. 情報の取扱いについて
磁気ディスク装置を撤去する場合は、完全に読取りが出来ないように、ディスク内容を完全に消去すると共に、磁気ディスク装置を物理破壊すること。
3. その他
保守作業については、日本語で対応すること。

別添1 システム構成概要図

凡例

-  :各コントローラ
-  :カードリーダー
-  :電気錠
-  :ネットワークカメラ
-  :保守範囲
-  :LANケーブル (一部光ケーブル)
-  :専用ケーブル



別添2 システム機器一覧

No	機器名称	数量	仕様	備考
1	入退館管理端末 (HIP)	3	CRT (17型TFT)、キーボード、マウス含む	
2	入退館管理サーバ	1	CRT (17型TFT)、キーボード、マウス含む	
3	ゲートウェイPC	1	CRT (17型TFT)、キーボード、マウス含む	
4	データ保護用UPS	7		HIPのデータ保護用
5	スイッチングHUB (SW-HUB)	5	ネットワーク接続用	
6	非接触カード登録機	4		国家公務員カード対応
7	LANケーブル (5m)	7	STPケーブル	
8	連動コントローラ (LIP)	1	LANカード無	
9	IDコントローラ (IDC)	17	電気錠制御用 (4chタイプ)	
10	IDコントローラ (IDC)	14	セキュリティゲート制御用 (4chタイプ)	
11	IOコントローラ (IOC)	1	接点入出力用	
13	非接触カードリーダ (CR)	34	電気錠、自動ドア制御用	国家公務員カード対応
14	非接触カードリーダ (CR)	28	セキュリティゲート制御用	国家公務員カード対応
15	セキュリティゲート	1	1通路2筐体	設置用スロープ対応、日本信号:CSゲート
16	セキュリティゲート	2	2通路3筐体	設置用スロープ対応、日本信号:CSゲート
17	セキュリティゲート	1	4通路5筐体	設置用スロープ対応、日本信号:CSゲート
18	セキュリティゲート	1	5通路6筐体	設置用スロープ対応、日本信号:CSゲート
19	ゲート開放ボタン	1	1通路用	日本信号
20	パーティション	-	各セキュリティゲート設置箇所	
21	メディアコンバータ	4	マルチモード対応	アライドテレシス:LMC102LH
22	光整端箱	4		日東工業:SPK-SA4-SC
23	インターホン (カメラ付親機)	2	カラーモニター付親機	アイホン:KB-3MRD-T
24	インターホン (カメラ付子機)	4	カラーカメラ付玄関子機	アイホン:KB-DAR
25	インターホン (カメラ無親機)	2	ドアホン親機	アイホン:IE-8MD
26	インターホン (カメラ無子機)	4	玄関子機	アイホン:IF-DA
27	映像レコーダ	1	4TBレコーダ	監視カメラシステム用機器
30	映像モニタ	1	キーボード、マウス含む	監視カメラシステム用機器
31	映像モニタ	1	CRT (24型ワイドTFT)	監視カメラシステム用機器、三菱電機:RDT241WEX
32	スイッチングHUB (SW-HUB)	5	PoE4ポート:3台、PoE8ポート:2台	監視カメラシステム用機器
33	スイッチングHUB (SW-HUB)	3	PoE非対応:3台	監視カメラシステム用機器
34	ネットワークカメラ	12		監視カメラシステム用機器、CANON:VB-C500D
35	ネットワークカメラ埋め込みユニット	12		監視カメラシステム用機器、CANON:SR-500-S-VB
36	アナログカメラ	1		既設カメラシステム用機器、TOA:C-CC260
37	電気錠	10		MIWA:U9 6AU50-1
38	電気錠	3		MIWA:U9 AU50-1
39	電気錠	1		MIWA:U9 AU50-2(D/T40)
40	電気錠	1		MIWA:U9 AU50-2(D/T45)
41	電気錠	1		MIWA:U9 6AU50-2
42	電気錠	1		MIWA:AST・U9ADS-1
43	カーゲート	-		三菱プレジジョン製

別添3 点検項目表

対象機器等	点検項目	点検内容	点検対象	点検回数
入退管理端末 <HIP> 入退管理サーバ	1. 外観	破損有無確認・汚れ清掃		2回/年
	2. 冷却ファン	作動確認		2回/年
	3. ディスプレイ	表示状態確認		2回/年
	4. キーボード	作動確認		2回/年
	5. マウス	作動確認		2回/年
	6. FDD	作動確認 ヘッドクリーニング		2回/年
	7. MO, CD-ROM	作動確認		2回/年
	8. コネクター	かん合状態確認		1回/年
映像モニタ端末	1. 外観	破損有無確認・汚れ清掃		2回/年
	2. 冷却ファン	作動確認		2回/年
	3. ディスプレイ	表示状態確認		2回/年
	4. キーボード	作動確認		2回/年
	5. マウス	作動確認		2回/年
	6. FDD	作動確認 ヘッドクリーニング		2回/年
	7. MO, CD-ROM	作動確認		2回/年
	8. コネクター	かん合状態確認		1回/年
連動コントローラ <LIP>	1. 外観	破損・汚れ有無確認		2回/年
	2. 内部LED	点灯状態確認		2回/年
	3. プリント基板	取付状態確認		2回/年
	4. 電源電圧	入力出力電圧測定		1回/年
	5. コネクター	かん合状態確認		1回/年
	6. 配結線・端子	接続・締付状態確認		1回/年
非接触カード 登録機	1. 外観	破損・汚れ有無確認		2回/年
	2. カード照合機能	作動確認		2回/年
	3. コネクター	かん合状態確認		1回/年
ゲートウェイPC <G/W PC>	1. 外観	破損有無確認・汚れ清掃		2回/年
	2. 冷却ファン	作動確認		2回/年
	3. ディスプレイ	表示状態確認		2回/年
	4. キーボード	作動確認		2回/年
	5. マウス	作動確認		2回/年
	6. FDD	作動確認 ヘッドクリーニング		2回/年
	7. MO, CD-ROM	作動確認		2回/年
	8. コネクター	かん合状態確認		1回/年

対象機器等	点検項目	点検内容	点検対象	点検回数
映像レコーダ	1. 外観点検	破損有無確認・汚れ清掃		2回/年
	2. 記録画像の状態確認	録画状態の確認 基本動作の確認		2回/年
	3. 状態確認	設定内容の確認 ログの確認		2回/年
	4. 冷却ファン	作動確認		2回/年
	5. ハードディスク	作動確認		2回/年
	6. 配結線・端子	ケーブル・コネクタ接続状態確認		2回/年
ネットワーク カメラ	1. 外観点検	破損有無確認		2回/年
	2. 映像の状態確認	画角確認		2回/年
ハブ <HUB>	1. 外観	破損有無確認・清掃		2回/年
	2. コネクター	かん合状態確認		2回/年
	3. 通信機能	作動確認		2回/年
メディアコンバー タ	1. 外観	破損有無確認・清掃		2回/年
	2. コネクター	かん合状態確認		2回/年
	3. 通信機能	作動確認		2回/年
セキュリティ ゲート	1. 各検出部	発光器・受光器光軸確認、 清掃、調整		2回/年
	2. 発光器・受光器	電圧測定、調整		2回/年
	3. 扉部	取付状態、作動確認		2回/年
	4. 電源電圧	入力出力電圧測定		2回/年
	5. 表示ランプ	点灯状態確認		2回/年
	6. コネクター	かん合状態確認		2回/年
	7. 配結線・端子	接続・締付状態確認		2回/年
車輛ゲート	1. 各検出部	発光器・受光器光軸確認、 清掃、調整		2回/年
	2. 発光器・受光器	電圧測定、調整		2回/年
	3. 開閉器	取付状態、作動確認		2回/年
	4. 電源電圧	入力出力電圧測定		2回/年
	5. 表示ランプ	点灯状態確認		2回/年
	6. コネクター	かん合状態確認		2回/年
	7. 配結線・端子	接続・締付状態確認		2回/年
システム機能	1. 状態監視機能	機能確認		1回/年
	2. 情報取込機能	機能確認		6回/年
	3. 警報監視機能	機能確認		1回/年
	4. 発停制御機能	機能確認		1回/年
	5. 履歴管理機能	機能確認		1回/年

対象機器等	点検項目	点検内容	点検対象	点検回数
IDコントローラ <IDC>	1. 外観	破損・汚れ有無確認		2回/年
	2. 内部LED	点灯状態確認		2回/年
	3. プリント基板	取付状態確認		1回/年
	4. 電源電圧	入力出力電圧測定		1回/年
	5. コネクタ	かん合状態確認		1回/年
	6. 配結線・端子	接続・締付状態確認		1回/年
非接触カード リーダー <CR>	1. 外観	破損有無確認・清掃		2回/年
	2. リーダーユニット	読取状態確認		2回/年
	3. 表示ランプ	点灯状態確認		2回/年
	4. テンキー (TK付CR)	作動確認		2回/年
	5. ブザー	鳴動状態確認		2回/年
	6. プリント基板	取付状態確認		1回/年
	7. コネクタ	かん合状態確認		1回/年
	8. 配結線・端子	接続・締付状態確認		1回/年
IOコントローラ <IOC>	1. 外観	破損・汚れ有無確認		2回/年
	2. 内部LED	点灯・動作確認		2回/年
	3. プリント基板	取付状態確認		1回/年
	4. 電源電圧	入力出力電圧測定		1回/年
	5. コネクタ	かん合状態確認		1回/年
	6. 配結線・端子	接続・締付状態確認		1回/年
データ保護用 UPS	1. 外観	破損有無確認・清掃		2回/年
	2. 冷却ファン	作動確認		2回/年
	3. 電源電圧	入力出力電圧測定		1回/年
	4. バッテリー	電圧測定 停電時作動確認		1回/年
	5. コネクタ	かん合状態確認		1回/年
	6. 配結線・端子	接続・締付状態確認		1回/年

個人情報の取り扱いについて

第1条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第2条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第4条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第5条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第6条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第7条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第8条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注

者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－5）を発注者に提出しなければならない。

第9条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第10条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第11条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

証明書

業務名：_____

受注業者：_____

証明者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

(証明者については、「業務責任者」が行うものとする。)

ゴンドラ点検整備業務

特記仕様書

国土交通省関東地方整備局 総務部

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「ゴンドラ点検整備業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

※建築保全業務共通仕様書…http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozen_shiyousho.htm

2. 本業務の履行にあたっては、特記仕様書によるほか共通仕様書によるものとする。

第2条 業務説明

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館に設置されている、ゴンドラ4台、走行ブリッジ1台、移動梯子6台について点検整備を行う。

第3条 適用規格等

本業務の履行にあたっては、本業務の目的及び内容を十分理解したうえで、関係法令等を遵守するとともに以下の規格、基準等を適用する。

- 1) 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 2) 建築工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 3) 建築改修工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 4) 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 5) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官庁営繕部）
- 6) 建築設備設計基準（国土交通大臣官庁営繕部）
- 7) ゴンドラの定期自主検査指針（厚生労働省）
- 8) その他関係基準等

第4条 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

第5条 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

第6条 関連業務

受注者は、合同庁舎の運営を円滑かつ適切なものとするため、別途業務と積極的に協調と連携を図ること。以下にさいたま新都心合同庁舎2号館で別途実施する主な業務を示す。

- 1) 保安警備業務
- 2) 機械電気設備運転管理業務
- 3) 清掃業務

第7条 建物概要(さいたま新都心合同庁舎2号館)

1.高層棟(2号館)

S造一部SRC造、地下3階、地上26階、塔屋2階、延床面積101,405.76㎡

第2章 業務概要

第8条 業務概要

本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館内に設置されているゴンドラ、走行ブリッジ及び移動梯子について、労働安全衛生法及びゴンドラ安全規則等に基づき点検整備を実施する。

本業務の対象と作業内容などは次のとおり。

設備区分	号機	場所	作業	実施時期（月）												実施回数			
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H26	H27	H28	
ゴンドラ	1	東側屋上	点検		○			○			○			○			4	4	4
			検査							○								1	1
	2	西側屋上	点検		○			○			○			○			4	4	4
			検査								○							1	1
	3	ヘリポート下	点検		○			○			○			○			4	4	4
			検査								○							1	1
5	東側玄関	点検		○			○			○			○			4	4	4	
		検査								○							1	1	1
走行ブリッジ	4	アトリウム	点検		○			○			○			○			4	4	4
移動梯子	6	1階東側内面	点検		○			○			○			○			4	4	4
電動移動梯子	7	8階南側屋上	点検		○			○			○			○			4	4	4
	8	14階南側屋上	点検		○			○			○			○			4	4	4
	9	1階北側外面	点検		○			○			○			○			4	4	4
	10	2階南側内面	点検		○			○			○			○			4	4	4
	12	1階北側内面	点検		○			○			○			○			4	4	4
臨時点検整備				○												-	-	-	

※臨時点検整備の回数は当初は見込んでいない。

第3章 共通事項

第9条 業務責任者

1.業務責任者の選任と通知

1)受注者は、契約締結後すみやかに業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2.業務責任者の兼務

業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

3.業務責任者の職務等

業務責任者は、業務の履行計画と履行管理、業務対象の状態・状況の把握、適切な対処方法の立案、統括管理責任者との調整・報告、作業員への適切な指示・指導を行わなければならない。

また、本業務の検査は統括管理責任者が臨場して受検することを原則とする。

4.名札の着用

業務責任者は、履行場所内（建物外の敷地も含む）において、業務名、業務期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った以下の名札を着用すること。

業務責任者	
写真	氏名
	業務名：〇〇点検業務
	履行期間：自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者：〇〇株式会社

※用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

※所属会社の社印とする。

5.館内専用PHSの携行

作業の実施にあたり、業務責任者は合同庁舎管理室から館内専用PHSの貸与を必ず受け、携行しなければならない。

また、やむを得ず業務責任者が本業務の作業に従事できない場合、業務担当者のなかから責任者代行を定め、責任者代行が携行すること。

第10条 業務担当者等

1.業務担当者の選任

受注者は、業務の実施に先だって、業務担当者の氏名、年齢を記載した名簿の写を施設管理担当者へ提出し、変更が生じた場合も同様とする。

2.業務担当者の服装と名札の着用

業務担当者は、社名及び氏名が明記されている業務責任者に準じた名札を着用すること。

3.身分証明書の携行

当庁舎への入館にあたり、身分確認を行う場合があるため、受注者は全ての作業従事者に社員証を必ず携行させること。

4.通行証(合同庁舎業者専用)の使用

当庁舎内での作業に伴う通行のため、作業日毎に全ての作業従事者は当庁舎防災センターから通行証（合同庁舎業者専用）の貸与を受け、適切に使用すること。貸与を受けない者の入館は一切認めない。

また、作業終了後には必ず防災センターへ返納すること。

なお、通行証(合同庁舎業者専用)は受注者が施設管理担当者へ事前に作業届を提出することで貸与する。

第11条 負担の範囲

- 1) 履行場所において本業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、発注者の負担とする。
- 2) 点検に必要な工具(専用工具を含む)、計測機器等(専用機器等を含む)は受注者が負担する。
- 3) 保守に必要な消耗品又は材料、油脂等は受注者の負担とする。
- 4) 業務で実施する検査に関わる一切は受注者の負担とする。
- 5) 受注者の不注意により生じた作業の手戻り(やり直し)、損傷などの復旧費用。
- 6) 本業務履行開始直前までの点検を行っていた業者からの引き継ぎに関わる一切は、受注者の負担とする。
- 7) 本業務の適正な履行に必要な製造者の協力に関わる一切は、受注者の負担とする。
- 8) 設備の日常管理に携わる者などに対する各種訓練指導の一切は、本業務に含むものとし受注者の負担とする。ただし、各種訓練指導は、受注者が一般的に用いる機材等や業務担当者などで対応できる範囲の内容とする。

第12条 作業実施日など

受注者が本業務を履行場所で作業を行う実施日などは以下のとおりとする。

- 1) 点検作業は、平日昼間とする。平日昼間とは、土日祝日及び年末年始(12月28日から1月3日まで)を除く日の、8:30から18:00までとする。
- 2) 通常の庁舎利用に対する影響や作業の安全対策などから、前項1によれない場合、概ね2週間前までに施設管理担当者と調整し日程を決定すること。
- 3) 臨時点検は、施設管理担当者から連絡を受けた当日を基本とするが、統括管理責任者は施設管理担当者と緊密に連絡をとり、日程等の調整を図ること。

第13条 作業上の注意

1. 当事者事故の防止

受注者は、受注者の責任で作業員の安全管理に万全な態勢をもって作業にあたること。

2. 設備状態等引き継ぎ

受注者は、前受注者からこれまでの点検状況、整備状況、経過観察項目など、本業務で適切な点検整備を行うために必要不可欠な設備の状態に関する内容を、自らの責任で引き継ぎ、継続性のある点検を実施しなければならない。

また、次の受注者へ同様に引き継ぐこと。

3. 作業に伴う第三者の事故及び迷惑防止

受注者は、合同庁舎利用者など第三者に対して、万全の安全管理で作業にあたること。

また、作業方法について合同庁舎利用者に生じる支障を最小限とするよう配慮すること。

そして、建物、設備などを損傷しないよう作業、資機材の運搬などで細心の注意を払うこと。

4. 実施体制

受注者は、十分な経験技術を有する者を本業務の作業に従事させなければならない。

また、緊急時において、施設管理担当者をはじめとする発注者ならびに関連業務担当者などと綿密な連絡が行えるようにしておくとともに、概ね徒歩で1時間以内に作業員が現地へ到着することを目標とした体制を整えておかななければならない。

なお、本業務に従事する全ての者は、合同庁舎管理規則を遵守すること。

5. 作業実施に必要な手続き

さいたま新都心合同庁舎2号館はセキュリティゲート、電子錠などが稼働しているので、入館手続きを行わないと作業着手はできないため、業務責任者は全作業員へ入館方法などを周知・教育すること。

また、さいたま新都心合同庁舎2号館において作業を行う場合、事前の手続きが必要である。

このため、受注者は手続き方法、書式などを施設管理担当者へ確認するとともに、必要書類などを施設管理担当者へ提出すること。

一般的な提出書類は次のとおり。

- ・作業届
- ・サービスヤード利用届（トラックなどで資機材を搬出入する場合）
- ・地上駐車場利用届（通常は利用を認めない）
- ・休日出勤者届（平日以外で作業を行う場合）
- ・地下駐車場利用届（平日以外で地下駐車場を利用する場合）

6.損害賠償及び紛争解決

受注者の作業において、合同庁舎利用者など第三者に損害を与え、または紛争を生じたときは、受注者の責任で損害を賠償し、または紛争を解決すること。

第14条 臨場

1.関係機関の立ち入り臨場

関係機関の立ち入り調査等があり、施設管理担当者が統括管理責任者へ受注者の立会を求めた場合、受注者はこれに積極的に協力しなければならない。

2.整備作業の終了後臨場

整備作業毎に、作業終了時に施設管理担当者と統括管理責任者及び業務責任者が臨場で目視及び試運転などで検査を行う。

なお、平日昼間以外で整備を行った場合は、施設管理担当者と統括管理責任者が日程を調整し検査日を決める。

第15条 業務の再委託

1.再委託の基本事項

受注者は、本業務を再委託しようとする場合、発注者の承諾を得なければならない。

これは、事前に施設管理担当者へ「再委託承諾申請書」を提出すること。

そして、再委託の規模、内容、再委託先企業等から、本業務の履行に関する品質、信頼性の確保に疑問が生じ施設管理担当者から受注者が説明を求められた場合、受注者は速やかに対応しなければならない。

さらに、受注者による説明の結果、発注者が不承諾の場合、受注者は速やかに内容の見直しを行い、承諾の再申請を行わなければならない。

なお、再委託承諾申請の不承諾に伴う一切について、本業務の契約変更はしない。

2.再委託の例外事項

業務範囲に故障が発生し、受注者による緊急の処置が必要と施設管理担当者が統括管理責任者へ処置の指示を行い、この一部を受注者が再委託しようとする場合は、前項2に定める「再委託承諾申請書」の提出は不要とする。

ただし、受注者は前項2を満たす再委託者を選定すること。

第16条 疑義

受注者は、本特記仕様書ならびに業務の履行で疑義が生じた場合、施設管理担当者と打合せし解決すること。

第4章 点検整備

第17条 点検

1.点検実施方法

受注者が実施する点検等の方法は、製造者が求めている方法に基づき行うものとし、この方法などは受注者の責により製造者から資料の入手や指導等を受けなければならない。また、業務責任者は全ての作業員がこれに基づき作業することを管理しなければならない。

2.点検項目

点検項目は、付属資料別添一3のとおりとするが、受注者は、製造者が求めている点検等内容及び記載されていない設備の機能、構造、安全・信頼性確保において不可欠な一切の作業（汚れや傷等の状態記録、清掃、調整、注油等）を充足しなければならない。

なお、走行ブリッジについては、該当する部分のみを行うものとする。

また、ゴンドラの点検については、前項に基づく他「ゴンドラの定期自主定期検査指針（昭和61年5月26日自主検査指針公示10）」に準拠するものとする。

第18条 整備

1.交換材料、交換部品及び使用器具等

受注者が整備で用いる交換材料、交換部品及び使用器具等は、製造者の指定した製品等を使用すること。なお、これを代替品で対応する場合は、受注者が製造者や特定行政庁（必要がある場合）などの了解を得ると共に、施設管理担当者へ説明し承諾を得なければならない。

第5章 提出資料等

第19条 提出資料等の概要

受注者は、以下のとおり書類等を施設管理担当者へ提出する。提出部数は全て2部とし、施設管理担当者受領時に、受注者へ1部返却する。

なお、施設管理担当者へ提出した2)、3)、5)項の資料については、業務完了時にそのまま「業務報告書」とするため、受注者は業務報告書とするためのファイルを用意すること。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1)業務計画書 | 業務着手前、共通仕様書による |
| 2)作業日報 | 作業日毎 |
| 3)点検整備報告書 | 翌月初頃、ただし平成29年3月は業務完了時 |
| 4)出来形確認書類 | 支払い請求毎、ただし業務完了時は不要 |
| 5)保全履歴総括表 | 3月末頃 |
| 6)予防保全計画提案書 | 3月末頃 |

第20条 業務計画書

1.業務計画書の内容

受注者は、業務の実施に先立ち次の内容を網羅した業務計画書を施設管理担当者へ提出する。

- 1)実施体制
- 2)実施工程
- 3)作業方法、実施手順
- 4)仮設計画
- 5)安全管理、安全対策
- 6)その他作業に必要な事項

2.提出時期

受注者は当初業務計画書を、業務着手前に施設管理担当者へ提出しなければならない。

3.未定事項の対応

業務計画書の提出時期において未定の内容がある場合は、未定の理由と追加提出予定時期を当初提出の業務計画書へ明記すること。

4.業務計画の変更

提出した業務計画書の内容に変更が生じた場合、及び前項の未定内容が決定した場合は速やかに施設管理担当者へ提出すること。

なお、この提出では、改訂履歴及び内容の管理を行うとともに、常に最新の業務計画書を維持するよう工夫すること。

第21条 作業日報

作業当日の作業者、内容、特記事項など記載した日報を、作業終了時に施設管理担当者へ提出し、作業結果などを報告すること。

また、報告時に施設管理担当者から指示された事項は、速やかに対応すること。

なお、臨時点検など諸事情により統括管理責任者が報告できない場合は、代理の者でよい。

第22条 点検整備報告書

作業当該月の作業結果（概要版、詳細報告、履行状況写真、不具合写真など）をとりまとめ、提出と併せて統括管理責任者は施設管理担当者へ詳細な報告や今後の対応方法などの提案、施設管理担当者の疑義に対する説明などを行う。

第23条 出来形確認書類

受注者が業務完了前に支払いを請求する場合、業務の出来形などを発注者で確認するため、発注者は以下の書類について施設管理担当者を通じて提出すること。

なお、完了払いの場合は提出不要である。

- 1)業務出来形報告
- 2)業務出来形内訳書

第24条 保全履歴総括表

本業務の点検結果、対応した不具合の内容と原因及び処置、実施した整備内容、運転記録などの保全履歴を、受注者は総括表とりまとめ、施設管理担当者へ提出すること。

書式、内容は施設管理担当者と打ち合わせし決定する。

第25条 予防保全計画提案書

受注者は翌年度以降の予防保全整備計画の提案書を作成し、施設管理担当者へ提出する。

提案にあたっては、本業務での点検結果、設備の運転状況、既設部品・機器の製造時期や劣化状況、過去の整備状況、設備の安全性及び信頼性の観点における優先度、経済性などを総合的に勘案すること。

詳細な提出時期、様式、作成範囲などは統括管理責任者と施設管理担当者で調整し決定する。

第6章 個人情報の取り扱い

第26条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第27条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第28条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第29条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第30条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第31条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第32条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第33条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別添一）を発注者に提出しなければならない。

第34条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第35条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第36条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第7章 その他

第37条 発生材等の処分

作業により発生した発生材等は、受注者の責任において、関係法令に基づき、適正に処分する。

第38条 原形復旧

作業に伴い一時的に取り外す配線や部品等は、受注者の責任において、作業後に原形復旧を行うとともに、原形復旧したことを業務責任者又は業務担当者が検査し、記録に残すこと。

第39条 支払い

本業務の支払いは、下記に示す官署のうち1つが代表して行う場合と、全ての官署が各々の負担割合に応じて行う場合の2通りがある。

この支払い方法と支払い実施官署（全ての官署で支払う場合は負担割合）は、発注者から受注者へ別途通知する。

- a) 関東地方整備局
- b) 関東管区警察局
- c) 北関東防衛局
- d) 東京矯正管区
- e) 関東地方更生保護委員会
- f) 関東農政局
- g) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

別添-1

証明書

業務名：

受注業者：

証明者：

印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

別添-2 点検対象設備概要

ゴンドラ

名称	設備内容	
1号機	積載荷重	400kg 2人乗
	昇降装置	電動式 5.5kW・10m/min
	走行装置	電動式 0.75kW×2、8m/min
	元旋回装置	電動式 0.75kW、0.25rpm
	アーム伸縮装置	電動式 0.75kW、5.0m/min
	アーム先端旋回装置	電動式 0.2kW、0.4rpm
	昇降距離	135m
2号機	積載荷重	300kg 2人乗
	昇降装置	電動式 7.5kW、10m/min
	走行装置	電動式 0.75kW×2、8m/min
	横行装置	電動式 2.2kW、5m/min
	旋回装置	電動式 0.75kW、0.25rpm
	先端旋回装置	電動式 0.2kW、0.4rpm
	昇降距離	120m
3号機（モノレール型）	積載荷重	220kg
	昇降装置	電動式 2.2kW、10m/min
	走行装置	電動式 0.40kW×2、8m/min
	昇降距離	135m
5号機（モノレール型）	積載荷重	200kg
	昇降装置	電動式 0.5kW×2、6.2m/min
	走行装置	電動式 0.4kW、8m/min
	昇降距離	17m

走行ブリッジ

名称	設備内容	
4号機	積載荷重	200kg（手動簡易リフター400kg）
	走行装置	電動式 0.75kW×2、5m/min

移動梯子

名称	設備内容	
6号機	積載荷重	100kg
	操作方法	手動式
7～10、12号機	積載荷重	100kg 1人乗
	走行装置	電動式 10m/min、0.2kW×2

別添-3 点検項目表

1.ゴンドラ(走行ブリッジ含む)

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考
			日	週	月	年	
アーム部	支柱	部材の割れ、変形及び腐食の有無を点検する。			○		
		取付ボルトの腐食、緩み及び脱落の有無を点検する。			○		
		溶接部の割れ及び腐食の有無を点検する。			○		
	起伏装置及び伸縮装置	スクリーシャフト及び締めねじの摩擦の有無を点検する。			○		
		各可動部の給油状態を点検する。			○		
		首振り部の作動状態を点検する。			○		
台車等	台車	フレームの割れ、腐食及び変形の有無を点検する。			○		
		フレームカバーの腐食及び変形の有無を点検する。			○		
	旋回装置	旋回装置の取付ボルトの緩みの有無を点検する			○		
		軸受の給油状態を点検する。			○		
		駆動装置の作動状態を点検する。			○		
		ストッパの変形及び破損の有無を点検する。			○		
	走行装置	車輪の取付ボルトの緩みの有無を点検する。			○		
		車輪フランジの異常摩耗の有無を点検する。			○		
		車輪軸受の給油状態を点検する。			○		
		軸受メタルの異常音の有無を点検する。			○		
		ソリッドタイヤの損傷の有無を点検する。			○		
	アウトリガ	駆動装置の作動状態を点検する。			○		
		ブラケット、スクリー、接地箇所等の変形、割れ及び油切れの有無を点検する。			○		
	走行レール	ビームの張り出し機能を点検する。			○		
		割れ、変形及び腐食の有無を点検する。 レール取付ボルト及び接続用ボルトの緩み及び損傷の有無を点検する。 車輪止めの変形及び破損の有無を点検する。			○		
作業床	床材	床材の割れ、腐食及び変形の有無を点検する。			○		
		つまずきの危険及び滑りの危険の有無を点検する。			○		
		床面の水はけの状態を点検する。			○		
	枠組部材及び手すり	部材及び部材接続部の割れ、腐食及び変形の有無を点検する。			○		
		ボルトの緩みの有無を点検する。 扉の取付状態を点検する。			○		
	ワイヤロープ緊結部	ガイドゴムの摩耗及び劣化の有無を点検する。			○		
		ワイヤロープの緊結部分の損傷の有無を点検する。 ボルト、ピン等の緩み及び脱落の有無を点検する。			○		
	その他	緩衝材の損傷及び脱落の有無を点検する。			○		
		ガイドローラの割れ、変形及び腐食の有無並びに取付ビス等の緩みの有無を点検する。			○		
		安全帯等の取付設備等の割れ及び腐食の有無を点検する。			○		
昇降装置	ワイヤロープ	素線切れ、摩耗、キング、形崩れ及び腐食の有無を点検する。			○		
		ドラムへの装着状態を点検する。			○		
		ガイドシーブへの掛り具合を点検する。			○		
		給油状態を点検する。			○		
		砂、ほこり等の付着の有無を点検する。			○		
		捨て巻きの状態を点検する。			○		
	シーブ	回転の状態を点検する。			○		
		フランジの破損、割れ及び異常摩耗の有無を点検する。			○		
		シーブ溝部の異常摩耗の有無を点検する。			○		
		ボスの割れの有無を点検する。			○		
	軸受	ブラケットの変形、割れ及び腐食の有無を点検する。			○		
		異常音の有無を点検する。			○		
		軸受取付ボルトの緩みの有無を点検する。			○		
		給油状態を点検する。			○		

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考
			日	週	月	年	
	ギヤ装置	各ギヤ及びローラチェーンのかみ合い及び異常摩耗の有無を点検する。			○		
		各ギヤ及びローラチェーンの給油状態を点検する。			○		
	巻上用ドラム	ドラムの損傷の有無を点検する。			○		
		軸用キープレートの取付ボルトの緩みの有無を点検する。			○		
		ワイヤーロープ送り装置の各部の摩耗の有無を点検する。			○		
ボルト、ナット、ピン等	腐食、緩み及び脱落の有無を点検する。			○			
ブレーキ及び制御装置		作動状態を点検する。			○		
		加速防止装置の作動状態を点検する。			○		
		各レバー、ロット、ピン、ビス等のがた、曲がり及び損傷の有無を点検する。			○		
		各部の給油状態及び油漏れの有無を点検する。			○		
		異常音の有無を点検する。			○		
		各部の異臭の有無を点検する。			○		
安全装置	巻過防止防止装置	作動状態を点検する。			○		
		取付部及び取付ボルトの緩みの有無を点検する			○		
		作動するときのゴンドラの位置の適否を点検する。			○		
	警報装置	作動状態を点検する。			○		
	信号装置	作動状態を点検する。			○		
配線及び配電盤等	配線	損傷及び取付部の緩みの有無を点検する。			○		
		電源用キャブタイヤケーブルの支持の状態を点検する。			○		
		操作用キャブタイヤケーブルの損傷及び収納状況の異常の有無を点検する。			○		
		コネクター端子の緩み及び損傷の有無を点検する。			○		
		接地端子の緩みの有無を点検する。			○		
		絶縁抵抗の適否を点検する。			○		
		配電盤、制御盤及び操作盤	電線引込口の電線被覆の状態を点検する。			○	
	端子の緩み及び接続部のはずれの有無を点検する。				○		
	ヒューズの容量の適否を点検する。				○		
	絶縁板の汚損及び割れの有無を点検する。				○		
	マグネットスイッチの各接点の損傷及び摩耗の有無を点検する。				○		
	漏電遮断装置の作動状態を点検する。				○		
	制御盤の作動状態を点検する。				○		
	作動方向等の表示の有無を点検する。				○		
	作動試験		各ボタンスイッチの作動状態を点検する。			○	
ケースカバーの破損及び脱落の有無を点検する					○		
上昇及び下降の作動状態を点検する。					○		
走行状態等を点検する。					○		
アームの起伏状態を点検する。					○		
		台車の旋回状態を点検する。			○		
		作業床の着地状態を点検する。			○		

2.移動梯子

1) 手動式

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考
			日	週	月	年	
走行レール		割れ、変形及び腐食の有無を点検する。			○		
		レール取付ボルト及び接続用ボルトの緩み及び損傷の有無を点検する。			○		
		車輪止めの変形及び破損の有無を点検する。			○		
作業床	床材	床材の割れ、腐食及び変形の有無を点検する。			○		
		つまずきの危険及び滑りの危険の有無を点検する。			○		
		床面の水はけの状態を点検する。			○		
	枠組部材及び手すり	部材及び部材接続部の割れ、腐食及び変形の有無を点検する。			○		
		ボルトの緩みの有無を点検する。			○		
	その他	緩衝材の損傷及び脱落の有無を点検する。			○		
ガイドローラの割れ、変形及び腐食の有無並びに取付ビス等の緩みの有無を点検する。				○			
安全帯等の取付設備等の割れ及び腐食の有無を点検する。				○			
作動試験		走行状態等を点検する。			○		

2) 電動式

装置区分	点検項目	点検内容	点検周期				備考
			日	週	月	年	
走行装置		駆動装置の作動状態を点検する。			○		
走行レール		割れ、変形及び腐食の有無を点検する。			○		
		レール取付ボルト及び接続用ボルトの緩み及び損傷の有無を点検する。			○		
		車輪止めの変形及び破損の有無を点検する。			○		
作業床	床材	床材の割れ、腐食及び変形の有無を点検する。			○		
		つまずきの危険及び滑りの危険の有無を点検する。			○		
		床面の水はけの状態を点検する。			○		
	枠組部材及び手すり	部材及び部材接続部の割れ、腐食及び変形の有無を点検する。			○		
		ボルトの緩みの有無を点検する。			○		
	その他	緩衝材の損傷及び脱落の有無を点検する。			○		
ガイドローラの割れ、変形及び腐食の有無並びに取付ビス等の緩みの有無を点検する。				○			
安全帯等の取付設備等の割れ及び腐食の有無を点検する。				○			
配線及び配電盤等	配線	損傷及び取付部の緩みの有無を点検する。			○		
		電源用キャブタイヤケーブルの支持の状態を点検する。			○		
		操作用キャブタイヤケーブルの損傷及び収納状況の異常の有無を点検する。			○		
		コネクタ端子の緩み及び損傷の有無を点検する。			○		
		接地端子の緩みの有無を点検する。			○		
		絶縁抵抗の適否を点検する。			○		
	配電盤、制御盤及び操作盤	電線引込口の電線被覆の状態を点検する。			○		
		端子の緩み及び接続部のはずれの有無を点検する。			○		
		ヒューズの容量の適否を点検する。			○		
		絶縁板の汚損及び割れの有無を点検する。			○		
		マグネットスイッチの各接点の損傷及び摩耗の有無を点検する。			○		
		漏電遮断装置の作動状態を点検する。			○		
		制御盤の作動状態を点検する。			○		
		作動方向等の表示の有無を点検する。			○		
作動試験		各ボタンスイッチの作動状態を点検する。			○		
		ケースカバーの破損及び脱落の有無を点検する。			○		
作動試験		走行状態等を点検する。			○		

審査表(企画書の適否)

NO.	審査項目(企画書要求事項)		主となる審査対象資料	審査結果 (内容の適否)
	大事項	小事項		
1	基本事項	【業務に対する認識】 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	提出様式3	
2		【業務に対する認識】 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	提出様式3	
3		【実施体制】 各業務水準が維持される体制であるか。 (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	提出様式4	
4		【実施体制】 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。	提出様式4	
5		【実施体制】 質の確保に寄与する資格・経験を有しているか。	提出様式6	
6	管理業務全般に係る業務に関する提案	本業務の包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の確保に資する提案がなされているか。	提出様式5	
7		本業務のコスト縮減に資する提案がなされているか。	提出様式5	
8		(共通仕様書・その他質の確保に関する具体的な提案については、企画書の適否に関する評価対象としない。)	提出様式5	
審査結果(企画書の適否)				

従来の実施状況に関する情報の開示
 (関東地方整備局で実施した管理・運営業務に関する経費)

1. 従来の実施に要した費用

(単位:千円)

			平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			落札金額	実績金額	落札金額	実績金額	落札金額	実績金額
計(a)	人件費	常勤職員	0	0	0	0	0	0
		非常勤職員	0	0	0	0	0	0
	物件費		0	0	0	0	0	0
	委託費等		504,175	509,262	492,126	508,811	587,805	628,411
計(a)			504,175	509,262	492,126	508,811	587,805	628,411
参考値(b)	退職給付費用		0	0	0	0	0	0
	減価償却費		0	0	0	0	0	0
	間接部門費		0	0	0	0	0	0
(a)+(b)			504,175	509,262	492,126	508,811	587,805	628,411
(注意事項)								
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託費等の内訳は、別添1を参照。 ○ 委託費等が増加した要因(平成24年度) 合同庁舎として、築15年近くなっているため、設備の老朽化が進んでおり、保守業務が増えている。そのため、中長期計画に基づいた部品の交換作業や突発的に発生した不具合による部品の交換作業が増加しているため。(業務量の増大) なお、平成25年度以降も同様に業務量が増大する傾向であるが、平成25年度落札額については、10%以上の大きな変動はない。 								

2. 従来の実施に要した人員

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0
(業務従事者に求められる知識・経験等)			
○ 別紙2-2「業務責任者等の条件」参照。			
(業務の繁閑の状況等)			
○ 繁忙時期:通年			
(業務従事者の人員)			
○ すべて業務請負である。			
(その他)			
○ 入札の対象である業務の全部を外部委託(派遣含む)により実施。			

3. 従来の実施に要した施設及び設備

関東地方整備局で実施した管理・運營業務に係る施設及び設備

- 実施要項 別紙1-2「設備一覧表」参照

注意事項

1. 上記の施設及び設備については、請負業務を行う範囲において無償貸与。
2. 上記以外で請負業務を行うにあたり必要なものは、請負者が用意する。
3. 前項において請負者が用意する設備は、関東地方整備局の他の業務に支障の無いものにもものに限る。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

関東地方整備局で実施した管理・運營業務に係る目的の平成22年度～平成24年度達成の程度

1. 管理・運營業務の不備に起因する執務及び営業の中断回数
目標：0回
実績：0回
2. 管理・運營業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数
目標：0回
実績：0回
3. 管理・運營業務の不備に起因する職員及びその他の者の怪我の回数
目標：0回
実績：0回

5. 従来の実施方法等

従来の実施方法

- ・別添2のとおり

事業の目的を達成する観点から重視している事項

- ・省エネの観点から、効率的な設備運用を目標としている。

※関東地方整備局では、平成14～16年度温室効果ガス総排出量の平均を基準として、平成26～28年度平均で6%削減を目標としている。

(平成22年度実績：3%削減)

(平成23年度実績：12%削減)

(平成24年度実績：15%削減)

注意事項

- ・監督部署については別添3のとおり

従来の実施に要した経費(委託費)内訳

(単位:千円)

委託業務の内容(件名)	委託費実績						関係資料	内 訳
	平成22年度		平成23年度		平成24年度			
	落札金額	実績金額	落札金額	実績金額	落札金額	実績金額		
機械電気設備運転管理業務	230,685	231,194	217,350	223,965	263,445	286,125	別紙3	人件費、直接物品費、業務管理費、直接材料費、一般管理費
受変電設備等点検整備業務	51,450	52,248	42,525	42,525	49,907	49,907	別紙4	人件費、直接物品費、業務管理費、直接材料費、一般管理費
2号館エレベータ等点検整備業務	35,700	35,700	35,700	42,315	29,400	29,400	別紙5	人件費、直接物品費、業務管理費、直接材料費、一般管理費
検査棟他エレベータ設備点検業務	4,725	4,725	3,942	4,089	3,345	3,345	別紙6	人件費、直接物品費、業務管理費、直接材料費、一般管理費
防災設備点検整備業務	12,495	12,495	20,790	23,888	30,240	38,115	別紙7	人件費、直接物品費、業務管理費、直接材料費、一般管理費
通信設備等点検整備業務	32,760	36,540	31,395	31,605	34,965	44,940	別紙8	人件費、直接物品費、業務管理費、直接材料費、一般管理費
保安警備業務	64,890	64,890	71,190	71,190	109,200	109,200	別紙9	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
清掃業務	55,335	55,335	55,125	55,125	54,285	54,285	別紙10	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
緑地管理業務	4,883	4,883	3,644	3,644	3,329	3,404	別紙11	直接工事費、共通仮設費、一般管理費
害虫・ねずみ防除業務	406	406	406	406	366	366	別紙12	人件費、直接物品費、業務管理費
入退館管理システム保守業務	9,450	9,450	8,295	8,295	7,560	7,560	別紙13	人件費、調節物品費、業務管理費、一般管理費
ゴンドラ設備等点検業務	1,396	1,396	1,764	1,764	1,764	1,764	別紙14	人件費、直接物品費、業務管理費、直接材料費、一般管理費
合計	504,175	509,262	492,126	508,811	587,805	628,411		

(注1)機械電気設備運転管理業務の平成24年度落札金額が前年落札金額より上昇したのは主に建物老朽化に伴う点検箇所増によるものであり、今後も同等以上が見込まれる。

(注2)受変電設備等点検整備業務の平成24年度落札金額が前年落札金額より上昇したのは主に建物老朽化に伴う点検箇所増によるものであり、今後も同等以上が見込まれる。

(注3)防災設備点検整備業務の平成24年度落札金額が前年落札金額より上昇したのは主に建物老朽化に伴う点検箇所増によるものであり、今後も同等以上が見込まれる。

(注4)保安警備業務の平成24年度落札金額が前年落札金額より上昇したのは主に警備ポスト増によるものであり、今後も同等以上が見込まれる。

(注5)平成25年度落札金額は前年落札金額と比較して、10%以上の大きな変動はない。

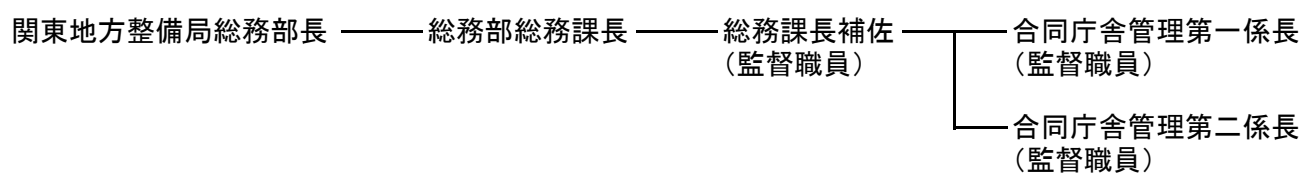
別添2

業務区分表

業務種別	業務細目(件名)	細々目	現状		入札後		備考
			職員	落札事業者	職員	落札事業者	
建物・設備等管理業務	機械電気設備運転管理業務	定期点検等及び保守		○		○	
		運転監視及び日常点検・保守		○		○	
	受変電設備等点検整備業務	定期点検等及び保守		○		○	
	2号館エレベータ等点検整備業務	定期点検等及び保守		○		○	
	検査棟他エレベータ設備点検業務	定期点検等及び保守		○		○	
	防災設備点検整備業務	定期点検等及び保守		○		○	
	通信設備等点検整備業務	定期点検等及び保守		○		○	
	入退館管理システム保守業務	定期メンテナンス 定期クリーニング 定期調整及び確認		○ ○ ○		○ ○ ○	
	ゴンドラ設備等点検業務	定期点検及び保守		○		○	
警備業務	保安警備業務	常駐監理		○		○	
		巡回監理		○		○	
		受付業務		○		○	
清掃業務	庁舎清掃業務	日常清掃		○		○	
		定期清掃		○		○	
		建物周囲清掃		○		○	
		窓ガラス清掃		○		○	
		ごみ運搬		○		○	
害虫・ねずみ防除業務	害虫・ねずみ防除業務	生息調査		○		○	
		全館防除		○		○	
		食堂防除		○		○	
緑地管理業務	緑地管理業務	高木・中低木剪定		○		○	
		高木・中低木施肥、防除		○		○	
		芝生管理		○		○	
		除草		○		○	
		発生物処分		○		○	

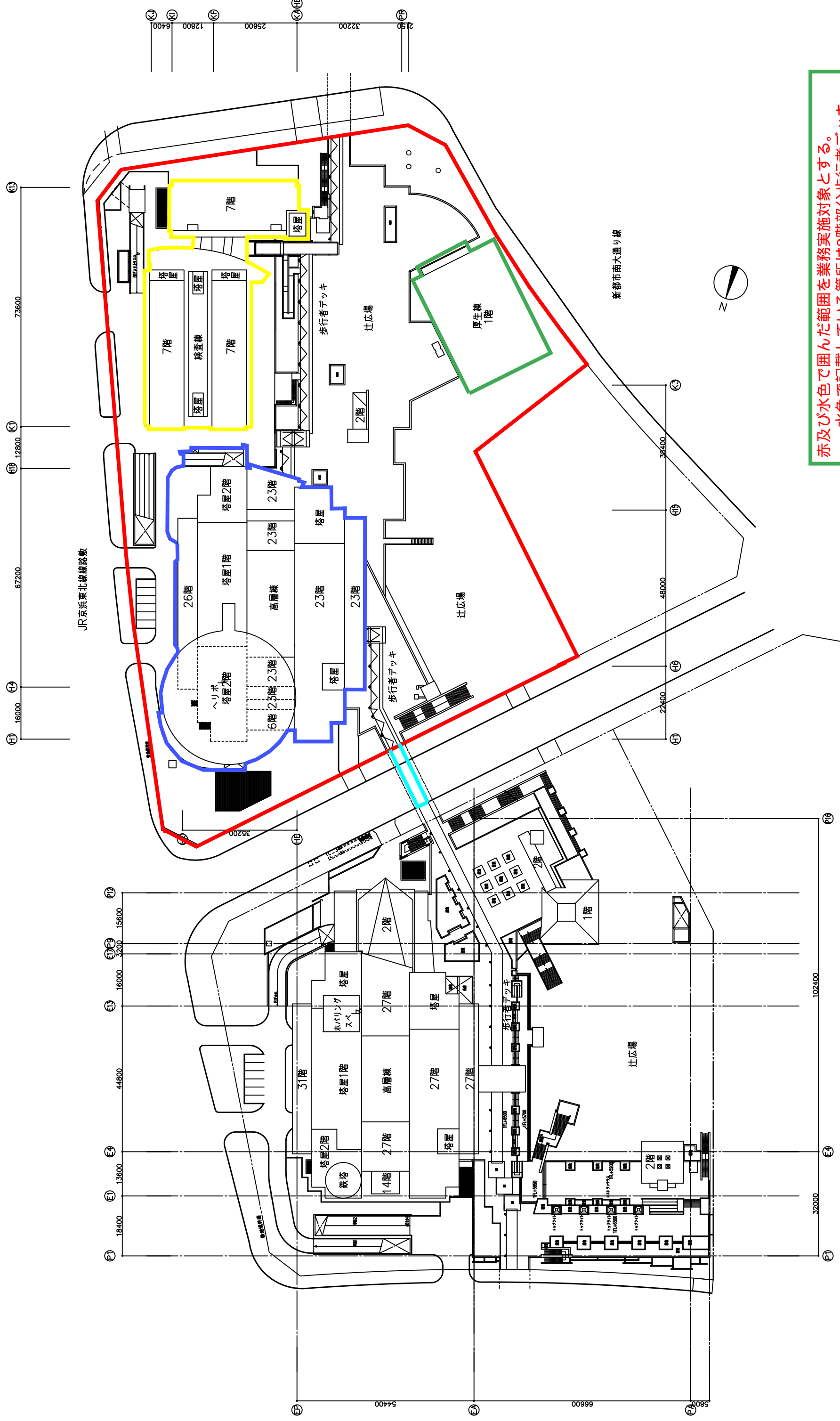
組織図(平成25年4月現在)

【さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟】



位置図





赤及び水色で囲んだ範囲を業務実施対象とする。
水色で記載している箇所は2階部分歩行者デッキ

青囲み：2号館（図中、2号館は「高層棟」と表記）
黄囲み：検査棟
緑囲み：厚生棟

企 画 書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

2. 業務実績			
本実施要項1. 1(2)で示す下記の業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
(1)機械電気設備運転管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(2)保安警備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(3)清掃業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

注1) 契約書その他実績を証明する書類の写しを添付すること。

3. 業務に対する認識

(1)本実施要項(1. 1. (2))で示す業務毎に年次計画を記載すること。

(2)本業務を確実に実施するため、次に掲げる各業務において特に重視するポイント等を記載すること。

①機械電気設備運転管理業務

②保安警備業務

③清掃業務

注1) 用紙が不足する場合は適宜追加すること。

4. 業務毎の実施体制及び資格者の配置について

(1)本実施要項(1. 1. (2))で示す業務毎に実施体制及び連絡体制を記載すること。

また、具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策及び業務を安定的に履行できる対策が講じられているかを具体的に記載すること。

(2)各業務で必要とする資格者(別紙2-1)の選任を行い、明記すること。
(資格者証等の写しを添付)

注1) 用紙が不足する場合は適宜追加すること。

5. 管理・運營業務全般に係る業務に関する提案

以下の項目について、A3用紙1枚で簡潔にまとめること。

(1) 本業務に関する包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の確保に資する提案事項

(2) 本業務のコスト削減に資する提案事項

(3) 共通仕様書・その他質の確保に対する具体的な提案事項

提案の有無 有 ・ 無 (いずれかに○をつけてください。)

(提案がある場合には、以下にその内容を記載してください。)

- 注1) 提案内容が、共通仕様書又は本実施要項のどの部分に対する提案であるかを具体的に指し示すこと。
- 注2) 定量的な数値をもって具体的な方法等を示すとともに、確保すべき水準が保たれている理由も明記すること。
- 注3) 提案内容は、原則的には提出様式2に記載した過去の業務実績において実施され、その効果が認められたものであることとし、その過去に実施した実績及び実施内容を示す資料を添付すること。

業務名	資格・経験		チェック(○・×)
機械電気設備運転管理業務	資格・経験	<u>①24時間体制による年間業務経験の有無</u> <u>②100,000㎡以上の建物(オフィスビル)の年間業務経験の有無</u>	
保安警備業務	資格・経験	<u>①24時間体制による年間業務経験の有無</u> <u>②年間業務経験の有無</u>	
清掃業務	資格・経験	<u>①年間業務経験の有無</u>	

注1) 企業としての経験や実績がある項目について、証明するものを添付すること。

注2) 過去の業務経験及び実績については、3年以内のものに限る。(平成22年から平成24年度まで)

注3) 過去の業務経験及び実績については、1件以上とする。

8. 再委託に関する事項

再委託する業務	再委託先の名称	再委託先の住所	再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法

注1) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託先を変更する場合は、施設管理担当者の承認を受けなければならない。

注2) 各再委託先との取引実績又は取引関係にあることを示す資料もしくは取引が可能であることを証する資料を添付すること。